

学生問題に関する資料

昭和42年9月

国立大学協会
学生問題特別委員会

は し が き

さきに、本特別委員会は、「学生問題に関する所見」をとりまとめて公表したが、その際多くの大学から学生問題に関する各大学の具体的事例を集め、大学相互の参考に資するようにとの強い要望が出された。本委員会は、引続きその要望にそうべく各大学に対し資料の提供を依頼したところ、多数の大学より数多くの貴重な資料が寄せられ、編集責任者として深く感謝の意を表する次第である。この集録が、さきに公表された所見とあわせて各大学の要望にそう参考資料として役立てば幸いである。

なお、この集録は、それぞれの大学の寄せられたものを、そのまま項目毎に分類して編集したため、記載の様式、繁簡、字句その他について統一されていないことを了承願いたい。

昭和 42 年 9 月 1 日

国立大学協会
学生問題特別委員会委員長

奥 田 東

学生問題に関する資料

—目 次—

I	学生自治活動の問題	1
1.	大学の自治と自主的秩序の確立（告示）（東京大学）	1
2.	最近の学生運動について—全学生に告ぐ—（東京大学）	4
3.	大学の自治と学生の自治活動について—入学式に際しての告辞—（東京大学）	10
4.	大学の自治と学生の自治—最近の学生自治活動に関連して—（東京大学）	17
5.	課外教育活動に関する中間報告及び応募意見について（京都大学）	24
6.	大学祭における四大政党立会演説会中止について（北海道大学）	49
7.	不法集会の強行について（弘前大学）	51
8.	統一スト参加のための授業放棄について（埼玉大学）	52
9.	学友会のスト決行について（告示）（京都教育大学）	53
10.	深夜学内侵入者等に対する措置について（愛知教育大学）	54
11.	学生自治会をめぐる掲示問題について（和歌山大学）	55
II	警察官の大学構内立入の問題	56
1.	東京大学ボボロ事件について（東京大学）	56
2.	大学祭実施に伴う学生問題と警官隊出動について（北海道大学）	77
3.	五月祭における警察官の学内警備について（総長談話）（東京大学）	89
III	大学移転・統合の問題	93
1.	青葉山移転問題について（東北大学）	93
2.	分割移転反対（併せて県立教員養成所設置反対）運動について（埼玉大学）	97
3.	筑波移転問題について（東京教育大学）	101
4.	校地統合問題について（京都工芸繊維大学）	104
IV	学寮の問題	114
1.	学寮のあり方について—大学の基本的な態度—（山形大学）	114
2.	学寮問題をめぐる最近の事態について（総長談話）（東京大学）	118
3.	雄迎寮紛争について（東京学芸大学）	120
4.	学寮規則改正問題について（北海道大学）	155

5. 学寮規則制定問題について（東京商船大学）	175
6. 学寮規程の制定について—学生諸君に告げる—（滋賀大学）	204
7. 学寮規則制定反対闘争について（鳥取大学）	206
8. 新寮建設と学寮規程改正について—全学学生に告ぐ—（お茶の水女子大学）	211
9. 学寮増築と学寮規則制定問題について（高知大学）	215
10. 学寮管理人制度反対闘争について（九州大学）	216
11. 学寮問題（新寮入寮拒否）の経緯とその問題点について（宇都宮大学）	219
12. 猪丘寮寮生の新寮（稲毛寮）移転問題について（千葉大学）	243
13. 入寮選考，経費負担区分及び学寮規程改正問題について（金沢大学）	245
14. 学寮の入寮選考，暖房及び炊夫の問題について（大阪外国語大学）	253
15. 学寮の経費負担区分等に関する紛争について（山形大学）	253
16. 学寮の経費負担区分の問題について（神戸大学）	262
17. 学寮の暖房問題について（東京教育大学）	264
18. 学寮の光熱水料不払運動について（佐賀大学）	265
19. 文理学部学寮（炊婦）問題の性格と背景について（静岡大学）	267
V 学生会館等の問題	271
1. 学生会館管理運営規則制定問題について（室蘭工業大学）	271
2. 学生会館規程等制定問題について（神戸大学）	278
3. 学生会館（規則制定）問題の真相について（評議会議長談話）（長崎大学）	279
4. 東京商船大学85周年記念会館規則等の実施拒否問題について（東京商船大学）	286
5. 学生会館規程拒否及び会館占拠等の問題について（金沢大学）	290
6. 学生会館管理運営の問題について（電気通信大学）	309
7. 学生会館建設に伴う管理運営の問題について（広島大学）	310
8. 学生会館と生協問題について（茨城大学）	316
9. 学生食堂の建設をめぐる紛糾について（群馬大学）	317
10. 東山地区中央食堂の生協退去について（名古屋大学）	337
11. 学生食堂の生協移行について（高知大学）	342
12. サークル部室問題について（高知大学）	342
VI 教育等の問題	348
1. 外国人留学生問題について（千葉大学）	348
2. 医学部における研修生・学生問題について（東京医科歯科大学）	351
3. 学部名称変更をめぐる紛争について（横浜国立大学）	354
4. 県立教員養成所設置反対運動について（埼玉大学）	359
5. 能研テスト採用反対の紛争について（東京芸術大学）	359

6. 就職差別撤回運動について（愛知教育大学）	360
VII その他の問題	362
1. 学生への広報機関紙について（静岡大学）	362
2. 学園紛争の回避について（鹿児島大学）	364
3. 学生ゼミ・大学名称変更等に際し紛争回避について（愛知教育大学）	365
4. 農大ワンダーフォーゲル部事件に際しての注意（学内通知）（埼玉大学）	366

I 学生自治活動の問題

1. 大学の自治と自主的秩序の確立（告示）

東京大学
(27. 4. 22)

(1)

去る2月20日に起った、公認された学内集会への警察官の立入事件以来、本学は大学の自治を擁護するために努力を重ねて来たが、事件の真相が明らかにされるにつれて、本学の立場もひろく世の理解するところとなり、学園の自由を重んずべしとする声が高まりつつある。本学は、今後、あくまでも既定方針を堅持し、外部勢力の不当な介入や干渉を拒否して、名誉ある本学の地位を守り抜く決意を有する。学生一般も大学自治の正しいあり方について省察を重ね、本学の意のあるところを十分に理解し、学内の自主的秩序の確立に協力することを要望してやまない。

いうまでもなく、大学の使命は真理の探求と教授とにある。しかるに、真理は、さまざまな立場を寛容しつつ、その間の自由な討議を重ねることによって、はじめて客観的に究明せられ得る。したがって、最初からただ一つの見解のみを絶対の真理としてかけ、あるいは、或る一つの立場を絶対の誤謬として禁止するがごとき態度は、学問研究の本質に反するものといわなければならない。憲法が学問および思想の自由を保障する所以も、ここに存する。大学はかかる広い視野に立って、何が真理であるかを研究し、ゆるぎなき学問の体系を確立することによって、社会の進歩と人類の福祉とに貢献するという重責を担っている。この重責を果たすために、いかなる研究者を採用し、いかなる方針を以て研究をすすめて行くかは、大学自身の決定にゆだねらるべきであって、これに対する政府の干渉や政党の圧迫は、あくまでも排除されなければならない。そこに、大学自治の根本原則が存する。

大学で行なわれる政治問題の研究も、この原則によって処理せらるべきである。社会科学や人文科学は、その当然の任務として、しばしば切実な政治問題をその対象として取り上げる。しかし、取り上げられた対象が、切実な政治問題であっても、その取扱い方が研究的態度から逸脱しないかぎり、それを研究する自由は、あくまでも尊重されなければならない。その場合、どこまでが学問研究の範囲に属し、どこからが政治の実践行動と見なされるかの限界は、大学自体の良識ある判断によって認定せらるべきである。

学生が、学内文化活動の一つとして、社会問題や政治問題に取材する演劇を上演したり、あるいは、それについて討論会を開いたりする場合も、同様である。大学が、それを研究的態度の外に逸脱するものではないと認め、教育の一環として、それらの行事のために教室等の使用を許可している以上、外部の政治勢力がこれに干渉を加えることは、許されてはならない。研究および教育の立場においてなされる大学の活動に対して、一党一派の見地からその政治性を云々し、権力を用いてこれに容喙するがごときは、思想統制の端緒をひらき、憲法のおびやかすものとして、厳にこれを排斥しなければならない。

このことは同時に、大学そのものの活動もまた、一党一派の立場に偏した政治色をおびるものであってはならないことを意味する。大学の教授や学生も、一般社会人の立場においては、その政治的な見解を表

明し、その世界観的信念にしたがって行動する自由を有する。しかし、その場合、或る種の政治行動を取締る国法が存在すれば、大学の教授や学生も、一般社会人としてその拘束を受けることは、当然である。したがって、もしも教授や学生が、学問の自由に名を藉りて、一般社会人としては許されていない政治行動を学内で行ない、しかも、大学自治の名分を利用して、そのような事実に対する国法の強制力の波及を阻止しようとするならば、外部の政治勢力は、かならずやそれを自由の濫用であるとし、かえって積極的に自治を無視する行動に出でようとするであろう。かくのごときは、大学自らが自治破壊の誘因を作るものであるばかりでなく、大学内部にも対抗的な政治勢力の抬頭をうながし、学園が政治抗争の場所と化することをまぬがれないであろう。大学が真理の探求のために政治的中立性を保つ必要がある理由は、まさしくここに存する。

大学の自治が上に述べたような性格を有する以上、これをおびやかすものが単に学外の政治勢力のみにかぎられないことは、明らかである。学内にあって、特定の政党の支部のごときものを結成し、一方的な政治目的のために宣伝もしくは煽動を行ない、あるいは一党一派の主張を強いて全学生の輿論であるかのごとくに装おうとするような行動は、大学の自治を内部から危殆にみちびく。大学が自由の名によってこれを放任するならば、大学の自治を特定の政治活動の道具として利用することを許したというそしりを招くにいたるであろう。

学生の自治活動は、大学自治の一環として重んぜらるべきではあるが、それと同時に、それが大学自治の精神そのものによって制約を受けることは当然である。すなわち、大学は、研究および教育の一つの筋道として学生に自治を認めているのである以上、学生の自治活動は、大学本来の使命である研究および教育を妨げるものであってはならないし、また、学内の秩序をみだして外部の権力介入のいとぐちを作るものであってはならない。大学はその使命を果すために、建物・施設ならびに学生に対する管理権をもっており、大学の目的に適うようにその建物・施設を管理運営し、また諸規則を定めて学生を教育し、学内秩序を維持する責任をもっている。したがって、一部少数の学生が学生自治組織の指導権をにぎり、自治の名において大学当局の認めざる活動を行ない、あるいは、構内の施設をみだりに学外団体に利用せしめるがごときことがあれば、大学の自治を守ることはきわめて困難となるばかりでなく、そのこと自体が大学自治の破壊であるといわざるを得ないのである。

(2)

ところで、去る4月13日(日曜日)、午前10時ごろから、全日本学生自治会総連合(全学連)は、本学が本学学生自治会中央委員会に貸与している室内で、秘密裡に中央執行委員会を開き、4月28日および5月1日の両日を期して、破壊活動防止法反対のための全国ストライキを行なうことを決議し、諸大学の傘下団体にその指令を発した。この秘密集会が行なわれつつあることを知った本学厚生部長および学生課長は、ただちに現場に赴き、説得を試み、解散を命じた。しかるに、本学がこれらの室の使用を全学連に許可したのでないことは明白であるにも拘らず、集会の代表者と思われる者は、「これは全学連の部屋である」「全学連の部屋で全学連の委員会を開くのがなぜ悪いか」等といて抗争し、ついに一応は退去したけれども、午後ふたたび集会を続行した。

そこで厚生部長・学生課長は、やむを得ず守衛をしてこれを解散せしめたが、その際に確認し得たところ

ろによれば、集会の人数は約15名で、その大部分は本学以外の他大学の学生であった。これは明らかに本学の認めざる学外団体の不法集会であり、かつ、立法阻止という政治目的のために、全国的ストライキを決定・指令するという、高度に政治的な行動であったと断定し得る。これまさに、本学の学内管理権の蹂躪であるのみでなく、この種の集会はいわゆる次官通達による特例の枠の外にあるものであって、大学の自治に対する反逆行為であるといわなければならない。

しかるに、全学連は、その直後本学構内に掲示を貼り、ストの指令を決議したことを公言し、かつ、厚生部長・学生課長の当然の職務上の行為に対して無礼きわまる誹謗を加えた。更に、翌14日正午ごろ、全学連委員長T（京大で停学処分を受けた学生）、都学連委員長D（本学で退学処分を受けた学生）の外、自己の氏名を告げることを拒んだ学生風の者20余名が学生課にあらわれ、執務中の学生課長を取りまき、再三の説得および退去要求にもかかわらず、約4時間にわたって、急を要する公の執務を妨害し、身体を拘束し、あらゆる罵詈・脅迫の言辞を弄し、中には室の窓をあけて、「学生課長を外にはおろし出すぞ」「下はコンクリートだぞ」等と叫ぶ者さえあった。かくのごときが全学連の指導者たちの言動である。それは、理性と討論と紀律との上に成り立つべき大学の秩序の上に加えられた、許すべからざる暴逆である。この場合、本学当局者は隠忍して、警察権の発動を要請しなかったけれども、この種の学外者、もしくはこれを導入する少数学生による建物の不法占拠、または暴力的行為を排除するため、本学の警備力で不足する場合、本学の最も欲しないところの警察権の発動という事態が万一起るとしても、その際大学の自治を破った者が何人であるかは、一般学生がよく判断し得るところであろう。

そもそも本学学生自治会中央委員会は、昭和25年10月5日、本学の禁止した屋外集会およびデモンストレーションを強行したのち、その公認を取消されたまま、今日にいたっているのであるが、本学が中央委員会に貸与した3室は、各学部自治会の連合体が全学的な事務を処理するためにひきつづき使用せしめていた。しかし、これらの部屋を上目的以外の用途に使用し、もしくは第三者に転貸してはならないということは、最初からの確約であり、特にこれを全学連・都学連に転貸してはならぬこと、ならびに、部屋の鍵の管理については責任者を定めてこれを慎重に取扱うことをくりかえし注意して来たのである。かねてから中央委員会室内に全学連・都学連の書記局があり、そこがこれらの高度に政治的色彩を有する団体の活動の中心となっているという風評はあったが、今回の事件によりそれが確認されたばかりでなく、中央委員会の名を以て配布せられたビラ自体がこの事実を裏書きし、かつ全学連のスト指令を支持している。よって、本学は、これら3室の使用につき明白な協定違反の行為がなされたものと断定し、ここに中央委員会室の使用を禁止し、これを閉鎖する。

この措置は、本学が、大学の自治が内部から崩れることを防ぐために、あくまでも本学独自の判断と責任とを以て断行するものである。僅か10数名の者が、大学管理者の隙をうかがって秘密集会を行ない、政治的目的のためのストライキを決定し、全国各大学の学生大衆に対し、天降りの指令を発するがごときは、およそ考えられ得る最も非民主的な行為であるといわなければならない。本学が、このようなストライキを容認しないことは、いうまでもない。

終戦後一時乱雑であった学生生活もようやく安定に近づきつつある今日、一部少数学生の行動によって、学内の秩序が今なお破られつつあることは、本学が日本の前途のために憂慮するところである。問題は、これら少数煽動者がいかなる美名をもって煽動するにせよ、一般学生がその実体を認識し、その煽動を拒

否するだけの理性と勇気をもつか否かである。講和発効に際し、日本の前途には、微妙な国際的関連性をもつ幾多の重大な問題が山積しているとき、次代の社会を担う全国の学生が理性と良識とを以て行動するか否かによって、わが国将来の運命を卜することができよう。

東京大学に学ぶ学生は、現下の国際的ならびに国内的問題の重大性を認識し、これに関心をもつと共に、いやしくも軽挙妄動することなく、常に理性的に判断し、秩序正しく行動し、日本の将来を担うべき実力の涵養に力めることを、期待しかつ確信するものである。

2. 最近の学生運動について—全学生に告ぐ—

東京大学
(27, 7. 1)

1. は し が き

戦後、一部政治勢力の指導と影響の下に著しい政治的偏向を示して来た日本の学生運動は、最近特に矯激な行動に走ると同時に、一般学生大衆の生活態度からますます遊離する傾向を示すにいたった。以下、去る4月22日付で全学に配布した、「大学の自治と自主的秩序の確立」と題する文書に記載した事実以来、次々に本学本郷構内で起った事件の主なものについて記述し、かかる異常な状態を一日も早く払拭して、新たな学生自治組織を確立する必要があるゆえんを明らかにすることとする。

もちろん、これらの事実もしくは行動は、本学学生の全体から見ればごく少数の一部学生だけのすることであり、その仲間である学生は、いわゆるシンパをも含めて、本学学生総数約15,000名中せいぜい2・300名に過ぎないと認められ、大多数の学生は静かに、着実に、勉学に従事している。またこれらの事実もしくは行動が、本学構内の日常行事のように頻発して、学園内の日常生活をみだしているのでもない。平常の学園は研究および教育の雰囲気をよく保ち教室の出席状態も良好である。

しかし、本学の全体的状態や雰囲気と切りはなして、これらの暴行的もしくは非合法的事実だけが新聞記事として報道される結果、いわゆる何回かの「東大事件」が東大全体の現状であるかのごとく、日本全国はもちろん、世界各国に宣伝されて、世人の憂慮の種、批判の的となり東大の名誉と信用を害することも少くない。しかも、一部少数の学生とはいいいながら、彼らが外部の勢力との連携の下に、いわゆる学生運動に指導的地位を占めている現状を、無視することは出来ない。それゆえに本学は、これらの状態に対処して、学内の秩序を維持し、学生運動を正常な合法的の形態にとりもどし、学内外に対して大学の自治を擁護するために苦心と努力を怠らない。去る5月、数名の学生を懲戒処分したのは、上の目的と趣旨にもとづく措置であったが、今回残念ながら更に数名の学生を処分するのやむなきに至った。

本学全学生諸君は、これらの処分の真にやむを得ざるゆえんを諒解して、軽挙妄動することなく、東京大学学生としての信用を維持すると共に、これを機会として学生運動の在り方を反省し、学内秩序を堅持

し、大学自治を守るために、道徳的勇気をふるって奮起されることを希望する。学内秩序の維持による大学自治の擁護は、大学当局者だけの任務ではなく、一般学生の自覚と協力なしには容易にその効果を収め得ないものである。かかる点においてこそ、大学当局、全教授、全学生を挙げての一致した協力が望ましくあり、また可能なのである。

以下述べるところは、一般学生諸君が上の自覚をもつために必要と思われる事実関係の記述と、本学方針の説明とである。

2. パトロール警察官に対して加えられた暴行

4月20日午後4時頃、本郷通り本学農学部前を通りかかった一群の学生が農学部正門内をパトロール中の警察官1名を発見し、これを大講堂内厚生部に連行した。本学本郷構内における制服警察官のパトロールは、一般犯罪予防の必要上本学の諒承しているところであることは、3月19日の告示で明らかにしている通りであり、かつ本郷構内といえは農学部をも含むことは明瞭である。しかし、パトロールの路線等について疑義を抱いた学生群が、これを厚生部に誘導したことは、必ずしも咎むべき行為ではない。しかし、当日は日曜日であったが、電話連絡を受けた厚生部長が到着するのを待たないで、一部の者がさらに警察官をつれて庶務課小使室に赴き、暴力を用いて一時警察手帳および拳銃を取り上げた行為は、到底許され難いところである。

3. 本学厚生課職員の私宅に対する集団不法侵入

4月24日午前11時半ごろ、本学が厚生課職員に貸与・使用せしめている構内の1室に、学生風の者9名が押し入り、家宅捜索を行なったという事件が発生した。この私宅に、昨年の夏、職業を求めて郷里から上京して来た本人の兄が寄偶し、特審局に就職したが、まもなく別居した。しかるに、このことを探知した一団の者は、かねて本学内部に警察または特審局のスパイがいると称していた虚偽の宣伝を裏づけるために、当該職員が公務のため不在中の白昼、この私宅に不法侵入し、当日病臥中であった本人の妻を起し、壁に面して土間に立たせ、監禁状態に置いたまま、室内を隅なく捜索した上で、名刺箱等を奪って立ち去った。これは、明らかに集団的な不法の家宅侵入であるばかりでなく、座敷に上った者は、指紋を残さないために、靴下を手袋のごとくにはめて物件を捜索などした点で、周到に計画された暴力行動であるといわなければならない。しかも、事の行なわれた直後、誰も他の者がこの事件を知らぬ中に、非公認中の中央委員会（以下、便宜上単に中央委員会という）の代表者が厚生部長にむかって「学内に特審局員がいることが判明した」と公言していた。

4. 破防法反対の第一次不法集会および示威行進

全学連中央執行委員会は、4月28日に破壊活動防止法反対のための全国ストライキを行なうことを決定し、その指令を発したが、本学の中央委員会はその決定にもとづき、アーケード前で破防法粉碎騒起大会を行なう計画を立て、その旨を本学当局に申入れた。しかし当日は、都学連主催の下に他大学の学生その他の学外者を多数迎え入れて政治的集会を開き、集団示威運動を行なう計画が明らかであったから、本学は当日の集会を禁止する意志を明確に表示し、すべての門を閉鎖して、学外者の構内立入を拒絶した。しかるに約200名の本学学生は禁を犯して正午ごろよりアーケード前で不法集会を行ない、更にあらかじめ準備したハンマーを用いて内側から正門の鍵を破壊して、正門前に集結した他大学学生を構内に導入した。

5. 中央委員会室隔壁の暴力による破壊

本学は、4月22日午前10時、厚生部長を通じて中央委員会議長に対し、中央委員会に貸与して来たグラウンド地下の3室を閉鎖するという決定を伝え、1週間の猶予期間を附し、その間に私物を運び去るよう申し渡した。しかるに一向立退く気配を示さないで、本学は、4月29日夜、木材を用いて室を嚴重に閉鎖した。翌30日昼すぎ、銀杏並木附近に集まった10数名の学生は、鋸その他の器材をもち出して現場に赴き、閉鎖された隔壁を破壊しはじめた。これは、刑法上の建造物侵入および建造物損壊もしくは器物損壊に該当すべき暴力行為であるから、本学は、ただちに警察署に連絡して、出動を要請したが、警官隊が到着した時には、すでに破壊行為は終わっていたので、本学は警察に対し、一応引取るように申入れた。さらに、午後3時ごろ、警察署から実地検証を行なう旨の通告があり、本学はこれを諒承した。この事件に際して10数名の学生は、現場附近で厚生部長および学生課長に対し、集団的な力による公務執行妨害の行為を加えた。また、上記破壊行為について主たる役割を演じたDは、本学で退学処分を受けた者であり、これに対しては学則による責任の追及を行ない得ないので、本学は事務局長名を以てこれを告訴した。

6. 五月祭

本年は、2月以来、学生と警察との間にしばしば問題が起り、一部少数の学生の行動はますます尖鋭化する傾向があったので、はたして五月祭を無事に行ない得るか否かは、最初から深く懸念されていた。しかし、本学は、一方で不祥事件が頻発している折柄であるだけに、五月祭が賑々しく盛大に行なわれることを切に念願し、学生一般もこれを希望していた。そこで、大学側の学生委員会と学生側の五月祭常任委員会との間に折衝を重ねた後、五月祭のプログラム全体にわたって両者の協定が成立した。その直前の5月20日になって、中央委員会から、すぐるメーデー騒擾事件の際に死亡した法政大学学生の学生葬を、五月祭当日の24日午後1時からアーケード前で行なうという提案が、常任委員会に提出されたが、常任委員会は多数決を以てこれを採択しないことに決定した。学生委員会は、その報告を受けて、常任委員会の措置を賞讃し、もしもそのような突然の行事計画が常任委員会によって採択されたならば、大学は五月祭を中止するのやむなきにいたったであろうという学校側の意向を伝えた。かくて、学生葬は行なわれないということをも含めて、五月祭の計画が確定し、常任委員会は、それ以外の計画が行なわれないように責任を以て努力することを約束し、5月23日2時よりの学内五月祭、および24・25日の公開五月祭がいよいよスタートすることに正式に決定を見たのは、5月21日の正午ごろであった。

7. 五月祭当日に強行された都学連葬

しかるに、上の決定を見た翌22日になって、中央委員会は再び学生葬を行なうという提案をなし、常任委員会は意外にも前々日の決定をくつがえして、これを採択するという決議を行ない、ために常任委員会は分裂し、過半数の強行派は学生葬の実施について協議したい旨を学生委員会に申入れた。学生委員会は、あれだけ手をつくして最後の協定が成立した翌日に、常任委員会自身が自主的に否決した学生葬の計画を手のひらをかえすように採択するという事は、大学に対する不信行為であると述べ、そのように態度を豹変し、しかも、その結果として内部分裂を生じたような常任委員会に、この重大な五月祭の実行の責任を托するわけには行かないから、もしも学生葬の実施を固執するならば、いまからでも五月祭を中止すると申渡し、常任委員会の返答を23日午前10時までにもたらすことを求めた。時に22日午後10時。これによって、常任委員会内にさらに複雑な動きが生じたが、ついに5月23日午後2時すぎ、総長から公開五月祭が行なわれ得るための次の三つの条件が示され、常任委員長はこれを受諾したので、五月祭は中止の運

命を回避することができた。

- ① 常任委員会は学生葬の計画を採択するという決定を撤回し、辞任した全委員が委員会に復帰すること。
- ② 学生葬の提案について再審議を行なわないこと。
- ③ 学生葬がそれにもかかわらず行なわれることがないように責任を以て努力すること。

上にもとづいて、中央委員会も、常任委員会の決定に従う旨の声明を発したが、それにもかかわらず学生葬が都学連葬という形で強行されることは、十分に察知される形勢にあった。問題は、常任委員会がどこまで誓約を守ってそれを阻止するために努力するかに存したのである。

5月24日は朝から快晴にめぐまれ、多数の都民が本学構内に入場しはじめ、会場は次第に賑わいの度を増しつつあった。しかるに、朝のうちから、当日午後1時よりアーケード前で都学連葬を行なう旨のビラがまかれ、10時半ごろには、5個の葬儀用花輪が正門から運びこまれた。常任委員長は、これに対して対策を決定するための委員会を招集することなく、事態を見送り、午後1時10分前になってはじめて緊急常任委員会を開いたが、学生葬はすでに開催されはじめていたので、これが阻止に積極的に努力しようとしていた一部委員は、討議決定を待たずして現場におもむき、マイクを通じて、この行事は五月祭常任委員会の認めたものではないこと、一般観覧者はこれに接近しないようにされたいこと、などの注意を与えた。学校側がこの行事の禁止を通告したことはほとよりのことである。しかし、いわゆる都学連葬は、これらの禁止通告や注意を全く無視して実施されたのみならず、これを阻止しようと試みた本学巡視に対し、学生行動隊は暴力をふるい、3名の巡視がそのために負傷した。

五月祭のように、年に1回、本学の研究活動を賑々しく都民一般に公開する場所において、都学連葬のごとき政治的意味を有する行事を行なうことが、いかに不穏当であるかは、議論の余地のないところである。したがって、本学は上記学生葬の企画を撤回しないかぎり五月祭を中止すると言明し、常任委員会も最後には撤回を受諾し、中央委員会はその決定に従うと声明したにもかかわらず、その間、学生葬の準備は実際には着々とすすめられ、学外者との十分な連絡を取りつつ、公然と遂行されてしまったのである。これは大学の自治に対する重大な侵害であり、本学に対する不信行為である。しかも中央委員会は、その直後において、都学連葬が行なわれたことを心から賞讃するという声明を発表した。また、常任委員長は、6月6日に開かれた五月祭真相報告会において、総長から示された条件の第3項目を、「事が起ったならば常任委員会は責任を以てこれを阻止する」というふうに表現し、事が起るまで無為にして見送った責任を回避しようと試みている。この真相報告会に出席した学生の多数が、常任委員会主流派の態度を難詰し、都学連葬が行なわれたことを遺憾とする気持を表明していたことは、よくこの事件に対する本学学生一般の批判の声を代表したものであるといえる。

8. 早稲田大学における全都学生蹶起大会への本学学生の参加

6月10日、早稲田大学において都学連主催の下に、去る4月28日に本学で行なわれたと同じような破防法反対の抗議集会が催されることになったが、早稲田大学はこれを禁止した。本学でも、中央委員会は、これに参加するに先立って、正午からアーケード前で集会を開くという計画を立て、学生課にこの旨を届け出たが、これも本学によって禁止された。しかし、中央委員会は、禁止にもかかわらず短時間の集会を催し、構内で僅か90名のデモ行進を行なったのちに、早稲田にむかった。

9. 再度本学構内で強行されたストライキを伴う破防法紛砕全都学生総躍起大会

6月17日に本学構内で行なわれた第二次の不法集会およびデモ行進も、形態の上で4月28日のそれとほぼ同じであるが、多少従来と相違している点を挙げれば、

- (1) 17日の集会にいたる前に、各学部自治会は学生大会を開き、ストライキに対する態度を討議し、一応、各学部自治会の決定から出発して、全学大会より全都大会にもり上げて行くという順序を取った。正式にストライキの決議を行なったのは、文・経・理・農・教養の学部である。
- (2) 今回は、特に労働者や市民と共同闘争を行なうということを強調し、集会には労働組合の代表の挨拶などが行なわれ、また約30名の小学生を含む朝鮮人中学生、高校生を加え、純然たる学生運動の限界を越えてますます濃厚な政治色を發揮した。
- (3) 本学は、最初からこの集会を禁止する旨を掲示・通告し、すべての門を閉ざして、外来者の入場を拒絶し、集会が開始されてのちも、マイクを通じてたびたび解散を命じたが、それにもかかわらず集会は強行された。中央委員会議長は正門を閉鎖した本学の措置を非難し、正門前に集結した他大学の学生を迎え入れるために正門の鍵を破壊するというを公然と宣言し、ただちに破壊行動に移り、行動隊は予め用意した器材を用いて、今回は特に敢重に装置した鍵を破壊した。この際、これを阻止しようとした巡視4名に対し、激しい暴行が加えられた。また、本学の使用していたマイクのコードを切断した。

10. 学生懲戒処分について

以上が、4月20日以後本学に起った主な学生運動に関する事件であって、これらはすべて2月20日のポポロ座事件以来の一連の事件と見るべきであり、その指導的地位にある勢力と、その指導方針は、前後を通じて一貫していると認められる。その主要な特色は、いわゆる実力行使的な暴行を辞さないという点と、学外者との連携による政治的色彩の濃厚化という点にある。この二つの点とも、大学の本質と任務、殊に東京大学の伝統から甚しく逸脱するものであって、かかる状態と傾向は、到底本学の看過し得ざるところである。従って、その逸脱が明白かつ重大である場合には、学生に対し懲戒処分を加えることも亦、大学自治を守るために、やむを得ないことである。故に、本学は、最近の諸事件に主として関係した学生の行動を慎重に調査し、責任の明らかになった者を処分する。但し、これはあくまでも教育の一環としての処分であるから、本人の反省に十分見るべきものがあると判断し得る時が来れば、今後も退学者を復学せしめ、停学を解除する等、従来大学の取って来た通りの方針で臨むこと、もとよりである。

学生の間には、往々、目的のためには手段を選ばないとの考えがある。たとえば、破防法は学問・思想の自由をおびやかす危険のある法案であるから、これに反対するためにはストライキも正当化される。不法集会もやむを得ない、暴力行為さえも必要であると論ずる者がある。この考えは二つの点において誤っている。

第一は、ストライキや不法集会や暴力行為が、大学本来の任務にいかにか反するものであり、大学の自治にとっていかに自殺的な行為であるか、という点の認識不足である。

第二は、大学本来の任務を放棄してでも今政治的に立ち上らなければ、大学の存立そのものが失なわれるという、革命前夜の、切迫した焦燥の意識は、社会情勢の客観的分析を経ていない、という点である。

破壊活動防止法案のごとき治安立法に対して、学生もまた深い関心をいただくのは、きわめて当然なこと

である。しかし、いやしくも最高学府に学ぶ者が、重大な立法に対して何らかの判断を下し、態度を定めようとする以上、まず問題の法律案について専門家の解説を聞き、その内容を学問的に検討し、過去の類似立法や諸外国の立法例との比較研究を行なうのが順序である。破防法反対の立場を取る者も、批判講演会、研究討論会、声明書、世論調査、国会への請願等、合法的な方法でその意思を表明する道がある。しかるに、研究的立場に立つことの故にこそその発言を重しとせられる大学関係者が、研究討論の立場を離れて、研究及び教育の放擲と、大学の本来の任命遂行に対する拒否抵抗を意味するところのストライキその他の行動に出でることは、かえって大学の威信を失墜せしめるおそれがある。大学は、学問を研究し、これを教育するという任務と責任を、国民と人類とに負っている。その任務の遂行を妨害する行動は、たとえ破防法反対のためであっても、大学はこれを容認することができない。正しい目的は、正しい手段によってのみ達成されなければならない。いわんや、大学当局との約束を破って不信行為を犯し、大学の許可しない集会その他の行動を取った責任者は、大学秩序の維持の上で、処罰されても致し方がない。刑法上の犯罪に該当する性質の暴力行為が、学内処分の対象となることは、言うを待たないところである。

11. 学生自治組織の再編成について

しかしながら、大学が自主的に学内秩序を維持するためには、一部学生に対する懲戒処分のような消極的方法だけで、その目的を達し得るものでは決してない。処分は当該学生に対して反省の機会を与える教育的措置であると共に、一般学生に対し、学生運動の在り方について、学生自治組織の運営に因して、反省を促し、自覚を要求する機会である。端的に言って、大学の自主的秩序を確立するための最良の道は、大学に学ぶ学生一般が学生運動を正常な軌道に乗せることの必要性を認識し、そのために協力することである。もちろん、困難な経済事情の下に勉学にいそしみつつある学生にとって、自治会の委員となり、あるいは課外の研究活動や文化活動に積極的に参加することは、時間または労力の上で、すくなからざる犠牲をとまらうであろう。しかし、自治会の委員が一方的な政治色を帯びた「職業的」学生運動家によって独占されることを防ぐために、委員選挙にあたり、事情の許す一般学生がすすんで委員に立候補し、洩れなく多数の学生が投票を行なうことは、健全な学園生活を擁護するために学生一般が遂行すべき当然の権利であり、義務である。また、選任された委員の行動について、常に監督者の立場に立って批判を加うべきであり、徒に盲目的な追随者となり、あるいは無関心な傍観者として留まる態度をすてなければならない。その意味で、最近の法学部自治会委員の改選にあたり、当時登校者の約80%の投票を見たことは、大いに意を強うするに足りる。本学は、学生一般が最近の一連の事件について本学の取って来た措置を理解すると同時に、道徳的勇気と責任感を振り起して、すすんで各学部自治会の明朗化に心を致し、暴力・不法の行為を強く否定し、東京大学学生の信用と名誉を維持することに協力することを、切に望んでやまない。

3. 大学の自治と学生の自治活動について—入学式に際しての告辞—

東京大学
(35. 4. 12)

諸君はひじょうにむずかしい入学試験を受けられ、多数の競争者の中から選ばれて入学を許可された方々であります。諸君のうちには、試験に対して自信満々だった方もありましょうし、あるいはまた、かなり不安だった方もありましょう。しかし、いずれにしても、入学を許可されて本学の学生となったことは、諸君の一生にとっては画期的なことであり、諸君自身はもとより、諸君の父兄・恩師・先輩たちも心から喜んでおられることと思います。

本日から、東京大学学生として諸君が過ごされる4年間は、盛んな知識慾、旺盛な活動力、ならびに鋭い感受性にあふれた期間であります。大学は、この大切な時期に諸君が自己を形成される場です。この意味において、わたくしは最初に大学のもつ理念と本質、国民社会におけるその機能について申し述べてみたいと思います。

諸君の今までの学校と大学との本質的な違いは、大学は国民社会における学術の中心として、何ものにもとらわれない真理の探求を旨としているという点であります。申すまでもなく、真理とはある固定した概念ではなく、真理の奥には更に真理があり、それを日々追求することによって学術は進歩してゆきます。大学とは、このような、学術の研究者の自主的な協力の組織が、不断に真理への自由探求をする場です。すなわち、その国家の学術を近代国家にふさわしい高い水準に保つこと、これを担当する研究者を育成することは、大学の社会に対する大きな責任の一つであり、それはいつに大学人の肩にかかっているといわなければなりません。

したがって大学における教育は、ただ単なる既存知識の伝達を行なうのではなく、研究と結びついた教育、すなわち真理探求の精神を基礎とした教育であります。その教育の内容がよしんば初歩的なものであったとしても、正しく問題を立て、これをどこまでも追求・解決してゆく態度を学ぶのであり、したがって、この教育を行なうものは、必然的に研究者でなければなりません。

かくして、大学教育の目的とするところは、ただ単に高度の専門的知識の基礎をつくることにとどまるものでなく、高い教養と深い知性、責任感と勇気をもつ自主的な人格を育て、将来、平和にして自由な、真理と正義を愛する国民社会の形成に指導的役割を演ずる人材を養成することを目ざすものであります。このような指導的一員として欠くことのできないのは、自己の専門分野以外にわたっても、ある程度の理解力と判断力をもつということです。もとより、最近の科学技術の驚異的進展からも察せられるとおり、あらゆる分野の問題を理解することは極めて困難であります。しかしながら、社会の指導者としての責任をもつ場合には、他の分野の人々とも一致協力しうるだけの理解力をもつことが必要であります。しかも科学技術がすべての社会層の生活に深く入り込んできた現在、自然科学の専門家も人文・社会の知識を必要とし、また人文・社会の分野にある人々も自然科学の知識をある程度もつことが必要であります。諸君が、大学4年のうちの前半を、一般教養の学修にさくことになっている理由もここにあります。

最近の科学技術の発達は、われわれの日常生活を急テンポに変えつつあります。しかしながらその進歩があまりにも劇しいために、場合によっては人類は自らが作りだした機械の使用によって自らの人間性を喪失したり、また、ひとたび誤って戦争ともなれば、原爆・水爆とこれを運ぶミサイルの使用によって、

人類の滅亡をも招来しかねないのであります。このような現状のもとにある大学にあっては、自然科学の進歩と正しく調和のとれるように、人文・社会両科学の振興を計り、學術の全分野が正しい理解のもとに一致協力することが何よりも必要であります。すなわち現在東京大学におかれている10学部は、おのおのその専門を異にする研究者からなっており、おのおの自主的運営をいたしておりますが、その間は交流と協力によって強く結ばれつつ研究の進展を計っており、そこに総合大学としての重要な機能を果たしつつあります。

さて、大学における教育の場は、そのすべてが学業にあるわけではありません。学生は学業外にも大学に生活の場をもつのであり、大学としては、それをも広い意味での教育の場として、諸君の人格的成長のために、責任ある体制をもって配慮を加えつつあるのであります。本学についていえば、文化・体育の学生諸団体、各学部における自治活動、学寮の運営などはその例であります。そして教育のこの部分こそ、学生の自主性が最も積極的に示され、同時に求められる場なのであります。そして、諸君自身の人間形成はこの場における諸君の努力にまつことが大きいのであり、大学は、この故にこれを助け、これを励ますことにやぶさかでないのであります。

研究と教育という大学の使命からいたしまして、大学の自治ということが欠くことのできない要請であることは容易に理解しようと信じます。真理探求の作業は、もとより深く国民社会の現実の根を下し、これにささえられてなされるものであります。それ自体、固有の論理と手続きとをもち、権威や権力による解決を許さぬきびしい別個の世界をなしております。學術が社会に対して有用でありうるためには、あくまでもその固有な論理と手続きとに従った自由な研究の成果によるのほかはありません。もしも外部権力の圧迫によって、真理にあらざるものが真理なりとして発表されることがあったとすれば、學術はもはや有用に非ずして有害となりましょう。ここに學術の研究が他のいかなる権威によっても制約を受けてはならない根拠があります。

ヨーロッパの歴史を顧みましても、大学の自由は長い間、宗教的・世俗的な権威・権力とたたかい、幾多の試練にたえたのちにかち取られたのであります。研究と教育の場としての大学の自治の原則のもとにあっては、大学自らが研究及び教育計画をつくり、これを運営し、その担当者である教官を選ぶのであって、他のいかなる権威にも拘束されません。たとえ政治的勢力が公権力を通じてこれに干渉しようと試みたとしても、大学が強権に屈して自らの判断と良心とを放棄することは断じて許されないのであります。近代国家はその複雑ぼう大な点からみても、高度の自主性を持った知識人なくして、決して豊かな将来を望むことはできないのであります。學術の研究に権力的に干渉することは、結局かかる良識ある指導者を作り得ないこととなり、したがって、その国家の進歩をはばみ、国民社会の停滞を来たすものとみられます。この意味で、ある国民社会がこの「大学の自由」を尊重するか否かは、その社会が真に近代国家の名に値するか否かの試金石とみられましょう。

しかしながら、わが国が近代国家として現われた明治以来、この「大学の自由」の原則はまだ真に確立されたとは言えず、その保障は、敗戦による旧政治秩序の崩壊と、日本国憲法の成立とにまたなければなりません。われわれの先輩は、古い制度の下に、非常な苦辛をなめて歩一歩「大学の自治」の慣習を築き上げてまいりましたが、軍国主義権力の旺盛な時代には、諸先輩の努力にもかかわらず、自治の破られた事件も次ぎ次ぎに起こったのであります。

戦後、日本国憲法は「学問の自由」を保障いたしました。研究及び教育全般に渉る「大学の自由」は、必ずしも成文法上の権利にはなっておりません。しかし「大学の自治」の慣習は、民主主義社会における不文の原則としてようやく認められ、司法権も又判例においてこれを認められているとしております。われわれ大学人は、その使命を達成し、これを通じて国民社会に貢献をなして行くために、いかなる事態においても確乎としてこの「大学の自由」を守りぬく決意を必要といたします。特に東京大学は、戦前から、この大学の自由擁護のためにきびしい試練をくぐり抜いてきただけに、特に重要な立場にあるといわなければなりません。わたくしは、ここに、本学が「大学の自治」を守る固い決意を有することを明らかにするとともに、諸君が深く大学の本質と使命とを理解し、この点で衷心から大学に協力されんことを望むものであります。

さて、ここで特に注意しなければならないのは、「大学の自由」はあくまでもその研究と教育という機能に基づくものであって、治外法権を意味するものではありません。近代社会における諸機能は著しく分化し、例えば治安の機能は国家権力に集中する一方、宗教・学術・芸術・教育・経済等の諸機能は権力的統制を脱し、おのおのその固有の論理に従って営まれており、これを調整する政府の役割も、立法・司法・行政の機能に分化するのが原則であります。大学における研究と教育も、その機能に基づいて「大学の自治」が承認されているのであって、このことは大学の施設が建築法規の制約に服したり、大学教授が市民としての権利・義務を負ったりしていることと何等矛盾いたしません。

大学が、その自治のもとに、本来の使命である研究と教育という機能を忠実に果たす上に、最も重要なことは、常に政治的に中立であるということであります。政治の世界においては相対立する勢力が不断に権力を争うのであってそこには感情的要素が仮借なく動員され、またその政策は力の関係と便宜とによって、常に変転してゆくのであります。一方、研究と教育とは、どこまでも理性に忠実に、現実にとらわれず、長い目標をもって推進されるのであります。したがって、大学を政治闘争の場に利用するようなことは断じてなすべきではありません。もちろんこの場合、政治的中立というのは、大学が相対立する立場をそれぞれ考慮して無難な中間の立場に退くという意味ではなく、そのような立場を離れて、自己固有の別個の機能をその良心に従って静かに遂行し、研究と教育とを通じて10年、20年、否、100年ののちまでの国民社会への貢献を期するものであることは申すまでもありません。

大学が、国民社会の現実の中に機能を営む以上、そこには具体的・個別的に解決すべき問題があります。例えば、大学は司法権の機能を尊重し、大学人が個人としてこれに服すべきことはもちろんであり、また国立大学として東京大学は、毎年、会計検査院による検査に服しております。しかし警察権が学園内に活動し、とくに治安維持を名として研究室に立ち入ったり、学生の集会を監視したりすることは、研究・教育の機能をそこない、大学の自治を侵すものといわざるをえません。幸いにして治安当局も大学の特殊性を理解しており、司法権もまた「大学内の秩序の維持は緊急止むを得ない場合を除いて、第一次的には大学長の責任において、その管理の下に処理され、その自律的処置に任せられなければならない」と判定しております。

このように大学構内において例外的な取り扱いが行なわれ、それが学生団体の活動についても認められているのは、根底において大学の研究・教育の機能が尊重されているからにはかなりませんが、自ら警察権を持たない大学が、第一次的に学園の秩序の維持に任じているという事態は、すべて大学構内にあるも

のが強制を待たずして秩序に従うということなくしては、とうてい維持しうるものではありません。この意味において、例えば学生でありながらこの秩序を破り、警察権の介入を招くような事態をひきおこすごときは、大学の自治を内から脅かすものといわなければなりません。

さて以上のような大学の使命を果たしてゆく上に、現在の大学は決して十分な条件を具えているとはいえ、解決すべき問題が山積しております。そのような困難は、しばしば戦後の学制改革、特に大量に急設された新制大学の出現によるものといわれておりますが、わが東京大学のように古い伝統を持つ場合にも、また共通の悩みを免れ得ないのであります。例えば、現在の大学の施設・設備が不完全で、とうてい新制大学の理念に沿った教育を行ない得ず、また研究費の不足から研究題目の選定に著しい制限が加えられておること、教官の待遇が悪いことから若い研究者の養成に著しい困難を感じていることなどであります。

また、わが国民一般の間にある生存への深い不安感のために、大学志望者が激増して、大学の増設にもかかわらず深刻な試験地獄の様相を生み出し、社会一般が大学を研究・教育の場と考えるよりは、むしろ就職への便宜として考えるような風潮がみられることは、本学としても深い関心をいだかずにはられないのであります。

学生諸君が学生生活を送る上の便宜、例えば学寮、学生ホール等は理想より遥かに遠く、奨学金の制度も不充分であるため、学生諸君は「アルバイト」に勉学の時間をさかざるを得ないという実状にあります。もとより大学の教職員はこれらの悪条件をあげて、自らその責任を回避しようとするものではありません。われわれは、これらの山積する問題に直面しているにもかかわらず、全力をあげてその使命を全うするよう不断的努力を払っております。これらの問題のうち、最近特に社会の注目を集め、かつその解決に学生諸君自らの積極的努力を必要とするものに、本学の学生自治活動があります。本学においては、諸君はそれぞれ各学部の自治会に全員加入するたてまえになっており、諸君は今日ただ今から教養学部自治会の一員となられるのでありますから、暫くここで、学生自治活動の意義について申し述べ、諸君の心からの理解を得たいと存じます。

もともと民主主義社会においては、それを構成する社会的単位が、与えられたわくの範囲内において、自主的活動を自己の責任において行なうように要求されております。諸君がこの大学に在学する期間に、将来の民主主義社会における自主活動に備えて、諸君の課外における大学生活について自治的活動を行ない、有用な体験を身につけ、資質を養うことは極めて重要なことであります。諸君は、すでに社会的成熟に達し、大部分国民としての完全な権利と責任能力をもっているものでありますから、大学はこれを信頼し、諸君の思想の自由を尊重するとともに、諸君の市民としての行動に何ら干渉するものではありません。

しかしながら、学生自治活動が大学を場として行なわれる限り、研究と教育という大学の本質と使命に基づいて、大学自治に必要な学則を守り、また自治活動の本旨にそい、諸君一人一人が各学部自治会の規約を尊重して、自主的な判断力を養い、責任ある態度を身につけて、大学の信頼に答えることを期待いたします。そして、学生の自治活動は、同じ自治の名を持つ大学の自治とは直接的関係を持たず、その取り扱いが教育の自由の一部として大学の判断と責任とにゆだねられているにすぎません。

諸君もすでに御承知のように、昨年12月、いわゆる「籠城事件」なるものが本学におこり、逮捕状の出ている2人の学生が学内にかくれ、大学の自治の名を利用して逮捕を免れようと試みて、危く警察当局が

学内に立ち入ろうとする事態を招きました。いうまでもなくこのような行動は、研究と教育とを使命とする大学の、その機能に基づく自治の名を全く異なった目的のために乱用するものであって、殊に彼等が報道機関に便乗し、ことさらにその存在を誇示し、世間の注視を集めるにいたっては、大学の自治を内から危うくしたものにほかなりません。

しかし、このような緊迫した状況にあっても、大学は学生自治活動の本旨を尊重し、学生諸君の良識を信頼して、問題の解決を何よりも学生自身の手に乗ねるという原則を貫き通したのであります。御承知の通り、大学には危険な高圧電気や放射能の設備があり、また微細な調整によって動いている機械、更には病院に多数の重症患者をあずかっております。ひとたび警察当局が構内にはいって、もしも行きすぎの捜索が行なわれるならば、それによって生起するであろう不測の事態はまことに深刻であるばかりでなく、学生の中に不慮の流血をみ、あるいは検挙者が続出するような事態は、教育上まことに忍びがたいところでありまして、この間における教官各位の憂慮は到底筆舌に尽くし難いものがありました。それにもかかわらず、大学があくまでも解決を学生自身の良識に求めたのは、大学は何ものにもまさって学生の良識を信頼し、大学の使命である教育の機能を放棄することを許されないと信じたからであります。わたくしは学生諸君が、この不測の突発事件とその解決とを通して、大学の本質と、その中に認められた学生自治の本旨とを十分に理解され、将来の学生自治活動にあって責任ある態度をもってわたくしたちの信頼に答えられんことを強く念願するものであります。

わが東京大学における学生自治活動は、それぞれ学部別の自治会を主体として、それぞれ全員加入のためえがとられておりますが、このように学部ごとに自治会が構成されておりますのは、学部こそは、大学における学生諸君の最も緊密な生活単位であるからにほかなりません。例えば課外活動の組織や、学業上の希望の表明は学部自治会において最も有効になされ、また学部を単位としてこそ連帯感の強い討論と説得との場が得られるのであります。この全員加入であるためえは、自治活動の教育的意義を尊重し、一人一人の学生がこの活動を通じて民主主義的な団体活動の経験を積むことを期待することから採用されたものであります。この趣旨からして、学生の自治活動の生命のあるところは、まさに全学生が自主的にその活動に参加し、常に民主主義的な手続きによってこれを運営し、一人一人が自治の責任をわかつところにあります。

このような趣旨を具体化したのが、学生自身の手によって作られ、学部教授会の承認を得た自治会規約であり、その運営を大学の場において規律するものは大学の諸規則、すなわち学則なのであります。自治活動はもとより課外生活にあるわけですから、大学はいかなる場合にも授業の正常な運営を優先させ、したがってこれを中断するものとしての授業放棄—ストライキ—は一切認めません。これは自治活動の前提として確立された原則であり、本学の伝統的な方針であります。また自治会が全員加入のためえをとり、脱退の自由を認めない以上、その運営にあたっては何よりも学生同志の深い信頼関係を必要とし、自己と異なる立場をも十分尊重しうる寛容の精神をもたなければならぬことは申すまでもありません。異なる思想と思想とが互いに交錯する大学の場において、最も必要なのは多数決の形式にのみたよって他人の思想の自由を拘束することなく、時間をかけても互いに説得による協力関係をつくることのであります。これはただ単に全員加入制度からくる内在的要求ばかりでなく、このような能力を養うこと自体が大学教育の目的の一つなのであります。

ところが、このような大きな期待と信頼とをもって、戦後新たに出発した本学学生自治活動は、不幸にしてそれ以後はなほだしくこれを裏切ることが多かったのであります。このような不幸な歴史をたどらせたものには、先ず何よりも戦後における混乱と激動、そして今日にいたってもなお安定を見だしえず、多感な学生諸君の目の前にあまりにも問題の多い社会情勢を見のがしてはなりません。同時にこのような背景のもとに、学生自治活動内部においてもそれが少数のいわゆる「活動家」によって引きまわされ、大学の本質と使命とを無視して、学外の政治闘争の単なる手段として利用された結果、大学の機能が乱されたことも少なくなかったのであります。このような結果、学生自治活動そのものがあたかもそのまま政治運動であるかのような印象を、一般社会のみならず、多くの学生にも与えてしまい、学生の一般の自治活動に対する自主性と熱意とを著しくはばみ、また規約に定めた民主的手続きもしばしば無視されたのであります。とりわけ遺憾なことは、学部別自治会の原則がしばしば無視されたことのであります。すなわち自治活動が学外の政治運動に支配されるにしたがって、一部の「活動家」は画一的な指令による便宜のために、本来各学部自治会の連絡機関である中央委員会に集権的な性格を与え、各学部自治会の自主性を無視し、かつ学則を破る行動に走ったのであります。このようであっては、一般学生が自治能力を発展する機会が奪われるので、大学は、昭和25年10月、ついに中央委員会の承認を撤回しました。じらい10年、中央委員会は非公認のまま、この変則的な事態を改めるに到っておりません。

さらに、このように自治活動を学外の政治闘争の単なる手段とする考え方は、しばしば目的のために手段を選ばず、大学の秩序を破り、その機能の遂行を妨げてきました。もとより大学は、学生諸君が一人の国民として政治に参加することに何ら干渉するものでなく、また教育的立場からしても、学生諸君が政治に深く関心を払い、政治に対する識見を高めることを強く希望いたします。そのために各自治会が時事問題について積極的に研究・討論の機会をつくることを進んで奨励しております。

しかし、学生全員が当然加入する自治会が決議・行動を行なう場合には、その問題のいかんを問わず、各人の思想の自由を尊重し、説得による協力を得るように、あくまでも民主的手続きを守り、寛容の精神を貫くことが絶対に必要であります。殊に政治問題は仮借ない力の争いとしてしばしば激情に訴えられる世界からくるものでありますから、場合によっては大学に政争をもちこんで、静かであるべき研究と教育の場をかく乱する恐れがあります。またそのような場合には少数の「活動家」は目的のために手段をえらばず、自治活動を政治闘争の具に供する結果、一般学生諸君の自治活動に対する関心を失うことを避けえないのであります。

例えば、すぐる国会デモや羽田の事件のごとき、それがあらかじめ全学生によって十分検討せらるることもなく、大部分の学生にとって全く予想外の事態を招いている場合、そこに生じた無用の摩擦と混乱、特に多数の検挙者を見るにいたったことは、教育者として到底傍観し得るものではありません。またその間に「活動家」の中にただ自らの信念のみに忠実であって、他の学生をその手段として考え、事態がいかなる迷惑を他に及ぼすかを全く顧慮しない者がみられる以上、各学部は学生管理の任にあり、かつその自治会を認めている関係からもこれを黙視し得ないものであります。もとより学外の行動については、治安上の配慮は警察当局のなすところであって、大学は何等の権限を持つものではありません。大学はこれらの行動に深い関心を払いますが、それはあくまでも教育上の観点に立つものであって、治安的観点とは明らかに性質を異にしております。学外における行動が治安を乱すとの理由で、直ちに大学の持つ教育上の

懲戒権を用い、無条件にこれに退学等の処分をすることは、大学の到底採りうるところではありません。

これに対して大学構内においては、大学自治の結果として大学は自らその秩序を維持し、静かにその使命を果たしてゆく第一次的な責任を持っております。何等の権力的手段を持たぬ大学が学生自治を最大限に認めているのは、大学が学生諸君の良識と責任感とを信頼し、学則にしたがった行動を期待しているからにはほかなりません。

ただ、過去にあっては、大学の秩序を乱し、その自治を内から脅かすような学則違反の行動が行なわれ一般学生の間にも自治活動に対する関心が失われて、その結果、一部「活動家」の暴走がやみませんでした。そうして、これに対する大学の教育的見地に立っての懲戒処分と、更にこれに対する学則違反の行為とは、はてしない悪循環の様相を示すにいたったのであります。

さきにも述べました「籠城事件」は、大学がその解決を学生自身の手によだね、その良識と責任感とに信頼したのに答えて、事態の重大性は一般学生の切実な関心を引き起こして、辛うじて最悪の事態を免れることができました。この自治の名を乱用することによって大学自治を内から危くするような危機にあたり、学生自身による解決が得られるまでに少なからぬ時間を要したことは、ただ単に多くの学生が無関心であったためばかりでなく、大学の本質についての理解が十分徹底していなかったことによると思います。本日のこのめでたい入学式に当たって「大学の自治は、その使命とする研究と教育に由来するものであって、学生が他の目的のためにこれを濫用することは断じて許されないものである」という自明の命題を諸君にお伝えしなければならぬことは、わたくしにとって最も残念なことであります。しかしながら大学は、学生自治活動の現状にかんがみ、あのような事件が再び繰り返されることのないよう、この機会に明確にこれを申し述べて学生諸君の理解に訴え、禍を転じて福となしうるよう念願するものであります。

申すまでもなく、学生の自治活動は学生自身の問題であり、今日ただ今からの諸君の問題なのであります。このさい最も必要なことは、諸君の一人一人が真に自主的・積極的に学生自治活動に加わり、学則と規約とに従って、よく討論と説得との実をあげ、良識と責任感とをもって、その自治能力を十分に発揮、展開されることであります。かくしてこそ諸君が将来この進展して変貌きわまりない社会にあって、良識ある指導者となることができるのであります。

例えば学生自治活動の行き過ぎから、学則違反の事実が発生することは、自治会員である諸君の努力によって阻止しうるものであって、ひとり事をおこした個人にのみ事件の責任があるわけではありません。諸君の努力によって学生自治活動がその正常な軌道に乗り、よき慣行が育ってゆくなら、そこに過激行動と懲戒処分の悲しむべき悪循環はたち切れ、信頼と友情に結ばれた人格の形成が期待されるのであります。このような学生諸君の努力に対しては、大学は理解と協力を惜しむものでないことはもとより、全教官もまた、その多忙な研究生活の中にあっても、諸君との人格的交渉によることで配慮されるものと信じます。

およそ大学の機能は、研究と教育とを問わず、長期にわたる忍耐と努力を経て、国民社会の将来に始めてその真価を発揮しうるものであります。わが東京大学は、その80数年にわたる長い歩みを通じて、よき伝統を築いてきましたが、われわれは、この伝統と理想とを受け継いで、全員が研究と教育に専念しております。しかし、こと教育に関しては、学生諸君の自主性と熱意なくして真の効果を収めうるものではありません。諸君の在学すべきこれからの4年間は、必ずしも長いものではありませんが、諸君は、今日ただ今からこの東京大学の教育の歴史に加わり、大学の重要な構成要素となったのであります。諸君が深く

大学の本質とその使命を理解し、あふれ出る意気をもってそれぞれの大学生生活を営み、よき大学の伝統を伸ばしてゆくことに進んで参加されることを心から望むものであります。その成果を発揮する日はあるいは遠くとも、それが諸君の尊い青春の4年間を最も有意義に生かす道であることを信じて、わたくしは、心から諸君のこのよき門出を祝いたいと思うのであります。

4. 大学の自治と学生の自治 ー最近の学生自治活動に関連してー

東京大学
(40. 11. 1)

1. は し が き

最近いくつかの大学において、大学当局と学生との間に紛争がおり、世間の注目をひいている。本学においては、幸い今日まで、重大な紛議は起っていないが、各学部自治会および中央委員会の名簿提出の問題、学寮の入寮選考の問題などをめぐって、一部の学生諸君には本学の真意が十分理解されていないためか、本学の方針や慣行を無視しようとする動きがみられ、そのため自治会の運営や、学寮の利用などがかならずしも円滑におこなわれなような事態が生じていることは、はなはだ遺憾である。また、上の問題をもふくめて、最近、一部の学生運動の動向をみると、そこには本学として憂慮すべき傾向がみとめられる。この意味で、今日学生諸君に、本学の意のあるところを明らかにし、意思疎通の欠如ないし誤解から生ずる無用な軋轢をさけるとともに、学生の自治活動が正常な路線をふみはずすことのないよう諸君の注意を促すことが必要であると考えらる。

いうまでもなく本学には、学生の自治活動についても、多年にわたる経験と諸君の数多くの先輩の努力とによって作りあげられてきた確固たる方針とすぐれた慣行とがある。以下に述べることも、このような方針と慣行にもとづいたものであって、本学がとくに新しい方針をうちだしたり、考え方を変えようとしているわけではない。一部の学生諸君は今日大学が文部省の方針に則り、その指令にもとづいて学生の自治活動に圧力を加えようとしていると称し、これに抗して大学自治を守らなければならないと主張している。しかし、大学における研究と教育について大学の自主性を守ることは、本学が長年にわたって堅持してきた基本的精神であって、今日それにいささかでも動揺を来していると考えるのは、まったくの杞憂である。本学は、これまで本学が最善と信じて守ってきた方針と慣行を今後とも維持していく決意であり、外部の勢力が本学の研究・教育に介入することを容認するものではない。

2. 大学の自治と学生の自治

(a) 大学の自治の本質

最近、本学の一部の学生運動においては、大学の自治ならびに学生の自治について、さまざまな誤解ないし曲解があるように見うけられるので、ここでまずこの基本的な問題について本学の考え方を説明して

おこう。

大学の自治が、学問の自由を守り、一国の、ひいては人類の、文化と福祉の向上をはかるために、ぜひとも尊重され発展せしめられなければならないものであることは、今日世界的に公認されている原則であるが、それは本来つぎの二つの事実を根拠をもつものである。すなわち、ひとつは、大学は、高度の学問の研究とその成果の教授とを使命としており、この目的を追求することをつうじて、人類社会に奉仕する役割を担っているということである。もうひとつは、学問の研究とその成果の教授とは、それが外部の政治的、経済的、社会的、宗教的等の諸勢力の掣肘をうけることなく、自由に自主的におこなわれるとき、もっとも豊かな成果をあげることができるということである。後者が、多年にわたる苦い歴史的経験を経て、人類が到達しえた貴重な教訓であることは、あらためていうまでもない。

大学の自治は、このような大学およびそこにおける研究・教育が、本来的にもつ要請を満たすために、長年にわたる大学の努力と社会の進歩とをつうじてしだいに発達せしめられてきた制度である。その内容がいかなるものであるべきかについては、国によって、また個々の大学の伝統によって、考え方に多少とも差があるが、今日のが国の国立大学についていえば、つぎの諸点とその主要内容とされている。すなわち、

- (1) 大学における研究の題目、内容、方法等は、研究・教育に直接責任を負う教員（教授・助教授・専任講師）およびその教員の組織（教授会・評議会）が自主的に決定し、また調整をおこなうものであって、外部のいかなるところからも掣肘をうけるべきものではない。もちろん、大学ならびに教員は独善的に研究内容等を選定すべきではなく、ひろく社会の要請を十分考慮しなければならないが、最終的な決定は、大学が責任をもって自主的におこなうのでなければならない。
 - (2) 大学の教育は、大学が自主的に決定した方針にしたがって、教員の教育者としての良心にもとづいておこなわれるべきものである。この場合、教育ということ通常理解されているのは、たとえば、カリキュラムの編成、講義の内容・方法の決定、授業の担当者の選考などであるが、このほか大学の教育目的達成のために必要な措置をも広くふくむものと解すべきである。
 - (3) 研究・教育の自主性を確保する具体的保障として、教員、学部長、学長等の主要人事は、大学の自主的決定に委ねられなければならない。
 - (4) 研究・教育上必要な予算、施設等の管理については、国の予算・会計・国有財産管理等にかんする一般的原則を無視することはゆるぎされないが、できるだけ大学の自主性を尊重しなければならない。
- このような大学の自治の主要内容を、本学はじめ、各大学とも、できるかぎり維持し、発展させようと最善の努力を傾けていることはいうまでもない。

以上、大学の自治についてやや詳しく説明したのは、大学の自治が本来いかなる目的を実現するために発達してきた制度、慣行であるかについて、諸君も思いをいたし、何が守られなければならないかについて明瞭な理解をもつことを要請されているからである。また、何が守られるべきかを明らかにすることは同時にその限界を明らかにすることでもある。大学の自治は、本来大学の使命である学問の研究と教授とを十全に達成するための制度、慣行であって、大学の任務の埒外にある事柄についてまで自由を主張できるという意味のものではない。とくに大学は、外部からの政治的介入を拒否する反面、みずからが政治的に行動し、政治的紛争にまきこまれることのないよう、厳格に自制しなければならない。また、学問・教

育にかんすることであっても、大学は強く自治を主張するとともに、深くその責務をも自覚しなければならないのであって、自治の名で独善、放恣が許されるようであれば、やがては自治そのものが維持されえないことになるであろう。

この大学の自治の限界と自治にともなう責務についても、学生諸君が正しい理解をもつことが必要である。なぜなら、諸君が大学自治の擁護に熱意をもつさいには、守るべき自治の内容と限界が明瞭に認識されていなければならないからである。

(b) 学生 の 自 治

さて、以上のような本質をもつ大学の自治にたいして、いわゆる学生の自治はどのような関係に立つのであろうか。学生の自治と一口にいても、その内容はけっして簡単ではないが、ここでは、そのなかでもとくに重要と考えられる二つの問題を取りあげて考えてみよう。

そのひとつは、大学に学び、研究するものとしての学生に要求される自由と自主性の問題である。大学における教育は、たんに既成の学説なり、観念なりを固定した権威のあるものとして教えるものではない。大学は一面で研究機関であり、そこにおける教育は、研究と一体化しておこなわれるところに、高校以下の普通教育とは異なる特色をもっている。そして、研究である以上、既成の権威にたいして批判的であるのは当然であって、自由で自主的な精神なしには大学の研究も教育もそもそも成り立ちようがない。

大学の学生は、このような大学教育を受けるものであるから、たんに受動的にのみ知識をつぎこまれるものであってはならない。さまざまな理論についても、もちろんあらかじめそれについて謙虚に学び、その真意を理解した上でのことであるが、その形成過程にまで遡ってこれを批判的に検討することによって、真理に近づく道をみずから体得することが必要である。いいかえれば、つねに旺盛な研究的精神をもって学問にとり組むことが要求されているのである。大学は、学生が「学ぶことを学ぶ」場であるというフンボルトの言葉は、大学教育の理念をよくあらわしている。

大学教育の理念がこのようなものである以上、学生が研究をおこない、その結果を発表することについては、むろん学問の自由の精神が維持されなければならない。たとえば研究の題目、内容、方法等の選択・決定、研究の遂行については、学生の自主性は十分尊重されなければならないし、研究がグループ組織のなかでおこなわれる場合、そういう組織の自治的な活動はできるかぎり支持し発展せしめられなければならない。本学の場合には、施設や教員組織に比して、学生数が多すぎるというような隘路があるためにこのような大学教育の理想がかならずしも達成されているといえないのは、はなはだ遺憾であるが、本学はつねにこのような理想をもって教育にあたってきたし、また諸君も諸君の先輩も、このような精神をもって、本学に学んできたことは、これを認めていいであろう。

ただ、このような研究・教育に関連して、大学内において学生のもつ自由や自主性は、大学自体が学外にたいして主張する自治とは次元の異なるものである。学生は批判的精神を要求されるとしても、なお修学中のものである。したがって、その研究活動については、旺盛な自発性が求められているとはいっても、なお教員の指導と助言にしたがわなければならない。また大学は、長期的計画のもとに研究をおこない、かつ体系的な教育をおこなう必要をもっているのであるから、研究内容の選択、カリキュラムの編成や講義の内容・水準の決定などについては、当然に大学自体が責任をもつべきものである。もちろん学生が授業なり施設なりについて、大学にたいし希望を表明することは自由であるし、大学はそれらに耳を傾け、

できるかぎりそういう要望にこたえるよう努力すべきであるが、研究・教育についての、最終的な意思決定は、大学が教員の組織をつうじてその責任においておこなうものであり、それが大学自治の本質なのである。

もうひとつは、大学において生活するものとしての学生の自治の問題である。学生自治会、運動部や文化団体、学寮や学生会館等の運営について主張される学生の自治の要求がそれであり、学生自治の問題というと、通常この側面が考えられていることは周知のとおりである。

このような学生の自治は、かならずしも大学に固有のものではない。小中学校や高等学校においても、内容や程度においては差がありながら、学生・生徒に自治的活動がみとめられていることは諸君もよく知っていることである。その意味で、この問題は、本来の大学の自治と関連をもつものというよりは、広く教育の一環として考えられなければならない性質のものである。

その点をもうすこし立ちいって考えれば、つぎのようになるであろう。教育の目的のひとつはよき市民として社会生活を営みうるような人間を養成することにあるが、このよき市民という資格のなかには、すくなくとも今日の民主的國家では、みずからの問題を自主的に処理し、また自分の属する社会の問題を自治的に処理しうる精神と能力とをそなえていることがふくまれている。その意味で、自治の精神と能力を練磨することは、小学校以来のあらゆる教育のなかで、一貫して追求されなければならない目的なのである。

これを大学についていえば、学生の大部分はすでに成年にたっし、みずからの生活や行動について、みずから責任を負いうる能力をもっているし、また、まもなく学業を卒え、社会人としての生活に入るべき時期にある。それだけに、大学の学生については、学内生活についても、高校生以下の場合よりは、はるかに大幅な自治がみとめられて然るべきであろう。そのうえ大学では、上述のように、研究・教育にたいする自由にして自主的な態度が要求されている。学生は日常の自治的な生活態度の養成のなかで、一面ではこのような大学の研究・教育上の要請を維持発展させることに協力するとともに、他面、みずからを大学教育の理念にふさわしい人間に陶冶していくことに努めなければならないのである。

本学は従前から、このような教育の一環としての学生の自治を十分に尊重し、その健全な伸張に努めてきた。たとえば、各学部の自治会を大学が公認し、これにたいして、学生の全員加入制、会費の徴取、自治会室の貸与と自治会活動に必要なかぎりでのその利用、大学ないし学部にたいする全学生を代表した要望の提起、学生大会の開催等について、特別の配慮をおこなってきたのもそのあらわれであるし、学寮の運営について、寮生の自治的規制をできるかぎり容認してきたのも、同じ趣旨によるものである。いわゆる中央委員会にしても、かつての委員会には本学の方針にいちじるしく反する行動のあったため、一度は公認を取消したが、その後十余年にわたり、本学は中央委員会を一日も早く公認し、諸君の自治活動が正常な軌道にのるような状況の熟することを待望し、そのために努力を傾けてきたのである。

このように、教育の一環としての学生の自治は、大いに尊重されなければならないし、本学もその方針をつねに堅持してきているが、ただここで忘れてはならないことは、ひとり大学だけではなく、いかなる社会においても、その構成員の一部が、無制限に自治を主張しうるものではないという自明の理である。ひとつの社会の共同の目的の達成のためにも、また他の構成員との関係の調整のためにも、自治活動は一定の規律に服し、また多かれすくなかれ自制の精神をもっておこなわれなければならないものである。大

学における学生の自治にしても、それが社会人の育成のためである以上、また大学における研究・教育の発展をつねに第一義的に考えなければならないものである以上、本来自治にともなうこのような責任と規律を自覚することなしにおこなわれることがあってはならないであろう。この意味で、自治活動に節度が要求されるのは教育上当然のことである。

本学が、学生の自治活動にたいして、最少限の制限を課している趣旨もここにあることは、諸君も十分理解しておく必要がある。とくに大学の研究と教育との円滑な遂行は、本来大学の使命であって、諸君も大学に属するものである以上、この共同の目的達成には積極的に協力しなければならない責務もっている。したがって、学生の自治活動は大学本来の機能を阻害するものであってはならないことは自明である。いわゆるストライキや授業妨害はむろんのこと、研究と教育に不可欠な静謐な雰囲気や清潔で平和な環境をみだりに破壊することがゆるぎされないこともいうまでもない。屋外集会の禁止、掲示の大きさや場所にかんする制限等もこの点に関連しているし、大学の建物、寮その他の施設等についても、研究や教育がそこで円滑に遂行される状態にこれを維持することは、それらの管理について社会的責任をもつ大学当局の任務であると同時に、学生の義務でもある。

このような、大学本来の機能にもとづく規制は、大学の教職員にもおよんでいるのであって、学生だけがひとりそれから自由であるということはそもそもありえないことである。もちろん、この学生自治にたいする規制は、本学が長年の経験にもとづき、大学の機能を維持するために定めた必要最少限のものである。しかし、学生諸君がその具体的内容にたいして意見を表明することはもとより自由であり、また、正規の手続きを経て提起された理由のある要望については、大学の機能の遂行に妨げのないかぎり、本学はすすんでそれに応ずるであろう。しかし、この場合、何が大学の研究・教育の機能にとって不可欠の条件であるかを最終的に決定するのは、教員の組織すなわち教授会・評議会等の大学の機関である。これらの機関によって最終的決定がなされるという原則こそ大学の自治の本旨であって、この点を否認することは、みずから大学自治の原則を否定するものである。

(c) 大学の自治と学生の自治

以上、大学における学生の自治がいかなる性質のものであるかを明らかにしたが、なお大学の自治との関連において、つぎのことを付言しておく必要がある。

大学がこのようにその教育上の立場から公認した、学内における学生の自治活動については、大学は外部にたいしては、もちろんこれを擁護し、外部からの介入を拒否する決意もっている。なぜなら、さきにふれたように、教育内容の決定の自主性こそは、大学の自治の重要な要素のひとつであり、学外からこれにたいする介入のおこなわれることは、大学自治にたいする重大な侵害を意味するからである。しかし、大学が外部にたいしてそれだけの責任をとりうるためには、学生が大学の方針を尊重し、一定の規律にしたがって自治の伸張をはかることが前提されなければならない。大学自治の本旨に反し、学内秩序をみだすような運動のおこなわれる状況のなかでは、大学は外部にたいして大学の立場の正当性を主張することがいちじるしく困難である。

学生の自治は、固有の意味の大学の自治とは次元の異なる面があるとはいえ、大学の自治を真に擁護できるか否かは、学生の自治活動が、大学本来の機能に沿って展開されているか否かにかかわるところがきわめて大きいというべきである。この問題にかんする学生諸君の正しい理解を要望するゆえんもここにある。

3. 最近の学生運動にかんして

以上述べてきたような本学の基本的な考え方に即してみると、最近の一部の学生運動に憂慮すべき傾向のあることは、はじめにも指摘しておいたとおりである。しかし、すでに基本的な考え方が明らかにされた以上、その点について詳しい説明は必要としないであろう。簡単に問題の所在を指摘して、あとは諸君の検討に委ねたい。

第1に、最近の学生運動のなかには、これまでの大学の規則や慣行を軽視し、これらを尊重しないことをもって学生自治の伸張であるかのごとくに考える傾向のあることである。自治会や中央委員会の名簿提出拒否の件にも、学寮入寮者の選考の件にも、そのような考え方がみられるが、さらに掲示や集会についても、学内の規律の無視が再三にわたっておこっており、本学の制止や警告もしばしば無視されている。はなはだしきは、実力をもって大学の規則や慣行を無力化することが、自治活動の目的であると称している学生さえあるという。

大学の規則や慣行がいかなる性質のものであり、また学生自治といかなる関係にあるかはすでに詳しく説明したとおりである。ただ、たとえば自治会や中央委員会の名簿提出についていえば、学生自治の中心的な組織として、大学側がこれに上述のような特別の配慮を加え、その自治活動を保障している以上、それが誰の責任によって運営されているかを明らかにしておくことが大学にとって不可欠であるということであらためて想起してほしい。名簿を利用して学生の自治に統制を加え、また名簿が学生の不利になるよう利用される等のことは、もとより本学のまったく望まないところである。ただそれは、大学がそのような組織の活動に協力するためには、その運動に責任を負うものの所在が明らかにされたうえのことでなければならぬという趣旨にほかならない。

また最近の学生運動のなかで、学寮の管理運営をめぐる問題についても、学生諸君の反省を求めたい点が多い。学寮も大学の施設の一部である以上、それは本学の自主的な方針にしたがって運営されるべきものであるから、本学は、画一的な行政規律によって学寮の運営を拘束するような試みにたいしては、従来からも反対の意向をもってきた。しかし大学は、学寮について、会計や国有財産管理にかんする法令によって要求されている手続きにしたがってこれを運営しなければならない法的義務をおっている。そのうえ、学寮が大学の施設としてその管理に委ねられている以上、入寮選考、入寮者の居住の明確化等について、大学は、その管理者としての責任を十分に負うに足りるだけの権限をもち、これを執行しうる状況に置かれていることが絶対に必要である。したがって、外に向って大学が学寮の自主的運営を主張しうるためには、学寮そのものが大学の定める方針にしたがい、その限度内で学生によって自治的に運営されることが不可欠の要件であって、その点を無視することは学生自治の域を超えるものである。

第2に、最近一部の学生運動には、学生部や学部事務部を文部省の出先機関であるとして学生全体の不信感を煽る傾向がある。しかし、大学の職員は、法令上も、総長・学部長等の指揮監督に服する立場にあるし、とくに本学においては、長年の慣習によって、職員のすべてが、この規律を重んじ、大学の自治の尊重すべきことを十分に理解しているのであるから、本学の職員の行動について何らの具体的な根拠もなしに、ことさら不信感を煽るような言動をあえてすることは本学の学生にあるまじき行為といわなければならない。なぜなら、そのようなことは、ただたんに事務系職員自体を誣めるものであるばかりでなく、そもそも大学の自治の体制そのものを侮辱するものといわなければならないからである。大学の自治は、

大学の教員の組織が意思決定にあたり、教員によって選ばれた総長・学部長等がその執行にあたることによって維持されている。万一、この体制のなかに、学外の勢力が介入する余地を容認している事実があるとすれば、それはこのような大学の機関が自治能力をもたないことを意味することになる。本学の体制がそのようなものであると、一部の学生諸君が誣めるなら、そのようなあらぬ事実をもって多数の学生諸君を欺くことは、みずから大学の自治を軽蔑する行為であることを厳しく指摘して反省を求めたい。

さいごに、最近の本学における幾つかの事件にみられたように、一部の学生が、他大学の学生や学外団体を学内に導入し、学内で運動をおこなう傾向がみられることに警告したい。外部の諸団体や他大学の学生の活動については、本学は直接その責任を問えない立場にある。このようなことが本学の機能の遂行にとって重大な障害となるようなことがあれば、本学はそのような局外者の不法行為を排除するために非常の手段を講ずる以外には方法がなくなり、大学自治にとってゆゆしい事態を招くことになる。このことは諸君の十分戒心すべきことである。

大学の自治の擁護を叫ぶ者が、外部の勢力を学内に導入し、大学に圧力をかけるようなことをして、矛盾と感ぜないというのは、とうてい理解できないことである。大学の自治は、学内の問題を学内の問題として自主的に処理することによって維持できるのであって、学外者の導入はいたずらに事態を混乱させ、自治の機能を麻痺させるだけである。

以上は、本学内における最近の学生の自治活動に関連してとくに注意すべき点を述べたのであるが、このことはたとえば諸君が政治問題について強い関心をもち、研究的態度をもってその認識を深めることや、あるいは学外において市民としての正当な権利にもとづいて行動することを妨げる趣旨のものではない。ただ、学外の行動においても、学生諸君がつねに法に遵って理性的態度を維持することを本学は期待しておく。

4. む す び

以上、かなりの言葉を重ねて、本学の基本的な考え方を説明した。はじめにふれた幾つかの不幸な事例をみるにつけて、大学当局と学生との間に、日常的な意思の疏通をいっそうはかる必要のあることを痛感する。このさい、学生諸君が本文をつうじて本学の意のあるところを十分に理解し、本学自体の自治も、学生の自治も、これをともにますます正しく発展せしめるよう、いっそう努力することを切に希望する。

5. 課外教育活動に関する中間報告及び応募意見について 一京都大学課外教育研究委員会一

京 都 大 学
(33. 9)

1. 課外教育研究委員会の中間報告によせる(序文)

総長 平 沢 興

学生のいわゆる自治活動を含めての広義の課外活動は、刻下の日本の大学における最も緊要な問題の一つである。健全な学生の自主的活動が、将来民主社会における調和ある人格形成と人間活動の育成とに極めて重要であることは言を俟たないが、日本特に戦後の日本における実状を見ると、理想と相離れること甚だ遠い。しかし、これは現実の問題として一日も等閑に付することのできない問題である。

本学に於ても、一日も早く調和のある明るい課外活動を持ちたいとの希望から、去る4月以来課外教育研究委員会を設け、高坂正騷教授(教育)を委員長とし、織田武雄教授(文)、於保不二雄教授(法)、新家浪雄教授(理)、西村秀雄教授(医)、西原清隆教授(工)、柏祐賢教授(農)、堀江保蔵教授(経)、上野照夫教授(教養)、木村作治郎教授(前学生部長)、芦田譲治教授(学生部長)を委員として、各方面から総合的にその研究を続けている。

いま、ここに刊行するのは、この委員会の中間報告と、委員会で公募した論文とである。公募した論文は原文のまま、すべて発表することにしたが、これは、本学内に於ても、この方面の考え方に大きな巾があることをありのままに知らせ、望ましい健全な学生の自主的活動のあり方について、全学の協力と注意とを喚起したいためである。

何れにせよ、課外活動が健全に、且つ明るく行なわれるためには師弟相共に大学の使命に徹し、深い相互信頼と、内省ある誇りを以て協力するより外はない。

この機会に課外教育研究委員会の心労に対し深い謝意を表し、あわせて全学の協力を御願いする。

2. 「課外教育活動に関する中間報告」及び「課外活動についての応募意見」の公表について

課外教育研究委員会が発足したのは、本年4月であった。その最初の委員会の会合において、この委員会の任務、運営の仕方、権限等について色々と意見が開陳された。この委員会の目的や任務がどこにあるかは、総長の「序文」からしても大体は明瞭であるが、運営の具体的な仕方その他については、色々と考慮すべき点があったからである。その一々の点について語ることはここでは省くが、ただ次の2点だけは、この冊子の印刷されるに到った事情を知って頂くために、記しておくことが望ましいであろう。

第1、この委員会は総長の諮問機関であって、執行機関ではない。しかし、だからといって、この委員会は課外教育活動一般、特に学生自治組織の問題に関して、単に一種の理想案を提出し、はたして実現される可能性が存するか否かについて無頓着であるというのでは、委員会の任務に忠実である所以ではあるまい。ただ幸い、各委員はそれぞれに各学部及び教養部から出ているのだから、それとの連絡をとることができ、また学生部委員或は学部長として、学生部委員会、学部長会議の意向を知ることにもできる。それによって我々の委員会の答申が、最初から執行機関の意見と衝突し、実行不可能に陥る危険を避けることができるであろう。これが留意したく思った一つの点であった。

第2、しかし特に重要なのは、学生諸君の意見を広く聴くことであった。総長も出席された第1回の会合において、全委員が自づから一致した意見は次のことであった。学生諸君が京都大学に於ける学生生活

を終った後、それが楽しい、意義深い時代であったという思い出を伴うものであったら、お互にどれほど喜ばしいことであろうか。課外教育活動がそれに対してどのような寄与をなし得るか、またなすべきであるか。それについて研究することが、われわれの委員会の重要な一つの任務であろう、と。しかしこの任務を果たすためには、教官のみならず広く学生一般の意見を何らかの形で徴すべきであるのはいうまでもない。特に自治組織の問題については、その必要は最も痛切である。これがわれわれの留意したく思った他の一つの点であった。

このようにしてわれわれの委員会は発足したのであったが、われわれはまず課外教育活動一般についての研究を行ない、次に学生自治組織の問題の研究に進む予定であった。そしてその問題が広範囲にわたり且つ困難なものである理由のために、研究の期間はほぼ1ケ年と予定された。しかし、その後の情勢の変化は、課外教育一般についての研究を途中で於てしばらく延期し、学生自治組織の研究に努力を集中し、夏休み中に一応の結論を出し、総長に答申することが適切であるとわれわれに判断せしめた。かくて夏休み中も、殆ど毎週委員会の会合を重ね、一応の結論を得るように努力したのであり、その結果がこの「課外教育活動に関する中間報告」なのである。

しかしこのような結論に達するためには、既述のように、広く教官各位及び学生諸君の意見を徴することが是非とも必要であった。かくて6月14日及び重ねて8月1日、2回にわたって「教官及び学生の意見募集」を行なったのである。それがどのような形のものであったかを次にかかげる。

教官及び学生の意見募集について

課外教育研究委員会は課外活動一般につき、また、特に同学会のあり方について、広く教官各位及び学生諸君の御意見を知りたいと思っています。

それで次の主題について、御意見を寄せていただくことを希望しております。それらの御意見は「課外教育研究」（仮称）の上に適当に公表する予定です。

6月14日（8月1日）

課外教育研究委員会委員長

1. 大学の自治と学生団体の自治

（学生の自治は、大学の自治、あるいは大学の自由と離しては考え得ないという考えもあり、また、両者は互に独立して成立するという考えもあります。あるいは、他の考え方もありますから、この問題についての御意見を求めるものです。）

2. 同学会のあり方

（同学会は、一般の学生諸君から浮き上っていたとの批評があります。その批評は正しいか、どうか、若し、その批評に、当たっている点がありとすれば、どのようなところにその欠点があるのか、また、どのようにしてその欠点を是正したらよいか。）

3. 大学における政治活動のあり方

（大学における研究の自由には、何等の制限があるはずはないが、政治活動については制限があるとも考えられます。しかし制限がないとの主張もあります。その点をどうお考えになりますか。）

以上三つの主題のうち一つでも結構です。また、大学における課外活動一般に関する如何なる問題についてでも、御意見をお寄せ下さい。

註 1. 長さ 一題につき2,000字前後まで

2. 締切 7月31日（木）

3. 提出先 各部局事務室（学生部学生課でも取次ぎます。）

かくて20通に近い応募意見を得たのであり、それを詳細に検討し、それを参考としつつわれわれの研究

を進め、その結論の要点を纏めたものが、この中間報告である。委員会は、これらの応募意見からして多くの貴重な示唆を与えられた。意見を寄せられた教官各位、学生諸君に対して厚く謝意を表す。

応募された意見は他日「適当に公表する予定」であることを約しておいたのであるが、今、総長の「序文」を得て、公表し得るに到ったのである。

ここに公表された応募意見だけについても、その立場、その主張が実に多様であるのについて、多くの人々は驚かれるであろう。しかし様々の立場、様々の主張があるのはむしろ当然である。けだし課外教育活動、また学生自治組織の問題について、最も多くの研究がなされているのはアメリカに於てである。しかしそのアメリカに於ても必ずしも一致した結論が出ている訳ではない。特にわが国にあっては、外国のそれとは異なる事情もあって、問題は一層複雑であり、困難である。われわれの委員会の結論も、非常な努力を払ったにも拘わらず、必ずしも欠点なきを保し難いであろう。しかし出来るだけ妥当な線を出すべく骨はおったのである。ここに集められた応募意見とも照らし合わせて、各位がそれぞれに研究される参考資料となるならば、何よりの幸である。

昭和 33 年 11 月

課外教育研究委員会 委員長

3. 課外教育活動に関する中間報告

大学はいかなる政治的権力及び社会的圧力にも拘束されることなく、研究及び教授を行なう場所であり、かつ、人間形成を行なうことを使命とする。

この使命を果すためには、大学の自由がなければならず、大学の自由を確立するためには、大学の自治が認められなければならない。ここに大学自治の根拠があり、また、その一面としての学生自治の根拠がある。

特に、学生の人間形成のためには、単に大学の研究及び教授だけでは不充分であって、文化、体育、厚生、社会及び政治等に関する種々なる面に亘る課外教育活動が必要となる。

学生の自治が特に要請されるのは、この課外教育活動においてであり、学生自治の独自の性格は、この活動において発現するべきである。従って学生自治組織の結成に関しては、次の諸点に十分な配慮がなされるべきであろう。

1. 学生の自治について

上述したところから明瞭であるように、学生の自治は、大学の自治の一面としてのみ成立し得るのである。従って、大学の自治に矛盾し、あるいは、これを阻害する恐れのある活動は避けなければならない。

2. 政治活動について

大学における課外教育活動の一環としての政治に関する研究討議は、政治的教養を高めるためのものである。従って大学を政治闘争の場とし、大学の自治を危険ならしめる虞のある集団的政治活動は許さるべきではない。尤も学生各自がそれぞれの責任において政治活動を行なうことは国民として当然である。

3. 自治組織について

学生の自治組織に関しては、種々なる類型が考えられるが、ここには、その主要なもの三つを示すに止める。

- ① 全学統一的自治組織のもとに、種々なる団体が統合される場合。
- ② 各団体がそれぞれに自治的活動を行ない全学的組織として、それらの連絡協議体を設ける場合。
- ③ 各団体の構成は、学生各自の自由な加入によってなされ、その運営は各団体によって自主的になされる場合。

以上三つは単に大体の型を示すだけであって、それぞれの型についても種々なる組織及び運営の仕方があり得ることはもとよりである。

なお、各学部及び教養部の自治的団体と上記の三つの型との関係についても種々なる仕方が考えられ得る。

4. 学生自治組織について留意すべき問題点

学生の自治組織の結成及び運営は、その構成員の総意にもとづかなければならない。従来ややともすれば自治組織が、構成員の多数から遊離するきらいがあった。従って学生の自治組織の結成及び運営については次の諸点に留意すべきである。

- ① 自治活動の目的並に範囲が余りに広汎にすぎたり、あるいは不明確であったりしないこと。
- ② 所謂自治活動なるものが政治問題に集中し過ぎないこと。
- ③ 運営方法例えば選挙の仕方、役員を選び方、決議の仕方等を適正にすること。
- ④ 会計監査及び会計報告を厳正に行なうこと。
- ⑤ 会員の加入及び脱退を明確にすること。

昭和 33 年 9 月 5 日

課外教育研究委員会

4 応募意見

目次

(アイウエオ順)

- ① 大学の自治と学生団体の自治……………理学部 A 助教授
- ② {大学の自治と学生の自治}
同学会のあり方}……………農学部旧制大学院学生 I
- ③ 学生の課外活動についての意見……………法学部 I 教授
- ④ 同学会のあり方について……………教育学部学生 I
- ⑤ 課外活動について……………工学部 O 助手
- ⑥ {大学の自治と学生団体の自治}
同学会のあり方
大学における政治活動のあり方}……………教養部 K 助教授
- ⑦ 大学における教授と学生の関係について……………人文科学研究所 K 助手

- ⑧ {大学の自治と学生団体の自治 }工 学 部 K 教 授
 { 同 学 会 の あり 方 }
- ⑨ 学 生 団 体 の 自 治理 学 部 K 教 授
- ⑩ 過去の同学会及び自治会を中心とした
 学生の自治活動及び政治運動について理学研究科（修士課程）学生G
- ⑪ 課外活動一般についての意見医学部G教授（附属病院長）
- ⑫ {大学の自治と学生団体の自治 }教 育 学 部 S 教 授
 { 同 学 会 の あり 方 }
 { 大学における政治活動のあり方 }
- ⑬ 課外教育研究委員会よりお尋ねに就いて結核研究所 T 助教授
- ⑭ 学生の自治組織をどう考えるか理 学 部 N 助 手
 —大学はどう運営されるべきか—
- ⑮ 学生自治会について工 学 部 H 教 授
- ⑯ 学生の政治活動について法 学 部 学 生 M
 —学内においては禁止さるべきである論—
- ⑰ 大学における政治活動のあり方経済学部，学部長，評議員，学
 生部委員，補導委員の協議結果

(1) 大学の自治と学生団体の自治

理学部 A 助教授

学生の自治については、原則的には学生が自らの責任において主体的に考えるべきであって、大学当局は本来干渉すべきものではないと考える。勿論学生が自治活動のため何らかの団体をつくり、行動する場合、その環境による制約の生ずるのは当然である。従って大学が学生の自治活動の具体的諸問題について大学の立場から何らかの制約を加えなければならぬ事もあり得る。然し之は或特定の問題に対する具体的措置であって、あくまでも自治の本質にふれるものであってはならない。少くも今回の事件に関する限りこの点について大学側の態度に疑問とされる諸点があるように思われる。即ち同学会は学生の自治活動のための団体として本来学生の希望に基づいてつくられるべきである。唯その活動の規準を与える所の同学会規約については大学として種々忠告助言を与え大学の秩序と矛盾しないように努力すべきである。然るに昨年9月同学会規約草案が発表された時之を学生部委員会（事務部局としての学生部ではない）で逐条審議しその不備の点について学生と討議するといった努力がなされず、学生側草案を一方的に否定する事によって同学会再建をも事実上無期延期に近い形に持込んだのは学生の自治活動に対する根本的な理解が不足と言われても仕方がない。

学生の規約草案に多くの欠点を有しているとしても一応自治活動の主体としての学生の希望は尊重すべきであり、原案を修正して完全なものとするよう大学の努力がなされるべきであった。その点一般学生が規約草案について賛否如何なる意見を持っているかを知る事は規約検討上重要な資料となるにも拘らず、32年12月の投票を禁止した真意はどこにあるかいささか理解に苦しむものである。更に学生側草案を否定した大学側に之に代る討議資料を準備したかどうかについては、学生側の草案が出てから半年後、又学生部長が本年1月14日付告示において「学内の衆知を集めて検討を加えている」旨を表明してから3ヶ

月後の4月半ばに漸く課外教育研究委員会の第1回が開かれた事は時間的ずれが甚しい、しかもこの委員会は課外教育一般に関する研究を目的とし、同学会規約の検討を直接の目的とはして居らず、一方この間学生部委員会においても規約の討議は行なわれなかった。今ここで過去の生々しい事実について大学側の態度を批判することは私の真意ではないが、このような具体的事例に示された大学側の態度は学生の自治に関する基本的認識に欠ける所を示してはいないだろうか。学生の自治組織においては主体はあく迄も学生であり、大学側は助産婦的存在以上であってはならない。学生の自治団体は独自の個性と目的を持って居る。京都大学に学ぶ学生が自らの希望により団体を形成し種々の自治活動を行なうという自治の本筋からいえば同学会の問題は殆ど学生だけの問題であるといえるのではないだろうか。前に述べた同学会規約の問題も健全な自治活動を希望するためのいわば老婆心的忠告であって、自治活動の本筋からいえば大学はあまり予防的措置に熱心になるべきではないかもしれない。私は学生諸君の成長によって一日も早く手放しにして置く大人の同学会が出来る事を希望して居る。同学会のあり方については幹部諸君は一般学生大衆の遊離しない事に最大の努力を払うこと、組合用語によれば、オルグ活動が一番大切だということをいいたい。一般の意識が高まらなければどのような活動も行なえないのは当然である。又学生諸君は日本の知識人にあり勝な傍観主義に陥らないよう積極的に自治活動に参加されることを希望します。現在の日本で政治が民衆の生活から遊離しているのは何が原因か、本当の政治とは結局吾々の自治活動であるという至極あたりまえの事をもう一度よく考えて欲しいと思います。最後に政治問題についても以上の立場から京大としてもっと積極的であって良いと思います。法律で公務員に政治活動が禁止されていますが、之は極く一部の具体的活動にすぎず之に抵触する事なく広い意味の政治活動は活発であってよいと思います。政治に対する一種のモンロー主義が大学の自由を守るため有効であった事も事実でしょうが社会の状態は何時迄も大学の孤立主義を許さないように思います。

(2) 大学の自治と学生の自治等

農学部旧制大学院学生 I

標題の件に関し、筆者の過去の経験(元北大農学部自治会委員長ならびに北大文化団体連合会幹事)に照して次の様な結論的見解を表明したい。

- 1 原則として大学の自治は、教官(教授、助教授、講師、助手)層、職員層、学生層の三本建によって行なわれるべきであり、三者協議会の設立が望ましい。したがって、大学自治に関する最高決定機関を教授会、それもさらにその中の少数代表によって構成される評議員会に与えることは好ましくない。
- 2 教官、職員、学生各層の自治は各々それら諸階層の自主的な決定に任せるべきである。ただし相互に勧告(補導を含む)を行なう権利は保留されなければならないが、これら三者の各々が他に対して行なう勧告は、勧告を受ける側にとって一つの参考意見にすぎないものである。
- 3 大学全体の自治に関する一切の規定はこれら三者団体の協議によって決定すべきものでこの決定に違反した罰則規定に関しては、やはり三者団体の合意を得なければならない。
- 4 学生に対する補導はあくまでも、科学的根拠にもとづくものでなければならない。補導とは支配でなく、指導である。そのため、教官のもつ責任も大といわなければならない。潜越ながら、かつて筆者が北大在学中、北大を訪問されたアメリカ教育使節団の一人(GHQ・タイパー氏)は『日本の大学の教官はすぐれた学者であるが教育者がいない』と名言された苦言をあえて提出した。学生に対する生活全

般の補導は、単に一片の専門科学知識のみによって出来る性質のものではない。学生補導を行なう資格を有する教官は、専門の科学者としてすぐれていなければならないことは、もとより、教育・社会という人間の普遍的本性にふれる科学的な根拠、そして経験に豊かでなければならない。

- 5 学生部長の名をもって提起されている昭和33年6月30日付の「全学学生自治会再建運動の経過について」（注次項6に掲記）によるならば、大学の使命は「研究と教授」であるとうたっているが、果してそれ丈であろうか、大学は又、真理追求の場として、広く一般社会で提起される諸問題に対して何らかの反応を示さなければならない重大な使命が存在すると考える。この点は、学生指導の面においても従来のように、専門以外のことに関しては何らの定見も持ち得ないような視野の狭い社会人（教官、実業家、官吏等）を送り出すことのないように、心掛けるべきである。その為に「学生自治組織」は運営の如何（別紙）によってはこの上ない課外教育の場を提出するものであることを銘記されたい。
- 6 今日、学生自治会に対する多くの学生の無関心は、学生自身に責任があるよりか、各学生が専門講座に分属されたとき、その専門講座における教官の態度（自治活動に対する理解の度合）に多く依存していることを訴えておきたい。専門に忠実（？）な学生を要求し、自治活動そのものを毛嫌いする教官のもとで、どうして善良な学生は自治会に健全な関心を持ち得るであろうか。全学の学生が一定時間全員何らかの形で自治活動にも専念できるような施設がのぞましい。
- 7 大学社会の自治の安全をはかるのは、一に、教官・職員・学生各層の相互理解こそ根本である。感情的対立におちいってからでは問題の解決として手遅れである。教官は、教員、学生を温く理解し、又学生も、職員、教官に対する理解がなければ決して正しい問題の解決ははかれない。学生といえども無制限な権利は要求してならないし、又、決して要求していない。すべて不信と疑惑が問題を悪化することは、ユネスコ憲章の教えるところである。
- 8 補稿にかかげた第1項から第3項にわたる問題を学校側が認めたらうで、なおかつ問題が起る場合は、それ相応の手段によって学内社会の世論に広く訴えるべきである。
- 9 なお、学内問題の解決にあたって如何に問題が紛糾しても、教官・職員・学生とも、学外団体、権力者の力をかりて問題解決をはかることは自ら学園の自治を放棄するものであることを良く考えて頂きたい。
- 10 大学の学生部は、学生の生活の具体的な解決のために力をかすべきであり、大学の自治に関して干渉すべき権限はないと考える。大学の自治のために特設の三者協議会とそれに附随した事務局の設置が望ましい。

同 学 会 の あ り 方

全学学生自治団体としての「同学会」のあり方について意見をのべたい。

同学会は、京都大学自治を構成する三単位団体（教官・職員・学生）の一つである。したがって他の二者と、大学自治に関する限り対等の権利を有する。

ただ、従来の活動内容を見たとき、自治団体としての機能を逸脱していることを卒直に認めざるを得ない。学生団体としては、それぞれの機能に応じて、政治団体（政党、その他政治団体支部）、文化団体、

体育団体、社会生活団体などがあり、自治団体はこれら諸団体がある程度統轄し、且、各学部・学科別という異なる次元での階層代表者をもって構成されるべき総合団体である。言うなれば、全学学生の利益を代表するものでなければならない。ところが従来、同学会さらにその上部にたつ府学連・全学連などは、形式的多数決を理由にして特定政党を支持するといった明らかに誤った行動をとっていることはこの団体に対する不信（学生の中には暗黙の抵抗をしているものがあることを忘れてはならない）と、学校当局側で一部学生自治活動そのものを好ましいと思わない人々の挑発をまねいていることを充分自覚すべきである。この点に関し、筆者が北大に在学している時から、左翼政党支持の一部に誤った考えをもっているものがあり、弁舌の巧みさを利して、自治団体を政治団体の性格にすりかえてしまう者がいたことを知っておりまことに遺憾である（この点に関し、筆者はいつでも大衆討議に答える用意がある）。一体、自治会がA政党を支持することを明示したらどのようなことになるであろうか、幸か不幸か多くの学生は無関心、ないし、ごく単純な反応しか示さないが、A政党がきらいでB政党を支持する学生でこれに心よく思わない学生は直ちにB政党のスローガンを支持する新たな学生自治会を結成する可能性を含み、学内はまさに政争の場と化すことは必定である（筆者北大在学中にこのようなきざしが見られた、これに対して左翼政党支持の学生の一部は分裂主義者のレッテルをはった）。このような政党支持は、別途に自己の好む政党支持結成をして旗色を明らかにして闘うべきで、公共性をもった自治会の看板の下に自己の政党支持のエゴイズムを達しようとするのはまことに卑劣な手段だといわなければならない。このようなことこそ大学の自治と自由に対する重大なきょういである。一部の学生はいう。「アルバイトの問題にしろ、就職の問題にしろ、今日すべての問題は政治的に結びつく、したがってたまたま多数決でA政党支持がきまったら、それを表明するのがどこが悪いか」という論理を展開する。多くの場合、出発点には間違いのないにしても、結論が導き出される過程において科学的に数段の飛躍をする場合が多い。政党というものは現実の政治を日々解決してゆかなければならない。そのために、一々科学的検討と結論をまつわけにゆかず、ある程度の根拠をもとにして、あとはイデオロギーと、政治感覚に訴えて政策を強行する。そこに政党による政策分化が起るのである。学生個人も社会的一員として、現実の日本の政治に関心を抱き、それぞれの政党支持の態度を明示すべきであり、同志をつのってのその活動は大学の中においても自由であることは、憲法に保障されている。しかしながら学生の公共団体としての自治会としてはこの種の問題に対して客観的立場から取扱い、学生に対する問題そのものの啓蒙と世論の調査、研究ゼミの開催などを行なうに止めなければならないというのは筆者の過去10年にわたる一貫した信念である。一々問題をそこまで（政党政治的結論）もってゆかなくとも自治会の名(自ら治める)にふさわしい活動分野は幾らでもある。一体、同学会が従来京大内部の問題（学校の経営管理、受講上の便宜、アルバイト斡旋、文化・体育振興・福利厚生）に対してどれだけの業績を積み重ねたであろうか、一々問題を政党政治まで持ち込んでのデモの連続では、一般学生としてもついてゆけないのは当たり前であり、エネルギーはそれ丈で消耗してしまう。

今日の同学会の問題の責任の一端は過去の先輩たちのこのような誤りにも一つの大きな原因のあることを、再建運動に積極的な現幹部諸兄もとくと考えて頂きたいと思う。原水爆反対、その他国際問題に対しての解決にはよく専門家（広く国際法、国際政治、国連、ユネスコなどの）の意見を聞いて、できるだけ人類という立場で純粋に行なうべきである。自分たち幹部のドグマを弁舌だけで押しつけることは厳に戒めるべきである。

このような点から「学園新聞」編輯方針にも多くの問題がある。一度、学内で「新聞合評会」が開かれることを提案したい。

(3) 学生の課外活動についての意見

法学部 I 教授

学生の「課外活動」で最も問題となるのは、おそらく「学生団体」の政治活動の問題であると思われるからこれについて私見を述べる。

1. 学生および学生団体の政治活動は原則として自由である。国民の政治活動の自由は民主主義の基礎だからである。このことは問題を考える出発点として何よりもまず銘記されなければならない。ただ学生の活動が大学内でその施設を利用して行なわれる場合には、大学の目的からくる一定の制約あるも免れない。その制約というのは、つぎの二つに集約される。第1に、大学の教育、研究目的に対する「明白かつ現在の危険」の存在する場合である。たとえば学生団体による計画的な授業放棄のごときは通常の事態のもとでは教育目的に対する直接的・現実的な侵害となり、よしその目的が妥当であっても認めらるべきではない。教授の任免についての教授会の自治を侵そうとするような活動もそうである。第2に、学生団体が「特定の政党を支持し、又はこれに反対する」活動（以下「政党的活動」とよぶことにする）を学内施設を利用してなすことは妥当ではない。蓋し、(1)大学自体がかような「政党的」政治教育活動を禁止されている趣旨（「教育基本法」8条——なおこの規定は学校自体の態度に対する規定なのであって学生を当然に拘束するものではない）に照らし、かような「政党的活動」のために「学生団体」に特権的に便宜を供与することは適当でない。(2)さらに、かような「政党的」活動は「学生団体」を政党の御用機関化するおそれがあるから、学生一般を構成員とすることを予想する学生団体の性格からも妥当ではないからである。しかし、上述の「政党的活動」と「特定の政策に対する支持又は反対」とは区別されねばならない。特定の政策（たとえば核武装をなすべきや否や等々）を支持しないしこれに反対することは、よし一政党がこれに賛成し他政党がこれに反対する場合でも、それは理論上偶然の一致にすぎず、何ら「政党的活動」ではない。かような政治的活動は一般的に認めらるべきである。
2. 要するに、私見は「大学目的を現実侵害する危険の存する場合」および上述の意味における政党的活動以外の政治活動はひろくこれを認むべしというにつきる。かような私見は、現在社会の病弊に対する認識を基礎としている。現在社会においては巨大な機械的・官僚主義的組織のもとにおいて、個人は自発性、自主性を失ない他律的受動的役割を演ずるにすぎず、かつて民主主義の世論形成のトレーガーであった市民＝公衆（Public）が非人間的な大衆（Mass）に転化しつつあることは、少くも現象論的には社会科学的研究の等しく認めるところである。かような「他人まかせ」の政治的無関心は、自発的な市民・市民団体による世論形成を不可欠の前提とする民主主義にとってまさに危機といわなければならない。かかる社会的環境の背景のもとに、重箱の隅をつつくように学生の政治活動を抑制するのみであれば、学生一般のおそるべき「政治的無関心」を不知不識の間に助長することになる。むしろ政治活動の自由をひろく認めることによって、学生層の意見欲求を現実政治に反映せしめる一つの途を開き（国民各層の意見欲求を可及的に政治に反映することに努めるのが為政者の任務である）他方、学生層全体の政治的関心と政治的識見を高める一つの方法たらしめるのが妥当である。そしてこのことは平和的な国家及び社会の形成者として、……自主的精神に充ちた国民・国家、社会の形成者としての「公民」

(大衆ではない)の育成を目的とし、このために政治的教養の尊重を規定する教育基本法の趣旨(「教育基本法」1条、8条1項なお2条前段「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」)に合する所以と考えられる。(学生の若さからの行過ぎの場合も考えるけれどもこれは具体的な場合につき大学の補導にまつべきである)。

(4) 同学会のあり方について

教育学部学生 I

過去において同学会が京大生の自治組織として、存在すべき筈であったにもかかわらず、一度二度と世間の目を引くような事件を引き起こしたことはどうしたことであろうか。学生全体の自治組織である限り、学生大衆の支持を得て成り立っていなければならない筈の同学会が果して学生大衆を代表していたのであろうか。ある進歩的教授の話によると、数年前の同学会の存在当時には、附属図書館前で、自治委員と学生達の集會が持たれていたそうだ。ところが、その場に集っている学生の数は200人ばかりであったという。これが事実なれば全京大生6,000人と考えてみても、ほんの7%位しか、直接同学会のことに関与していなかったことになるし、しかも、これら200名程の意気投合した連中が恰も、全京大生を代表するがごとき行動をしたとしたらどうであろうか。これらの集りや、その行動の良し悪しを言っているのではない。僕だって進歩的考えの持主であると断言できる。唯数%の学生が全京大生を代表するがごとき「すりかえ」がおこなわれているということに、いかりを感じるのである。少数の者の信念を大衆の者に普遍化するのには卑怯である。

次に、今までの同学会はあまりに政治問題ばかりを追いつ過ぎたのではなからうか。京大生の自治組織である以上、我々京大生の自治を推し進めてゆくことが主体であるべきだと思う。先ず学園生活をよくしてゆくことこそ一般学生が望むところであろう。しかるに我々の納める自治会費なるものは、殆ど政治活動についての闘争ピラに使われたのではないか。実際のところ、果してどれだけのピラが読まれるのであろうか。ピラを差し出されると目をそむける者、もらってもすぐすてる者、「鼻紙ができた」といって読まずにポケットに入れる者等々がいかにも多いことであろうか。こんな誰かが作ったようなおきまりのピラをくばるよりも、誰か進歩的識者の雑文を印刷してくばる方が、ずっと、学生達は読むというものだ。自治会費を納める者だって、自治委員がヤイヤイいうので仕方なく納めているというのが殆どである。自分らの納める会費がどのように使われているのかに疑問を持ちだし、その一部分も、自分らに直接には役立てられていないことを知って、なおのこと会費を納めなくなるようだ。ちなみに、自治委員の催促にもかかわらず、同学会におさめられた会費が20%程になったのは何を物語るものであろうか。学生大衆を代表しない同学会であるなればもうすこし検討してみて、真に学生大衆を代表するものたらしめねばならない。学生大衆に支持されてはじめて、地についた政治意識も出るのが順序ではないか。新興宗教の信者のごとく独走しても他の者はついてこない。教育学部の自治委員の一人でありながら今回の代議員選挙に投票しなかった理由はあくまで、同学会が全学生を代表する自治組織になる見込みがないと判断したからである。

(5) 課外活動について

工学部機械教室O助手

課外活動の問題を取りあげる前に学生の型を考えてみる。

A 温順型。学園においては学業を修めることのみが将来に対する準備活動であると考え。 (a') 政治問題に関心あるものを含む。

B 活動型。将来指導者たるためには学生時代から指導的性格を錬成すべきであると考え、それが将来活動の基礎となるとして実践する。(b') 外部団体と連絡あるもの又政治活動をアルバイトとする者を含む。学生の型としてはこの二つに大別されるが、若人に共通な性格として、或る種の圧迫(若人の感覚において)が加えられた時、それが微々たる問題にしる若人にとっては大問題であり常に反動的に現われることは、古今東西を問わず事実である。

ここにおいて、自治問題等に台頭してくる者はB, b'であり、時としてある種の弾圧(学生の感覚において)が加わった時は、若人の通性としてB, b'は無論a', 更にA型に属する者も動いてくる可能性がある。

即ち大部分の者が反動的になってくる可能性がある。そしてこれは単なる反動的意識の現れにすぎず、結果としては制限に対する、単なる反動といった事であり大きな意義を有しない場合が多い。

次に此の制限に対して順応するにしろ、又、反動的に出るにしろ、将来の人間社会に対する理想(未知)に対して仮に正の方向を向いていたとしても、その効果は少いと考え。なぜなれば問題があまりにも粗末である。即ち、同学会を再建すべきだとか、否とか、又、弾圧だとか、弾圧でないとか、許可せよとか、しないとか、等の問題に終始して空しく時を費す事の多きをなげくものである。そしてもっと本論、例えば日本の自立、大きくは世界平和の問題といった方向に向けられ、自由に、制限なく、時と場所(学内において)が与えられるならば一時的には政党に利用されるような事態が仮にあったとしても、賢明なる京大生諸君はかならずその内幕を察知して正常な型に悟入する時期がくるものと信ずる。即ち此処に真意義があるわけで、中学、高校と異なる所以が存在すると思う。さもなければ将来指導の立場に立つべき若人が、何時、如何なる場所で、実に真剣に、利害を超越して、大きな理想に向って論議する時を得るだろうか。

過去において京大は、たしかに外部団体からねらわれた。なぜ京大に主力が入られたか、なぜ京大が大きく動いたか、此の問題に対しては大学当局も確かな答は出せないと思う。そして一時よりはよほど下火に落ち着いてきたと思うが、次に如何なる時期に如何なる方法によって出てくるかわからない。大学当局の態度を悪用し常に学生を煽動しにかかる。この動きに対しての反動勢力も出なければおかしいのだが、ほとんどの(A, B型)層が制限に対する反動に終始しているため真に批判し総意をまとめる暇がないのである。その時、真に役立つものは学生各人の自覚であって変な方向で、うろちょろして居たのでは反って乗ぜられる基となる。即ち、制限が最良の策とはいえない。

そこで制限策に対して無制限策(大学職員各個の意見も当然加えられる型において、許可制は取るが無制限に許可する型を取る。これは大学内外の法的な問題があるためである)を取った場合を想定する。

1. 学生一般は会合、活動、その他あらゆる面において無制限に許可されるからといって今急に何をすべきかという問題もつかめず一時的には極めて張合なき状態になるだろう。これは今までの焦点が忽

然として姿を消した結果である。

2. 外部勢力が入り込んで学生層を利用しにかかる。
3. 外部勢力に対する批判が起り、外部勢力に対して反動勢力が生ずる。無論無関心な層もある。
4. 此の二大勢力は何れが正しいか分らないが、少くとも外部団体に利用される愚を悟る時がくることは前記した如くで、学生各人は、有効に各々の思想を批判し現今、若者の総意として、はずかしくない考え方が各人の心の中に芽ばえてくると思う。そして尚もその芽はねりにねられるのである。このねり上げること自体に大学当局の力がそそがれるのでなければ課外教育の題目にそわないと考える次第である。

無制限許可制を取った場合、大学当局として当然心配することは、学生が如何なる事態を引起すやも知れないという事と、それに対する責任問題であろう。この責任の問題について少し考えてみる。

現在、大学当局は、上記の如き事態に到った場合責任を取らなければならぬといった。現今社会の社会通念に支配されている処に問題があると思うが、とにかく無制限許可制を取る上において、大学当局の態度が次の二つの何れかを前提としなければならない。

- I 課外教育方針として、無制限許可制を取るに当り、これに関する今後の全責任は、大学当局が持つと大きく腹をくくった時。
- II 無制限許可制を大方針としたのであるが、前記のごとき過渡現象は当然、来たるべき試練であり、この山を越さしめること自体に課外教育の意義があるのであって、責任問題にはならないといった考え方に徹した時。

何れにしても大学当局が自分自身が心配だから制限しておくのでなく、無制限許可制に対して大きく腹を以って心配の必要を認めないだけの太い神経になる必要がある。

無制限という言葉を用いてきたが、無制限でなくとも、あまり制限しなくともよいのではなからうか。

(6) 大学の自治と学生団体の自治等

教養部 K 助教授

1. 大学の自治と学生団体の自治

- (1) 学生は学内にある限り大学の規則に従うべきものである。従って大学の自治、自由の内で、学生は自由であり、その自治組織もその内にあるべきものである。従って自治活動といっても大学の規則の外にあるべきものではない。(学生として以外の団体に所属することが許されてある以上は、学生が所属していようと、学外団体の活動に大学の規則が当てはまらぬことは当然である)
- (2) 大学の規則は、本来研究、教育の自由を保障し、その進歩発達を促進するための規則であるべきで、取締のための規則であるべきでない。
- (3) また大学の規則が絶対不変のものであるべきでもない。大学の使命、性格も発展し進歩しなければならない。従ってその規則も、それに依じて変更せらるべきものである。(2)(3)に就て、考慮反省再検討を必要としないであろうか。やたらに細則を設けるのでなく(法3章を以て治む程の)寛濶な最高学府らしさが望ましい。官吏会社員などの養成機関でなく、最高学府であるという大学自らの自覚によって、総ては解決せらるべきであろう。

2. 同学会のあり方

3. 大学における政治活動のあり方

(1) 研究の自由に対して政治が、いかなるものにせよ容喙することは許さるべきではない。従って研究の自由を擁護するために、政治活動は排除せられなければならない。(文部省はあらゆる政党から独立すべきものである、政治的見地から、研究の自由を裏づける研究費の配分、人員の配分等に差別がなされ、研究、出版等の助成にも差別がなされることなどを排除するためにも——是なくしては「自由」も形式的自由に止まる)

(2) 同学会は従って政治活動団体であるべきではない政治問題の研究団体であることはむしろ推進せらるべきであろう。併し我が国の文教が政党大臣によって相当左右せられる現状に於て、正義感の鋭い学生が、政治的な実践活動に奔らんとすることに対し、徒に抑圧するのではなく、むしろ相携えて、広く世界の歴史と、我が社会の特殊性から、根本的に研究することが必要であろう。——

此の様な研究の結果、政治活動に入らんとするならば大学を離れて、社会人として活動する様に指導すべきであろう。学生として過激な政治活動は、却って大学の研究の自由を脅かす禍因となりがちである。

政治、社会の問題研究指導のために、学部を問わず特にその様な研究団体のための指導を選定することが望ましい。(人文科学研究所は直接講座を持たぬのであるからその所員を之に当てることも一案ではなからうか)

(7) 大学における教授と学生の関係について

人文科学研究所K助手

今まで本学同学会、またはそれに相当する組織の活動が、しばしば大学当局との合意を越えて破局に立ち至り、一時に多数の処分学生を出し、新聞をにぎわすという事件を、我々は何回となく経験してきた。そしてこういう形勢は将来も容易に変ることなく続くように思われる。今や我々は、大学における教授(助教授、講師も含めて)と学生との関係はいかにあるべきかという根本的な問題にまで掘りさげて考えなければならぬと思う。「善意」とか「信頼」とかいうお上品な文句を使う限り、紛争を一時的にもみ消すにすぎないことを知るべきである。

幻想や願望を捨てて、醒めた眼で見ると、今日の学生が教授に期待するところの第1のものは「単位をくれる」ということである。単位をとり、卒業証書をもらい、就職することが、今日の学生にとって、全てのことと言わぬが少くとも第1の目的である、と言ってよいであろう。私の友人某君は日頃はアルバイトに忙しく、というよりは自分の仕事の合間に大学へ通っていた。卒業間際になって単位の足りないことを人から知らされ、一度も講義に出ず顔も知らない教授に宛てて、デッチあげのレポートに切々たる便りを添えて郵送して、単位をもらい、同教授に感謝しつつ卒業していった。彼は善良な学生であったし、今は善良な社会人である。

つい2年程前まで学生であった私について言うなら、学問的には幾人かの教授を心から尊敬しているが、学問以外でのつきあいは全く無いといってよい。また著書や論文を読んで、全く面識のない人に対しても尊敬の念を抱くこともありうる。私としては、学問的にのみ教授に接近することを原則とするのが、清潔な態度であると思っている。また教授としても、専門の学問以外のことを教える資格はないという謙虚さを持つべきではないか。教授と学生との全人格的な触れ合いというもの、昔あったかも知れないが、今日そんなものを願っても無駄ではないか。

マックス・ウェーバーは『職業としての学問』の中で次のように言っている。「彼等（アメリカの学生）は彼等の教師をこう考えている。この男は俺に彼の知識や方法を俺のお父さんのお金と交換で売っているのだ。丁度野菜売の女が俺のお母さんにキャベツを売るように、と。そしてそれ以上は考えない。アメリカの若い人達は、教師から“世界観”だとか彼等の生活の基準となるべき規則だとかを売ってもらうことができるなどは夢にも思っていないだろう。……このようにわざと極端に表現した考え方の中にも、なお一片の真理が含まれていないかどうかは一考の余地があると思う。即ち、教師は“指導者”たるべきでない。自己の主観的な評価や個人的な世界観を学生に強いてはならない、と戒めるのである。

学生運動というものは、青年のロマンチックな情熱の一表現である。大抵の場合は「帝国主義」とか「反動階級」とかいう抽象的なものを敵として闘志を燃やしているのだ。だからこういう活動に対しては、学生以外の者は微笑をもって傍観しておればよい。学生運動はいかなる意義をもつか、いかにあるべきか、ということは、学生自身の間で、或いは運動家個人の問題として考えられなければならない。人間一人一人の生き方の中で考えるべきことであって、外から客観的に指導や評価ができるものではないと思う。「学生部長」とか「教授」とかいう地位の故に学生の政治活動に干渉することは、好ましくないと思はう。

大学は「秩序」を守れと言う。学生も「秩序」を守りたいだろう。がしかし現在のところ、この二つの「秩序」はその範囲が大分違う。前者のそれはより広いし、後者のはより狭い。「同学会再建」ということは、大学にとっては秩序の中にあるべきものだが、学生（と言って広すぎるなら、再建運動者）にとっては、秩序の外にあるものである。両者の秩序の範囲の違いをそのままにしては、当面の紛争の解決にはならない。解決の一つの方法は、当局の考える秩序の範囲をせばめることである。たやすく破られるような秩序を守ろうとしたって醜態にすぎないではないか。ここで私は、秩序の範囲を研究と講義に制限するのがよいと考える。一面識もない学生に気前よく単位をやるようなことのないよう、峻厳な講義が秩序が作られることを期待する。学生としても教師のお情けを懇願すべきでない。ドライな時代に、教授も学生もドライになろう。こうした人間関係は、大学での人間関係の修正ではあっても、破壊では決してないと信ずる。

（8）大学の自治と学生団体の自治等

工学部 K 教授

1. 大学の自治と学生団体の自治

学生団体は大学の一部であるから、学生団体の自治は大学の自治の一部であり、両者は離して考え得ないと思う。

2. 同学会のあり方

「同学会は一般の学生諸君から浮き上っていたか」という質問の内容は「同学会の役員は一般の学生から浮き上っていたかを意味するものと思われる。同学会の役員は一般学生の総意を代表するものでなければならないと思うが、過去の同学会の役員は必ずしもそうでなく一般学生から浮き上っていたと思う。一般学生から選挙された役員が一般学生から浮き上っていたということは選挙自体が適正に行なわれていなかったことを示していると思われる。同学会役員の選挙方法が適正であるか否か、またその選挙が厳正に実施されているかどうかは大学当局より補導監視する必要がある。選挙が正しく行なわれる

よう大学当局が取計らうことは学生の自治を援助するものであって、侵害するものではないと思う。同学会役員選挙に関する規程は以上の趣旨に沿って特に周密に作られることを切望する。

(9) 学生団体の自治

理学部 K 教授

先ず、自治という言葉の意味を考えて見たい。人類が文字を発明したことは、実に素晴らしい事件であって、人類を、今日の如く、他の生物に比較しえないほど高度に発達せしめた最大の原因は、文字の発明にありといっても過言ではない。然しここに困った事がある。それは、文字の偉力や便利さというものに左右されて、人間の思想を表現する言葉が必要で十分な修飾語をつけないで、常に、最少限の文字を組合せて作られていることである。言葉の意味を知るには、辞典という重宝なものがあるが、然し、辞典で説明されている意味を深く理解して、言葉の示す思想を実践するためには、更に自分でよく考えて見なければならぬ場合がある。自治という二文字語はこの好き例である。

新村出先生の辞苑を開いて見ると、自治とは、自分の身を自分で治めることと説明されてある。正しくそうである。ところが、自ら治めるということ、よくよく考えて見ると、実は大切な条件をもっている事に気がつくのである。この潜在する条件こそ、自治の生命とも言うべきものである。これは何であるかというに、自治のあり方を、遠方から大きく規定するものであって、よく用いられている表現である枠である。枠を考えない所には、最早や、自治というものは存在しない。枠がある故に、自らを治め得るし、また治めなければならない。従って自らを治めようと思うならば、先ず始めに枠を見出さなければならない。即ち、枠が自治に先行しているのである。さて、このような自治の目的は何であるかと言えば、それは明らかに、自治を行なう人達の幸福の追求であることは、申すまでもない事である。故に自治の真に美しい姿は、自治の実践が枠と調和しつつ、自らの意志に基づいて新しい幸福を、次ぎ次ぎに、追求してゆくところに見出しうるようである。

絶海の孤島で孤独の生活をなし得たロビンソン・クルーソーの物語の中で、著者デフォーは、ロビンソンが、自治を行なった方法を、少年のみならず、成人の読者にも（知らず知らずの内に教えているのである。彼は、地球の自転と公転によって、規則正しく訪れる昼夜・四季の変化と、何時訪れるやも知れない気象の変化に対処する方策を、先ず第1に考える必要があった。この大自然の環境条件が、彼の孤島生活の自治のあり方を規定した最も大きな枠であったのである。彼はこの枠に調和して日々の生活を営んだので、孤島の独り住居を幸福にすることが出来た。季節を考慮して蒔いた小麦の種子が、遂に穂を出した時のロビンソンの喜びは、孤島生活中の最初の大きな喜びであった。忠僕フライデーを得た後は、孤島には、二人の人間からなる社会が現われて、この社会が自らを治めるのに、新しい対人的枠が二つも三つもふえたが彼等二人は、これに順応して幸福な生活を続けることができたのである。二人という最小の人数からなる生活に於いて、すでに然り。いわんや数十人・数百人・数千人の多人数からなる集団となれば、職責を異にする幾つかのグループが出来、同時に、これらのグループを統一する機構が現われているが、個々のグループと統一機構の各々の自治の枠は、人数がふえる程、益々、一見厳格であって且つ、複雑微妙になることは当然であろう。従って、各グループが夫々自らを治めてゆくという仕事は、決して容易ではなくて、英智と忍耐を要することは、孤島のロビンソン・クルーソーとフライデー二人の場合の比ではある

まい。自治の理想境を実現するために、英智と忍耐を用うるところに、また自治の真の味を味わう幸福があるのではなからうか。

上に述べたことを大学という社会についていうならば、個々のグループの自治団体は、各学部の学生自治会であり統一機構の自治団体は、同学会に相当しよう。この他、大学においては、更に別の大きな機構がある。これは、学生を教育するという重大な責任を、国民から託されている大学自体である。そしてその最高責任者は学長である。この責任の中には、学生の自治に関係するものが含まれておいて、その比重は軽くないのである。学生団体の自治に、大学当局が無関心であり得ない理由は、この所に存する。学生諸君は、この点をよく理解して、大学の教育的責任の重大なことを尊重してほしいものである。従って、学生団体の自治の枠は、大学の教育的責任と調和するものでなければならない。課外研究委員会で、学生自治のあり方を、以前から熱心に研究している根拠は、これによって明白になると思う。この際、大切な事柄は自治の枠は大学当局が考えたものを学生に押しつけるものと、学生諸君が解釈すべきではないということである。何となれば、上記委員会は、教官層ばかりでなく、学生層からの建設的意見をも求めているからである。

さて次に、学生自治の枠は如何なる性格のものであるべきかといえ、それは、大綱として、大学本来の使命と合致するものであるべき事は、既に述べたことから自ら明らかである。それでは、自治の枠は如何に性格づけるべきかというに、人により意見の相違はあると思うが、自治を行なう人達は、現在最高学府で勉学中の学生としての幸福を求めなければならないという観点と、卒業後は、学界・実業界・政界・政府機関・地方自治団体など種々の社会に於いて活動し、将来は夫々枢要なる責任の地位につくべき使命をもっているという二つの観点から、枠の性格が定められるという事は、動かしえないと思う。こういう性格の枠の中で、学生が自らの自由な意思に基づいて、十分に手足を伸ばし、自治活動を行なう事を奨励しなければならない。この場合、学生の自由を拘束するような事があってはならない。

茲に、私は始めて自由という言葉を用いたが、自由も又、枠なしには考えられない思想である。枠を設けない自由は、不羈奔放であって、実は自由ではなく、不自由極まる結果を招くものであることは、枠を取りはずした場合の行動が、どんなものになるかを考えて見れば、直ちに氣のつくことである。

学生自治の枠は、大学本来の使命と合致すべきことを述べたが、この枠の性格の中に、その大学の歴史に根ざすところの、大学固有の精神が織り込まれることは、自然の勢であり、これがその大学の学生自治の生命にもなりうるものである。他大学の学生自治の枠の或る性格を、自己の自治の枠に取り入れようとする人達が、長い年月の間には、出て来ると思うが、それを取り入れることが、自己の学園の自治を真に発展させるものであるという公明正大な根拠から真面目に考えられたものでない場合は、大多数の教官及び学生の賛成を得られないことは、いうまでもないことである。行動が万人の心を動かす立派な思想から出発していない場合には、大学から学生自治を勝ち取るというような、とんでもない軽々しい言葉が、不用意に口をついて出てくることにも成りかねない。大いに戒むべき事である。

敗戦により老若男女一人残らず思想混乱に陥り、一時は自らを放棄せん許りの状態になった事もあったが、最早や、全国民が夫々の職域に於いて、真に自らを治むべき時期である。我が学園に於いても、学生団体の健全な自治生活が一日も早く発足しなければならない。課外教育研究委員会が、学生自治と之に関する諸問題について、教官及び学生両層の意見募集の挙に出られた事は、京都大学の一つの発展として喜

ぶべき事件であり、京大史の一頁を飾る快挙である。集められた意見による衆智に基づいて、先輩・在学生・教官の満足しうる立派な学生自治の規則が、近き将来に出来上ることを切望してやまない。

野外研究のための出張を目の前に控えて執筆したのでこの拙文は、我が意を未だ満足しえないが、学生自治という重要なテーマについて、平素から考えているところを、抽象論ではあるが、ここに述べて責任を果し度いと思う。

(10) 過去の同学会及び自治会を中心とした 学生の自治活動及び政治運動について

理学研究科修士課程学生 G

学生の自治活動及び政治運動が一般に行なわれているように私自身積極的に参加したことは少ないが、ささやかな体験から得たことを中心に述べようと思う。又学生の自治活動がこのような形で問題になるのは多少なりとも政治運動とは独立に考えることができなくなったことによると思われるので、この両者をいっしょに考えてみたい。

大学が少くとも真理を探求し、人間及び社会の進歩を願い、同時にその事に関して重い責任を持つものであるならば、あらゆる意味での純粹さを保持し更に外部とも何らかの交渉を持つべきである。いいかえれば、大学は外部と無関係ではないが、そこには常に自由がなくてはならないということになると思う。このようないい方は抽象的ではあるが、過去の多くの大先輩が強調していることと別のことではない。

ところで、大学とは教師と学生との二つから成っているというものではないと考える。特に総合大学として我々の大学も学問のあらゆる分野を含んだ一つの有機体である。少くともそうあるべきである。然るに大学にあって特に学生が学生の政治運動というのは何故か、その疑問は政治運動を実際に指導している人達がどう考えているか知らないが、恐らく彼等はその若さ故に教師達のテンポとやり方が遅く、なまぬるいという不満を持っているのだろう。例えば、彼等は“平和”を“闘い”の材料にして、よく大学の職員の人達までを敵にまわす。スローガンには賛成できる時でも、そのような闘いには私も機会のある時にはできるだけ反対してきた。“闘って”きたわけである。けれども結局は多数に対する少数ということで無視に近い立場に置かれた。又私の質問は抽象的ということで、何ら解答が得られなかったこともある。彼等は常にそうした闘いに勝つことによって人間と社会とが進歩すると信じているらしく見える。又、闘う為には皆が“結集”して、かたい組織を作らねばならない。今日でも、こうした強力な組織を作って闘わねばならないという全国的な動き（大部分の人達が本当に支持しているかは別として）に遅れてはならないと焦っているのではないかと思う。もしそうだとすれば、ドグマ主義を強いて排除しようとしながら、自からその中に落ち込んでいることになる。

政治には全ての人が大きな関心を持つべきである。何も短期間の学生のみの特権ではない。むしろ卒業以後の長い人生の方が重要であることはいうまでもない。学生時代は将来のための準備期間である。勿論その間にも学生の若さと純粹さとを殺すようなことは許されない。例を挙げれば、原子炉のことが問題になったことがある。原子炉の危険性はこの問題にとって根本的なことであろう。然るに実際のところ学生にはまだ、その問題を本当に考える力はないのである。それにもかかわらず、或る先生の言葉を信じ、他の先生の言葉は信じないという仕方でも運動を始める。ではそれを確める為に勉強しようという動きは見られないように思われる。この例からも分るように専門というのは我々から手離すことができないし、少く

とも専門に関しては責任ある態度を取り得るようにするのが大学の一つの大きな使命である。然も総合大学はそれぞれの専門を単に専門で終らせない為にも存在意義があると思う。真理を愛し、それには自分がまだ未熟なものであることを知っているならば、真理の為にそう軽々しい態度はとれる筈がない。こうした分りきったことを、わきまえずして彼等が現在のような組織的な運動に参加しているのならば、彼等が何故大学に入ったか分らない。もしわきまえているとすれば、それだけの余裕ある能力を無力な私は羨しく思う。上に“わきまえずして”という可能性を考えたのは、活発だった人達が高学年、及び卒業後にならざるに従って変ってきているように私には見えるからである。

“浮いている”ということは、このようなことにも関係しているように思われる。内容は別としても信念に燃えている委員の人々は非常に熱心であり、浮かない努力はしているが、多くの人は恐らく委員の人々と同じようにはついて行けないらしい。スローガンには賛成してもその為に“あくまで闘う”という程ははっきりしたものは持っていない。そう言えば、その多くの人達は怒るかも知れないが結果的にそうであるといわざるを得ない。本当にむづかしいのであるなら、そのむづかしさをはっきり認識すべきである。正直なところ、現代では、はっきりしたものを持つのがむづかしいのである。浮かないようにするためにはどうしたらよいかという問には、私自身彼等にとっての反対意見なりをもっと強く主張すべきであったという責任を感じている。けれども上に述べたはっきりしたものを持っていない（少なくともそう見える）人達が多数を占める限り、委員の人達がどんなに一生懸命やっても浮いたものになるだろう。従って、その多くの人達が、もっと自己を知らねばならないと考える。

学校側との関係については、何よりも両者が早く信頼できる場を見出すことである。信頼なき“話し合い”は正しく乱暴な闘いの場であって建設的なものは望めない。学生も教師をもっと信頼すべきである。それから若い学生は学校側の人々の誠意には敏感であるから、学校側ももっとはっきりした根拠と立場とを明らかにした態度を示すよう希望する。

誠意がない時には、少なくともその時は、学生はそれこそ結集して反対する。私自身自分の意見が無視された時“勝手にしろ”という悪い気持から、いっそのこと学生の自治を大学の自治と切離したらどうかと考えるけれども、無邪気な学生の少なくないことから否定的である。愛すればこそ学校と学生とを、いわゆる労資関係にまで落さないよう祈って止まない。

確か私の記憶では、学則に従いますと宣誓してから、学則の内容を知らされた。こんなことは単なる形式ではあるが、現在、学則の存在理由を少し疑わざるを得ない。学校も充分学生の気持を知って、特に罰則には慎重であってほしい。私には少なくとも今までの事件で罰によって学生が本当に反省したとはどうしても思えない。負けた勝ったの駆引戦には大いに嫌気がさしている。

(11) 課外活動一般についての意見

医学部 G 教授

1. 大学の自治と学生団体の自治

学生の自治は、大学の自治、あるいは大学の自由と離しては考え得ない。

1. 同学会のあり方

同学会は、一般学生諸君から浮き上っていた。

1. 大学における政治活動のあり方

政治活動については制限がある。

(12) 大学の自治と学生団体の自治等

教育学部 S 教授

大学の自治と学生団体の自治

1. 意義 大学の自治の意味するところのものは、大学における研究および教授の自治であり、更には、人事、施設あるいは学生管理等についての自治である。これらの各事項に関する自治については、わが国において終戦に至るまで、幾多の迂余曲折を経て、一応曲りなりにも慣習法的に認められてきた。そして、終戦後、憲法その他の法規によって一応の法規的裏付けが与えられ、今や、制度的に確立したといってもおして異論がないであろう。これに対して、いわゆる学生団体の自治についてはどうであろうか。これについては、学生団体の自治というよりも、むしろより広く学生の自治とよぶこととしよう。学生の自治とは、いかなることであるかという、それは大学において学生が自己に関する事項を自らの手によって処理すること、すなわち自らのことを自らの創意と責任において行なうことを意味する。ここで学生自らに関する事項というのは、これを大体二つに分けて考えることができよう。まずその一つは、学生が教授や研究指導を受けることに関する自治であり、これは学習における自治といつてよいであろう。第2は大学内における学生団体に関する自治であり、学生団体の自治といふことができる。第1の自治すなわち学習の自治について述べると、大学の学生は授業を受けるのみならず、研究の指導をも受けるのである。このことは、大学の特異性にもとづく。そのような大学において、しかも授業のみならず、研究の指導を受ける学生が、授業、研究指導を受ける際すなわち学習に際し、自律的、自主的に行動するということがこれを認められるのではあるまいか。第2の学生団体の自治について、次に述べると、大学の学生が大学内において団体を結成し、運営する場合に、その創意と責任において行動すること、すなわち自治を認めることも、じゅうぶん考えられることと思われる。このことは、学生を構成分子の一つとする一つのゲマインシャフトたる大学において、一般に是認されるところであろう。

2. 大学の自治と学生の自治の法的根拠 大学の自治に関しては、憲法第23条の「学問の自由は、これを保障する。」という規定、教育基本法第2条の「学問の自由を尊重し、」の規定によって一応の法的根拠を与えられ、更に憲法第21条の表現の自由に関する規定、教育公務員特例法第2章第1節以下の、大学の教職員の人事に関する諸規定、学校教育法第59条の教授会に関する規定等も、いずれも大学の自治に関し、直接間接根拠を与えているものと考えられる。以上の諸規定は、直接真正面から大学の自治そのものについての規定とは必ずしもいうことができず、従って大学の自治に関する成文の規定がすべて具備されているというわけではないが、これらの規定によって少なくとも終戦後、大学の自治は一応の法的根拠が与えられたといつて差支えない。

学生の自治に関しては、これに反し、直接法規が規定しているとはいいい難い。しかし、いわゆる大学の自治の「大学」という語の中に、学生を含めて考えることも可能であり、また、学生の大学内における「学習の自治」を認める判例も存在する。なお、大学における学生団体の自治についてもまた、判例が存在する。上の判例とは、東大ポポロ劇団事件に関する昭和29年5月11日東京地裁の判決と、同事件に関する控訴審判決である昭和31年5月8日東京高裁判決がそれである（注64頁、66頁参照）。

3. 学生の自治に関する諸論 東大ポポロ事件に関する二つの判例にみられるように、大学の自治の

内容として、学生の自治（学習の自治、学生団体の自治）を積極的に認める説と、大学の自治は教員の教授研究に関する自治とみて、学生に関する自治を認めず、あるいはこれに触れない説もある。

なおまた、ごく少数説であるが、大学における学生の自治特に学生団体に関する自治は、直接憲法に根拠を有するものであり、例えば学内の学生団体について大学当局が規制することは、憲法の規定にてい触する如き説をなすものがある。

4. 大学の自治と学生の自治との関係 大学における学生の自治を無制限的に認めるが如き説を除き、一般に学生の自治を認める積極論の場合においても、いずれもその自治が認められるのは大学の特異性というところにその根拠をおき、大学の自治の一環として学生の自治を認めている。すなわち、大学という特殊の施設において始めて学生の自治が認められると主張され、また学生の自治は大学の自治の枠内においてのみ認められるというのが通説である。

5. 結論 上記によって、学生の自治すなわち、学習における自治、学生団体の自治は、一般の大学の自治と異なり、直接法的根拠を持たず、わずかに判例によって認められるのにすぎないが、これを一般的に肯定するのが妥当であろう。もちろん、上記の学生の自治は、大学の自治の一環をなすものであり、これを超越するものではない。なおまた、学生は被教育者として、学習を受けるものである以上、教員の教授研究の自由と相対立するものでもない。すなわち、学生の自治は、学生という特殊のステータスにもとづくものであって、大学によって一定の規制を受ける場合も存することももちろんである。例えば、学生団体の自治についても、団体の結成、運営の両面について規制を受けることもまたいうまでもない。

同学会のあり方

大学内における学生の自治を認めるという立場からは、同学会の組織運営については、最大限の自治を許容することを建前とすべきこと論をまたない。しかしながら次の点についてはじゅうぶん考慮すべきであろう。

1. 会の運営について、少数独裁を防ぐ措置をじゅうぶん講ずること、例えば、定足数委任状の問題等については相当の制限を設けること。
2. 全学連の如き学外団体に加入することについては必ず大学当局の許可を要するほか、全学生の意向を問うこと、従来如き、事実上またはやみにおいて加入する如きは絶対にこれを排すること。

大学における政治活動のあり方

大学は政治闘争の場でないことはもちろんであり、なお大学における教授、研究の自由を擁護し、外部勢力からの圧迫や干渉を防ぐために、政治活動を禁止されることは、今更いうまでもない。このことは、教育基本法第8条第2項に、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」に明らかに規定するところである。上の規定によると、「学校」は……何々をしてはならない、となっており、この場合の学校は、教育活動の主体としての教員の行動であり、文字の上の解釈としては、学生等被教育者は一応これに含まれないことになっている。しかし、この規定の精神および、大学の学長が学内で持っているところの訓育権または管理権から、大学内における学生の政治活動は跋にこれを規制すべきことはいうまでもないところである。大学内における学生の政治活動が制限されることは、今や通説となっている。

(13) 課外教育研究委員会よりのお尋ねに就いて

結核研究所T助教授

1. 大学自治と学生の自治に就いて

学生の自治は大学の自治の範囲内に於いて許容されるべきものと思う。これは封建的な考えではなく、団体生活の規律上、当然のところである。民主主義はかかる規律を自主的に尊重するところに生ずるのであり、この点からみて、最近の同学会の在り方は遺憾に堪えない。

2. 同学会に就いて

同学会が一般の学生から浮き上っていたことは事実であると思う。この点について私案を述べたい。先ず、全学生を同学会の会員とする。それと共に全学生を同学会内の各部（例えば、運動部、文化部）に必ず属せしめる。部における学生の行動は、必ず、部長（教授又は学外の有識者を以てあてる）の了解の下に行なう、という主意の下に、同学会を再建すべきであると思う。

3. 大学における政治活動のあり方

学外における政治活動は、国家存亡の時以外は絶対禁止すべきと思う。この時期の判定は大会を開き、学長以下の承認の下に行なう。但し、それ以後の活動は自由である。平時にあっては学内での政治論議又は大会は自由であり、大いに討議されるべきものでこれに対する外部からの干渉は、学長が率先して排除すべきである。

最近の学生諸君が、自らの分と能力とを越えた行動をとることが多いことを案じています。日本の再建は未だその緒にも到っていないことを思うとき、学生諸君の鍛錬は十分でなければならないと思いません。

(14) 学生の自治組織をどう考えるか

—大学はどう運営されるべきか—

理学部・地質学教室N助手

学生部は、同学会再建について、声明書を発表した。大学の自治に焦点をしぼって、論理的の様にみせているが、非論理的で、不明確である。大学の自治、教授の自治と、通りのいい様な言葉をつかっているが、バターを塗った鉄板ケーキどころか、毒まで入っているというしろものである。処分について各学部教授会は、充分意見を述べる機会とは与えられず、まして講師、助手などの意志は、全く無視しているという自治である。講師、助手や事務系職員の意志は無視してもよいのだろうか。助教授以下は投票していない学長。よくも臆することなく、大学の自治とか、大学側の意見とかいえたものだと思う。「一部の分子が同学会を引きつりまわす」というなら、「一部の分子が、大学全体の名をかたる」ということができる。前者は代議員の直接選挙があり、大会があって意見を述べる機会があり、後者は、意志発表の機会、全く閉ぢられているのだから、かたるといっても決して過言ではない。このことは、一部の分子の人たちも、知ってやっているに違いないと思う。自治とかいう言葉で、かくせるものならかくそうとするものは、政府に迎合してゆこうとする行動なのである。一部の人が、ごまかしの“自治”ですませていられるのも、皆が一部の人のバックに政府権力のあることを知り、バックの勢力を恐れるからである。大学の一部分子のいうこと、やることを、妥当だと認める程、大学の職員は単純ではない。学生の組織は、学生にまかせたらいい。いかに平沢学長がすばらしくとも、学生の方が、将来にながく生きてゆくのは必然だ。日本を

原水爆のルツボにする様なことは、大学の一部分子はやっても、学生の一部分子はやるわけがない。若い者が何をやるか心配だというなら、平沢学長は永久に生きていなければならない。大学の警察みたいな学生部を廃止し、厚生課を部に昇格して、学生生活の厚生的な面に力を注ぐべきである。補導会議、補導委員というのは有名無実である。大学の一部分子が、学生を処分したときの後始末機関であり、一部分子が、民主的ということをとて前にとるためのついで役割しかしていない。各学部、教授会、協議会、教官会議一本にすること、補導会議を廃止すること。大学（教職員側）の自治を本物にするため次のことを提案したい。自治云々するからには、自分の方で、具体的な模範を示すのが一番よい。

- ① 全学職員による学長選挙
- ② 全学部職員による学部長選挙
- ③ 教授のみの教授会でなく、全職員による教授会にする様、次の様にする。
教授会の構成、全教授、助教授と講師、助手、事務職員の代表（互選による）
- ④ 評議員は③の教授会の互選によって選出し、その数は職員数に比例して、各学部より選ぶ。
- ⑤ 議長に学長があたる。いわゆる大学当局者は出席しても議決権をもたない。
- ⑥ 会議は公開を原則とする。

教職員側の機構を民主化すると共に、学生が民主的機構を充分に利用する様、生活面での援助、研究上の援助を与え、学生組織を学生が民主的に運営する様にするのである。一部分子というが、学生組織は、各人の意見が発表できる様な機構になっているのを、充分に活用しないている。多くの、だまっているか或はかげで文句をいっている学生の方に、責任がある。

最後に、全職員学生に、意見を求められた態度に心からの敬意を表します。私の知っているかぎりこれが最初です。これが最後にならぬことを祈っています。

(15) 学生自治会について

工学部 H 教授

1. 学生の自治

大学の自治を教授会の自治と学生の自治の二つに成立の基礎を置く考え方がある。まず教授会の自治であるがこれは大学における研究の自由という深い歴史的背景のもとに認められているが、あくまで研究の自由を社会一般が認められたためであって学の内外における政治活動上の特権を認めたものではない事は明らかである。学生の自治は本質的には他の制肘を許すものではないがこれもあくまで学生としての勉学、研究の範囲内の事であって政治活動上の特権ではあり得ない。学生個人も成人としての政治的自由をもっているがそれは一般社会人としてであり、学生としての特権ではない。故に学生自治会の成立および活動はあくまで上記範囲にかぎるべきで、それ以上の政治活動は教授も学生も一般市民として行なうべきで、京都大学の名のもとにはゆるさるべきではないと思う。

1. 自治会のあり方

自治会はあくまで学生単独のものであり教授が参加すべきではないという意見がある。これは自治の本質よりいって当然で教授が補導上といえども強制的には参加すべきではないと思う。ただ前にのべたように学生自治会の活動範囲は一般常識より考えて、範囲があるはずであるから、これを逸脱し、また逸脱した活動を行なう余地のあるときは大学はこれを監督する責任と義務をもつはずである。大学の名の

もとに行なわれた学生運動について大学は社会に対して責任をもたねばならぬからである。ゆえに大学は学生自治会の活動範囲については確固たる見解を表明し、その範囲内では学生自治会の自由な行動を許しあまりおせっかいはしない方がよいと思う。

1. 大学の補導機構について

大学の補導機構は補導会議が責任をもっているが、具体的には学生部がその衝に当たっているのが実情のようである。もともと学生部は総長の諮問機関であり学生に対する事務機関である。しかし実情は総長の代理として相当政治的に活動しており、これが学生との摩擦を一層大きくしているように思われる。大学行政は大学の自治は教授会にあり学生問題も各学部の教授会に権限と責任をもたすべきと思われる。学生問題はできるだけ各学部内で取りあつかい総合的問題を補導会議であつかうべきである。

学生部は廃止または単なる事務局として育英会事務等を行なえばよい。厚生部に吸収してもよい。

1. 結 論

従来学生問題について見ると大学の監督と補導についての考え方が不明確な点は是正すべきであると思う。例えば自治会のあり方についても学生から要求されてから、課外教育研究会をつくったり、また結論に1年以上もかけるというのは見識がない。基本的態度は既に定めていなければならない。元来補導というのは(旧漢字では輔導とかく、輔は輔乳と通じ、幼児に対する指導である)未成年者に対する指導育成であり、大学生に対して甘すぎる。補導よりも監督という立場に立った方が責任もはっきりする。補導は好意的なものであり、相手に強制すべきものではないからである。学生の方もこの考え方に立ち学生部の補導を嫌っているように見える。基本線を明らかにして大学の責任と権限を明らかにするとともに学生の自治に対してはあまり細かい指導を加えないこと、学生部の政治色を廃し、学生の教導はあくまで教授、教授会を中心に行なうこと、これが結論である。

(16) 学生の政治活動について

一学内においては禁止されるべきであるの論一

法 学 部 学 生 M

一般民衆の意識が改善されない儘に6・3・3制、男女共学等々のアメリカ的教育方式が全面的に導入され、今日になってその矛盾が統出して来た。例えば理論的知識の低下、男女間の問題の新形態や、また学生の政治活動がいかにあるべきかもその一つである。

現代は経済力とともに政治力の強烈な時代であり、政治が一般人の生活の中に深く影響し、日々の政治の動向に依って明日の暮らし方が決められるといっても過言でない。学生への影響も同様である。避けられるべきとは考えられるがアルバイトをして生活費の足しにし、また種々の行事催し物に参加する費用に当てざるを得ない。所がアルバイトは時の経済の景気の好悪、従って政策の如何にも関して来る。奨学資金の金額、生活協同組合の地位に関する法律類等々、或いは現在直接に連っていないが勤務評定の問題からも、政治が学生に及ぼす力は非常に大きく、学生が政治問題を全く回避する事は全然不可能となっておる。

のみならず、大学生の大半が選挙権を有している事は憲法に定める所であり、これに伴う政治活動は当然許さるべきである。

また、人格形成の上において政治的関心の重要性を見逃し得ない。自分の考えを徹底的に主張し他人と

論争を重ね、議論の中から新しい結論を作り出す事が大切であり、これの最好材料となるものは政治問題である。人生観、世界観については初級の程度でならば兎も角、高級になれば解決を出し得ないし、見通しを立てて結果を調べる事も出来ず、また言葉で適確に表現し得ず極めて直覚的であるから不便であるが、政治問題ならば比較的客観視して討論が出来、その間に政治的感覚が鍛錬出来る。もともと政治的関心とか感覚は社会に出てから涵養を目指しても到底無理であり、年少の時から培って行かねばならない。

以上から、学生の政治活動を全面的に禁止する事は誤りである。

しかし、学園とは元来学究の場であり、自然及び社会の諸現象を客観的科学的に観察研究して理論追求をなす場である。殊に大学は子弟の教育よりも学者の研究に中心があり、学生はいわば副次的存在である。

この所以から学園の自由が叫ばれるのである。世間が学生の政治活動を非難する理由もこの事を単純に敷衍している事にあると思われる。逆に見ればその時の政治勢力の思想に反するが如き意見を大胆に発表する事を認められるのも、その意見発表が政治勢力に反対する事を目的とするのでなく、全然第三者的立場から理論的に表明されているからである。

即ち、結果が政治的問題に発展しようとも、出発点が政治活動に全く無関心であるが故に学園の自由が公認されるのである。

従って、我々が学園の自由乃至学問の自由を維持せん事を望むならば、少なくとも時の政治権力に迎合或いは反抗する事を目的としたあらゆる行動を取止めねばならない。

学生が副次的である事については異論もあろう。特に我々学生として残念である。就職の為にという者が多数ではあるが、それほど大学を便宜的に考えていても感情的に不愉快である。しかし大学の社会的立場が科学的探求、理論追求の場であり、科学の進歩人類文化発展のリーダーであり、内部は学者の研究からこそ成立って学生に教授する事は次代の研究担当者又は社会の幹部的人間を育てるだけである。結局、学生とは教えられるものであり、勿論教授のすべてが大人物とはいえまいが兎も角も一道に達した人々に学んで、自己の人間を確立するために努力している者共に過ぎない。固定した考え方、思想を持っていては寧ろ間違いであるともいえる。

以上から学生の政治活動を全面的に認める事は出来ない。学園の自由は学生の自治に優先する。

学生政治運動が禁止されては違法であり、さりとて全面的に認められては学園の自由を破壊するのであるからその程度をどうするかに問題を蔵する。

学園は理論闘争の場として開放されるべきとの立場から、絶対多数決に依る独裁はならぬ。全学組織を作り政治的見解を多数決でその組織の見解として表明したり決議する事はならぬ。成行き上、どうしても一党一派に偏し共闘する事になり学問の自由が崩壊する。

政治問題を研究するために自由に参加した成員からなる読書会、サークル等は認められねばならないが、その結果直接行動に出たり、成員外の者をも巻き込むような、或いは少人数の意見を蹂躞する行動をする事は禁じられなければならない。――授業放棄、メーデー参加等を組織として行なう事を禁じる。

他大学との意見交換、外部団体との交渉或いは外部団体への参加は、体育活動、文化活動、宗教活動等で認められているのであるから禁じる事が出来ない。自由参加に依る成員から成立してはいない組織（自治会等）が組織として参加してはならない。また個人としても一党一派に加入して政治活動を行なう事は学園の平和秩序を乱し易い故に学生の立場を顧慮し各自が自重すべきであり、学校当局が相当の圧力を加え

るも止むを得ない。直接行動が過激に至る時、これに罰則があるのは当然である。

但し、文筆活動にある間は、それが法的に許される限り、学校当局は大幅に寛大である方が徒らな刺激を与えずに済み、良い。

戦後アメリカ的なものと日本的なものとの矛盾が表面化し、教育についても一つの危機状態にあるといわねばならない。殊に課外教育活動は如何にあるべきかとの問題は教育の政治的中立性とのかね合いもむずかしく、これが将来の人間を築く主要点であり、解決困難の矛盾の最たるものである。高等学校以前については結論を出す論拠が少ないけれども釈然としている。——義務教育である事、学区制が施行されている事、生徒に選挙権がない事。——大学生に参政権があり、生徒補導の範囲も判然としない。

けれども、政治活動を除外するとしても、文化活動、体育活動等に於いて学生の自治組織が全学に亘り統一されねばならぬ事も緊要である。

課外教育研究会は必然設置されるべきであった。そして緻密な研究の結論が出されねばならない。課題は大きくその影響も大である。けれども同時に緊急を要する事である。

着実且早急の結論を期待致します。

(17) 大学における政治活動のあり方

経済学部、学部長、評議員、学
生部委員、補導委員の協議結果

研究と教育の専門機関としての大学にとって、何より重大なことは大学の自由ないし学問の自由である。それゆえ学問の自由を社会に承認させ、政治の干渉なく自由に学問を発展させんとすれば、反面に大学自体の活動もまた政治から中立でなければならぬ。このことは教官たると学生たるとを問わず、守るべき原則である。学生たるがゆえに学問の自由を危くするおそれのある政治活動を主張することは許されない。学生の政治活動は政治に関する研究討論あるいはまったく一市民、一個人としての政治活動の範囲に止まるべく、たとえば京大学生として特定政党、政策を支持し排撃する決議のごとく、政治への現実的、直接的介入、従って政治からの干渉を招くおそれの大きい行動は禁止さるべきであろう。

ただ学問の自由を危くするか否かの判定は必ずしも容易でないから、禁止さるべき学生政治活動の範囲は弾力的に解釈するのが望ましい。一部学生のうちには、大学の学生であっても、政治活動の自由を原則的にあくまで主張し、進んでは学生なるがゆえに、特定方向への政治活動に対して主導的役割を果すべきだとの自負を強くもっているものがある。われわれは前記の限界はまったく疑いないと考えるが、事実上かれらにこれを承認させることは容易でない。それまでは弾力的運営が必要と思われる。

(文責 T)

6. 大学祭における四大政党立会演説会中止について

北海道大学
(39. 6. 13)

1. 概 要

昭和39年度北海道大学大学祭は、6月12日から14日までの3日間おこなわれたが、その企画の一つに「四大政党立会演説会」（13日13時～17時）が計画された。

大学当局としては、その実施にあたって「政治的中立」を大原則とする大学内において慎重にとりあつかわざるをえず公選法等の関連について選挙管理委員会等に問合せを行い、また大学祭全学実行委員会の代表と2名の大学祭小委員（学生部委員会の中から選ばれた委員）との間で実施に際しての具体的な打合せがおこなわれた。その後5月26日の学生部委員会で検討がおこなわれ、「四大政党立会演説会について」（資料1）のとおり決定された。そのことについては、翌日5月27日大学祭小委員より大学祭全学実行委員会に伝えられ、了承をえており、再確認の意味で6月12日付で実行委員長宛に送付した。しかし、その日（6月12日）の10時頃になり、学生部長に対し確認事項の二点目について異論を申しいで、この文書はうけとれないと云うことで返してきた。

一方当日（6月13日）9時15分頃に電話で実行委員長から学生部長に対し、一政党が出席不可能になったので立会演説会を「各政党と話し合う会」に切りかえる旨の連絡があった。

そのため、大学側はいたずらに放置しておくことにより大きな混乱が予想されるので「四大政党立会演説会について」（資料2）「揭示」（資料3）による中止の処置をとった。

そのことにより大学祭全学実行委員会の代表と大学側との間に確認の第二点「四大政党全部がそろわない場合は中止する」で相違を生じ、6月13日から約半月の間学生との間で交渉がおこなわれた。経緯については以下のとおりである。

2. 演説会中止後の経緯（学生の動きを中心に）

- 6月13日午後1時近く会場であった農学部講堂では14日の使用のための準備中であったがこれを抗議集會に切り替え終了後の午後4時近く大学祭全学実行委員会代表および一部学生40名近くが学生部におしよせ、午後10時近くまでの約6時間学生部長1人をカンヅメ状態においたままで話し合がおこなわれた。なお、中止はドクターストップ。
- 6月22日午後4時頃よりクラーク会館大集会室において前回同数程度の学生と学生部長（書記として学生部職員1名）との間で午後7時すぎまで約3時間おこなわれた。なお中止はドクターストップ。
- 6月24日事務局第1会議室でおこなわれた評議会に対し、前回同様の学生数をもって会議場廊下を占領し、その後疲労した学生部長に午後10時すぎまで面会を強要、なお中止はドクターストップ。
- 6月27日午後1時より学生部長室において実行委員会学生及び一部学生4～50名と学生部委員会との間で話し合いがおこなわれた。過去の話し合い同様「中止」の処置に対する異議申し立てでいっこうに話し合いの結論がでない状態であった。

3. 処 置

6月29日午前中「四大政党立会演説会について」（資料4）を揭示、大学側の処置等に対する見解を表明する。

以後この問題については自然解消の状態のまま終りをつげた。

(資 料 1)

四大政党立会演説会について

1. 四大政党全部を確実に出席させること。
2. 各政党に対し、四政党全部がそろわない場合は中止する旨前もって了承を得ておくこと。
3. 事前に弁士との十分な打合せを持つこと。
4. 弁士は開会1時間前までに集合してもらう。四弁士全員が30分前までに集まらない場合は欠席とみなし、中止すること。
5. 聴衆の見やすい場所に四政党全部がそろわない場合は中止する旨を掲示をすること。
6. 四大政党立会演説会の開始前に学生部長が挨拶することを予定に入れる旨了知すること。

(資 料 2)

海大学第451号

昭和39年6月13日

大学祭実行委員長 殿

学 生 部 長

四大政党立会演説会について

四大政党立会演説会は下記の理由により中止する。

記

民主社会党欠席の為

(資 料 3)

掲 示

本日の四大政党立会演説会は政党不参加のためこれを中止する。

昭和39年6月13日

北 海 道 大 学

(資 料 4)

四大政党立会演説会中止について(6月29日掲示)

5月26日の学生部委員会の決定にもとづき、学生部長は、大学祭実行委員長に対し、四大政党立会演説会の実施については『政治的中立を大原則とする学内においては、四政党全部がそろった場合にのみ実施させる』旨、説明し、実行委員長はこれを了承した。

この原則のもとに、実行委員会にその取扱いをまかせたのであるが、その後、学生部より再三にわたり、経過及び出席弁士の報告をするようにとの指示にもかかわらず、何ら報告もせず、一切を秘密に事をはこんでおり、学生部としてはやむを得ず、状況把握の為、直接各党へ確認の連絡をしたのである。

その結果、民主社会党の欠席が確認されたのであるが、実行委員会は、民社党欠席を認識しながらもあえて、演説会を実施しようとしており、大学の決定に従う様子は、全然見られなかった。

当日、午前9時15分にいたり、実行委員長より、学生部長に対し、立会演説会をやめて「各政党と話合会」に切りかえる旨の電話連絡があったが、学生部長は、この段階では、新規企画を許可出来ない旨、通告した。それにも拘らず、実行委員会は納得せず、一方、四大政党立会演説会が実施不可能となったことを十分に知しながら、この事実を故意に、一般に周知させず、いたずらに時を空費させるのみであった。

そこで、このままでは、大きな混乱が予想されるので、学生部長より、演説会を中止するとの指示を文書にて委員長に手渡し、同時に大学として学内に、その旨掲示したのである。しかしながら、実行委員会は、大学の掲示さえも全部破棄するという暴挙に出、あまつさえ無届の集会、掲示等により、事情を全く知らされざる学生一般に対して、一方的に、故意に誤れる報道を行ない、数々の悪意ある誹謗をすることをはじめ、学生部長を集団で圧迫するなど、その行為は大学人としての知性、品位を傷けるものであり、自ら、大学の自治を破壊するものである。

実行委員の諸君は、この際、その行動を十分反省し、今後、この様なことのなきよう、学生の本分を忘れず、正しい思慮のある学生活動を行なうよう警告する。

北 海 道 大 学

7. 不法集会の強行について

弘 前 大 学
(40 .6. 9)

概 要 と 経 過

昭和40年6月7日に「ベトナム侵略戦争反対・国民行動日弘前大学要求貫徹第一波総決起大会」という集会の名称で文理学部自治会・教育学部学友会・文理学部学友会・医学部自治会・学寮（5か所）・弘大新聞会の共催と称して6月9日（水）午後2時30分から同4時まで教養部講堂において「ベトナム侵略戦争反対・民主的新寮要求・部室獲得・教員不採用を二度とだすな・自衛隊の記念碑設立阻止をめざす学友の意志統一」を目的とする集会を開催したいとの願い出があったが本学では本集会を不相当と認め、開催を許可しない方針を決め、この旨を代表者に伝達した。

ところが、これを不満とした一部学生が講堂の施錠をこわし、不許可集会の開催を強行したのでこれが処置について厚生補導委員会で協議し、下記学長の告示を各学部・教養部に掲示して学生の注意を喚起するとともに、各主催学生団体の責任者に対して学生部長から戒告をあたえた。

其の後現在に至るまでかかる不法集会はない。

記 告 示

さる6月9日一部の学生が、大学の許可しない集会を強行し、しかも講堂に不法に侵入してこれを使用したことは、学内の規律保持上まことに遺憾に堪えない。

今後このようなことが再び繰り返されないよう敢重に一般の注意を喚起する。

昭 和 40 年 6 月 21 日

弘 前 大 学 長

8. 統一スト参加のための授業放棄について

埼玉大学
(40. 10. 21)

1. 問題の概要

ベトナム反戦をスローガンとした昭和41年10月21日統一ストに参加し、それにサークル部室の実現、寮等の学内問題等を附加して、10月21日の授業を放棄したもので、その経過および本学の採った措置は次のとおりである。

2. 経過および措置

- 41. 10. 13 (木) 学生自治会は文理学部正門附近において学生に「ベトナム侵略反対、小選挙区制粉碎および諸要求実現」についての賛否を投票させ始めた。
- 41. 10. 18 (火) 学生部長は自治会幹部を招致し、10月21日の行動については慎重であるように、さらに①ピケのため机および椅子等の器物を用いないこと。②教職員、通行人および自動車等の通行を阻止しないこと等を申し渡した。
- 41. 10. 19 (水) 学生自治会は学生による投票結果を発表し、賛成多数でスト権が確立したと称して、午後臨時学生大会を開いたが、出席した学生が少数のため成立せず集会として終わった。
- 41. 10. 20 (木) 学生は朝から午後にかけてクラス討論会、決起集会を学内で開いたが、参加学生は少数であった。一部の学生は東京の中央集会に参加したようである。

大学側は午後臨時部局長会議等を開いて対策を協議し、夕刻には明21日の授業に支障を来たすような行動は厳に慎むよう期待する旨の一般学生に対する学長告示(資料1)を掲示した。

なお、学生の行動に対処するため学生部職員若干名を文理学部に徹夜で待機させた。

- 41. 10. 21 (金) 学生の一部は昨夜来一晚中校内を出入していたが、早朝よりピケを張り集会、市内デモ行進を行なう等して、授業放棄を行なった。
- 41. 10. 27 (木) 評議会を開き学生の懲戒等今後の措置について協議を行なった。
- 41. 11. 7 (月) 評議会を開き、学生部協議会で協議され各教授会に提出された原案を承認して、本日付で10月21日集团的行動で学内の秩序を乱して授業の実施を困難にしたことはまことに遺憾であったこと、および今後このようなことがないよう全学生に対し強く反省を求めるとともに責任者に対し厳重に警告する旨の学長告示(資料2)を掲示した。

このようにして、本学側としては授業の実施の確保について最善の努力をしたのであるが、一部の少数の学生運動家による煽動により、当時の社会的状況に便乗した感がある、統一スト参加のための授業放棄を阻止し得なかったことは、はなはだ遺憾なことであった。

(資料 1)

告 示

学 生 一 般

諸君は、明21日正常な授業に支障を来たすような行動を予定しているようであるが、学生の本分にかんがみて、このような行動は厳に慎まれるよう期待する。

昭和41年10月20日

埼玉大学長

(資料 2)

告 示

去る2月の試験ボイコットの際に厳重に反省を求め、さらに今回も前もって注意を与えたにもかかわらず、10月21日諸君が集团的行動をもって学内の秩序を乱し、授業の実施を困難にしたことはまことに遺憾である。

今後このようなことがないよう、重ねて全学生に対し強く反省をもとめるとともに、責任者に対し厳重に戒告する。

昭和41年11月7日

埼玉大学長

9. 学友会のスト決行について (告示)

京都教育大学
(35. 9. 8)

このたびの安全保障条約改訂、ならびにこれに伴う政治情勢は、国家の前途にかかわる重大問題であるとの認識のもとに、全国民がひとしく深い関心を寄せるところであった。

本学においても、学友会は早くから熱心にこの問題を取り上げ、種々研究を続け方途を講じていたのであるが、ついには数次にわたってストライキを決議し、多数の学生がそのつど授業放棄の挙に出で、しかも時には授業妨害に類する行為さえあった。

今次のような国家的重要問題について、学生が虚心でいられないのはもとより当然のことである。しかし、その関心を如何なる態度・方法によって表明するかについては、国民の立場からしても、また学生の立場からしても、おのずからルールが存するのであって、これを逸脱しては、たといその目標とするところがいかにあろうとも、目的のために手段をえらばぬそしりを免れ得ない。元来、学生あるいは学生団体のストライキ行為は、みずから大学の自治を破壊し、学問の自由ひいては大学の存立を否定するに至るものであるが故に、大学として絶対に容認することができないものであることは再三注意し警告したところであるにもかかわらず、学友会は敢えてストライキを決議実行して、大学の運営をいちじるしい混乱におとし入れたことは、大学の公認団体としてまことに遺憾な態度であるといわなければならない。

学友会は、その活動が、大学の使命に即して、学生のより高度な人間形成に資することができるときはじめて存在意義をもつ。大学が会を認める理由もここに存するのである。

したがって、その活動の目標ならびに行動の形態は、おのずから規制されるものであることは明らかである。それにもかかわらず、今回のような事態が起こったことについては、会の運営に当を得なかった役員の実責任はいうまでもないが、さらに根本的には、学友会の存在意義に対する学生の基本的理解が十分でなく、そのために会の目的・組織・運営において会自体が重大な欠陥を内包することに発すると考えないわけにはいかない。

ここにおいて、大学は、学友会の良識ある活動を望み、また混乱を未然に防ぐために、学友会に対して、今回の行動についての深刻な反省と、会の性格・運営等についての全面的再検討を強く期待する。

役員はいうまでもなく、会員すべてが、学生の自治とは何か、学友会はいかにあるべきかを緊急の問題として積極的に研究し、新たな面目をもつ学友会の建設に真剣に努力されたい。

昭和 35 年 9 月 8 日

京 都 学 芸 大 学

10. 深夜学内侵入者等に対する措置について

愛知教育大学
(41.11.22)

概 要 と 措 置

第 1 期試験週間中の10月1日（土）午前2時頃守衛が学内を巡回中、合併教室内において本学某学生が月明りを利用して、机上に赤旗を配付している事実を発見、さらに10月16日（日）午後10時頃には部外者と思われる者が学内に車を乗り入れて、管理者に無断で学内施設を使用しているのを宿直者が発見する等、授業や研究の妨害を企てていると思われる事実が認められるので、某学生や学生自治会に対し厳重な注意をした。しかし全く反省の様子がないばかりか、かえって一般学生や市民に対し事実とちがったビラを配付したり、学生課へ執拗な抗議をする状態であった。このことは授業ならびに事務の妨害ばかりでなく、学則や、学生活動本来のあり方に違反し、一般学生の迷惑することであるから厳重に注意を喚起するため、大学掲示板に次のような通達を行なった。その結果、通達後はかかる行為は減少した。

通 達

最近学内において一部学生あるいは部外者と考えられるものが侵入し、教室内に新聞を配付したり、一部部屋を無断で使用している形跡がある。

このことは、火災、盗難予防の問題を含めて大学施設の管理上きわめて遺憾な問題である。従って大学はこうした事態に対処して今後監視を強化するとともに、必要に応じて深夜学内に残留するものに対し、学生証の提示を求めることもありうるので了知されたい。

なお、学内美化の立場から、学則に従って、あらかじめ許可した場所以外に掲示した掲示物は、これを除去する方針なので、この点あらためて強く通達する。

昭和 41 年 11 月 22 日

学 生 部 長

11. 学生自治会をめぐる掲示問題について

和歌山大学
(41. 9. 20)

問題の経過

去る昭和41年9月20日、早朝、教育学部の構内で教育学部自治会の学生と経済学部自治会の学生によって小ざり合いが行なわれた。

原因を分析したところ、本学は教育学部と経済学部の2学部から成り立っており、自治会は学部単位の自治会である。教育学部自治会は民青系であり、経済学部自治会はこれと対立する再建派によって運営されている。

経済学部内には、教育学部自治会主流派と結ぶ全学連支持会議派の反主流学生があり、教育学部内には経済学部自治会主流派と結ぶ少数の反主流学生がある。

昭和41年9月19日、経済学部自治会が幅約2m、高さ約5mの掲示板を教育学部講堂前に立てた。

これに対し、教育学部自治会は、その掲示内容等が不当であるとしてこれを撤去した。翌20日経済学部自治会はさらに一枚の掲示板を立て、昨日持ち去った掲示板の返還を叫び、ついにこれを奪還し、再び講堂前に立てた。

この事件に対し、大学側は緊急に全学学生補導委員会を開き、対策を協議した結果、前記掲示板を撤去した。

これに対し、経済学部自治会はハンストを宣言して抗議し、また教育学部自治会は学生大会を開いて対策を話し合った。

大学側は経済学部自治会と話し合いの結果、掲示板は渡し、掲示については教育学部の慣例に従うよう約し、ハンストは解かれた。

なお、大学は両学部自治会役員と話し合いをもち、互いに暴力的な行為をせず、話し合いをもって解決するよう説得に努めた。

学生部長は補導委員会にはかり、下記の告示(資料)を出した。

この後、この件については、日とともにうすらぎ平常にもどった。

(資料)

告 示

先般わが学園内において学生諸君の間の意見の対立から不幸にも予期せざる混乱が生じたことはまことに遺憾なことといわなければならない。

およそ思想上の対立があるところ、言論をもって正堂堂と戦うことが民主主義のルールであり、この線をこえることは絶対に許されない。

学問の府に学ぶ学生諸君はこのことを十分に自覚し、自重自戒することを切に要望するものである。

昭和41年10月11日

学 生 部 長

Ⅱ 警察官の大学構内立入の問題

1. 東京大学ポポロ事件について

東京大学
(27. 2. 20)

(1) 警察官の教室立入および大学構内における学生逮捕事件について

序 言

昭和27年2月20日、東京大学の公認する学生団体が教室内で行いつつあった文化的行事の場所に、何らの事前連絡もなく警察官が立ち入ったことに端を発する一連の事件は、すこぶる遺憾な出来事であり、かつ、大学自治の立場から見て重大な問題を包蔵している。よって、ここに事件の経過を客観的に記述すると同時に、この事件に対する本学の見解を明らかにして置くこととする。

第1 事件の経過

1. 警察官の教室立入事件

事件の発生した2月20日(水)には、法文経第25番教室で、午後5時50分頃から、劇団ポポロの主催する演劇会が開かれた。ポポロは、演劇の理論および上演活動の研究を目的とする本学学生の文化団体であり、かねて本学によって公認されていたし、当日の行事も、正規の届出手続を経て教室の借用を許可されていたものである。参会者は本学学生および職員であって、参会者から金30円づつの入場料を徴収したのは、演出に必要な費用に当てるためであった。したがって、この行事は、本学内で行われる多数の集会が原則としてそうであるように、一つの学内集会であって、決して一般公開の性格をもつものではない。会合の次第として届出でられたプログラムは、

演 劇 何時の日にか

朝やけの詩

挨 拶 作者 菊池史郎

「この劇の素材について」 経済学部学生 T

となっており、別に、この集会が人事院規則にいう政治的目的を有するものではないという保証書が添付されている。

なお、第25番教室は法学部の所管であるため、当日は、法学部の高野教官が管理上の監督に当り、かつ厚生部からは巡視1名を出席せしめた。

開演予定時刻は午後5時半であったが、舞台装置に手間取っているうちに、観客の中から1名の男が立ち上り、主催者の諒解を得ることなく、沖繩における学生の状態、沖繩人の日本留学の困難などについて話を始めたが、主催者に制止されて、話をやめた。そこで、学生Tは、演劇「何時の日にか」の素材である松川事件の説明を行った。

かくて、Tの説明が終り、演劇「何時の日にか」が開幕したのは、6時10分頃、入場者は250乃至300名程度であったといわれる。

演劇は、未熟ではあるが、熱心に行われ、7時10分頃に第1場が終り、場内には電燈がついて、休憩に入った。約2分ののち、場内後方に、突如「私服がいる」「本富士署の刑事がいる」という声が起り、観衆は総立ちとなり、数10名が声の起った方向に駆け集った。かくて、いきり立つ観衆の罵声を浴びながら、本富士署勤務S I 巡査が、2、3名に腕を取られ、舞台下まで引き出された。つづいて、「ここにもいる」「引き出せ」「逃げたぞ、捕えろ」という叫び声起り、他の3名の私服刑事は場外に逃れたが、1名は階段付近で、1名は本部前南側芝生で捕えられ、1名は協同組合書籍部前を廻って逃れ去った。やがて、捕えられたK・SAの両巡査は相ついで場内舞台下につれ出され、「よく見る顔だ」「壇の上にあげろ」「上げてよく顔を見せろ」等の罵声を浴びながら、S I 巡査とともに壇下に並べられた。

4名の私服刑事が本学当局およびボボロ劇団の諒解なくして場内に立ち入っていた理由について、警察当局のいうところは、首尾一貫を欠く点があるが、これに関して本学の確認した事実のうち、重要と思われるものは、左の2点である。

1. 当日午前11時すぎ、本富士署のF巡査が本学学生課に来て、ボボロの演劇会について質問した。これに対して、学生課員は、この演劇会は大学が正式に認可した教室内の集会であって、警察当局が問題とするようなものではない、と答えたところ、同巡査はそのまま退出した。
2. 演劇が開始され、第1場が相当に進行した午後6時50分ごろ、私服のSA巡査が学内から本富士署に電話をかけて、「5時半ごろからボツボツ入場、現在約250名、内女子5・60名、平穏である」という報告を行った。

さて、私服刑事が発見されて以来会場は全く混乱に陥ったので、劇団員は壇上から、劇を進行させるから静粛にするようにと訴えた。一方、刑事たちは、引きつづき学生の詰問を受け、会場に入ったのは個人的に来たものである、署からの帰途に一寸見物に寄ったのである、などと答弁した。その間、劇団員は、詰問しつつある学生の一群に再三退場を求め、巡視も厚生部長室で話し合うように申入れたので、一同は教室外階段上の踊場に3名の刑事をつれ出した。そこへ高野教官も立合い、事態の收拾に努めた結果、厚生部長立会の上ならば3名を帰すということになった。しかし、一同は、さらに3名に迫って警察手帳の提示を求め、「署長が今後警官を入れぬと確約するまで預る」といってこれを取り上げ、かつ、謝罪文に署名することを要求しつづけた。

この頃、舞台では、原作者菊池氏の挨拶が行われ、つづいて劇が進行しはじめた。

午後8時前、本学構内に居住する斯波厚生部長が、巡視の連絡により現場にかけつけた。厚生部長は、なおも謝罪文に署名せよと要求する学生たちにむかって、かかる強要を行うことの不可なる所以を説き、大学当局が善処するから、解決を厚生部長に一任して、警官を速かに帰らせるようにと要望したが、学生は、このままでは同じことがくりかえされるおそれがあるとして応じなかった。しばらくして、SI・SA両巡査はようやく謝罪文に署名し、K巡査も手帳を返還するならば署名してもよいと答えた。これを聞いて、厚生部長は、はじめて学生が手帳を取り上げている事実を知って驚き、事の重大性を強調して、直ちに返還するよう説得に努めたが、手帳はすでに現場にはないというので、やむを得ず学生に、明日本富士署に持参することを約束させた。とかくするうちに、演劇も終り、多数の観衆が踊場に出て来た上に、巡

視から警官が正門に集結しているという報告もあったため、厚生部長は速かに事態を収拾する必要を感じ、K巡査に対して、学生も手帳は明日正午返還するといっているから、早く署名した方がよかろうと勧め、同巡査もこれに応じて署名したので、一同はようやく解散した。時に午後9時30分。

午後11時頃、厚生部長は、本富士署の依頼を受けて同署に赴き、同署次席から、事態の悪化を避けるため、明日正午までに手帳が戻るよう努力されたいという要望を受けた。これに対して、厚生部長は、誠意を以て十分に努力するが、成功するかどうかは必ずしも保障できないと答えた。

2. 学生逮捕事件

翌2月21日(木)、斯波厚生部長は、学生自治会中央委員会議長文学部学生Yに対して、事態悪化のおそれがあるから、3冊の警察手帳が直ちに厚生部長に提出されるよう努力することを強く要望した。これに先立って、長谷川学生課長は本富士署に電話連絡を行い、手帳に関しては、目下学生に呼びかけて返還に努力中である旨を伝えた。

ちなみに、本学学生自治会中央委員会は、昭和25年10月5日、本学の禁止した屋外集会を中央委員会の名において強行して以来、大学側から公認を取消されたままの状態にあったが、今回の事件については、学生生活の全学的代表者を定めて、これと交渉する必要上、暫定措置としてその代表的性格が認められた形になっている。

正午すぎ、東京大学職員組合委員長T以下5名、学生代表Y以下数10名が、厚生部長に面会を求め、学校当局、学生、職員組合の3者が合同して、今回の事件につき本富士署長に抗議を行い、その責任を追究し、今後絶対にかかる事態をくりかえさない旨を保障せしめることを要求した。これに対して、厚生部長は、学校当局は独自の立場で善処すると言明すると同時に、学生代表にむかっては、速かに手帳を返還するよう重ねて条理をつくした勧告を試みた。しかし、学生代表は、直接に手帳を持って本富士署長と交渉すると答え、午後3時30分ごろ会を終った。

そのころ、本富士署は、すでに直接に、目ざす学生の所在を探索しつつあった模様であるが、逮捕の事前通告と見らるべき行為は全くなかった。かくて、午後4時10分ごろ、約30名の私服刑事が安田講堂厚生部入口および正面玄関から厚生部を封鎖し、そのうちの3名が厚生部長に面会を求めて入室し、「学生S、Fの両名を出して貰いたい」と要求した。厚生部長が、「ここにはいない、所属学部で聞いて貰いたい」と答え、さらに、「ここに来た筈だが」との問いに対して、「いや、来なかった」と応答した際、1名の私服刑事が入室し、何事か耳うちするとともに、一同はただちにその場を立ち去って、別の行動に移った。事態の急迫を感じた厚生部長は、電話で本富士署F主任に連絡したところ、逮捕状が発せられたという返事であったので、部長はその不当をなじったが、そのときには逮捕行動は着々として進展しつつあったのである。

さて、安田講堂から出た刑事は、2隊に分れ、1隊は中央委員会室に向い、他の1隊は経済学部、文学部、各自治会委員室に入って、S、F（共に経済学部学生、Sは経済学部自治会委員長）の両名を名ざして捜索し、法文経第2号館外東南角附近で学生の詰問を受けた際には、通行人であると弁解などしつつあるうち、1名の私服刑事がFを発見し、とびかかってこれを捕えた。忽ち、集って来た学生群と警官隊との間に激しい揉み合いが始まった。長谷川学生課長は直ちに現場にかけつけ、身分を告げて警官と学生との制止に努めるとともに、責任者に逮捕状の呈示を求め、S、F、両名に対して発せられたものであることを

確認した上で、上司に連絡するまでの猶予を求めた。しかし、命令による職務の執行であると答えて応ずる色もない。この時、正門から約20名の武装警官が進入し、手錠足錠をかけられたFをかつぎ上げ、学生の抵抗を排して正門まで運び去り、ついに門外に運び出した。

学生群は、これに先立って正門の鉄扉を閉ざし、さらにFの運び出された側扉をも閉ざそうとした。門外には鉄甲の武装警官推定約100名が詰めかけ、学生が門をかけ、多数で支えている鉄扉を押し開いて、構内に押入ろうとする態勢にあった。そこへ、ただならぬ物音を聞いて本学学生委員会委員長法学部尾高教授がかけつけ、まず扉越しに名刺を示し、逮捕の理由を聞き、学生を制止するとともに門外に出て、警官隊の指揮者に面会を求めたところ、本富士署長が進み出た。尾高教授は、「本学の学生運動がようやく平静に戻りつつある際、いかなる理由があるにもせよ、白昼構内において学生を逮捕するがごときは、極めて遺憾なことである。それにもかかわらず、貴官はこの門を開いて構内に押し入らんとするか」と詰問した。これに対して、署長は、「実力を以て職権を行使する」と答えた。尾高教授は、「職権といわゆるが、この門を突破して構内に侵入するがごときことがあれば、その及ぼす政治的、思想的、教育的影響は極めて重大である、切に反省を求める」と説いた。署長は暫らく視野の外に去り、あとには本富士署次席が残ったので、尾高教授は、辻教授、Y中央委員会議長とともに、これに対して抗議をつづけているうち、警官隊に対して引上命令が出たものの如く、トラックに分乗して立ち去った。

3. その後の措置

警官隊が退去したので、尾高学生委員長は、多数の学生とともに法文経第22番教室に入り、学生が対策を協議する間に、総長と善後策を協議した上で、ふたたび教室に戻り、大学は大学の責任において善処するから、学生は軽拳をつつしむように申渡した。

2月22日(金)、尾高学生委員長、脇村経済学部長、斯波厚生部長は、総長の意を受けて警視庁および本富士署を訪れ、警察の取った行動に対して抗議すると同時に、学生の行為にも行きすぎがあったことを認め、警察手帳の返還については十分に努力することを約束した。警視庁側も、手帳が戻れば問題の解決は容易であるとし、万事はその上で協議することとしたいと申出でた。

帰学した尾高学生委員長は、特に許可した第25番教室の学生の集会に赴き、警視庁および本富士署との交渉の模様を伝えるとともに、手帳が速かに返還されることの必要を力説した。矢内原総長も、学生の要望を納れて会場に臨み、大学自治の擁護についての決意を披瀝すると同時に、手帳の返還を要望した。満堂の学生(約1,000名)も、手帳は返還せらるべきであると決議し、その時期および方法については、拡大中央委員会(中央委員会に学生有志を加えたもの)に一任することと定めた。

2月23日(土) 午前10時、矢内原総長は、中央委員会議長Yと立会学生法学部Fとを総長室に招き、すみやかに、でき得れば本日中に手帳が戻るよう努力することを強く要望した。Yは、手帳が戻る見込は確かであるが、本日中にとすることは困難である、と答えた。引きつづき拡大中央委員会が開かれ、警察側に抗議・交渉すべき諸点の討議が行われたが、それとは別に、警察手帳は即刻返還せらるべきであるということが、満場一致で決議された。

2月24日(日) 尾高学生委員長は、終日厚生部長室にあってY議長と連絡し、手帳の発見を督促した。

2月25日(月) 「警察手帳の全貌」と題する無署名のビラが配布され、ために一部学生の態度は硬化し、警察を告訴する、その時の証拠として手帳は保管すべきである、という声が起こり、中央委員会の方針

も動揺するにいった。

2月26日（火） 本学は、告示を以て学生一般に対し、大学の自治を守る決意を示すとともに、本日中に手帳が返還されることを要求した。学生側も懸命に協議を重ね、方策を練り、本学当局亦夜を徹して学生と接衝し、手帳発見のための最後の努力がつけられた。

2月27日（水） 朝になり、ようやく手帳は中央委員会の手に戻り、午前11時40分、正式に総長の手許に3冊の警察手帳が返還された。ここにおいて、本学は、学生一般に対し、手帳が総長の手に戻ったことを告示し、この重大な時機に際し、一致して大学の自治を擁護するため最善の努力をつくす決意をもつことを表明した。正午すぎ、尾高学生委員長、脇村経済学部長、斯波厚生部長は、総長の代理として警視總監（代理古屋刑事部長）に手帳を返還し、今後の善処方を要望した。つづいて、文部大臣（代理日高文部事務次官）に事の次第を報告した。

3月3日（月） 衆議院法務委員会は、今回の事件を取り上げ、矢内原総長および学生代表を参考人として招いて、説明を聴取し、質疑応答を行った。

3月4日（火） 参議院法務文部合同委員会は、本学側から矢内原総長、尾高学生委員長および学生代表を喚問し、今回の事件につき証言を求めた。

第2 事件に対する本学の見解

1. 大学自治の法的根拠とその解釈

大学の自治は、憲法あるいは法律の明文を以て規定されているのではない。しかし、大学の自治は明治憲法下の日本でも永い歴史と伝統とをもつものとして重んぜられ、慣習法的に認められて来たのである。ことに、「思想の自由」と「学問の自由」とを明文を以て保障している日本国憲法の下では、「大学の自治」はその一環として承認されなければならない。大学の自治なくして、学問の進歩も大学の使命達成もあり得ないことは、あまりにも明白である。

大学の自治は、その内容として、まず「研究」と「教授」の自由を意味する。さらに、これらの自由が保障されるための条件として、人事・施設・学生管理等についても、その自治が認められなければならない。これらの点において、大学が一般の政治勢力や行政権、特に警察権の影響から完全に独立していることは、研究および教育に関する大学の使命を遂行するために、ぜひとも必要であり、それによってこそ、「学問の自由」を保障する憲法の精神も実現され得るのである。

もとより、大学の自治は大学に治外法権を認めるものではない。したがって大学は必要な場合に警察権の介入を拒む資格を有するわけではない。けれども、研究および教育の場としての大学においては、その内部の秩序を維持することは、第1次的にはあくまでも大学自体の「権限」でなければならない。これに反して、もしも警察が治安維持に名を藉りてみだりに学内に介入するならば、それが端緒となって、大学の本質的な任務たる研究活動は著しく阻害され、大学の人事権さえ危うからしめられることとなるであろう。

このことは、同時に、大学が学内の秩序維持について「責任」を負っていることを意味する。したがって、大学の力のみでは秩序の維持が不可能となった場合には、その責任を果すため、警察力の援助を求めることが必要となる。さらに、大学における秩序の紊乱が、ひいては社会公共の秩序に重大な影響をおよぼすにいたれば、自治を名として警察権の関与を拒否することはできない。ただ、その事実を認定するにつ

いては、警察の恣意的な判断は許されてはならない。特にこの点についてこそ、学問の自由と思想の自由とを保障する憲法の本質からいって、大学の公正な判断を尊重すべきである。大学内部への警察の関与にあたっては、大学からの要請あるいは大学の事前の諒解を必要とする根拠は、まさしくここに存する。

大学に自主的な秩序維持の権限と責任とが認められているのは、国法が、国会や裁判所の自主性を保障するために、自ら一定範囲内での警察権（議院警察、法廷警察）を行使することを承認しているのに類する。もっとも、国会や裁判所については、法律に明文の根拠があるのに対して、大学の場合は主として慣習法によって基礎づけられているのであって、その自主的権能の根拠や範囲には差異はあるにしても、これを認める目的や、この権能の本質については両者の間に明らかな共通性があるといつてよい。

昭和25年7月25日の文部事務次官通牒は、右に述べたような大学自治の原則にもとづきつつ、いわゆる公安条例の施行について大学の自治と警察権との関係を具体的に明らかにしたものである。したがって、学内秩序の維持には第1次的に大学当局が当り、警察は大学当局の要請を受けてこれに協力するという建前は、この通牒によって始めて確立されたわけではない。また、この通牒の存在は、公安条例関係以外の意味で、警察が事前諒解なしに学内に立入ることを正当づけるものでもない。

ただ、問題は、緊急事態が起って、警察が事前諒解を求める余裕のない場合であるが、この点については、今回の事件に対する本学の立場を述べる際に、本学の見解を明らかにすることとする。

2. 最近における本学学生の自治活動と秩序状況

本学学生の自治活動は、終戦後の或る時期においては、一部少数の矯激な政治的立場を取る者の利用するところとなり、往々にして自治の本領を逸脱する傾向があった。これに対して、本学は学内秩序の確立を旨とする措置として、学部共通細則や掲示規則を改正し、大学の政治的中立性を保ち、研究および教育の場たるにふさわしい静謐な雰囲気を作り上げることに努力して来た。学生運動の自主性を重んずる見地から学生の集会や結社は原則として「届出制」とするが、研究および教育の場所としての大学の建前から見て不適当と判断した場合には、これを禁止することがあるものとしたのは、そのためである。

しかるに、一部の矯激な学生は、本学のこの措置を以て、言論・集会・結社の自由を保障する憲法の本質に違反するものとなし、学部共通細則や掲示規則を認め得ずといひ、しばしば本学の禁止する集会等を強行するにいたった。本学は、かかる場合には主催者その他の責任を追究し、調査の結果責任ありと認められた場合には、これを停学または退学の処分にした。これに対して、学生側もようやく反省の色を示し、学内規則の遵守を励行するようになり、昭和26年4月ごろからは、学内の秩序も目立って平静を取り戻し、学生自治活動も次第に軌道に乗って来た観がある。

このことは、昭和24年以降、本学が学生運動に関連して処分にした学生数を見ても、明らかなところである。すなわち、その処分学生数は、

昭和24年度 20名（全部停学）

昭和25年度 41名（内 退学24名 停学17名）

昭和26年度 1名（退学）

となっている。

学生に対する処分は、あくまでも教育的見地から行うのでなければならない。したがって、本学は、処分中の学生とも努めて連絡を取り、学部長および担当教授は、できるだけ処分学生の指導にも任じている。

これらの学生は、一つの信念に立脚して、あえて逸脱行動に出たものであるだけに、最初は容易にその所信をひるがえさず、学校の処分を不当とする者が多い。しかし、次第に自ら反省を重ね、今後は学内秩序を紊すがごとき行動には出でないことを誓約し、本学としてもその誠意を認めた場合には、停学を解除し、退学者の復学を許す方針をとっている。かような処分解除者の数は、

昭和24年度 16名

昭和25年度 9名

昭和26年度 17名

である。

これを以て見ても、本学内の秩序は、大学自身の自治的運営によって逐次改善され、著しく平静に復しつつあるものといってよい。まさに、それなるが故に、今回警察の取った行動は、本学の努力の方向と逆行し、いわば平地に波瀾を起したものと見て、深く遺憾とせざるを得ない。

勿論、本学は、最近といえども、本学学生の自治活動が、秩序維持の観点からいって満足するに足りるものと考えているわけではない。学園の自治を一方的な政治目的のために利用しようとしたのは、日本共産党東大細胞であった。この団体の構成員は極めて少数であるが、その激越な活動の与える影響は軽視し得ぬものがあるばかりでなく、その活動方針は、最初標榜していた文化運動の線を越えて、高度の政治性を佩びるにいたり、累を大多数の穏健な学生におよぼすおそれもあったので、本学はこれを禁止した。しかも、その後も、本学内で時に東大細胞名の掲示がなされたり、ビラがまかれりすることは、事実である。これは本学として頗る遺憾とするところであり、教職員・学生、一致してかかる事態を払拭することに努力する決意を有する。

ただし、共産主義にせよ、他のいかなる政治思想にせよ、それを抱懐することそれ自身は、本人の自由である。政治思想は、思想そのものとしては、学内秩序の問題とはなり得ない。ただ、一定の政治思想をいだく者が、その思想や信念にもとづいて一定の行動にいでた場合、その行動が学内規律に違反し、または国法にそむいているならば、その者の責任は追及されなければならない。これに対して、そのような態度を手温いと考え、主義主張そのものに対して圧迫を加えることを大学に要求する者があるとするならば、それこそ「思想の自由」を保障する憲法の条章に反し、反民主主義的な思想統制の端を拓くこととなるであろう。理性と真理の府たる大学では、思想に対するには思想を以てし、理論を克服するには理論の力によらなければならない。それは、時間と忍耐とを要する重大な試練である。これが早急の解決を焦るが如きは、求めて民主主義の幹を切り、根を断とうとするにひとしいであろう。

3. 今回の事件に対する本学の立場

今回の事件を通じて問題となった主要な点について、本学の採って来た立場または見解は、次の如くである。

(1) 劇団ポポロの演劇会の性格

2月20日の演劇会が政治的目的をもつ集会であったかどうか、争点の一つとなっているが、本学はこの集会を政治的目的をもつものではないと判断して、教室の借用を許可したのである。社会問題や政治問題を取扱った演劇は、取材それ自身は政治的事件であっても、それを取扱う態度が研究的であるかぎり、その公演を政治的行動であるとして禁止すべき理由はない。また、学生がかかる文化的行事を行うことを

認めているのも、大学としての教育の一環である以上、その認定は、大学の良識にゆだねられなければならない。そこに、大学自治の本質があることは、前に一般原則として述べたとおりである。

② 演劇会への警察官の立入

本学は、当夜の演劇会に警察官が立入っていたのは、一般市民としての観劇ではなく、警察としての公務の一部分であったものと認める。それは、何らの事前連絡もなく、むしろ、学生課員が警察として問題とするようなものではないと説明しているにもかかわらず、警察だけの判断によってなされた行為であるが故に、大学自治の観点からいって明らかに不当である。しかも、立入っていた私服警察官が学生によく見知られていたということは、同様の行為が以前からしばしばくりかえされていたことを立証するに足りる。この事実が学生の憤激を買い、起す必要のない事を起してしまったのである。誠に遺憾であるとせざるを得ない。

③ 警察手帳を取上げた学生の行為

この行為は、警察官の無断立入を発見し、そのために昇奮し、憤激したあまりのこととはいえ、学生として明らかに行きすぎである。警察官を発見した場合には、穏かに退場を求め、爾後のことについては、正規の手続を経て交渉を行うべきであった。しかるに、多数の学生が警察官の行動の不当を糺問し、警察手帳を取り上げるにいたったことは、良識ある学生のなすべき行為ではない。大学の自治とは、そのような行為を許すものではなく、また、そのような方法で守られ得るものでもない。

④ 大学構内における学生の逮捕

警察手帳を取上げた学生の行為は不当であるが、問題の手帳については、当夜、斯波厚生部長が立会って、翌日返還することを学生に約束せしめている。また、厚生部長は、午後11時ごろ本富士署に赴いて、手帳の返還に関しては、大学当局も努力すると言明し、翌日午前には、学生課長が電話を以て努力中である旨を連絡している。しかし、その努力が、警察署の要望する翌日正午という時限までに、必ず成功するかどうか確言はできないということもまた、厚生部長のありのままに答えたとおりである。しかるに、警察は、21日の昼すぎまで待っても手帳が戻らないために、逮捕行動に着手した。その場合、何らの事前通告も行わなかったことは、手帳を取上げたという事実を「暴力行為等処罰に関する法律」違反容疑と見たためとはいえ、大学自治の建前からいって不当であり、教官および学生に大きな衝撃を与えてしまった点で、誠に遺憾に堪えない。

⑤ 緊急事態における警察の介入

警察が大学内部に介入するのは、大学の要請によるか、大学当局の事前諒解を求めての上でなければならないことは、大学自治の原則論として、前に述べたとおりである。この原則には、例外が考えられないわけではない。大学内部にも一般犯罪の発生することがある。本学のように、構内が広く、内部に大きな病院があり、一般市民が数多く出入するところでは、一般犯罪の発生する件数も、決してすくなくない。しかし、これが対策としての警察官の立入も、原則として、大学の要請によるか、あるいは、一般的または個別的に大学当局の事前諒解を得るという方法で、処理し得るはずである。ただ、緊急突発の犯罪行為がなされたような場合には、事前諒解を求める余裕のないこともあり得よう。大学の自治は、そのような際に、警察が事件処理のために大学構内に立入ることを拒否する理由とはならない。けれども、今回の学生逮捕は、前日に起った事件に関するものであって、さような緊急状態においてなされたものではない。

手帳問題については、本学当局も前日から善処方を約し、現に返還のために努力中であった。学生もまた、自ら本富士署と連絡を取り、当日午後5時に署長に情況報告を行う手配をしていたのである。それを待たずして警察が直接行動に出でたことは、ここに明記して置く必要があると思ふ。

⑥ 「警備」の必要

最も重大な問題は、今回の事件で、警察が「警備」の必要と称してしばしば学内集会等に立ち入り、教授の身許調査などを行っていたことが明らかにされたという点である。「警備」という言葉が何を意味するにせよ、大学の秩序が大学自身の自治的管理によって大體として良好に保たれている以上、何らの事前諒解もなく、そのような理由をかかげて、大学内の集会を監視したり、大学教授の身許を調査したりすることは、大学の自治に対する由々しい侵害であり、引いては、昔日の特高警察的思想取締の復活を許す端緒ともなるであろう。

結 語

以上を総合して判断するならば、本件が、単に一東京大学にとっての重大事件であるばかりでなく、大学自治の根本原則を動揺せしめる問題を孕んでいることは、明瞭である。殊に、警察が、「警備」という曖昧な概念を用いて、無断で学内に立入りつつあるという事実は、全国の国立・公立・私立大学に共通する自治の侵害であると思ふ。もとより、本学は、大学の自治が学内秩序の維持という責任によって裏づけられなければならないことを認める。それらの点については、本学も、虚心坦懐、警察当局と協議して、意志の疎通を図り、必要な協定を結び、今後の問題を残さないことを念願する。政府および警察当局も、大学の立場を諒解し、憲法の保障する学問および思想の自由と、大学の生命ともいふべき自治権とを十分に尊重せられんことを望んでやまない次第である。

昭和 27 年 3 月 12 日

東京大学

(2) 起訴およびその後の経緯

学生Aは、東大法文経25番教室内外における行動が警察官甲および乙に対して暴力を加えたものであるという理由により、暴力行為等処罰に関する法律違反の疑いで、東京地裁に起訴された。起訴後の経緯は次のとおりである。

1 東京地裁における裁判

学生Aは、自分の行為は形式的には当該法律の禁じている行為に該当するが、その前に、警官甲の行動は大学の自治に対する侵害であり、これを防禦しようとした自分の行為は違法性を免れる、と主張して、おもにその点について争われた。

これに関して、地裁の判断はおおむね次のとおりである。

まず、大学の自治の観念と警察活動との関係について触れて、「もとより警官が犯罪の捜査に限らず、公安の維持並びに将来発生することあるべき犯罪の予防、鎮圧のための対策の情報の収集、査察行為を為すことは、その重要な職責の一つに属する。」従って、「如何なる時、如何なる場所においても、所謂警備活動すなわち、公安の維持のため、これに関連する警察活動は常に行われ得るといふことになる。」とし、

そして、「何時、如何なる場所においても誠実に職務を行う用意を怠らないことは、公安の維持にあたる警官の職責上当然のことである。」と述べ、「公安維持の最終的責任と権限は国家—具体的には警察当局—にあるのであるから、大学といえども警察の警備活動の対象となるものであるし、警察権力が大学内に及び得ることについては疑問の余地がない。」と認定したうえで、ひるがえって、「さればといって、かかる一般論的な見解をもって一方的に、一切の事象を律することは許されない。」と断じ、大学の自治に言及して、「学問の研究並びに教育の場としての大学は警察権力乃至政治勢力の干渉、抑圧を受けてはならないという意味において自由でなければならないし、学生、教員の学問的活動一般は自由でなければならない。そして、この自由が他からの干渉を受けないためには、これを確保するための制度的乃至情況的保障がなければならない。それは大学の自治である。」「かくして、大学はそれ自体一つの自治団体であって、学長、教員の選任について十分に自治の精神が活かされ、大学の組織においても学長の大学管理権を頂点として自治の実体に沿うような構成が作られている。加えて学生も教育の必要上、学校当局によって自治組織を持つことを認められ、一定の規則に従って自治運動を為すことが許されている。これは、大学は教育の場として、単に学生に知識を授けるというに止らず、学生の学問的精神を鍛冶することをその重要な使命の一つとしているところから、学生自らの自由な自発的、実証的訓練による学問的精神の体得の必要を教育上得策なりとして認めているからに外ならない。」そこで、「大学内の秩序の維持は、緊急止むを得ない場合を除いて、第1次的には大学学長の責任において、その管理の下に処理され、その自律的措置に任せられなければならない。」のであるから、「警察権力が公安の維持を名として、無制限に大学内において警備活動を為す場合、大学側はこれを拒否する正当な権利を有する。」とし、「もし大学当局の能力において処理し、措置することが困難乃至不可能な場合には、大学当局の要請により警察当局が出動しなければならないもの」と認めた。この論拠に立って、本件の審按にのぞみ、本富士警察署警備係員の学内立入については、「劇団ポポロは演劇の理論並びに上演の研究を目的とする学内団体であって、大学において公認しているものであり当夜の演劇発表会も大学当局の定めた正規の手続きを経て許可せられていたものであることが認められるのであって、当夜特段に警察活動を必要とするような不穏な動きは何等認められなかったし、「入場料を徴し、入場券を発行したので、大学に関係のない一般人が学生、教職員にまぎれて入場することはあったかも知れないが、その数は極めて少数であったと推察され」、「少数の一般人が入場していたとしても、右演劇発表会が正規の学内集会であったことには何の変りもないし、一般人が入場したために不穏な事態が発生するような情勢は当初より全く存し」なかったため、「恒常的警備活動の必要性を肯認させるに足るだけの緊急、不穏な学内情勢の存したことは、これを認めるに由ないところであるから、」この行為は、「憲法的秩序の内で警備活動の要請に不当に重い比重を持たせ、学問の自由に対する憲法上の要請を看過し、文部事務次官通達〔注〕の趣旨を無視したものであり、「反面より言えば、警官の本件における学内立入りの行為は、その職務権限の範囲を逸脱して行われた違法な行為であると言わねばならない」と断言し、Aの行動に言及して、「かかる行動はそれ自体としては一見、逮捕、監禁、暴行等の可罰的違法類型に該当するかの如くに見える。しかし、Aの行動は、憲法第23条を中心にして形成される重大な国家的、国民的法益の侵害に対し、徒らにこれらを黙過することなく、将来再び違法な警察活動が学内において繰返されざらんことを期し、これを実効的に防止する手段の一つとして、逃げ走ろうとする警官をその場において捕え、氏名、官職、所属警察署等を確かめ警官の違法な学内立入り

の事実を明かにしようとしたものと云えるので、その行動自体は、「それを機として官憲の違法な自由侵害行為を排除し阻止するという意味を持つ行為であると認めなければならない。」とし、他面、「尤も、Aのかかる行動の結果警官甲および乙は暴力的な強制によって、逮捕、監禁され、一時警察手帳を取り上げられるというような被害を受けている」るのであるが、甲および乙の法によって擁護されるべき「利益の大きさと憲法的秩序保全の国法上の価値の重さ」を比較、衡量するとき、Aの「暴力的行為よりその違法性を取り去るに充分なものがあると認められ、認定したAの行為は法令上正当な行為として罪とならないものと云わなければならない。」と述べ、「もとより、被告人が一定の節度をわきまえず、昂奮に猛り立って殊更に度を越した暴力行為を敢行したのであれば、その具体的事情の如何によって正当行為としてその行為の違法性が阻却せられることなく、犯罪を構成することのあるべきは云うまでもないところであるが、Aにおいて、単独又は他人と共同してかかる度を越した暴行を警官に加えたことを認めるに足る証拠がない」ので、結局、刑事訴訟法第 336 条に則りAに対し無罪の言渡をすることとする。」と判示した。

(注) 3 参考資料(資料2)参照。

2 東京高裁における裁判

東京地裁の判決(以下原判決という。)に対して、訴を提起した検察側は、ア「劇団「ポポロ」主催の演劇発表会は有償の入場券を発売して一般人をも入場せしめていた通常の集会で大学の学内集会と観るべき特質を具えたものではなく、而もその集会の行事の内容は単なる演劇そのものに限らず警備活動の対象となるべき各種の事実の出現は初めから予想されたのである。而して警察官甲、同乙および同丙等は右警備活動の公務執行の目的を以て入場したには相違ないが、その際入場券を買い求めて普通の入場手続を経たのであるから、右入場は適法な行動である」のに、「原判決が演劇会を純然たる学内集会とし而して右警察官等の入場を違法行為となしたのは事実誤認である」とみ、また、イ「Aが外数名と共同して甲および乙の両巡査に対し夫々数拳動の暴行を加えた」ものであるに、原判決が甲巡査に対する暴行的動作についてすらも、「その違法性は阻却される正当行為なりとして、結局Aに無罪の言渡をしたのは事実誤認より延いて法律の適用を誤れるものである。」として、その他若干の判示の事項を適切でないと考え、東京高裁に控訴した。

これに関して、高裁の判断は、おおむね次のとおりである。

まず、アの点について、「学生が政治的社会的諸現象に関心を抱き、それらを命題とし又はそれらに取材とし演劇等の具体的方法によって広義的研究的行動をなし更にその際極めて附随的にその演材に因む実社会的事実の報告や之に関連する資金蒐集運動をなすが如きことであっても、それが学校当局公認の場所と方法とによる以上やはり学内活動の一部たるを失わず、「不当ならざる程度の入場料を徴することや同入場券頒布の方法に便乗して観劇資格者の主要部分として予想している当該学校の学生および教職員以外の一部少数者が会場に混入するが如きことがあったとしても」、「右劇団が東京大学公認の学内研究団体であり、右演劇会が同学内集会たるに変わりないものである。」とした。そして、演劇会場に甲および乙等の警察官が入場したことに関しては、「まず根本的に考究すべきは警察権と大学自治との関係である。」とみなし、大学の自治に言及して、「大学は学長(又は総長)の校務管掌権限を中心として、その大学内における研究および教育上の有形無形の諸点につき教職員および学生の真理探究又は人間育成の目標に向い一定

の規則に従って自治的活動をなすことが認められ、同時に外部との関係においては政治的又は警察的権力は治安維持等の名目下は無制限に大学構内における諸事態に対して発動することは許されず、たとい客観的には警察的活動の対象となるが如き外観の事実ある場合には、それが大学構内殊に教室や研究室内におけるものなる場合には、事情のゆるす限り先ず大学当局自らの監護と指導とに委ねて解決を図り、同当局の処理に堪えず又は極めて不適当なものとして同当局より要請ある場合初めて警察当局が大学当局指定の学内の場所に出動するを妨げずとなす」ものであるとし、「本件の如く自治を認められた大学の教室内において学内団体が大学当局の許可の下に演劇開催中警察官としての認定によって警備活動の対象現存するものとし、その会場内に立ち入る場合には、その旨を大学当局に少くとも告知すべきことは現行憲法下におけるわが国の全法律秩序に照して当然のことである。果して然らば、大学当局や右団体の代表者等には何等の連絡もなさざるまま右演劇場内に立ち入ることは前記大学の自治を乱すものであって、」「結局わが国現下の憲法を頂点とする全体的秩序に違反する意味において違法行為であると言わなければならない、」として、「故に、原判決が本件劇団「ポポロ」を以て東京大学の学内団体にして本件演劇会は学内集会であるから、大学自治の原則上たとい入場券によって入場しても本件警察官の右会場立入行為は違法のものなりとしているのは、前述するところに照し結局正当であった。」と判示した。

次に、イの点について、「Aの甲巡査に対する行動は、外観上やや素朴粗野に流れる嫌いあるにしても、その動機目的は大学自治保全の念願にあり、而して同巡査に加えた現実の損害は僅かに片手をおさえ、着衣の襟を引いた程度に過ぎない。しかもそれ等の所為も、会場の管理者等において適法に要求し得る警察手帳の呈示に関連してなされているにすぎない、」と認定し、「原判決において正当行為というは、一般に法益に対する不法なる侵害行為に対しては一定の限度内において之を阻止排除する権利あることを前提とし、その防衛の限度および方法自体も亦公共の秩序を紊さざる範囲に止るべきであるが、その公序とは前記警察権の限界について述べたと同様に憲法以下法律全体によって企図せらるる均衡と調和（原判決にいわゆる憲法的秩序）の維持せらるることをいうのである。而して此の秩序を紊して或る法益に対し侵害を加える行為については当然一定の阻止排除行為が公認され、而してその排除行為にして同様の公序を紊さざる限界に止まり之により防衛を受ける法益が防衛行為（侵害排除行為）によって損害せられる法益と適当の比例を保って相当優越する場合においては、その防衛行為は正当行為として肯認せられ、刑法上も違法性を阻却するものと解するを相当とする、」と述べ、「被告人の本件所為によって齎らされる大学自治保全の法的価値と同所為によって被った警察官の個人的法益の価値とを前述公共秩序維持の原理に照して勘按考慮すると、前者の著しき優越は自ら明白である。従って、此の際右警察官に対する外観上犯罪類型に該当する法益侵害行為はありとしてもAの該行為は刑法上違法性を阻却せられるものといわなければならない、」とし、「故に、原判決においてAに対する本件公訴事実中起訴状記載の一部たる甲に対する一定の行動については罪とならざるものとし、その余の公訴事実については総て之を認めるに十分なる証拠なしとして、刑事訴訟法第336条を適用してAに無罪の言渡をしたのは正当である」と判示した。

3 最高裁における裁判

東京高裁の判決（以下控訴判決という。）に対して、検察側は、第1に、控訴判決には「憲法第23条の学問の自由保障に関する規定の解釈、適用の誤りがある」、第2に、控訴判決は、「その理由中、「被告

人の本件所為によって齎らされる大学自治保全の法的価値と同所為によって被った右警察官の個人的法益の価値とを前述公共秩序（即ち憲法的秩序）維持の原理に照して勘案考量すると、前者の著しき優越は自ら明白である。従って此の際右警察官に対する外観上犯罪類型に該当する法益侵害行為はありとしても被告人の該行為は刑法上違法性を阻却せられなければならない」と論断している点において、刑法における行為正当化事由乃至違法阻却事由に関する規定の解釈適用に重大な誤りがある」るので、控訴判決はこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと思料して最高裁に上告した。

上告趣意書は、第1点に関して、まず、学問の自由およびこれに由来する大学の自治は、①「学問の研究及び発表の自由をいい、これに限定せらるべきこと」、②「政治的又は社会的目的をもつ実践活動はこれに含まれないこと」、③「公共の福祉という目的によって制限を受けること」などの限界がおのずから存することを挙げたあと、「尚、学生の自治を、教授及び研究者の自治と同列に論ずることが妥当であるか否かの点がある。大学自治の観念は、「教授及び研究者の研究及び講義の自由にあるものと一般に理解せられるところであるが、学生の活動については、必ずしも教授及び研究者の自治程明瞭に承認されているとは解し難いのである。学生の活動は、大学当局の統制と指導の下に行われるものであり、それはむしろ大学内部における教育の手段として学校当局により或程度の自治が認められているにとどまるものである。すなわち大学における学生の自治は教授、研究者の自治活動の反射作用として学校当局との関係において或程度承認されたとは云い得るも大学当局以外の第三者との関係において学生が一般に所謂自治を承認されているとは認め難い、」と主張し、第2点に関しては、法益侵害行為とこれに対する阻止排除行為の関係を論じて消極的意見を述べたあと、法益権衡論に及び、「一般に憲法上の法益において、それが学問の自由ないし大学自治の法益たると個人の自由に関する法益たるとその間に上下、軽重、優劣の差のあるべきものでない」、控訴判決が「大学自治保全の法益を甲巡査の個人法益に優越すると判断したことは公益は私益に優先するとの観念を単に形式的機械的に適用したるにとどまり法益の均衡保持を具体的に決定したものと認められない、」と主張している。

これに対して、最高裁の判意は、おもに上告理由の第1点を把え、まず、学問の自由について、憲法第3条の規定は、「一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。」とし、大学の自治が学問の自由の保障に由来するものであることを容認したうえ、なお、「公共の福祉による制限を免れるものではない、」と説いたあとで、「このように、大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によって自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。もとより、憲法23条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。」と論断した。

そして、「大学における学生の集会も、右の範囲において自由と自治を認められるものであって、大学

の公認した学内団体であるとか、大学の許可した学内集会であるとかいうことのみによって、特別な自由と自治を享有するものではない。学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないとわなければならない。また、その集会が学生のみのものでなく、とくに一般の公衆の入場を許す場合には、むしろ公開の集会と見なされるべきである」とし、「本件の集会は決して特定の学生のみのものでなく、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。そうして見れば、本件集会は、真に学問的な研究と発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会またはこれに準じるものであって、大学の学問の自由と自治は、これを享有しないとわなければならない。したがって、本件の集会に警察官が立ち入ったことは、大学の学問の自由と自治を犯すものではない」と判示して、結局、「大学自治の原則上本件警察官の立入行為を違法とした原判決およびこれを是認した控訴判決は、憲法23条の学問の自由に関する規定の解釈を誤り、引いて大学の自治の限界について解釈と適用を誤った違法があるのであつて、この点に関して論旨は理由がある」となし、控訴判決および原判決を破棄し、これを東京地裁に差し戻す判決を下した。

(備考) 以上は、①東京地裁刑事15部判決(昭和29年5月11日付け)、②東京高裁11刑事部判決(昭和31年5月8日付け、昭和29年(う)2374号)、③最高裁大法廷判決(昭和38年5月22日付け、昭和31年(あ)2973号)および④東京高等検察庁上告趣意書(昭和31年10月20日付け)によるものであり、文中「」は、それぞれの判決文または上告趣意書からの引用を示す。

(3) 参 考 資 料

目 次

(資料1) 暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件(最高裁判所昭和38年5月22日大法廷判決)

(資料2) 集会等に関する東京都条例の学校内における解釈適用についての文部次官通達(昭和25年7月25日国大第235号)

(資料3) 昭和25年7月25日付国大第235号文部事務次官通達の適用について

(資 料 1)

暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件

(最高裁判所昭和38年5月22日大法廷判決、昭和31年(あ)2973号)

被告人 A

右の者に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件について昭和31年5月8日東京高等裁判所の言い渡した判決に対し、検察官から上告の申立があったので、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

原判決および第一審判決を破棄する。

本件を東京地方裁判所に差し戻す。

理 由

東京高等検察庁検事長花井忠の上告趣意について。

論旨のうちで、原判決には憲法23条の学問の自由に関する規定の解釈、適用の誤りがあると主張する点について見るに、同条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであって、同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探求することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれら

の自由を保障することを趣旨としたものである。教育ないし教授の自由は、学問の自由と密接な関係を有するけれども、必ずしもこれに含まれるものではない。しかし、大学については、憲法の右の趣旨と、これに沿って学校教育法52条が「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」することを目的とするとして、これに基づいて、大学において教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由は、これを保障されると解するのを相当とする。すなわち、教授その他の研究者は、その研究の結果を大学の講義または演習において教授する自由を保障されるのである。そして、以上の自由は、すべての公共の福祉による制限を免れるものではないが、大学における自由は、右のような大学の本質に基づいて、一般の場合よりもある程度で広く認められると解される。

大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理についてもある程度で認められ、これらについてある程度で大学に自主的な秩序維持の権能が認められている。

このように、大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によって自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。もとより、憲法23条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設が利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。

大学における学生の集会も、右の範囲において自由と自治を認められるものであって、大学の公認した学内団体であるとか、大学の許可した学内集会であるとかということのみによって、特別な自由と自治を享有するものではない。学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、大学の有する特別な学問の自由と自治は享有しないといわなければならない。また、その集会が学生のみのものでなく、とくに一般の公衆の入場を許す場合には、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。

本件の東大劇団ポポロ演劇発表会は、原審の認定するところによれば、いわゆる反植民地闘争デーの一環として行なわれ、演劇の内容もいわゆる松川事件に取材し、開演に先き立って右事件の資金カンパが行なわれ、さらにいわゆる渋谷事件の報告もなされた。これらはすべて実社会の政治的社会的活動に当る行為にほかならないのであって、本件集会はそれによってもはや真に学問的な研究と発表のためのものでなくなるといわなければならない。また、ひとしく原審の認定するところによれば、右発表会の会場には東京大学の学生および教職員以外の外来者が入場券を買って入場していたのであって、本件警察官も入場券を買って自由に入場したのである。これによって見れば、一般の公衆が自由に入場券を買って入場することを許されたものと判断されるのであって、本件の集会は決して特定の学生のみ集会とはいえず、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。そうして見れば、本件集会は、真に学問的な研究と発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会またはこれに準じるものであって、大学の学問の自由と自治は、これを享有しないといわなければならない。したがって、本件の集会に警察官が立ち入ったことは、大学の学問の自由と自治を犯すものではない。

これによって見れば、大学自治の原則上本件警察官の立入行為を違法とした第一審判決およびこれを是認した原判決は、憲法23条の学問の自由に関する規定の解釈を誤り、引いて大学の自治の限界について解釈と適用を誤った違法があるのであって、この点に関して論旨は理由があり、その他の点について判断するまでもなく、原判決および第一審判決は破棄を免れない。

よって刑訴410条1項本文、405条1号、413条本文に従い、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官入江俊郎、同垂水克己、同奥野健一、同石坂修一、同山田作之助、同斎藤朔郎の補足意見および裁判官横田正俊の意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官入江俊郎、同奥野健一、同山田作之助同斎藤朔郎の補足意見は次のとおりである。

憲法23条にいう「学問の自由」には、教授その他の研究者の学問的研究及びその発表、教授の自由と共に、学生の学ぶ自由も含まれるものと解する。すなわち、教授その他の研究者が国家権力により干渉されることなく、自由に研究し、発表し、教授することが保障されると同時に、学生においても自由にその教授を受け、自由に学ぶことも保障されてい

るものと解する。そして、大学は学術の中心としての教育の場であり、学問の場であるから、右学問の自由の保障は、また、その自由を保障するため必要な限度において、大学の自治をも保障しているものと解する。けだし、若し大学の教育の場、学問の場に警察官が常に立ち入り、授教その他の研究者の研究、発表及び教授の仕方を監視したり、学問のための学生集会を監視し、これらに関する警備情報を収集する等の警察活動が許されるとすれば、到底学問の自由及び大学の自治が保持されないことは明白であるからである。従って、警察官職務執行法(本件当時は警察官等職務執行法)6条所定の立入権の行使としてではなく、単に、警備情報の収集の目的を以て大学の教育の場、学問の場に立ち入ることは憲法23条の保障する学問の自由ないし大学の自治を侵す違法行為であるといわねばならない。

しかし、本件ポポロ劇団の集会は、原判決の認定事実によれば、反植民地闘争デーの一環として行なわれ、演劇の内容も裁判所に係属中の松川事件に取材し、開演に先き立ち右事件の資金カンパが行なわれ、更にいわゆる渋谷事件の報告もされたというのであって、真に学問的な研究や、その発表のための集会とは認められない。従って、本件警察官の立入行為が前記の学問の自由ないし大学の自治を侵した違法行為であるということはできない。

しかし、本件集会が、少くとも大学における屋内集会であることは否定できない。憲法21条で集会の自由を保障する所以のものは、集会において、各自が相互に、自由に思想、意見の発表、交換をすることを保障するためであるから、若し、警察官が警備情報収集の目的で集会に立ち入り、その監視の下に集会が行なわれるとすれば、各自の表現の自由は到底保持されず、集会の自由は侵害されることになる。そして、本件集会が平穏なものでなかったという資料はなく、警察官は警察官職務執行法6条の立入権によらず、単に警備情報の収集を目的とする警察活動を行なうため、これに立ち入ったことは、たとえ、学問の自由ないし大学の自治を侵害したものでないにしても、憲法の保障する集会の自由を侵害することにならないとは断じ難い。(本件において、警察官が入場券を購入して入場したものであっても、一私人または一観客として入場したものでなく、警備情報収集のための警察活動を行なうため入場したものであることは、原判決の認定するところであり、また、本件集会が公開に準ずべきものであったとしても、集会の自由が侵害されないとはいえない。)

しかし、本件警察官の立入行為が違法であったとしても、その違法行為を阻止、排除する手段は、当該集会の管理者またはこれに準ずる者がその管理権に基づき警察官の入場を拒否するか、入場した警察官の退去を要求すべきであって、若し警察官が右要求に応じないため、これに対して実力により阻止、退去の措置に出で、それが暴行行為となった場合に、始めてその暴行行為につき違法性阻却事由の有無が問題となるわけである。

然るに、原判決の認定するところによれば、被告人は警察官が自発的に立ち去ろうとしているのに、無理に引き止めて、判示の如き暴力を加えたというのである。然らば、本件暴行は警察官の立入行為を阻止、排除するため必要な行為であったとはいえず、警察官が警察活動を断念して去ろうとしている際に、もはや現在の急迫した侵害は在存せずその排除とは関係なく、被告人が警察官に対し暴行を加えたものというべきであるから、違法行為を排除するため、緊急にして必要已むを得ない行為であったとは到底認めることはできない。

わが刑法上、加害行為の違法性を阻却するのは、例えば正当防衛、緊急避難等の場合におけるように、法益に対する侵害または危険が現在し、これを防衛するために行なわれる加害行為が緊急の必要にせまられて己むを得ないものと認められる場合でなければならぬものと解すべきである。然るに、被告人の本件加害行為については、かかる緊急性は認められないのみならず、過去において違法な警察活動があったか、また将来における違法な警察活動の防止のためとかいうが如き理由では、到底本件加害行為の違法性を阻却するに足る緊急性あるものと認めることができないことは明白である。第1、2審判決は、法益の比較均衡のみに重点をおきすぎて、右の緊急性について十分な考慮をめぐらしていない憾みがある。それは、ひつきよう、判決に影響を及ぼすべき刑法の解釈に誤りがあることになり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから、第1、2審判決はいずれも破棄を免れない。

裁判官垂水克己の補足意見は次のとおりである。

1. 学問 憲法23条にいう「学問」とは、まず、本来の意味では、深い真理(真の事実を含む)の専門的、体系的探究解明をいい、哲学およびあらゆる自然科学、社会科学を含む。けれども、倫理学、文学、美学等には世界観、人世観等哲学や高い美の探究創造が含まれることがあり、高い芸術の探究創造は本来の意味の学問と同様に自由が保障されるべきであるから、憲法23条にいう「学問」には芸術を含むと解される。(学校教育法52条が「大学は学術の中心として……深く専門の学芸を教授研究……することを目的とする。」という所以である。)現代の学問芸術は人類数千年の文明、文化の遺産に現代の学者、芸術家が加えたもので出来ており、これが、万人が健康で高等な文明的、文化的生活をなしうる基をなしており、また、同時に次の世代の文明、文化の基となるものである。国民の間に、真に学芸

に専念する人々の多いことは国民の大いなる福祉である。

2. 憲法上の学芸の自由は誰が持つか、それはその意思と能力を持って専門的に学芸を研究する学者、芸術家個人であると思う。かような学者、芸術家の多数が自由独立の立場で学芸を研究、解明する永続的、組織的中心である公私立の大学は、またその構成員たる学者、芸術家個人とは別に大学自体として学芸の自由を憲法上保障される。だが、学問芸術の新規な理論や傾向や、諸流派の芸をみて何が学問、芸術であり、何が非学問、非芸術であるかを専門家でない者が判断することは至難のことであるから、この判断には権威ある学者、芸術家の良識判断を尊重するほかないが、しかし、憲法ないし法律にいう「学問」「学芸」「その自由」とは法概念であるからこれが訴訟で争点となった場合には裁判所は学者、芸術家の意見を尊重しつつ究極には自己の見解により法的判断をしなければならないのではないか。国会や行政機関が法的判断を下すに当っても憲法に従うかぎり、やはり学者らの意見を尊重しつつ自ら憲法の許すと考える範囲内でこれをなすほかないのではないか。問題であるが、本判決の多数意見はこの立場に立って学問の自由を観念し、これと、その自由に属する事項と左様でない事項とを区別しているのではないか。

多数意見第二段は説示して要するに次のようにいう「大学の学問の自由と自治は、直接には、大学の本質に基づき、教授その他の研究者の研究、その結果の発表、教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味する。これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によって自治的に管理され、学生も一般国民以上に学問の自由を享有し大学当局の自治的管理による施設を利用できる。大学における学生の集会も右の範囲において自由と自治を認められる。」と。しかし、大学における或る教授の担任学科が演劇ないし芸術である場合に、その学科を研究する学生がその教授を受け若しくはその指導の下に演劇を行い或いは鑑賞する行為はまさに憲法上の自由の属するけれども、私は、演劇専門外の法学、理学、医学部等の学生がかような行為をすることは深い学問又は高い芸術の専門的研究ではないと考える。教育基本法8条が「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」というのは大学教育に限らず、高等学校等についてもいうことであって、右のような演劇を行う如きは一般教養の一部にすぎない。大学内で学生が自己の専攻に属しない事項について科学的な研究、芸術的修養をすることは自由であり、大学生であるだけに余程尊重されるべきであらうが、かような活動は高等学校、中学校でも、一般市民でも、固より自由に行うことを妨げられるものではなく、これを大学生が大学内で行うからといって「大学の学問の自由」とはいえないと思う。演劇をその専門の教授その他の研究者の指導、意向から全く離れて行うことは教授、研究者の研究でもなく、また、学生が選んだ自己の専攻学芸の専門的研究に必ずしも当たらない。いわんや、本件において、若し学生らが反植民地闘争デーの一環として松川事件に取材した演劇を行うべきことを告げずして教室使用許可を受けてかかる演劇を行わんとしその際資金カンパや渋谷事件の報告が行われたとすれば、それは、教室の許可外目的のための使用であって、無許可使用若しくは使用権の濫用であり多数意見の判示する如く右上演劇会は実社会の政治的、社会的活動に当るものというべきで、学芸の研究には属しない。(私は、わが国今日の大学前期は実は大学でなく予科にすぎず、その学生は未だ深い専門的学問研究を教授されていないのではないかと疑う。)

3. 大学の学問の自由の侵害はどんな場合に起るか、立法、裁判により又は行政権をもって、或る大学又は或る学者、芸術家に或る事項の研究、発表を困難ならしめ、制限するが如き、或いは個人が学者の研究を圧迫、妨害し、資料を隠匿し、又は反対に誘惑するが如きはその侵害となろう。大学当局ないし学生自ら学問の自由を放棄するなら学問の自由は失われるであろう。例えば、所定の授業時間に教授や一般学生の教室に入場できないよう一部学生が勝手に教室入口に机や椅子を積み重ねてビケを張る如き行為や、これを大学当局が黙視する如きである。(大学は治外法権を持つものではないから、右のような授業妨害行為を実力で排除しうる自警隊を持ちえないとはいへ。)

刑法は別段大学の自由を侵す罪を規定していないが、これは何故か。前記の外、私人のする大学の自由の侵害は、概ね刑事法上の教授、研究者らに対する暴行、共同暴行、脅迫、強要、住居侵入、傷害、業務執行妨害、詐欺、名誉毀損、物の隠匿、損壊等々の犯罪の形で行われると思われ、その場合にはかような犯罪として処罰されるからであろう。だが、貴重な学問的研究報告書を窃取する目的で、大学構内に紛れ込んだだけでは大学の自由は未だ侵されまい。侵されるとしてもそれは少くとも抽象的な意味での大学の自由である。又、大学の研究用の顕微鏡の窃取は研究者の業務妨害罪なり学問の自由の侵害に、常になるであろうか。

4. 大学の自由の擁護手段と本件、本件起訴状記載の如き東京大学法文経第25番教室における劇団ポポロの演劇が、たとえ同大学における学芸の研究であり、警察員が入場券を買って自己の警察員たる身分を秘して入場したこと(これは刑法233条、234条の業務妨害罪成立の要件を欠く)が、大学の学芸研究の自由の侵害であるとしても、警察員が着席して静止し、又は、退場すべく出入口に向かって歩み寄った際に、学生がその手を押え手拳で腹部を突き或はその洋服

の内ポケットに手を入れオーバーのボタンをもぎ取り或いは洋服の内ポケットに手を入れボタン穴に紐でつけてあった警察手帳を引張ってその紐を引きちぎるなどその他の暴行を加える如きは、大学の自由の侵害を排除するに遑せず、起訴にかかる刑事法上の犯罪を構成するものというほかない。この場合の暴行こそかえって演劇の進行、鑑賞を妨害するものでなくて何であらう。原判決が犯罪の成立を阻却すべき事由として認めた事情の如きは刑法上何ら右犯罪の成立を阻却するに足るものでなく、右の場合超法規的犯罪成立阻却事由があるとした原判決の法律判断も失当である。右の如き場合、学生としては演劇の進行を妨げないよう静かに警察員に質し、理由を告げて退場を求め、或いは大学当局に急報して適切な措置を求めるに止めるべきであった。にも拘わらず、若し起訴状記載の行為に出でたものとすれば、これこそ最高学府に相応しくない、学生自身による暴力犯罪であるといわねばならない。

裁判官石坂修一の補足意見は次の通りである。

- (1) 本件公訴事実は、「被告人は東京大学経済学部4年在学中の学生であるが、P外数名と共同して、(ア)昭和27年2月20日午後7時30分頃東京都文京区本富士町1番地東京大学法文経25番教室に於て東大劇団ポポロ主催の演劇を観覧中の本富士警察署員甲に対し同人の右手を押え手拳で腹部を突き或は同人の洋服内ポケットに手を入れオーバーのボタンをもぎとる等の暴行を加え、(イ)其の頃前同所に於て同様演劇観覧中の同署員乙に対し同人の両手を押え洋服の内ポケットに手を入れボタン穴に紐でつけてあった警察手帳を引張って其の紐を引きちぎる等の暴行を加えたものである」というにあるものであり、その起訴状には適条として、暴力行為等処罰に関する法律1条1項が記載せられておる。

したがって、第一審としては、果して、被告人自身に右公訴事実となっておる、右両巡査に対する暴行の所為があったか否か、P外数名の者にも同公訴事実となっておる同様の暴行の所為があったか否か、及び被告人と右P外数名の者との間に右両巡査に対する犯罪を共同する意思があったか否かについて審理を尽し、共同の罪責に帰するものがあるとするれば、その具体的事実関係を明らかにすべきである。然るに、第一審は、その審理を尽すことなくして、被告人が他の行為者と共同する意思の下に犯罪を行ったことを確認すべき何等の証拠もないとし、僅かに、証拠上被告人の行為として認定し得ることは、甲巡査が教室内より逃げ去ろうとするに際し、同巡査の腕をつかみ、他の学生等と共に逮捕したこと及び同巡査が舞台前に連行せられて、学生等に取り囲まれた際、同巡査が警察手帳の显示を拒むので、そのオーバーの襟に手をかけて引き、強く手帳の显示を求めた以外には出ないものと認定しておるにとどまるのである。而して原審も亦、第一審と同一轍をふみ、たやすく第一審の前記事実認定を是認し、事実誤認を主張する検察官の趣意を却けておる。

しかしながら、記録及び証拠に徴するときは、第一審判決及びこれを維持する原判決には、重大な事実の誤認を疑うに足る顕著な事由が認められる。

- (2) 記録及び証拠によれば、東京大学においては、教室を使用する希望の者に対し、政治的的目的のないことを条件とし、かつ、借用願を徴してその使用を許可していたところ、原判示劇団ポポロの代表者は、昭和27年2月11日、会合の次第が演劇「何時の日に」(いわゆる松川事件に取材したもの)及び「あさやけの詩」の他、挨拶、解説であり、入場者は同大学学生職員であるとして、同月20日午後5時より9時まで同大学法文経25番教室を使用した旨の教室借用願及びこの会合に政治的的目的のないことを保証する書面を管理者に提出し、実際には、労働組合青年部と提携して行う再軍備反対署名、他の団体においても行なう反植民地闘争の一環としての活動である演劇(何時の日に)及び資金カンパその他を行う意図あることを秘して、同月20日右教室を借受けた事実の存在を疑うに足る顕著な事由があり、しかも同夜開演に先立ち、右松川事件の救援資金カンパが行われ、更に、いわゆる渋谷事件の報告もなされたことは、原審の自ら認定する事実であり、いわゆる渋谷事件とは、本事件発生に極めて近い頃、渋谷駅前広場において、東京大学教養学部学生等が再軍備反対、徴兵反対のための署名運動をしたところにより、警察官が無届集会として解散を命じ、学生側がこれに応せずして警察官隊と衝突し、その内の数名が検挙せられたことを指すものである事実及び右借用願には、入場者を東京大学学生職員とせられていたけれども、実状においては、入場券を買い求める者は随意に入場しており、その内の相当数が外来者であった事実を証拠上認め得るのであり、本件集会は、公開のものであったと判断せられる。したがって、右教室を借受けた目的は、真に、憲法の保障する「学問の自由」及びこれに由来する「大学の自治」の範囲に属する研究集会のため使用するにあつたのではなくして、実社会の政治的、社会的活動に当る行為としての公開集会を開催するため使用するにあつたものであるとの認定判断に到達する確実性が高度であるといわねばならない。然りとすれば、到底、第一審判決及びこれを維持する原判決において判断せられる如くに、原判示劇団ポポロの本件集会を以て、右「学問の自由」、「大学の自治」の範囲に属するとす由もない。以上説明した事情のある限り、警察官としては、警察法1条、警察官等職務執行法6条2項(本件当時)により本件集会に立

入るにつき、合理的理由があったものといわねばならないのみならず、右両巡査に、右集会の進行を害する意図があったと認むべき資料もない。かような事実関係の下においては、警察官が公衆の一員として本件集会に入場券を買求めて入場したことに対しても被告人にこれを排除防衛すべき何らの法益もない。

更に又、入場料を徴する本件の如き公開集会において、内心の指向するところは何であれ、言説、演技がそれ自体に止まっておいて、現実に他の法益を害するものでない限り、これらを行なう者の自由にまかせらるべきことは固よりであり、同時に、入場者としても亦、内心の指向するところは何であれ、場内の静粛をみだし、他の入場者に迷惑を被むらしめ或は集会の進行を妨害する等によって、現実に他の法益を害しない限り、単に言説を聴き、演技を看することは、入場者の自由にまかせられるものと解すべきである。この理は、入場者が一般公衆であると警察官であることによって異なるところはなく、原判示両巡査に前叙の如き現実に他の法益を害する意図及び行動のあったことを認むべき資料はない。

第一審判決及びこれを維持する原判決は、頗る薄弱な事実認定の上に立って、徒らに超法規的な正当行為論を想定展開した憾みがある。

- (3) 法益防衛行為の違法性が阻却せられるためには、単に、その法益と上記防衛行為により害せられる法益とが均衡を保つことのみを以て足るものではなくして、法益に対する侵害が現に急迫しており、かつ、防衛行為がやむことを得ざるに出ることを必要とするものと解すべきである。本件に即してこれを観るときは、次の通りとなる。仮に本件犯行以前において、警察官による違法な学内立入が行われたとしても、既に過去の行為に属し、法益に対する侵害は終了しておるのであるから、これに対する侵害排除行為を認め得る余地がない。更に原審の認定によれば、原判示甲巡査は、本件集会場である原判示教室内の大学学生より警察官であることを感付かれた気配を覚え、急遽、同教室より退去すべく、右中央辺の席を立てて同教室後側西南部にある出入口に向かって歩み寄ったとき、被告人が同巡査の右手を掴み、その後、被告人は、同巡査に原判示の暴行を加えたのであるから、被告人は、同巡査が任意に現場より退去を開始したにも拘らず、これを阻止した上、同巡査に暴行を加えたものと判断すべきであって、仮に被告人に防衛すべき何らかの法益があったとしても、その法益に対する侵害は、他に特段の事情がなければ、最早、現に急迫しあるとはいえないのみならず、右暴行を以て、法益を防衛するためやむことを得ざるに出たものともなし得ない。仮に原判示の如く、本件集会の際、将来における警察官の違法な学内侵入の虞れあることが予想せられたとしても、これを現に急迫しておるとは考えられない。したがって、本件所為を正当な防衛行為であると解すべき刑法上の根拠はない。

上述の観点よりするときは、被告人の本件所為を違法性の阻却せられたものであると解した原審の判断は、誤っておるとなすべきである。

裁判官横田正俊の意見は次のとおりである。

- (一) 大学における学問の自由を保障するため、大学の自治が認められ、この自治の権能が大学の施設及び学生の管理にも及ぶことは、論のないところである。この大学の施設と学生の管理に関する自治は、大学における学問の自由を保障することを窮極の目的としてはいるが、その権能は、決して、純然たる学問の研究又はその結果の発表、すなわち学問に直結する事項にのみ限定されるものではない。これを学生の学内活動についていえば、学生は、学内において、純然たる学問的活動のほか、各種の活動（いわゆる自治活動）をしているのであるが、大学は、それらの活動についても、ある程度において、これを指導し監督する権限と責任をもつものといわなければならない。ただし、大学がこのような権限と責任をもち、学生の活動を健全な方向に導くことは、その結果において、学問に資することとなるからである。そして、学生の活動が大学の権限と責任の下におかれている範囲においては、大学の自主性を尊重し、これに対する外部からの干渉は、できうるかぎりこれを排除すべきであるというのが、大学の自治の本義であると解される。
- (二) 他面において、大学といえども治外法権を享有するものではなく、学生の学内活動もまた、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、公共の安全と秩序の維持とを責務とする警察の正当な活動の対象となるものであることはいうをまたないところであり、また、この警察の活動のうちには、警察官が任意の手段によって行う、いわゆる警備情報活動が含まれることもこれを認めなければならない。ただし、大学における学問の自由と大学の自治の本義にかんがみれば、学内に対する警察権の行使、ことに警備情報活動は、他の場合に比較して、より慎重にこれを行い、必要の限度をこえないことが強く要請されるのである。
- (三) この大学の自治と警察権の行使の調整を図ることは、かなりの困難を伴う問題であり、結局においては、関係者の

良識と節度にまつほかはないが、この点に関して注目に値するものは、原判決に示されている文部次官の通達であろう。この通達は、集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都条例が施行されるに際し、右条例の解釈につき、警視庁と協議の上、文部次官が、昭和25年7月25日、東京都内所在の大学の長等に宛てて発したものであるが、右通達中、大学の学生による学内集会に関する部分を摘示してみると、この通達においては、学校構内における集会で、学生又はその団体が学校の定める手続による許可を得て、特定の者を対象として開催されるものは、公共の場所における集会とは認めず、したがって公安委員会の許可を要しないことが明らかにされているが、同時に、右集会の取締については学校長が措置することを建前とし、要請があった場合に警察がこれに協力することとする旨が定められているのであって、右は、単に集会の許可権者を明らかにしているに止まらず、学内集会に対する大学の自治と警察権の行使との調整の問題にもふれているものと解されるのである。右通達によれば、大学の責任と監督の下に行われる正規の学内集会の条件としては、特定の者を対象とするものであること、すなわち一般公衆を入場させないという意味での非公開性が定められているだけで、集会の目的、内容については、とくにふれるところはないが、本来、大学においては政治的活動はもとより(教育基本法8条2項)、大学教育の理念とする政治的中立性を害し、「学問に専念すべき学生の本分にもとるがごとき社会的活動をするには許されないものであるから、かかる目的、内容を有する集会に対しては、大学が許可に際し規制を加えること(学生の管理に関する大学の自治の作用)が当然に予定されているものと考えられるので、正規の学内集会と称するためには、集会が少くとも右のごとき活動を目的、内容としないものであることも条件とされているものと認められる。右通達に示されたところは、それ自体に法的な拘束力を認めることは困難であるとしても、大学の自治と警察権の行使の調整に関する一応の具体的基準を示したものと、決して軽視してはならないものと考えられる。要するに、学生による学内集会が、少くとも以上の2条件を現実具備しているかぎり、警察官のこれに対する職務行為としての立入りは、正規の法的手続を踏み、必要の限度をこえないでする場合のほかは許されないものと解される反面、集会が現実右条件を欠いている場合には、警察官は、これに対し、一般の屋内集会に対すると同一条件で立入ることができるのであり、その集会が大学の許可をえて学内において行われているという形式的理由だけで、警察官の立入りを拒むことをえないものと解するのが相当である。もっとも、この後の場合においても、集会が単に非公開性を欠くに止まる場合においては、警察官の警備情報活動としての立入りは、警察官の特殊性にかんがみ、これが学内集会(ことに学問的会合)の運行を不当に妨げることとなり、集会主催者側においてその立入りを拒否するにつき正当の理由があることとなる場合もありうることを見逃してはならないであろう。

(4) 本件につきこれをみるに、大学の公認団体である東大劇団ポポロが主催した本件学内集会が、前示通達の線に副い、大学の許可(形式上は施設使用の許可)を得て法文経25番教室において開催されたものであり、また、東大の学生、職員約300名を対象とし、政治的目的を有する集会でないことを条件として許可されたものであることは、本件記録に徴し明らかであり、また、原審は、右劇団ポポロの性格、本件集会の内容、警察官立入りの実情等につき一応の認定をしているのであるが、本件記録に徴すれば、原審は、右劇団ポポロの実体、本件集会の真の目的、その現実のあり方、許可に際し大学当局はこの集会の目的、内容をどのように理解していたか等本件集会の実態を明らかにするために必要な事項に関し審理又は判断をよく尽くしていないうらみがあることを否みえないのである。そして、この事情関係が明らかでないかぎり、本件集会に対する警察官の立入りが、上述したところに照し、許容される限度をこえたものであるかどうかを判定することはできないのであるから、原判決には、少くとも、右の点に関し判決に影響を及ぼすべき審理不盡の違法があり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

(注) ここにいう「原審」および「原判決」とは、東京高裁での裁判およびその判決である。

(備考) 関係者の氏名は、符号に変えた。

(資料 2)

集会等に関する東京都条例の学校内における解釈適用についての 文部次官通達(国大第235号)

昭和25年7月25日

文部事務次官

(ア) 大学長等宛

東京都内所在の国立、公立、私立大学長 殿
短期大学長、専門学校長

集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都条例の学校内における解釈適用について

先般上記の条例が改正され7月3日から施行になっていますが、この条例の学校内における解釈適用について警視庁と協議の結果、別紙(A)のとおり決定しましたので、その取扱に遺憾のないように願います。

おって同条例の解釈適用に疑義のある場合は、所轄警察署長と協議の上処理されるよう希望します。

(イ) 東京都知事等宛

東京都知事、東京都教育委員会 殿

集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都条例の学校内における解釈適用について

先般上記の条例が改正され7月3日から施行になっていますが、この条例の学校内における解釈適用について警視庁と協議の結果、別紙(A)のとおりに決定しましたので、貴管下関係学校に周知させその取扱に遺憾のないように願います。

おって同条例の解釈適用に疑義のある場合は、学校長が所轄警察署長と協議の上処理するようにして下さい。

別紙(A)

第1 都条例第1条による集会等のうち、学校構内(学校長が管理上の責任を負う地域又は建物その他の施設)におけるものについては当該学校の管理者又は学校長の承認を得て、その許可申請をするものとする。

第2 学校構内における集会で、ある場所を区切り特定人のみで行われ一般公衆が自由に参加し得ない状態にある次のようなものは「公共の場所における」集会とはみなされず、したがって許可の申請は必要としないこと。

(1) 学校当局が主催者となって、学生、生徒、児童又は特定人を対象とするもの。

たとえば、学内講演会、学芸会、映画会、展覧会、教職員懇談会、学校教育法第69条による公開講座、学会、研究会等。

(2) 学校当局以外の者が主催する場合

当該学校の教職員、学生、生徒その他「学校長の承認した」特定の人又は団体がその学校の管理者又は学校長の定める手続による許可を得て特定の者を対象として行うもの。

たとえば、学生大会、生徒会、講演会、PTAの会、父兄会、卒業生懇談会、学会、研究集会、官公庁等の主催する講習会等。

第3 学校構内における集会、集団行進、集団示威運動等の取締については、当該学校長が措置することを建前とし、要請があった場合、警察がこれに協力することとする。

第4 研究所等の学術研究施設におけるものについても上記第1から第3までの例によること。

(資料 3)

昭和25年7月25日付国大第235号文部事務次官通達の適用について
文大生第246号

昭和27年5月12日

国公立大学長 殿
〃 短期大学長

文部事務次官 日高 第四郎

最近学園において、学生と警察官との紛争事件がしばしばひきおこされているが、昭和25年7月25日付国大第235号文部事務次官通達の趣旨は、学校構内における集会、集団行進、集団示威運動についてのみ適用されるものであることを、学内一般に対し、更に徹底するような適当な御処置をとられるとともに、学生が学校当局を介さないで直接警察側と交渉することのないよう厳にいましめたく、とりあえずこの点に関してのみ通達いたします。

2. 大学祭実施に伴う学生問題と警官隊出動について

北海道大学
(40. 5. 26)

1. 問題の経過

本学における昭和40年度の大学祭の実施については、例年の事例にかんがみ、本年は学生部に大学祭小委員会を設けて学生の指導に当たり、同委員会は既に3月末に、学生の組織する全学大学祭実行委員会に対して各学部内の行事については、なるべく速やかにそれぞれの学部長にその企画を申し出て教授会（教養部においては教官会議）の承認を得よう指導していた。しかし教養部内の大学祭実行委員会は準備を進めつつも、計画、予算等についてなかなか申し出ないのでとりあえず学生部委員が教官会議に回り学生が申し出て来た場合には前年通りに実施させ、予算は概ね10万円程度を都合する旨の了承を得ていた。

5月17日 学生代表2名教養部長代理と会い希望条項を述べ、予算書を提出した。部長代理は即答できる点は回答し、予算については会計掛長に検討を命じ、夕刻S学生部委員に後を依頼して神戸出張に赴いた。

5月18日 会計掛長は予算を検討のうえ、その旨をS学生部委員に報告、S学生部委員は査定のためには具体的な行事内容の提出が必要であることから、翌日正午に教養部大学祭実行委員長の出頭を手配した。

5月19日 指定の時刻に実行委員長は数名の学生と同道して来室、一方、中央玄関付近では学生がスピーカーで団交が始まるから集るように一般学生に呼びかけていた。学生側はあくまでも団交を主張し、結局会見はものわかれになる。

5月20日、21日 再度の出頭の呼びかけに学生応ぜず。

5月24日 夕刻約30人位の学生が、事務室のO学生掛長に委員との取り次ぎについてなじる（約2時間にわたり抗議）。

5月26日、27日 教養部長代理出張から帰る。学生代表は9項目の要求書（資料1）を提出して部長代理に集団交渉を求めた。（午後2時30分）

初めに数名の学生がS教授（教養部長代理のこと、以下同じ）室に来て、学生の集団交渉に応じるよう要請した。部長代理は9項目について検討して回答を用意し代表2名と話をしようとしたが、学生側は集団交渉を固執。中央玄関前では集団交渉の呼びかけが始まり、これによって数10名の学生は2階の教授室、廊下につめかけ、ドアの直前に拡声器を持ち込み、教養自治会（非公認）委員長を議長として学生に呼びかけ、これを実行委員長が補佐し、同実行委員会企画部長が指導的な発言に多く立った。この拡声器はついに翌朝午前4時頃まで、少なくとも13時間以上、2、3メートルの至近距離で鳴りつづけた。室内は、初め部長代理のほか、D学生部委員、M事務長、O学生掛長、Y教務掛長等であったが、午後5時30分には、S、W両学生部委員も同教授室に入り、三学生部委員が交々学生の説得に立ったが、学生側は個人的見解は必要ないとし、部長の大学側としての正式回答を要求して話し合いは進展しなかった。学生部委員は、大学における教官と学生との間の話し合いとして集団交渉ということはありません。

とする部長代理の固い信念は変わらず学生側の集団交渉の主張も変わらないなら、肝腎の話の内容に入れないのだし、その内容については決して学生側の希望を全面的に認めないのではないのだから、とにかく代表者を送って当面する大学祭を実施できるようにしたらどうかという点で説得したが受け入れられなかった。部長代理は出張から帰った直後でもあり、疲労の度が激しく帰宅したい旨を申し出たので、学生部委員、事務職員が周囲を保護して教授室から出ようとしたが、学生はこれをはばみ、精々2、3メートル廊下を進行した程度で動けなくなってしまった。S委員、部長代理の健康状態を学長に報告、学長の指示により学医の来診を仰ぐ。(午後9時30分学医到着)部長代理を診察し、学生の持つスピーカーを通じて全学生(300名を越えている)に医師としての立場から病状を次のように述べた。

「大学において学問研究に従う学生として、医師の科学的な判断を正しく理解してほしい、S教授は現在血圧180~190、脈搏も不静で肺結核の既往症もあるので、この状態では直ちに病院に連れて行く必要がある。これから私が付き添って病院に行く」。然し学生はなお強引にこれを阻止し、全権限を学生委員に委任するなら病人だけは帰すと言い、一切の事項を書いて押印だけ押せば良い委任状なるものをS教授に提出したが、それはS教授が断り、学医もドクターストップ後の権限委任は無効であるという。この頃から学生は集団交渉の要求が通るまでは2日でも3日でも坐り込むと言い出しクラス代表他、学部自治会代表、寮生代表の激励演説始まる。学生部委員はS教授を再度担ぎ出して学生ともみ合うことは、もはや、S教授の体力の限界を越えていると判断し、とにかく衰弱した(体重45kg)老教授のために道を開くことが学生としての態度ではないかと訴えたが聞き入れられないので、学生部長に連絡、現場に来ることを要請した。学生部長代理として学生課長が直ちに退去するよう呼びかけたが罵声にあい果せず、学生部に関係ないとする学生達の阻止によってついに課長は室内との連絡を果せず、廊下途中から引きかえした。部長代理は体力、気力も失い、肉体的、精神的苦痛も極限に達していた。この間大学本部では、学長、事務局長、学生部長等が待機して対策協議をしており、S委員は室内から電話で状況を報告した。この前後S教授は胸の痛みを訴え一刻も早く連れ出すことを本部に要請、学長は極力学生の説得に努めるよう希望あり、その努力も重ねたが、学生側は交渉方法について意志統一が出来ず坐り込みを解かない。午前3時S教授の衰弱の様子は放置できない状態と判断されたので、S委員学長にその旨を報告、学長は権限をあとに残る学生部委員に移譲して一刻も早く入院することをすすめるが、S教授はあとに残るもののことを考えてその方法を辞退された。それで本部からの指示により掲示をする。

(資料2)

然し、学生側は、坐り込みを主張するものと退去を主張するものの二派に別れ、一時学生同志で争いはあったが、一向に状態は変わらない。3時45分頃教養部より警告後の旧態依然の状況が報告された。3時55分頃、本部において協議した結果、警官によって学生を立退かせることを決定し、札幌北警察署に連絡、4時過ぎ教養部前到着、4時15分校舎南玄関から校舎内に入りスピーカーで午前4時20分迄に退去するよう呼びかけた。学生はなお退かず「ポリ公帰れ」を連呼し、さらに歌を二、三曲合唱しつづけた。所定の時間になったところで実力の行使

に入り比較的静粛のうちに約10分間で廊下の学生を完全に排除、直ちにS教授を警察のジープに乗せて学医とともに北大病院第3内科に運んだ。なおこの間退去命令に従わないグループを指揮したという理由で学生1名が逮捕された。(委員の申し入れにより29日釈放)一方、病院に退られたS教授は入院後一時失神状態におちいる。

2. その後の学生の動き

- 5月27日 正午近くから教養部中央玄関入口付近で教養部学生約500名が午後1時30分頃9項目要求と警察官立入りを問題として集会した。
- 5月28日 正午近くから教養部屋上で教養部学生約2,700名、学部学生約2~300名、計3,000名近くが学生大会を開き午後5時散会、このうち一部学生(民青派約400名、マル学派約100名)が本部前で午後6時から7時20分まで学長または学生部長に会いたいとシュプレヒコール及び労働歌、学生歌を歌っていたが、代表8名に庶務課長の説明が責任者不在ということで散会した。内容は前記9項目と警官隊立入りを非難したものである。
- 5月29日 教養部中央玄関前で50名位の学生がアジティーション。学生部委員会開催中午後1時30分頃、教養部学生代表と称する、教養部自治会(未公認)の学生7名及びそのとりまき5名が学生課に学長との話し合いの機会を作ってほしいと学生掛長に申し込み、正規の手続をとること、及び代表は3名程度にすべしとの指示の間に押し問答。別の日に改めて機会をつくりたいということになる。
- 5月31日 正午前より集会していた教養部学生約200名のうち、午後2時過ぎに約150名が本部に押しかけ、警官隊立入りのことで学長と話し合いを持ちたいと約30分集会、その後散会し、学生部に代表15名が学生課長、同補佐と前記のことについて約1時間押問答、午後3時30分頃退去した。
- 6月10日 教養部前で集会中の学部学生を含む約500名の学生が評議会会議中の学長に話したいと本部前に集まり、評議会終了後、3名の代表学生の所属氏名を明らかにして陪席2名の学部長とともに学長は話し合う。
- 6月18日 2名の学生が札幌北警察署員により逮捕され、学内各学部教養部で集会、一部学生は北署に抗議。第2回目の学長との話し合いがある。
- 6月21日 教養学部学生大会を体育館で行なう。学部学生もこれを見守るために集まり約2,000名で明22日ストライキを決議する。午後3時から臨時学生部委員会、午後9時から臨時学部長連絡会議開かれる。最悪の事態をさけるため各学部教養部で告示を出し、無届けのデモは学生部委員が止めさせることを申し合わせた。
- 6月22日 授業妨害等は行なわれなかったが教養部では授業は行なわれなかった。デモの届は受理されたが平穩のうちに終了した。
- 7月2日 第3回目の学長との話し合い行なわれる。
- 7月6日 教養部の対策委員会は学生委員会(規約資料3)として組織される。
- 8月2日 評議会で学生教職員に告示を出すことに決定。
- 8月12日 評議会に諮り告示(資料4)を出す。
- 9月15日 告示掲示取り外す。以後問題はない。

3. 参考資料

「警官隊出動の経緯」(資料5)

(資料 1)

教養部大学祭実行委員会から出された項目の要望

1. 教室の自由使用。
2. 会議室の机と椅子の使用。
3. 仮装の道具は教室へ。
4. 大学祭の本部室を直ちに使用許可すること。
5. 大学祭関係掲示物の保証。
6. 予算の必要分支給。
7. 集団交渉に応ぜよ。
8. 6月3日は全講休講とせよ。
9. 放送設備の使用を許せ。

(資料 2)

学生退去のための掲示

昨日午後2時半から現在迄、長時間にわたり廊下に坐り込む等の行為は学生として誠に遺憾である。

本日上午3時25分迄に全員退去せよ。

退去せざるときは断固たる措置をとる。

昭和40年5月27日 午前3時15分

教養部長事務代理

(資料 3)

北海道大学教養部学生委員会内規

第1条 教養部に学生委員会(以下委員会という)をおく。

第2条 委員会は教養部長を補佐し教養部に於ける学生々活の充実を計るために左記の事項をつかさどる。

- 1 学生の修学指導に関すること。
- 2 学生の団体に関すること。
- 3 学生の集会および掲示に関すること。
- 4 奨学金ならびに授業料の免除及び徴収猶予に関すること。
- 5 学生の保健管理に関すること。
- 6 学生の旅客運賃割引証に関すること。
- 7 学生の課外活動に関すること
- 8 その他学生の厚生補導に関すること。

前項に掲げるもののうち重要事項は教官会議の決定を得て実施する。

第3条 委員会の委員は、学科目担当の教授、助教授、専任講師をもってこれに当て、次の方法により選任する。

- 1 人文科学1名、社会科学(人類、統計を含む)1名、第一自然科学2名、第二自然科学1名、外国語2名、保健体育1名の候補者を各ブロック毎に教養部長に推せんする。
- 2 教養部長は教官会議の了承を得て前項によつて推せんされた候補者を委員に委嘱する。

第4条 委員の任期は1年とする。

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によって決定する。

第6条 委員会は下記の場合に委員長が招集する。

- 1 教養部長より諮問のあったとき。
- 2 委員長が必要と認めたとき。

3 委員3名以上の要求があったとき。

第7条 会議は5名以上の委員が出席しなければ開くことができない。

第8条 会議の議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外のものの出席を求めることができる。

第10条 委員長は委員会の処理した事項を教養部長並びに教員会議に報告しなければならない。

第11条 教養部長は随時委員会に出席し意見をのべることができる。

第12条 教養部長は委員長並びに委員の中から委員会によって選出された2名以内を教員会議の了承を経て、学生部委員(教養部)として学長に推せんする。

附 則

この規定は、昭和40年7月6日からこれを施行する。

(資料 4)

告 示

去る5月27日未明の警官導入事件は、はなはだ不幸な出来事であった。本学の一部学生の間には、かねてから集団交渉と称して長時間にわたって教官をとりまき、それによって自己の要求を貫こうとする遺憾な傾向がみられたが、今回のように、教養部長代理を深更まで研究室にとじこめ、学医による入院加療の要請にかかわらずこれを不可能ならしめた学生の行動は、まことに許しがたいものである。

しかしまた、ひるがえって考えるとき、このような事態をひきおこすに至った背景には、教職員と学生間の信頼感の不足、意志疎通の不十分といった事情のあったことも否定できない。このことは、今回の学生の行動を正当化するものではないが、学長以下教官側も、特に教育者としての立場から、謙虚に深く反省しなければならない。

思うに大学は、何よりもまず静穏のうちに教育と研究が円滑に進められるべき場であり、教育と研究に関する学内の問題は、教官と学生が秩序と良識にもとづいて、大学にふさわしい誠意ある話し合いのうちに自らの力で解決してゆくべき性質のものである。

このような状態の確保と維持こそ、大学自治の大前提であるといわねばならない。

今回の警官出動の要請は人命尊重の立場からとられたやむなき措置であったとはいえ、大学自治の観点からきわめて遺憾であった。幸いに、このたびの事件を契機として、教養部を中心に、組織の面でも心構えの面でも、種々の刷新がはかられつつある。このたびの一部学生の行動については、教育的見地からこれを不問に附し、今後の節度ある行動を期待するととどめる。しかし、今後学園の平和と秩序を乱すような事態がおこるならば、その際には断乎たる態度をとらざるをえない。

この機会に、全学をあげて自らの姿勢をきびしく正すとともに、今後は学園から一切の無秩序と暴力を追放し、真の大学自治を確立するために全力を傾け、もって社会・国家にたいする大学の責任を果たす決意である。

昭和40年8月11日

北海道大学長 杉野目 晴 貞

(資料 5)

警官隊出動の経緯(参考資料)

1. は し が き

去る5月27日早晩、道警機動隊の警官200名が北大教養部に出動した。300名以上もの学生が、学部の学生も混えて、前日夕刻から教養部長事務代理のS教授をその研究室に封鎖し、監禁状態においていた。教養部二階のその研究室は学生が扉を開けて押え、前の廊下一杯に学生が坐り込みを続けていた。指揮者数名は交代で夜どおし携帯ラウドスピーカーを用い、マイクを以て抗議や激励の声を放ち、S教授の帰宅を力で阻止し、後には学生部委員の教官3名の退去も抑止し、坐り込みの長期継続を呼号していた。午前4時すぎ、警官隊の退去命令によって一部学生は廊下から退散したが、残余は坐り込みを続け、警官の実力行使によって排除された。困憊のS教授は警官によって北大病院に送られた。一夜の狂瀾は凪いで緑静かな朝が展けていき、警官隊は隊伍を組みつつ自動車の中に消えて爾然と走り去り、教養部の玄関前では、逐われた学生が群れていた。

この事件は学生および教職員の一部を震撼し、その反応は一連の抗議運動と化した。大学全体は今なおその連鎖反応の中で騒然としており、事件の性質および将来についての人々の見解も多様である。

警官の出動については「官憲による大学自治の侵害」といきまぐ声も反響しており、逆に「大学の自治とは関係がない」という反論もたくさん聞かれる。「開学以来の未曾有の不祥事」という激文も見られ、「嘔うべき瑣末事」という冷評も耳にする。その後の学内の波瀾を以て「革命状態」と観ずる教官もある一方、「多年の宿弊の膿漏」としてこの機会に学風の刷新を願う教官も居る。

何にせよ、事態の健全な処理に要する前提は、事件の実相の把握である。学生自治会その他の学内集団の抗議は合流して、「北大共闘会議」に代表され、そのニュースは陸続と発行され、指弾の言葉を散布している。その中には「日韓条約」や「ヴェトナム問題」に係る政府攻撃の運動も一緒に折込まれている。当初から各団体の抗議は「杉野目学長の官憲導入」という視点に向い、当面、余の問題を殊更にさし置いて、大体は学長の辞任要求の運動に収斂しようとしている。多くのチラシや冗雑するピラの内容は必ずしも性格を一にせず、同床異夢の趣もあるが「学長が国家権力と結託して警官を学内に導入し、学内の民主的努力を弾圧しようと企図している」などという言葉が綴られている。

運動がこの様な方向を目指す反面には、事件の真因真相の究明や報道は一般に閑却されている。事件の後、S教授と学生部委員3名は報告書を綴り、部局長会議に提出した。3名の学生部委員は微妙な経緯から委員の辞表を呈出し、実質上にはその任務をとっていないが、まだ正式には解任されていない。ただその後事を担当している対策委員会の人々は、右の報告書の印刷に関心を寄せず、教養部ではまだ教官に配布されていない。また学生部委員の1人が学生部委員会に出席し実情報告をしようとしたが、既に辞表を出しているという理由で厳しく制止された。3名の学生部委員と私とは、事件当夜「万惣むなし」と判断し、警官の出動要請についてついその時が来たことを本部に報じたのであって、当夜の実況については報告の責任を負っている、と思うが、全学的な査問は略されたままである。尤も問題は極めて常識的な事柄にも属していて、人々の見解の核心は人道問題やその我慢の限界に関する各人の人間感覚を象徴するだけであるとも云える。そして今更に何を語ってこれ以上に新たに問題点を指摘する必要があるか、とも云えるのであろう。

それにしても、当事者の実情報告は大学内外の人々にとり、又、後日の史料としても、意味ある資料となろう。「北大共闘会議」やその他の団体の文書は既に沢山撤かれているから、それと対比参照さるべき資料として、S教授他3名の事件報告書をここに添付しよう。そして自分の見聞から若干の補足を試みることにする。

2. 大学祭実施における学生補導に関する報告書（筆者註 事件報告書）

一昨年（註①）、昨年（註②）と大学祭において学生と大学側との間にトラブルが発生していた。これらの事件中学生と管理者は話し合いを数回重ねていた。（註③）

40年大学祭については2月の学生部委員会で2、3カ月前にプログラム、計画書を学生が提出しなければ6月に大学祭は開けなくなる、十分事前に用意する必要あり、又各学部開放は部局において学生の申し出により教授会（教官会議）の許可を得て行うと定めた。

3月末、4月初め数回にわたり学生部委員会大学祭小委員会と全学実行委員会とが会合し、できるだけ早く各教授会（教官会議）に申しでるように伝えた。

5月12日の教官会議において、教養学生は大学祭についてまだ何も言っていないので、学生部委員はそのうちに、学生は申し出てくるにちがいないから事前に、大学祭に学部開放を行なうこと、予算は10万円前後、略前年通りの方法で行う了承をとっておいた。

5月17日午後4時頃学生多数S部長に面会を求め、そのうち委員長、企画部長の2名だけを応接室に入れ大学祭問題について話す。

① 本部室 ② 予算 ③ 教室使用 ④ 掲示

（W学生部委員は不幸あり自宅に23日まで行く、D・S委員は全学実行委員会との会合のため4時～6時30分までクラーク会館。）

6時半すぎ彼等は帰る。（S教授、学生には一応の回答をす。）

〔当日の回答要旨〕

S教授は17日実行委員長、企画部長（其の他の学生は応接室に入れなかった）に対し次の4項目について回答を与えた。

S教授は学生との話し合いの冒頭「学生と教師の間では“団交”といわずに“話し合い”とし、代表者2、3人と静か

に行ないたい。数が多いと雰囲気荒々しくなり意志の疎通をかく。」と主旨(趣意)を説明す。

1. 掲示規定については評議会にはかる都合があるから学生の要望する事項を責任ある形で学生代表から提出すること。
2. 本部室は1昨年E319室問題もあり、教室はある時間全教室を使用しているので事前に貸せない。ロビーは使ってよい。
3. 大学の予算はまだ決まっていないが、昨年並に出せる。準備を急ぐなら今すぐ4, 5万円位は出せよう。
4. 教室貸与、隣室で講義中の空教室は無理であろう。9時以後は駄目であるが、それ以前なら各教室ごと使用責任者をきめて申し出よ。

7時、S教授はS委員に電話し、明日から25日まで神戸出張(12大学教養部長会議)を伝え、あとをよろしくと簡単にいう。

18日朝、S学生部委員は会計掛に学生により提出された予算書があるのを見て、計算違いがはなはだしいので書き直しと計画書の提出をもとめるため委員長を19日午後0時事務長室に呼び出す。

19日、学生は団交と称し、委員長を先頭に約10名来る、さらに廊下で団交をよびかける。S学生部委員は委員長をはじめて見る(註④)。S学生部委員は団交の必要なしとしてそれを拒否し、学生部委員会にでる。その後、さらに二度委員長を呼び出すも集団責任制(註⑤)をしいているから団交に応ぜよという手紙が学生部委員あて提出されただけであった。

学生部委員は何のための団交か全くわからないまま、26日が来る。

- 26日 S教授 2時10分まで講義
S委員 10時20分より5時30分まで講義
D委員 3時まで所用の為不在
W委員 5時30分まで講義

学生は10時頃、O掛長に9項目の要求書を提出す。同掛長早速S部長代理に要求書を手交するため、予め電話を以ってS研究室訪問の可否を尋ねたが来客中であるので先方より電話するからしばらく待つようにとの指示あり。その後、同部長代理は、講義時間の都合あり、O掛長に2時過ぎに来るよう電話して講義に行く。O掛長は、M事務長にこの旨報告、事務長と共に2時20分頃、S教授研究室に行き、要求書を手渡す。すぐ学生が二階教授室に来て団交がはじまる。学生を東側玄関前に集めてあるから集団交渉に応じてくれとのことであった。S教授は代表2名ならばいつでも回答すると返事し、以後最後まで両者は姿勢をかえなかった。

S教授が9項目の要求に対し用意した回答

1. 教室使用、講義に支障ない限り貸与。責任者をきめること。9時以降は鍵をかける。
2. 大学祭の前日からは自由にはいってよい。大学祭の期間外は掲示規定を守ること。
3. 本部室、貸与については充分代表者と話し合う。なるべく貸与したくない。貸与するときも期日には必ず返却する念書を書くこと。
4. 前夜祭の道場置場、ロビーにおくこと。講義に支障ないよう整理しておくこと。
5. 予算、昨年の例により組ごとに申し出、それをもとに配分、昨年より少しは多くだす。予算の公開は出来ない。
6. 会議室の椅子、机は貸与できる。
7. 集団交渉、教育は学生、教師の信頼から成るものであるから団交というのはいけない。代表者2名に用意した回答を与えるから、それをもって学生は討論し、またくること。
8. 休講、昨年は半日休講、学生部委員と相談し、実験をともなる講義を除いて休講。
9. 放送施設、非常のときの設備で開放できない。一度例を作ると平常でも使用を申し出、学内騒音となる。

3時すぎD、5時40分W、6時10分S、の3学生部委員はそれぞれS教授室に行く。そのときはじめて学生部委員は9項目の要求を知る。集団交渉の件を除けば、2年来の問題であり、回答もおおよそきまったものである。教官会議にかけなければきめ得ないものもいくつかある。

S学生部委員は今までの学生との経過を説明、学生は9項目に対してもS部長事務代理の正式回答以外は聞く必要なしという。

S教授、学生部委員は、代表2二名または数名となら回答をすると提案するも学生は終始全員の前での回答を要求す。

8時、S教授は長途の出張で疲労もしているしこれ以上話しても無意味であるから帰宅しようとした。学生部委員、事務官が同教授をかばい乍ら廊下に出たが阻止される。

9時過ぎ、学長に情況報告、9時30分学医T保健課長診察。血圧180以上（平常120前後）、脈結滞、入院の処置をとらなければ危険である旨、T医師は学生に発表。10時20分頃S教授数名の教官、事務官にかかえられ室外に出る。学生のピケにあい、南側ロビーの隅でうごけなくなる。この間土橋委員は腰をけられる。4、50分のもみあい、S教授消耗甚しい。学生は学生部委員に全権を委任して入院せよと委任状を書き、S教授に拇印を押せとせまる。S教授は、集団の圧力で権限委譲はできないと拒否。学医もドクターストップ後の権限委譲は無効であるという。11時すぎ、S教授部屋に帰る。

学生はその後、集団交渉の1項目を要求の9項目から除いて残りの8項目に対して答えよという。S教授はこのような状態がすなわち集団交渉であり、実績を作りたくないと拒否した。

学生はその後、クラス代表、学部代表、全学の実行委員、道学連幹部等交互にマイクを使い討議、終始、このまま引けば以後集団交渉はできなくなるから絶対に引くなという。11時50分頃炊出しにより学生は食事、その後約1時間後教官も食事、S教授は食欲不振でとられない。S教授は二度用便（学生は通路をあけてくれた）非常になまんでやむなく用便に行っていた様子である。S教授用便から帰った後椅子に腰をかける時、一、二歩一人で歩いたのをみて、学生は「歩いたぞ、仮病だ」と叫ぶ。室のドアは開け放し（学生が2人でおさえ閉めさせない）マイクで次々に代表がたち、討論（マイクは26日午後4時から翌朝の警官隊入校の直前までS教授室前で使い放しの状態）

実行委員長、議長、企画部長、その他各学部学生、全学実行委員長等300名位。

学生部長に連絡、教養部にこられることを要請、学生は8項目に対してマイクを用い全員の前で答だけすれば討論せずとも帰るといったが、S教授は集団交渉の実績を作りたくないと終始拒否、代表2名（あるいは数名）ならば回答すると伝える。

3時すぎ胸の痛みを訴ったえる。結局、学生部委員、学医はS教授（註⑥）の体力の限界と判断し、学長に速刻、S教授入院を要請。学長はS教授に権限委譲して入院してはどうかという。

S教授は

1. あとの学生部委員に迷惑をかける。
2. 代理部長の間に集団交渉の実績を作り、あとの部長に重荷を残したくない。
3. 教育信念として強制されたかたちの権限委譲は出来ない。

以上の理由で拒否。

3時25分、部長名の退去命令。

学生は二派にわかれ（註⑦）、A派は別室で討論を主張、実行委員会側は残留を主張、ケンケンゴウゴウ、何をいつているのかわからない。例年団交が遅くなると、二派に別れ結局それでお流れとなるので今回も希望をもったが、約40分間しても居寄りがつづく。4時、警官隊到着、実行委員会側は引き揚げを主張、A派は居坐りを主張、100名近くは外に出たらしい。

結局4時15分南側から警官が入り、4時20分実力行使、10分で終了、S教授はパトカーで入院、しばらく失神状態に入る。

昭和40年6月8日 沢田詮亮
篠原正三
土橋由造
和田謹吾

（註）

- ① 教養E319室（大学祭本部室）を学生は約束の時期が来ても学校に返却せずその処理に11月末日までかかった。
- ② 四大政党演説会の処置について学生部長との団交問題。（49頁参照）
- ③ 話し合いとは教養生だけのときもあり、不特定多数のときもある。1時間位で質疑応答のときあり、後ろの学生が悪口雑言をどなることあり、時々直径2m米位のピケット中に1、2時間もちりにされることあり。
- ④ 学生は教養部大学祭実行委員会を作っても届けない。
- ⑤ 各クラスから1名でた実行委員会で、教養部のクラス数は概ね60となる。
- ⑥ 1. S教授一週間の出張直後

2. 体重 45kg
3. 肺結核の既往症、空洞あり
4. 血圧 180 (平常 120)
5. 脈結滞

⑦ 今まで何回か話し合いが遅くなり、二派に分れて終了したことがあった。教養教員会議で揭示問題その他学生補導について大学側の考え方を学生に説明してほしいとクラス担任に頼んだが、クラス担任にはそのようなことは出来ないから学生部委員にまかせるといって、あまり積極性を示さなかった。8時すぎ頃数名の教官に説得をたのんだが、すぐ帰られた。以上のことから教官全体にお願いする決心がつかなかった。そのような教官会議の雰囲気ではなかった。

3. その夜の情景

筆者が教養部大学祭実行委員会の学生たちの荒れ模様をはじめて見たのは、今回の事件の前々日6月24日の夕刻である。午後6時、教養部事務室で約30名の学生がO学生掛長を取囲み、数名の学生が激しい口調で難詰の言葉を放っていた。既に1時間を経過している由で、O掛長は「自分の権限外のことは答え難く、保障し難い」と断り、学生は「なぜもっとよく自分らの要望を学生部委員の先生に取り次がなかったか」などと詰り、掛長は「すべて要求通り伝達の努力を尽した」と答えていた。「なぜ学生部委員の先生の呼出しに応じて出頭しないのか」という反問に対して、学生は「その代り団交したいから来て呉れるようにと、S先生の研究室の扉に手紙を貼っておいた」と答えたりしていた。前後2時間にわたり、論議は多岐多端な事柄に亘ったが、総じて団交の要求が叶えられなかった不満をぶちまけていきまわっている様であった。O掛長は「自分の任務は忠実に果していると信ずるが、どうして学生の方も誠実を以てそれに対応しないのか」と反問し、それに対して学生の追及は過去の不満に溯る気配ともなり、後方に居並ぶ1年目学生たちの間には、「そんな過去のことの論議はやめて必要な事柄に限れよ」という喧きも聞かれた。2、3の学生は「何が何だか解らぬ」面持でもあって、「大学祭は例年通りで、そのためには何も難しい問題はない筈」という私の説明を聞いて、むしろ怪訝な顔をし「先生の処に伺いに行ってもいいですか」などと今更に尋ねるのであった。

格闘精勵のO掛長に落度があろうとは思えず、氏が昨年学生自治会学生の攻撃に対応している内に遂に健康を損じて入院したことや、去る冬にはA事務長が9時間も学生に取り囲まれて、夜遅くまで帰宅出来なかった事も思い出した。それでO氏には「これ以上では健康にもゆゆえもうお帰りなさい」と勧めねばならなかった。私に反噬する学生に対しては、団交による過去の医学的被害も説明し、「人の健康を害するような暴虐」を叱責し、解散を要望した。そこで、O掛長と車で帰宅。

北大の大学祭は、特に教養学部では、政治的の宣伝活動が盛られ過ぎ、きたなくて雑駁な感じである。函館の水産学部のプログラムに見られる様な大学祭の理想化の努力は、ここ札幌では当分期待出来ないことを思い、また一昨年のE319室占領事件の様な波瀾が今年も何か生ずるのだろうか懸念された。

26日水曜日の午後6時半頃、教養部の正面玄関前で、学生約200名が集会をし、入口に立った学生が激昂の言葉を連ねて演説しているのを見た。その四囲には弾劾のビラが貼られてあった。7時半頃、学生が守衛室の電話で学部の自治会に応援を求めたという報らせを聞いた。S教授は出張から帰った許りで、この上長時間の学生との対応に疲れ過ぎてはと気遣い、速かな帰宅を電話でお勧めした。時すでに玄関先の学生は散会して教授の研究室前に押しかけたらしく、廊下には学生が詰め、後尾は南階段にまで及んでいた。入口前に坐り込んだ学生の間を縫い歩いてその研究室前に来ると、その扉は開いて押えられ、入口はI事務官が立って守っていた。中に入って、学生がS教授を帰宅させない事を知った。にこやかに挨拶されたS教授は手中の紙片を示した。それを原文のまま写しておこう。

大学祭の9項目要求

1. 教室の使用を自由にする事 ((1) 5月31日までは空いている《講義のない》教室は午後6時まで自由使用、6時以後は届出る。(2) 6月1日から午後9時まで(6月6日まで)) 管理は実行委員会が責任を負う。
2. 仮装の材料・道具は校舎内に保管すること。
3. 会議室の机・椅子を使用させて欲しい(喫茶店等で使用)。
4. 大学祭の本部室を与えよ。
5. 大学祭に関する揭示物ははがさないこと(言論・通信の自由保障)。

6. 予算は必要だけ保障すること（予算を公開し、全学生を納得させよ）。
8. 集団交渉に応じよ。
8. 前後祭当日6月3日仮装やシンポジウムの準備のために休校にすること。
9. 大学祭に放送設備を使わせること。

以 上

S教授はその中の「集団交渉に応じよ」の文字を指し「こんなことを大学祭の要求事項に加えて簡単に済むべき交渉を事更に面倒にするので困る。悪い癖は取り上げないで今後の教養部長に面倒のかからないようにしたい。昨日までの出張で見て来た神戸大学は校内の空気も整然としていて、遭う学生の態度も端然としていて気持がよかった。北大の気風は考えなくて」という慨嘆を述べられた。神戸大学の図学教育が行き届いた施設を持っていて感心したこと、北大も教育の改善充実を要することなど、言葉短かに語られた。北大では学生自治会の集団交渉は人のいう「押せ押せモード」で僧兵の様な見暮で粗暴を繰り返し、今までその相手をする多くの教職員の身心を傷めている。学生部委員の一人は「私は学生のシゴキにもう10回以上も遭いました」と教員会議で報告した。S教授の不在中にも学生たちは大学祭準備の進行のためにS学生委員が要求していた書類を出さず、代表を出しての面会を拒否し、終始専ら集団交渉の要求を固執した。26日午後提出された要望書の9項目についても、O掛長が「集団交渉云々」の項目を削除しよう勧めたが全然聞き入れなかった。

掲示の件についてもこれら学生の満足する回答はありえようもなかった。当の学生たち自治会の指導層は常々大学の掲示規定は認めていないと公言し、年来、大学祭は勿論、平素も指示には従っていない。今年の大学祭でも結局は自由に存分に振舞った。

8時以後の経過は報告書から窺えよう。扉をあけ放った研究室の前で、学生は拡声器で演説をし、他の学生も室内に向かって色々と叫び、S教授に回答を要求した。「早く回答せねば大学祭の準備に差し支える」などと喚き、入口に出たS教授が「代表2名を部屋に入れてくれれば本日の回答は静かに事が済むこと、大学祭に対する大学側の準備体制は何ら遅れておらぬこと、要望項目に関しては既に伝えてある返事やこれからの決定で大学祭に支障を生ぜず、折衝を重ねたいことについては、明日会談もすること」などを何回か告げ、今夜は代表との会見で一同帰るようにと要望した。しかし、学生とその指導者たちは耳を藉さなかった。因に大学祭の準備に要する恒例的な事項については、既に10日前にS教授から学生の代表者たちに話しており、それは少なくとも大学祭実行委員会の学生たちには伝わっている筈で、それを以て学生側の各種企画や準備は出発し得た筈である。けれ共学生は、マイクを教授につきつけて、要望書にいま回答せよと迫るのみであった。その後、代表を入れるから話をこのマイクで室外に放送させよと要求したり、更に後刻には、回答だけでいいから皆に放送せよとも云ったりした。然しそれから後にも最後まで「我々が獲得した団交権を飽くまで守れ」などと高唱もするのであった。8時半頃には、ともかくこれ以上は、耐えられぬと、一同附添ってS教授の帰宅を試みたが、数10分のもみ合いとなっただけで、皆は部屋に戻る他はなかった。

9時頃にはS教授も大分と憔悴の色を見せ、この上長時間に亘るストレスは教授の健康のために憂うべき事と思われた。その帰宅を阻止する粗暴な態度について、私も学生部委員たちも次々に入口まで出て学生の非を詰り、その暴力が遂には不幸な結果、警察の介入ともなり、処分者も出る筈だと、声を大にして注意を促した。人権と人命尊重の義務についての説諭、非暴力の要求に対しても学生は苛責なく反抗の気勢をあげ、それなら早く回答すればよい、と云って譲るところがなかった。北大が学生のこんな気風を漫然許すとしたら、それは大学を非人間育成の巣窟と化することに他ならない、私はそんな風を感じた。問もなく、警官が要請されたと感違ひした女子学生が室内に入り、悲しげに遺憾の言葉を述べた。然し、警官を呼ぶなというのなら、なぜまたこんな暴力沙汰をするのかという問いに対しては、答える言葉を持たない様であった。これは、その後にも判った事であるが、多くの学生に共通な反応で、「話を聞いて呉れたら暴力も警官も不要ではないか」と考える学生が意外に多いのに驚かされた。そんな物の考え方は、ともかくにも小羊を食ってしまうイソップのあの狼の精神であり、暴君の思想ではあるまいか。

問もなくT学医が招かれ、学医は診察の後に学生に向い、ドクター・ストップを宣言し、その意味を詳細に説明した。学医は、S教授を入院静養させる必要を学生に告げて、W助教授やM事務長、O掛長、M事務官その他につき添われたS教授を伴って室外に去ろうとした。学生は喧騒となり、もみ合いが始まった。惨忍な情景が展開された。S教授たちは渦巻く学生の群に取り囲まれ、その口々の叫喚の中を右に左にもまれながら押し動かされていった。部屋に1人残った私も扉を開けて出ようとしたが2人の学生が扉を押えて閉めさせなかった。人が来合わせたので交代してロビーに出た。教授はロビーの西出口近くで、坐り込む学生に囲まれていた。殆んど疲れ果ててY助教授の肩に腕をのせ、M事

務官に確かと抱きかかえられ、T学医がその反対側から介添えをし、学生は教授の鼻先になおマイクをつきつけて条件の受諾を迫っていた。S教授は倒れそうな姿勢を以てなお断固として拒否し続けていた。他の学生部委員たちは学生を説得しようと動き回っていた。私は嘗てS教養部長もこの様な状況の中で自治会の学生に腰のバンドを掴まれて揺り動かされて遂に学生の書いた紙片に署名をさせられた事を知っていた。精魂つきた学生部委員たちは、遂に諦めて教授室に戻る所以であった。この時の情景は学生部委員のメモを借りて伝えることが出来る。翌朝私はこの西出口の階段上り口が大机二つで塞がれているのを発見した。『……S教授の疲労の度は著しいので、学医の来診を仰ぐことにした。学医は午後9時30分頃に到着し、直ちに診察したのち、学生の持つスピーカーを通し、「血圧180~190、脈に不整脈が現われている。肺結核の既往症もあり、この状態では直ちに病院に伴う必要がある。これから私がつき添って病院に行く」と宣言し、まず、学医と私とが左右から抱え、O学生部長が先導して室外に出て南側階段に向った。はじめは比較的抵抗も少なかったが、階段に近づくに従って激しい阻止にあい、階段はスクラムによって完全に閉ざされ、何としても突破できなかった。そして「ロビーへ導け」という学生の声が聞こえ、少しずつその方に押されたので、ロビーに閉じこめられては面倒と思い、西側の研究室棟の階段から脱出することを考え、その方向に進んだ。やっと階段の付近まで辿りついたが、ここも完全にスクラムによって閉ざされ、肩で分けるようにしていくら押しても突破出来なかった。面前の学生に向かって「この病人を通せ、人道問題だ、通さないなら姓名を名乗れ」と叫ぶたが、学生は一切肯んじなかった。学医も「万一のことがあったらどうするのか」という風に訴えたが、これも聞き入れられず、学生は委任状を用意してつきつけ抑印を迫ったが、こういう状態では委任は出来ないと拒否した。私はS教授と学医のみならば通す事もあるかと、教授の傍を離れて教授室に戻ったが、それも無駄であった。それまでの50分もの押し合いへし合いで顔には汗が流れ落ちたから、S教授の疲労も著しかったものと思われる。年齢60歳、体重11貫の疲れた教授にとって、それは限界を意味したかとも思われる。再度教授を担ぎだすことの不可能を考え、「とにかく病気の老教授のために道を開けてくれ、それが学生としての道だろう」と訴えはしたが、通用はしなかった』

S教授たちは教授室に再び入った。室内では空白な休息の時間が暫く続いた。廊下では色々な論議がされていた。その合間には「〇〇先生答えて下さい」と入口に坐った学生が次々に学生部委員の名を呼んだ。また「先生たちはみんな安楽椅子に腰かけてニヤニヤ笑っている」などと廊下の群に報じたりした。私は「出鱈目を云うな」と叱咤した。11時ごろ本部からT学生課長が現場に到着、退去せねば敢重なる処置に及ぶことを一同に警告したが、学生たちは「いたい学生部に何の関係があるか」などと喚き返すのであった。11時半頃、T学医は再び廊下に出て北大病院に連絡しようとしたが、学生は「何で出るんだ」とそれを阻止した。「S部長は心臓も弱ってるし、血圧も180で、このままでは危険である。医師の立場として責任があるゆえ、北大病院に連絡する」と告げたが、遂に通されず、部屋に立戻った。

本部には学長以下大学の指導層たち、学生部幹部が集まって、熟議を凝らしている様に思われた。時々電話の連絡が交わされた。私も今は許すべからざる状態にあること、時を選さず救出の処置を決してほしいと学生部長に切望した。了解を答える活潑な声が電話器の中で響いた。廊下では学生が氣勢を挙げて論じていた。学生大会を行なうという声も聞かれた。各クラス代表、他学部自治会代表、寮生代表などの発言や気焰が続くようであった。「学部学生、中央の実行委員も来ているから、本日の交渉を盛りあげ、大学祭を成功させよう」「明日の朝はこの廊下一杯に坐り込みをしよう」「団体交渉の要求が通るまで坐り込もう。われわれは若いから2日3日は頑張れる」とか、「ストライキをやろう」「獲得した団交権を失うな」「確認」「再確認」「再々確認」などの語が高唱された。学生の一部は道学連の腕章を腕に巻き、その一人はマイクを持って「ドクター・ストップに騙されるな。ドクターストップは労使交渉の際に資本家たちが使う卑劣な手段だ」と演説していた。

1時半頃からNHKのコンダクター、新聞記者、そして各社のカメラマンが訪れた。廊下ではそれらの人々と学生との間に険しい応酬が巻き起った。学生はカメラマンをこずき、その前に立ちほだかり、顔を写すなと要求し、また撮った写真について後に検査させると約束させられたりした。若いカメラマンは息をはずませ、目尻をあげて興奮していた。或るカメラマンはだしぬけにS教授を撮って私に非礼を詰られたが、釈明して平らな話となった後に「私も今まで色々な目に遭ってきたが、学生にこんなにひどい目にあわされたことは初めてです」と懇えた。

3時近くなって、S教授はW学生部委員に呼びかけ、「代表を出して私と話すよう、もう一度、皆に話して呉れませんか」と依頼した。W委員が入口に出てマイクを貸すようにと云ったが、今や学生はそれも拒んだ。

その頃には最早万事窮し、これ以上事態を遷延すればS教授の容態に危険が突発することも懸念された。すべての情況は、既に警官要請の是非の論議などは超えている筈であった。学生部委員の或る者は、学生たちの非行を嘆じてじ

と部屋の一角に佇立し、或る者はその両膝に掌をのせて憤る者の如く身を構え、或る者は椅子の脊に頭をよせて考えに沈んでいた。S教授は彫像のように静かに坐り、傍のT学医もじっと坐って黙し続けた。「もう仕方がないな」と誰かが呟き、「そうですね」と他が答え、皆がそれぞれ、厳しい言葉や短かい言葉で最後を告げ、或る者は黙したまま背いた。連絡の電話に人々が立ち上り、互いに話を交わし、本部に最後の措置の必要が伝えられ、指示が求められた。しばらくして『昨日午後2時半から現在まで、長時間にわたり、廊下に坐り込む等の行為は、学生として寔に遺憾である。本日の午前3時20分までに全員退去せよ、退去せざる時は、断固たる措置をとる。教養部長事務代理』と大書した紙が用意された。20分を25分に訂正した。一同はそれを持って廊下に出て、高く掲げて学生に示した。カメラマンはフラッシュをたき、学生は撮影を抑しようとして争い、坐り込んだ学生は立ち上って紙をひたくり、他の者はそれを制止した。警告は最後に入口の壁に貼られた。騒然となった廊下がやや鎮まった後、愈々警官隊の来ることを知った学生たちの間に、喧ましい論議がまき起った。学生のラウドスピーカーは「坐って下さい……」と何度も鳴っていた。警官は予想の如くには到着しなかった。室内は時の歩みが停ったかのようであった。廊下では報告書に記されているような事柄が続いた。

4. その後のこと

帰宅して少時眠った後に学校に戻った。E207教室の入口が開き、中には青や赤の大旗を立てられ、数十人の学生が集まっていた。中を覗いたら、一夜さわいだ学生たちの顔が集り寄って来て「なにするんだ」とか「お前なんか大学から逐い出してやる」と呟く様に云った。問い返えしたら「何も云わない」と答えるのであった。講義のために教室に入ったら学生が演説していたので退出を要求した。学生は出てゆき、何名かが何のめたか拍手をした。「こんな日こそ一層静かな心がけて勉強して貰いたい」と断って講義を始めた。その日は動揺を孕んだ気配の内に過ぎ、翌々29日には教官会議が開かれ、事件の報告、質問、そして責任問題の検討が行なわれた。遺憾という言葉、責任の有無という言葉など色々の人から色々の意味あいで口にされたようである。休憩時には入室の要求を容れられた一昨日の騒ぎの指導者3名が次々に釈明や要望を述べた。「2名の代表以外には回答せぬと云われては、一昨年以來一貫してきた『集団交渉』という民主的権利を失うことになるので困った」「確かに少しは暴力的なことをした」と云い、「S先生の病態を侵して乱暴したのはどうか、なぜ、次の日に先生に懺えることをしなかったか」という問いに対して「その点は僕らも悪い。でもそれまで何回となく集団交渉を要求してきたので」といい、「学生側の態度に反省すべき点があると思うか」という問いには「個々の点で言葉づかいなど。その他二、三の学生の野次などがあつた」などと答え、抑制の裡にも自信は崩さなかった。

その後の学生の言論、反応は勿論個人個人については様々であるが、団体的な動きは色々と鮮明な形を具えて来た。教養部における学生指導層又は代表者たちと教官との話し合いは、平和かつ効果的に進行していると報告されるが、他面、学生集会の情況、貼りめぐらされたビラ、その内容、沢山の立看板などからすれば、学生の政治活動は一層の自由を振舞うかの様である。自治会その他の一部の学生は激しい言葉のスローガンを公言しつつ、公然と教官たちの支持を謳っている。多数の教官が、学長弾劾のプラカードを掲げた学生デモ隊につき添い、共に街路に出て事故の防止に当る、というようなことも、本学にとって未曾有の光景である。

新制大学の発足の頃には、大学はその内部での政治活動や激しい政治的攻勢の結果を許そうとしなかった。そうした世界中の大学の常識も今の北大では守られようとしなない。政治的関心の深い一部の学生は、その強い自負心と集団意識とを以って、今後になお遠慮なく振舞い、大学の負担を増すであろう。そして大学の規定や指示や制止を認めないという学生たちと少しずつ妥協を重ねている内には、大学の教育は主体性を失ない、大学そのものが斃死するに違いない。

S教授は今なお入院静療中で、若干の病症が加わっている。これは事件に誘因が求められるべきである。平素は端正な生活規律の中で精勵し、夜遅くまで研究室で仕事をしておられて、病臥されたことは殆んどなかった。学生の届ける図学の宿題を丁寧に吟味し、一人一人に懇切に指示し、訪れる学生には時間を惜しまず接して来た高德のS教授に対して「教官と学生との接触の欠乏」という様な批評の言葉を向けるのはむしろ非礼であろう。「妥協の欠乏」と評する人があるならば、それは多分、大学の規律規定や道徳律を犠牲にして方便に逃げる者であろう。

「北大には、S教授は譬え死んでも警官を呼ぶべきではなかった、などという教育も居る」と嘆く声も聞いた。北大は日本の中にあつて、野蛮國の租界なのではない。集団暴力から人權や人命を護るために日本の警官隊が要請されたからと云つて、何が不当であろうか。それが研究や教育の自治を何で侵した事になるのだろうか。警官が来るのはいけないからS教授の事に構うな、そんな論議は世界中の何処の文明國でも通用しまい。更に情けないことには、この事件の

否定的な論評にかまける人は夥だしく居ても、その口からS教授の病状を気遣う言葉を聞くことが殆んどない。そのような、人間性を飛び越えた政治論議から一体どんなまともな大学や人間社会が産まれるというのか。騒いだ学生たちには責任や罪業の連帯感があっても良い。然しその誰一人としてS教授を見舞って謝罪することもなく、申し訳けを記す手紙も届いていない。

北大はこうした非情無感覚の気風の中で枯渇してゆくのであろう。そして秩序や法の尊重という文明国民の義務、「非暴力」という人倫が、学生も教官も含めて、北大全体に通用するためには、これからもまだまだ、長い年月が要りそうに見える。それは戦後の日本の歩みの余殃、そして今は日本の一部に榮える危険な病症の縮図に他ならないであろう、(40. 6. 20・理学部教授)

3. 五月祭における警察官の学内警備について (総長談話)

東京大学
(41. 5. 26)

本年の五月祭は、生憎の天候であったが、無事に終了し、所期の成果をおさめたことは誠によろこばしい。とくに運営の責任にあたった五月祭常任委員会をはじめとする学生諸君の労を多としたい。

五月祭の運営にかんしては、本年も例年どおり学生委員会と五月祭常任委員会との間で意見の調整がおこなわれたが、公開当日の警察官による警備については、残念ながら、意見の完全な一致をみるにいたらないまま五月祭の開催に支障を来たさない程度の了解のもとに、本学の責任において警察官の警備を依頼する措置をとることにした。

本学のこの問題にかんする見解については、五月祭常任委員会に対してくり返し伝えてきたところであるが、学生諸君の間には、なお本学の真意がかならずしも正確には理解されておらず、誤解にもとづいた反対もかなりみられたようである。もとよりこの問題について学生諸君が十分な検討を加えた上で、それに反対を表明することは自由であるが、誤解にもとづいて無用の心配をしたり、摩擦をひきおこしたりすることがあるとすれば、きわめて遺憾であるばかりでなく、将来にわたってこの問題を検討し、必要な改善をはかっていく上においても、かえって大きな妨げになることを考えなければならない。この意味で、この問題にかんする本学の従来の方針をここに説明し、諸君の判断の資としたい。来年以降の五月祭についても諸君が以下のような本学の真意を十分理解した上で計画を進めることを希望したい。

1. パトロール問題の由来

五月祭のさいに、一定の人数と通路とを限定したうえで、制服警察官と本学の巡視とが共にパトロールをおこなう制度は、戦後一貫しておこなわれてきたものであって、一昨年までは、五月祭常任委員会においても、これに何らの反対がなかったばかりでなく、常任委員会から警察当局にたいしてパトロール警察官派遣の要請がおこなわれてきた。昨年になって常任委員会側から、警察官の構内立入りに一切反対する態度が表明されるようになったために、本学との間に意見の相違を来たし、結局、制服警察官、巡視および学生側警備員が一組になって警備に当るという方式で暫定的な解決を見るにいたった。本年にもこの問題

が尾をひいていたわけである。常任委員会の主張にたいして本学が同意しえない理由は、以下に述べるとおりであるが、いずれにせよ、この問題が、戦後20年近く平穩に処理され、しかも何ら問題が生じなかったという実績をもっていることは銘記しておく必要がある。われわれの判断は、このような過去の経験にもとづいておこなわれているものだからである。

2. 大学の自治と警察官の構内立入り

大学がその使命とする研究と教育の活動を十分に遂行しうるためには、大学の自治が堅持され、外部の政治的・宗教的・社会的等勢力が、この大学の機能のなかに介入してはならないことはあらためていうまでもないことであるし、本学がかかる意味において大学の自治を擁護するために、確乎たる決意を有していることは、これまでくりかえして表明してきたところである。

このような見地に立つ場合、警察官がみだりに大学構内に立ち入り、大学の研究や教育に介入したり、学内における学生の自治活動にたいして干渉を加えたりすることがあってはならないことはいうまでもないし、また現実介入・干渉等がおこなわれなくても、自由なる研究・教育の活動——学内における学生の自治活動も当然その一環をなすものであるが——にたいして、事実上圧迫を加える危険性の大きい公安調査等の行為が許されないこともいうまでもない。

警察官の大学構内への立入りが、原則として大学当局の同意と立合いのもとでなければゆるぎされないと、いよき慣行が戦後確立されてきたのも、このような意味で、大学の自治にたいして、警察力の不当な影響の及ぶことを避けなければならないという趣旨に出ざるものである。

本学はこのような性質をもつ警察力の介入を排除することについては、従来から最善の努力をつづけてきたし、たとえ逮捕状の執行というようなばあいでも、それが学内において、本学の教職員・学生にたいして執行されることは、教育上の見地から避けられるべきものであると考え、警察当局に自制を強く要求してきた。今日まで、幸いにして本学のこのような方針は、警察側にもよく理解され、劇団ポポロ事件のさいのような不祥事が皆無であったとはいえないまでも、大体において本学の方針は貫ぬかれてきたと思う。今後とも本学はこの方針を変える意志はないのみならず、一層毅然として、大学の自治を擁護する決意をもっていることはいうまでもない。

しかし、以上のことと、大学構内において、とくに学外者をめぐって生ずる不法行為・犯罪ないし事故の取締り、予防等の措置を講ずるといふことは、本来別箇のことである。このような警備活動は、もちろん本学の巡視によっても不断におこなわれているが、本来巡視には警察権がみとめられているわけではないから、それには限界のあることはいうまでもない。さらに事実上本学の置きうる巡視の数をもってしては、万全の措置をとり難いことも遺憾ながら認めなければならない。本学の懸命な努力にもかかわらず、本学内で外来者によっておこなわれる犯罪行為や学外者にかかわる事故等がすくなくないのが実状である。

とくに、本学附属病院を中心とする地区には、日常、都の路線バスが出入しているほか、何百人かの学外者が患者・付添人等として常時居住しており、また日々何千人かの外来者が出入している。このような場所で、犯罪や事故の発生に対処するために、警察が正当な警備活動をおこなうことは、当然容認されるべきことであって、大学といえどもそれを拒否する正当な理由はないといわなければならない。本学が戦後一貫して、病院周辺を中心に、制服警察官による日常的なパトロールを受けいれているのも、このような大学自体の警備能力の不足と、多人数の学外者が常時居住ないし出入しているという本学の特殊事情を

考慮したうえでのことなのである。

ただ、その場合でも、万一にも警察官が正当な警備活動の範囲をこえて行動し、大学の自治に侵害を与えるようなことのないようにするための配慮は欠くことができない。本学の受けいれているパトロールが、制服警察官によるものに限られていることや、日常的なパトロール以外にわたる警察官の行動については、たとえ学外者の犯罪の捜査等の理由にもとづくものであっても、現行犯の逮捕のごとき非常の場合を別として、事前に大学の了解をえることなしには構内立入りをみとめないという慣行が維持されていることなどは、こうした配慮に出ずるものである。

このようなわけで、同じく警察官の構内立入りといっても、大学の研究・教育に介入し、もしくはそれに圧力をくわえるおそれのある公安調査活動のための立入りと、主として学外者に関連して生ずる犯罪や事故の予防ないし処理のための立入りとはいちおう区別されなければならない。そして前者は、大学の自治の侵害に通ずるものであるから厳重に排除されなければならないし、また大学はその排除を合理的根拠のあるものとして社会にたいして主張しうるが、後者にかんするかぎりほんらい大学の自治とは関係のないことであり、大学が、起りうべき逸脱の防止について安心しうる措置をとった上で、警察官の立入りを許容することには、十分な理由があるといわなければならない。

3. 五月祭のさいの警察官の警備について

五月祭のさいにおける学内警備についても、本学の基本的方針は以上と変わらない。五月祭のさいには、平素とちがいおびただしい数の人々が来訪するのであり、このために起る事故にたいして、五月祭常任委員会も本学も、全力を傾けてその防止につとめなければならないことはいうまでもないが、遺憾ながらそれで十分であるとはいえない。とくに、生じた事故にたいする事後処理は、早急に警察に連絡しうる態勢をととのえておけばたりとしても、起りうべき事故にたいする予防措置については、できるだけ十分な対策を講じておく必要がある。

警察官のパトロールはこういう意味で長年にわたっておこなわれてきたのであるが、限定された人数の警察官のパトロールでは、予防措置として不十分だということは、もちろん事実であろう。しかし、他方、余りに多数の警察官が警備のためとはいえ学内に入ることは五月祭の雰囲気とふさわしくないことはいうまでもないことである。本学はこういう相対立した要求を、従来の経験に照らして、適当と考えられる線に調整してきているのであり、過去の実績からいえば、一応所期の目的は達してきたと考える。

本学が警備について、社会的通念から考えて十分といえるだけの対策を用意しないで、多数の外来者を迎え入れ、そのため万一にも重大な事故が生じたとすれば、本学は社会にたいするその不用意を責められることになる。このような本学の対外的責任はすべて総長の負わなければならない問題であるから、本学がその責任を完済する上において必要と考える範囲で、警備について一定の措置をとるのは当然のことである。もし本学が、五月祭のさい多数の学外者を迎え入れるにあたって、十全な警備の措置を欠くならば、「大学自治の乱用」の非難をあげるだけのことであり、けっして社会的に本学の信頼を高めるゆえんにはならないと考える。

4. む す び

以上がこの問題にたいする本学の従来の基本方針である。本年の五月祭にさいしては、学生諸君の強い要望もあったので、種々の機関で慎重な検討を加えたが、警察官による警備を全く廃するわけにはいかな

いという結論に到達した。ただ昨年までのパトロール方式にたいしては、なるべく学生諸君の要望に近づける趣旨の改良を加え、学外待機を基礎とする方式を試みてみたことは周知のとおりである。なおこの警察官による警備が外来者にかんする事故の防止に限るものであり、私服警察官の立入りや公安調査にわたる行動をふくむものでないことは、とくに私より本富士署長に念をおす措置をもとった。

しかし、この問題は、直接には大学自治の問題ではないとはいえ、一步を誤れば大学自治にふれる問題であることはたしかである。また、とくに五月祭にさいしては、できるかぎり学生諸君の要望を実現するよう努力し、よき雰囲気維持につとめることは、本学の基本方針である。この意味で本学としても、今後この問題について、更に検討を重ね、妥当な解決をはかっていく決意をもっていることはいうまでもない。

学生諸君も、この問題が、主として学外者にたいする配慮の問題であるとともに、大学の対社会的な責任の問題でもあることに思いを致し、性急に自分たちの要求のみを主張するのではなく、十分広い社会的視野をもって、妥当な方法の発見のために努力することを、このさいとくに切望しておきたい。

Ⅲ 大学移転・統合の問題

1. 青葉山移転問題について

東 北 大 学
(40. 7. 17)

1. 問題の概要と経過

昭和40年7月本学の青葉山移転問題に関連して、学生問題が発生し、かなりの期間にわたって紛糾があった。

この紛糾に関連して、次のような事態が生じました。

- (1) 同年9月に至り、学生4名が暴行傷害の疑いで逮捕され、うち2名が起訴された。(昭和42.2.3現在公判中)
- (2) このため学生集会が連日のように開かれ、学内は混乱状態に陥った。
- (3) 同年9月18日、学生部長は学長に対し辞表を提出した。
- (4) 同年9月19日、学長は協議会に辞表を提出し、その辞任が承認された。

(注) 石津学長辞任の理由

- ① 東北大学統合整備計画について、その一部の遂行が所期の如く進捗しないことの責任を感じる。
- ② 最近の学内における困難な状況を收拾するについては、現在の健康状態が許さない。

なお、この問題については、昭和40年10月8日評議会の決定に基づいて設置された「昭和40年本学問題調査委員会」で、目下事実調査中である。(昭和42.2.3)

2. 関係資料

その際の関係資料として、① 7月17日の評議会当日における学生の行動等についての概要、および② 8月27日の告示を次に掲記する。

(1) 7月17日の評議会当日における学生の行動等についての概要(40.8.7)

1. 昭和41年度概算要求を控えて、大学の青葉山・川内地区移転整備計画問題の検討を行なうため、7月17日は次の会議が予定されていた。

- ① 午前9時～午前11時 青葉山・川内地区移転整備推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)
- ② 午後2時～ 評議会

去る7月13日の青葉山移転反対学生統一行動による妨害を避け、上記の会議を円滑に行なうため、会議室および学長室、局長室、秘書室に通ずる廊下に扉を設け、扉面に、「会議開催中につき閉鎖中、会議関係者以外の方の立入りはできません。昭和40年7月17日東北大学庶務課」の表示をし、その前面に警務員4名を配置した。

2. 午前9時20分頃 推進本部会議開催

3. 午前10時頃 事務局玄関前に、約50人位その後数を増し、150人位の学生が集合、演説を行ない歌を高唱して氣勢をあげていた。

また、その頃約20人位の学生が2階奥廊下に新造した扉を手でたたき、足でけるなどして騒がしいので、I庶務課課長補佐、Y学生課総務掛長は、執務中につき静かにしなさいと注意したがきいれず、こういう状態が約1時間続いた。

4. 午前11時30分頃 推進本部会議終了
5. 午前11時30分～午後0時40分頃 推進本部会議終了直後頃、学生たちは、庶務課室前に新造した前記廊下扉にはってあった掲示を無断ではぎとり、突然庶務課入口ドアを開け室内に立ち入った。
また、数人の学生は、午前11時40分頃廊下に新造した扉をとび越え内側へ入った。
なお、掲示をはぎとった学生たちは、午後0時40分頃まで新造した扉のことについて、I庶務課課長補佐にせまり、執務を妨げ、昼食をとることすらできない有様であった。
6. 午後0時30分頃、庶務部長が公務執行中の理由で入室を拒否したにもかかわらず、S副委員長外数人は、庶務課に通ずる入口より強引に庶務部長室に立ち入った。
7. 午後1時30分頃、庶務部長室から事務局長室に侵入する数人の学生を阻止しようとしたS学生部次長およびI庶務課長は新造した扉のことについて激しく追求され、それらの学生に取り囲まれた。
8. 文学部長は、事務局会議室において昼食をとった後（午後1時30分頃）、文学部学生の面会申し込みにより、庶務部長室前で、3、4人の学生と面会していたが、その後学生の一団（多いときは15、16人にとり囲まれ拘束された。評議会に出席したときは法学部長はすでに出席していた。（法学部長の出席は午後4時30分頃）
9. その頃、H教育学部長、H、S両法学部教授が庶務部長室で仲介の労をとり、次の条件で学長会見をすることとなった。

（条件）

- ① 学生代表は5名（10名）とすること。
- ② 代表が入れば、他の学生は全部階下におりること。
- ③ 姓名を明らかにすること。
- ④ 時間は、1時30分より2時までの30分とすること。
- ⑤ 新ドアを開けるとこ。

しかし、この条件のうち②、③、④は無視された。

10. 午後1時40分頃 新造した扉を開く。
11. 午後1時45分頃 庶務課長はその意思に反した数人の学生に拘束され、玄関口まで連れだされ、長時間にわたり精神的・身体的自由を奪われた。
学生数約150人。
12. 午後2時頃、法学部長は事務局玄関で学生の集団にとり囲まれ午後4時30分頃まで拘束された。
13. 午後2時10分頃 学長、学生代表と事務局長室で会見。
（立合） 学生部長・H教育学部長・H・S両法学部教授
（学生代表） S・H・M・Y・Mなど
14. 午後3時30分頃 学長会見終了。
15. 午後3時45分頃 評議会開催。

16. 午後3時50分頃 学生部長は学生と15分間階下で新ドアの問題で話すことにしたが、この時学生部より階下で庶務課長が学生に拘束されているとの連絡があったので、学生部長は部長室で話をしようと言ったが、学生はこれに応じなかった。
- この時、事務局長が局長室の様子を見にきたところを学生に取り囲まれた。学生は、ここで話をしようという局長の言葉をきき入れず、局長を無理やり階下に連れて行こうとしたため、ついに午後5時30分頃、全治約3週間の傷害をひきおこすにいった。
17. 午後4時30分頃 事務局長に対する学生の行動がひどいので、学生学長は15分との約束で階下に降りたが、学生はこの約束を守らないで扉を造ったこと等で学生部長を長時間に亘って激しく追求した。
18. 午後4時30分頃 N医学部長は、医学部の学生と話し合うため、会議の席をはなれ約20分後に会議の席にもどった。
19. 午後4時30分頃、事務局長の疲労が甚しいので、秘書室から中村内科に来診を依頼した。(その後N医学部長よりも電話依頼した。)
20. 午後5時30分頃、N庶務課総務掛長は、事務局長室から無理やりに玄関口へ連れだされ、公用文書を奪い取られた。
21. 午後5時30分頃、評議会終了。
- 引続いて約1時間学生補導について懇談した。
- 懇談中、次のことがあった。
- (1) 新聞記者から学長会見の申し入れがあった。
 - (2) N医学部長は、医学部の学生と話をするため懇談の席をはなれた。(午後6時頃)
 - (3) I委員長から学長会見の申し込みがあった。
 - (4) N医学部長は、懇談の席へもどり「学長が学生と会見されるならば、医学部の学生は拘束をとくように他の学生を説得しようと言っている」と報告し、次の条件で学生と会見していただけるか、と学長にたずねた。学長はこのことを懇談会にはかり賛成を得た。
 - (ア) 学生数は10名とすること。(学生側の条件)
 - (イ) 会見時間は20分とすること。(N医学部長と学生側の条件)学長会見後15分すぎたら学生部長を学長会見の席に出席させること。以後学生部長を拘束しないこと。(N医学部長の条件)
 - (ウ) 評議員の帰りを妨げないこと。(N医学部長の条件)
 - (エ) N医学部長はこの旨を学生に話し、学長会見をすることになった。
22. 午後6時20分頃、中村内科S医師到着、同医師より学生代表に診断の必要を説明したので、学生は事務局長の拘束を解いた。事務局長はただちに医師の診断を受けた。
23. 午後6時40分頃、庶務課長は拘束を解かれた。
24. 午後6時50分頃、学生は事務局長に対し「事務局長に対して断固抗議する」の抗議文を手渡したいからと面会を要求してきたが、医師の診断中の理由で拒否したので、学生は上記抗議文を朗読のうえ、庶務部長に手渡した。

25. 午後7時頃, 学長, 学生と再び会見 新会議室
(立合) N医学部長・H教育学部長・H法学部教授・I文学部教授
(学生代表) I・M・Sなど。
26. 午後7時30分頃, 学生部長は拘束を解かれ学長会見の席へでた。
27. 午後8時頃, 学長会見終了
28. 午後8時30分～午後9時頃 学長・記者会見
29. 午後9時20分頃 学生解散
- (2) 8月27日の告示

告 示

学 生 一 般

最近, 大学の青葉山移転問題に関連して, 一部学生の間, 学内秩序を無視し, 大学の正常な運営を妨げるような集団行為が顕著になってきていることは, まことに遺憾である。

去る7月13日には, 評議会に出席しようとする文学部長・理学部長などを, 一部学生が取り囲み, 数時間にわたってその入室を阻止し, 7月17日にも, 同じように, 一部学生は, 法学部長をはじめ, 会議関係者数名を取り囲んで, その評議会出席を妨げ, そのために, 会議の円滑な運営に支障をきたした。

さらに, 7月17日の評議会のばあいには, これらの学生は, 集団をもって, 許可なく事務局の事務室などに立ち入り, 事務職員の執務を妨げたほか, 教職員の制止・説得にもかかわらず, 庶務課長・学生部長・事務局長などを長時間取り囲んで追突したのみならず, 事務局長および庶務課職員に対し常軌を逸した行為をさえとるにいたった。

以上の行動は, その動機においていかなるものがあるにせよ, 大学として容認しえないところである。

青葉山移転問題は, 大学自治の原則に基づいて, 各教授会・評議会において慎重に審議がなされているところである。

しかるに, 評議会の開催が妨害されるような前記の状況のもとでは, 大学は責任ある論議をつくすことができない。このようなことでは, 大学の自治を守ろうという学生諸君の希望とは逆に, かえってそれを破壊する結果ともなるであろう。

ここに, 最近の一部学生の過激な行動に対して, あらためて警告し, 学生諸君の間に, 良識ある行動が回復されることを, 強く要望する。

昭和40年8月27日

学 生 部 長

2. 分割移転反対（併せて県立教員養成所設置反対）運動について

埼玉大学
(41. 2. 10)

1. 原因の所在

- ① 昭和24年月文理学部、教育学部の2学部よりなる新制大学として発足した本学は、昭和38年度の工学部創設と多年の懸案である文理改組をあわせ考えた結果、現在の北浦和地区は狭隘で環境も適当でなく分散もしているのので、適当な校地を他に求めて全学を統合移転することを早くから決定していた。幸いにして埼玉県および浦和市から浦和市下大久保地区に新校地の提供の申し出があったので、昭和39年7月にはまず工学部を建設し続いて同41年4月には教育学部を、同年7月には理工学部理学系を移転する計画であった。さらに文理改組により新設された教養学部および経済学部は昭和42年度に、また教養部は昭和43年度に移転する予定であった。
- ② 他面、埼玉県における深刻な小学校教員不足の解決対策として、県立臨時教員養成所を設置することについて、県当局から本学に協力方の要請があり、昭和40年12月には本学は設置への協力を受諾した。
- ③ 本学の統合移転の問題については、その構想が大学当局において検討されはじめた昭和35年から、自治会全学委員会を中心とする学生側（後に「移転問題対策委員会」が結成された。）と部局長、評議員等との大学側との間に時には学長も出席するなどして、昭和41年1月までに約30回にわたり、また学生の厚生補導等に関する全学的協議機関である学生部協議会においては、随時学生と懇談の機会を設けて、移転計画を説明するとともに、移転に伴う勉学上の諸問題、特に輸送問題、課外活動関係諸施設の整備の問題について説明を重ねてきた。

また、県立臨時教員養成所の問題についても、県の計画が明らかとなった昭和40年秋から、主として教育学部長を中心に自治会と十数回にわたって、設置せざるを得ない県の教育事情等について説明を怠らなかつた。

ところが、昭和40年12月教育学部教授会が養成所設置について協力する態度を正式に決めた頃から学生側の態度がにわかに硬化し、1月に入ると、分割移転反対、臨時教員養成所設置反対を唱えて、ついに2月3日の学生大会においてスト権を確立したと称して受験拒否の態度を決定したものである。

学生側、特に自治会がこのような行動に至ったのは、移転反対については、不便不利を来たし学生の勉学、課外活動等に支障のある分割移転をもたらした反動文教政策に反対するとか、養成所設置反対については、教員養成制度改悪につながるものとして反対であるとかの説明がしばしばあったことから推して単なる本学の移転反対、県養成所の設置反対ではなく、文教政策一般に対する反対がその根底にあったことは明らかである。

2. 紛争の経過および本学のとった措置

41. 2. 1 (火) 学生自治会から移転に伴う質問状が学生部協議会あてに提出された。
41. 2. 2 (水) 学生自治会から教育学部4月移転等の中止および2月3日に予定されている学生大会のための休講措置等について各教授会あての要望書が提出された。
41. 2. 3 (木) 学生部協議会を開き、さきに学生自治会から提出された要望事項を検討した。なお、学

生は本日の学生大会で決議した模様なので、自治会幹部を学生部協議会に招致し、決議の内容について話し合いを行なった。

学生大会の決議に基づく要望書の内容は、分割移転反対、教員養成所設置協力の白紙撤回、これが容れられない場合は定期試験をボイコットする等であった。

41. 2. 4 (金) 各教授会終了後、学生部協議会、部局長会議および両会議の合同会議を開き、学生の要望事項について検討を行ない、今後の措置について協議した結果、2月7日(月)から実施予定の学年末定期試験を3日間延期すること、および学生の要望事項について学生とじゅうぶん話し合いを行なうことを決定し、その旨の告示を明朝学生部長名で出すこととした。

41. 2. 5 (土) 文理学部、教育学部および大久保地区に学生部長告示(資料1)を掲示後、学生部協議会を開き今後の措置について協議した。

なお、各部局長、学生部協議会と自治会幹部との間に中央懇談会を開いた。

41. 2. 6 (日) 学生部協議会を開き、その後自治会幹部と要望書の内容についてさらに話し合いを行なった。学生は日曜にも拘わらず同盟登校と称し文理学部において集会を行なった。

41. 2. 7 (月) 学生は早朝から文理学部正門附近その他にピケを張り、次いで学生集会、サークル・クラス討論会等を実施した。

大学側は午後学生との間に学部別懇談会を開いた。

41. 2. 8 (火) 各教授会、評議会および評議会と学生部協議会との合同会議を開き、学生の要望事項に対する回答について協議を行ない、その結果を自治会幹部に回答した。

(回答要旨)

イ 教育学部の4月移転等の中止はできない。

ロ 教員養成所設置についての協力は撤回できない。

ハ 2月10日からの試験は実施する。

41. 2. 9 (水) 文理学部、教育学部および大久保地区に前日の回答と同趣旨の学長告示(資料2)を掲示後、評議会、学生部協議会および評議会と学生部協議会との合同会議を開き、今後の対策について協議を行なった。

41. 2.10 (木) 学生は早朝から文理学部正門附近その他にバリケードを築きピケを張り、次いで文理学部において学生大会を行ない、大会決議として次のことを採択した。

イ 今週一杯試験をボイコットし、月曜日(14日)から試験を受ける。

ロ 試験後はさらに同盟登校をする。

ハ その他

なお、学生大会終了後学生自治会から本日の大会決議に基づく要望の内容について口頭で説明し、要望書は執行部にかけておいて提出する旨連絡があった。

41. 2.11 (金) 前日の大会決議に基づく要望書が学生自治会から提出されたが不備な点があったので受理しなかった。大学側はこの日学生部協議会を開き、前日の大会決議、その他事後措置等の問題について協議を行なった。

41. 2.12 (土) 評議会を開き事態收拾等について協議した。前日返戻した要望書が改めて提出されたの

で受理した。

学生は午後からバリケードを撤去し始め夕刻までには終了したので、試験ボイコットの態勢は完全に解かれた。

41. 2. 14 (月) 本日から予定どおり定期試験が実施された。

大学側は学部長会議および学生部協議会を開き事後処理等の問題について協議を行なった。なお、さきに受理した要望書については、次回の学生部協議会で改めて検討することとした。

41. 2. 15 (火) 10日から12日まで3日間の試験に多くの学生が応じなかったことは遺憾であること。および今回は特別の措置による試験を2月17日から実施する旨の学長告示(資料3)を掲示した。

41. 2. 23 (水) 2月14日から開始された定期試験が本日平穩裡に終了した。

なお、学生に対する懲戒等今後の措置について、2月21日学生部協議会を、2月22日各教授会ならびに臨時評議会をそれぞれ開き協議した結果、本日付をもって責任者を戒告し、一般学生に注意を促す旨の学長告示(資料4)を掲示した。

このようにして、2月1日からの紛争も、大学側の全学一致となって当初決定された大学の基本線をくずさず、しかも学生の意見に積極的に耳を傾けるという態度によって、受験拒否という異常な事態はひとまず取捨することを得たのである。

なお、入試願書の受付が開始されたのは、この紛争中であつたが、これに対しては学生側はいささかの妨害を加えることもなく、受付事務には何らの支障も生じなかったことを附言する。

(資料 1)

昭和 41 年 2 月 5 日

学 生 一 般

学 生 部 長

告 示

2月7日(月)より施行予定の定期試験は3日間延期する。

2月3日の学生大会における決議として提出された要望を慎重に検討した結果、大学は学生との意思の疎通をはかる機会を得るため、上記の決定を行なうにいたった。

なお、延期にともなう試験の日程は下記のとおりである。

記

1. 2月7日(月)、8日(火)、9日(水)予定を14日(月)、15日(火)、16日(水)に
2. 2月14日(月)、15日(火)、16日(水)予定を21日(月)、22日(火)、23日(水)にそれぞれ延期する。

(資料 2)

全 学 生 に 告 ぐ

校舎移転および県立教員養成所設置問題をめぐる諸君の最近の動向については、私も心を痛めております。

今回の校舎移転は研究および勉学の環境改善を計りたいという大学自体の発意から出たものに外ならず、年次計画に従って進捗を続けているものであり、この計画を変更することは国家財政上の諸制約と移転の技術的条件からいって到底不可能なものであります。ただ、移転に伴って生ずる諸君の勉学環境の変化については、大学は周到な配慮をもってなし得る限りの手段を講じています。学生自治会が示している移転に伴う31の質問事項についても十分検討を進めております。また県立教員養成所の設置については、埼玉県小学校教員不足の現状にかんがみ止むを得ないものとして、大

学としては承認を決定しましたが、今後もなお、その運営等について指導・助言を与えるのであり、その際には諸君の勉学および将来に支障を生ずることがないようにすることは勿論、教員養成制度改善を来たさないよう慎重な配慮をしています。

学生諸君は移転が本学の発展を期する計画の実施であること、移転の過程にあっても諸君の勉学生活がこれによって著しい影響を受けることがないように、大学としては最大の努力をしていること、また県立教員養成所設置については、地域社会の強い要請に応じて協力するものであることを了解して、来たる2月10日からの定期試験に臨まれることを希望します。

なお、現在大学当局、教授会学生部協議会等は、諸君との懇談を続けていますが、今後引き続き話し合いを行なうことにやぶさかではありません。

また、その懇談の間に得られる諸君の有益な意見は十分に尊重します。

私は、諸君が大学の使命と学生の本分について深い自覚と良識をもって行動され、学園の平穏と秩序が維持されることを期待します。

昭和41年2月9日

埼玉大学長 藤岡由夫

(資料 3)

告 示

学 生 一 般

2月10日(木)からの定期試験に臨むようさきに告示したが、多くの諸君がこれに応じなかったことは、まことに遺憾であります。しかしながら、諸君の卒業、教員免許、進学等に関する諸事情を考慮して十分協議した結果、今回は特別の措置による試験を2月17日(木)から実施することに決定しました。追って、この試験の実施の日程等については、別途公示します。

昭和41年2月15日

埼玉大学長 藤岡由夫

(資料 4)

告 示

2月10日以来、本学は試験施行中にもかかわらず、諸君が学生大会を開き、又実際上試験実施を困難な状態に陥らしめたことは、本学としてまことに遺憾なことであります。このような事態をもたらした責任者は厳重に処分されるべきものと考えます。しかしすでに告示に示したごとく特別措置による試験も行なわれ、その後は諸君も静粛に受験したことを考え、諸君の将来を思い、今回は特に責任者を戒告し、一般学生の注意をうながすにとどめます。今後再び学則に反し、学内の秩序を乱すことのないよう自重されることを期待します。

国立大学は法によって規定された国家機関であり、その管理運営は大学当局の責任であります。勿論学生諸君の希望を聞き、十分これを尊重するのは当然であります。最終的決定は大学当局がすべきであります。本学も従来からその方針であり、今後もその方針には変わりありません。

学生諸君はよくその本分をわきまえて、研究勉学につとめるよう望みます。

昭和41年2月23日

埼玉大学長

3. 筑波移転問題について 一調査費計上をめぐる学生の動き一

東京教育大学
(41. 6. 13~25)

問題の概要と経過

文・教育・理・農・体育学部の各自治会（体育学部自治会は非公認）は、大学が筑波研究学園都市に移転するかどうかの検討をはじめた当初から移転絶対反対を唱え、移転問題が決定的な段階にきた場合は、ストライキをもって闘うと宣伝していた。

たまたま学内では学長の改選期も迫っていたのと関連し6月13日（月）には文・農学部が、17日（金）には教育・理学部がそれぞれ臨時学生大会を開き、学長再選反対および筑波移転強行決定反対等の問題を中心に検討した模様である。さらに文学部自治会では17日（金）にストライキ宣言を出し、①筑波地区調査費計上反対、②筑波移転強行決定反対、③筑波移転反対等の最終意志決定のためスト権集約投票を開始した。ほかの学部も文学部自治会に続いてスト権集約投票を始める気配もあり、また全学部でスト権集約が成立した場合、ストライキ突入ということも予想されるので、学生部補導課ではこれに関するピラ等の資料を各学部長のもとに送付した。

6月18日（土）になると、教育・理・農学部の各自治会も、スト権集約投票を始めた。

学生の動きとしては投票の結果如何では、ストまたはこれに類似する行為に出る気配が濃くなってきたので、補導連絡協議会（各学部から教官2名および学生部長の計11名で構成されている全学的な学生補導の連絡協議機関）の委員長と学生部長が相談した結果、6月20日（月）に臨時補導連絡協議会を招集することになった。各学部委員には電話連絡するとともに、スト権集約の投票が行なわれていることも併せて報告した。

この間にも学生はスト権集約投票の呼びかけを行ない、夕方になると投票所を正門の脇に移動し下校する学生に呼びかけたりした。正門附近および本部建物前の芝生・道路など（通称前庭と称している）は立看板、その他一切の掲出物は禁止されているところであるので、学生部職員から他に移すよう勧告したが、学生は聞き入れず、午後4時過ぎまで続行した。

6月20日（月）午前には、文学部自治会からスト権集約投票の中間報告が掲示された。投票結果（数）は学生数の約3分の1強であった。

同日10時からは臨時補導連絡協議会を開き、ここ数日來の学生の行動についての情勢判断および対策を協議した結果、次のことを学部長に報告することになった。(1)五学部長間でこの問題に関し協議し統一見解を告示等の形で出す。(2)一般学生に対する指導としては、①学部長が直接学生に対し現状の正しい説明を行なう。②学科又はクラスごとに担任教官が適切な指導を行なう。

これらのことは同日午後、学生部長から五学部長に報告され、協議願った結果、当面はそれぞれの学部で学部長および教官が学生の指導、説得に当たるということになった。この間にも学生は投票の呼びかけその他の広報活動を活発に続け、6月21日（火）には各学部毎の投票結果の中間報告を、特に文学部は過半数の賛成票を得てスト権が確立した等、掲示するにおよんで、ますます緊迫感が高まってきた。

6月21日（火）文・教育・理学部の3学部はそれぞれ、学部長、評議員、将来計画委員会委員等が出席

して、当該学部学生に対し、移転問題に関する説明会を開催した。この学部別説明会の努力にもかかわらず、主として自治会執行部を中心とする学生は、当初の方針は変えていなかった模様で、午後には職組、院協（大学院生協議会）、生協労組と共催で移転問題の集会を持つなどした。

6月22日（水）になると早朝から「調査費計上反対」「全学授業放棄」等の、大型立看板を前庭に掲出し、各学科を示すプラカードを持った約150人の学生が、前庭芝生内の各所に坐り込んだ。この場所は立看板、集会とも禁止区域であるが学生は調査費計上のことに関し、この場所で全学一斉クラス討論を行なっているのだから、集会を開いているのではない等、言を左右にしていた。補導課では、学生部長、補導連絡協議会正副委員長および大塚地区内の3学部（文・教育・理学部）の各委員に現在の状況を報告し、緊急に集まってもらうよう連絡した。

これらについて文学部および教育学部の補導連絡協議会委員（学部学生委員でもある）は、当該学部自治委員長に対し、立看板の撤去と芝生集会を解散するよう勧告したが聞き入れられなかった。学生は12時45分頃まで前庭集合を行ない、その後は中庭の芝生（昼休みや休憩時間等に集まる場所で近くに学生掲示板もある。）に移動し始めた。13時頃には、文・教育学部両自治委員長の司会で中庭集会を始め、理学部自治会の要請により理学部教授会への抗議団学生約70人を編成して出発した。（学生の間では調査費計上問題については、理学部が積極的に取り組んでいるように思われていた。）ほかの学生は各クラス・サークル代表の決意表明等を行ない、その間にもしばしば調査費計上反対、強行決定反対のシュプレヒコールを繰返した。理学部教授会は13時30分から開かれる予定であったが、会場前に約60～70人の学生が集まり、来場する教員に要請文を手渡し、一部の学生はドアをおさえる等、教授会の開催を妨害した。この状況の連絡を受けた文・教育学部では、学部長、学生委員長、および学生委員が現場に向かいそれぞれ学部学生に対し退去するよう説得指導を行なった。一方、中庭集会の方は、集会を時々中断して学内デモを行ない、理学部建物の外から教授会場に向け、また、本館前では、学長室に向けて「調査費計上反対」「強行決定反対」「筑波移転反対」「学長は辞任せよ」等のシュプレヒコールを繰返した後、また中庭集会をもち、抗議団の模様などを集まった学生に報告したりしていた。理学部教授会は、しばしばシュプレヒコールにより審議を妨害されたので、その都度、理学部からの要請により、文・教育学部学生委員が出て学生の指導に当たった。教授会は19時頃終了した。

6月23日（木）は前日に引き続いて早朝から本館前芝生上でクラス討論を行なっており、ハンドマイクを持った学生が正門に向け登校してくる学生に対し抗議集会の呼びかけを行なっていた。補導課長、文学部学生委員長は芝生上の学生に対し、立看板の撤去およびクラス討論の場所としては適当でないことを説得し、解散するか他の場所に移るよう勧告した。その後、学生達は10時頃になると逐次学生掲示板前へ移動し始め、理学部に対する抗議集会を始めた。この掲示板前集會中に理学部長が通りかかったので、学生の一部はこの席で説明してくれとの要求を出したが、学部長はこれを断わった。掲示板前集會は11時頃終了した。

午後になると、文・教育・理・農学部の代表者と称する学生数名が、理学部長室に行き、本日の学生集會の決議だと称し、全学友の前で理学部長に調査費計上問題について説明せよということ并要求した。この時約20～30人の学生が学部長室前に集まり、氣勢をあげ、一時は学部長室に押入る気配もあったが、学部長はこれらの要求を断わり、授業に出た。

補導連絡協議会正・副委員長，学生部長，および学生部では，この2日間における全学授業放棄（授業に出席しないで抗議に参加しようという呼びかけ）に対する収拾策を協議した。また明日に予定されている学長と各自治会代表との懇談会，および後日に予定されている評議会等のことも考えて緊急に臨時補導連絡協議会を開くことにした。

6月24日（金）13時30分～14時25分本館3階小会議室で学長と自治会代表との懇談会がもたれた。大学側の出席者は学長・文・教育・理学部長，学生部長，事務局長，補導課長，同課長補佐，補導係長で，学生側は自治会代表15名であった。懇談は移転問題を中心に，主として質疑応答が行なわれ，各学部長から21日以来の行為は極めて遺憾である。特に22日の理学部教授会に他学部の学生が押しかけて議事を妨害したことは許せない行為である旨強く反省を求める注意があった。この懇談会は理学部長の司会，進行により行なわれ整然と行なわれた。

15時頃，文学部長の文学部学生に対する告示（資料1）が出された。

6月25日（土）8時30分頃理学部教授会名による告示（資料2）が出された。同時に文学部・理学部では一般学生に対し現状の正しい説明を行なうためそれぞれ移転問題に関する説明会を開催した。

学生側は，その後も臨時学生大会を計画していたが，6月22日～23日の全学授業放棄の呼びかけを中心とした一連の学生の動きも6月25日を過ぎると，自然と退潮していった。

（資 料 1）

告 示

6月21日以後における授業放棄，同22日における理学部教授会に対して行なった行動は，まことに遺憾である。以後かかることを行なわないよう厳にいましめる。

昭和41年6月24日

文 学 部 長

（資 料 2）

告 示

6月22日の理学部教授会が一部の学生の非常識な行動によって著しく審議を妨げられたことは，大学自治の根底をゆさぶる不祥事である。

今後このような行動のないよう厳に自重を要望する。

昭和41年6月24日

理 学 部 教 授 会

4. 校地統合問題について

京都工芸繊維大学
(41. 11. 28)

1. 問題の概要

本学では昭和41年11月28日、工芸学部自治会執行部を中心とした一部の学生が、繊維学部新校舎建設着工延期を要求して「全学スト」と称し、授業放棄を企て、学部の補導委員の説得を聞き入れずに約2時間におたり校門を閉じて教職員、学生の入門を妨害する行為にでたため、午前中の授業は正常には行なわれなかった。

2. 問題の起こった原因

本学では目下校地統合を実施しており、現在の工芸学部敷地に隣接した土地を購入し、ここに本部、一般教養棟、図書館、体育館およびその他の建物と新運動場を設け、また工芸学部の現在の運動場に繊維学部の新校舎を建設する計画になっている。

新運動場は遅くとも41年度中に完成する計画であったが、その予定敷地内の2か所は、土地所有者との間の話し合いがつかず、現在未買収である。(土地収用法によって措置することになるが、解決までには、早くとも2年を要するようである。)したがって、新運動場は、当初計画通りに造成することができなかった。他方、41年度に予算化された繊維学部新校舎の着工時期が迫り、この工事のため工芸学部の運動場の半分以上がつぶれることになった。また、同時に運動部、文化サークル等の学生自治会関係の建物も支障建物となるため、これを撤去し、他の適当な場所に移築することになった。

このような事情のため、大学としては学生の課外活動に与える影響を極力少なくするための諸方策を講じ、建物関係は解決を見たが、運動場は、極めて不完全な状態に陥ることになり、これが原因で今回の問題が起こったのである。

以上のようにこの問題の原因と内容は極めて単純であるが、学生の「新運動場の完成まで繊維学部新校舎の着工を延期せよ」との要求は、当然ともいうべきで、土地購入が順調に進むと予想して計画を進めた大学側に誤算があったのである。購入敷地付近は、かつて京都市が道路建設計画を中止せざるを得なかったほど、土地問題が複雑な所である。また、本学の校地統合計画の立案にあたり、附帯する事柄について学内でじゅうぶんな協議を尽さなかった嫌いもあり、したがって、学生の体育面、厚生面等の各施設については、統合が進むにしたがって種々の問題が起こるものと予想される。

これらについては、目下具体策を検討中であるが、差し当たって、買収済の土地のうち、比較的広い土地を新運動場として早急に造成し、同時に体育館の建設を急ぐ予定である。

3. 問題の経過および現況の概要

(1) 経 過

41年7月13日 繊維学部校舎建設に伴う運動場の問題をどう取り扱うかにつき、学長と関係教官が対策を協議した。

7月16日 学生に及ぼす影響を考慮して、工芸学部(以下単に「学部」という。)の補導委員が、学生代表(20名)と運動場の約半分が使用不能となることおよび新運動場の完成までの対策を中心に話し合った。

- 8月6日 学生から学部統合に伴うグラウンド・サークルボックス問題についての要求書の提出があった。
- 8月8日 学部で臨時に設けられた厚生施設委員会を開催。学生の要求書を検討し、学生から説明を聴取した。
- 9月12日 厚生施設委員が学生代表（29名）と会見、学生の要求の実現の可否について話し合った。
- 9月22日 学生自治会から、9月12日の会合は自治会の意志を無視したものであり、直接に各サークルに連絡をとったことは自治権の侵害であるから、大学は謝罪をしなければ今後一切の話し合いに応じないとの抗議書の提出があった。（資料1）
- （注） 本学では、文化部、運動部の各サークルは組織上自治会の傘下にある。
- その後も、学生から「大学は文書をもって謝罪せよ」との要求が抗議文（資料2）、口頭などで行なわれ、学生は終始この態度を変えなかったため、運動場、サークルボックス等の解決策についての話し合いは途絶された。
- 10月21日 学生自治会主催の学生集会。（学部学生数約1,000名中200名参加）スト権確立のための学生投票を行なうことが決議された。
- 10月28日 学生代表（15名）と学生部長が会見。（学生は団交と称し、会見は7時間に及んだ）
- 11月4日 校地統合に関する大学の方針および学長の所見を明らかにし、一般学生の理解を深めるとともに一部の学生の妄動を慎ませるため、学長名のパンフレット「校地統合について」を学内教職員、学生全員に配布した。（資料3）
- 11月7日 学生自治会から、学長との団交申し入れ書の提出があり（資料4）、これに対し、イ。一定条件のもとに学長が学生と話し合う用意は常にあるが、団交の形では会わない。ロ。学部の関係教育を飛び越した形で学長は会わない。との理由を付してこれを断わった。
- 11月14日 学長が学部補導委員同席のもとに学生代表（30名）と会見し、繊維学部校舎の着工は既定方針どおり11月末頃から開始すること、大学の運営に関し、学生の了解を求めるようなことはしないこと、大学は研究教育がすべてに優先すること、大学を立派にしてゆくため学生も自重して行動することなどの所信を表明した。
- 11月16日 工芸、繊維両学部自治会から学長あてに、グラウンド、ボックス問題に対する一方的な大学の態度に抗議するむねの文書の提出があった。（資料5）
- 11月17日 11月28日以降に繊維学部校舎の着工を開始するむねを学生部長より学生代表に通告した。
- 11月19日～25日 学生自治会は学生投票を行ない、投票総数 553（在籍学生に対する投票率50.09%）スト賛成 394（71%）で11月28日ストライキを決定した。
- 11月25日 学部補導委員会を開催。学生の動きについて対策を協議。
- 11月26日 臨時補導連絡協議会（全学）を開催。28日の授業は平常どおり行なうむねの学部長告示を直ちに掲示する（資料6）こととし、その他対策を協議。
- 11月28日 一部の学生は全学ストを唱え、教職員学生の入門を妨害し、学生集会、構内デモを行なった。（参加約50～60名）そのため、午前中の授業は正常には行なわれなかった。午後、本部前まで街頭デモ（約80名）

- 11月30日 学生から学部教授会の内容公開の要求があり、学部長はこれを拒否した。
- 12月2日 繊維学部校舎建設の地鎮祭および着工開始に対し、一部の学生に不穏な言動があるため、学部長告示をもって着工に伴う影響を打開する方策を示すとともに、大学の方針にさからい、工事関係者などと摩擦を起こすようなことがあれば、事は極めて重大であるとの嚴重警告をした。(資料7)
- 12月5日 学部補導委員会で学生の処分について協議した。繊維学部校舎着工(杭打ち)は平穩裡に開始された。
- 12月7日 地鎮祭は平穩裡に終了した。
- 12月14日 学部教授会で学生の処分について審議した。
- 12月15日 補導連絡協議会でサークルボックスの移転について協議。
- 12月17日 サークルボックスを移転させるための仮設建物が完成し、学部補導委員が移転の方法につき学生と話し合った。
- 12月21日 学部教授会で、学生の処分につき学生懲戒委員会に付議するよう学長に申し出ることが決定された。
- 12月22日 学生懲戒委員会を開催。11月28日の授業妨害行為に対し、それを決定し実行した責任者として自治会執行委員長および学生委員会議長の2名を学則による譴責処分とすることを決定した。
- 12月23日 2名の学生に対して処分を行ない、あわせて、その他の関係学生の責任も問い、さらに学生一般に対してスト行為を戒しめ、自重を促がすための学部長告示を掲示した。(資料8)

② 現 況

学生の処分に対し、一部の学生の抗議掲示が出されたが、それ以外の動きは全くなく、引き続き自治会役員の改選が行なわれることとなった。役員改選においては、新しく台頭した全学連支持派と再建派(従来の執行部)の対立候補の間で論戦があり、活動はもっぱらそれに集中した。開票結果は、僅少差で全学連支持派が多数を得たが、規定投票数に達しなかったため、執行部の交替が不可能となり、再選挙をめぐって学生間の紛争が予想される。

③ 校地統合に関連する学生の動向

(京都工芸繊維大学学生部)

年 月 日	学生の動向(主要なもの)	大 学 の 措 置	備 考
41. 7. 6		「学部統合について」学長と学生部長、両学部体育教官で話し合いを7月13日に開くことに決定	
7. 9	工芸学部自治会、体育クラブ代表者より「学部統合整備について」説明要求(統合整備、BOX、体育施設の将来計画について)	工芸学部長より詳細は7月16日補導委員会から説明する旨通知	
7. 16		補導委員会と学生代表(工芸自治会・体育クラブ)との話し合い(工芸学部長から繊維学舎の建設のため現グラウ	

41.	7. 20		ンド東部半分使用不可能となり、そのため西部地区及び東部地区の一部を整備する旨通知、なお、学生の希望（整備計画）の提出を要望。	
	9. 22	工芸学部自治会執行委員会、クラブ代表者会議名で学校当局宛「抗議文」提出（学生と自治会組織を無視したとする）	工芸学部厚生施設委員会発足（補導委員に代わり学生課外活動施設の専門対策委員会）	資料1参照
	9. 26	大学側との話し合いは上記抗議文に回答なしには応じないとし、再度「文書で謝罪せよ」と文書で回答	9月26日工芸学部厚生施設委員会は「抗議文」提出について代表と話し合うことに決める	資料2参照
	10. 21	学生集会（学生は大会と称す）約200名参加（工芸学部学生約1,000名中） （工芸学部グラウンドに繊維学舎建設は運動場が使えなくなり、学生を無視した計画であるから、新運動場完成まで着工を延期せよ。その他BOX諸施設を完備せよ。学校当局が建設を強行する時はストライキを含む行動で闘う。）	厚生施設委員会と学生代表との話し合いは、学生が応じないため出来ず、同委員会は文書による回答はしない旨を確認	
	10. 28	スト権確立のため学生投票を決議 工芸学部自治会代表から、学生部へ団交申し入れ	学生部と工芸学部自治会代表15名と、大学自治会各サークル間の連絡方法などを中心に話し合う（両学部補導委員代表2名同席）	
	11. 7	工芸学部自治会委員長名で学長に団体交渉申込書類提出 （学部統合計画・具体的方針・グラウンド・BOX問題解決方について）	学長との団体交渉を断わる （理由 1.学部を越して学長は会わない。2.団体交渉の形では会わない。3.一定の条件下に会う用意はある）	資料3参照
	11. 8	自治会執行部はあくまで文書による謝罪回答を求め今後は学生との話し合いの記録に大学の責任者は署名、押印することを要求	学長名で全教職員・学生に対し「校地統合について」の印刷物配布 工芸学部厚生施設委員会と自治会執行部と話し合い （決裂に終わる）	資料4参照
	11. 14	工芸学部自治会、活動者会議を中心とし、繊維学部自治会代表を含む約30名が学長と会見。（グラウンド・BOX問題から建設工事反対を要求）	学長が繊維学舎建設は既定方針どおり11月末頃工事着工の予定であることを明示した。	
	11. 16	学長および工芸学部長に自治会委員長、学生抗議集会名で「抗議文」提出		資料5参照
	11. 17		学生部長より新聞会および自治会委員長に11月28日以降に繊維学舎建設工事着工を電話通知す。	
	11. 21	学生集会、学生委員会決議 （新グラウンドの保障なしに繊維学舎着工すればストライキを含む行動で抗議する）		

41. 11. 28	全学スト（11月28日）の学生投票71% でスト決議 全学ストを唱えて教職員・学生の入門 を阻止 クラス討議・学生集会・学 部 内 デ モ （約50名） 後、本部前デモ（約80名） 学長・学部長・教授会・教授に対し自 治会名による「決議文」を提出	学部長名で平常授業実施の掲示補導委 員が説得に当たったが学生は強行。不 法看板等撤去を行なう。	資料 6 参照 工芸学部学生数 約 1,000 名なお 繊維学部では関 連の動きは全く なし。
11. 30	自治会執行部学生が教授会の内容公開 を要求	公開要求拒否	
12. 2		工芸学部長名により学生一般に「告示」 （学部建設工事状況ならびに学生行動 の警告）	資料 7 参照
12. 5	（特に学生の動きなし）	BOX の仮設と同時、繊維学舎建設工 事着工境界クイ打ちが始まる。	
12. 7	後期自治会役員改選選挙掲示	繊維学舎建築の地鎮祭終了	
12. 16	15日に続き選挙投票	繊維学舎建築の基礎掘り始まる	
12. 17		BOX の仮設完成	
12. 21	自治会選挙開票 （委員長、全学連支持派）		
12. 22		学生懲戒処分決定（自治会委員長・学 生委員会議長 2 名随責）	
12. 23		工芸学部長名で学生一般に「告示」 （懲戒処分通知と学生行動の自戒自重）	資料 8 参照
12. 25	その後特に動きなし	旧 BOX 取りこわし完了	

（資 料 1）

抗 議 文 （写）

大学は、学生が夏期休暇でほとんど帰郷している7月14日にはじめて、繊維学部の建設工事を秋から行なうことを、そしてそれにとまらなうグラウンド、BOX 問題の実体をあきらかにしてきました。そしてこの問題が全学生にとって重大な問題であるにもかかわらず、休み明けの9月12日厚生施設委員会はクラブ代表者を招集し、単に工事を急ぐからという理由のみで、グラウンド、BOX 問題の解答を要求してきました。これはあきらかに学生を無視した態度に他なりません。又、大学は12日の会談を執行委員会という自治会の正式機関を通さず、クラブに直接、招請状を配布するという行為をしました。

これらはあきらかに自治会組織を無視した、自治会の慣例を犯す行為であります。

我々は、このような大学の態度に対して、抗議し謝罪を強く要求するとともに、謝罪がなされない場合は我々は今後の一切の会談に応じない決意であります。

1966 年 9 月 22 日

学 校 当 局 殿

自治会執行委員会
クラブ代表者会議

「註」 7月14日は実際は7月16日

（資 料 2）

9月26日の学校側と執行部、クラブ代表者との会見に対しては謝罪文を出さなければ、我々は応じられない。9月22日に学校側に提出した抗議文の内容、その他で質問点、積り点があれば文章で提示して下さい。

我々が抗議文に明確にした二点、即ち第一に自治会執行部を通さずにクラブ代表者に直接配布した事は自治会組織そのものを無視した態度である。第二に学生全体に直接関係のあるグラウンド、BOX問題を全学生の討論の場を持つ時間的余裕を全く与えない即ち夏休みという学生の分散期にただ単に工事を急ぐからという理由のみで提出して来るという事は大学の重要な構成員である学生を無視した態度である。に関しては我々は再度文章で謝罪する事を要求する。

1966年9月26日

大学当局殿

自治会執行委員会

(資料 3)

団体交渉申し込み書

藤本学長殿

我々自治会は学部統合を工織全大学人の重要かつ緊急な課題であると考えます。そして学部統合が全大学人(学生・教職員)の手によって推進された時、我々の大学の真に文化的で民主的な学園の構築の出発点となり、飛躍点となると思います。然るに、現在の学部統合が全大学人の総意によって推進されているとは、はなはだ言い難く、まことに遺憾なことであると考えます。

我々自治会は10月28日の第1回団体交渉によって、大学当局が全学生の代表が自治会であることを認められたことは現在の種々の重要な問題解決の糸口であり、今後、それを基礎に相互の信頼関係にもとづく話し合いが進められていくところ、学部統合を全大学人の総意によって勝ち取る道であると思います。

我々自治会は以上のことを確認して、下記の通り学長と団体交渉を行ないたく申請いたします。

記

時 11月10日(木) 1時30分より
所 工芸学部
交渉事項 1. 学部統合計画および統合の具体的方針
1. グラウンド・BOX問題の解決方法
1. その他

以上
工芸学部・自治会代表

(資料 4)

校地統合について

(注) 統合計画の内容や現状が学内全般に充分知られてない感があり、
そのために11月4日全教職員・学生に対して配付された。

京都工芸繊維大学長 藤本武助

(昭和41年11月)

現在本学が校地統合に着手していることは既に知られている通りである。しかし統合計画の内容や現状が学内全般によく知られていない憾みがあるので以下にその概要を示そう。

1. 計画の概要

松ヶ崎の工芸学部の東側に隣接して 49,021m²の土地を購入し、その南側半分 22,159m²に本部、教養課程の校舎、図書館、大学会館、体育館、武道場、プールその他を建設し、北側半分 26,862m²を運動場とし附属施設を設ける。繊維学部の校舎は工芸学部の現在の運動場東寄りに建設し、さらに工芸学部の木造校舎を改築して工芸学部と短期大学の校舎などの建設を行なう。この計画が完成した時の建物の配置予定は附図のようである。

2. 計画の実施状況

この校地統合の計画は昭和38年に立案され、評議会において諒承され、昭和39年4月より土地の購入に着手した。さらに昭和41年3月より本部、教養課程の校舎と附属の建物の工事を始め、これらは近く竣工する予定である。さらに本年11月より繊維学部校舎の建築に取りかかり、昭和43年3月に竣工の予定である。これが竣工すると繊維学部は新校舎に移り、繊維学部の学生諸君の授業はこの時期から松ヶ崎で行なわれる予定である。

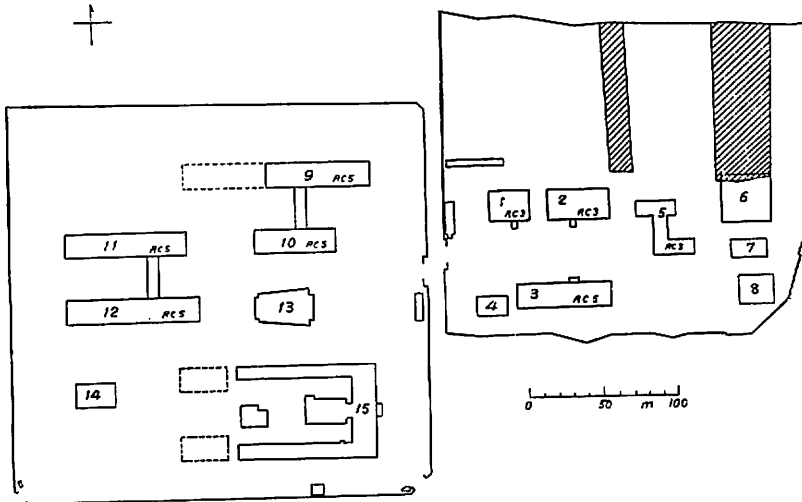
この計画は、新敷地の全部を昭和40年度中に購入することが出来、昭和41年度すなわち本年度中に新しい運動場の造成に着手出来るものとして進められてきた。しかし不幸にして図に斜線で示した土地所有者との話し合いがつかず現在未購入である。これについては本学の事務当局者は能う限りの折衝を続けたけれど折合わなかったのである。土地所有者には所有者としての言い分や事情もあるので、今後は法の定めるところによって解決するしか道がない。これについては既に文部省に事情を説明し、国として手続きをとってもらうよう取計らってある。最近、道路その他公共事業に必要な土地の買収が著しく困難になってきたことは世上よく知られているようであって、「土地収用法」の改正さえ論議されようとしている。このような時期に土地買収が円滑に進むものとして計画を進めたことについては、見通しが甘かったとの非難もあろう。しかし、このようなことはややもすると起こり勝ちのことであるから、今の状態を何とか打開して少しでも計画を進めて行くことこそ肝要であると思う。

以上のような事情で工芸学部にある運動場の約半分がつぶれるので、差当たって今年度中に既に購入済みの土地を運動場として整地し、体育に出来るだけ支障が起らないようにする計画である。

3. 将来の計画実施について

今後引続き図書館、体育館などの建設を進めるつもりであるが何分にも国費によって賄われるのであるから国の文教予算の額との関係もあることを考えねばならない。特に国立大学の建物の約50%パーセントは老朽した木造であって、国は年々相当量の改築を行なっているがこれは一朝一夕に行なえるものでない。文教予算に限度があり、一方において、各大学は改築のほか、学部、学科等の創設に伴う校舎の新築などを要望するのであるから本学においても大学側の希望通りに計画が進められない場合が起こっても己むを得ないというべきである。また他方において工事を担当する本学の施設課が負担し得る工事量にも限界があることを考えるとこの計画を完了するには相当の歳月を要するであろうことがわかると思う。さらに新しい学科が増設されるような場合には計画の手直しを適時行なわなければならないし、時には臨機応変の処置も必要であろう。したがって今ここでどの建物が何年度内に出来上るかというような予定を掲げること

附 図



1. 本 部	1,858m ²	8. 武 道 場	331m ² *
2. 図 書 館	2,280m ² *	9. 10. 繊維学部校舎	11,860m ²
3. 教養課程校舎	5,472m ²	11. 12. 工芸学部, 短期大学部校舎	22,815m ² *
4. 機 械 棟	306m ²	13. 講 堂	1,100m ² *
5. 大 学 会 館	1,785m ² *	14. 学 生 食 堂	711m ² *
6. 体 育 館	1,160m ²	15. 工芸学部校舎 (現在あるもの)	
7. プ ール	25m×15m*		

* 印のものは概略であって今後学生定員の変更にもなって変わる。

図中点線で示したものは将来学科が増設された場合の新設学科の校舎の予定位置である。
又斜線を施した部分は未買収地である。

は出来ない。唯計画案を予算面、年度毎の工事量の限度、建物使用上の緩急あるいは準備の程度などをじゆんぶにらみ合わせて出来るだけ早く達成するよう努力するだけである。

4. 統合に対する所見

以上本学の統合計画について述べたついでに私見を述べておきたいと思う。所謂6・3・3・4制の新学制の実施にともなって設立された国立大学はその府県の国立学校を集合したものであり、当時の事情から新しく校舎を建てるということがなかったから県によっては県内の数か所に分校があるという所謂タコ足大学が出現した。これは、大学の管理運営上にも、教育上にも著しい不便をとまなうので、一か所に集中することが望ましいわけである。近年になってタコ足大学解消のために各所で校地統合が計画され、あるいは実施されている。

本学の場合、工芸学部は松ヶ崎、繊維学部は大將軍というように離れているが道路がよくなり、交通が便利になった現在では本学は世上いうタコ足大学と同一視することは出来ない。しかしそれにしても二か所に分かれているよりも一ヶ所にある方が都合がよい。それは設備、施設が重複するのを防ぎ、研究の交流を便にし、教育上にも利点が多い。それにもまして両学部の教職員、学生諸君が同一の校地において日々相接することには有形、無形の益があと思うし、また、それによって両学部がそれぞれの前身である学校より受継いだ伝統を乗り越えて新しい学風が醸成される希望もある。私は建学の精神や学風を持たない大学は主義や信念を持たない人間のようなものであると考えている。それ故私は校地統合を機会に新しい学風が生まれることを強く期待している。

およそ創設の時期とか統合のような転換期には幾多の困難を伴うものであってそれに附随して問題が起こり勝ちである。今までにも統合に際して幾多の問題が起こり、学園紛争の原因となった例も多く見られる。紛争の原因がその地域の特別な事情によるもの、学内の不統一によるもの、あるいは一部の人々の予算や技術を超越した無理な要求によるものなどがあって、その中にはもっともな事情があることもあれば、時には感情的な対立によると推察出来るもの、また統合という事業に対する理解の不足によると思われるものもある。本学でも一部に統合反対の運動が起こされたことがあったと聞いている。

今後困難な事態が度々起こるであろうことは覚悟しておかねばならないと思う。またそれによって不便、不都合なこともしばしば起こると思うけれど明日のよりよい大学を築くため、そして、学生諸君の後に続く人達のためにそれを耐え忍ぶ心構えがほしいものである。

(資料 5)

抗 議 文

我々学生は、大学の問題（今回は学部統合問題）は全大学人の間で討論しその中で解決の方向を検討するという立場を明確にし、そして、こういう意味での大学の自治を擁護する事は学生のみでなく教官、職員等を含めた全大学人に課せられた任務であると思います。更に量的に又特殊な社会的立場にある学生の自治権利というものは大学の自治擁護とともに、学生自身の基本的人権を守る上に、極めて重要であると思います。

グラウンド問題において現グラウンドへの繊維学舎着工を新グラウンドの完成まで延期するという学生の要求は基本的人権の擁護という意味において妥当であり、更に問題が発生してから学生に一方的に通知してきた事に対して我々学生はいかりをおさえることはできません。厚生施設関係の建物についても学生が単なる技術者として社会に出ていくのではなく、よりよい社会を創造し発展させる担い手となるべき人間形成を行なうという意味で厚生施設関係の建物は極めて早急に作らなければならないと思います。けれども学校当局のそれに対する見解は「未だ具体的な計画をたてる段階には入っていない」と言うことです。

以上の事に対して我々学生は抗議集会の名のもとに強く抗議し、再考を要求致します。

昭和41年11月16日

京都工芸繊維大学々長 藤本武助殿

11・16抗議集会 議長及び同責任者
京都工芸繊維大学工芸学部自治会委員長

(資料 6)

告 告

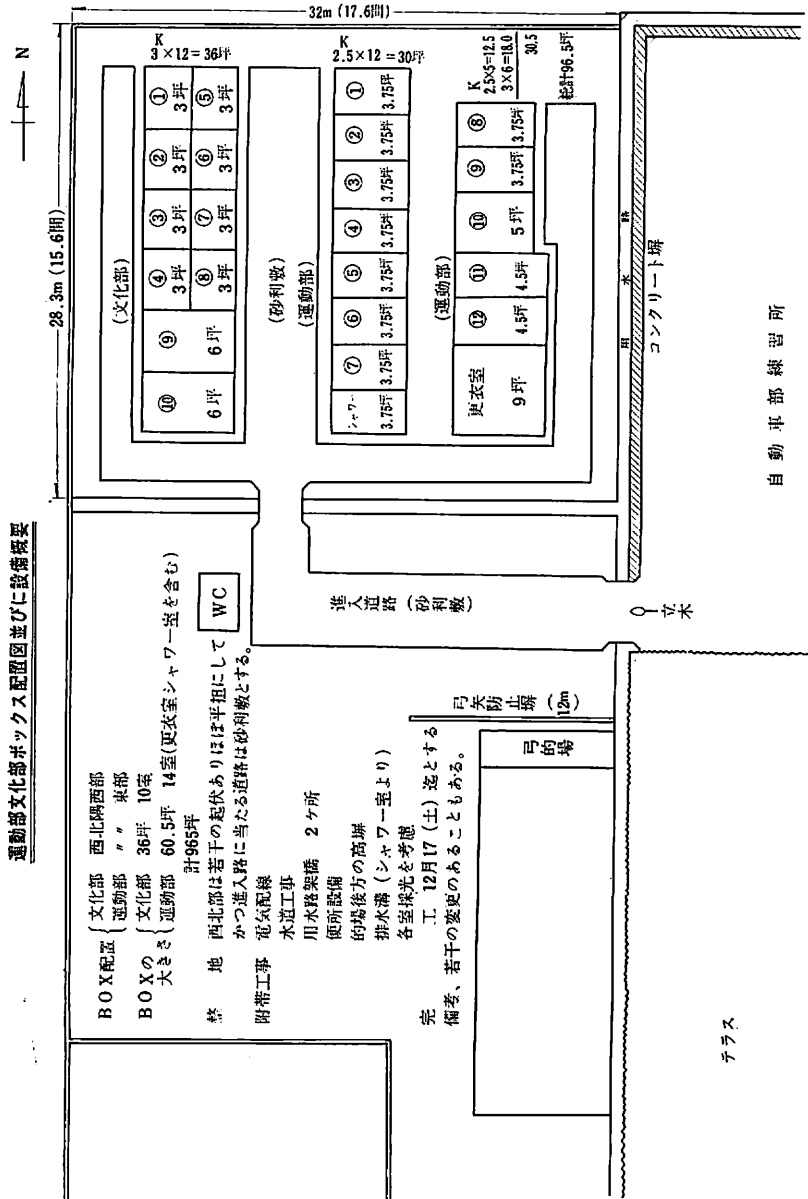
11月28日(月)の授業は平常通り行なう。

11月26日

工芸学部長

学生一般

「註」 11月26日学生委員会決議によって、11月28日全学ストを決議し授業放棄を一般学生に煽らんとした状況のため告示された。



(資 料 7)

告 示

繊維学舎の建設は近く着工されるが、このことは全学生に配布された学長の「校地統について」および学長と自治会執行部との会見においてすでに明らかにされている。

この建設にともない現在の運動場の東半分がつぶされるが、東部の買収済みの土地約11,000平方メートルの本格的グラウンド整備が予算化され、近く着工し来年3月末日までに工事が終わり、明年度から使用できることになった。また建設のため支障建物となる文化部、運動部のボックスは、西部空地に移築されるが、移築には時日を要するので取りあえず西北部空地に約100坪のプレハブを仮設することになった。その大要は別紙の通りである。プレハブが出来上れば部屋割等を相談のうえ、冬期休暇に入るまでに移動されたい。

最近の授業妨害を含む一連の行為は、大学の秩序を乱すものであり、深く反省されなければならないところである。さらに、大学の既定方針にさからい、着工に反対し、工事関係者と摩擦を起こすようなことがあれば事は極めて重大である。

ここに厳重な警告を發し自重自戒を望むものである。

昭和41年12月2日

工 芸 学 部 長

学 生 一 般

「註」 繊維学舎建設の地鎮祭および着工に対して学生の内には不穏な言動があり告示された。

(資 料 8)

告 示

去る11月28日全学ストと称して、校門を閉じ、授業妨害、授業放棄等を行なったことは、本学の秩序を乱し、学生の本分に反するものである。本日、この行為に対して本学通則にもとづき懲戒処分が行なわれた。今回は自治会執行部および学生委員会の責任者に限られたが、この企てを提起し、実行にうつした自治会執行部、学生委員全員、並びに一部活動者の責任は極めて重大であり、深く自戒すべきである。

今後再びこのような行為は厳に慎むよう、自重を望むものである。

昭和41年12月23日

学 部 長

学 生 一 般

IV 学 寮 の 問 題

1. 学寮のあり方について —山形大学の基本的な態度—

山 形 大 学
(41. 7. 11)

最近学内において、学寮問題に対する関心が高まり、活発な論議がかわされているが、これまで、どちらかというとり残されてきた感のある学寮について、新しい観点から検討が加えられ、学寮のあり方あるいはその本質について、これが明らかにされることは、学寮に対する一般の認識を深め、それがひいては学寮改善への糸口ともなるので、むしろ望ましいことである。

大学は、学寮のあり方に対する基本的な考え方について、補導協議会において、昭和39年以降引き続き10数回にわたって検討を重ねてきており、大学としてこの問題に対する一応の結論を得ているので、ここにこれを明らかにし、学生諸君の理解を求めるとともに、学寮問題について、論議をすすめるに際し、これが共通の基盤となって意志の疎通が行なわれることを期待している。

1. 学寮施設の整備改善について

本学の学寮は、旧制の高等学校あるいは専門学校時代の施設をそのまま受け継いだもので、大半が老朽化しているため、教育的にもまた厚生面からも、その目的を達成するにはきわめて不十分であって、整備改善が急がれていたが、昨年以來ようやくその緒につき、すでに農学部においては新寮の完成を見、その他の学寮についても、順次新寮を建設するよう計画がすすめられている。

2. 学寮の性格について

学寮がいかなる性格をもつべきかについて、教育施設であるといい、あるいは厚生施設であるとするなど、異なった意見が出されているが、これをどちらかに位置づけようとする前に、大学における施設の基本的な性格について考えてみる必要がある。

大学の目的が学問の研究と教育にあることは改めていうまでもない。したがって、大学のすべての施設は、大学の基本目的を達成するためにつくられ、運営されなければならない。もとより学寮には、学生の修学上の環境条件を整え、経済的に恵まれない学生に対しても、勉学の可能性を増大するという厚生的な意義はあるが、これはあくまでも大学の基本的な目的を達成するための補助的な手段であって、単に生活費を安くすることのみを目的とする施設を、大学が持つ必要があるかどうか疑問である。学寮における教育的意義を認めず、学寮を最も安あがりなアパートないし下宿屋と同様なものとするならば、このような施設を建設し維持するために、研究と教育のための国費をさくのに一般の共感を得られるとは思われない。

すなわち、学寮を設ける意義は、上述の厚生的な効果と同時に、学寮生活における、教育的な成果を期待しているのである。寮生が起居を共にすることにより人間的な接触を深め、相互に影響を与えあうとともに、自主的に学寮生活を運営することにより、民主的な社会人としての自治能力を増すなど、寮生活が

人間形成に重大な影響があると考えているのである。大学が寮生の自治能力を認め、自主性を尊重するたてまえを取っているのもそのためである。大学は、よりよき寮生活、よりよき寮自治のために、大学と寮生相互間に信頼と協力関係がうちたてられるように希望している。

3. 学寮規則の改正について

以上の考えから、現在具体的に管理運営の内容を規定している現行学寮規則について、詳細な検討を加えた結果、現行規則の精神はこれを継承することに意見が一致した。管理運営方式については、やや明確を欠く点があるのでこれを明らかにし、さらに規則としての形式を整えるために若干の改正を加え、すでに学生諸君に示したような改正案となった。

なお、変更される部分も多少あろうが、改正の主なる点は次のとおりである。

現行の学寮規則は昭和27年6月に制定されたもので、当時旧制時代のそれぞれ独立した学校の異なった伝統あるいは慣習のもとに管理されていた学寮に対し、共通する一つの規則を制定することに幾多の困難があったためと思われるが、管理運営上の重要な事項について明らかにされていない点が見られる。たとえば、経費の負担区分については特に規定はなく、各寮ごとの見解または慣行によっている。改正案においては法令の趣旨にしたがい大学の負担すべき経費と寮生の負担すべき経費について、その原則を明示し統一的に取り扱うことにしている。また、学寮委員会を設けることとしたが、これは現在の7つの寮は、施設設備およびそれらの管理上の内容がそれぞれ異なった条件のもとにおかれており、その取り扱いが寮によって著しい差があることは好ましくないので、共通な立場に立って、整備改善をすすめようとするのが、この委員会のねらいである。その他、学寮の管理運営について責任の所在を明確にしたこと、入寮選考、入寮手続き等の基本的事項については、細則から本則に移し換えるなど、条文を整理し規則の形式を整えたことが主なる点である。

学寮規則の改正に当たって、学生諸君の中には、大学が学寮の自治を制限し、あるいは寮生活に干渉するのではないかと心配するものがあるようであるが、大学にはそのような意図は全くなく、今日まで維持されてきた良い伝統と慣習は、十分これを尊重する態度に変わりはない。しかしながら、学寮の管理運営については、一定のルールがなければならぬことは当然で、学寮において、学則の外にあって治外法権的な無制限の自由が存在するというような考え方は、学寮が大学の施設として有する基本的な原則に反するものである。

学寮規則は、学寮が大学における教育施設として、その目的を達成するために必要な最少限度のルールを定めたものであって、大学はこのルールの範囲内においてできる限りの自治と自由を認めようとしているのである。

4. 学寮の管理運営について

学寮が大学の教育計画の一環として、果たすべき機能と役割をもつ施設である以上、学則その他大学の定める方針に従って運営されることは当然である。また学寮は国の設置した営造物であって、その管理運営は大学に委任されているのであるから、どのような運営形態をとるにしても、すべて大学の責任において行なわれなければならないことは明白である。しかしながら、大学は、学寮内における実際上の運営については、できる限り寮生の自主的な活動にゆだねるべきであると考え。たとえば、入寮選考においても、選考の過程において寮生の意見が十分反映するように考慮し、これまで維持されてきた慣行は尊重す

ることとした。しかるに一部には、入寮選考権は本来学生にあるとし、大学がこれに口をはさむのは不当であるという意見があるようであるが、学寮を誰に使用させるかを最終的に決定するのは管理運営責任者である。学寮内にどういふ学生が居住しているかもわからなかったり、責任者の知らないうちに学外者が宿泊しているようなことがあっては、責任をとることができない。また、学寮が国有財産である限り、その運営は法令で定められた手続きによってすすめられなければならないのであって、形式的にも、実質的にも、その責任は大学にあるのである。もしかりに、寮生の過失で火災が発生し、あるいは不衛生な行為のために伝染病が発生した場合、いったい誰が責任を負うのであろうか。寮生は過失や不注意に対して、道義的な責任を問われることがあるかも知れないが、法的責任や社会的責任は管理運営責任者が負わなければならないのである。

学寮の管理運営を管理と運営に分離し、大学は建物の管理だけを行ない、運営はそこに居住している寮生が行なうべきであるという意見があるが、もし、学寮をどのように使おうと、学寮内でどんな行動をしようとするのか、全く自由であるという、いわゆる治外法権的な立場にたってこれを大学の手の及ばないところに置こうとするのであるならば、管理運営責任者は、学寮内で起こったいかなる事態に対しても責任を負うことができないはずである。寮生の運営権が学生にあるとする主張は、管理運営の責任が大学にあるという事実と矛盾している。

つぎに、管理運営という用語について、理解のしかたが異なると誤解を生じやすいので、見解を明らかにしておきたい。管理の法令上の解釈については、国有財産法によると財産の取得、維持、保存および運用を含めている。管理という作用は、一つの施設を施設の設置された目的に従って、最も効率的に動くように統制する機能であると解されている。

このように見てくると管理と運営は別個のものではなく、両者は一体的なものであり、運営は管理の中に含まれると考えられる。現行の学寮規則においては、管理という用語が用いられているが、その中には入寮選考等学寮の運営にかかわる事項が規定されている。これは、この規則制定当時管理の中に運営を含めていたものと理解される。もし管理の意味が建物の維持保存だけでよいというのであれば、大学は、そのために必要最少限度の措置をすればよく、火災や盗難の発生しないように建物監視のための人員を考慮するだけで足り、寮生活上必要な事務員や栄養士、用務員、火夫等の要員を配置する理由もなく、光熱水料もきわめて少額の負担にとどまり、その他はすべて学寮運営上必要な経費として寮生が負担しなければならないことになる。

5. 経費の負担区分について

学寮が学生の勉学上の環境条件を整え、修学効果を高めるために設けられた教育施設であるという見地から、大学はこれを運営するために相当の国費をついやし、寮生の負担はなるべく軽くするように配慮している。

しかしながら、たとえ教育施設であっても、その中で営まれる私生活に要する経費は個人負担とすべきであって、これをすべて国費でまかなうことは、現在の社会通念からいっても認められないところである。寮生なるがゆえに、他の一般学生以上に、また一般市民のうけているより以上の利益が与えられるのを当然とするような、特権的な考えはもつべきでない。

特定個人の生活費を、一般納税者の税金で負担することは、生活保護法その他により、国民生活の最低

基準に達しない者に対して援助する場合などであって、それ以外は原則として、個人生活に要する経費は自弁とするのがたてまえである。

学生諸君は、寮生が貧困であって、負担区分の実施に耐えられないというかも知れないが、経済的に恵まれない学生は寮生だけに限らない。これらの学生に対する援助は、奨学制度の充実その他根本的には社会保障の問題として別個に対策が考えられるべきである。

学寮経費の負担区分の実施については、既設の寮に対しては直ちに全面的にこれを実施することは考えていないが、新寮に関しては、これまで、しばしば説明されているとおり受益者負担の原則に従って実施する方針である。この場合においても、寮生の負担が急激に増加しないように考慮されている。

新寮において負担区分が実施された場合、寮生の負担が、どれだけ増加するかについては、運営のしかたによって多少の差はあろうが、寄宿料を除いて、現在より1月あたり500～700円程度と推定している。伝えられるように一律に月額2,000円の値上げになるというのは、計数的な基礎に立った数字とはいいい難く、また、現に学寮に勤務している公務員である職員が、負担区分の実施により職を失なうというようなことは全くいわれないことである。

6. む す び

学寮の管理運営に関する大学の基本的な考え方は以上述べたとおりであるが、学寮規則の改正その他を通じて、学生諸君が最も関心をよせる点は、おそらく大学の意図が学寮自治の制限強化を旨としているのではないかということかも知れないが、大学は寮生の自主的な活動を通じて人間的な成長が行なわれることを信じ、むしろ積極的に学寮自治の意義を認めようとしているのであって、いたずらにこれを縮少し制限しようとする考えは全くない。学寮は、大学の組織の中の一部であるから、大学の方針を離れてひとり歩きすべきではない。したがって、寮生の活動にはおのずから限度と節度が必要なのである。自治には責任を伴うことは改めていうまでもない。大学は寮生の自治活動を尊重すると同時に、寮生自らが自己の行動を律して学内秩序を維持することを期待している。大学と寮生とのこのような関係は相互信頼のうえにきずきあげられるものでなければならない。

これまで述べてきた大学の考え方に対して、学生諸君の中には、これと異なった見解や主張をもつものもあろうが、お互いに自分の主張だけが正しいというような独断に走ることなく、立場を異にする者の意見にも十分耳を傾け、理性的な判断に立って、一致しうる共通の立場を見出す努力が必要であろう。

昭和41年7月11日

山形大学補導協議会

2. 学寮問題をめぐる最近の事態について (総長談話)

東京大学
(42. 1. 9)

今般、学寮の管理運営にかんする二、三の問題をめぐって、学寮委員会と寮生諸君との間の正常な関係がそこなわれ、ひいては、授業の妨害、教官の身体の拘束等、大学の場にふさわしからざる事態が発生したことは、まことに遺憾なことといわなければならない。ここに、この問題にたいする本学の考え方を明らかにし、寮生諸君のみならず、ひろく一般学生諸君の良識ある判断に訴えることとしたい。

I

もともと本学は、総長の諮問に応ずる機関として学寮委員会をおき、学寮にかんする基本方針について協議を行なってきた。しかしながら、白金新寮の開設をひかえて、学寮委員会は一昨年の秋以来、個別的具体的問題にかんしてもまた、白金寮をはじめとする本郷関係6寮の寮生諸君、さらに時には駒場・三鷹寮の寮生諸君をも交えて、相互の信頼を前提とした話し合いをかさねてきた。しかるに、昨年の夏期休暇が終了するとともに、寮生諸君は、従来慣行となっていた懇談会形式を団体交渉の形式に変えようとし、また自己の主張に固執して、しばしば理性的話し合いを不可能にするような態度をすら示すにいたった。

本学は、国立大学として、その施設である国有財産の管理について国民にたいして直接の責任を負う立場にあり、したがって、学寮にかんしてもその責任を負う体制をもたなければならないのは当然である。本学は、すでに確認されている上の方針にもとづき、寮生の自治を最大限に尊重しつつ、話し合いを続けてきた。にもかかわらず本学の措置をことさらに非難し、それによってあたかも寮自治そのものが事実上否定されているかのように主張するものがあるが、これは本学の真意をあえて歪曲するものといわなければならない。

事実、寮生諸君の一部には、上のごとき本学の真意を無視するかのごとく、いわゆる「完全自治」を一方向的に主張し、さいきんにおいては、これを貫徹するために力の行使をも辞さないとの態度を示すものすらあらわれるにいたった。そもそも寮生の自治は、大学と寮生との信頼関係が前提となっはじめて十分に機能すべきはずのものであり、また本学も自らこのような関係をつくり出すことに積極的に努力しているにもかかわらず、なお、昨今のような事態が発生したことは、寮生の自治そのもののためにもまことに惜しむべきことである。

とくに11月に入ってから、学生諸君の一部は、会議開催中の学寮委員会にたいして、計画的に動員した多数の力をもって委員全員との交渉を強要し、あるいは、委員会終了後、講義に赴こうとする教官の行動を妨害し、あまつさえ、教室に入って講義の進行をさまたげるものさえあらわれるにいたった。さらにまた、教官と寮生との懇談会にあたって、あらかじめ定められた時間に退席しようとする教官の通路をふさぎ、あるいは出口を人垣で閉鎖することにより、長時間にわたって教官の身体を拘束するがごとき事態も発生するにいたった。

さらに、懇談中、教官の片言隻句をとらえ、教官と寮生との人間関係をことさら破壊しようとするがごとき言動におよぶものが少なからずみられた。そのうえ、学生の一部にある派閥的対立が懇談会の席上に

もちこまれ、その結果、一定の約束のもとですすめられつつある会の進行がいちじるしくまたげられるにいたっては、寮生自ら、かねて主張する「自治の担い手」たる能力の欠如を示したものであるべく、こうした事態があらためられないかぎり、本学としても寮生諸君との話し合いを続けることはきわめて困難にならざるをえない。

II

以上の経過の中からとくに重要と思われる問題をあげてみるならば、まず第一に、講義・演習等の教官の公務は、ひとり個々の教官の負うべき義務であるだけでなく、大学の本質的な機能にかんするものであり、大学に学ぶものにとってこれを妨害することは、自らを否定する行為だといわなければならない。第二に、会議のルールが、会議を継続的に維持し、また会議の内容をみのりあるものとするためにこそ必要不可欠なものであることは、大学にかぎらず、ひろく一般社会に共通の常識である。しかるに寮生の一部には、自己の要求を貫徹するに急なるあまり、会議のルールの無視を主張するもの、果ては力の行使に訴えるものすらあらわれるにいたり、これが今回の一連のできごとの基調となっている。このような主張と行動とによって会議にのぞもうとするのは、会議そのものの存在を否定するものであることを認識しなければならない。第三に寮生諸君は、さいきん、もっぱら「大衆団交」という形式に固執しているが、多数の力をかりて要求を通そうとする「大衆団交」は知性の場である大学においては断じてとらるべき方法ではない。本来、大学では教官と学生との間に利害の根本的対立はなく、また教官と大学に学ぶ良識ある学生との間の対話は、理性的に交わされるべきものである。本学は以上の諸点をとくに重要と考え、あらためてこの問題にたいする本学の基本的な考え方を明らかにしたが、むしろあまりにも当然なことをここに繰返さなければならないのは、大学としてきわめて遺憾なことである。

III

いわゆる白金寮主任届出の問題にかんしては、事務手続上、寮生諸君の間に誤解をまねく点がなかったとはいえない。しかしながら、すでにのべたような、一部寮生の非理性的言動や、およそ大学に籍をおくものに要求される最少限の常識すら疑われるような態度が、それによって免責されるものではない。さらに、寮生側を統括する立場にありながら、その任を果たしえなかった学生もまた、指導者としての責任を免れることはできないであろう。

もちろん、すべての寮生諸君が、このように、非理性的かつ無責任な言動の持主であるというのではない。それどころか、いわゆる主任問題に直接利害関係を有する白金寮をはじめ、諸寮の寮生諸君の多くが、現在もなお問題を冷静かつ建設的に処理しようとしていることは、私の信じて疑わないところである。

本学としては、ことがらの重要性にかんがみ、慎重審議の結果、今般数名の学生につきその責任をたす措置をとることにした。しかし近年このような事例が少なく、したがって学生諸君が大学の機能と規律の重要性を自覚し、これを侵害した場合の責任の重さを知る機会に乏しかったこと、および今回のできごととは主として本学の慣行に習熟していない教養課程在籍中の学生の行動をめぐって生じたものであったことを考慮し、またさらに大切なこととして、本学は、学生がいったん大学の機能と規律の重要性を知るならば、ふたたびこのような混乱をおこさないであろうことを確信し、今回にかぎりことがらの内容に比し

て軽い措置をとることにした。

私は、措置の対象となった諸君がこれを契機としてその責任を十分に自覚することを期待する。と同時に、一般の寮生諸君も、問題となっている事態の筋道を認識するとともに、大学のあり方と大学の社会的責任とを理解し、自己の要求のみを性急に主張することなく、寮生活を質的により豊かなものとするために、さらに建設的な努力を続けるよう切望する。

また、一般学生諸君も、今回の問題がたんに寮生活のみにかんするものではなく、大学一般のあり方にもかんするものであることを認識し、本学の意のあるところを省察して、冷静に判断することを期待したい。

昭和 42 年 1 月 9 日

東京大学 総長

3. 雄迎寮紛争について

東京芸学大学
(40. 5. 12)

I 雄迎寮総務委員に退寮を命じた経過について

大学は去る 4 月 27 日付けで教務補導部長名により本学学寮である雄迎寮の総務委員 6 名に対して 5 月 6 日の日限をもって退寮を命じましたので、これまでの経過についてお知らせします。

1. 12 月 18 日に学寮委員会（教官）は、さきに全寮中央委員会（寮生）から提出されていた雄迎寮および若竹寮の補欠入寮選考について全寮中央委員会より強い要望があったので再度話し合いをもったが、次のとおり見解が一致せず学寮委員会は雄迎寮の入寮選考についてはこれを認めなかった。

(1) 学寮委員会（大学側）の主張

1. 鉄筋の学寮の寄宿料は月額 300 円とすることを既に省令で規定されており、寮生がこれを認めない方針を決議している以上、入寮選考を認めるわけにはいかない。
2. 入寮許可と寄宿料は分離して考えるわけにはいかない。
3. 入寮計画について若竹寮とは話合って了解しているが雄迎寮については話し合いをしていない。欠員があるから計画を予め大学と相談しなくてもよいということにはならない。

(2) 全寮中央委員会（寮生側）の主張

1. 寄宿料の問題は今後大学側と話し合って決めるべきであり、入寮選考と直接の関係はない。入寮を認めた上で在寮生の分と同様に検討すべきである。
2. 雄迎寮には相当数の欠員があり、入寮計画を予め大学側と話し合う必要はない、入寮を希望する学生は当然入寮さすべきである。

3. 入寮を不許可とする権限は大学にはない。入学選考は寮生の自治の下に行なわれて然るべきであり、寮生が選考したものについて教務補導部長は単に印を押せばよい筈である。

ここで問題点となる次の二つのことを明らかにしておきたい。

(1) 入寮の許可権および選考の手続について

このことについては、本学学寮規程によって

第5条 学寮に入寮を希望する者は保証人連署の入寮願を提出して、大学が定める入寮選考を経て教務補導部長の許可を得るものとする。

と規定されている。

この規程でいう一大学が定める入寮選考一とは、昨年7月27日に目黒寮総務委員会との申合わせ（注参照）をした際に暫定措置として「入寮面接は全寮中央委員会の責任において各寮総務委員会が行なう。許可事項については各寮総務委員会と学寮委員会が検討し、その決定にもとづいて教務補導部長が許可する」ということを承認した。

(注)

申 し 合 わ せ

この申し合わせは目黒寮より久留米の新寮に移転することについて、寮生の疑念に應えるため、大学側と目黒寮寮生代表が、さきに目黒寮代議員会より提出された寮生の要求書を中心として話し合い、了解された次第である。

記

1. 新寮は自治寮であること

イ 学寮は寮生の総意に基づく寮則によって自律的に運営されることは当然なことである。従って他のいかなる者の干渉も承認も必要としない。寮生の主張する「他のいかなる者の干渉も承認も必要としない」という主旨は寮生活の自治的性格を意味するものであって、この主旨については双方確認された。ただし、学寮規程の問題については今後話し合いを続ける。

ロ 入・退転寮の問題は4月以降行なわれてきたとおりとする。

入寮面接は全寮中央委の責任において各寮の総務委員会が行なう。

許可事項については、各寮総務委員会と学寮委員会が検討し、その決定にもとづいて教務補導部長が許可する。

ハ 寮生が学寮の自治を破壊すると認めた大学の職員は配置しない。

2. 新寮における寮生の生活を保障すること

イ 寄宿料については、今後話し合う。

ロ 学寮経費の負担区分については、昭和40年3月まで保留し、その後については今後全中委で協議し、また大学とも十分話し合って決める。

ハ 大学は学寮に必要な事務員、用務員、調理士、栄養士等を雇用する。これらの人員配置にあたっては、寮生の希望を考慮する。

ニ 学寮予算については、今後話し合う。

ホ 寮生の必要とするアルバイトは責任をもって大学がこれを保障する。また寮生も協力する。

ヘ 通学については、関係機関の協力を求め、寮生が不便を感じないようにする。

ト 定期券購入にあたっては、東久留米・小金井間のバス定期の外に新宿・池袋回りも認める。

3. 北寮・食堂の取壊しおよび新寮移転に伴う寮生の生活について十分保障すること

イ 北寮取壊しに伴い、あふれる数名の者の措置について保障する。

ロ 北寮取壊しに伴いアンプ、電話の移転、総務委員室の仮設、部室の補修等、総務委員会が必要と認めた事項を大学は責任をもって行なう。

ハ 新寮移転に伴うすべての経費は、大学が負担する。

- ニ 新寮移転のため経済的に苦しくなる寮生に対しては貸付金等必要な援助措置をとる。
- ホ 移転の際寮生の学業に支障なきよう大学は責任をもってその措置を講ずる。
- ヘ 8月31日までに新寮が完成しなかった場合、寮生の学業・生活等の面に於てこれを保障する。
- ト その他新寮移転に伴って生ずる問題については大学と寮総務委員会は誠意をもってこれにあたること。

以上

昭和39年7月27日

東京学芸大学目黒寮総務委員長

上記申し合わせ事項について了承する。

東京学芸大学教務補導部長

この方法は昨年4月以降行なわれてきた方法であり、この申合わせの基礎になっている学寮委員会と寮総務委員会の統一見解は、入寮計画については予め学寮委員会と寮総務委員会が協議し、相互の了解のもとに入寮生を公募するということであった。その上で入寮面接は各寮の総務委員会が行ない、入寮候補者を決定し、学生課をとおして学寮委員会が審議し、適当と認められれば教務補導部長が入寮を許可する。また、学寮委員会が不適當と判断した者については総務委員会に再検討をするように戻す。ということである。

したがって、今回(12月19日)のように前記した理由によって入寮選考および入寮を認められないという学寮委員会の決定のもとに不許可の理由が納得できないという理由で全寮中央委員会が入寮面接を強行し、大学の制止を無視して雄迎寮総務委員が入寮させたことは明らかに学寮規程に違反した行為であり、寮生は前記申し合わせ事項を自から破棄したものと認めざるを得ない。

学寮の自治権の問題は今後大学と寮生が十分話合っていくことを約束しているが、これに直接関係のある入寮選考および許可の権限が寮生側にあると主張する寮生の考え方は是認するわけにはいかない。

② 雄迎寮寄宿料の月額変更の経過について

1. 寄宿料の件については、昭和36年4月1日に文部省令において「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」で鉄筋による学寮の寄宿料は月額300円とすると規定されている。
2. 寮生が主張する「寄宿料は今後大学との話し合いで決めるべきである云々……」は昨年9月目黒寮より久留米に移転する際に当時の目黒寮総務委員より移転を順調に行なうために、現在の目黒寮の条件をそのまま久留米に移転させてほしいので、寄宿料の件も移転後話合うことにしてもらいたいという強い要求があって教務補導部長がこの申し合わせを承認したものである。

然し大学としては寄宿料の300円については大学として酌量の余地はないことを一貫して寮生には申渡してきた。

3. 寄宿料の300円については上記のいきさつもあり大学が一方的に決定して通告してもいけないので11月13日、17日の両日に亘って学寮委員会を開き寮生代表にも来てもらって趣旨説明に合わせて寮生の意見も聞こうと考え、予め雄迎寮総務委員会にその旨連絡したが、寮生は寄宿料300円の反対の態度を変えずこれに応じなかった。
4. したがって学寮委員会としては寮生は寄宿料問題を解決する意志がないものと判断し、一方事務局の担当責任者とも協議し、これ以上待つわけにはいかない日限を11月1日と定めることを了承し

た。

5. この決定にもとづき、学寮規程の一部（寄宿料のみ）改正案を代議員会に提案し、可決されたので速刻雄迎寮寮生全員に対して教務補導部長名で雄迎寮の寄宿料の月額変更通知書を発送した。
2. 12月19日、全寮中央委員会は前述の如く大学が認めない雄迎寮の入寮選考を強行し、同月22日に入寮候補者名簿を大学に持参したので、大学はこれを認めるわけにはいかない旨再度申渡し、一方においては入寮候補者全員に対して入寮を認めない大学の方針を明記した通知書を教務補導部長名によって発送した。
3. その後雄迎寮の総務委員会は大学の制止を無視して数名の学生（さきに面接を受けた者のうち）を入寮させたことが判明したため学寮委員会はこの措置について協議しその決定にもとづき責任者である雄迎寮総務委員の出頭を求めて1月16日に教務補導部長から次のことを申渡した。
 - 雄迎寮総務委員会は入寮に関するこの度の大学の制止を無視し、また入寮選考についての話し合い事項を破って大学が不許可とした学生を入寮させた。このことは学寮規程にも違反するので下記のとおり申渡す。
 1. 雄迎寮総務委員は全員始末書を提出すること。（始末書を提出しない場合は退寮を命ずる）
 2. 大泉寮からの転寮者は寄宿料300円を認めた者について手続履行後転寮を認める。
 3. 不許可の入寮者は総務委員の責任において退寮の措置をとらせ、問題解決後、改めて入寮選考をやりなおす。

（注）

- イ この大学の申渡しは1月20日行なわれた全寮主催の抗議集会において拒否され大学にその旨通告された。
- ロ 昨年の秋目黒寮において大学の許可もなく勝手に19名の学生を寮の総務委員会が入寮させていたため問題として取上げられたが、その際は当時の総務委員長が口頭で遺憾の意を表したためそれ以上の責任追求はしなかった。
4. 寮生は大学の措置に反対し、何回となく大学に対する抗議を繰返し、寮生が納得いく話し合いを要求してきた。学寮委員会としては退寮処分だけがこの問題を解決する手段とは考えないので、一方学寮委員長や学生課長、学寮係長が再三寮の総務委員と話合ったが遂に事態は好転しなかったため、2月6日再度雄迎寮総務委員を呼んで教務補導部長から始末書の提出を2月8日までの期限つきで申渡した。
5. その後も自治会主催のもとに雄迎寮の問題について説明会を開いたりして、責任者の退寮命令等の最終的な措置は極力避けるべく寮生に説得を重ね、また反省を求めたが、これに応ずる気配はなかった。
6. 雄迎寮の総務委員に始末書の提出を求めることは寮生側から言わせれば学寮の自治権の問題、すなわち入退寮の権限を自から放棄することになって寮生は絶対この大学側の要求には応じないと判断し、3月1日に学生自治会と寮生代表が大学側と話合った際に、学寮委員長より私見として「せめて寄宿料の300円に対する反対決議だけは取下げ問題解決の糸口をそこに求めることが出来るように検討してほしい」という解決案を示した。当日は自治会も寮生もこれを検討することを約束して散会した。
7. ところが雄迎寮の総務委員会はこの提案の取扱い方を怠ったためか約束の期限3月8日に来たときはあくまでも教務補導部長外各学寮委員、学生課担当者が雄迎寮に行って寮生が納得するまで話し合いをしてもらいたいという主張を繰返した。
8. 雄迎寮総務委員会は上記学寮委員長の解決案にも応ずる気配がないので3月9日の学寮委員会はこれ

以上話し合いをしても無駄だと判断し、雄迎寮の総務委員の責任退寮は止むを得ないとして3月10日付教務補導部長名で保証人あてに来たる3月18日に出校してもらうよう通知書を発送した。この措置は雄迎寮の問題について保証人には十分ことの真相を理解してもらい、その後で具体的な退寮の手段をとるべきであるという考えに基づくものである。なお、この通知書には今までの経過と大学の見解を一応記述しておいた。

9. しかしながら前記した学寮委員長の解決案がどのように雄迎寮において取扱われたか気にかかるふしも依然として残るので学寮委員会の決定とは別に3月11日の夜、教務補導部長、学寮委員長、学寮係長3名で雄迎寮に行って約30名の寮生と直接学寮委員長提案の問題を中心に話合ってみたところ、雄迎寮の総務委員はこの件について寮生には計っていないからしく寮生間で多少の混乱があった。

10. この晩は、最初は大学との間にも意見の不一致はあったが最終的には寮生から大学の意向に沿って誠意をもって問題解決を計りたいが、寄宿料の反対決議は、寮生大会で行なわれているため、4月3日の寮生大会まで回答を延期し、父兄招喚も保留願いたいというような意味の強い要望もあり、また集まった寮生の殆ど全員がこの提案を支持したと認めた。

そこで寮生の言葉を全面的に信頼し、翌日保証人には電報および速達便で出校中止を願い、雄迎寮総務委員の退寮命令も保留にした。

11. ところが雄迎寮総務委員は約束の回答期限の4月4日には回答せず、4月26日に出校してもらい正式の回答を求めたところ、去る3月11日夜の大学の信頼に反し、学寮経費の負担区分（寮生が寮内において私生活のために使用する電気、水道料は寮生が負担すべきであるという文部省の通達）について大学が全面的に寮生の主張を容れれば寄宿料300円反対決議は撤回してもよいという回答であった。

(注)

負担区分の問題は本学においては、従来未解決のまま大学が負担していたが教官研究費等に相当の額が喰込み、また寮生だけが私生活にまで校費を使用することは適正を欠くという学内の批判もあり、加えて先般の会計検査院の検査の折りに不当性を指摘された。

全国の国立学校の大部分は程度の差こそあれ既に実施されている。

12. 負担区分の件については教務補導部長の責任において昭和40年3月末日まで延期され、大学としては新年度より実施する方針であったが寮生との話し合いがつかないため現在検討の段階にある。然るにこの度不許可の入寮に関する雄迎寮総務委員の責任問題との取引の材料にされては全く筋が通らないし、まして、風呂、暖房用の燃料費まで大学がこれを負担せよという寮生の主張に対してはこれを認めるわけにはいかないので寮生の主張を退ぞけ、止むを得ず3月11日以前の段階に返さざるを得ないと判断した。

13. 12月19日に今回の問題が発生して以来、4ヶ月余り、寮生の良識を信頼し、また、道理を理解してもらうことを期待し、今日まで相当の回数寮生代表または一般寮生とも話を重ねてきたが遂にその効もなかった。このままでは正常な学寮の管理運営は不可能と大学は判断し、止むを得ず雄迎寮の総務委員の責任を追求し、4月27日付文書で雄迎寮総務委員6名に5月6日の日限で退寮命令書を発送した。

同時に父兄および指導教官にも現在までの経過を通知し、今後の指導を併せてお願いした。

付 記

現在学生諸君が問題にしている不許可の入寮生に対する身分証明書（学生証）および通学定期購入証

明書の発行停止について大学側の見解を明らかにしておきたい。

1. 12月の入寮生は大学が不許可としたのを無視して入寮したものであり、いわば不法住居侵入者である。したがって学寮委員会では雄迎寮の総務委員会の責任において雄迎寮より退去させることを要求しており、雄迎寮を勝手に住居と定めたものについて学寮の管理者である大学が雄迎寮からの通学定期購入証明書を発行するわけにはいかない。

また住所を認定できない学生について身分証明書（学生証）は発行しようにも方法がない。

2. 通学定期購入証明書は学生の現住所から一定の期間通学することを前提として大学がこれを認めて発行すべきものであり、入寮を許可していない学生を寮から通学すると認定することはできない。
3. 寮生が主張している「新入生の雄迎寮入寮生には何故に上記証明書を発行して12月入寮生と区別するのか。これは明らかに寄宿料問題を解決するために大学が取引の材料にしているのではないか」という主張については、

イ 新入生に関しては3月11日夜の段階（10項参照）で雄迎寮の寄宿料の問題は100%解決するものと寮生を信頼し、この線に沿って新入生の入寮選考を計画し、実施してきた。最近になって雄迎寮が大学の信頼を裏切ったからといって新入生の分まで証明書を取り消したり、入寮許可書を無効にするわけにはいかない。

ロ 新入生の場合は改正された学寮規程を学生の手引を通して一応心得ている筈であり、雄迎寮の入寮許可者には寄宿料の件を明記した通知書を入寮前に発送してあるので、これを了承した上での入寮とみなすことができる。

Ⅱ 雄迎寮自治闘争の経過について（昭和40.7.19）

雄迎寮総務委員6名に対する退寮命令及び不許可のまま雄迎寮に入寮した学生11名に対する入寮不許可の通告に端を発して、ストライキにまで発展した所謂「学寮自治闘争」の経過を日を追ってまとめてみた。

5月17日 ① 午後2時頃、執行委員長名で臨時学生大会開催の願出があり（別紙1）次のとおり答える。

① 月曜日（24日のこと）はすでに3回も授業がつぶれており5月31日もつぶれるので願書の日程による学生大会は絶対に許可されないと思う。

② 月曜日以外でも授業に影響のある時間に学生大会を行なう場合は、教務補導委員会の審議を経なければならないが、24日迄教務補導委員会が予定されてないので、許可は困難と思う。（特に大学では学生の行事の為の休業は、文化・体育祭・定期学生大会・新入生歓迎会以外認めていないので）

但し、19日に行なわれる各部教官会で了承が得られれば、許可してもよいと思うので、一応教務補導部長に報告し、各部教官会の議題として取上げて貰うようお願いしてみる。

③ 放課後学生大会を行ないたいと云う場合は教務補導部長が判断して、許可、不許可をきめる。（ただし、体育館の使用は第3部長の了解が必要である）

④ 直ちに教務補導部長に報告し、一応19日の教官会で協議して貰うよう各部に要請。

5月19日 ① 午後2時過ぎに執行委員会書記長から「17日に願出た学生大会の開催日を25日に改めたいので、各部教官会に連絡してほしい」との申出があり、各部に連絡。

② 午後4時～5時の間に各部学生係長から「教官会では授業をさいて学生大会を持つことは

認めない、という結論であった」との通知をうける。

- ③ 午後8時頃、各部教官会の結果を通知し、併せて第2部教官会の意向も伝えた。(議題に示されたように大学のとった措置が不当であるということで、持とうとする大会はたとえ放課後でも認めないというもの)

註 なお、このことは20日に執行委員長にも伝えた。

5月23日 闘争委員は午後、教務補導部長・次長・全寮務委員・学寮係長宅を訪ねて要求書(別紙2)を渡し、このことについて24日午前中に回答するように要求した。

これに対し教務補導部長は、学生の代表とあって、今後とも話し合いを続ける意志はあるが、文書で回答はしない。又団交と称するような交渉には応じないと回答した。

5月24日 ① 午前11時頃、前日全学闘争委員会より提出された要求書(別紙2)に対して教務補導部長は学生代表を呼んで下記のとおり回答した。

- ① 学生側が要求した本日の団交には応じない。もし、学生側に問題解決の誠意があれば双方の代表者でよく話合ってはどうか。

一この回答は去る5月11日に学生の要求に応じ教務補導部長・学寮委員会・学生課担当者が出席して学生に説明する会をもったとき、議場は大混乱をおこし、延々9時間、大学側は怒号とヤジのもとに深夜近くまで軟禁状態におかれたこともあり、今後一切団交的な要求には応じないことを学寮委員会として決定し、学生側にも申渡してあり、また団交的な話し合いが必ずしも大学の真意を理解させる場所にはならないと判断したためである一

- ② 文書回答はしない。

今まで十分寮生諸君やその代表とも話合ってきたことであり、一々文書で回答する必要はない。

以上のことを学生代表には伝えたが玄関前の抗議に集まった学生は納得せず「部長は玄関前に出て直接学生が納得するように説明せよ」と要求してきた。学寮係長が教務補導部長が学生代表に回答したと同様のことを説明したが学生は納得せず、暫く押問答を繰返して引きあげた。

- ② 午後2時、教務補導委員会で「臨時学生大会の開催願」に対する各部教官会の結論を執行委員会に伝えた旨を報告、確認した。
- ③ 午後3時頃から学生は411号教室で抗議集会をもち学生代表は再度この場に大学代表が来て説明することを要求したが、大学はこれに応じなかった。

5月25日 ① 午前10時40分頃から、執行委員・闘争委員が体育館前に顔を出す。

- ② 本日の学生大会は不許可のものであり、体育館の使用も許可しないと申しわたす。

(午前10.50) 及び(午前11.20) 学生代表に

- ③ 大体育館の内側から施錠して、学生の入るのを防いでいたが正面入口の施錠が不十分であったため、そこから学生が押入る……体育館に入らぬように注意したが聴入れなかった。(午前11時)

- ④ 執行委員長の云い分は下記のとおり

- ① 学生大会開催の手続は、自治会規約に基づいて行った。

㊸ 大学が休講してくれないので、我々は自主的に欠席してこの大会に参加した。

㊹ 体育館に許可なく入ったことは、この時点では止むを得ぬと思う。

㊺ この大会の責任は執行委員会がとる。

⑤ 午後1時すぎ、5時限以降の体育の授業のため、S・O両教官が、大会を中止するように執行委員長に話したが聞入れなかった。

⑥ 12時から寮務委員会を持ち、23日に寮総務委員から要請のあったいわゆる団交には応じない。ただし、代表者数名による事態收拾のための話し合いには応じてよいということをきめ、通知する。

⑦ 大学の阻止にもかかわらず、不許可の学生大会が開かれストライキ提案が行なわれたので、午後4時30分から緊急教務補導委員会を持ち、学生大会の経過報告(別紙3)をする。

なお、今後の措置のこともあるので、26日には教務補導委員は各自研究室で待機することをきめる。

⑧ 26日は各門にピケをはり教職員・学生の入校を阻止することをきめた様である。

5月26日 ① 昨夜より今早朝にかけて、校門および通用門は全部学生の手によって閉され、完全なストライキ態勢を組んだ。始業前から闘争委員を中心とした学生がそれぞれの門にピケを張り、多数の教官の説得も聞き入れず、授業のために出校した教官・学生および事務官にいたるまで実力をもって入校を阻止した。

午前9時30分頃、教務補導委員のT教官と学寮係長が正門に設けられている闘争委員会本部に行って委員長に「教官・事務官まで入校を阻止することは公務執行妨害であり、絶対に許さるべき行為ではないので、直ちに入校さすべきである」と申渡した。(学生はこの件について協議していたが、10時頃から教職員を入校させた。)

② その後、正門前でも抗議集会を開き、午前11時頃から学内のデモにうつり、玄関前で再度抗議集会をもち、要求書(別紙4)を教務補導部長あてに提出した。(学内デモ等に参加した学生数は約1,000~1,200名)午前11時30分頃から4号館の教室に集まった学生は、教科別の討論会をもち、このあと食堂で総括討論を行なった。

③ 午後2時30分から、教務補導委員会と寮務委員会との合同会議を持ち、次のことをきめた。

① 本日学生が提出した要求書(別紙4)には直接答えないが、このことは部長公示の中に適当に折込む。

② いわゆる学生代表とは話合う必要はないと思う。

③ 28日までに学長声明及び教務補導部長の公示を行なうことにし、学長に声明発表を要請する。

④ 27日中に学生大会の前後の経過報告書を作成し、全教官に配付する。

⑤ 28日に臨時各部教官会を開催するよう各部部長に要請する。

⑥ 執行委員、闘争委員の中心となって活動した学生の父兄及び指導教官に文書による連絡をする。

⑦ 6月2日の教官会議までにこの合同委員会を持ち、今回の学生のとった行動に対する措

置について検討する。

その結果を6月2日の教官会に報告する。

- ㊦ 6月2日の教官会議までに、学長声明、部長公示、父兄及び指導教官に送付した文書の写を用意し、全教官に配付して大学の態度を明確にし、教官の意志の統一をはかる。
- ㊧ 出来れば6月16日までに臨時代議員会を開催して貰って、今回の不法行為をした学生に対する措置を決定して貰いたい。

- 5月27日 ① 闘争委員会が決定し実施した「午前中、全面授業放棄による科別懇談会・午後学生集会」のため、授業は3分の1程度しか行なわれなかった。（3部は大体行なったが、1部と2部はほとんど行なえない）
- ② 11時半頃から、闘争委員長が教務補導部長に会って、昨日の要求書(別紙4)の回答を要求したが、部長は「ストライキを中止しない限り話し合いはしない」と回答。
 - ③ 12時過ぎから、学生ホールで学生集会を、引続き3時半から411号教室で拡大自治委員会がもたれ、闘争委員会提案と、執行委員会提案が行なわれ、はげしい論争が3時間あまり続き結局闘争委員会の提案が採択された。

註(一) 闘争委員会提案

- ① 28日は26日以上の完全なストを行なう。
- ② 授業のある教官には明日のストを電話等で連絡する。
- ③ 29日再び学校に団交を要求し、午後は抗議集会を行なう。
- ④ 31日の開学祭を最大目標にして闘ってゆく。

註(二) 執行委員会提案

- ① 今週中は授業を行ない、抗議集会を持ち、団交をつづける。
- ② 31日にはストを行なう。

- ④ 12時30分から、教務補導委員会・学寮委員会の合同委員会を持ち次のことを決める。
 - ① 明日の授業担当教官には必ず授業を行なっていただくよう連絡する。
 - ② 各部教務補導委員には明日午前10時までに正門から登校されるよう連絡し、28日の状況によって今後の措置を考える。（合同教務補導委員会をもつ）又、その会には学長・各部部長にも出席されるよう要請する。
 - ③ 17名の学生に対して、大学所定の学生証を発行することは出来ないと思うが、臨時の証明書を発行することは、各部部長の承認したものならばさしつかえない。
なお ① 寮務委員会が今回の問題で寮生に対して行なってきた措置は誤りのないことを確認した。
 - ② 別紙の学長声明文及び教務補導部長声明文を直ちに公示した。
 - ③ 声明文(写)は全教官に配付し、学生にも配付することにした。
- ⑤ 午後6時、拡大自治委員会の代表5名が教務補導部長とあい、次のとおり述べる。
 - ① 大学が6名の退寮命令の取消しと、11名の入寮を認め各種証明書の発行をすることを約束しない限りストライキはやめない。

㊦ 今日の11時の話合いの背後には1,700名のストライキ参加学生がいること。この話合いの背後には、70のクラスの学生がいることを銘記せよ。

⑥ 学長及び教務補導部長名で公示をする。(別紙5及び別紙6)

- 5月28日 ① 26日よりも強固なストライキ体制をくみ、教・職員・学生の入門をはばむ。
(事務局長と闘争委員との再三の話し合いで午前11時過ぎに職員は入門する)
- ② 午前10時過ぎから正門前で抗議集会を持ち、学校側の説明を求めた。(参加学生約800名…
…全学連からも応援者が来ていた)
- ③ 闘争委員には、学長・部長名の声明のとおり、早急にストを中止して話合うように申し渡す。
- ④ 緊急合同教務補導委員会を持ち(学長・各部部長も列席)事態の收拾について話合い次のことをきめる。
- ① なるべく早く各部ごとに説明会を開いて学生を説得する。
- ② 全学生に学長・教務補導部長の声明文及び経過説明文を郵送する。
- ③ 開学記念式典は中止し、臨時に各部教工会を31日に持ち、事態の收拾について討議する。
- ⑤ 午後8時から、教務補導部長宅で、部長・学寮委員長・次長・学生課係官とたまたま来訪された第3部長を含めて、経過説明文の起草をする。

- 5月29日 ① ストライキを続行。
- ② 午前10時、教務補導部長・学寮委員長が正門前で抗議集会中の学生に大学の見解を説明する。(集会学生約600名)
- ③ 午後1時、第2部及び第3部が所属学生に対して説明会を開く。(第1部の学生も入り質問をしていた)
- ④ 午後2時頃、自然科研究室の前で部長を取りかこみ、次のことについて解答せよと迫る。
- ① 31日の教工会前に全学生を体育館に集めて話合う意志があるか。
- ② 退寮命令を撤回する意志があるか。
- ⑤ 午後4時、合同委員会で次のようなことを話しあった。
- ① 第2部、第3部の説明会の結果報告
- ② 説明会で学生に充分説明する為に、又今後の措置のこともあるので、十分に資料を揃えておくようにする。
- ③ 学寮の自治に関する大学の見解を明確にする。
- ④ 明日の部長と学生代表との面談は不必要なので、学生課の係官が代わって回答する。

- 5月30日 ① 午前10時、部長から ① 突発的な用事が出来た。② 昨日の教務補導委員会の意向もあるので、今日は学生代表と会えないという通知あり。
- ② 午前11時から学生は411号教室で抗議集会を持ち、12時に玄関前までデモを行なった。
- ③ 学生係長・学寮係長から次のとおり話をする。
- ① 部長は都合で今日登校できない。
- ② 6月2日に各部とも説明会を行なうので、それ迄の間に教務補導部長が全学生を集めて

説明会を持つことは考えない。

㊦ 退寮命令を撤回することは考えていない。

④ 午後2時半から学生は411号教室で再び集会を持った。

5月31日 ① 午前11時、合同委員会を持って情報交換を行ない、各部教官会に臨む態度を協議した。

② 午後2時、各部教官会を持ち、学寮問題に端を発した今回のストの取捨策について協議した。

③ 午後5時30分、合同委員会を持って次のとおり話合う。

① 学寮委員会が行なった今回の措置を支持することを確認

㊦ ストを1日も早く中止し、正常な授業が行なわれるよう、全教官が学生の指導に当たる。

④ 午後7時、教務補導部長室で合同委員と学生代表が会い「学長声明にあるとおり、直ちにストを中止して代表者会議をもつ以外この事態の取捨は出来ない」と説明し、学生代表は「大学の態度はよくわかったので、自治委員会にはかつて態度を決定したい」と云って別れた。

⑤ 学生はその後、午後10時過ぎまで411号教室で拡大自治委員会をもって協議していたが「大学の態度を承知することは出来ない」ということで、明日以後もストを行なうことを決めた。

6月1日 ① ビケをはり学生の入校をさせない。

② 午前9時頃から正門前で抗議集会（学生約300）

③ 教務補導部長・学寮委員長が正門に行きストを中止するよう説得したが学生は聞入れない。

④ 午後3時30分から合同委員会を持ち、ストを中止しない限り一切の学生の申入れ（話し合い）に応じないことをきめ、学生代表に申しわたす。

6月2日 ① ビケをはり、教官・学生の入門を妨害する。

② 4号館でクラス討論をもち、教官に呼びかけて、闘争委員会の活動の正当性を主張する。

③ 執行委員から3日午前11時から大体育館で臨時学生大会を持ちたいとの願出があり「許可出来ない」と回答した。

④ 午後2時、各部で説明会あり。（第1部は約400人、第2部は40人、第3部は60人程度が参加。第1部の説明会には第2部・第3部の学生も来ていた）

⑤ 午後4時、合同委員会を開き各部で行なった説明会の状況を報告する。

⑥ 午後5時から部局長会あり。

各部部長から説明会の状況報告があり

① 事実経過を詳細に整理し、資料としてまとめ、教務補導委員会などでこの問題の措置を考える。

㊦ 全学生への文書による通知（経過・学長、部長の声明文）を急ぐこと。

㊦ 各部長の連名で「学生は直ちに授業を受けなさい」という告示をする。

6月3日 ① 午前9時前に各部長連名の告示（別紙7）を掲示し、各研究室にもその写を配付する。

- ② 午前11時 不許可の学生大会を体育館で強行する。
- ① 参加学生数 約 1,000名 (議運は約 1,550名といていた)
 - ② 提 案
 - (←) 闘争委 (各クラス, 学科のストライキ委員, 自治委員が, 強い団結と指導力をもって, 不当処分が撤回されるまでストを続ける)
 - (⇒) 石井案 (ストは中止するがスト権は闘争委が確保しておく。友交団体や他大学と提携し, 又中央線沿線で署名運動を行なって学長に抗議し, 処分の撤回を求める)
 - (⇔) 横井案 (ストを直ちに中止し, 代表者会談を行なう)
- 以上の3案について討議し闘争委員会と石井案で採決したがいずれも過半数に達せず。
(闘争委員会案が4票多かった)
- 闘争委員会の修正案について再採決の結果, 過半数で闘争委員会の修正案が決定する。
- ③ 闘争委員会修正案
 - Ⓐ スト権は闘争委員会が確保する。
 - Ⓑ 明4日は抗議デモの後, 本館をかこんで学長に抗議する。
 - Ⓒ 今後も科別討論を行なって, 大学に抗議する。

③ 午後3時30分から合同委員会を持ち

- ① その後の学生の動きについての情報交換, 及び昨日の部局長会での話合いの結果を報告。
- ② 主として学生個々の問題について (就職・奨学金・単位履習などについて) これ以上ストライキを続けると学生にとって大変なマイナスになるので, その意味でも直ちに授業をうけるよう再度全学生に呼びかけることにした。
- ③ 夏期休暇中の補講などの措置は各教官の判断で行なう。
- ④ (別紙 8) を父兄に送ることにする。

6月4日 ① 各門を少しづつあげ, 事態收拾のため, 学長 (止むを得なければ部長) と面談する署名運動を行っていた。

② 午前10時委員長から

- ① 全学説明会を明日にでも行なってほしい (ストライキは継続のまま)
- ② すでに問題が学寮だけのことではないので, 直接学長と会って事態收拾についての学長の意見を聞き話合いもしたい。(ストライキは中断する)

③ 午前9時から正門前で抗議集会を行ない, 10時半から学内デモにうつり玄関前にくる。
(約 300人)

④ 午後1時から学長・部局長列席の下に合同委員会を持ち,

- ① ②について協議したが, 「ストライキを行なっている現状での話合いに応じることは出来ない」と返事することをきめた。
- ② 学長から「今週一杯は学生の自主的な解決を期待したがその期待は裏切られた。7日からは教官の積極的な説得をおねがいする。具体的には (A)全学生に文書で大学の態度を示し, 授業をうけるように通知する。(B)月曜日には全教官が出校して学生の説得にあたるよ

うおねがいする……その手配を事務局で行なう……」という意見が出され、これを実施することにした。

- 6月5日 ① 午前9時～10時の間、教官約50名が、ピケをとくよう正門前で闘争委員を説得する。
- ② 昨日、委員長から出された要望に対し、「大学は諸君がストライキを止めれば全学説明会を行ない、又学長の所信表明の意志がある」と回答し、又公示をした。
- ③ (別紙 9) を公示し、同時に前掲「1. 雄池寮総務委員に退寮を命じた経過について」(昭和40.5.12) を全学生の住居に発送する。
- ④ 午後3時から合同委員会を第3部会議室で行なうことにしていたが、学生の妨害もあり教務補導部長が出席出来なかったので、出席委員の情報交換のみを行なって散会した。
- ⑤ 午後6時から付属高校で代議員会があり、次のことを決める。
- ① 7日には教室で学生と話し合うよう全教官におねがいする。
- ② 8日午後4時30分から約30分間大体育館に学生を集めて、学長が所信表明を行なう(ストライキを解除し、静かに学長のお話を聞くことを闘争委員会が約束すれば)
- ⑥ 午後12時に、④の②の件をN君に伝えた。
- 6月6日 学生課長・学生・学寮両係長が午後1時～10時の間再三学生代表と話し合い次のことを決める。
- ① 7日以降ストライキを中止し、午後4時～6時の間大体育館で全学生に対し教務補導部主催の説明会を行なう。(質問も受ける)
- ② 8日午後4時30分～5時の間大体育館で全学生に学長の所信表明を行なう。
- 6月7日 ① 約150名の教官が学生を説得のために出校していた。
- ② 朝から各門のピケは解かれていたが、闘争委員が教室に鍵をかけていたので授業は行ない難い状態であった。
- ③ 説明会の前に学生が特に説明を期待するといって提出したメモは次のとおりである。
- ① 退寮処分撤回要求にどうこたえるか。
- ② 11名の学生の身分証明書を出す用意があるか。
- ③ 入・退寮権は寮生にあると思うが、大学の見解を聞きたい。
- ④ 事態収拾の具体案はあるか。
- ④ 午後4時から教務補導部長が説明を行なったが、部長の説明が不充分であるということで不穏な空気となる。
- ⑤ 大学がかねて提案していた代表者会議を行なうことについて学生が賛意を表し8日午前10時から代表者会議を行なうことにする。
- 6月8日 ① 午前10時～4時の間代表者会議を持つ、代表者は次のとおり
- 大学側 部長・次長・第1部教務補導委員長・第1部教務補導委員・第2部教務補導委員長・第2部教務補導委員・第3部教務補導委員長・第3部教務補導委員・学寮委員長・寮務委員。
- 学生側 委員長以下若干名
- なお、学生課長・学生係長・学寮係長はオブザーバーとして出席する。

- ② 話し合いは割合なごやかな雰囲気で行なわれ ④入・退寮権の問題 ⑤雄進寮の寄宿料の問題 ⑥11名の証明書の問題 ⑦雄進寮総務の退寮命令の問題について話合われた。
- ③ 午後4時30分から学長の所信表明(別紙13)あり、この所信表明を不満とする学生が騒ぎ、やや不穏な空気がでる。
- ④ 午後6時合同委員会あり、学長の所信表明について話合う。
- ⑤ 午後8時～11時 代表者会を行なう。(内容は②と同じ)
- 6月9日 午後4時～ 代表者会を行なう。(内容は8日の②と同じ)
- 6月10日 ① 午後1時～3時 代表者会を行なう。
- ② 午後3時～6時 合同委員会を開き、代表者会議の様子の報告と、学長の所信表明に対する意見を交換する。
- ③ 午後6時～10時 代表者会議を行なう。(始末書の内容とストライキの処分問題で会議難行)
- 6月12日 ① 午後1時～3時 合同委員会を開き代表者会議の状態の説明と情報交換をする
- ② 午後3時～4時30分 代表者会を行なう。(6月10日と同じ)
- ③ 午後6時～10時 付属世田谷小学校で代議員会を開き、学長の所信表明についての意見の交換と、事態拾収についての意見を交換する。
- 6月14日 ① 午後3時～5時 合同委員会を開き、代議員会の審議結果を報告。
- ② 午後6時～10時 代表者会を行なう。(6月10日と同じ)
- 6月15日 ① 午後4時30分～5時30分の間、部局長会に大学側代表委員が出向し、代表者会議の様子を報告し、併せて事態拾収についての学長・部・局長の意見を聞く。
- ④ 大学の基本方針は絶対まげないように話合うこと。
- ⑤ 但し、代表者会議は根気よく続けること。
- ⑥ 大学側の代表者は教務補導部長を補佐して大学を代表してこの問題を解決する責任と権限があること。
- ⑦ ストライキに対する処分は大学の機関が審議して決定するもので、学長や教務補導部長の個人的意志では決定出来ないということをよく理解させることが確認された。
- ② 午後6時～9時 代表者会を行なう。(録音をとることになった)
- 6月16日 ① 午後2時～5時30分 学生集会が大体育館で行なわれる。参加者約1,000名(4時過から約500名となる)
- ② 午後4時頃 集会代表約20名が代議員会の会場である小金井農協に学長・教務補導部長に会うために出かけたが、面会出来なかった。
- ③ 次のことを話合う。
- ④ 現時点でストライキ権は闘争委員会が確保している。
- ⑤ 現在行なわれている代表者会議では、事態拾収の結論を得られないので、学長、各部長を含めた文字通りのトップ会談を開くよう学長に要望する。
- ⑥ 今後はクラス討論を根強く行ない学内抗議集会・学内デモを継続して行なう。

㊦ 全国の同志と手を結んでねばり強く寮自治（学生自治）闘争を行なう。

④ 学生集会の決議文要旨

現在行なわれている代表者会議では「学寮自治と入退寮権」「ストライキに対する処分」の核心にふれることが出来ないので、この問題の本質にわたる要求に対して明確な回答を得るため、学長、各部部長と会見して問題解決をはかるよう学長に要求する。

6月17日 ① 正午 4号館前で抗議集会を行ない、その後本館前までデモ行進をする。（参加学生約150人）

② （別紙11）の抗議文を学生課長に渡す。

6月18日 ① 午後2時 教務補導部長が学生代表2名に会い、昨日学生課長に手渡した抗議文の中、学長会見のことについて話をし、直ちに（別紙12）を公示する。

② 午後3時 4号館前で抗議集会を行ない、その代表7名が学生課に来て次のことを申し入れる。

① ストライキ権を直ちにおろすことは出来ないで、現在のようにストライキ中止の状態
で、学長会見を行ないたい。

㊦ 学長会見の際、学長はどのようなお話をされるのか、特に今回のストライキに対する処
分に対する態度を明らかにするお話をしてほしい。

6月19日 ① 午前11時30分から教務補導部長と学生代表が会い、学長会見のことで話合ったが、学生は
「ストライキ権を下すことは出来ない、現在ストライキは行なっていないので、学長は全学生
の前で所信を述べてほしい」という要求をした。

② 学生は、ひる休みに4号館前で抗議集会を行なう。（参加学生約50人）

③ 午後4時から代議員会あり、下記のような話があった。

① 各部教官会の意見も充分に聞いて、合同委員会は学長の所信を体して措置原案を作り代
議員会に提出する。

㊦ ストライキは中止されており、授業は平常に復しているので各教官が指導学生の指導を
行なうことを続ける。

① 全学生に学長声明の趣旨を徹底させ、この事態に対する大学の考えもよく知らせる。

㊦ 学生代表とは今後も話合うこと。

6月21日 午後4時から合同委員会を行ない、次のとおり話合う。

① 代表者会議は出来れば今後も行なう。

② 23日の各部教官会議では、代表者会議での話合いの経過を報告し、大学側の見解を指導学
生によく説明して戴くよう全教官におねがいます。

③ 学長の所信表明（別紙13）及び、今回の事態拾収に対する大学の態度を文書にして全学生に
送付する。（文書の内容と送付の時期は近い内にきめる）

④ 23日の各部教官会では、この問題の措置に関する教官の意見を充分に聴き、学長の所信も
考慮に入れて、この問題の措置原案を作り代議員会に提出する。（原案作成のための合同委
員会の日程と原案を代議員会に提出する時期は近い内にきめる）

- 6月22日 正午、臨時学寮委員会を持ち、学長の所信表明と同時に現在話しあわれている事柄を文書にして全学生に送ることをきめ、午後3時から教務補導部長と学寮委員長が中心となって文書を作る。(別紙14)
- (この文書……代表者会の共通了解事項と見解の相違点について……は23日の教官会で全教官に配付することにした)
- 6月24日 ① 午後1時30分から各部教務補導委員の代表が集まり、昨日行なわれた各部教官会で、この問題に対して出されたいくつかの意見を大要次のとおり報告した。
- ① この問題に対する大学の考えを全学生に知らすべきである。
 - ② 学長の意向を尊重し、大学の機関で事実をよく調べた上でなるべく早くこの問題に対する措置(退学→叱りおく)を講ずべきである。
 - ③ ストライキのため授業時数が不足して、学生には色々と問題がでていられると思われるが(特に4年次学生)この措置を考えなければならない。
 - ④ 学長声明の真意及び今回のストライキ……の今回はどの時点をさすのかを知りたい。
- 6月25日 正午 4号館前で抗議集會を持ち、本館玄関前までデモを行ない、その後抗議文(別紙15)を提出して散会した(参加学生約150名)この際、学寮係長は、抗議デモなどは慎むように闘争委員に伝えた。
- 6月26日 ① 午後1時から闘争委主催の下記活動を不許可のままに実施した。
- ① 放送研究部収録の「ある魂争の経過から」(今回の学寮自治闘争を取扱ったものでN.H.K賞を受けた)の公開発表。
 - ② 国民教育研究所海老原氏の「大学自治に関する」講演会(参加者約200名)
- ② 午後5時から、代議員会が行なわれたが、学生の妨害はなかった。
- 6月28日 ① 午前10時30分から、教務補導部としての措置原案について話しあったが特に具体案はでなかった。
- ② 午後2時から各部教務補導委員長と学寮委員長が集まり措置の仕方について話しあったが、6月30日に合同委員会をもって相談することにした。
- 6月30日 ① 正午 学生代表と部長が会い、本日の教授会を妨害したり学長が入場する際、学長をとり囲むようなことを絶対しないよう注意した。
- ② 学生代表は公開質問状(別紙16)を学長に渡すこと、及び学長・各部部长を含めた、代表者会議を7月1日に持つよう要求し、教務補導部長は公開質問状を渡すことと代表者会議の件を学長に取つぐことを約束した。
- ③ 午後2時から教授会があり、学生は会場入口で全教官に学生の訴えを配付した。(別紙17)
- ④ 午後5時30分から合同委員会を持ち、情報の交換を行ない、なるべく早い機会に今回の問題の措置原案を作ることきめた。
- 7月1日 ① 午前11時、7月3日に学長が学生代表と会うということを通知した。
- ② 午後2時から、教務補導部として学生代表と事態拾収の下相談をする場合の打合を行なう。
- ③ 午後6時30分から、学生代表と学生課が事態拾収の下相談をする……(進展せず)

④ 学長との会見の場合の諸注意を口答で下記のとおり示す。

1. 代表者（含書記）の氏名と学長に特にお伺いしたい事項をメモにして、3日の午後3時まで提出する。

（大学の出席者は、学長・部長・第1部長・第2部長・第3部長・第1部教務補導委員長・第2部教務補導委員長・第3部教務補導委員長・第1部教務補導委員・第2部教務補導委員・第3部教務補導委員・学寮委員長・次長・学生課長であり、書記は係長が当たる）

2. 次のことは必ず守ること。

① 時間は午後2時30分～4時までとする。

② 代表者は全学生を代表できるように考える。

③ 報道関係者は入れない。

④ 会見が静粛に行なわれるよう、会場付近に学生が集まらないこと。（会見の結果は会見終了後学生代表から教室・食堂などで聞いてほしい）

⑤ 各部部長の個人的見解を求めない。

⑥ ストライキは勿論止める。

7月2日 ①（別紙18）を正午～2時頃学生代表に渡す。

②（別紙18）を了承し、代表者17名と書記3名を選出し、その氏名を（別紙19）のとおり報告してきた。

7月3日 ① 午前11時、教務補導部長は委員長を呼び、①昨日渡したこと（別紙18）をよく守ること。

② 時間が少ないので、今迄の代表者会で話しあった個々の問題の繰返しではなく、学長所信の真意などをよく聞き、この問題の拾収のことをよく考えるように話をした。

③ 午後2時30分から学長会見が行なわれたが、前述の注意にもかかわらず、今迄代表者会議で話し合われた事の繰返しに終始し、退寮命令の点で話しあいのつかないまま5時半散会した。

7月4日 ① 午後2時「退寮命令の問題について教務補導部部長と充分話しあって、了解点に達したら、明日午後6時から会ってもよい」という学長の意向を委員長に伝え、その前に午後3時半から部長と会うように伝えた。

② これに対し委員長は「明日3時半から部長と会うことは承知した。然し、部長との話し合いの結果の如何にかかわらず、学長が会うことを要求する」と述べた。

7月5日 ① 午後4時 代表者会を持ち（学生15名）「退寮命令について」話しあったが事態は進展しなかった（学長・各部部長は6時から別室で待機していたが、9時～9時40分の間学生代表と会われて話をされた）

7月6日 午後6時 代表者会が行なわれ、（別紙20）の線で双方了解し、それぞれ関係機関にはかり、学長の都合のよい日を選び、学長を含めた代表者会で最終決定をすることにした。

7月7日 正午 学寮委員会を持ち、教務補導部長から代表者会の経過を聞き、（別紙20）を了承した。

7月10日 ① 午後2時 合同委員会を行ない

② 代表者会での話し合いの経過と了解点に達した事項を報告。（学長を含めた代表者会の

ことも併せて報告する)

㊤ 了解点に達した事項の解釈について質疑応答あり。(今回の混乱の原因の一つに「39年7月の申し合わせ」の解釈に大学と学生との間で不一致があったので、文書に解釈の幅を持たせない方がよい……という意見あり)

㊦ 今回の事態の措置について意見の交換あり。

㊧ 午後4時 教務補導委員会を行ない、今回のストライキの処置について審議し次のとおり代議員会に提案することにした。

1. 処置の対象学生は別紙(7月14日記事に記載)のとおりとする。

2. これらの学生に対しては学則による懲戒は行なわない。

3. 処置の仕方は次のとおりとする。

(イ) 7月中に保証人を呼出し、各部部長、教務補導委員長、指導教官立会いの下に教務補導部長が今回の事態を知らせ指導を依頼する。

(ロ) 今回の指導のことも含めて学長名で公示をするよう学長に要請する。(公示は16日を予定する)

(ハ) 了解事項(7月14日記事に記載)を適当な時期に公示する。(公示は16日を予定する)
なお、教務補導委員会では学生の補導について色々な面から検討をすることにした。

註 ① 学寮委員会は学寮総務に対し「300円の不払決議をおろし、且学寮総務委員が遺憾の意を表する」ことを寮生大会で速急に決めるよう指導する。

② 了解事項の文書に解釈の幅があるので、教務補導委員会・学寮委員会で統一解釈をまとめておく。

③ 父兄の出頭を求め、又指導教官に連絡する文書は各部教務補導委員長が相談してきめる。

7月12日 ① 学生代表から、雄迎寮では寮生大会を持ち

① 寄宿料不払決議をおろした。

② 「総務委員が教務補導部長の許可を得ないで11名の学生を入寮させたことは遺憾であった」ということを表明する。

ということを決めた旨の報告があった。

② 午後8時 学生代表は教務補導部長に「ストライキを行なって無断で大学の机・椅子を持ちだしてピケをはり、教・職員の入校をはばんだ事は遺憾であった」と述べた。

7月13日 ① 午後1時30分 各部教務補導委員長が集まり14日の代議員会に提案する書類を次のとおり決めた。

① 処置の該当学生一覧 ㊤ 了解事項 ㊦ 処置の原案

② 7月21日午前11時から合同委員会、午後3時から代表者会議出席者教官を招いて解散会(学長が招集する)を行なうことを決める。

7月14日 ① 午後1時50分から臨時学生大会を持ち今回のストライキの総括報告をする予定であったが、学生の参加数が少なく(約300人)流会となった。

② 午後2時から代議員会が行なわれ、今回のストライキの処置について次のとおり決定された。

1. 処置の対象学生は別紙(1)のとおりとする。
2. これらの学生に対しては学則による懲戒は行なわない。
3. 処置の仕方は次のとおりとする。
 - (イ) 7月中に保証人に教務補導部長が今回の事態を知らせ、指導を依頼する文書を出す。
 - (ロ) 今回の指導のことも含めて学長名で公示をする。(公示は16日を予定する)
 - (ハ) 了解事項(別紙(2))を適当な時期に公示する。(公示は16日を予定する)なお、教務補導委員会では学生の補導について色々な面から検討をすることにした。
注 (1) 7月12日学生代表は教務補導部長に対し「ストライキを行ないビケをはって教・職員、学生の入校をはばんだことは遺憾であった」と申し述べた。
(2) 雄迎寮では寮生大会を持ち、次のことを決めている。
 - (イ) 寄宿料不払決議をおろす。
 - (ロ) 「総務委員が11名の学生を教務補導部長の許可を得ないで入寮させたことは遺憾であった」という表明をする。

別紙 (1)

該当者名簿(省略)

別紙 (2)

了 解 事 項

I 入寮選考について

1. 入寮選考については昭和39年7月29日に教務補導部長と目黒寮総務委員会が申合せた事項どおりとする。

注 申合せ抜萃

- ロ 入・退寮の問題は四月以降行なわれてきたとおりとする。
入寮面接は全寮中央委の責任において各寮の総務委員会が行なう。
許可事項については、各寮総務委員会と学寮委員会が検討し、その決定にもとづいて教務補導部長が許可する。

2. 不明確な点については今後話し合う。

II 雄迎寮の寄宿料について

1. 大学は寄宿料問題についての話し合いの場を設定する。
2. 雄迎寮々生は寄宿料の不払決議をおろし、双方で早期解決につとめる。

III 入寮不許可の11名の措置について

1. 11名の該当者は教務補導部長の許可印を得た上で入寮する。
2. 入寮許可の日付は債権発生手続上のこともあるので6月1日とする。

IV 雄迎寮総務委員の退寮命令について

1. 雄迎寮総務委員会は12月選考学生を教務補導部長の許可の印をまたず入寮させたことに対して遺憾の意を表わす。
2. 大学は雄迎寮総務委員に対する退寮命令を撤回する。

なお、今日の問題をふりかえてみて学寮の自治に対する双方の考え方に不一致があり、12月の入寮選考に関して意志の疎通が十分ではなかった。それが混乱の要因となったことを遺憾に思う。

その他学寮問題として残された事項も今後学寮委員会と寮生代表が相互の信頼の上に立つて解決していきたい。

7月15日 ① 午後3時 学生は拡次自治委員会を行なって、今回のストの総括を行ない、「了解事項」

を確認した。

- ② 午後4時30分 学長・各部部长を交えて代表者会議を行ない、学長が今回の紛争に対する大学の処置を申し渡し、了解事項の字句の一部を変更して確認をした。

7月16日 午前10時 今回の紛争について(別紙21)……学長公示……(別紙22)……了解事項……の公示をした。

7月17日 ① 正午 雄迫寮総務委員6名が教務補導部長を訪ね「教務補導部長の許可を得ずに11名の学生を入寮させ、今回の紛争の因を作った」ことに対し陳謝した。

- ② 全教官に今回の紛争の終結と各教官の協力に対する謝意を表わす文書(別紙23)及び代議員会で決定したストライキに対する処置及び学長公示と了解事項を送付した。

- ③ 該当学生の行すぎた行為を(別紙24)のとおり整理し、指導教官に配付した。

7月19日 今回のストライキに際し、中心となって活動した学生の保証人に対し(別紙25～27)の文書を送付した。

以上で今回の紛争は一段落し、学生代表は学内5カ所にてあった立看板や教室の廊下などにはあってあったビラ類を大掃除と称して取はずした。然し、学寮については「寮生に与えられた寮自治の限界」「経費負担区分」「女子寮移転」等の問題をかかえて、今後とも多事多難であることが予想される。

なお、この報告書は速報的な意味もあり、合同委員会などに報告する必要上、数回にわたって取急ぎ作成したものを取まとめた為、内容に不十分な点のあることを付言しておきたい。(学生係長 M)

◎ 7月8日及び9日に行なわれた昭和40年度後期学生自治会執行委員の選挙では、今回の闘争の中心となった学生が、それぞれ執行委員長、副委員長、書記長に当選し、執行委員もほとんどこのグループで占められたことを付記する。

〔資料〕

別紙(1)

集 会(施設使用) 届			
活 動 名	臨 時 学 生 大 会		
活 動 の 目 的 題 と 主 な 議 題	寮の不当処分をめぐる諸問題		
日 時	昭和40年5月25日自午前11時～至午後5時		
場 所	大 体 育 館		
使 用 者 又 は 名 体	学 生 自 治 会	活 動 人 員	3,000人
学外共催者又は後援者の有無及びその名称	な し		
学外参加者の有無及び名称	な し		

指導・顧問教官 意見及署名捺印	
使用備品について	シート, イス
<p>上記のように活動（施設使用）したいので、ご許可くださるようお願いいたします。</p> <p>昭和40年5月17日</p> <p style="text-align: right;">代表責任者 4年 甲類 国語科 氏名 Y</p> <p style="text-align: right;">東京学芸大学教務補導部長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 自大東 治学京 印会学学 の生芸 </div>	

註 17日には24日と届出
19日に25日と改訂依頼をうけた。

別紙(2)

要 求 書

序 文

この要求書は、去る4月27日雄迎寮総務委員6名に対する退寮命令及び12月補欠入寮選考者11名に対する身分別奪に
対し、全学生の総意の下に正式にその撤回を要求するものである。

雄迎寮総務委員に対する処分理由として

- (1) 学寮委員会の制止を無視して行ない、許可なくして入寮させた。(12月の補欠入寮選考に対して)
- (2) 文部省令として、求められている寄宿料値上げを認めず、不払い決議を行なっている。以上の二点である。

この問題は過去2、3年にさかのぼる学寮にうずまく矛盾が大学の「処分」という解決策により顕著に表面化された
ものである。

(1)の理由に対し、我々が入寮選考を行なった理由は明確である。それは当時、学生の中から多数の者が入寮・転寮を
希望していたからであり空部屋が多くあったからである。この様な時、全寮中央委員会及び各寮総務委員会は、入寮選
考を行なう権利があると同時に、その任務があることからして、それを遂行する務があった。したがって入寮選考を全
寮中央委員会及び雄迎寮総務が行なった事は極めて当然のことであった。問題はなぜ大学がこの入寮選考を制止し選抜
者全員を不許可にしたのかという事である。これに対し大学は「雄迎寮生は寄宿料値上げを認めていないからという」
事を理由にしている。寄宿料問題は「申し合せ書」によれば「今後(特に新寮に移ってから)話し合う」ことによつて
決めることになっていた。これを大学が1回の話し合いもなくして独自に決定した理由は「寮生が11月13日・17日の2
回の話し合いを拒否した事であり、話し合いにより決めるという申合わせ事項そのものを破棄した事である。」として
いる。この2回の話し合いは、寮生の都合により応じられなかったものであり、特に2回目にもつ時は1回目に出られな
かつた寮生側の都合をも考慮し、日程を決めるだけの誠意はあってしかるべきではなかったか。

寮生側にも若干の手落ちちは確かにあったが、2回目の話し合い迄に4日間の猶予しか与えず、しかも2回目の話し合
いの要請も前日に受けとるといふ事実は寮生側の事情を全く考慮していない。

この様に「2回に渡ってまで寮生は話し合いを拒否したのであるからもはや話し合う必要はない」という大学の態度
は無暴ではないか。

したがって寮生は、この様にして決められた寄宿料値上げは認められず、問題はあくまでも大学自身確約した通り話
し合いにより解決する様努力するべく大学に要請した。したがって寄宿料問題は大学は決定したといつても寮生はそれ
を認めていないが故に問題は、あくまでも当時検証中の段階にあった。したがって次の3点により大学が入寮選考を制
止し不許可にした根拠を弾劾する。

- (1) 入寮選考（面接）は申し合せ事項をとる過程で、大学・寮生双方が確認した事によれば全寮中央委員会（寮生）が責任をもち、権限をもつのであり、大学はこの権限に関与することはできない。
- (2) 入寮選考の問題と寄宿料問題は別である。大学がこれに異議をはさむのは入寮選考そのものに問題のある場合である。
- (3) 寄宿料問題の様に現在検証中にある問題が解決しないからといって入寮選考を認めないという事は権力の乱用であり寮自治の破壊である。

以上が我々の12月の補欠入寮選考に関する見解であるが、今一つ当時の我々の解決策として、「入寮選考は被選考者の緊急の要望からこれを行なうのは当然であり、寄宿料問題はその後も尚話し合っても遅くはない。もし何らかの型で決った場合、新入寮生は、入寮当初からその額で払ってゆけばよい」のである。

更に「寄宿料不払い決議」の件に対して、我々はあくまでも寄宿料問題は今だ検証中のものであると考える。したがって「不払い決議」は寄宿料を全く払わない事を意味するのではなく話し合いによる解決の線へもどさせることを意味する。

5月11日学生は、今回の処分の理由積明とその撤回を求めた。ここには、多くの学生が参加し、熱心に事態の解決（処分撤回）を実に深夜に到るまで見守った。しかしながらその様な熱意もききいれられず、学生の要望は破れた今ここで最終的に全学生の総意により退寮命令の撤回と補欠入寮者に対する身分保障を強く要望する。更に、我々は5月25日、3時限より臨時学生大会を開く。したがって大学は、この臨時学生大会を認める様要望する。

尚、この要望に対し、処分を撤回するか否かを、明らかにし、文章でもって24日、12時までには執行委員会に回答される事を要求し、尚同時につけ加えて、同時24日、3時より、我々と話し合いをもつことを再度強く要求いたします。

昭和40年5月22日

東京学芸大学
全 学 生 一 同
自治委員会決議

M教務補導部長 殿

別 紙 (3)

学 生 大 会 の 経 過

1. 参加学生数 800名～900名程度
(識運は参加学生 1,300名, 委任状 220と発表)
2. 全学闘争委が今までの経過を報告する。
3. 大学の責任者(学長)にこの会場で説明するよう要求することを満場一致で決定、5名の代表者を部長のところに派遣。
4. 処分代表の決意表明
5. クラス・アピール

1の2	11	13	25
2の2	5	9	
4の6	その他		
6. 全学闘争委の提案
派遣した5人の代表に対し、大学が我々の要求を無視した場合は明日からでもストを行ないたい。
7. クラス・サークルの意見発表。
8. 派遣された5人の代表が次のとおり報告。
 - ① 教務部長は行方不明で会えなかった。
 - ② 団交には応じられないと学生課長が云っていた。
9. 全学闘争委の提案
更に団交の要求をする。受入れられなければ明日から無期限ストに入ろう。(さしあたり26日～28日の3日間)

10. I 提案

27日までは団交を持つことをねばりづよく交渉，受入れられなければ28日にストを行なう。

11. 神奈川大自治会委員の激励挨拶あり，激励メッセージを数枚読上げる。

12. 全学闘争委提案とI提案の採決の前にスト権を確立することを挙手多数で決定。

13. 全学闘争委提案とI提案の採決をしたが共に過半数に達せず。

14. 結局 26日にストを行ない，部長に団交を申し入れる。

27日体育祭は行なう。(団交は続ける)団交に応じなければ28日はストを行なうということを決定。7時半散会

別紙(4)

要 求 書

我々東京学芸大学学生一同は，昨5月25日8時間に及ぶ真摯な討論の結果，今回の不当処分に対し左記のように全員一致で大学当局に要求する。

- (1) 6名の退寮処分を直ちに撤回すること
- (2) 11名の身分を保障すること
- (3) 入退寮権は寮生の側にあること

(4) 今後「処分」をもって事態を処理しないこと。具体的には，追加処分は一切出さぬこと。

我々はこれらの要求に対する大学側の誠意ある回答を明5月27日午前11時までに全学闘争委員会に通告することを全学生の意志を以て要求する。

以上の4点は我々の一貫した最も基本的な要求であった。しかし，これ迄の大学当局の不誠実な態度に対し，我々は，本5月26日，全員一致の下にストライキを執行している。

大学側は以上4点に対し，すみやかに我々学生の要求に答えるべきである。

大学側の回答如何により，我々の今後の態度は決定するであろう。

M教務補導部長 殿

1965年5月26日

東京学芸大学学生一同

別紙(5)

学生諸君の良識に訴う

大学の目的および使命は，研究と教育にある。大学の自治および自由は，そのために認められているのである。しかるに諸君はストライキを決議した。大学においてストライキを行なうということは，自ら学業を放棄することであり，研究と教育を自ら拒否することである。それは大学の本質を破壊する結果になる。

私は，諸君がかかるストライキを一刻も早く撤回することを，諸君の良識に訴えて願う。

大学において最も重要なことは理性的な精神である。すなわち，事実の正しき認識の上に立ち，相互の話し合いによって，問題解決に努力することである。

大学は労資関係の場所ではない。従って，大学においては団体交渉なるものはあり得ない。しかし，教務補導部長はかねてから諸君の責任ある代表者との話し合いを提案している。

私が諸君に第一に求めたいことは，ストライキを即時撤回することである。私は諸君が一時の感情に動かされ，大学の本質を破壊する如きラストイキを行なうことを認め得ないのである。

私が諸君に求めたい第二のことは，教務補導部長のかねてからの提案を受け入れ，大学をそのあるべき姿に戻すことである。

私は，以上の2点について冷静に考えられることを，重ねて諸君の良識に訴えたい。

昭和40年5月27日

東京学芸大学長 高坂正顕

別紙(6)

学問研究の自由に由来する大学の自治が認められてから、すでに久しい。学生の自治は大学の自治の範囲内にある教育活動として大学が認めているものである。学寮の自治は学生生活における自律性のかん養、社会性の陶冶、学生相互の啓発などの意義から、日本の大学が古くから教育方法として積極的にとり上げて今日に至っている。

大学が、認められた自治や自由について、国や社会に責任をもつと同様に、学生はその自治について大学に対する責任をもつ。また、国や社会が学生に責任を負わすことのできないものは、すべて大学の責任であつて、学生の自治の範囲ではない。学寮は国有財産であり、その使用の許可は国にかわつて大学が学生に与えているが、その一切の責任は大学が負っているのである。本学ではこのことについて学寮規程を設け、その範囲内で方法の一部を学生にまかせている。また、このことについて大学と寮生間の話し合いは過去3年にわたつていて、今後も継続する約束になっている。

今回の紛争はこのことに源泉をもち、寄宿料についての学生の省令無視がからまっている。その解決について大学と学生との間に20数回の折衝があつて、7ヶ月にわたつている。その間、打開の道のみえたことも数回あり、一時はほとんど打開に達したとも思われたがあつて解決に至らなかつた。

いつまでも未解決のままでは学寮規程の違反であるばかりでなく運営にも支障を来たす。

退寮の処置はこのために起こつたものである。学生は労働法による団体交渉権をもっているわけではない。学生が団交と称する大学との折衝は、5月11日にもたれたが、問題の解決のために寄与するところがない。解決のためには代表者との話し合いによるより他に方法がないのであつて、このこともしばしば提案してきた。去る25日の学生の集会に私の出席を求めてきたが、私はそれに応じなかつたのもこの理由からであつて、次長や学生課長を通してこのことを話している。また、そのとき重ねて代表者との話し合いを提案しているが、学生は応じていない。ストライキが起こつた今となつては、この話し合いも無理かも知れないが、私は速やかにストライキの決議を撤回して、この話し合いに応ずるよう希望する。

昭和40年5月27日

東京学芸大学
教務補導部長

学生諸君

別紙(7)

告

全学生は直ちに授業放棄を取止め正規の授業を受けなさい。

昭和40年6月3日

第1部長
第2部長
第3部長

学生諸君

別紙(8)

本学におけるこのたびのストライキに際し、各方面に非常なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを衷心よりお詫び申し上げます。

この事態收拾のため、本学といたしましては、学長はじめ各部長、各委員会委員の教官により連日協議いたし、ストライキを指導している学生に対して説得を続けております。

これと併行し、別紙のとおり大学の見解を学内に掲示するとともに、全学生に郵送し、またその説明のための集会を開いています。それは、学生に大学の真意を伝え、学生が自己の見識に基づき、自主的に大学をそのあるべき姿に戻すことを期待してであります。

以上、本学のとりつつある措置については、いろいろご批判もあることと存じますが同封しました資料をご検討のうえ、本学がとっております態度をご賢察下され、ご協力のほどお願い申し上げます。

昭和40年6月3日

東京学芸大学教務補導部長

保証人 殿

別紙(9)

学生諸君の多くが授業放棄に入ってから既に2週間を経過しようとしている。

学長および教務補導部長の告示にもあるとおり大学はストライキを認めていない。したがって教官による講義は行なわれている。

これらの講義を受けようとして登校する学生諸君に対しては大学は十分な協力を行ないたい。この度の授業放棄によって既に4年の学生などは単位履修時間が不足して卒業延期のおそれがあるものも出てきており、この他1年の奨学生の選考や特別奨学金の申請が時間的にもむずかしくなるなど、学生にとっては深刻な問題が発生している。

学生諸君はこのような授業放棄によって生ずる影響の重大性を十分考慮してすみやかに受講することを希望する。

昭和40年6月5日

東京学芸大学第1部長

第2部長

第3部長

学生諸君

別紙(10)

前掲「1 雄近寮総務委員に退寮を命じた経過について」(昭和40.5.12)」と同様につき省略

別紙(11)

決 議 文 (6月16日 学生大会)

我々の真剣な九波のストライキに対して、大学側から二つの形で解答が示された。ひとつは教務補導委員会・寮務委員を通じてであり、ひとつは8日の学長声明である。だが、「自治と入退寮権」と「追加処分」のまさに問題の核心については、この二つの解答は、あいまいな形で問題をそらそうとし何ら我々の要求に誠意を持って答えようとしていない。全国的に行なわれている寮自治破壊の攻撃・教員養成制度の改悪・カリキュラムの改悪・勤評完全実施・更に閣議に於ける「ベトナム・日韓闘争は安保前夜の様相をおびている。特に学生運動を警戒せよ」という自治大臣の発言等を見る時、我々は12月の入寮を部長が許可しなかったこと、更に、東学大の基本方針に反対の者は大学をおよしになっていただくという学長の発言を決してあいまいに見過すことはできない。

寮務委員会・教務補導委員会は、この事態の本質的問題に関しては、何ら納得のいく説明も回答も行なうことができない。何故なら、それはまさに東学大の基本方針にかかわることであり、現在の東学大の機構に於ては、それは学長高坂氏の手に握られているからである。我々は6名とストライキを闘った学生の「赦免」ではなく「無罪」を主張しているのだ。我々は学生大会の名をもって学長及び各部の部長に、問題の本質にわたる我々の要求にかみ合った回答を示すよう要求する。東学大の責任者たる学長と各部の部長は全学生と会見し、問題の解決が成るまで話し合え。

問題の本質的解決まで、我々は断固として闘い続けるであろう。

尚、学長・各部長を含めた会見を6月19日（土）午後3時より行なうことを要請する。
回答は明日（18日）3時までにする様要求する。

~~~~~

## 別紙（12）

### 告 示 文

昨日学生から要望のあった学長、三部長を含む学生との会見について、学長から次のようなお答えがあったので学生代表に通知した。このことを諸君に伝える。

6月18日

教務補導部長

学 生 諸 君

「学生諸君の責任ある代表と会います。それについては、教務補導部長と相談して下さい。但し、ストライキの決議を撤回された後です」

## 別紙（13）

### <学長所信表明>

今回、諸君が行なっているストライキにつきまして、学長としての私の所信を申し上げます。

最初に大学の自治というものが、どういうものかということについて一応申し上げて、その次に今回のストライキに対してどういったような態度を、私がとりたいと思っているかということを上申します。

古い話になります。皆さんがまだ生まれていないうずつと前、から32年前のことです。それは昭和8年であります。昭和8年という、日本の大学の歴史において、きわめて重要な事件がおこった年であります。京都大学におきまして、いわゆる京大事件なるものがおこったのです。京大事件といえますのは、当時の法学部の教授の滝川幸辰氏の刑法読本というものが問題になりまして、時の内閣から京都大学にむかひまして、同教授の罷免を要求してきたのであります。その時、私はまだ若い講師としまして、法学部の哲学を担当しておりました。これは非常に重要な問題に発展しまして、私自身も辞表を提出したのであります。その時、京都大学の法経第一教室、それはこの大体育館よりももう少し大きい教室であります。そこに法学部の全教官が集まりまして、ちょうど皆さんが同じように、法学部またはほかの学部の学生諸君も集まって、法学部の決意を聞いたのであります。その時に、私は、当時の法学部の一番の元老教授であった憲法の佐々木先生の話の聞きまして。文部省との間には非常に険悪になってきております。法学部の教授、我々のような講師まで含めまして、辞表を出してでもあくまでも大学の学問の自由を守るために戦うということを、教官一同で決議しました。

しかし、佐々木惣一先生は学生諸君にむかつては次のように言われた。「我々は、学問の自由を守るために争う、争わなくちやならない。しかし、学生諸君はそれによって動揺してもらっては困る。あくまでも学問と研究を続けてもらわなければならない」おそらく、佐々木先生の気持では、大学というものは、学問と研究の場所であります。そこで争って学生諸君までも一緒に、そのような闘争の中にまきこんで、大学が学問と研究をなおざりにしてしまうというような形になれば、文部省と戦うにしましても、非常に弱みがある。大学が大学としてなすべきことをしていない。こういったような気持が佐々木先生にはあったと思う。そして学生諸君もそれを理解しただろうと思う。教官諸君はむろんそれを理解した。

しかし、学問の自由を守るために争うべきところは争う。ただ、学問と研究は放棄しない。それが結局は法学部の全壊作用を起こしてしまったのでありますけれども、そこまで発展していったきわめて重要な時における、法学部の教官全体の意向であったわけでありまして。

大学における学問の研究というものが、どういうものであったかということをお考えになる上に、一つの参考になるだろうと思う。これが昭和8年のことであります。

こえてそれから10年のちになります。私は京都大学の教授として、現在もあります人文科学研究所の所長をしていたのであります。その頃、これも内閣の方針として、非常な時であるから学業奉還ということを書いてきたのであります。私は、研究所の所長としまして、研究所における研究はあくまでも続けるという意志を表明しました。それに対して西

田幾多郎先生は次のような手紙をよこされた。書いて持つてきておりますから読み上げてみます。

「人文科学研究所では、原理的なものをも自由に御研究のお考えの由、誠に喜ばしく存じます。どうしても原理的なものを研究せないと、現実の諸問題もただその皮相を、みるのみにて、深くその真実をつかむことはできないと存じます。……学業奉還など、実にばかげたことをいったものです」という手紙であります。

これにひきつづきまして、やがて、戦争が終わるのでありますけれども、その時に、どこからか知りませんけれども、研究所にむかいましたも、戦争中に研究所においてやった仕事を焼き払うように、焼いて捨ててしまうようにそういったような通知がありました。私は事務長に命じまして、我々がやった仕事は、そっくりそのまま残しておいてもらう。

全然手をつけるな、アメリカの人たちがきて、日本の大学が何をやったか、ということの証拠を見せてやりたい。全然手をつけやいけな、そうやって私はすべて焼き払うことを、よしにしたのであります。

学問というものについては、私はそれだけの覚悟が必要だと思ふ。私が、「学生諸君の良識に訴う」という告示を出した中におきまして、諸君がストライキを行なうことは、大学の使命たる研究と教育を自から破壊する結果を招くことを、冷静に考えていただきたい。ストライキを解いて、教務補導部長との話し合いに入ってもらいたいということをお願いいたしましたのは、ストライキを皆さんがおやりになっているということは、これは大学といえますもの自身を破壊さしてしまうということになることの注意をうながしたのであります。大学の目的および使命は、研究と教育にある。大学の自由および自治はそのために認められているのである。しかるに、諸君はストライキを決議した。大学において、ストライキをおこなうということは、自ら学業を放棄することであり、研究と教育を自ら拒否することである。これは大学の本質を破壊する結果になる。このようなことを言ったのは、私の過去、大学を出ましてから、40年あまりの自分としての経験あるいは体験をうしろにふまえているということを信じていただきたいと思ふのであります。

私は、過ぐる10日間、皆さんがたが、自主的にお考えになって、自発的にストを解かれることを期待し、各教官も、そのために諸君と話し合いをされてこれたと思ふ。また教工会等において、大学の意向を十分に説明していただいたと思つていたのであります。諸君は自ら、無期限のストライキというものを決議されました。ところがその結果がどれほど諸君の同学の友人諸君に対して重大な好ましくない結果をもたらしつつあるか。そのことは皆さんが、すでにこの10日間において、お気付きになったことだろうと思ふのであります。ですから、早急に一刻も早く、ストライキはおよしになって、教務補導部長との話し合いに入られることを希望するのであります。で、これが、私がまず、大学の自治というものと関連して申し上げたかった点であります。

次に第二に、現在のストライキというものに対して、私がどう考えているか、これは、何も今回のストライキだけに限るのではない。大学の管理、運営の責任者として、どういったような態度をもってストライキにのぞんできているかということをお皆さんがたにお伝えしたいと思ふのであります。

二つあります。第一は、ストライキは認めないという大学の基本針をみとめて、それにしたがって学問および研究を続ける諸君に対しては、できるだけ疵をつけないで、大学が卒業できるようにしてあげたい。これが第一点であります。

第二点、しかしながら、ストライキは認めないというこの本学の基本方針を無視し、それに対して、どこまでも反対行動を続ける人々、あるいは再びそのような行動を行なうという人に対しては、本学においていただくことを私は、おことわりしたいと思ひます。

具体的に言うならば、今回のストライキというものをお認めになる方、あるいはストライキ権があるというふうにとどこまでもお考えになってられる方は、大学をおよしいただきたいと思ふ。しかし、ストライキというものは良からぬものであるということをお認めになったかたに対しては、ストライキをされたということに対して、追求しないでいきたい。しかし、さらに、そのようなことを行なうというようなかたは、さつきもいいましたように、およしをいただきたいと思ひます。

この2点につきましては、3日前（6月5日）の代議員会におきまして、代議員会の委員の全員の一致をもって、私のこの所信は承認されているということをお伝えしたいと思ひます。このことをお含みいただきたい。この大学の方針にとどこまでも反対されるというかたは、大学においていただくことはできない。もっともストライキをやるということは、大学外の場所においては充分、意義があることもあると思ひます。そういうところで生涯の仕事をおやりになるということにも意義があると思ひます。しかし大学においてそういうことをしていただくということは、大学そのものを破壊することでありま。

これを私はお認め申すわけにはいかない。しかし、くり返し申しますけれども、ストライキはよくないということ

認められてストライキは行なわないということを、はっきりお示しになる方々に対しましては、別に何らの処置を今回はとりたくない。私はそのように思っております。

かさねて申しますけれども、代議員において、これは、決定されていることがらでもありますから、大学の方針として、御了承いただきたいと思えます。このことをよくお考えになられまして、皆さん方の間でなお、この大学の決定が正しいか正しくないか、そのことを検討され、一刻も早くストライキはといて、教務補導部長との話し合いにお入りになるということを皆さん方におすすめてほしいと思えます。私の所信の表明はこれで終わらせていただきます。

## 別紙(14)

### 代表者会議の共通了解事項と見解の相異点について

今回の問題を解決するため、大学と学生側の双方より代表者を出して紛争の原因となった諸問題について話し合いを行なってきました。

現在までの代表者会議の内容、特に双方の了解事項と見解の相異点を明らかにしてお知らせいたします。

ただし、今までの共通了解事項も双方の見解の相異点との関連において、必ずしもこのまま確認されるとは限りませんので、その点も予め申添えておきます。

#### 記

#### I 入寮選考の手続と入寮許可の権限について

##### ○共通了解事項

1. 申合わせによる入寮手続をして教務補導部長が入寮を許可する。

##### ◇見解の相異点

##### 大 学 側

1. 学寮規程にもとづき、入寮選考および入寮許可を行なう。したがって教務補導部長に責任がある。
2. 入寮選考は大幅に寮生にまかせているが寮生に権限があるとは考えない。
2. 申合わせは学寮規程を基礎にした具体的な細則である。

##### 学 生 側

1. 学寮規程は必ずしも認めない。  
入寮選考は届出制を要求する。
2. 入寮選考は申合わせにより寮生に権限がある。
3. 学寮規程に問題があるので申合わせ事項はこれを正す意味でとりきめたものである。

#### II 雄滝寮の寄宿料について

##### ○共通了解事項

1. 寮生は寄宿料 300円の不払決議をおろす。

##### ◇見解の相異点

##### 大 学 側

1. 寄宿料について検討するといっても金額(300円)と時期(11月)について変更の意志はない。
2. 学寮規程を改正した代議員会決定を白紙にかえず意志はない。
3. 寄宿料問題について双方に見解の相異点があるので早急にこの問題について検討の場を設定したいという寮生の要求に大学は応じる。

##### 学 生 側

1. 寄宿料の不払決議をおろすといことは寄宿料を話し合いのルートに乗せ、12月段階にかえて話し合いの途上にあることを確認することである。
2. 学寮規程を改正した代議員会決定は白紙にかえるべきである。
3. 話し合いの場を設定することは12月選考を認めなかった大学の主張を否定することではないか。

#### III 入寮不許可の11名の措置について

##### ○共通了解事項

1. 寮生が300円の寄宿料不払決議をおろし、11名の該当者に規定の入寮手続をとらせ、適当であれば教務補導部長は入寮を許可する。



◇見解の相異点

大 学 側

1. 入寮許可はこの問題が解決した日付とする。
2. 大学は12月入寮を認めていないし、また12月に遡及することは債権発生手続上も無理がある。

学 生 側

1. 入寮は当然12月に遡及して許可されるべきである。そうしないと12月以後寮生は不法入寮を認めることになる。
2. 単なる事務手続上の問題で12月入寮が認められないのであれば6月でやむを得ない。

IV 雄迎寮総務委員の退寮命令について

○共通了解事項

1. 12月入寮選考の学生を教務補導部長の許可なく入寮させたことについて学生はその非を認める。
2. 雄迎寮総務が始末書を出し、大学は退寮命令を撤回することを認める。

◇見解の相異点

大 学 側

1. 始末書の内容は学寮規程違反について書くべきである。
2. 寄宿料の不払決議をしている寮に入寮させることを認められないのは当然であり、12月選考について大学が間違った措置をとったとは思っていない。

学 生 側

1. 始末書は教務補導部長の許可なく入寮させたこと、即ち慣例又は申合わせ違反について書く。学寮規程違反を認めて始末書を書くことは納得できない。
2. 寮生が寄宿料の不払決議をしたからといって、これにからめて入寮選考を認めなかつたことは大学に非があると考え、始末書の後段にこのことを述べるか、若しくは別に大学は遺憾の意を表わしてもらいたい。

V 事態収拾と処分について

○共通了解事項

なし

◇見解の相異点

大 学 側

1. 代表会議は処分問題について取扱う性格のものではない。  
処分問題については大学の然るべき機関で取扱われる。
2. 学長といえども現段階で処分をするか、しないか、ということは言えない。

学 生 側

1. この問題を収拾するにはストライキによる処分は一切出さないことをこの会議で大学が明らかにすることである。
2. 教務補導部長が処分の件について明確にできなかったら学長と三部長を加えた代表者会議とすべきである。

以 上

昭和40年6月22日

東京学芸大学教務補導部長

別 紙 (15)

抗 議 文

私達学生は4月27日雄迎寮総務委員6名に対し、不当にも科せられた退寮命令から端を発し、学寮、学園にうつせきする矛盾の解消と自治活動の伝統を守る闘いを全学を挙げて行ってきた。

この間2週間にわたるストライキはその様に歴史的重大な使命こそが、我々全学生をして立ち上がらせたものであり、学長声明にある様に単に「ストを止める」ことのみを主張する大学の態度はそうした学生の意志を無視するものであり、

大学の基本方針である「学問研究の自由と大学の自治」を放棄するものである。

私達学生は大学の最高責任者である高坂学長自らが、学生と直接話し合うことにより、即時事態全体の解決に打ち込むことを強く要望する。

尚この要求に対し、大学が無条件で応じることを全学生は強く望む。

昭和40年6月25日

高 坂 学 長 殿

全 学 生 一 同

---

## 別 紙 (16)

### 公 開 質 問 状

去る6月8日、高坂学長の行なった所信表明は、即座に全学友の問題となっただけでなく、本学の教授先生方を含む全国の教育関係者の話題になっています。そればかりではなく家庭にも発送され、父兄の間でも問題になっている今、私達はこの所信のもっている問題点を公に質問し先生の回答を求める次第です。

第一に私達が質問しなければならないことは、先生が相当多くの時間をさいて話された第二次世界大戦前あるいは大戦中の京都大学に於ける先生の諸活動とその役割についてです。先生は昭和8年のいわゆる滝川事件に於て一体どんな立場をとったのでしょうか。私達は滝川事件についての歴史的評価を試みようとは思いませんが、あの事件が日本の軍部の大陸侵略と結びついて、国内の学問研究の自由を文部権力が勢力をもって奪おうとしたことは多くの歴史家が認めるところであり、何人も疑うことのできない事です。このような時に当たって先生は学問と戦争の道具にしないという立場にはたして立っていたのでしょうか。

又、人文科学研究所の所長をしながら先生が行なったことは、アジアの平和と日本の平和をおびやかしてきた日本帝国主義の理論的支柱として天皇制を神格化し、それをもって国民を戦争にかり出してきたのではないのでしょうか。まさにそれ故に先生は極東軍事裁判にかけられ公職から追放され、責任を問われたのではなかったのでしょうか。その戦争責任をどのように先生が反省されているのか私は質問せざるを得ません。

第二に、「大学の自由および自治は大学の目的および使命である研究と教育のために認められている」(東京学芸大学学報号外より)と先生は言われています。私達はこのことに一般的に反対するものではありません。しかし学問研究と教育が実践の伴わない死んだ教条となるなら研究活動の本来の意味と使命がなくなってしまうと思います。先生が「大学においてストライキを行なうということは自ら学業を放棄することであり研究と教育を自ら拒否することである」ともっともらしく言った時に、先生の言われる研究と教育ということは行動の伴わない机上の学問として終わり、それ故に大学の自由および自治は、理念上の問題として限定されてしまいます。そこで私達は先生に大学の自由と自治は理念上の問題だけで済まされるのかどうか問わなければなりません。特に内外情勢の激動によって教育の国家統制が強まりつつある時、このことを問わなければなりません。

第三に、先生は「大学の基本方針を無視しそれに対してどこまでも反対行動を続ける人々は……本学においていただくことを私はおことわりしたいと思います」と言い、更に二度も繰り返しております。このことは、当面ストライキについて言っておられますが、いわゆる大学の基本方針をすべて、学生あるいは教授先生方に押しつけ、それに逆らう者は追放するというならば、極めて大きな問題です。これは、私達の自治活動に対する挑戦であるばかりでなく教授先生方の自由な研究活動にも妨害を与えていくものにならざるを得ません。又先生が文部省で占める地位からして全国の学友教授先生方に対するおどかしでもあります。先生のこのような態度は必ず全国の学友と教授先生の怒りを呼び起こすでしょう。このような点に関し先生はどのように考えられるか質問致します。

最後に、寮問題についての先生自身の責任について所信では全くふれられていません。先生はこの寮問題が起きてから全く学校に来ていないだけでなく、学生には紙切れ一枚の「お達し」で済ませていたことは、全学生、教授職員の知るところであり学長としての先生の態度に不信と疑惑の念がたかまっています。従来先生は大学においてしばしば不在の状態であり、文部省の役職に重きをおいておられるようですが、その様な態度で学長として、学内の諸問題に関する責任が遂行できるのでしょうか。特に寮問題の緊急な事態にあって、先生の態度と責任は追求されなければならないと思

います。この点をどう考えられるか回答していただきたいと思います。

以上4点にわたって先生の回答を全学友の前に明らかにすることを要求します。

昭和40年6月30日

東京学芸大学高坂学長 殿

東京学芸大学学生自治会

執行委員会

## 別紙 (17)

### 教授諸先生方へ——私達学生の訴え

5月1日、これは全学生が「雄進寮総務委員6名に退寮命令」という事実を耳にした最初の日でした。この日から「不当処分撤回」の闘争が始まり、既に2ヶ月が過ぎようとしています。現在事態は全く解決がつかないばかりか、益々混迷しています。しかし、今も直、私たち学生には、2週間のストライキを含む今回の闘争は、私たちの大学に於ける自治の骨抜きと、文部省の言うがままの大学にならんとしているその状況に対する真剣な闘いであり、全学生がああ2週間のストライキを含めた現在の闘いに耐え抜いていることを自信をもって語ることが出来ます。しかし、私たちは大学という良識ある場に於て未だに問題が解決していないことを憂えないわけにはいきません。大学は私たちに「ルール違反だ」と言って全く逆な責任追及を行ない、学長は結局のところ、何故ストライキが起こったかという要因を全く抜きにして、「ストライキ」というその形態のみを問題にして解決しようとした所に事態が未だに解決し得ない原因があるのではないのでしょうか。「面子の問題」「権威の問題」進展しえない要因がここにあるとしたら、私たちは空虚な「大学の面子」と「権威」を捨て去ることを求めます。

私たちには誇りがあります。それは先輩が教授先生方と共に築き上げて来た大学の自治であり、その上保障される自由なる学問研究です。そして同時に、一度、学園の自治が侵されようとし、研究と教育の場が取り去られようとするならばそれを守る為に闘いに起つ使命感があります。今回の闘争は、全学生のその様な責任に於てなされました。学寮自治が破壊され、学園の自治がおびやかされるのを黙認することは、私たち学生にとって忍び難いことなのです。こうした時に学長先生の言われる「諸君は学問をし給え、闘争に参加することは学問を放棄することだ」という言葉は、私たちとして非常に理解に苦しむ、余りにも実態のない、あるとしたら権力者が批判し行動に立つ学生に対して自らの立場を合理化するための形式的論理でしかない気がするのです。

私たちは、現象を単に現象として見ようとはしません。その要因を分析し、その必然性の是非の中から自らの判断を下そうとします。そのためにこそ学問を必要とします。

本日の教授会に参加された全ての教授先生方に教育者としての主体性をもって自らの判断をなされる様お願いします。

#### 私達の基本的立場

(1) 戦後学生は常に社会的課題に対して、学生の立場からアプローチし、主体的に取組んで来ました。1949～50年にかけての反レッド・パージ闘争、1957年砂川基地拡張反対、勤評・警職法、そして、安保条約反対の闘争、こうした民主主義と学園の自治、学問を守る闘いを闘い抜いてきました。しかし、今やこうした我々の批判と行動は文部省の新たな大学支配の動きの中で失われようとしています。37年、提出され、反対運動に会って引込めたあの大管法は、なし崩し的に実施されています。本学における一昨年の学内機構改組は、教授会の権限を名目だけとし、実質的権限は全て代議員会に移行されていった事態は否めない事実であると考えます。文部省が大学制度の改定を考え、自治の磐石として中心を荷なってきた学寮は、新寮という甘いアメを与えられ、運営権は大学へというムチによって自治権が奪われようとしているのです。このことは、学徒厚生審答申、〇〇大学学寮管理運営規程の中に述べられています。

戦後の民主教育は除々にその姿を変え、教育制度の改悪、勤評の完全実施、道徳教育の拡充、児童生徒に対する学力テスト、能研テスト等によるハイタレントの発見と養成、ここから生まれる受験地獄、今や教育は産業界からの強力な要請と現体制を支え、又は積極的に維持するイデオロギーの形成の場として、本来の目的を全く喪失したかに見えます。

高坂学長が提案された“期待される人間像”は一体誰れが期待する人間像なのかと疑問を持たざるをえません。

戦後の荒唐から復興し、新たな段階にさしかかった日本は、日韓会談を第一歩として、再び海外への新植民地主義を延命策にとり入れました。しかし歴史は、このことが次に何をもたらすかを充分教えています。

私たちは、学寮の自治、大学の自治を守ることの重要さをこうした歴史の流れの中で位置づけています。今回の寮問題、学長先生の発言は従って非常に重要だと考えています。

政府は公務員のデモへの参加を規制する通達を最近発しました。「国の方針に添わず批判し行動することはすべきでない」というのです。そして学長先生は「大学に基本方針をお認めにならない方は、大学をおよしになっていただきたい」と全学生の前で発言されました。このことが大学に貫徹されるならば、最早、自由なる学問の研究は表面的な虚偽の学問でしかありません。生を求める所に現実に対する批判の中から飛躍と創造は生み出されると考えます。

問題を処分という形をもって常に解決し、文部省の通達だからといって強要する態度の中に今回の問題が拡大してしまった要因があったと思います。私達学生も自らの不十分さを認めざるを得ません。しかし、代表会談に於いて明らかな如く、「学寮規定第5条に違反したことを始末書の内容とせよ」と言われ、申し合わせ事項の踏みにじりを行なった大学の責任は一切問題としようとはしない態度に対して怒りを覚えずにはいられません。更にこの代表会談を利用して新たな協約を取りつけようとする大学の態度には、果たして教育者なのかと疑わざるをえません。私たちは「部長の許可印をまたずして入寮させたことは慣例に基づかなかつたものとして反省しました。しかし、同時に大学も寄宿料値上げ反対を理由に入寮選考を許可しないということは申し合わせ事項の踏みにじりではないかとして双方がミス認め、そのことが解決の道ではないかと主張しました。しかしそれは受け入れられませんでした。代表者会談はかくして決裂状態に入りました。

#### <私たちの具体的提案>

本日の教授会で寮問題を徹底的に審議して戴き、教授会として責任ある、学生が納得いく結論を出して下さる様お願いします。

1. 国語科生からも既に提出されている通り、我々は「始末書」を書くことを最良の方法だとは考えていません。しかし、どうしても「始末書で済す」というのなら「双方共慣例上不十分な点があった」ということで内容をまとめることを主張します。

2. 寮問題とストライキとは全く無縁ではないし、学長先生が言われる如く、寮問題とストライキを切り離して問題をたてることには反対します。

3. 教授会の翌日(7月1日)学長、各部部长を含めた代表者会談の中で教授会の正式な報告と具体的解決策を必ず提出して下さる様お願いします(学生代表者も再度整えたいと思います)

#### 私たちの決意

この問題が7月初旬に解決する様双方努力すべきだと考えます。もし万が一解決が不可能となり、30日の教授会での決定が私たち学生にとって全く納得しかねるものであれば、更に7月1日の代表者会談にて解決の糸口が全くつかめないとするならば、私たちは今確立しているストライキ権を行使し、大学の自治を守り抜くために最後まで闘い抜くことを昨日の自治委員会にて決議しています。次の学生大会においてその方法を採決し、最後まで闘い抜く覚悟です。2ヶ月に及ぶ闘いに耐えぬいてきた全学生は、事態の解決のためにこそ頑張ってきて来ました。私たちの要求と逆な回答が出るなら再度の闘いの中で自治を守るしかありません。

全教授先生方の大学人としての良識に訴えたいと思います。私たちも全力を上げて解決にむかい、努力したいと思えます。

1965. 6. 30

東京学芸大学 学生一同

#### 別紙(18)

#### 学長会見についての連絡(40.7.2. 学生課長)

1. 代表者(含書記)の氏名と学長に特にお伺いしたい事項をメモにして、今日の午後3時までに必ず提出して下さい。(大学の出席者は、学長、M部長、O第1部長、K第2部長、M第3部長、M第1部教務補導委員長、N第2部教務補導委員長、T第3部教務補導委員長、O第1部教務補導委員、I第2部教務補導委員、W第3部教務補導委員、学寮委員長、次長・学生課長であり、書記はM、T両係長が当たる)
2. 次のことは必ず守って下さい。

- ④ 時間は午後2時30分～4時までとする。
- ⑤ 代表者は全学生を代表できるように考える。
- ⑥ 報道関係者は入れない。
- ⑦ 会見が静粛に行なわれるよう、会場付近に学生が集まらないこと（会見の結果は会見終了後、学生代表から、教室・食堂などで聞いてほしい）
- ⑧ 各部部长の個人的見解を求めない。
- ⑨ ストライキは勿論止める。

## 別紙(19)

学生代表者名簿(省略)

## 別紙(20)

### I 入寮選考について

1. 入寮選考については昭和39年7月29日に教務補導部長と目黒寮総務委員会が申合せた事項どおりとする。

注 申合わせ抜萃

- ロ. 入・退寮の問題は4月以降行なわれてきたとおりとする。

入寮面接は全寮中央委の責任において各寮の総務委員会が行なう。

許可事項については、各寮総務委員会と学寮委員会が検討し、その決定にもとづいて教務補導部長が許可す

2. 不明確な点については今後話合う。

### II 雄迪寮の寄宿料について

1. 大学は寄宿料問題についての話し合いの場を設定する。
2. 雄迪寮々生は寄宿料の不払決議をおろし、双方で早期解決につとめる。

### III 入寮不許可の11名の措置について

1. 11名の該当者は教務補導部長の許可印を得た上で入寮する。
2. 入寮許可の日付は債権発生手続上のこともあるので6月1日とする。

### IV 雄迪寮総務委員の退寮命令について

1. 雄迪寮総務委員会は12月選考学生を教務補導部長の許可の印をまだ入寮させたことに対して遺憾の意を表わす。
2. 大学は雄迪寮総務委員に対する退寮命令を撤回する。

なお、今回の問題をふりかえてみて学寮の自治に対する双方の考え方に不一致があり、12月の入寮選考に関して意志の疏通が十分ではなかった。それが混乱の要因となったことを遺憾に思う。

その他学寮問題として残された事項も今後学寮委員会と寮生代表が相互の信頼の上に立って解決していきたい。

## 別紙(21)

### 公 示

大学は7月14日の代議員会において学生諸君が行なった今回のストライキの措置について審議した結果、その後学生諸君がとった態度にかんがみ、諸君に対する信頼の上にたつて学則による懲戒を行なわないことを決定した。

けだし、諸君は6月7日以降ストライキを実際上行なっており、5月27日の学長および教務補導部長の告示の線にしたがって寮問題解決の話し合いに入り、基本的事項の相互理解にまで到達した。また、学生代表はビケをはり、ストライキにより、教官・職員・学生諸君に対して多大の迷惑をかけたことについて、遺憾の意を表明している。

これらのことは、諸君が研究と学問の場である大学にとってストライキが認められ得ないものであることの認識を、実際の行動を通じて示したものである。

大学は諸君のかゝる態度を信頼し、その故に懲戒を行なわないことを決定したものである。

この点を諸君としても十分に考慮されたい。

随って、私が諸君に特に切望したいことがある。

それは、大学が諸君に対して抱いたこのような信頼を、決して空しいものにされないことである。

このことを重ねて切望する。

昭和40年7月16日

学 長 名

---

## 別 紙 (22)

### 了 解 事 項

#### I 入寮選考について

1. 入寮選考の問題に関しては昭和39年7月に教務補導部長と目黒寮総務委員長との間にとりかわされた事項を再確認する。
2. なお、不十分な点については今後大学と寮生との間で検討する。

#### II 雄迎寮の寄宿料について

1. 大学は寄宿料問題についての話し合いの場を設定する。
2. 雄迎寮々生は寄宿料の不払決議をおろし、双方で早期解決につとめる。

#### III 入寮不許可の11名の措置について

1. 11名の該当者は教務補導部長の許可印を得た上で入寮する。
2. 入寮許可の日付は償債発生手続上6月1日とする。

#### IV 雄迎寮総務委員の退寮命令について

1. 雄迎寮総務委員会は12月選考学生を教務補導部長の許可の印をまたず入寮させたことに対して遺憾の意を表わす。
2. 大学は雄迎寮総務委員に対する退寮命令を撤回する。

なお、今回の問題をふりかえてみて、学寮の自治に対する双方の考え方に不一致があり、12月の入寮選考に関して意志の疏通が十分ではなかった。それが混乱の要因となったことを遺憾に思う。その他学寮問題として残された事項も今後寮委員会と寮生代表が相互の信頼の上で解決してゆきたい。

#### 注 申合せ抜萃

- ロ. 入・退寮の問題は4月以降行なわれてきたとおりとする。

入寮面接は全寮中央委の責任において各寮の総務委員会が行なう。

許可事項については、各寮総務委員会と学寮委員会が検討し、その決定にもとづいて教務補導部長が許可する。

---

## 別 紙 (23)

昭和40年7月16日

教 官 各 位 殿

東京学芸大学教務補導部長

### 報 告 書

今回の紛争におきましては、先生方には多大のご迷惑をおかけいたしました。

この処置については、一昨日の代議員会において、大学の態度を決定していただき、学生代表とは昨日最終的な話し合いをしまして紛争の原因となった学寮問題について別紙のとおり了解事項を確認しました。

これで長期にわたった紛争も一応終熄したわけではありますが、これは直接学生の指導にあたっていただいた先生方のご協力によるものと感謝いたします。

なお、学生に対する学長の公示、学寮問題の了解事項、ストライキの処置に関する代議員会の決定事項を同封いたしましたので、今回の紛争に対し、学則による懲戒を行なわなかった真意をご了承いただきたいと思います。

今後とも学生の指導につきよろしくお願い申し上げます。

別紙(24)

処置対象学生一覧(省略)

別紙(25)

通 知 文

昭和40年7月19日

殿

教務補導部長名

御 通 知

貴殿保証にかかる 殿は、本学学生寮の学生委員6名が退寮を命じられたことなどに反対して、自治会執行委員会の一員として昭和40年5月25日及び6月16日に授業を妨害して不許可の学生大会を強行し、ストライキを決議させ、且これを実施しました。

本学では、このような大学の秩序を乱す行為に対し、その処置について検討いたしましたが今回は同封の学長の公示にあるとおり、特に学則による懲戒はいたしませんでしたが、本人には十分に今後を戒めることにしております。

つきましては貴殿においても充分御訓戒、御指導下さるよう御通知いたします。

別紙(26)

通 知 文

昭和40年7月19日

殿

教務補導部長名

御 通 知

貴殿保証にかかる 君は本学学生寮の学生委員6名が退寮を命じられたことなどに反対して昭和40年5月26日以降数次にわたってストライキを行ない、ピケをはって教職員、学生の入校をはばみ、授業を妨害した際、その中心となって活動しました。

本学ではこのような大学の秩序を乱す行為に対し、その処置について検討いたしましたが今回は同封の学長公示にあるとおり、特に学則による懲戒はいたしませんでしたが、本人には十分今後を戒めることにいたしております。

つきましては貴殿においても充分御訓戒、御指導下さるよう御通知いたします。

別紙(27)

通 知 文(案)

昭和40年7月19日

殿

教務補導部長名

御 通 知

貴殿保証にかかる 君は本学学生寮の学生委員6名が退寮を命じられたことなどに反対して寮において反対運動の中心となって活動し、これを全学的な紛争に持込みました。

本学では、このような大学の秩序を乱す行為に対し、その処置について検討いたしましたが、今回は同封の学長公示にあるとおり、特に学則による懲戒はいたしませんでしたが、本人には十分に今後を戒めることにしております。つきましては貴殿においても充分御訓戒、御指導下さるよう御通知いたします。

#### 4. 学寮規則改正問題について

北海道大学  
(40. 4. 27)

##### 学寮規則を改正するにあたって

学生部委員会は、学長の諮問を受けて、北海道大学学寮規則の改正につき審議を重ねてきたが、このほど漸く一応の成案をみるに至ったので、学長への答申案を確定する以前に、全学の学生諸君と話し合いの機会をもち、改正の理由や改正案の基本的な考え方、内容などについて十分説明を行なうとともに、これに関する学生諸君の意見を聞いて参考にしたいと考える。ついでには、学生諸君の正確な理解を得るため、あらかじめ、当委員会の基本的な考え方の概要をのべておきたい。

1. 学寮は、学生のために勉学に適する環境をつくるとともに、学生が自主的な共同生活を通じてその人間を形成していくべき場として、大学に設けられた国の教育施設である。だが、本学における学寮の現状は、果たしてこのような教育施設としてふさわしいものであろうか。学寮の施設や設備が既に甚だしく老朽していること、収容学生数が自宅外通学生の約1割程度にしか過ぎないことからみても、それは余りにも貧弱であり、到底このまま放置できない状態にある。近代的な設備をそなえ、はるかに多くの学生を収容できる学寮が一日も早く増設されなくてはならない。大学は、この問題を解決すべく新寮の建設について従来さまざまな努力を重ねてきているのである。

しかし、大学が学寮の充実や増設を国や社会に対して要望するには、その前提として大学自らが学寮の管理運営に関し十分その教育的責任を果たしうる態勢になっていることが必要である。学寮は大学の所管に属する国の教育施設であるから、大学は、国有財産を管理する機関として、法令（国有財産法、物品管理法）に基づきこれを適正に管理すべき責任を負うと同時に、教育施設として設置された学寮の目的に最もよく適合するよう、これを運営していくべき責任を負う。これは国に対する大学の職務であるとともに、社会に対する大学の責任である。したがって、この責任を果たすことなしに新寮の建設のみを要求するなどということは大学として許されない。ここから大学自身の課題として、従来の学寮の管理運営のあり方につき、改めて検討する必要が生ずる。

2. 当委員会は、今日まで、3年余の長きにわたり、この問題について、検討を続けてきた。その結論は、新しい学寮規則案に示されているが、現行の学寮規則とそれに基づく管理運営のあり方には、大学の教育的責任という見地からみて、改められるべき点が少なくないと考える。

(注)

北海道大学学寮規則（資料 1）

北海道大学学寮規則の実施に関する細則（資料 2）

以下、その二、三について簡単に説明を加えると、

(D) 入・退寮の決定について 学寮は大学の所管に属する国の教育施設であり、大学は自らの責任においてこれを管理運営すべきものである以上、すくなくとも、だれを入寮させ、だれを退寮させるかについては、大学自身が決定しなくてはならない。しかるに、現行学寮規則によれば、入寮の選考お



よび決定は、大学（学生部長）ではなくて寮生のみが行ない得る建前になっており、大学（学生部長）は寮生が選考決定したものにつき形式的な許可を与えることができることとされているにすぎない（4条）。同様に寮生が特定の者に対し退寮を決定した場合には、大学の決定をまつまでもなく、その者は当然に退寮すべきものとされており（6条3号）、一方、大学が退寮を決定できるという条項はない。要するに、大学が入退寮を決定するという措置はとりえない制度になっているのであり、したがって、この点について、大学が教育的責任を負い得るよう学寮規則を改めなければならないと考える。

② 学寮経費の合理的負担について さきにのべたように、学寮は大学における教育施設であるが、それが同時に寮生の経済生活に対し多大の効果をもっていることはいうまでもない。したがって、大学は、今後も適法にして合理的な筋をふみはずさない限り寮生の経済的負担がなるべく軽減されるよう努力していくことにやぶさかではない。しかし、だからといって、一般学生のための学生経費が希望者の一部しか入寮できない学寮の経費にあてられることは、決して望ましいことではない。学寮における寮生の生活には、人間としての一般的生活があり、そのための費用（個人的生活のための費用）を寮生が負担するのは当然のことといわなければならない。従来、この点については、学寮規則に何等規定がないまま過されてきたという事情もあって、必ずしも合理的とはいいがたい取り扱いがなされてきている。それ故、学生部委員会としては、今後、会計法の建前にも適合した学寮経費の合理的運用が図られなければならないと考える。

### 3. 最後に寮生の自治に関する当委員会の見解をのべておきたい。

学寮における人間形成が寮生の自主的共同生活を通じて行なわれるものである以上、学寮における共同生活は当然寮生の自治に基づいて営まれなくてはならない。寮生の自治は—もしそれが認められない場合は学寮の性格自体が全く別異のものとならざるを得ない—という意味において—学寮にとって不可欠の要素であり、当委員会はこれを承認、尊重していかなければならないと考えている。新学寮規則案が寮規約に関し承認制をとらず届出制をとっているのは（14条）、まさにこのような考え方を示したものにほかならない。

しかしながら、寮生の自治について、あるいは誤解している向きもあるのではないかと危惧されるので、念のため附言すると、ここで寮生の自治というのは「寮生の共同生活における自治」（例えば共同生活の秩序や組織・運営などに関する寮規約の作成、寮生大会その他の寮内集会や行事など、寮内生活および寮内活動における自治）を意味し、大学が本来その責任を担うべき「学寮の管理運営」と混同されてはならない。

そもそも「自治」とは自らの責任においてことがらを処理することを意味し、したがって「責任」という要素を抜きにして自治を考えることはできない。大学が寮生の共同生活における自治を承認するのも、寮生は自らの「責任」において共同生活を律していく能力があると確信しているからにほかならない。

しかし、例えば「学寮の管理運営」のように、法的にも社会的にも寮生が責任者となる地位を認められていない性質のことがらについて、寮生の自治を云々することはできない。それは、寮生の責任したがって寮生の自治の範囲を越えたことがらに属し、まさに大学がその責任において処理すべきことがらなのである。

教育は学問の研究と並んで大学が本来の使命とするところである。大学の自治は、大学がこの使命を

十分達成するために社会によって承認され、築かれてきた制度がある。したがって、大学は、その自治に伴う責務を深く自覚するとともに、全力をあげて社会に対する責任を果たしていかなければならない。学寮の管理運営が大学に委ねられているのも、大学が自治の立場において、このような教育的責任を担っているからである。したがって、大学は学寮の管理運営について、その責任を十分に果たすに足るだけの態勢を整えなくてはならない。寮生の自治は、あくまでこのような責任を担う大学の自治の中の一環として、その内部に位置づけられるべきものである。

以上、学寮問題に関する学生部委員会の基本的な姿勢と考え方をのべた。当委員会は、今後とも学寮の運営や日常生活について寮生諸君から希望や意見が出された場合は、学生部委員会が何時でも話し合いに応じ、正当で合理的な希望や意見はできる限りこれを尊重していきたいと考えている。新学寮規則案5条が、入寮の許可に当たって寮生から入寮を適当と考える者についての意見が出された場合、これを尊重する旨規定しているのも、このような大学の考え方を示したものにほかならない。勿論、大学は、学生諸君、したがって寮生諸君の教育に責任を負っているのであるから、学寮の自主的な共同生活についても教育的立場から指導し助言する労をおしむものではない。しかし、その場合も、寮生の自治を尊重するという立場から、あくまで学生部委員会と寮生諸君との話し合いを通して大学の考えを納得してもらおうという方法をとりたいと考えている。

学生諸君の正しい理解と協力を切に望む次第である。

昭和40.4.27

学生部委員会

### 学寮規則に関する学生諸君との話し合いの経過

#### 序章 昭和41年4月にいたる経過の概要

学生部委員会が学長の諮問によって学寮の問題をとり上げたのは昭和37年12月にまで遡る。このとき学生部委員会の内部に設けられた「学寮建設準備小委員会」は、新学寮の建設計画を進めるため、本学における学寮の管理運営の実情を調査し、昭和38年5月、同小委員会の「経過報告」という形で新学寮のあり方に関する見解をまとめた。なおこの間に小委員会は、全学的に選出され学生代表35名と、4回延べ10数時間におたつて話し合いをおこなった。学生部委員会は、次いで第二次の「学寮小委員会」を設けてさらに検討を進め、昭和39年1月21日、学長に対し、「北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について」正式に答申をおこない、この答申は、昭和39年2月の評議会において報告継承された。

本学においては、以上によって、既に新学寮の管理運営のあり方に関する基本的姿勢は固まったわけであり、それにもとづいて新学寮の建設計画が進められるとともに、学生部委員会は第三次の「学寮小委員会」を設けて右の基本的姿勢を「学寮規則」にまとめる作業にとりかかった。昭和40年2月、学生部委員会は一応の成案をまとめ、「北海道大学学寮規則要綱」を学長に対して答申した（いわゆる「2月改正案」）。なお、この間に小委員会は、相当数の学生諸君と8回延べ40時間以上にわたる話し合いをおこなった。学生部委員会は、さらに昭和41年1月、学長からの諮問により、この「要綱」にもとづく「学寮規則案」の仕上げ、並びに、実施細目の検討（主に「実施細則」の作成と「負担区分」の具体的検討）に着手した。

昭和41年2月以降、右の経過を洩れ知った寮生を中心とする学生諸君は、直ちに学寮規則改正案を公表しそれについて話し合うことを求めたが、当委員会は、それがまだ審議中であって、公表する段階にはない旨を説明し、併せて、学生部委員会の見解がまとまれば学長に対する答申以前に学生諸君との話し合いをおこなうことを約束しておいた。そして4月19日にいたって、学生諸君と話し合う原案が完成したのである。

#### 第一章 4月30日にいたる経過

##### (1) 両館における寮規則案の配布と学生代表に対する説明

まず両館の状況について述べると、4月21日、S水産学部学生部委員らは、学生代表に対し、学生部委員会の準備が

整ったので翌22日学生部長代理から寮則案を公表し、それについて説明ならびに質議応答をおこなった上、学生諸君がそれについて検討する期間を約一週間おいて、4月30日から話し合いに入りたい、という趣旨のことを伝えた。翌22日、多数の学生諸君に対し寮則案を配布した上、学生部長代理から学生代表（傍聴者を含め約50名）に対し、寮則改正の理由ならびに改正案の骨子について詳細な説明をおこなった。それについて、主として従来の経過に関する質議応答があり、翌22日には、20数名の学生諸君が集まり、こんどは主として新寮への移転の問題に関する質議応答があって、学生代表に対する寮則案の説明は終わった。

#### (2) 札幌における4月22日の事態

これに対して札幌における事情は次の通りであった。4月20日学生部委員会の代表から北大寮連の代表に対し、右に述べたのと同趣旨の説明をおこないたいので、北大寮連・北大学連・各部局自治会など学生代表が参集するように伝えた。ところが22日当日、新入生歓迎行事のため適当な会場がえられず、クラーク会館大講堂を用意しておいたためもあってか、会場には300名ないし400名の学生諸君が押しかけ、学生部委員会の用意した新寮則案の提示ならびにそれについての説明を拒み、直ちに次の二点について討論をおこなうことを要求した。(1)現行寮則をなぜ改定するのか、(2)水産学部新寮になぜ移転させないのか。以上の事態を收拾するために、厚生部委員会の代表は、別室で学生代表と協議したが、当日は結論をえないまま物別れに終わった。

#### (3) 北大学連・北大寮連代表との予備的な話し合い

4月25日以降、学生部委員会は、北大学連・北大寮連の代表をよび、4回延べ10時間にわたり、4月30日（以降）の話し合いについて予備的な話し合いをおこなった。この間の経過を概括すれば、次の通りである。

22日の事態が示す通り、多数の学生諸君が集まって話し合いをする場合、そのルールが決まっていなければ混乱を避け難い。そこで、まず話し合いのルールについて協議がおこなわれ、次の点について双方の意見が完全に一致した。(1)学生は全員発言することができる。(2)学生の発言を整理し話し合いの進行をスムーズならしめるために学生側から進行の責任者（学生諸君のいわゆる「議長」）を決める。(3)学生部委員会は学生部委員長の統一見解を述べる（註 個人的意見はきかれても答えない、の意）。(4)学生部委員会は自由に発言の当事者・方法・時間について決める。（註、2の進行の責任者、学生諸君のいわゆる「議長」に拘束されないの意）。なお、北大学連・北大寮連の代表は、話し合いの冒頭に、以上4点について集まった学生に周知させる。

次に、話し合いの内容について協議がおこなわれた。学生部委員会は、右に述べた通り、もともと学生諸君の要望もあって、寮則案を配布しそれに関する説明をおこなった上で30日から学生諸君との話し合いに入りたいと考えていた。これに対し、北大学連・北大寮連の代表は、次のように主張して、寮則案の提示ならびにそれに関する説明を拒みつけた。学生諸君としては、30日には、次の3点（学生諸君のいわゆる「三原則」）に限って話し合いをしたい。(1)なぜ学生部委員会（あるいは評議会）は一方的に寮則を決める権限をもつのか、(2)なぜ現行寮則を改定する必要があるのか、(3)なぜ水産学部新寮に直ちに移転できないのか。しかも、以上3点は寮則案について話し合う「前提」であると考えるので、これら「三原則」について双方（学生部委員会と学生代表、具体的には北大学連・北大寮連の両委員長）が「合意」に達するまでは、寮則案の提示もしないし、また、それに関する説明もおこなわないことを保障せよ。

このような学生代表の主張に対し、学生部委員会は、できるだけ早く話し合いを開始するため、次のように答えた。まず、30日の話し合いの内容をいわゆる「三原則」に限定することは認める。しかし、双方が合意に達するまで寮則案について話し合わない、という点については、学生部委員会の職責上約束するわけにいかない。というのは、双方の合意という主張は、論理的に押しつめると寮則の「共同決定」ということに帰着するが、これは現行学内制度のたてまえから認めることができないからである。但し、この点は「三原則」の第一点と関連する。30日の話し合いの結果、なおこの点について疑問が残れば、30日の最後に次回の話し合いに対する要望として改めて問題にすればよいのではないか。したがって学生部委員会は、右の保障が30日に話し合いをおこなうための「前提条件」とは考えない。

これに対して、学生代表の諸君は、4月28日夜、卒直に言ってかなり迷ったあげく、右の保障は単なる「要望」ではなくて30日の話し合いをおこなうための「条件」である。との主張を繰返し、この結果、30日の話し合いのための予備的な話し合いは、結局物別れに終わらざるをえなかった。その際、学生部委員会は、念のため代表の諸君に対し、次のことを伝えておいた。学生部委員会は、直接全学生によびかけて30日の話し合いをおこなうことになるであろう。しかし、その場合にも話し合いの内容については「三原則」に限ってやるつもりである。また諸君が出て来てくれれば、既に話し合いのついた線に沿って諸君に進行の責任者をやってもらいたいと考えている。諸君の協力を望む、と。

学生部委員会が、4月30日掲示をもって直接全学生諸君に対し「学寮の問題に関し、当委員会の基本的な考え方を説明するとともに、学生諸君と話し合う機会をもちたい」とよびかけるにいたった経緯は、大要以上の通りである。

## 第2章 5月23日にいたる経過

### (1) 4月30日の説明と話し合いの会

以上のようにして、学生部委員会は、4月30日の説明と話し合いの会を、北大学連・北大寮連の代表と話し合いのつかぬまま、自らの責任においておこなおうとした。

これに対し、北大学連・北大寮連の執行部は、学生部委員会の企画を「一方的な説明会」であると非難し、同日同時刻、体育館前で「抗議集会」を開き、約120～30名の学生諸君が集まった。そして、学生部委員会の説明をきこうとしてやってきた学生諸君少なくとも2・30名に対しても、個別的に、この「説明会」に応ずることは新寮則決定の「口実」を与えることになるから入場しないように、との説得をおこなった。その結果、学生部委員会は会場で2時間近く待ったが、当日までのいきさつを訊ねにきた学生1名を除いて、ついに参集する学生がなく、この日の説明と話し合いの会は流会に終わった。

### (2) 5月7日の説明と話し合いの会

そこで、学生部委員会は、再び全学生諸君に呼びかけて、5月7日に全く同じ趣旨の説明と話し合いの会を企画した。

これに対し、北大学連・北大寮連の執行部は、やや方針を変え、同日同時刻に教養部などで学寮問題に関する「討論会」を開き、比較的少数の学生が体育館に入場しようとする学生諸君に対する説得に当る、という態度をとった。その結果、当日は約20名の学生諸君が学生部委員会の説明を聞くために参集した。そこで当委員会は説明の資料として、かねて用意した「学寮規則を改正するにあたって」（いわゆる「前文」）を配布した上、定刻を少し過ぎてから説明を開始した。

まず、I学生部長が挨拶ならびに概括的な説明をおこない、次いで、I学生部委員から当日までの経過の概要と学生部委員会の責任と権限の問題（いわゆる「三原則」の第1点）、Y学生部委員から寮則改正の理由（「三原則」の第2点）、再びI学生部委員から水産学部新寮への移転の問題（「三原則」の第3点）について、約1時間にわたり学生部委員会の基本的見解を述べた。それにつづいて約3時間にわたり、参集した学生諸君とのあいだに質疑応答ならびに討論が交わられてこの日の会は終わった。

当日参集した学生諸君から出された質問の多くは、新寮則案の内容ならびにその実施細目にかかわるものであり、しかも、一部の学生諸君が学生部委員会の考えをゆがめて宣伝していることにもとづくものであった。たとえば、今後自由に寮生大会を開いたり掲示を出したりすることができなくなるのではないか、大学は寮に舎監をおくつもりではないか、寮生の経済的負担は2,000円もふえるのではないか、等々。さらに、一学生の質問を通じて、当日教養部自治会が主催した学寮問題に関する討論会の際に、執行部によって「新学寮規則案」と称するもの（因みにこれは3月末の段階で学生部委員会が用意していたものである）が配布され、その内容について論議がおこなわれた、という事実が明らかになった。

以上の状況を検討した結果、学生部委員会は、次のような方針を決定した。(1)当日説明資料として配布したいわゆる「前文」を5月9日に公表し、希望者に配布する。(2)5月12日、新学寮規則案ならびに細則案を公表し、希望者に配布する。(3)5月14日、全学生を対象とし、こんどは寮則案に即した説明と話し合いの会をもつ。(4)5月9日ないし10日、再び北大学連・北大寮連の代表をよび、14日の話し合いについて協力を求める。以上の通りである。

### (3) 函館における前文の配布

ここで函館における「前文」の配布について一言したい。4月30日、S学生部委員が自治会代表に「前文」を渡し、クラス毎に学生全員に配布することを要望し、代表はこれを諒承してもち帰った。その後、代表から一般学生に対して配布されていないことが判ったので、S委員は3回にわたり、代表に配布を催促した。5月19日に至ってもなお一般学生に対して配布している様子がなかったので、同日「前文」を掲示をもって一般学生に周知せしめる措置をとった。代表はその後になって学生全員に配布した模様である。

### (4) 北大学連・北大寮連との予備的な話し合い

再び札幌の事情に戻ると、学生部委員会の代表と北大学連・北大寮連の代表との予備的な話し合いは、5月10日夜におこなわれた。その際、学生部委員会は、右に述べたような状況を説明して協力を求め、さらに学生諸君の質問にこたえて、「寮則に即した説明と話し合い」というのは、いわゆる「三原則」の問題は7日で終わったからもはやそれにはふれない、ということだけでなく、同じ「三原則」の問題をとり上げるのにしても寮則に即して実質的・能率的な論議をした

い、という趣旨である、ということを明らかにした。

これに対し、学生代表の諸君は次のように主張した。これまでの経緯についてはともかく、学生部委員会と学生のあいだに見られる「すれちがい」の状態はきわめて変則的であり、この事態を解決することが現在学生にとって最も緊急を要する問題である、と考える。北大学連・北大寮連は、学生部委員会といかにして話し合うか、ということについて、全学生の意思を集約したいので、それまで学生部委員会の考える寮則案の公表や話し合いを待ってほしい。寮則の問題についてではなく、話し合いの仕方について学生の意思をまとめるのであるから、その資料として寮則案は不要である。以上が学生諸君の主張の内容である。学生部委員会はこの主張を認め、双方協議の上、北大学連・北大寮連の代表が5月16日夕刻まで責任をもって右の点について全学生の意思を集約することとなった。

しかしながら、5月16日、北大学連・北大寮連の代表がもってきた解答は、次のように学生部委員会にとって全く意外なものであった。すなわち、学生諸君は、11日以降教養部を中心にして学生の意思の集約に努力したが、今までのところ意見の集約ができたのでは教養部の2クラスのみである。明17日になれば寮連、そして、明後18日には教養部学生の意思をまとめることができると思うが、全学的な意思の集約には5月一杯までかかる。したがって、それまで待ってほしい、というのである。

これに対して学生部委員会は、来年から新しい学寮の建設にとりかかるためには、概算要求の時期との関連で、概ね5月中には学寮規則に関する学生部委員会の態度を決定しなければならないので、それまで待つわけにはいかない、ということの説明をした。その際、当委員会は学生代表に対し、次のように要望しておいた。諸君が学生部委員会と学生のあいだでいかにして話し合いを進めるか、という点について責任をもって全学生の意思を集約する、ということを確認しながら、少なくとも結果的にそれを果しえなかったのはきわめて残念である。学生部委員会は、おそらく23日に、再び直接学生によびかけるといって説明と話し合いの会をもつことになるであろうが、今度こそは諸君もその会に出てきて実質的な討論が進められるよう切に期待する、と。

因みに附言するならば、学生部委員会は、当日までに意見を集約した教養部の2クラスの掲示によって、学生諸君のあいだでおこなわれている論議が、学生部委員会との話し合いの仕方に関するものと言わんよりは、むしろ寮則改定の是非に関するものであることを承知していたが、この点をあげて代表の諸君を責めることはしなかった。

学生部委員会が、5月19日、全学生諸君に対し、次のような掲示によって、23日の話し合いをよびかけ、新学寮規則案・実施細則案の公表に踏み切った経緯は、大要以上の通りである。

## 学 生 諸 君 へ

学生部委員会は、さる5月7日、学寮問題に関する当委員会の基本的な考え方を説明し、学生諸君と話し合うための会を開いたが、参集した学生諸君が少なかったため、今一度、説明と話し合いの機会をもちたいと考える。

5月7日の当委員会の説明は、主として、「何故現行学寮規則を改正しなければならないか」という点を中心として行なわれた。その際、学生諸君から提起された質問は、新学寮規則案の個々の条項にわたるものも少なくなく、一方既に北海道大学新聞その他において新学寮規則案なるものが示され、学生諸君の間においては、その内容について種々論議が行なわれている状況なので、当委員会は、これらの事情を考慮し、次回の話し合いの折には、新学寮規則案に即した説明を行なうつもりである。

については、その話し合いのための正確な資料とするため、別紙のように、新学寮規則案と実施細則案を発表する。

この資料を希望する学生諸君は、学生部学生掛または各学部事務室で受け取られたい。

なお、当委員会は、次回の話し合いを企画するに当たり、さる5月10日、北大学連並びに北大寮連の代表の諸君と予備的な話し合いを行なったが、北大学連と寮連の代表から、「現在の変則的な状況を打開するため、学寮問題に関し学生が今後どういう形で学生部委員会と話し合いを進めていくかについて、全学の学生の意向を、5月16日夕刻までに、責任をもって集約したいので、それまで話し合いを延期してほしい」という趣旨の要望があったので、当委員会はそれを容れ、回答を待っていたところ、16日夜になって「全学生の意向は集約できなかったため、5月末まで猶予してほしい」とのことであった。当委員会は、来年度から新学寮の建設にとりかかる企画を進めるため、これ以上話し合いの日時を延期することは困難であると考えて、左記のように、話し合いの機会をもつこととした次第である。

全学生諸君並びに北大学連・寮連の諸君の協力を得て充実した話し合いが行なわれることを切に希望する。

## 記

1. 日時 5月23日(月)午後5時30分より
1. 場所 本学体育館  
昭和41年5月19日

### 北海道大学学生部委員会

#### 第3章 5月23日の「抗議行動」

こうして、5月23日午後5時半から、学生部委員会は、体育館において学寮規則に即した説明と話し合いの会を開いた。定刻を少しすぎ約15名の学生諸君が参集したところで、I学生部長が開会の挨拶をおこない、I学生部委員より当日の話し合いにいたる経過の概要と学生部委員会の責任と権限について説明があったのち、Y学生部委員が学寮規則改正の理由ならびに新学寮規則案の骨子について説明をはじめた。しかしこのとき、次のような事態によって、この説明は中断されたのである。

北大学連ならびに北大寮連の執行部の諸君は、前述のような協力の要情にもかかわらず、当日話し合いがはじまる少し以前から全学生諸君によびかけて、学生部委員会の「一方的な説明会」に対する抗議集会を体育館前でおこなっていた。そしてこのたびは、会場に入り「抗議行動」によって「一方的な説明会」を「粉碎」しよう、と試みたのである。前述のように、Y委員の説明がはじまって間もなく、この抗議集会に集まった600名ない700名の学生諸君が、学連、寮連の旗を先頭にシュプレヒコールを唱えながら隊伍を組んで会場に入り、それから隊伍を解いて用意された椅子に着席した。そして、しばらく説明を休んでいたY委員が説明を再開しようとする、と、口々に罵声を浴せ、さらに相当数の学生は激しく床を踏み鳴らして発言を妨害した。こうして、会場は混乱に陥り説明の続行は事実上不可能となったので、学生部委員会は別室に退いて事態の収拾について協議した。

学生部委員会の説明を聞いていた約15名の学生諸君は、この「抗議行動」に憤激して会場から退出し、学生部委員会に対し別な場所で説明を続行するよう求めてきた。そこで学生部委員会は、委員2名を選んでその求に応じようとしたが、体育館の玄関のところで「抗議行動」に参加した学生諸君に遮ぎられそれを果せなかった。その時、学生部委員会が協議していた別室へ「抗議行動」の代表若干名がきて、事態収拾の話し合いがはじまったので、学生部委員会は約15名の学生諸君に対してこの状態を説明し、やがてなんらかの形で話し合いが再開されると考えるので再び会場に入って待つてほしいと要求し、納得してもらった。

「抗議行動」の代表が学生部委員会に対してつきつけた要求は、最初、次の4点について回答せよ、ということであった。すなわち(1)学生部委員会は寮則の強行決定をするのか、(2)これまでの学生部委員会の一方的、非民主的なやり方を反省せよ、(3)なぜ水産学部新寮に移転させないのか、(4)現行寮則のまま直に新寮の予算を請求せよ。

なお、この4点は、当日の「抗議行動」のスローガンであり、これらについて、納得のいくまで一步も退かないとのことであった。これに対して学生部委員会は次の回答を文書に書いて代表に渡した。「学生部委員会は学生諸君の質問に十分答え、学生諸君と時間の許す限り徹底的に討論をつくしたい。しかし、討論の前提として学生部委員会の考え方を学生諸君に正確に伝え、その上に立って討論が進められる必要があると考える。なお、学生部委員会としては本日の話し合い(討論)のルールを次のように要望し、学生諸君の確認を得たい。(1)議場の秩序、討論の進行については学生自身が責任をもつこと。(2)学生部委員会は学生部委員会の統一した見解を述べ、発言の当事者・時間・方法について自由に決める。」

代表の諸君は、これを会場に持ち帰り、学生部委員会の「説明」を聞くのはそのベースに乗ることになる。などと注釈を加えた上で「抗議行動」に集まった学生諸君の意見を求めた。そして、こんどは次のような要求をもってきた。われわれは、学生部委員会の「説明」を開きにくたのではない、したがって、われわれとしては、「説明」を止め直ちに「討論」に入ることを要求する、というのである。なお、話し合いのルールについてどう考えるか、と尋ねてみると、そんなことはどうでもよい、とのことであった。学生部委員会は、これに対して、それならば、約15名の学生諸君には申しわけないが、その諸君の了承をえて「説明」は打切ってもよい、直ちに4点についての「討論」に入ろう、と回答した。

このころ、時刻は午後9時に近く、学生の数はかなり減っていた。代表の諸君は、再び右の回答を「抗議集会」に持ち帰り、話し合いのルールについて学生諸君の意見を集約するはずであった。ところが、学生部委員会にとっては、全意外なことが起った。というのは、先程まで右の4点について納得のいくまで一步も退かない、それについて直ちに、「討論」に入れ、と主張していた代表の諸君が今日はもう時間もおそいので、次の「5点」(因みにこの「5点」も、

く以前の「三原則」同様、テクニカル・タームとなった)について学生部委員会の回答を聞かせてほしい、今日はこの回答を聞いたなら「抗議行動」を切り上げる、と言い出したのである。問題の「5点」の内容は、次の通りである。(1)本日学生部委員会の掲示によって企画された行事は行なわれなかったということを確認せよ。(2)まずいわゆる「三原則」について民主的な話し合いを行なえ。(3)学生が納得するまで寮則案を答申するな。(4)(おそらく、現行寮則のままの意)直ちに新寮のための予算を請求せよ。(5)学生の代表は北大学連・北大寮連(おそらく、その執行部の意)であることを確認せよ。

学生部委員会は、直ちに全員会場に入り、まずI学生部長の指名によって、Y学生部委員が第一点に対する回答を述べはじめた。すると、学生諸君は、学生部長自身が答えるべきであるとして、激しい野次、罵声を浴びせてY委員の発言を妨害し、会場は再び混乱に陥った。そこで、学生部委員は再び別室に引きあげ、学生代表との協議が再会された。学生部委員会は、代表の諸君に対し、混乱の原因は話し合いのルールが確立していない点にあること。また、4月下旬に双方合意に達したルールによれば、学生部委員会に最も適切な発言の当事者を自ら選ぶことができずであることを指摘しそのルールを守るよう重ねて要求した。これに対し、代表の諸君はあのかきは「討論」のルールとして同意したが、今日われわれは「討論」に來たのではなく、「抗議」に來たのであるから、学生部委員会は学生の指示に従うべきである。などと称し、話し合いは容易に進展しなかった。このとき、ある学生代表は、右の「5点」につきイエスカノーカだけでよいから、学生部長自身に答えてもらえないかと提案したので、学生部委員会はこれを容れ再び会場に入った。

I学生部長が演壇に起ち、第一点について、事実は学生委員会が説明していたところへ諸君が入ってきて中断したままになっている、という趣旨の回答をおこない、ひきつづき、第二点について回答しようとした。すると、学生諸君は関連質問と称し、4月30日や5月7日の経過に遡って、きわめて少数の学生を対象とする話し合いを取って話し合いと言おうとするのは、「強行決定」の口実を作ろうとするものだ、という趣旨の非難を繰り返した。そこで学生部長は、この間の経過につき回答するためI学生部委員を指名したが、学生諸君は三たび野次・罵声によって発言を妨害し、会場は又もや混乱に陥った。学生部委員会は別室に引きあげ、学生代表との協議が再開された。

このころ、時刻は既に夜半を過ぎ、24日に入っていた。学生の数はさらに減り、120~130名を算えるにすぎなくなった。学生代表の主張はこうであった。(1)われわれは、第一点についての回答は聞いた。しかし、その根拠が納得できないので、学生部長自身が根拠について答えてほしい。(2)他の学生部委員の発言は、「議事進行」に限って認める。但し、議事をどう進行するかは学生が決める。(3)学生が要求するときは、学生の指名により、他の学生部委員に発言してもらうこともある。これに対して学生部委員会は、4月下旬に双方が合意に達した話し合いのルールに照しても、この第二点・第三点がいかに一方的なものであるかは諸君自身が承知しているはずであり、それを認めるわけにはいかないから、もう一度会場にいる全学生諸君の意見を求めるよう、要望した。

時に午前2時すぎ、会場に残っていた学生諸君の多くは、椅子の上で仮眠をとっており、代表の諸君はもはやその意見をまとめることさえできなかつた。また、時の経過とともに学生の顔ぶれは次々と変わり、そのうちの幾人かは当日の経過についてさえ、十分承知していなかつた。こうして、代表と称する諸君は入れかわり立ちかわり右の三点その他の主張を繰り返した。それに対して、学生部委員はこもごも4月以降の経過を説明し、学生部委員会の基本的姿勢を説いて学生諸君の再考を促した。そして午前5時すぎ、学生部委員は24日の仕事に備えて体育館を引き上げ、北大学連・北大寮連主催の「抗議行動」は、自然消滅という形で終了したのである。

#### 第4章 6月1日までの経過

##### (1) 函館における5月24日の説明会

5月24日、函館で新学寮規則案に関する「説明会」がおこなわれ、I学生部委員が、右の「抗議行動」終了後、学生部長代理として函館におもむいた。前述のように、函館では札幌とちがいで、既に4月22日、23日の段階で、寮則案の配布と学生代表に対する一応の説明を終わっており、またいわゆる「前文」についても(前述の経緯があったにはせよ)学生代表の手を通して配布を終わっていた。したがって、水産学部としては、24日には全学生に対する説明をおこない、新寮則案の周知をはかるために、この「説明会」を企画したのである。開会予定の午後5時少し前から、学生諸君は会場で「抗議集会」を開いており、そのため「説明会」は約30分遅れて始まった。

会場に参集していた学生諸君は約160名、学生代表が「議長」となり、議事は学生代表の意図するように進められた。冒頭、代表の諸君から、学生部長代理に対し、次の3点の要求が提出された。

(1)本日の説明会では、まず改定の理由・新寮移転問題など「原則的」な問題について話し合い、それらの点について双方の「合意」に達した上で、寮則案の説明に入るべきである。(2)十分な話し合いの期間、具体的には少なくとも2週間の話し合いの期間を保障せよ。(3)寮則に関する学生の意思は、自治組織を通してはかるべきである。

このうち、第3点については、学生部長代理から、もし水産学部でそれができる実情にあるなら結構なことである、との回答があったため、学生諸君はあまり固執せず、もっぱら第1点と第2点、それに関連して当日の説明会の性格（説明会は「強行決定」の口実を作るためのものでないか）に関する質問が繰り返された。それに対して学生部長代理ならびに水産学部長は、繰り返し繰り返し前述した当日の会の性格について説明し、新寮則案の是非について判断する前に、学生部委員会の見解を正確に知るため、まずその説明を聞くように訴えた。しかし、学生諸君は、右の第1点・第2点はそのための「前提条件」であると称してその主張を譲らず、午後8時半すぎ、ある学生代表が「学生部長代理は帰れ、どうせ帰るなら札幌まで帰れ」と暴言を吐くに及んで、当日の「説明会」は寮則案の説明に入らないまま中止の止むなきにいたった。

## (2) この時点における学生部委員会の方針

明けて5月25日、教養部学生大会の終了後、学生部委員会はそれまでの経過ならびに状況を検討した。既に概算要求の時期は迫っていた。学生部委員会は、以上に述べたように、既に1ヶ月以上にわたり、寮則決定の理由ならびに新学寮規則案について、全学生諸君と話し合うために誠心誠意努力を傾けてきた。しかし、この努力は、残念ながら、これまでのところ実を結んでいない。北大学連・北大寮連の代表を通してよびかけても、代表の諸君は言を左右にして話し合いをひきのばし、学生部委員会と大多数の学生諸君の話し合いを遮断したばかりでなく、ついにはそれを公然と妨害する態度さえとるにいたった。ところが、学生部委員会が直接に全学生諸君によびかけてみても参集する学生の数はきわめて少ない。大多数の学生諸君は寮則の問題をいったいどう考えているのだろうか、ほんとにわれわれと話し合いたいと望んでいるのだろうか。学生部委員会は、こうした疑問を抱きながら当日の教養部学生大会の推移を見守っていた。

当日の教養部学生大会では、他の問題とともに、執行部提案の「寮則強行決定反対」という方針が審議される予定であった。そして執行部の諸君の宣伝によれば、この学生大会が成功しなければ、25日中に寮則案の答申がおこなわれ、翌26日には評議会で新寮則が「強行決定」されるはずであった。しかし、このきわめて「重要」な学生大会は、一旦は定員数を充たして成立しながら、途中から執行部の方針ないし議事運営に不満をもつ相当数の学生が退場したため、議決を前にして流会に終わってしまった。すなわち、教養部の学生は、寮則問題について、学生大会として意思を集約することはしなかったのである。執行部の諸君の宣伝によれば、学生部委員会は、今や欣喜雀躍して寮則案の「答申」を決定するはずであった。しかし、学生部委員会は、この学生大会の推移の中で、学生部委員会と話し合いたいというかなり多数の学生諸君の声を最も重視すべきである、と考えた。そして、札幌では、今一度北大学連・北大寮連の代表を通して寮則案に即した実質的な話し合いをおこなうよう努力する、函館でも同じ趣旨の努力を重ねる、などの方針を決定したのである。

## (3) 北大学連・北大寮連の代表に対する最後のよびかけ

5月26日朝、学生部委員会は、今の方針にもとづき、北大学連・北大寮連の代表を招き、次の2点について、同日の夕刻までに回答するよう要望した。

(1) 学生部委員会は、5月30日（これは後に函館の事情により31日に変更された）に、寮則に即した話し合いをおこないたい、と考えている。諸君はこれに協力してくれるか。(2)もし協力してくれるとすれば、学生部委員会は、話し合いのルールについて、4月下旬に合意に達した4点によりたいと考えている。諸君は、あのルールを守ってくれるか。なお、その際、概算要求の時期との関連で、寮則の問題について北大学連・北大寮連の代表を通して話し合いの努力をするのは、これが最後になるかも知れないので、回答にあたっては、そのことをも含めて慎重に検討するように申し添えておいた。

同日夜、再び学生部委員会の代表と北大学連・北大寮連の代表のあいだで話し合いがおこなわれた。はじめ2時間あまりのあいだ、代表の諸君は、右の2点とは直接に関係のない問題（たとえば5月23日のいわゆる「5点」）について、質問・意見・非難を繰り返したが、右の2点に対する回答は、問いつめると結局次のようなものであった。基本的にはわれわれも話し合いたいと思う。しかし

(1)話し合いの内容については、まず「5点」・「三原則」について話し、次の議題に移るのは双方の合意の上でそうする（註、4月下旬の段階では「三原則」について「納得」しなければ次に移らない、と主張していたのに対し、「納



得」しなくても次に移ることを認めることがある、という点が異なっている。なお、当委員会から、30日のうちに寮則に即した話し合いに入るのか、と質問したのに対しては、大体そうなるだろうと思うが、論理的にはそうなるという保障はない、との回答であった。(2)話し合いのルールについては、学生部委員会の「一方的」なやり方に対抗するために、「議長」は学生側から出す(註、当委員会が確かめたところ、発言の当事者については注文をつけないが、時間を制限することはあるかも知れない、とのこと)。以上2点の回答のほか、(3)30日の話し合いの「前提条件」として、双方「合意」に達するまでは寮則案の「答申」ならびに「決定」をしない、という保障を与えよ。この最後の点は、前述によって明らかなように、4月下旬の予備的話し合いを物別れに終らしめた主張を、またしても蒸し返したものであり、残念ながら、この日の話し合いも物別れに終らざるをえなかった。

#### (4) 函館における5月30日の説明会

函館では、5月30日、このたびはY学生部委員を学生部長代理として「説明会」がおこなわれた。当日も150~160名の学生諸君が参集した。「説明会」の冒頭、前回の推移にかんがみ、「議長」をどうするかが問題となったが、学生部長代理は、要は公正な話し合いがおこなわれればよいということで、学生側から「議長」を出すことを認めた。

当日、学生諸君が最も強く要求したのは、十分な話し合いの期間を保障せよということであった。さらにこれに関連して、まず「三原則」について話し合い、それについて納得した上で「前文」や寮則に話しを進めよ、とか、現行寮則のまま、まず水産学部新寮に移転させ、それから札幌の新寮の概算要求をおこなえ、などの点が問題となった。これに対し、学生部長代理から、次のような趣旨の回答がなされた。十分納得するまで話し合いたいという諸君の要望はもつともであり、よく理解できる。学生部委員会も、諸君の納得を得て事を運びたい、と考えているからそして、こうして、何度も函館に来て話し合いをしようとしているのであって、「説明」がすんでしまえば、それを口実にして寮則を決めてしまおう、などは考えていない。しかし、概算要求の期日が目前に迫った今となつては話し合いの期間をあらかじめ保障することは困難である。また現行寮則に学寮に関する大学の責任を果す上で欠陥のある以上、現行寮則をそのままにしておいたのでは新寮は建たない。水産学部新寮が建設されたのは、本学が昭和27年以来、学寮のあり方について検討し、既にその点について基本的姿勢を固めていた実績を信頼されたからであり、もし本学がその信頼を自ら裏切るならば、札幌での新寮建設は絶望的となるであろう。したがって、移転の問題については、札幌の学友の諸君のためにもう少し我慢してほしい。そして、学生部長代理は、早く寮則案について実質的な討論に入るよう、繰り返し訴えたのである。

午後10時頃になると、学諸君の中で退席する者が目立ちはじめた。最後に、学生代表から次のような要求が出された。(1)十分な話し合いをする期間を保障するよう、重ねて学生部委員会で審議し、責任ある回答をしてほしい。これに関連して、(2)もう一度函館に来て話し合いをする約束をしてほしい。これに対して学生部長代理は、次のように答えた。学生諸君の要求は、ありのまま学生部長に報告し、学生部委員会で真剣に討議してもらおうよう努力する。学生部委員会で決めることなので、その結果について今から約束も保障もできないが、学生部委員会で真剣に検討してもらおうよう誠意をもって努力することは約束する。さらにその際、学生部長代理は学生諸君に対し、次のように要望した。「私はもう一度諸君の前に立ちたい。しかし、そのときには、問題の入口のところでのやりとりだけに終始するのではなく、実質的な話し合い・ディスカッションが展開されるよう切に希望する」と。

#### (5) 札幌における5月31日の話し合い

明けて、5月31日には、前述した経緯により、こんどは札幌で、北大学連・北大寮連の代表とは話がつかぬまま、寮則案に即した説明と話し合いの会が開かれることになった。これに対し、執行部の諸君は、当初ピラなどにより、全学生諸君に対し、5月23日と同様、会場に入り「抗議行動」によってこの「一方的な説明会」を「粉砕」しよう、という方針を訴えていた。ところが当日になってから、この方針は急に変更されるにいった。

5月31日朝、教養部の一クラスは掲示によって、まず学生部委員会の話しを聞こうと訴えた。次いで「一年生連絡協議会」が本日の「説明会」に応じよう、というピラを流しはじめた。やがて教養部自治会執行部も、掲示によって、自由な討論の保障を条件に本日の「説明会」に参加しよう、という方針を明らかにした。これらの動きを追いかけるように、開会予定時刻の直前になると、北大学連・北大寮連の執行部も、スピーカーにより、今日の話し合いに集まるよう訴えはじめるにいった。以上の方針転換の結果、北大学連・北大寮連の代表によって遮断ないし妨害されることなく、学生諸君は自らの意思によって学生部委員会の企画する説明と話し合いの会に参加することができるようになったわけである。

当日は最初約 400 名の学生諸君が会場に集まり、その後最も多いときには、その数 500 名に近かった。このうち執行部を支持する学生は 200 名前後、いわゆる「反執行部派」の学生が 3・40 名、残りはいわゆる「一般学生」である、と見受けられた。

定刻になって学生部委員会が会場に入ろうとすると、北大学連・北大寮連の代表が「議長」になり、それからの話し合いの進め方について集まった学生の意思の集約をおこなっていた。学生部委員会は、学生諸君の要望を容れ約 30 分ほど待ってから会場に入った。26 日におこなわれた北大学連・北大寮連の代表との予備的な話し合いは物別れに終わったので、当日の話し合いのルールは明らかでなかった。このため学生諸君のいわゆる「議長」は、学生部委員会の意向を全く無視して自らの意図するままに議事を運ぼうとし、学生部委員会は、これに強く抗議して、会場は時折かなり混乱した。また、学生諸君は例によって議論を問題の入口のところにとどめ、寮則についての実質的な話し合いを避けようとしたので無意味な押問答が繰り返された費された時間の割には話し合いの内容は乏しかつた。こうした経過の中から当日の主な論点を拾ってみると次の通りである。

会の冒頭、ある学生代表が従来経過に対する誤解ないし曲解にもとずき、それまでの学生部委員会の「一方的」なやり方を非難したのに答えて、I 学生部委員は、1 時間近くにわたり、4 月 20 日以降の経過を、はじめて多数の学生諸君の前で詳細に明らかにした。最初、会場の中央前列近くに席を占めていた執行部を支持する学生諸君から、激しい野次が投げかけられたが、途中から野次は逆に「そうだったのか」、「そんなことを言ったのか」など、執行部の諸君に向けられるようになった。一つ一つダメを押しながら進められた I 委員の説明に対し、学生諸君からは一言の反論も出されなかった。

次に学生代表が質問を集中したのは、いわゆる寮則の「強行決定」の問題である。これは、いうまでもなく、学生部委員の責任と権限（いわゆる「三原則」の第一点）の問題にかかわっている。この点についても、I 委員から、前後 3 回にわたり、学生部委員会の構成、各教授会との関係、大学における意思形成のルール、大学の自治の制度的保障などについて詳細な説明を繰り返し、学生諸君の中には「わかった、もういい」と叫ぶ者もあった。

この「強行決定」をめぐる押問答の中で、きわめて注目すべき一幕があった。というのは、ある学生代表（北大寮連委員長）から (1) 負担区分、(2) 入退寮者の決定、(3) 北大案と文部省の「〇〇大学学寮規則参考案」との異同、以上三点にわたり、学生部委員会に対する非難を含む質問が出され、これに対して、Y 学生部委員が答弁に立ち、本学のばあい、負担区分の原則によって増える寮生の負担は各寮平均 2・300 円である旨を述べた。すると「議長」は、あわてて Y 委員の発言を遮り、北大学連・北大寮連の代表とも鶴首協議の上、今の質問は議事の進行から外れているので答える必要がない、といい、別な学生に質問を求めた。執行部の諸君が実質的な話し合いを避けようとしていることは、余りにも明らかであった。学生部委員は、こもごも、折角問題の核心にふれる質問がでているのに、なぜ答えさせないのか、諸君は答えられると困ることもあるのか、と「議長」の態度を責め、会場はやや混乱した。この応酬ののち退場・帰宅する学生があいつぎ、学生の数は 200 名を少し割るにいたった。

このあとなお、実質的にはあまり意味のない押問答がつづいたが、代表の諸君は、最後に、学生部委員会に対し、次のことを要求した。すなわち、6 月 7 日にもう一度話し合いをもってほしい、そしてその話し合いの内容は、双方の合意によって決めたい、というのである。学生部委員会は、これに対し、いくつかの質問をして、学生諸君の考えを確かめた。話し合いのルールはどうするのか、話し合いの内容について双方の合意がえられないばあいはどうするのか、等。これに対し、学生諸君は、話し合いのルールについては、4 月下旬に確認した 4 点に従う、と答えたが、話し合いの内容については、当日の継続を主張し、次のテーマに移るためには双方の合意が必要である、という主張を繰り返した。これに対して学生部委員会は、重ねて、われわれは寮則案に即した実質的な話し合いを望んでおり、現に次回の話し合いの内容について双方の意見が一致していない、このばあい、いったい誰がテーマを決めるべきだと考えるか、と質問したが、ついに明確な回答はえられなかった。

学生部委員会は、ここで一旦別室に退いて協議した上で、次のように回答した。(1) 6 月 7 日の話し合いは、おこなう。したがって、それまでは寮則案の答申はしない。(2) 話し合いのルールは 4 月下旬に確認した 4 点による。(3) 話し合いの内容は、改定の理由を中心に寮則案に即しておこなう。この第 3 点について若干の押問答ののち、当日の話し合いは終わった。時に 6 月 1 日の午前 2 時過ぎであった。

(6) この時点における学生部委員会の方針

学生部委員会は、6 月 1 日、これまでの話し合いの全経過を慎重に検討した。

概算要求の期限は過ぎようとしていた。皮肉にも、漸くその間際になってから、はじめて多数の学生諸君と話し合いをおこなう可能性がひらけてきたのである。しかしながら、学生部委員会は、執行部の方針転換を戦術的なもの（いまこの時点で話し合うと言え、概算要求との関係で学生部委員会は困惑するであろう、という判断にもとづく）とは見ななかった。学生部委員会は、特に、5月30日の「説明会」に見られた両館の学生諸君の納得のいくまで話し合いたいという熱意、教養部の学生大会や5月31日の推移に見られる多数の学生諸君の話し合いに対する根強い動きが、ついに北大学連・北大寮連執行部の方針を転換させるにいたった理由である、と評価した。たしかに概算要求との関連で言えば、明年から新寮の建設に着手する見込みは、かなり薄くなりはじめている。しかし、われわれは、大多数の学生諸君が話し合いを望むのであれば、この機会に徹底的に話し合うべきではないか。そして、大多数の学生諸君の納得がえられれば、その段階で新寮建設のために、可能な限りの努力を傾ければよいのではないか。こうして、学生部委員会は、全員一致して、概算要求の期限との関連を無視してでも、大多数の学生諸君の話し合いを望む声に応えよう、という方針を固めたのである。6月6日出された次の掲示は、以上のような経過を背景とするものであった。

#### 学 生 諸 君 へ

去る5月31日多数の学生諸君が参集し、学寮問題に関する話し合いの糸口がひらけたことは、誠によろこばしいことである。

学生部委員会はこれを機会に更に会を重ねて学生諸君との話し合いに努力したい。

については、5月31日参集した学生諸君の要求をも容れ、下記により話し合いの機会をもちたいと考える。

多数の学生諸君の参会を期待する。

#### 記

6月7日 午後5時30分より

場 所 本学体育館

内 容 (主として)学寮規則改定の理由

以 上

### 第5章 6月における話し合いの経過

#### (1) 札幌における6月7日の話し合い

6月7日、学生部委員会は、学生部長をはじめほとんど全員が話し合いの席にのぞんだ。これに対し、自ら当日の話し合いを求めた学生諸君は参集する者が意外に少なく、当初はわずかに数10名、その後は次第に増えて一時100数10名を越える状態もみられたが、話し合いの進行中に帰る者が続出し、終了間近には6・70名の者が残っているにすぎなかった。また、当委員会は、話し合いの冒頭、「大多数の学生諸君が納得するまで回を重ねて話し合いをつづける」という基本的な姿勢を明らかにするとともに、今後、場合によっては、火曜と金曜の夜というように毎週2回づつ話し合いをつづけていく用意があること、本日の話し合いはすでに掲示してある要領でおこないたいことを述べたが、学生の代表は、「われわれは勉強も忙しいし、そのように頻繁に話し合いはもてない、話し合いは1週間おき程度の間隔で進めていきたいし、本日の話し合いの時間も午後9時頃には打切るようにしたい」と答え、話し合いのルールに関する点を除いては、なかなか話がまとまらなかった。

北大学連・北大寮連の執行部の諸君は、「話し合いをおこなうに先立ち、まず話し合いの性格を明確にしておかなければならない」という考え方にもとづき、「大部分の学生が納得したかどうかは誰が判断するのか」、「学生の自治組織が反対の決議をしたりリストの決議をした場合、学生部委員会は改定案を撤回するのか」という点に質問を集中した。そしてこれらの質問が何人かの学生によって果てしなく繰り返されていくなかで、何回となく、「学生部委員会と評議会は何か“一方的”に学寮規則案を答申・決定できるのか」とか「大部分の学生が納得したかどうかを学生部委員会と学生側の双方が確認した上で、改定案を決定するという約束をせよ」とか、「学生側（具体的には学生の自治組織）が納得した上で改定案を決定するという（制度的）保障を与えよ」といった主張や要求が出された。

これに対して、学生部委員会は、繰り返し次のような回答をおこなった。まず、学生部委員会の責任と権限については、大学の管理運営に関する現行制度のたてまえのもとでは、学寮規則の「共同決定」ということはありえず、学寮規則案は、あくまで学生部委員会がその責任において答申案を決定すべきものである。しかしながら、学生部委員会は、学生諸君と十分話し合いをつくり、さまざまな誤解や疑問に答え、その納得を得るべく努力したい、と考えている。さらに、話し合いをおこなうに当っては、学生諸君の建設的な意見は十分に汲上げていくつもりであり、もし学生部委

員会の案に考え落していたり適当でない点があれば、何時でもこれを修正するにやぶさかではない。次に、学生の自治組織が反対した場合は撤回するか、という点については、「学生諸君が学生部委員会の説明も聞かず、なんら実質的な話し合いをしないうちに、誤解や真実でない情報にもとずき軽率に反対の決議やストなどの行動に出るとすれば、それはきわめて遺憾なことである。学生部委員会は、十分話し合いをつくせば諸君の誤解を解き納得してもらえるという確信をもっており、もし全学ストになったらどうするかなどということは、現在の時点においては、全く考えていない。そのような、将来生ずるかどうかわからない仮定の状況を設定して、もしそうなったらどうするかと問われても、答えることはできない。学生部委員会は、そういう事態が生じてはならないと考えており、そのためにこそ、大多数の学生諸君の納得を得るべく何回も何回も話し合いをつづけていこうというのである」という趣旨の回答を幾度となく述べた。こうして、話し合いは、実質的な説明や討論には少しも入れないまま、その入口のところで平行線をたどり、時間は徒らに過ぎていった。その間、学生諸君のなかには、学寮規則改定の理由について質問する者があり、当委員会は度々この質問に答えようとしたが、その都度、それは学生諸君のいわゆる「議長」によって遮られた。学生諸君のなかで発言する者は、ほとんど常に会場の中央前列附近に座を占めている数人の学生に限られ、質問は、マイクを握る「議長」によって終始問題の入口の部分のみに集中され、実質的な説明や討論はすべて回避された。そして、学生諸君の質問や要求は、学生部委員会からなんらかの「確認」ないし言質を得ようとする点において共通していた。執拗な質問と隙を与えまいとする答弁の繰り返しが、それは残念ながら教官と学生との話し合いというには、あまりにも程遠いものであった。

予定の終了時刻が近づいたころ、学生諸君から、「次回の話し合いを6月14日午後5時半からもちたい（場所と話し合いのルールは従来通り。）」については、本日学生側から出された質問について、学生部委員会は回答らしい回答をしていない。したがって、今回は、本日問題となった点につき、納得のいくまで話し合いを継続していくことにしたい」という提案がなされた。これに対し、学生部委員会は、最初、次のような対案を示した。「14日の話し合いには応ずる。話し合いの内容も諸君の希望する通りでかまわない。学生部委員は、14日全員出てきて諸君の希望する話し合いに協力する。しかし、当委員会は、本日学寮規則改定の理由を主要なテーマとして話し合いをするつもりでいたが、入口のところでやりとりだけに終わってしまった。今回は、是非改定の理由を中心にして実質的な話し合いをしたい。そこで当委員会は14日とは別に、6月10日、改定の理由を中心とする実質的な話し合いの機会をもちたい、と考えるので、こについては諸君の協力を得たい」。こうして、双方の意見が対立したが、結局、学生諸君が、(1) 次回の話し合いの冒頭に「学生の大多数が（自治組織を通して）反対の意見を表明した場合学生部委員会は改定案を撤回するか」という質問に対する学生部委員会の統一見解を述べる、(2) 学生は、たとえその回答に納得できない場合でも、双方の見解の相違点を明確にした上で、話をその先に進める、(3) その場合、話し合いの内容はいわゆる「三原則」を中心とする、という条件を認めたので、学生部委員会は対案を撤回し、6月14日に次回の話し合いをおこなうこととした。

## (2) 函館における6月9日の話し合い

水産学部においては、話し合いに先立って、学生の代表から当日はなるべく多くの学生を集めて話し合いをしたいので午後3時から休講してほしい、また、できれば学部の全教官に話し合いを傍聴してほしい、という要望が出され、教授会はこの要望をある程度容れて午後4時から休講の措置をとった。また、5月30日の話し合いの折には、百数十名の学生が参集して「十分な話し合いの期間を保障してほしい」旨切望したという事情もあって、学生部委員会は当日の話し合いには相当多くの学生が集まるであろうと期待していた。ところが、当日集まった学生は意外に少なく、定刻を30分も過ぎてからやっと話し合いに入れたという状態であった（当日の参集状況は、休講の措置をとった関係上、学校側で正確に調べた資料があるので、参考までに示すと、4時15分—30名、4時30分—50名、5時—95名、5時30分—87名、6時—65名、6時30分—55名、7時—43名、8時—48名、8時30分—44名、9時30分—36名であった。なお、傍聴した教官はほとんどなくわずか2・3名にすぎなかった）。

話し合いは、6月7日における札幌での話し合いの場合と同様に、まず学生の代表（新寮対策委員長）から「大多数の学生の反対があれば改定案を撤回するか」という質問が出され、それに対し、Y学生部長代理が「十分説明を聞き話し合いもしないうちに、もし大多数の学生が反対ならばという仮定の状況を設定し、撤回するかどうかという確認を求めることは無意味である」と答えるという状況で始まった。つづいて、「学生が改定案に賛成しているか反対しているかの判断は学生の自治組織を通して行なうことを認めてほしい」という要望が出され、それに対しては、「本日このように少数の学生諸君しか集まらないのはいったいどうしたわけか。前回十分に話し合う期間を保障してほしいという熱心な要望があったので、学生部委員会は誠意をもって話し合いをするつもりでできたのに、そして、教授会が休講の措置

までとったというのに、どうしてこんなに少ししか集らないのか、このような状態で、自治組織が学生の意思を集約するとかしないとかいってみてもはじまらない。とにかく多くの学生諸君が、ここに集ってきて熱心に話し合いをつくり、先生の説明は十分聞いた、話し合いも十分した、しかし、やはり自分たちは反対ですと言ったら、その時こそ学生部委員会はそういう事態を真剣に受取らざるを得ないはずである」と答える一幕もあった。けれども、総じて話し合いの雰囲気は札幌の場合に比して静穏であり（たとえば、札幌の場合には始めから終わりまで野次をとばす学生が相当数いたが、函館の場合そのような学生は一人もおらず、また「議長」の司会ぶりも札幌の場合に較べてはるかにフニアであった）、いわゆる「言質」をとるために同じ質問を執拗に繰り返すというやり方は見られなかった。このようにして、程なく話し合いの中心は「現行学寮規則のもとでなぜ直ちに新寮に移転できないか」という問題に移っていった。この問題に關する双方の質疑応答のあらましはおよそ次の通りである。

部長代理「昭和39年1月、学生部委員会から学長に対し、「新学寮の管理運営のあり方について」という答申がなされ、評議会でもそれが報告諒察されて、それ以後は、答申の考え方にもとづいて学寮規則を改正する作業が進められることとなった。水産学部の学寮はすでに老朽化して余りにもひどい状態にあったので、その時点で概算要求をし、それが認められて新寮が建てられた次第である。ところで、昭和39年の答申は、昭和37年7月の学徒厚生審議会答申にみられるように、学寮の管理運営に関する大学の責任が曖昧であるという問題の指摘がなされていた状況のもとで、北大が独自に自主的な立場で学寮の管理運営のあり方を検討し、現行の学寮規則をどう改めるべきであるか、という基本的な考え方を示したものである。要するに、まだ学寮規則は改正していないが、北大は今後こういう方向で規則を改めるつもりであることを明らかにし、文部省を納得させて予算を認めてもらったものである。その北大が、自ら欠陥があると考え近く改めようとしている現行学寮規則で諸君を新寮に移転させることは、信義上許されないことで、そういうことでは、今後札幌に学寮を建設するのに少なからぬマイナスを負うことになる、と考える。学生部委員会としては、多くの学生諸君のために是非新寮を建設しなければならないと考えており、したがって、そのためにマイナスになることはできるだけ避けなければならない。札幌の学友のことも考えて、もう少しがまんしてほしい。」

学生代表（新寮対策委員長）「概算要求のことでそのような状況判断をして文部省の規制を受けなければならないとすれば、学寮規則の改正案についても、当然文部省の規制を受けているはずである」。

部長代理「新寮の予算が認められるようあらゆる努力はしてきたし、また今後もその努力をつづけていくつもりであるが、そのために、大学の自治を売り渡すようなことは断じてしていない。学寮規則案は、あくまで大学が自主的に検討してきたものである」。

学生代表「一方で規制を受ければ、他方でも規制を受けているはずだ。回答は論理的に矛盾している」。

部長代理「それでは、論理的に矛盾するものでないことを説明する。国立大学の場合、大学の財政は国の財政によってまかなわれる。国の財政は、憲法第83条以下が規定しているように、国会の審議を経た上で、厳密に財政法・会計法にしたがって運用されなければならない。大学の自治といっても、大学は、財政につき、一方的に自主的運用を主張できるものではない。大学の自治は、（具体的には、研究と教育を中心とする）大学の管理権・人事権を意味するのであって、これを絶対無限のものと誤解してはならない。要するに、現行の法制のもとでは、大学に特別の自主的財政権は認められておらず、したがって、大学の概算要求は、文部省から大蔵省における調整、閣議の決定という段階を経て国会において議決されなくてはならない。それゆえ、新寮予算についても、まず文部省に概算要求をし、それを文部省に認めてもらわなくては問題にならないのである。けれども、このことは、大学が研究や教育の面において文部省の規制を受けることを意味するものではない。学問の自由に関する憲法の規定や教授会の審議権に関する学校教育法第59条の規定をみてもわかるように、現行の法制度のもとにおいて大学がその教育に自主性を貫く条件は十分に存在する。こんどの学寮規則案も、教育施設としての学寮のあり方につき、大学がその自主的立場において独自に検討してきた結果で上がったものである」。

学生代表「大学が独自の立場からつくったものだとすれば、文部省は予算を認めてくれないのではないか。逆にいうと、文部省に認めさせて新寮予算をもらうことができるということは、学寮規則案が文部省の規制を受け、そのいいなりになっているということではないか」。

部長代理「学生部委員会は、自主的に独自の立場からつくったものだという。ところが、諸君は、文部省の規制を受けているという。正反対のことをお互いに幾度言い合ってもこれ以上議論は進まない。

そこで、私は諸君に要望する。

“前文”なり規則案のどの点が疑問であり、どの点が文部省のいいなりになっているか、それを具体的に指摘してほしい。私は、いまこの場で、諸君の質問に答えるつもりである。だから、遠慮しないで諸君の疑問をどしどしぶつけてほしい】。

学生代表の回答はなかった。暫らく沈黙がつづき、その間、部長代理は再三集まっている学生諸君に質問をうながしたが、学生諸君からの反応は何もなかった。そこで、部長代理は議事進行について発言を求め、「今までの話し合いの経過をかえりみて、今や“前文”なり学寮規則案について論議すべき段階がきたと思う。直ちに“前文”を中心とした話し合いに入りたい」と提案した。これに対し、学生代表（新寮対策委員長）は、「“前文”の話し合いに入る前に今まで議論してきた問題に関し双方の意見が一致することが必要である」と答え、さらに、「現行学寮規則による新寮移転の問題は、どうしても譲れない」と主張した。部長代理は、「それは困ったことになった。今の発言は、今後話し合いを進めていく上で重大な意味をもっているように思う。新寮移転の問題について一致がない限り、その先に一步も進めないというのでは、話し合いを進めていくことができなくなってしまうのではないかと述べた。

結局、議長から「この問題は双方ができるだけ歩みよる努力をすべきだと思う。次回以降においては“前文”についての話し合いにも入っていくことにしたい」という発言があり、併せて「時間もかなり経過し、帰宅した学生も多いので、本日の話し合いはこの辺で終りにしたい」という提言がなされた。最後に、学生代表から「現行学寮規則のもとで直ちに新寮に移転させよというわれわれの要求に対し、学生部委員会で今一度検討してもらいたい」という要望が出されたが、これに対しては、部長代理からも「検討はしよう。しかし、諸君が期待する回答は得られないかも知れない。その場合新寮移転の問題の論議を納得が得られるまでつづけていくというのか、それとも意見の違う点は違う点としてその先の話し合いに進むというのか、次回までにはっきり学生の意思をまとめて返答してもらいたい」という要望が出され、当日の話し合いは終了した。

### (3) 札幌における6月14日の話し合い

14日の話し合いでは、学生部委員会は、学生部長以下大半の委員が出席したのに対し、学生の方の参集状況は前回よりもさらに低調であった（当日、学生部で調査したところによると、5時30分—26名、6時—89名、7時—129名、8時—133名、8時30分—140名、9時—120名、10時—108名、10時30分—95名、11時—69名、11時30分—54名、12時（終了時）—20名、という状態であった）。

話し合いの冒頭、学生部長は、前回の申し合せに従って、十分話し合いをつくしたのちに大多数の学生が反対の意思を表明した場合の学生部委員会の態度につき、「学生部委員会は、学生諸君が当委員会の説明を聞き、その考え方をよく知った上で十分話し合いをつくせば、必ず学生諸君の納得を得られるものと考えている。それゆえ、学生諸君に疑問や意見があれば、それを聞かせてほしい。当委員会は誠意をもってそれに答えるつもりである」という趣旨の統一見解を述べた。

前回の申し合せ通りに話し合いが進められれば、この問題については、相互の対立点が明確にされた上で一応の終止符が打たれ、その先の話し合いに進むはずであった。しかるに、学生の代表は「それでは回答になっていない」とか「そんな回答では納得できない」ということで、なお執拗にこの問題の論議をつづけようとし、前回と全く同様のやりとりがまたしても果てしなく繰り返されることとなった。その間、当日は、水産学部の新寮対策委員長が会場に来ていて、6月9日の水産学部での話し合いの席上、学生部長代理からこの問題について「確認」といった趣旨の発言がなされ、その発言をめぐって激しい応酬が交されるという場面もあった。また、ある学生から「前文」に関する反論が出され、学生部委員会はそれに答えようとしたが、このような実質的内容にかかわりのある論議は、前回同様、学生諸君のいわゆる「議長」によって遮えぎられた。このような状況で話し合いが推移していくなかで、ついに、学生代表の一人から「この問題に関し納得のいく回答が得られることが、今後の話し合いの“前提条件”である」という注目すべき発言が出された。ここに及んで、学生部委員会は「もし諸君がそのように考えているとすれば、委員会は今後の話し合いについて重大な決意をしなければならぬ」という態度を表明せざるをえないこととなった。これを聞いて、学生の別の代表からは、「前提条件”にはしないが、話し合いの内容を先に進める場合は、それを進めることに関する双方の納得が必要である」という多少異なった趣旨の発言もなされた。そして、この点をめぐってこんどは学生の間で意見が対立し、話し合いはさらに混乱を重ねることとなった。そこで、学生部委員会は、「学生同志のやりとりを聞いているのは迷惑であり、われわれは一時別室で休憩したい」と述べて退場した。時に午後8時30分。「議長」は当初8時40分で話し合いを打ち切る旨を述べており、したがって話し合いをそれ以上続行する時間的余裕はすでにないという状況であった。

このままの状態を繰り返しても、今後における話し合いに多くの希望をつなぎ得ない、ということは、もはや誰の目にも明らかとなった。実質的な話し合いに入ることを極力避けて入口だけの論議に終始し、折角前回申し合せた話し合いの進め方も無視するというのでは、今後話し合いをつづけていっても無意味なのではないか。今や学生部委員会は、学生との話し合いについて根本的に検討し直す必要があることを自覚せざるをえないこととなった。そこで、当日は次回話し合いの日取りを決めないこととし、「学生部委員会は本日の話し合いの経過をよく検討して、学生諸君との話し合いにつきいろいろな角度から慎重に考えたい。ついては、6月18日午後3時から、この会場に集まっている学生代表5名と学生部委員の代表とで話し合いをしたい」という文書を作成して、それを学生に手渡すこととした。

午後9時10分、学生の代表が入場をうながしたので学生部委員が登壇すると、「議長」から本日問題となった点は、「前提条件」にしないが、来る23日、その点をさらに話し合うこととしたい。そのあとでいわゆる“三原則”の話し合いに入ることにする」という趣旨の発言があった。これに対して、学生部長は予め作成しておいた文書を読み上げ、これを「議長」に手渡した。学生は、これに納得せず、「理由を明らかにせよ」と迫った。これに対し、学生部委員は、こもごも立って、「7日と本日の話し合いの経過をかえりみると、実質的な話し合いには少しも入れないという状態がつづいている。いま諸君が言ったことは、7日の最後に言ったのと同じことではないか。諸君は本当に話し合うつもりがあるのか。諸君は、なぜ、実質的な話し合いを避けようとするのか。もし、入口の部分だけの論議を繰り返すことによって話し合いを先へ先へとひき延ばしていこうとするのであるならば、学生部委員会はそういう話し合いをだらだらとつづけていくつもりはない」と説いた。午後10時20分、学生部委員は別室に引きあげた。一部の学生はなお会場に残って、どうすべきかを議論していたようである。午後11時を過ぎて、学生の代表数名が「(1) 23日の話し合いをわれわれは強く要望する。(2) 18日午後の話し合いには応じたい。(3) 但し、18日の話し合いをもつに当たっての“条件”として、日時は特定しなくても、今後必ず話し合いはもつという確認を得たい」という要求をもってきた。学生部委員会は、これに対して、「今そのような確認をすることはできない。学生部委員会は今後話し合いをつづけるかどうかという点をも含めて、慎重に検討しなければならぬと考えている。次回の話し合いをもつかどうかは18日の話し合い次第、というばいもある」と回答し、午後12時近く当日の話し合いは終了した。

#### (4) 函館における6月16日の話し合い

当日の話し合いには、前回同様、Y学生部委員が学生部長代理として出席した。学生の参集状態は依然として低調で、定刻の5時を過ぎてもわずか20数名、30分後60名程度の学生が集まり、ようやく話し合いが開始された。なお、その後、学生の数は、午後6時約80名、午後7時約90名と若干増えたが、7時30分以降8時過ぎにかけて次第に減り、以後は、50名程度の学生が会場に残留するだけとなった。

話し合いの冒頭、部長代理は議事進行について発言を求め、「前回の話し合いの終りに諸君から要望が出され、学生部委員会としては検討の結果その回答を用意してきたので、最初にそれを述べる機会を得たい。併せて、前回は、当方からも諸君に対し要望を出したので、その回答も是非聞きたい」と提案したが、「議長」(前回まで議長をつとめた学生は会場に姿を見せず、新たに自治会の委員長が議長となっていた)はこれを取り上げず、「前回の話し合いの対立点を総括した上で学生部委員会の回答を聞くことにする」といって、学生代表(新寮対策委員長)の発言をうながした。学生代表の発言は、主として、「(1) 前回話し合いの性格をはっきりさせるために“確認”をとったにもかかわらず、14日の札幌での話し合いの時には確認した覚えがないといってごまかした。なぜ、一度確認したものを撤回したのか。(2) なぜ現行学寮規則で直ちに新寮に移転させないのか、これが前回の最も大きい対立点であり、本日はこの問題についてさらに話し合いをしたい」という趣旨のものであった。議長は、「いま学生代表から出された問題について答えてほしい」と述べ、さらに、「クラス決議なり寮生大会の決議があったらここで披露してほしい」ということで、寮生大会の決議と食品学科3年生一同の決議文を読み上げられた。その内容は、いずれも夏休み前、あるいは7月の初めまでに新寮に移転させるよう断乎要求する。というものであった。つづいて、学生代表から「まず、確認したものをどうして撤回したか、その点から答えてもらいたい」という発言があり、これに対して、部長代理は、確認したという事実のなかったことを具体的に反論するとともに、「そもそも仮定の状況を設定して確認をとるなどということは無意味である」と述べた。ところが、さらに学生代表から、「仮定の状況」といことに関して「われわれは十分な話し合いをするつもりであり、現に話し合いをしているのではないか」という趣旨の詰問が出されたので、部長代理はおよそ次のように回答した。

「今まで本当の話し合いが行なわれてきたと考えているとすればとんでもないことである。諸君は、5月30日、学生

部委員会が答申案を決定する前にもっと話し合うことを要望した。学寮規則案を決定しないで話し合ってもらいたいという以上、話し合いの中心的なテーマは、当然、決定されるべき寮規則案の内容、ひいては、寮則改定の理由にあるはずである。ところが、その中心的テーマについては少しも話し合いに入れないという奇妙な現象が、札幌で現われている。函館でも、「直ちに新寮に入れる」という問題が出され、学生代表は、それについての一致、つまり、諸君の方からみて納得のいく回答を得られない限り、その先には進めないという。諸君はなぜ、入口のところの議論だけに終始して、実質的な話し合いに入ろうとしないのであるか。

実質的な討論の場で反対の主張をすることは一向差支えないことである。反対の意見があればそれを述べるのは当然であり、だからこそ話し合い、つまり、討論が必要なのである。けれども、あらかじめ固定的に反対（または撤回）の立場をとって、「話し合い」をもつばそのための手段・道具に利用することは許されない。そのような態度で、単に話し合いをひき延ばしていくというのであれば、話し合いは無意味である。だからこそ、私は前回の話し合いの終りに、諸君に対し、あのような要望を出したのである。私が「仮定の状況を設定して……」といったのは、まさにこのような意味でいったのである。」

以上のように述べたのち、部長代理は、議長に対し、「本日問題となっている“確認”の点ならびに新寮移転の問題について納得がいかなければ、実質的な話し合いに入らないのかどうか。つまり、この問題についての納得を実質的な話し合いの“前提条件”にするのか。その点を、ここに集まっている全学生にはかかってもらいたい」という提案をおこない、学生の結論が出るまで別室で待つこととなった。午後7時から8時40分まで約1時間40分を経過したのち、ようやく学生諸君の結論がもたらされた。

それは、(1) 確認の問題と新寮移転の問題について（結論はわかっているが）その理由を改めて述べてほしい。それを聞き上で、理由につき納得するかどうかの議決をとる。そして、もし納得しないということになった場合、今日のところは前文や寮則案の説明に入らないでほしい。(2) “前提条件”とするかしないかという問題は、今日は人数も少なくても決めかねるので、近く学生大会を開いて決定することとなった。いずれ正式な回答はするが、今日は次回を決めるだけにしてほしい。」というものであった。

部長代理が理由を一通り説明した後、「議長」は残っていた学生約50名に、「今日は、理由に納得がいかないので、前文・寮則案についての話し合いには入らない」という点についてはかり、提案通り議決がなされた。そのあとで、「学生大会を開いて“前提条件”とするかどうかの結論を出すから、とりあえず次の日取りを決めてほしい」という要望が改めて出された。これに対し、部長代理は、次のような理由をあげて、日取りを決めるわけにはいかない、と答えた。

「前回の話し合いの終りに、私は諸君に対して“学生部委員会の回答が諸君の期待するものでなかった場合、諸君は納得が得られるまでその問題の議論をつづけていくのか、それとも見解の違う点は違う点として、前文なり寮則案についての話し合いに入るのか、その点について、次回までに、明確に学生諸君の意見をまとめて回答してもらいたい”と要望した。したがって、諸君は、学生大会や寮生大会を開くなりクラス討議をおこなうなりして、意見をまとめておく責任があったはずである。“話し合い”は“双方向的”なものである。仮りに、学生部委員会が、諸君の要望に対し、忙しくて検討できなかった、などと答えたら諸君は何というか。

要するに、諸君は今日までにその回答をすべきであったのであり、学生大会まで待てといわれてもそれをそのまま聞くわけにはいかない。」

学生代表は、さらに、「日は決められなくとも、せめて次回に話し合いをもつことを確認してほしい」と要求したが、部長代理は、「学生大会の結果、“前提条件”とするということになれば、話し合いは無意味だということになるかも知れぬ。学生大会の結果がどうなるか不確定な状況のもとで、次に必らず話し合いをもつという確約がどうしてできるか」と述べて、それを断わった。そして、「札幌では、18日午後3時に学生の代表と話し合いをすることになっているから、諸君は明日にでも学生大会を開き、諸君の代表も出席するようにしたらどうか」とすすめたが、学生代表は「そんな指図は受けない」と答え、午後10時半話し合いは終了した。

#### (5) 6月18日における学生代表との話し合い

学生部委員会は、以上に述べてきた話し合いの全経過をあらゆる角度から慎重に検討した。その結果にもとづき、学生部委員会の代表は、6月18日の学生代表との話し合いにおいて、次のように提案し、これに対する学生諸君の協力を求めた。

「学生部委員会は、従来の話し合いの経過にかんがみ、もし重ねて学生諸君との話し合いの機会をもつとすれば、話



し合いのテーマは“もつばら”学寮規則改定の理由ならびに新学寮規則案の内容に限定する必要がある、と考える。諸君は、当委員会がこうした判断に到達したゆえんを理解し、話し合いのために協力してくれるか。

学生諸君は、これに対し、まず「もつばら」ということの意味について質問した。「関連質問」が出されたばいほどうするか、というのである。学生部委員会は次のように答えた。常識的にいって関連質問が出されるのはむしろ当然である。しかし、従来の話し合いの経過からみて、関連するかしないかの判断を諸君に任せただけでは、残念ながら、また同じことの繰り返しである。したがって、その判断は学生部委員会がしなければならない、と考える。

以上の一問一答ののち、代表の諸君から、「最大限譲歩できる線」としてあらかじめ用意されていた回答ないし対案が述べられた。その内容は次の通りである。

「6月23日に次回の話し合いをおこなってほしい。そのばあい、(1)経過一寮則の審議をなぜ始めたのか。(2)学寮の意義、(3)改定の理由を内容としたい。なお、はじめに学生部委員会がこの3点について一括して説明したのちに、話し合いに入りたい」。

これに対して、学生部委員会は、いくつかの質問をおこない、学生諸君の真意を確かめた。

学生部委員会「諸君がこれまでの話し合いで繰り返し問題とした点はどのようなものか」。

学生代表「おそらく、第一点ならびに第二点について関連質問として出るだろう。関連質問が出れば当然それについても話し合う」。

学生部委員会「寮則案の内容については話し合わないのか」。

学生代表「それについても話し合いたいと考えている。しかし、議題を次に移すためには、双方の合意が必要である」。

学生部委員会「右の三点についての討論は、その順にやるのか」。

学生代表「そうなるだろう」。

学生部委員会「すると、第一点から第二点へ、第二点から第三点へ移るばあいにも、諸君の納得が必要なのか」。

学生代表「そう考えている」。

大要以上のことを確かめたのち、学生部委員会の代表は、「諸君の要望については、学生部委員会であらためて慎重に検討した上で回答する」と述べて、この話し合いは終わった。なぜか学生代表の諸君は、めずらしく、それ以上執拗に迫らんとせず、そのため、この話し合いは、過去2ヶ月の経過の中で、最も短時間に終わった。

むすびに代えて

学生部委員会は、結局、この段階で学生諸君との話し合いを断念せざるをえなかった。6月23日、学寮規則案は答申された。6月25日、学生部委員会は全学生諸君に対し次のような掲示をかかげた。

この経過報告のむすびに代えて、その全文を示しておきたい。

## 学 生 諸 君 へ

学生部委員会は、かねて学長より諮問を受けていた学寮規則案につき、6月23日、答申をおこない、評議会の審議を経て、ここに新しい北海道大学学寮規則が制定実施されることとなった。

当委員会は、答申案を決定するに先立ち、全学の学生諸君と徹底的に話し合うことが望ましいと考えて、さる4月22日以降2ヶ月にわたりあらゆる努力を傾けてきた。一時はその可能性がひらけるかにみえたが、結局話し合いに参集する学生諸君は次第に減少し、ついには一部少数の諸君との間に問題の核心とはかけはなれた議論だけを徒らに繰り返さざるをえない状態となった。当委員会は、この経過を慎重に検討した結果、学生諸君との間で実質的な話し合いを進める可能性はほとんどなく、残念ながら、大多数の学生諸君と十分な話し合いをおこないえないまま、答申に踏み切らなければならないという判断をもつにいたった。当委員会がこのような判断をもつにいたった経過については、近く詳細な報告を作成の上配布する予定である。

なお、学生部委員会は、さきに学生諸君に発表した「学寮規則を改正するに当って」という文書のなかでも明らかにしておいたように、今後、学寮における共同生活の自治を尊重しつつ、学寮の管理運営の責任を果していかなければならないと考えており、特に、新学寮規則の実施については、あくまで、寮生諸君との話し合いに努力するつもりである。全学生諸君、全寮生諸君の理解と協力を切に期待する次第である。

昭和41年6月25日

北海道大学学生部委員会

## (資料 1)

### 北海道大学学寮規則

#### (目的)

第1条 この規則は、北海道大学（以下「大学」という。）における学寮の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (学寮の管理運営責任者)

第2条 学寮の管理運営責任者は、学生部長（水産学部寮については、水産学部長）とし、各学寮の収容対象及び収容定員は、別表1に掲げるとおりとする。

#### (管理運営に関する審議)

第3条 学寮の管理運営に関する方針及び方策は、学生部委員会において審議する。

#### (入寮願)

第4条 学寮に入寮を希望する者は、所定の入寮願に大学が指定する書類を添えて、学寮の管理運営責任者に提出しなければならない。

#### (入寮の許可)

第5条 入寮の許可は、管理運営責任者がこれを行なう。

2 寮生は、管理運営責任者が入寮の許可を行なうにあたり、事前に、入寮を適当と考える者について、意見を具申することができる。

3 寮生から前項の意見の具申があったときは、管理運営責任者は、これを尊重する。

#### (入寮手続)

第6条 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に、管理運営責任者に所定の入寮届を提出し、入寮しなければならない。

2 入寮の許可を受けた者が、前項の手続を理由なく怠ったときは、管理運営責任者は当該入寮の許可を取り消すものとする。

#### (寄宿料)

第7条 寮生は、寄宿料月額300円（木造建寮にあっては、月額100円）を毎月所定の日までに納付しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合にあっても、寄宿料は、1カ月分納付しなければならない。

3 既納の寄宿料は、還付しない。

#### (光熱水料等の経費の負担)

第8条 個人的生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の光熱水料等の経費については大学の定める額を、毎月所定の日までに、管理運営責任者の指定する者に納めなければならない。

#### (施設保全の義務)

第9条 寮生は、学寮の施設・設備・備品等を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号の定めるところに従わなければならない。

(1) 管理運営責任者の許可なくして、施設・設備・備品等を、その目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。

(2) 施設・設備・備品等を滅失、破損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(3) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他について、大学が行なう指示に従い積極的にこれに協力すること。

#### (退寮)

第10条 退寮を希望する者は、事前に管理運営責任者に所定の退寮届を提出しなければならない。

第11条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに退寮させるものとする。

(1) 本学学生の身分を失った者

(2) 在寮期限を超えた者

(3) 長期の休学者

(4) 3月以上寄宿料を滞納した者

- (5) 学医により健康上集団生活に適さないと認められた者
- (6) 学寮規則に違反し、管理運営上著しく支障があると認められた者  
(寮生以外の者の宿泊)

第12条 学寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由による場合は、寮生の代表をへて事前に所定の申請書を管理運営責任者に提出し、許可を得なければならない。

(寮生が行なう行事等)

第13条 学寮内で、寮外者を含む集会又は行事を行なうときは、事前に管理運営責任者の承認を得なければならない。

(共同生活の自主的規律)

第14条 各学寮の寮生は、本規則にのっとり共同生活の自主的運営に関する寮規約をもうけ、これを管理運営責任者に届出るものとする。

(細則等の委任)

第15条 この規則の施行に関し、必要な事項は、学長の承認を得て管理運営責任者が定める。

#### 附 則

1. この規則は、昭和41年7月1日から施行する。

別 表 1

| 学 寮 の 名 称 | 収 容 対 象              | 収容定員 |
|-----------|----------------------|------|
| 恵 廸 寮     | 教養部の男子学生             | 318名 |
| 北 学 寮     | 学部の男子学生（水産学部を除く）     | 78名  |
| 進 修 学 寮   | 〃                    | 28名  |
| 桑 園 学 寮   | 〃                    | 37名  |
| 月 寒 学 寮   | 〃                    | 22名  |
| 楡 影 寮     | 〃                    | 48名  |
| 女 子 寮     | 女 子 学 生              | 23名  |
| 北 辰 寮     | 水産学部の男子学生（移行後の学生を含む） | 230名 |
| 啓 徳 寮     | 〃                    | 30名  |

#### (資 料 2)

##### 北海道大学学寮規則の実施に関する細則

第1条 北海道大学学寮規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づく必要事項は、この細則の定めるところによる。

第2条 入寮願（様式第1号）に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身上調査書（様式第2号）
- (2) 納税内容証明書（様式第3号）
- (3) 健康診断書（様式第4号）

2 入寮願の提出期日は、学寮募集要項により指定された期日までとする。

第3条 規則第5条第2項により寮生が意見を具申する場合は、所定の具申書（様式第5号）に選考に関する資料を添付するものとする。

第4条 入寮の許可は、許可書をもって各人あてに通知する。

2 入寮の許可を受けた者は、所定の期日までに入寮届（様式第6号）を提出するものとする。

第5条 寄宿料は、大学が掲示する寄宿料納入告知により納付するものとする。

第6条 規則第8条による寮生の負担すべき経費は、食事材料費のほか次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人 件 費

炊事のための炊事人の手間代

(2) 電気料

居室及び炊事等個人的生活のために使用される電気料金

(3) 水道料

洗面所、洗濯場、浴室及び炊事のために使用される水道料金

(4) 燃料費

居室の採暖用及び入浴炊事のために使用される燃料費

(5) 通信運搬費

個人的生活のために通話する電話料金

2 前項各号の経費は、大学が掲示する納入告知により納めるものとする。

第7条 退寮届（様式第7号）の提出期日は、3日前までとする。

第8条 寮生の在寮期限は、規則第2条の別表1に掲げる各寮収容対象による最短修業年限とする。

第9条 規則第12条に基づく宿泊許可願（様式第8号）の提出期日は、3日前までとする。

第10条 規則第13条に基づく集会又は行事承認願（様式第9号）の提出期日は、14日前までとする。

第11条 各学寮の寮規約の届出は、様式第10号によるものとする。

第12条 寮生は、規則第9条第3号の趣旨に基づき、寮内に伝染病（学校保健法施行規則第19条に規定する伝染病）が発生したとき、又はその疑いがあるときは、すみやかに管理運営責任者に届出なければならない。

附 則

この細則は、昭和41年7月1日から施行する。

## 5. 学寮規則制定問題について

東京商船大学  
(40. 12. 28)

### 1. 問題の経緯

この問題の全体の経過は、（資料1）で要約してある。

昭和40年2月当時の学生課長が学寮管理運営規則の試案（正式な機関で決定した案ではない）（資料2）を学生側の意向を打診する意味で、学生寮務委員会に呈示した。この案に対して当時の学生寮務委員会は最初から妥協的な方針を出したため、その後の学生大会で全面的に否決された。従って当時、学生寮務委員会は積極的な態度も、情宣活動もなく活潑な活動はみられなかった。その直後、学校側においては正式な機関で学寮規則を立案し、教授会、補導委員会において種々検討、審議された。

その結果夏季休暇に入る前の7月3日に総務、補導合同委員会で作成された学寮管理運営規則案（資料3）が学生寮務委員会に呈示された。この呈示は学生の意見を聞き、学校側と学生側の意志疎通を行うために案の段階で発表したものである。これに対し、学校側の意図を学生に明らかにするために説明会が7月5日食堂において開かれた。

この説明会には学長はじめ教授、助教授20名と会計課長が出席して全寮生の前で行われた。この席上で学校側としては寮則の制定は早急に行わなければならない事情（新寮建築、一部完成等）を説明した。これに対して学生側は、学生の自治と云う立場から充分意見を述べた。

また休暇中にも引き続き意見を聞いてもらいたいとの希望がでて、学校側も了承した。上記決定に従って休暇中に学生代表との懇談会が7回開かれた。一方学生側においては寮則に対する緊急寮生大会が開かれ、夏季休暇残留闘争の基本方針を決めた。(資料4)その後、7月19日に“全寮制とは、本学の教育目標は”等についての公開質問が、寮生自治会、学生自治会より文書でもって提出された。(資料5)学校側は7月23日に寮則案について、これまでの経過やいきさつに関する詳細な説明をつけて、公開質問に対する回答を文書で行った。(資料6・7)その後学校側は8月30日に学寮規則問題について、学長より帰省中の学生の自宅へ、これまでの詳しい経過やいきさつについて文書を発送した。(資料8)また学生部長よりも補足説明をつけ文書を発送した。(資料9)その後数回打ち合わせ会を開き協議、検討し、修正案が出されたが、いずれも内容に進展がなく最終案も同様であった。

9月の休暇明けに学生との交渉を再開したが、これも依然として平行線をたどるのみであった。

学校側としては制定を時間的に迫られていたが、学生の意向を充分聞く方針をとった。しかし10月に入り、3年生が短期乗船実習(1ヶ月)に派遣されたため、正式な話し合いはできなかったが、一部代表者とは協議を続行した。そして更に11月10日より2年生の乗船実習が行われる予定(1ヶ月)なので、学生全員が揃っているのは11月の初旬のみである。そのためこの間に制定しなければならない状態に落ちいたったので、その旨、学生側に通告し、11月4日の教授会において学寮規則(資料10)を制定し、教授会声明書を告示した。(資料11)それと同時に教授会代表が声明を発表する際、学生側から要求のあった七項目について、口頭で説明した。

翌11月5日、学生側は学寮規則制定を不満として、寮則白紙撤回ほか七項目を要求し、全学授業放棄に突入した。学校側では緊急教授会を開いた。その席上、前日口頭で説明した七項目についての再審議要求が出されているが、再審議は行わないことに決定した。そして声明書を再度出すことにして、起草委員7名で起草にとりかかった。11月6日には3年生が試験を放棄し、2年生はクラス会議を開き、乗船拒否を決定した。その後11月8日に教授会声明書を再び発表した。(資料12)

同日、10日からの乗船実習の拒否を決めている2年生に対し、航海、機関科長名で実習には必ず参加するよう勧告をした。続いて11月9日に学生要求の八項目について、教授会の決定を行い、文書で回答した。(資料13)

この回答に対して学生側は改めて回答を求める文書を提出してきた。(資料14)その他学校側としては、2年生の乗船実習について配乗表をそえて掲示し、徹底を期した。このような再度の勧告にもかかわらず11月10日になっても乗船拒否の態度は変えずわずか12~13名の学生のみが乗船した。同日学長名にて学生の保証人あてに今回のストに突入した状況を説明する書簡を発送した。(資料15)

一方教授会は学生の教授会回答の八項目に対する再度の要求に対しては、全学生が平常な状態にもどらない限りいっさいの回答をしないことに決定し、その旨を伝えた。

また“学生諸君に告ぐ”と云う告示を学長名で行った。(資料16)11月12日、13日、14日頃は、学生は受験拒否、乗船拒否、4年生の健康診断、就職説明会、衛生管理者講習拒否の決議文、抗議文および中央闘

争委員会を結成し、要求書を提出して来た。また団交要求もしきりに出された。授業放棄をこのまま続行すれば、4年生の授業日数の不足が生じる事態になり、11月17日にクラス単位に説得を試みた。

その結果一クラスはこれを了解してスト解除の決議をした。翌11月18日には街頭デモを行った。教授会においては11月19日に事態収拾について学生の要求する団交の形はとらないで、全学生に対してクラス単位の説明会を行うことに決め、全教官がこれに当ることにした。このことを学生部長名で掲示および放送を行って、夜遅くまで待ったが、学生が出席せず不成功に終わった。同日、11月9日寮生、学生大会の要求に対する教授会の回答を文書で行った。(8項目に対する再回答の文書)(資料18)一方学長名にて保証人あてに学校の方針について了承かた書簡を発送した。(資料17)11月20日には昨日の学生との約束により、10時30分から説明会を行う予定であったが、学生は参加しなかった。そして学生は22日に団交を行うよう要求してきた。11月22日になって学生執行部の学生に対し、指導教官の説得を試みたが何ら進展しなかった。一方これら学生の保証人と指導教官、総務委員とがそれぞれ話し合いを行った。翌11月23日に在京の保証人と学校側の懇談会を行った。

その席で父兄側より、寮則の再審議その他の希望が述べられた。これに対して学校としては寮則の変更はしないが、これにともなう処罰等については出来るだけ希望にそよう考慮すると説明された。

11月24日に行われた教授会において事態収拾について、学生部長の提議として前2回の教授会声明および11月9日の教授会回答を基本線とするが、現時点に合致するよう、ある程度の弾力性を持って、学生代表と交渉することを総務委員会に一任されたい旨がはかられ、大多数の賛成を得て決定され、総務委員会が事態収拾に当ることになった。この結果、ただちに総務委員会は学生代表に、寮則は絶対に撤回できないことを伝え、ストを続行するならば、全学生が由々しき事態に立ちいたることを説明し、急ぎストを解き、そののち話し合うように説得した。この話し合いは24日の12時から翌25日の24時まで続き、その間学校側と学生との間でスト解決に関する話し合いが行われた。その時の申し合せにより学生側よりスト解決条件の要望書(資料19)が提出され、それに対する学校側(総務委員会)はスト解決を条件とする回答書を出した。(資料20)

(なお、回答書について述べれば、1、2項については教授会声明の趣旨をもちこむことを意味する。3項については寮則は絶対に再審議はしないと云う学校側の初期の方針は認める。ただし寮則の白紙撤回を要求して約3週間にわたる学生側の強い要求に対して何らかの配慮を教授会は行うべきであり、教育的観点から一応検討はするが、変更は絶対に行わないと云う約束である。4、5、6項については事後処理に関することで、出来るだけ教育的配慮をもって善処することにした。)

これにより学生側はただちに、寮生、学生大会を開き徹夜の討論により、全学スト解除を決定し、11月26日朝、授業放棄を中止する旨を教務課長に申し出た。

当日午前中は状況を勘案して休講とし、午後から授業を行った。11月30日に学長名にて保証人あて、平常の状態に復した旨の書簡を発送した。(資料21)

12月20日に教授会において授業放棄に対する懲戒処分について次のような決定をした。

停学 2名(学生責任者) 12月20日より3週間

戒告 授業放棄に参加した学生全員

なお戒告文は掲示をした。(資料22・23)

2. 関係参考資料

(資料 1)

学寮規則制定の経過一覧

| 年 月 日  |          |           |                   |                                                                    |
|--------|----------|-----------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 40. 2. |          |           |                   | ○東京商船大学学寮管理運営規則(案)を学生寮務委員会に呈示。<br>(学長, 学生部長, 課長, 航海科長, 補導委員, 学生代表) |
| 27     |          | 学生代表との懇談会 |                   | (寮則について, 他)                                                        |
| 3. 10  |          |           | 補導委員会             |                                                                    |
| 4. 13  | 学 生 大 会  |           |                   |                                                                    |
| 14     | 学 生 大 会  |           |                   |                                                                    |
| 22     |          |           | 教 授 会             |                                                                    |
| 5. 10  |          |           | 補導委員会             | (寮則問題について, 他)                                                      |
| 12     | 学 生 大 会  |           |                   |                                                                    |
| 13     |          |           |                   | ○新寮闘争活動方針案を発表。監修諮問委員会, 印刷寮務委員会。                                    |
| 20     |          |           | 総務委員会             |                                                                    |
| 6. 1   |          |           |                   | ○東京商船大学学寮規則(以下「学寮規則」という)案。<br>(学寮規則, 他)                            |
| 8      |          |           | 補導委員会             |                                                                    |
| 10     |          |           | 教 授 会             |                                                                    |
| 18     |          |           | 補導委員会             | (学寮規則, 他)                                                          |
| 21     |          |           | 総務・補導合同会<br>委 員 会 |                                                                    |
| 7. 1   |          |           |                   | ○教職員との懇談会についての要望書提出, 寮務委員長<br>(学寮規則(案)を審議)                         |
| 3      |          |           | 総務・補導合同会<br>委 員 会 |                                                                    |
| 5      |          | 懇談会(説明会)  | 全教官懇談会            | 学寮規則(案)を提出。同日学生にも呈示。於食堂                                            |
| 6      | 寮則ブロック会議 |           |                   |                                                                    |
| 7      |          |           | 補導委員会             | (新寮および寮則問題, 他)                                                     |
| 8      |          |           | 総務・補導合同会<br>委 員 会 |                                                                    |
| 9      |          | 第1回 懇談会   | 教 授 会             |                                                                    |
| 10     | 学 生 大 会  |           |                   | ○学生大会に於ける決議“基本方針”揭示。                                               |
| 12     |          |           | 総務・補導合同会<br>委 員 会 | ○教授各位へのアピール(パンフレット)商船大・一橋大・農工大・東京都学生寮自治会連合・全寮連。                    |
| 13     |          |           | 総務・補導合同会<br>教 授 会 |                                                                    |
| 14     |          | 第2回 懇談会   |                   |                                                                    |
| 17     |          | 第3回 懇談会   |                   |                                                                    |
| 19     | 公 開 質 問  |           |                   | ○寮則問題に関する公開質問(文書), 寮生・学生自治会。                                       |
| 22     |          |           | 教 授 会             |                                                                    |
| 23     |          |           |                   |                                                                    |
| 24     |          | 第4回 懇談会   |                   | ○学寮規則案について(文書), 学生部長。                                              |
| 27     |          | 第5回 懇談会   |                   | ○学生の質問への回答(文書)。                                                    |
| 29     |          | 第6回 懇談会   | 教 授 会             | ○学生側の寮則問題に対する基本方針, 提出                                              |

| 年 月 日     |               |                 |           |                                                                                                                                                |
|-----------|---------------|-----------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 40. 7. 31 |               | 第7回 懇談会         |           | ○寮則案についてその後の懇談会経過の概要(文書)。<br>商船大・一橋大・農工大、於農工大。                                                                                                 |
| 8. 11     |               | 三大学の教官と学生との話し合い | 教 授 会     | (学寮規則(案)を審議)                                                                                                                                   |
| 17        |               |                 | 総務・補導合同会  | ○寮則に関する今後の問題点(文書)。                                                                                                                             |
| 23        |               |                 | 委 員 会     | ○資料配布, 学生部長名。                                                                                                                                  |
| 27        |               |                 |           | ○全学生諸君に訴える「学寮規則」問題について(印刷物) 学長浅井栄資                                                                                                             |
| 30        |               |                 |           | ○学寮規則案について(第2報)(文書), 学生部長。                                                                                                                     |
| 9. 1      |               |                 | 総務・補導合同会  |                                                                                                                                                |
| 16        |               |                 | 教 授 会     | (試験延期について)                                                                                                                                     |
| 19        | 学 生 集 会       |                 |           |                                                                                                                                                |
| 20        | 寮 生 大 会       |                 | 教 授 会     | ○学生の要望に対する回答(新寮入居について)                                                                                                                         |
| 21        | (臨時休講)        |                 |           |                                                                                                                                                |
| 24        | ブ ロ ッ ク 会 議   |                 |           |                                                                                                                                                |
| 25        |               | 公 開 討 論 会       | 総 務 委 員 会 | (学長出席)                                                                                                                                         |
| 27        | 寮 生 大 会       |                 | 教 授 会     |                                                                                                                                                |
| 28        | 3 学 年 集 会     |                 | 教 授 会     | 9/29 新寮(鉄筋寮)に入居する。<br>(1棟 172名)                                                                                                                |
| 10. 1     |               |                 |           | ○宣言文 教授会宛 3年生一同。                                                                                                                               |
| 4         |               |                 |           | 決議文 教授各位宛 機関科2学年1学級一同                                                                                                                          |
| 5         |               |                 | 総務・補導合同会  | (学寮規則案について)                                                                                                                                    |
| 8         |               |                 |           |                                                                                                                                                |
| 11        |               |                 | 教 授 会     | ○第2回寮則問題討論会報告 N2-1 掲示<br>寮則制定の時期を船舶実習中をさげ全学生の揃っているときとする。                                                                                       |
| 20        |               |                 | 総務・補導合同会  |                                                                                                                                                |
| 22        | 寮 生 大 会       |                 | 教 授 会     | 全寮連大会および懇親会開催を許可する。                                                                                                                            |
| 23        | 全 寮 連 大 会     |                 |           | 本学食堂 18.30~21.30<br>外来者150名(学生発表300名)                                                                                                          |
| 25        |               |                 | 総 務 委 員 会 | 学寮規則案を審議する。                                                                                                                                    |
| 28        |               |                 | 教 授 会     |                                                                                                                                                |
| 29        |               |                 |           | ○懇談会の結果等について学生が掲示する。                                                                                                                           |
| 11. 4     |               |                 | 教 授 会     | <u>学寮規則決定</u><br>学寮規則を本日付で制定施行することを決定する。<br>学生大会名義の決議文が教授会宛に提出され、文書による回答を求めてくる。<br>夜、学長および教授会代表者が、学生(約200名)と会って教授会声明書を読みあげる。決議文に対する質問にも口頭で答える。 |
|           | 寮 生 ・ 学 生 大 会 |                 |           | 授業放棄について                                                                                                                                       |
|           | 寮 生 ・ 学 生 大 会 |                 | 教 授 会     | 再び声明書を出すことにし、委員7名が起案することになる。                                                                                                                   |
|           | 寮 生 ・ 学 生 大 会 |                 |           | <u>授業放棄(全面ストに突入)・デモ。</u>                                                                                                                       |
|           | 寮 生 ・ 学 生 大 会 |                 |           |                                                                                                                                                |



| 年 月 日     |         |               |           |                                                                                                                                               |
|-----------|---------|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 40. 11. 8 |         |               | 教 授 会     | ○教授会声明書(掲示)を發表する。<br>乗船実習に就くよう(2学年)航海科・機<br>関科長名で掲示する。                                                                                        |
| 授 9       | 寮生・学生大会 |               | 総務委員会     | 寮生・学生大会の受験拒否, 乗船拒否, 4<br>学年名儀の健康診断, 就職説明会, 衛生管<br>理者講習拒否の決議をしたものが提出され<br>る。                                                                   |
| 業         | ピラマキ    |               |           | ○東京都民の方々へ 学生一同<br>8項目について回答を求める要求書を提出<br>する。                                                                                                  |
| 放         |         |               | 教 授 会     | ○学生の要求する8項目に対する教授会の決<br>定を文書で回答する。(回答文書)                                                                                                      |
| 棄         | 寮生・学生大会 |               | 教 授 会     | ○教授会の回答に対する要求(文書)をする                                                                                                                          |
| 10        |         |               |           | ○授業放棄について保証人への連絡を文書で<br>行う。学長名。<br>乗船拒否によって生ずる事態について, 教<br>務課長が説明をする。                                                                         |
| 二         |         |               | 総務委員会     | 連日団体交渉の要求がある。                                                                                                                                 |
| 年         | 寮生・学生大会 |               | 教授会(12日)  |                                                                                                                                               |
| 生         | 寮生・学生大会 |               | 総務委員会     |                                                                                                                                               |
| 乗         | 寮生・学生大会 |               | 教 授 会     | 連日の団交要求に対して, 全学生が平常の<br>状態に戻るまで, 一切の回答をしないこと<br>に決定する。                                                                                        |
| 船         | 寮生・学生大会 |               |           |                                                                                                                                               |
| 実         | 寮生・学生大会 |               | 教 授 会 委   | 教授会宛の抗議・要請・団交要求あり。                                                                                                                            |
| 習         | 寮生・学生大会 |               | 補 導 委 員 会 | ○補導委員会から総務委員会へ資料を提出す<br>る。(学則違反事実, 他大学の処罰例, 処<br>分について等)                                                                                      |
| 拒         | 寮生・学生大会 |               |           | ○学生諸君に告ぐ(学長名)を掲示する。<br>477名参加して行う。                                                                                                            |
| 否         | 寮生・学生大会 |               | 教 授 会     | ○授業放棄について保証人へ連絡(文書, 学<br>長名)。<br>○11月9日寮生・学生大会の要求に対する教<br>授会よりの回答を行う。(8項目に対する<br>再回答の文書)                                                      |
|           | 寮生・学生大会 |               |           | 説明会を行うことに決り, 学生部長名で掲<br>示および放送を行う。学生は教授会の申し<br>入れを拒否し, 新たな条件をつけた説明会<br>を要求してきた。<br>スト解決の一方法として指導教官による学<br>生説得を行うことにする。<br>学生指導者の父兄を呼び出すことにする。 |
|           | 寮生・学生大会 |               | 教 授 会     | 説明会を予定するが, 学生側の拒否で出来<br>なくなる。<br>学生は22日に団交を要求する。                                                                                              |
|           | 寮生・学生大会 | 保証人との話し<br>合い |           | 学生指導者の保証人と指導教官・総務委員<br>それぞれの話し合いを行う。                                                                                                          |
|           | 寮生・学生大会 | 父兄に対する説<br>明会 |           | (寮則に関して)<br>総務委員と保証人との再度の懇談会が行わ<br>れる。<br>父兄の学校に対する要望が出される。                                                                                   |
|           | 寮生・学生大会 |               | 教 授 会     | 教授会声明と11月9日の教授会回答にそっ<br>て事態收拾のため学生と交渉することが総<br>務委員会にまかされた。                                                                                    |
|           | 寮生・学生大会 |               |           |                                                                                                                                               |

| 年 月 日      |                    |                |       |                                                                                                                                                                               |
|------------|--------------------|----------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 40. 11. 25 |                    | 中関委と総務委との話し合い  | 総務委員会 | ○学生からスト解除条件が文書で申し込まれる。(寮則問題中央闘争委員会)                                                                                                                                           |
| 26         | 寮生・学生大会<br>寮生・学生大会 |                | 教授会   | ○(11月25日付)学生よりの要望書に対し、(25日)スト解決を条件とする回答書を出す。<br>徹夜による寮生学生大会により全学スト解除を決定し、本26日朝教務課長に“授業放棄を中止する”旨を申し出た。<br>状況を勘案して、午前中休講とし、午後から授業を行う。<br>寮則についての議定書については総務委員会で選定された者が当ることに決定した。 |
| 27         |                    |                |       |                                                                                                                                                                               |
| 28         |                    |                |       |                                                                                                                                                                               |
| 29         |                    |                |       |                                                                                                                                                                               |
| 30         | 寮生大会               |                | 総務委員会 | ○授業放棄解除の通知を保証人にする。(文書, 学長名)                                                                                                                                                   |
| 12. 1      |                    |                | 総務委員会 | (スト処理について)                                                                                                                                                                    |
| 2          |                    |                | 教授会   | ( “ )                                                                                                                                                                         |
| 3          |                    |                | 補導委員会 | ( “ )                                                                                                                                                                         |
| 6          |                    | 第1回<br>現状確認懇談会 | 補導委員会 | (処分について)                                                                                                                                                                      |
| 8          |                    |                | 補導委員会 | (スト処理, 処分について)                                                                                                                                                                |
| 10         |                    |                | 教授会   |                                                                                                                                                                               |
| 11         |                    | 第2回<br>現状確認懇談会 |       |                                                                                                                                                                               |
| 14         |                    | 第3回<br>現状確認懇談会 |       |                                                                                                                                                                               |
| 16         |                    | 第4回<br>現状確認懇談会 |       |                                                                                                                                                                               |
| 19         |                    | 第5回<br>現状確認懇談会 |       |                                                                                                                                                                               |
| 20         |                    |                | 教授会   | 授業放棄に対する懲戒処分を決定<br>{停学 2名 12月20日より3週間<br>{戒告 全員                                                                                                                               |
| 22         |                    | 説明会            |       | ○戒告文(掲示)                                                                                                                                                                      |
| 28         |                    |                | 教授会   | 処分問題で学生部長の説明会                                                                                                                                                                 |

(資料 2)

東京商船大学学寮管理運営規則(案)

昭和40年2月学生寮務委員会に示したもの

(趣旨)

第1条 この規則は東京商船大学学則第29条の規定により定められたものであり、学寮の適正かつ円滑なる管理運営を図ることを目的とする。

(学生寮の目的)

第2条 学寮の目的は学生の自主的に規律された共同生活を通じて、本学の教育目標の達成に資するにある。

(学寮の管理運営の責任者)

第3条 学寮は学長の監督に属し、その管理運営は学生部長これにあたる。

(学寮委員会)

第4条 学寮の管理運営に関し具体的な方策を審議し、その円滑な運用を図るため、学長の諮問機関として学寮委員会をおく。

2 学寮委員会は次の各号にかかげる委員を以て組織し、学生部長が議長となる。

- (1) 補導委員
- (2) 事務局長・庶務課長・会計課長
- (3) その他学長が必要と認めた教職員

3 学寮委員会に関する事務は学生課において処理する。

(入寮)

第5条 本学に入学を許可された学生は入寮願(様式1)に保証人の保証書(様式2)および誓約書(様式3)を添えて学長に提出しなければならない。

第6条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは退寮しなければならない。

- (1) 退学を命ぜられたり除籍されたとき
- (2) 休学を許可されたとき
- (3) 停学を命ぜられたとき
- (4) 学外実習に派遣を命ぜられたとき
- (5) その他補導委員会において退寮を適当と認められ、学長がこれを承認したとき

(寄宿料)

第7条 寮生は寄宿料月額300円(新寮以外は月額100円)を入寮当月から退寮当月の分まで、毎月所定の日までに収入官吏に納付しなければならない。

2 休業期間中にかかる寄宿料は第1項の規定にかかわらず当該期間の開始する月の前月の納入日までに納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず学生の申し出または承諾があるときは、その年度分の寄宿料総額の範囲内で前納させることができる。

4 休学を許可された学生に対しては別に定めた場合を除き休業期間中の寄宿料はこれを徴収しない。

5 停学を命ぜられたときは停学中でも寄宿料を納付させる。

6 学外実習に派遣を命ぜられた学生に対しては学外実習中の寄宿料はこれを徴収しない。

7 学資の支弁がきわめて困難でかつ学業優秀と認められる場合は、その願い出により選考の上寄宿料を免除することがある。

8 納付すみの寄宿料はこれを還付しない。

(寮経費の負担)

第8条 寮生の光熱水料等の経費について、大学の定める額を毎月所定の日までに学生課長に納付しなければならない。

(施設保全の義務)

第9条 寮生は居室、共同施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

- (1) 居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には部外者を宿泊させないこと。
- (3) 共同の施設は常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (4) 学生が寮内に掲示しようとするときは、そのものを添えて学生課長に届け出た後、指定の場所においてなされなければならない。
- (5) 学生およびその団体が、学寮の施設を使用しようとするときは、その目的、期間、施設の種類および代表者氏名等を記載した書類を添えて学生課長に願い出しなければならない。
- (6) 前2項の届出または願出事項の実施にあたり、本学の目的に添わないところがあると認められた場合はこれを変更させまたは禁止することがある。
- (7) 故意または過失により施設・設備を滅失毀損または汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償すること。

(8) 防火管理・保健衛生管理・災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要からする大学の指示に忠実に従い、積極的にこれに協力すること。

(共同生活の自主的規律)

第10条 寮生は本学における学寮設置の本旨に従い、学寮における日常生活上の具体的な問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため学生部長の承認を得て寮規約をつくり、これに基づいて自治的に運営するものとする。

(細則等の委任)

第11条 この規則の実施に関し、必要な細則及び学寮施設利用心得は学長の承認を得て学生部長が定める。

附 則

1. この規則は昭和 年 月 日から施行する。
2. 現行の東京商船大学学寮規則は廃止する。

(資 料 3)

### 東京商船大学学寮規則 (案)

40年7月3日全教官懇談会提出資料 (全日学生に提示)

(趣 旨)

第1条 この規則は学則第29条にもとづく全寮制度としての学寮 (付属施設を含む) の管理運営に関する事項について定める。

(学寮の目的)

第2条 学寮の目的は学生の自律と責任にもとづく自治的協同生活を通じて本学の教育目標の達成に資するにある。

(管理運営の責任および指導)

第3条 学寮管理運営は学生部長がこれにあたる。意を用いて当たることの意志表示。

- 2 学寮の管理運営に関する具体的な方策についての審議は補導委員会がこれにあたる。
- 3 補導業務を行なうため補導係教官をおく。
- 4 補導当直をおく。補導委員・補導係教官その他学長の依嘱するものがこれにあたる。

(在寮の期間)

第4条 学生は学則第29条により在学の期間を通じて学寮に居住するものとする。ただしつぎの期間は在寮しないものとする。

- (1) 長期乗船実習または工場実習に派遣されている期間
- (2) 休学中の期間
- (3) 学則第23条により退学を命じられたときおよび停学の期間

(居室の指定)

第5条 学生の居室の指定は学生部長がこれを行なう。

(物品の貸与)

第6条 全寮制の効果をあげるに必要な物品の一部を貸与する。

(施設・備品の保全)

第7条 施設・備品は大切に使用しなければならない。

故意または過失によってこれを滅失あるいはこれを破損したときは弁償させることがある。

(寄宿料および経費の負担納入)

第8条 学生は所定の寄宿料を納入しなければならない。

- 2 食費は学生の負担とする。
- 3 全寮教育の効果をあげるため管理上必要な光熱水料および雑費は大学において負担し、その他の経費は大学の定めるところにより学生が負担するものとする。

(災害の防止)

第9条 学生は火災、風水害等の災害の防止につとめなければならない。防火防水部署は別に定める。

(健康管理・病氣治療)

第10条 健康管理に必要な健康診断および病氣治療については学則施行細則第41条および第42条による。

2 健康管理のための食生活の計画、衛生管理については厚生委員会を設けてこれにあたる。

3 食事の調理は大学が行なう。

(寮内規律の維持ならびに寮生活の運営)

第11条 学寮における規律の維持ならびに寮生活の運営は学生部長指導のもとに学生が自的に行なうものとする。

(外泊)

第12条 学生が外泊を必要とする場合はあらかじめ学生部長に届け出るものとする。

(団体・集会・出版物および掲示等)

第13条 団体・集会・出版物および掲示等については学則施行細則第43条ないし第49条による。

(賞罰)

第14条 学生の賞罰は学則第22条および第23条による。

(寮内規)

第15条 学生は寮生活の自治的運営のため寮内規をつくり予め学生部長の承認を受けるものとする。

2 この内規を変更するときもまたおなじ。

(資料 4)

学生大会における決議

基本方針 (40. 7. 10)

1. ○管規は寮の自治ひいては大学の自治をおかすものであり、絶対に認めない。
2. 現在出されている学校側の寮則案は本質案は本質的には○管規と同じである。
3. 寮は福利厚生施設であり、自己教育の場である。
4. 寮の運営は寮生自身で行なう。建物等の管理についての寮則については話し合う。
5. 寮の自治を売り渡すような新寮はいらない。無条件新寮入寮を要求する。
6. 24時間教育全寮制に断乎反対する。
7. 学校側の提出している寮則案と○管規の差異を追求する。
8. 文部省の反動文教政策に大学ぐるみで反対する。
9. 若手教官との話し合い拒否の理由を追求する。
10. 学生新聞、その他を通じて、先輩及び海運界にアピールする。
11. 全資料をまとめる。
12. 学校側が強行採決した場合、実力闘争法延闘争も辞さない。
13. 残留闘争委員は、理論学習のため勉強会をもつ。
14. 臨時寮生自治会費は300円とし、不足したときは9月に集める。

(資料 5)

寮則問題に関する公開質問

[東京商船大学寮生自治会および同大学学生自治会より同大学学生部長宛]

—はじめに—

これまで再三にわたって、寮則についての話し合いが、なされてきて、一応の学校側の意見も出尽くしたと思われる。従って、検討懇談会を一段高い次元に引き上げるために、又、学校側との信頼関係を確立するために、学校側の統一見解、あるいは責任ある地位にある人の見解をもって、以下の質問事項に答えていただきたい。

7月5日の公開討論会において、学長は確認書に基づいて、合意に達するまで話し合うとの答弁をなされたが、早急

に合意に達するために、誠実さをもって、詳細に、具体的に答えていただきたい。

これまでの様な、簡単な抽象的な回答では、学校側の真意を正しく知る事は出来ない。又、個々の教官の私見では、何ら一致点に達するための解決にならなと思う。

#### 1. 寮則案第1条について

- ・全寮制度とは具体的にどのようなことを指すのか？

注 公開討論会（7月5日）における学長及び教官の回答は「24時間教育ではなく、単に全員が寮に居住する」と云う意味であった。そして、その根拠は「本学の伝統、学生の経済的利益になる」と云うものであった。しかし、これは何ら全員が寮に居住しなければならないと云う全寮制度を正当化するものとは考えられない。やはり強制を伴う以上全寮制度の具体的内容、運営について明確に回答していただきたい。

#### 2. 寮則第2条について

- ・本学の教育目標とは具体的にはどう云う内容なのか？

(1) 学長の説明によると、学則第1条の意は船員養成ではないとのことである。そうであるなら全寮制度と本学の教育目標はどういう関係になるのかを明確にいただきたい。

- (イ) 本学の教育目標とは
- (ロ) 全寮制度の教育的意義は
- (ハ) 前2項の関係は

注 全員が寮に入ることが出来るというのは、確かに勉学上、経済上、利益があるだろう。このことは7月9日の検討懇談会において提示された全寮パターンの趣意にもあてはまるし、教官の説明もそうであった。しかし、それは一般寮の場合と全く同じであり、何ら全寮制度の根拠とはならない。

(2) 教官の中には本学の教育目標は船員養成だと云う考え方が有る。又、本学のカリキュラムも如実にそれを示していると考えられる。（例、操縦実習、帆走実習、サンドイッチシステムによる乗船実習 etc.）もし大学の目標が船員教育であるなら、船員教育と全寮制度の連関を「伝統」とか云う非論理的な説明でなくして、船員に必要とされる素養を伸ばしていく上でいかなる効果があるのか科学的に証明していただきたい。

注 船員教育における全寮制度として考えている場合24時間教育と云うものを考えているのかどうか。それが妥当だと思ふのかどうかとも回答していただきたい。

(3) 現状における全寮制度は久しい以前から、単なる全員が住む福利厚生施設化しているが、この事実についてはどう考えるのか。

#### 3. 寮則案第3条について

(1) “管理運営は学生部長がこれにあたる”という事に関して、責任体制を明らかにし、学生部長が最終的責任を負うのだと云う説明がなされたが、実質的に責任をとらされて来たのは学生である。（退寮、停学、退学 etc.）学生部長は具体的にいかなる責任をとるのか。

(2) 全寮制下における学寮の管理運営とは、具体的にどう云う事をさすのか。

(3) 教授会の小委員会である補導委員会が、いかなる根拠に基づいて学寮の管理運営に関与するのか。

(4) 管理運営に関する具体的な方策の審議とは何か。

(5) 補導業務とは何か、補導係教官の業務とは何か。（具体的に）

#### 4. 寮則第4条について

(1) 休学中は何故在寮出来ないのか。

注 休学には種々の理由がある。いかなる場合においても在寮出来ないのか。

(2) 停学期間中は何故在寮出来ないのか。

注 例えば、一週間程度の短期間の停学を命ぜられたときなど、地理的に遠い者はどうするのか。

#### 5. 寮則第5条について

(1) 学生自治の建前をとっていながら何故、この様な条項が出てくるのか。

注 我々は、各人の意志の尊重のもとに寮務委員会が行なうべきであると思う。現状を条文化したにすぎないと再三云われるが、全く現状と違うではないか。

(2) 修正案において「指定」が「指示」に変更されているが、いかなる理由で「指定」を「指示」に変更したのか。

又、「指定」と「指示」の具体的内容の相違はどうか。

6. 寮則第6条について

- 全寮制の効果をあげるに必要な物品とは具体的に、どのようなものか。

注 第1条、第2条に関する質問における全寮制度の意義と関連づけて答えていただきたい。

7. 寮則第7条について

- (1) “施設備品は大切に使用しなければならない”などは社会人として当然の常識である。何故、特に取り立てて寮則に盛り込む必要があるのか。

- (2) 具体的に、どんな時に、どの程度弁償させると云うのか。過失とはどの程度の過失をさすのか。

8. 寮則第8条について

- (1) 所定とは何か、何故具体的に書かないのか。

- (2) 食費とは何か。(具体的に)

- (3) 全寮教育(全寮制——修正案)の効果をあげるため管理(管理運営——修正案)上必要な光熱水料及び雑費とは具体的に何か。

注 第1条、第2条と関連させて回答していただきたい。

- (4) 大学の定めるその他の経費とは何か。

9. 寮則第9条について

寮生自治会規約にすでにあるのに特に寮則に盛り込む必要はあるのか。

10. 寮則第10条について

- (1) 学則施行細則第41条と第42条は寮則とどのような関係があるのか。

注 この41条、42条、特に41条は寮則とは全く無関係であると思われる。

- (2) 厚生委員会とは何か。

注 “設けて”と云うのは新設という意味か。

- (3) 食事の調理は大学が行なうとは具体的にどう云うことか。

11. 寮則第11条について

- (1) 全寮制度の下における寮生活の運営とは具体的に何か。

- (2) 学生部長は寮生活の運営においてどのような指導をするのか。

- (3) 学生が自治的に行なうとはどういう事をさすのか。前2項と関連させて的確に回答していただきたい。

注 いったい学生部長の寮生活指導と寮生の自治とは矛盾しないのか。寮生が寮生以外の者に生活を指導される時、そこに自治があるとは考えられない。学校側は寮生の自治を認め拡大していきたいと再三言明しているが、論理的にも矛盾しているのではないか。学校側は寮生の自治を小学生が、先生に指導されて児童会を行うのと同一視している様に思われる。学校側と学生との信頼関係を確立するには先ず、正しい語義の一致が必要なのではないか。

12. 寮則第12条について

- (1) 学校側は再三、寮生の自治を認め拡大していくと言明しているが、この条項は寮生の自治と矛盾しないものなのか。

- (2) 実際にこの条項を実施しようとする場合、具体的にどの様な方法で徹底させるのか。又どの様な方法だと実際に実施出来ると考えるのか。

13. 寮則第13条について

- (1) この様な条項が何故寮則に必要なのか。

- (2) 寮則施行細則第49条に本学の目的に沿わないところがある、とあるが

(イ) 本学の目的に沿わないとは具体的にどういう事をさすのか。

(ロ) 誰がその判断を下すのか。

(ハ) 憲法的観点からみた場合、このような抽象的規定の下での「変更」又は「禁止」の項は違憲ではないのか。又、学校側当局はこの様な機能を有するのか。

- (3) これまで学則施行細則第49条を適用したことがなかったと云いながら、海洋学連が現実に認められなかった。

これは明らかに第49条の適用ではないのか。何故に海洋学連を認めなかったのか明確に答えてほしい。

14. 寮則第14条について

寮則第10条第1項と同様に何故この様な条項が寮則に必要なのか。寮則には全く関係ないものではないのか。

15. 寮則第15条について

学生部長は何故寮生自治会規約の承認権（否認権）を有するのか。

注 寮生自治会規約は、寮生が自治会を結成し、寮生活を自治により運営していくために自主的に決めたものである。寮生自治会規約が学生部長の承認を必要とすると言う事は、学生部長が寮生活の全てを掌握すると言う論理的帰結になり、寮生の自治は皆無に等しい。第11条の学生部長の指導の項と考え合わせるとき、寮生の自治が完全に無視されていると言わざるをえない。寮生自治会規約は、寮生の自治を認めるか否かの分水嶺であり、学校側との信頼関係を左右するものである。寮生自治の観点からこの条項は絶対に認められない。

16. その他について

(1) 何故、第1棟目の内部工事にかからないのか。

注 6月段階で、すでに落札を終えたと我々に言明し夏休み前に完成すると云ったにもかかわらず、いまだ工事にかかっていない、現在も全く工事にかかる様子がみられない。

(2) 7月5日の公開討論会における答弁によると、5月24日の文部省との事務的交渉に於て「〇管方式」では駄目だとのことであった。この交渉の具体的内容について説明していただきたい。

(3) 第2棟目の予算が下りた事に関しては文部省が全寮制を認めたと考えざるをえない。

(イ) その点について説明していただきたい。

(ロ) 第2棟目の予算が下りた事に関して、文部省との間に何らかの了解事項があったか、あったとしたならそれについて明確に説明していただきたい。

注 もし、了解事項、約束があるとするなら、誰との間にあるのかについて明確に答えていただきたい。7月17日の検討懇談会の席上において、第2棟目の予算が下りた事に関して、事務局側と文部省との間に、何らかの約束があったかもしれないとの発言があったが、この事を明確にし、事実なら、その内容について、説明していただきたい。

(イ) 学生部長の見解によると、過去10数年來の実績と、お願いが認められて、第2棟までの予算が下りたとの事であるが、第3棟、第4棟目も、現在のままで予算が下りるのではないのか。

(ロ) 寮則が出来ない場合、何故、第2棟目の、すでに下りた予算を返上せねばならないのか。又、この事に関しての関連はどうか。

(ハ) 文部省と学校側事務局が、予算折衝にあたって、何らかの約束を取りかわした（仮定）と言う事と、総務補導委員会が、寮則案を作る事と全く無関係であり得ないと思うが、この点についてどう思われるか。

(4) 検討懇談会の性格、意図は如何なるものとするのか。

注 7月17日の検討懇談会における学生部長の説明によると寮生の意見を教授会に反映させるためであり、より正確に反映できるように、沢山の人数が出席しているとの事であったが、我々は確認書（学長との間の）に基く、合意に達するための話し合いの場と確信している。

(5) 文部省が、各大学に、新寮予算と引換えに「〇管規」を押しつけている現実をどうみているのか。

(6) 「〇管規」が寮自治を侵害するものと思うか否か。いずれの場合にも、その理由を明確に答えていただきたい。

(7) 7月14日に、すでに文部省と本学の国立大学概算予算の交渉は持たれている。この際新寮予算についてどのように話し合われたのか参考のためにお聞きしたい。

注 予算折衝は普通、寮則問題、その他の問題が、解決又は、確定している学校から、始めるとの事であるが

(8) 寮則が決まった場合、施行細則も文部省に示さねばならないのか。

追加質問事項

某教官の話しによると、85周年記念本学整備の一環として、寮を建設する計画であり、この計画に伴って、文部省の新寮予算が建設費の半分 or 半分以上出す事になったのであり、他は85周年寄付金から出すのであって、いわゆる「〇管規」と結びついた新寮計画ではないとの事である。この点について明確に説明していただきたい。



## (資料 6)

### 学寮規則案について

学 生 部 長 (40. 7. 23)

学寮規則案についての検討は大学側の総務・補導合同委員会と寮生大会によって決められた学生代表との間で、熱心に繰り返し行なわれています。学生側から提示された公開質問の結言にもあるとおり、すでに大学側の考えはほぼ述べつくされました。しかし、この報告の3の項でもわかるように条文についての可成りの検討を重ねてきたが、その後において、学生代表は、大学側との間に学寮建設に関する背後情勢についての見解の一致がなければ、寮則案各条の検討にはいらないと表明しました。そしてその時点で学生側は公開質問を提示し、それについての回答(この報告の4項)がなされました。この報告は学生諸君に対して、懇談検討会の経過を報告し、大学の真意の理解を求めめるためのものです。

大学は、新しい四棟の寮および付帯施設の建設を要求しており、その要求の成文的根拠として学寮規則の制定を必要とするのであります。ある者は学生のためではなく、文部省のために、そのような規則を作るのではないかと問うけれども、それは大学の教育と学生のためを思う見地からであって、大学自体の法規の整備にほかならぬのであります。また、全寮制といいながら、一般大学の寮と異ならないではないかと問うけれども、大学は学生の全員に対して学寮生活を体験させることに大きな教育上の意義を見出しております。そのことは、以下の報告の中から読み取ることができるであります。現実の問題は大学が要求している四棟の新寮等の建設に関連した大学自体の規則の整備であり、本学の要求が実現しようとする時点での本学の問題であることを認識してもらいたいのであります。たまたま一般大学の学寮の新設に伴って政策批判の声が起こっていますが、その中にあっても本学自体の要求とその実現についていかに対処するかを各人が慎重に考えることを望みます。

#### 1. 寮則案の趣旨

##### (1) 全寮パターンによって全学生を収容する寮を整備するねらい。

学則第29条にも示すとおり、全学生が寮にはいることになっているが、本学で全寮パターンをとることのねらいは、

(a) 学生によき生活の場、よき勉学の場を与え、心身の健康と安全を図りたいこと。

(b) 学生の自主性の尊重と協同生活の自律的運営を行なわせることによって人間形成に資すること。

(c) 本学のカリキュラム特に実験・実習等に関連した事項を学生自らが演習していく場合にその効果をあげるに資すること。

(d) 本学のおかれた地理的に不利な条件の除去が要旨であって、このような意味から本学自らが求める寮である。

##### (2) 寮則を制定する主旨とねらい。

以上のような全寮パターンをとるねらいから、その効果をあげるには、学生の自主性の尊重と協同生活の自律的運営についての教育的意義にかんがみ、学生の自治に信頼と承認を与えることを基盤とする。このような意味から学寮の管理運営に関する大学の責任を明確にし、寮自治の効果をあげるため、両者の関係についての基本事項が寮規則に明確に定められる必要がある。

従って学則(第29条)を受けて、学則と学生の自主的に定める寮生自治会規約とのむすびつきをなすものが寮規則であって、学生の自治に対する承認と責任をもつことをねらいとする。

##### (3) 寮則を制定するに当って学生との懇談検討会をもつことの意義。

学寮規則は学則第29条を受けて、大学が教授会の議を経て制定する性質のもので、本来教授会事項である。

しかし、すでに述べた如く、寮は学生の自治と生活に密接な関係がある問題であるので、学生との十分な相互理解と信頼のもとに制定したい気持から、さきに教授会の議を経ないで、学長の責任において学生との合意に達するよう互に努力する旨を約束した次第がある。

しかし、7月5日の学生との懇談会の際にも述べた通り、夏休暇中になっても協議を継続し、できるだけ早期に解決したい旨を約束たわけで、これらの事項について全学生の理解を求めめる次第である。

##### (4) 寮則案は従来からの寮の慣行を主体として成文したものである。

上に述べた趣意から寮則案は、従来の寮に於ける慣行、学則及びその施行細則をそのまま成文化してまとめたもので、本学独自のものである。寮生の自治会規約を承認し、それに対して大学の責任を明確にしたものである。

あくまでも本学独自の背景に立つもので、それは他からの一切の拘束を受けるものではなく、他に対してはこの自主性を堅持していきたい。

## 2. 寮則案についてのこれまでの懇談経過の概要

### (1) 懇談検討会出席者

大学側：総務・補導委員会

M, I, A, K, O, I, K, M, M, I, T,

学生側：寮務委員（残留寮生）

N, O, H, E, S, H, M, H, K, M, T, I, A, 他有志

### (2) 7月9日の懇談会での主な検討事項

#### (a) 学寮規則の趣旨とねらいについて

本報告 1. の項で述べたような学校側の説明について意見交換。

#### (b) 全寮制度の意義について

これについても 1. の項で述べたような説明について意見交換。

#### (c) 学寮規則のもつ役割について

学寮の管理運営に関する大学の責任を果すための本学独自の背景に立つ寮規則案であること、従って通達による負担区分なども独自の立場であたる旨説明、意見交換。

#### (d) 各条文について意見交換

条文の解釈については、本報告 3. の項に述べるような説明をし、意見交換。

### (3) 7月14日の懇談会での主な検討事項

#### (a) 新寮建設条件と寮則との関係について

寮則案は大学独自の立場でつくったもので大学の責任を明確にするもの、文部省に対しても我々の立場を主張することを説明、意見交換。

#### (b) 管理運営に関する大学の機構について

本報告 3. の項に述べる条文第3条参照。

#### (c) ○管規に対する大学の態度表明について

○管規は本学には適しない、本学独自の別の寮則をつくることによって態度を明確にすることの説明、意見交換。

#### (d) 全寮制について

前回とほぼ同様。

### (4) 7月17日の懇談会での主な検討事項

#### (a) 全寮制パターンの意義について

#### (b) 寮規則の制定について、新寮建設との関係について

(a), (b)の事項については、ほぼ前回、前々回の場合と同様の意見の交換がなされた。

#### (c) ○管規反対に対する統一見解について

学生大会の統一見解が述べられ、○管規反対については、他の大学と同一の問題として、文教政策に対する政治問題として共同解決することが前提であると学生側から主張されたが、学校側としては、寮則の問題は、本学の問題として独自に解決してゆきたい旨の意見が述べられた。

## 3. 寮則案の説明

(趣旨)

第1条 この規則は学則第29条にもとづく全寮制度としての学寮（付属施設を含む）の管理運営に関する事項について定める。

〔本報告 1. の項参照〕

(学寮の目的)

第2条 学寮の目的は学生の自律と責任にもとづく自治的協同生活を通じて本学の教育目標の達成に資するにある。

「学則第1条に示される通りであるが、高い教養と国際的視野をもつ良識ある社会人であると同時に優れた専門的知識と技術を身につけた指導的な船舶運航に関する技術者の育成をねらいとしている。全寮パターンをとることに

よって、このような目標の達成に資す」

(管理運営の責任および指導)

第3条 学寮の管理運営は学生部長がこれにあたる。

- 2 学寮の管理運営に関する重要な事項については補導委員会に付議する。
- 3 学生業務を行なうため学生係教官をおく。
- 4 補導委員，学生係教官その他学長の依頼するものによる当直をおく。

「大学の制度の上から、学寮は学長の監督に属し、管理運営の責任は学生部長にある。そして国有財産の管理運営の面から学寮の目的が適正に行なわれているかどうかの責任があり、このことは教授会に対しても責任をもつ。従って管理運営上重要な事項については大学の運営規程に基いて補導委員会にはかり、教授会の承認を得なければならない。

また学生係教官は現行のように、学生課長に協力して当直、諸行事、寮整備等の遂行を円滑にするための業務を行なう。」

(在寮の期間)

第4条 学生は学則第29条により在学の期間を通じて学寮に居住するものとする。ただしつぎの期間は在寮しないものとする。

- (1) 長期乗船実習または工場実習に派遣されている期間
- (2) 休学中の期間
- (3) 学則第23条により退学を命じられたときおよび停学の期間

(居室の指示)

第5条 学生の居室については学生部長が指示する。

「寮管理の上から居室については学生部長は大纲を示し、現行のように寮務委員会に実施させる。」

第6条 全寮制の効果をあげるに必要な物品の一部を貸与する。

「前に示した全寮パターンをとるねらいから、その効果をあげるためのものである。(例えば毛布、蚊帳、枕等)」

(施設、備品の保全)

第7条 施設、備品は大切に使用しなければならない。

故意または過失によってこれを滅失あるいは破損したときは弁償させることがある。

「このようなことは、社会人として当然であって、後輩学生にも引きつづいて使用してもらわねばならない。このような立場から判断して過失による滅失、破損に対しては復原の費用の範囲で弁償してもらうことがある。」

(寄宿料および経費の負担納入)

第8条 学生は所定の寄宿料を納入しなければならない。

- 2 食費は学生の負担とする。
- 3 全寮制の効果をあげるため管理運営上必要な光熱水料および雑費は大学において負担し、その他の経費は大学の定めるところにより学生が負担するものとする。

「寄宿料については省令の定めるところにより、本学の場合新寮については月額 300 円他の寮については月額 100 円を納める必要がある。また負担区分の通達によって、食事の原材料費は現行と同様学生の負担である。光熱水料費などについては、本学の場合全寮パターンでいくため、通達による一般大学の寮と違って、少なくとも現状通りにしたい意図で進めている。しかし、配算された寮予算で不足する範囲については、本条3項の後段に示したように学生負担となる意味である。」

(災害の防止)

第9条 学生は火災、風水害の防止につとめなければならない。学生は防火防水部署を寮生自治会規約に定めるものとする。

「災害の防止は大切な事項であるのでこれに要する施設、器具等の整備には努力したいと共に、その使用などについては学生は充分なれていることが必要である。」

(健康管理、病気治療)

第10条 健康管理に必要な健康診断および病気治療については学則施行細則第41条および第42条による。

- 2 健康管理のための食生活の計画、衛生管理については厚生委員会を設けてこれにあたる。

### 3 食事の調理は大学が行なう。

「集団生活においては健康管理および衛生管理は特に重要であり、それによってはじめて、よき生活の場、勉学の場が設計される。

現行の厚生委員会は、そのような面から活動しているわけで、それを明文化した。また負担区分通達によれば、食事の調理に必要な人件費などは、学生負担となっているが、本学では全寮制の立場からと健康管理の上から食事の調理は大学が行なうと明記して、学生の負担増を阻止したいのである。」

(寮内規律の維持ならびに寮生活の運営)

第11条 学寮における規律の維持ならびに寮生活の運営は学生が自治的に行なうものとする。

#### 2 学生は寮生活の自治的運営のため寮内規を作り、予め学生部長の承認を受けるものとする。

この内規を変更するときもまたおなじ。

「第1項は大学が学生の自主性と協同生活の自律的運営を尊重する以上当然のことである。

第2項は学生の寮生自治会規約と学寮規則、学則とのむすびつきを示し、これらを一体として学寮が管理運営される旨の大学の意志を表明したものである。そして学生部長がその掌にあたるという責任の所在を示したものである。」

(外 泊)

第12条 学生が外泊を必要とする場合は、予め学生部長に届出るものとする。

「学生の外泊を制限する意図のものでなく、居所を明確にしたいからで、社会的にもそのような責任をもっている。なお実施方法については、そのような意図にそうよう、寮務委員会と協議したい。」

(団体、集会、出版物および掲示等)

第13条 団体、集会、出版物および掲示等については学則施行細則第43条ないし第49条による。

「この規則を設けるのは、学生にも職員にも準拠を示すと共に学寮の秩序をまもり、事務を円滑にするものである。そして教育活動の範囲で、それが阻害されないためのものである。」

(賞 罰)

第14条 学生の賞罰は学則第22条および第23条による。

「大学が行なう賞罰の範囲を明記したものである。」

#### 4 学生の質問への回答。別紙のとおり。(注 資料7)

(資 料 7)

## 学 生 の 質 問 へ の 回 答

学 生 部 長 (40. 7. 31)

第1条 全寮制度の趣旨

- (1) 学生のよき生活の場と勉学の場をあたえること。
- (2) 学生の自主性の尊重と協同生活の自律的運営を行なわせることによって人間形成に資すること。
- (3) 本学教育の内容は理論と応用の調和が必要である、それを修得していく上に効果をあげ、また学生が自らの計画にもとづいて練度をます機会をあたえること。
- (4) 本学のおかれた地理的の不利な条件除くこと。

第2条 教育目標

- (1) 学則第1条に示されておるが、高い教養と国際的視野をもつ良識ある社会人であると同時に優れた専門知識と技術を身につけた指導的な船舶運航に関する技術者の育成。

全寮パターンをとることによつ上記教育目標の達成をより効果的にする。

- (2)(3) 第2条(1)で述べた教育目標を達成するに資するのであって、特に24時間教育は考えていない。しかし教育基本法第2条からも明らかなように、真の自治組織をもつ限り、それ自体教育的意義があるわけで、単なる福利厚生施設ではない。

第3条 制度上の責任と道義上の責任からのものである。

- (1) 教育施設の一環としての国有財産であるので大学全体の管理運営上学内の組織をはっきりと定める必要がある。

学寮の目的が厳正に行なわれておるかどうかの責任を教授会に対してもつものである。

- (2) 学生部の組織によって第1条の趣旨を円滑に行なうための管理運営である。
- (3) 大学の運営に関する規定による。
- (4) 補導厚生に関して管理運営上の事項の審議。
- (5) 学生課長に協力して主として当直、諸行事、寮整備の業務の遂行を円満にするため。

#### 第4条

- (1) 休学は勉学の継続が相当期間欠けるため授業料についても学則第26条の条文があり、一般学生と区別してある。
- (2) 停学中はその期間中保証人のもとで反省することを原則としておる。

#### 第5条

- (1) 管理上学生に大綱を示して現状のように寮務委員会に実施させる。
- (2) 実状に即するよう文章の表現をかえた。

#### 第6条 現状は毛布、蚊帳、枕等である。

#### 第7条

- (1) 特別な意図はない、その人ばかりでなく後の者にも使用されるもので大事に使ってもらいたいから。
- (2) 過失を(→)の立場から判断して実費を徴収する。

#### 第8条

- (1) 現状では旧寮100円、新寮300円の意味である。
- (2) 食費とは食事の原材料費。
- (3) 全寮パターンでいくため通達とちがって少くとも現状通りにもっていききたい意図。
- (4) 配算された寮予算が不足した範囲。

#### 第9条 災害の防止は大切な項目であるので予算かく得の必要もあるため。防火防水部署は寮内規に定めるのでよい。

#### 第10条

- (1) 集団生活においては特に健康管理が必要だという意味であげたことと予算面もある。
- (2) 新設ではないが現在の厚生委員会を育成してもっと活発に仕事をやってもらいたい。
- (3) 食事の調理に必要な経費(人件費、備品・消耗品費その他)を全部大学負担にってもらいたい。

#### 第11条 15条とまとめた修正案について回答する。

- (1) 寮生活の運営とは、寮内規による学生の生活をさす。
- (2) 自治的とは寮内規に従ってやること。

質問15 学生部長の承認は大学がはっきりと責任をもって学生の自治を承認する意味で国立の機関としては当然のことである。大学の規則の一環として寮内規を認めることは外部に対してもはっきりした根拠をもつことになる。学生が考える自治とは自分達の考えで思うようにやることのようにも感じられるが、学生に対しては助言指導・個人相談を行なうことは大学としての責任であり、義務である。

#### 第12条

- (1) 学生に外泊の制限をする気持はない。居所を明確にしたいからである、社会的にそのような責任をもっておる。
- (2) 実施方法については寮務委員会と協議してきめたい。

#### 第13条

- (1) 43~48条の事務は学生課の仕事であり、この規則を設けたのは学生にも職員にも準拠を示し学寮の秩序をまもるため。
- (2) (イ) 教育活動が阻害されるとき。  
(ロ) 教授会。  
(ハ) 49条は違憲とは思わない。
- (3) 申請者の立場が明確でなかったため認められなかった。

#### 第14条 大学で行なう賞罰の範囲を明記するため。

#### その他について

- (1) 外構工事は39年度で終わったが、予算の都合上内部工事だけ40年度で施行することになった。その内部工事も既に入札も済み工事にかかっているから9月末には完成の予定である。

- (2) 「〇管方式」は一般大学の参考であることが確認され、本学は独自の案で進むことになった。
- (3) 現在はまだ全寮制を正式に認めていない。
- (4) 負担区分の通達以前からの長年に亘る努力によって認められたものと信ずる。
- (5) 同上の理由によるものであって、別に了解事項などはない。
- (6) 第3、第4棟目および共通施設（食堂、浴場など）は、41年度以降の予算として要求しなければならないので、第2棟目とは条件が異なる。即ち全寮制の根拠を示して大蔵省で認められなければ見込みはない。
- (7) 学生が学寮規則にもとづいて、第1棟目が完成次第入居すれば問題はないが、時期を失すれば止むを得ないことになる。
- (8) 文部省との約束はない。
- (9) 合意に達するためお互いが話し合っておくことは当然だが、最終決定は教授会が行なうため学生の意見は充分に教授会へつたえる義務があると考えます。
- (10) 「〇管規」は本学に適合しないので、統一された見解はのべられない。
- (11) 本学は独自の規則案で進む。
- (12) 大学としては全寮パターンで進む方針で、目下審議中であるからということで41年度の予算要求を説明しておく。
- (13) 学寮規則の施行細則は考えられていない。寮内規は学寮規則とともに文部省に示す必要がある。

#### 追加質問

85週年記念会では、発足当時学寮も建設する予定であったことは事実である。39年度に記念会で500万円の予算を学寮関係に計上したが、実際は学寮が全額国庫負担となったので、そのうち約半額を西寮（将来の部屋）建設に当て残額は40年度の事業費に繰越した。

#### （資料 8）

#### 「学寮規則」問題について

学長 浅井 栄 資 (40. 8. 30)

残暑の候、実習に研究に休養に元氣な毎日を送っておられることと思います。

「学寮規則」問題についても、大きな関心をもって成行を見護っておられることでしょう。諸君から選ばれた学生代表諸君も、ほとんど休暇を返上して教授会の代表諸教官との間に、7月31日まで前後7回に亘って熱心な懇談協議会を開き、お互いに言うべきこと聞くべきことはほとんど出尽した感があります。そして相互の理解はかなり深まったと思いますが、残念ながらまだ合意の線までには至っておりません。しかし、9月早々には再び懇談会が開かれる予定であります。

これまでの懇談の内容については、学生部長及び学生代表からそれぞれ報告されましたので、ほぼ了知されていると思いますが、教授会に対しても、休暇中4回に亘って詳細な報告を行い、かつ意見の交換も行なってきました。私はこの機会にこれまでの教官及び学生諸君の熱意とご苦労に対し、心から謝意と敬意を表したいと思います。

そこで今日は私のこの問題に対する見解と真意をありのままに披れきして、学生諸君の理解の資に供したいと思いません。

×

×

「学寮規則」（以下寮則という）を制定しようとするのは、かれこれ10数年以前からのことであって、昨今のことではありません。それは学則第29条第2項に、「学寮の管理および運営その他必要な事項は別にこれを定める。」ときめてありますので、寮則は学内諸規則の制定と同様に、本学が自主的に定めるべき性質のものであるからであります。ところが大学設立当初（昭和24年）は、外の諸規則の制定に追われたのと、全教職員と学生が清水の同じ地区に住んでいた便利さのためあって、学寮は従来の慣行によって管理運営され、寮則の検討は行なわれていたが、その制定までに至りませんでした。

そのうち（昭和28年から）、学生、教職員の一部が東京に移転して、大学は東西に二分される状態が7、8年続いたので、寮則の制定は益々延々になったのであります。

昭和35年の秋、全学東京移転完了の前後から、再び寮則の検討が始まり、37年11月、当時本学の学制調査会の案がで

きて、それは同時に学生にも提示されました。しかしそれは毛頭当時世に噂されていたいわゆる「大管法案」などと関係のあるものでなく、あくまで本学の自主的な諸規則整備の一環であったのであります。

それから、37年およびそれ以前の各案は、学生が自主的に定めた「寮生自治会規約」（以下寮規約という）と、学則をリンクすることを主な目途としたもので、わずか5条くらいの簡単なものでしたが、学寮の目的や、学寮の管理運営や、学寮の自治を認め、かつ寮規約を承認するなどの基本的な点は、現在の寮則案（40.7.3）と一貫して変わっておりません。

だから現在の寮則案は、基本的には10数年来の本学独自のもので、諸君が心配するように、いわゆる「〇管規則」参考案（昭和39年）などの影響を受けて、後から作られたものではありません。

ただ寮経費の負担区分などに関する情勢が変わってきたので、本学37年当時の案のままでは、全学生を収容する学寮の整備や、学生の負担増防止のための予算要求の根拠としては、不充分となつたので、それらの事務的条項が加わって、40.7.3案となった次第です。

もっとも、この二つの案の間に、40.2.3案が検討の途中で学生にも示されましたが、これは種々の点で本学に適当でなく、教授会での審議はもとより、報告もされないまま廃案となつたので、ここでは触れません。

×

×

寮則は学則を受けて本学が自主的に定めなければならぬものでありますが、これは学寮の管理運営についての大学の責任と、その教育上の位置づけに対する大学の態度と方針を内外に示す成文的根拠であります。

そして本学のように、全学生を収容する学寮を今から整備し、しかも学生の負担を増さないようにするためには、政府機関に対して必要な予算を要求しなければならないので、それにはなくてはならないものであります。

又現在の寮則案は、学則、同施行細則に定められたこと、および従来からの慣行として現に行われていることなどを骨子とし、それに固および学生の負担区分を示す若干の事務的条項を加えたものであります。しかしこれだけでは細かいことまで書いてないので、学寮の管理運営には不充分であります。

そこで、学生が自主的に定めた寮規約を寮則で承認することによって、この二つを一体的なものとして、学寮が管理運営されるのが、本学としてはもっとも望ましい姿であると信じます。

事実、学寮の運営に寮生自治の占むる位置は高く重く、これなくしては学寮の正常かつ円滑な運営はできないのみならず、全学生が寮規約等にもとづいて自律的協同生活を営むこと自体に、大きな教育的意義（後述）があるのでありますから、私共はそれに大きな信頼と期待を寄せているのであります。

×

×

ところが学生諸君の中には、「寮規約だけあればよい。承認のあるところに寮生の自治はない」と考えている人が少なくないようです。そこで大学の自治と寮生の自治について、私なりの考えを述べてみましょう。

大学の自治は、大学が自ら治め自ら律して教育・研究上の使命を達成し、社会に対して直接責任を負う能力があつてこそ、これを主張することができ、また社会もその信頼のもとにこれを容認しているものと考えます。従つて各大学はそれぞれの大学の目的や方針に従つて、学則、同施行細則、その他の諸規則を自ら整備し、それによって運営されることは、自治の建前から当然のことでしょう。

寮生の自治も、寮生に充分自律的学寮運営の能力があるという信頼のもとに、大学がこれを認めかつ奨励することであり、従つて諸君が自ら寮規約を定めて、それによって学寮生活を律してゆくことは、当然のことでありまた結構なことであります。

しかし学寮は大学と全く別個の存在ではなく、大学の一部でありますから、その管理運営上の総括的な責任は、寮生の自治を含めて大学が負うべきものと考えます。

従つて寮生の定める寮規約を大学が承認することは、寮生に対する大学の信頼を表わすとともに、学則との結び付ができることによって、寮規約の公的性質が生ずるもので、決して寮生の自治をおかすものではないと信じます。

×

×

次に本学の教育目標と全寮制について一言します。本学の教育は、学則第1条を受けて策定されたカリキュラムによって、講義、実験、実習などいろいろの方法が併行して行われていますが、その目標は「高い知性と広い視野をもった良識ある社会人であると同時に、優れた専門知識と技術を身につけた、指導的な船舶運航に関する技術者の育成」にあるということができましよう。

そして学寮生活をそのような目標達成の一助としたいというのが、寮則案第2条の趣旨であります。事実、全員が学寮

に居住することそのものが、本学の授業や各種行事の遂行に大きな利便を与えておのみならず、多数の学生を収容する学寮が、寮規約等にもとづいて自治的に運営されるうちには、日常の生活を通じて、あるいは多くの人ととの切磋琢磨のうちに、集団生活への適応性、協調性、指導力、責任感、対人関係の処理能力、および協同作業能力などは、自然に身についてくるはずであり、それは恐らく下宿や家庭だけの生活では得られない貴重な体験であると信じます。

このような能力や資質は、一般の大学生や社会人にも望ましいことで、商船大学生だけに限らないかも知れません。しかし卒業生の大部分が海上勤務を希望する本学の場合、それらの能力や資質は、船内の共同生活やチームワークには欠くことのできないものであるばかりでなく、時にはそれが多数の生命や巨額の財貨の安危に、直接間接に影響することがあるだけに、一層重要なことであることは理解してもらえましょう。

以上のような教育的見地から、本学では大学創設以来「全寮制」をとってきたのであり、またそれが学生の経済生活に及ぼした効果も少くありません。しかし学寮の設備その他は極めて不十分であり、また学寮運営に要する予算の裏付もありませんでした。

そこでわれわれは、従来通りの全寮パターンをとることにより、全学生を収容しうる立派な学寮を建設し、環境を整え、学生に快適で衛生的な生活の場と、よりよき勉学の場を提供し、しかも学生の負担を増さないように、最善の努力を傾倒している次第です。

ついでに学生諸君も、以上の諸点を理解し、学寮の自治を一層充実したものとし、諸君自ら立派な寮風をきづき、「全寮制」の効果をあげるよう建設的な努力を期待してやみません。

なお、私共は全寮制だからといって、いわゆる24時間教育で、何も彼も他律的に諸君を縛ったり干渉したりする考えは毛頭もっていません。

×

×

学則を受けて学内の諸規則を整備することは、大学が教授会の議を経て行なうべきことで、本来は教授会事項であります。

しかし学寮規則は、寮生の生活と自治に密接な関係のあることであるので、学生との十分な相互理解と信頼の上に制定したい気持から、さきに教授会の議も経ないで、学長の責任において「合意に達するよう努力する」旨を約束した次第であります。

そして7月5日の学生との懇談会の席上、私は「来年度以降の予算要求などの関係もあるので、休暇になっても協議を続行し、できるだけ早急に解決したいがどうか」という意味のことを発言し、大多数の学生の賛同を得たことを想起したいと思います。

実際、この問題はいつまでも延ばせる問題ではありません。またよるべき根拠も示さないで学寮に関する予算を要求すること自体、前途に幾多の困難が予想されますが、もし時機を失すれば、今後の学寮の整備はともかくとして、学生各個の負担の上に大きなそごを来たすおそれがあるので、私共としては矢も盾もたまらぬ気持であることを察してもらいたいです。

私はは本学の学生諸君が、以上述べた私共の真意を理解し、それぞれ良識をもって事態を考察し、慎重かつ冷静な態度でこの問題の早期解決に協力されることを、心から切望してやみません。

以 上

## (資 料 9)

### 学寮規則案について (第2報)

学 生 部 長 (40. 8. 30)

さきに、「学寮規則案について」および「学生の質問への回答」などの文書で、大学の真意を学生諸君に伝えました。

その後、夏休暇に入っても引きつづき学生代表諸君は熱心に学校側委員と懇談検討を重ねました結果、学寮案も大体問題点がしぼられてきました。この報告は、懇談検討会のその後の経過を報告し、残された問題点などについて理解してもらいたいためのものであります。

さらに、9月早々から懇談会をひらいて学校側は、学寮規則案の問題点について、学生代表諸君と一致点を見出すよう誠意をもって話し合いを進めます。学生諸君も、各人が真剣にこの問題にとりくんで、一日も早く解決の道を見出すよう切に希望します。



## 1. 寮則案についてのその後の懇談検討会の経過概要

### (1) 第4回懇談会（7月24日）での主な検討事項

#### (a) 懇談会出席者の立場について

学生側は学生代表として、学生大会の統一見解に基づいて寮則について合意の線を見出すための立場で出席。学校側は教授会の意を得て、寮則作成のため、学生代表と話し合う教授会の代表。

但し一切をまかされるものではなく教授会に語りながらこの懇談会に出席していることを相互に了解した。

#### (b) 寮則案第1条～第10条について逐条検討

前回の学生側からの質問状に対して回答した内容に基づいて、第10条まで逐条検討した。

### (2) 第5回懇談会（7月27日）での主な検討事項

#### (a) 全学生に配布した資料「学寮規則案について」について

全学生に配布した上記資料主旨について説明、なお同資料の前段に示した「学生代表は、……寮則案各条の検討にはいらないと表明した」とあるけれども、同資料は第3回懇談会の時点のもので、第4回からは同条の検討に入っているの、このことを付記し、また第1回の寮則案の趣旨(1)の(c)項については、学生側の公開質問に対する回答第1条の(目)に示したように訂正する。

#### (b) 寮則案第11条～第14条について逐条検討

前回に引きつづいて、学生側からの質問状に対する回答内容に基づいて逐条検討した。

#### (c) 学生大会の統一見解の提示

夏休み前の学生大会での統一見解が提示された。

### (3) 第6回懇談会（7月29日）での主な検討事項

#### (a) 8月17日の教授会における寮則決定の延期申し出について

学生側から上記の意向が述べられ、本懇談会に出席している学校側委員としては、学生側の意向を教授会に伝えそのように努力する旨了承した。

#### (b) 新寮の完成及び入居予定について

(4)の(c)を参照のこと。

#### (c) 寮則案各条についての問題点の整理について

これまで問題となってきた点を整理し、次回懇談会にのぞむこととした。

#### 註 他大学学生の傍聴申し出について

懇談会の席上、一橋大、農工大学生の傍聴申し出があったが、突然のことでもあり、本懇談会は本学の寮則作成について、7月24日の懇談会にも示すような立場の性格上、他大学の者の出席は遠慮してもらうこととした。

### (4) 第7回懇談会（7月31日）での主なる検討事項

#### (a) 第1条、第2条関連の全寮制の意義、教育目標について

学生の公開質問状に対する回答書に示した線について、過日の教授会で賛成を得た旨を説明、学生側もこのことを了解した。

#### (b) 第3条以下の問題点

他の条文については質問状及びそれに対する回答書に示されるようにいろいろの問題もあるが、結局問題点としては次の4点にしばられ、それが解決されれば寮則の問題は解決される旨学生側から提案があり、これらの点について検討した。

##### ① 第3条の管理運営の問題

##### ② 第11条の学生部長の承認の問題

##### ③ 第13条の49条の問題

##### ④ 負担区分の問題（次項で説明）

なお、上記①、②、③の問題については後段で述べるが、9月早々から再び懇談会をひらいて、できるだけ早期に解決するよう互に努力することを了承した。

#### (c) 負担区分の問題について

新寮は9月末をもって完了する予定なので、寄宿料は月額300円とするほかは、旧寮と同一条件で完成と共に

入居することを了解した。

したがって、負担区分は40年度は現状通りであるが、41年度以降においては学生の質問への回答および「学寮規則案について」にも示した通り少なくとも現状通りにしたい意図で予算をとるよう努力するが、配算された寮予算で不足する範囲については新旧寮共同一の割合で学生負担となる。

註 仮に「非全寮」となった場合はどうか。

これは全く仮定の上のことであるが、もし本学が「非全寮」の建前をとった場合どうなるかを、次に述べてみよう。

(1) 鉄筋の第1棟は今年9月末日完成し、第2棟は10月1日着工の予定ですが、41年度以降の新営費（第3、第4棟および食堂、浴場等の付帯施設）の確保は著しく困難となるだろう。というのは、神戸商船大学を除いて国立大学のほとんど全部が、学生の20%~30%程度を収容する学寮しか有しない現在、本学のみ100%の寮を要求する根拠がなくなるから。

現在の木造寮や仮設寮は老朽の上に、消防上も危険建物としての指定もあり、早晚取りこわされる運命にあるので、その場合の収容力は現在の半減以下になるであろう。

(2) 非全寮となった場合学生の寮経費負担は、現時点における光熱・水料・人件費だけでも、毎月1,600円以上の増加によるのみならず、この外食器・生活備品一式等まで加わると相当の負担増となるであろう。これも本学のみ例外を主張する根拠がなくなるから。

(3) 非全寮になった場合でも、管理運営に関する規則は制定する必要がある。

また学則・同施行細則も当然変更しなければならない。

以上の諸点からみて、「非全寮」とすることが、現在の学生および将来の学生のために、果して得策であるかどうかよく考えてみてほしい。

## 2. 今後の問題点

### (1) 第3条の管理運営について

学生側からの質問の要旨は管理運営の具体的内容であった。

大学の制度上から学寮は学長の監督に属し、管理運営の責任は学生部長にある。学寮の目的が適正かつ円滑に行なわれるための管理運営で、学校側だけで一方的にできるものではない。

教職員と学生との密接な連絡や話し合いの場を通じて相互理解のもとに、協力と努力が根幹とならなければ円滑にいかないことは、日常の生活から知ることができると思う。

次に管理運営の具体的な内容は、現在学生部が行なっておることで、学寮規則案にもられた以外では、予算関係、人事関係、施設の管理、諸行事の円滑な実施（渉外関係を含む）の助言、その他必要な場合学生の寮生活の運営についての助言等である。

寮生活の運営は学生が自治的に行なうことが主体であり、大学はそれを育成していく立場にある。

### (2) 第11条の学生部長の承認について

学生側からの質問の要旨は、なぜ寮生自治会規約の承認を受ける必要があるかということである。

大学が承認の形をとるのは、学生の寮生自治会規則と学寮規則・学則とのむすびつきを示し、これらを一体として学寮が管理運営される旨の大学の意志を表明したものである。それによって、寮生自治会規約は、はっきりした根拠をもつことになるので、学寮の自治は確立される。

即ち、大学の自治のなかで、学寮の自治が存在し、学寮の自治は大学の自治につながる規則があって、はじめて自治が守られると思う。

大学は学寮を一つの教育の場として、積極的にその自治を助長していく意図であって、決して学寮の自治をおかすものではない。

なお、他大学の一般寮の規則をみても、ほとんど全部が「承認」であることを申し添える。

### (3) 第13条について

学生側からの質問の要旨はこの条文が寮則になぜ必要なのかということである。

学寮の秩序をまもり、事務を円滑にするため、学生および職員にその準拠を示したものである。

いうまでもなく、学寮は大学の一部であって、全く別個の存在ではないから、学則および同施行細則が適用されることを念のため明らかにしたものである。

(資 料 10)

東京商船大学学寮規則 (決定) (40. 11. 4)

(趣 旨)

第1条 この規則は学則第29条にもとづく全寮制度としての学寮(付属施設を含む)の管理運営に関する事項について定める。

(学寮の目的)

第2条 学寮の目的は学生の自律と責任にもとづく自治的協同生活を通じて、本学の教育目標の達成に資するにある。

(管理運営の責任および指導)

第3条 学寮の管理運営は学生部長がこれにあたる。

- 2 学寮の管理運営に関する重要な事項については補導委員会に付議する。
- 3 学生業務を行なうために学生係教官をおく。
- 4 補導委員、学生係教官その他学長の依頼するものによる当直をおく。

(在寮の期間)

第4条 学生は学則第29条により入学と同時に入寮し、長期の船舶実習または工場実習開始まで学寮に居住するものとする。ただし、つぎの場合は在寮しないものとする。

- (1) 短期乗船実習の期間
- (2) 休学中の期間
- (3) 学則第23条により退学を命ぜられたときおよび停学の期間

(居室の指示)

第5条 学生の居室については学生部長が指示する。

(物品の貸与)

第6条 全寮制の効果をあげるに必要な物品の一部を貸与する。

(施設・備品の保全)

第7条 施設・備品は大切に使用しなければならない。

故意または過失によってこれを滅失あるいは破損したときは弁償させることがある。

(寄宿料および経費の負担納入)

第8条 学生は所定の寄宿料を納入しなければならない。

- 2 食費は学生の負担とする。
- 3 全寮制の効果をあげるため管理運営上必要な光熱水料および雑費は大学において負担し、その他の経費は大学の定めるところにより学生が負担するものとする。

(災害の防止)

第9条 学生は火災、風水害等の災害の防止につとめなければならない。そのため学生は防火防水部署を寮生自治会規約に定めるものとする。

(健康管理, 病気治療)

第10条 健康管理に必要な健康診断および病気治療については学則施行細則第41条および第42条による。

- 2 健康管理のための食生活の計画, 衛生管理については厚生委員会を設けてこれにあたる。
- 3 食事の調理は大学が行なう。

(寮内規律の維持ならびに寮生活の運営)

第11条 学寮における規律の維持ならびに寮生活の運営は学生が自治的に行なうものとする。

- 2 学生は寮生活の自治的運営のため寮生自治会規約を作り, あらかじめ学生部長の承認を受けるものとする。この規約を変更するときもまたおなじ。

(外 泊)

第12条 学生が外泊を必要とする場合は, あらかじめ寮務委員をへて学生部長に届け出るものとする。

(懇談会)

第13条 学寮の円滑な運営を期するため, 学生部長は必要に応じ, 補導委員と学生との懇談会をひらくことができる。

(その他)

第14条 この規則に定める以外の事項については、学則および同施行細則の定めるところによる。

(資料 11)

教授会 声 明 書 (案)

大学の教育、研究に関する重要事項の決定は、本来、教授会の任務であり、学寮規則の制定も他の学内諸規則の制定と同様に、教授会事項である。教授会は本学学寮規則が学生の生活と自治とに密接な関係のあることを重視し、今日まで慎重審議を継続してきた。

しかし、諸般の事情を考慮した結果、この10年来の懸案たる学寮規則を、今日別紙のように制定した。

教授会は、この学寮規則によって、学寮の管理運営の変革を意図するものでなく、この規則には従来の慣行と学生の希望とが尊重されており、今後もそれらは充分尊重されるであろうことを確認する。

昭和40年11月4日(夜)

東京商船大学 教授会

(資料 12)

教授会 声 明 書

教授会は学生の自治と生活を重視し、慎重に審議した結果、11月4日、学寮規則を制定し、同時に教授会声明を発表した。

これは学生自治の限界に対する教授会と学生との見解に相違があり、話し合いによる妥結見通しが失なわれた結果である。学生諸君がこれを不満として授業放棄の挙にでたことは極めて遺憾である。

教育活動は教師と学生の相互信頼にもとづく秩序のもとで、行なわれるものであるから、早急にこの回復をはからねばならない。学生諸君は教授会のこの意向を了解し、すみやかに平常の勉学に復帰することを望む。しかしながら学園の平和と秩序を乱す行動に対しては、教授会は、学則にもとづいて処置せざるを得ないことを声明する。

学生諸君の良識に期待する。

昭和41年11月8日

東京商船大学 教授会

(資料 13)

学生の要求8項目に対する11月9日教授会の決定

次のように回答する。この回答は文書をもって行なう。

1. 寮則の撤回はできない。ただし、その運用については、話し合いの用意がある。
2. 3. すでに新寮入寮の際回答したとおり、寮経費負担軽減に向けて最善の努力をする。
4. 確約書の精神は尊重した。
5. いわゆる、24時間教育は決して行なわない。
6. 第49条の問題については検討中である。
7. 早急に平常の状態に戻る場合は、3年生の試験については考慮する。
8. 2年生の船舶実習については、すみやかに善処をのぞむ。

(資料 14)

教授会への回答に対する要求

第1項目に関しては、我々寮生はあくまでも白紙撤回を要求し、それがなされたのちにおいてのみ寮則に関する話し合いに応ずる。

- 第2・3項目に関しては 新寮寮費の見返りと、負担区分の問題に関しては何ら具体案は出されていない。その具体案を示せ。  
それが出来ないならその理由を明らかにせよ。
- 第4項目に関しては 学長がいかに確約を守って来たのかを文書をもって示してもらいたい。
- 第5項目に関しては 学校当局は回答書にある、いわゆる24時間教育という言葉の内容を具体的に文書をもって示してもらいたい。
- 第6項目に関しては 学則施行細則第49条に関しては早急に検討し、我々に解答を示せ。  
我々は第49条に関してはあくまで撤廃を要求する。  
第49条に関しては検討中である現在、絶対に行使しないように要求する。
- 第7項目に関しては 3年生の試験に関しては我々の要求が満たされない限り拒否する。
- 第8項目に関しては 2年生の船舶実習に関しては、我々の要求が満たされないかぎり拒否する。

1965年11月9日

寮生学生会

## (資料 15)

### 保証人宛書簡

拜啓 秋冷の候益々御清適大慶の御事に存じ上げます。

さて、まことに申訳なきことながら、本学学寮規則の制定に関し、去る11月5日から全学生ストライキに突入いたし、現在正常な授業や試験が行なわれない状態になっております。殊に2学年の乗船実習は、11月10日からになっておりますが、大部分の2学年生が乗船を拒否しておりますので、それらの学生は卒業の要件を満たし得ず、来年も再来年も、航海訓練所の船腹・予算その他の関係で代換乗船の機会がなく、学生の将来のためにまことに憂慮に堪えません。もちろん、全学生に対してはあらゆる方法で極力説得に努めましたが、今日只今までのところまだはっきりした効果が見えません。

そもそも、この度の学寮規則は、長年本学が教育上の見地から実行してきた全寮制（全員が学寮に居住する制度）の建前を維持し、学生の負担をなるべく軽くし、かつ快適な勉学や居住の場を提供したいという、本学の念願に発するものであります。

そしてその内容は長い間の慣行として既に定着し、かつ現在実行されていることを骨子として、それに国や学生の負担区分に関する若干の事務的条項を加えたものであります。

しかしながら、学生側は他の国立大学生にも見られるように、不当な文教政策に則る反動学寮規則であるとし、その白紙撤回、24時間教育反対（昔の軍隊的な教育を指す）その他6項目の要求を掲げて強く反発し、11月5日から全学生ストに突入いたしました。

もちろん、教授会の代表は学生の代表と、7月以来休暇中を含めて10数度も話し合いを続け、24時間教育など考えていないこと、従来からの自治を尊重し、話し合いの上で運営することなど、説明これ努めましたが、学生代表はどうしても了解してくれない面がありました。

申すまでもなく、学則にもとづいて学寮規則を制定することは、他の学内諸規則の制定と同様に教授会の任務であります。そしてそれは大学自治の建前から当然のことと存じます。しかし寮則は学生の自治や生活に密接な関係がありますので、学生との十分な理解と相互信頼にもとづいて制定したいとの配慮から、学生との話し合いをもった次第であります。前述の通り十分な理解を得られませんでした。

しかし、このまま推移しますと、来年度以降の学生の負担防止のための予算も、新しい学寮建設のための予算もすべてを失ない、学生のためにも、大学のためにも不得策であると存じ、11月4日の教授会で絶対多数の賛成のもとに学寮規則を決定した次第であります。

這般の事情は夏期休暇中、2回に亘って学生部長および小職から保証人と学生に対し手紙を差し上げておきましたので、ほぼご了解いただけていることと存じます。

しかしながら、大切なご子弟をお預りしておりながら、このような事態を招きましたことは、全く私の不徳の致すところで、まことに申訳なく衷心からお詫び申し上げます。同時に事情のあらましを御報告申し上げ御賢察を願う次第であります。

昭和 40 年 11 月 10 日

東京商船大学長 浅井 栄 資

保 証 人 各 位

(資 料 16)

学 生 諸 君 に 告 ぐ

本年7月以来、諸君との約束にもとづき、教授会代表と学生代表との間に、学寮規則について熱心な懇談を続けてきたが、全寮制でゆくこと、学生の負担を増さないよう努力することの2点では、意見の一致を見たが、規則の中の一部については、遺憾ながら意見の一致を見るに至らなかった。

しかし、(予算の要求については、もはや最終の段階を迎えた今日)このまま推移することは、学生のためにも大学のためにも決して得策でないと思うので、この上は、本学教授会の決定に俟つことはやむを得ないことと考える。

については、学生諸君もこの事情を了解し、慎重かつ冷静な態度で大学の処置に協力されんことを望む。

昭和 40 年 11 月 日

学 長

(資 料 17)

保 証 人 宛 書 簡

拝啓 其の後益々御清栄の事と存じます。

去る10日付にて御報告申し上げました事項については御諒承を得たことと思っておりますが、其の後本日に至るまで遺憾ながらスト解決の曙光を見るに至っておりません。教授会としましては「ストを止め平常の状態にもどれば、相互の理解を深めるための説明をしよう」と提案しておりますが、学生側は「スト状態のままでの団体交渉」を提案し、互に対峙をつづけております。その間教官は各個の学生の説得に当たる等あらゆる可能な手段を講じておりますが、ストがこのまま更に持続いたしますと、学生の将来のために甚だ困難な事態が起ってまいりますので、予め御連絡し御諒解を戴き度いと思ひます。

すなわち、このような事態が続きますと、各学年とも単位不足等のため、卒業の延期、或は卒業不能ということも起りかねない情勢に立ちいたることも予想されます。

教授会としてもすでに起りました乗船拒否、試験拒否等については、教育的に可能な限り善処したいと考えておりますが、スト解決が遅れば遅れるほどこの処置にも限度があることを御了解願いたいと存じます。

このたび制定しました学寮規則は国家社会に対する大学側の責任の所在を明らかにしたもので教授会としては学生の要求しております「寮則の白紙撤回」は、現時点では全く考慮の余地はないのであります。

以上の大学の方針も御承知いただきまして、御諒承下さいますよう御願ひ申し上げます。

昭和 40 年 11 月 19 日

東京商船大学長 浅井 栄 資

保 証 人 各 位

(資 料 18)

寮生学生大会に対する教授会よりの回答書 (1965年11月9日)

1. 寮則の白紙撤回は行なわない。

(本寮則は本学が独自に決定したもので、外部の圧力等によって変更しない)

寮則の運用(管理・運営の範囲等寮則の適用実施上の問題)については懇談会(13条)において話し合う。

2. 寮経費負担区分については、軽減に向って最善の努力をする。この目的を達成するためにも本寮則が必要である少なくとも現状を維持できるよりどころをこの寮則によって示していると考え。但し、たとえこの寮則によって十分な予算が得られないことがあっても寮則はそのために変更せず、予算を認めさせるように働きかける。

3. 新寮入居にもなる寮費の増大については、見返りを具体化することは出来ない。但し、寮の設備等について十分な配慮が払われていると考えている。
4. 確約書については、教授会は学長の声明（合意に達するよう努力する）にもとづいて、十分その精神は尊重した。学長はそのこと（合意に達し得なかったこと）について道義的責任を十分感じて居られる。
5. 旧高等商船時代のように24時間学生を拘束するような教育は絶対に復活しない。本寮則にもとづいて行なう。  
（1項の運用の内容によってそのことは裏付けされると考える）
6. 49条の内容はどの大学の学則にも必ず盛り込まれているものであって、不当なものではない。したがって現段階では本条の撤廃は考えていない。  
表現の問題について検討中である。  
（本条の妥当性について更に研究を重ねる）
7. 試験放棄の処理については、スト解除後に、学則にもとづいて、可能なかぎり教育的配慮をし考慮する。
8. 乗船拒否の処理についても、スト解除後に、学則にもとづいて、最善の努力をする。しかし本問題は本学のみでは解決出来ないもので、その結果はわからない。  
（現時点では本年、来年は不能、明後年以後もわからないという航海訓練所の返事がある）

### （資 料 19）

#### 学生からのスト解決条件

1. 寮運営における現行の状態の簡条書を学生が作成し、それを教授会が認める事。
1. 現行の寮生自治規約を寮生が改正し、これを教授会が認める事を確約する事。
1. 寮則についての議定書を作成し教授会がこれを認める事。
1. 2年生の乗船拒否の事後処理については、2年生の満足がいくように善処する事。
1. 3年生の試験拒否の事後処理については、3年生の満足のいくよう善処する事。
1. 1年生、4年生の授業放棄、その他の事後処理に関して善処する事。
1. 寮則については、教授会において再検討する事。
1. 処分者は絶対に出さない事。  
ストを解く条件として右要求します。

寮則問題中央闘争委員会

1965年11月25日

### （資 料 20）

11月25日付学生よりの要望書に対し、  
25日スト解決を条件とする回答書

1. 学寮生活の現状の簡条書を作製し、相互確認のうえ教授会で認める。
2. 寮則について議定書を作製し教授会で認める。
3. 寮則を教授会で検討する。
4. 2年生の乗船拒否の爾後処理については善処する。目下航海訓練所で研究中である。
5. 3年生の試験拒否の爾後処理については善処する。
6. 処分については出来るだけ寛大な処理になるよう配慮する。

### （資 料 21）

#### 保証人宛書簡

拝啓 保証人各位に大変ご心配をおかけしました本学学生の授業放棄は、お蔭をもって11月26日ようやく平常の状態に復しました。これも保証人各位の深き御配慮によるところと存じ、厚く御礼申し上げます。

2学年次の乗船実習については、出来るだけ早い機会に代替乗船のできるよう、航海訓練所と極力交渉中でありまして、同所においても理解をもって熱心に検討中でありますので、遠からぬ将来その希望の達せられる望みのもてる方向に進みつつあります。

また、その他の各学年次の勉強および単位取得などについては、学内においてあらゆる方法をもって、教育的配慮により善処いたす所存であります。

この3週間の出来ごとは、まことに遺憾なことでありましたが、この上は一層学生との相互理解と信頼のもとに、よりよき学園の建設に努力いたしたいと存じますので、保証人各位におかれましても、この上ともよろしくご支援ご協力下さるようお願い申し上げます。

まずは右ご報告申し上げるとともに、これまでのご配慮に対して重ねて厚く御礼申し上げます。 敬 具  
昭和40年11月30日

東京商船大学長 浅井 栄 資

保証人各位 殿

(資 料 22)

告

授業放棄に参加した学生全員に対して戒告する。

学寮規則制定に関して、学生諸君がこれを不満として、3週間におよぶ授業放棄の挙にでたことは極めて遺憾である。

諸君が学業を放棄することは、とりもなおさず研究と教育を自ら拒否することであり、これは大学の本分を破壊する結果になることを冷静に考えてもらいたい。しかしながら教授会では、このような事態にまで立ち至った経緯を十分に検討し、さらに保証人等の要請をも考慮した上、最終的には学長の責任のもとに教育的配慮をして、前記のように戒告することにした。

学生諸君もこのことをよく理解し、今後この種の不幸な事態が再発せぬよう良識をもって慎重に行動することを切望する。

昭和40年12月22日

東京商船大学長

(資 料 23)

左記のと通りの戒告が12月20日の教授会で決定  
し学内に掲示したので実習生諸君に通知する

告

授業放棄に参加した学生に対して戒告する。

このたびの学寮規則制定に関して、学生諸君がこれを不満として、3週間におよぶ授業放棄の挙にでたことは極めて遺憾である。

諸君が授業を放棄することは、とりもなおさず研究と教育を自ら拒否することであり、これは学生の本分にもとる重大な行為である。

しかしながら教授会においてこれまでの経緯を十分に検討し、教育的配慮をした結果前記のように戒告することにした。

学生諸君はこのことをよく理解し、今後再びこのような事態にいたらぬよう良識をもって慎重に行動することを切望する。

昭和40年12月20日

学 長



## 6. 学寮規程の制定について —学生諸君に告げる—

滋 賀 大 学  
(41. 2. 8)

現在制定の過程にある学寮規程について、大学側は、両学部の自治会ならびに寮自治会の諸君としばしば会合をもち、立案趣旨の説明を行ない、またこれら諸君の意見を聴取して採るべきものを採り入れてきたが、なお納得を得ることのできない幾つかの点がある。このまま推移すると、思いがけぬ誤解を生ずる憂いもあるので、ここに大学側としての見解を開陳し、学生諸君との間に意思の疏通をはかりたいと思う。

### 1. 学寮規程の制定の経過について

学生諸君のなかには、現時点において学寮規程を制定する必要がないと考える者があるやに見受けられる。

しかし本学が学寮規程を制定する方針を決定したのについては、老朽化の極に達した学芸学部の寮を新築する焦眉の急に迫られたという特別の事情がある。

この新築計画は前の学長を始め当路者の努力によって進められたが、その際文部省は、管理運営の責任体制の整った大学から、逐次学寮予算を認める方針のように推測された。この観点から本学の現行寄宿舎規程を検討すると、管理運営の責任者が明示されておらず、費用の負担区分の規定も欠けているなど、不備をまぬがれなかった。そこで昭和39年8月7日の評議会において、新たな学寮規程制定の方針を決定し、その後の折衝の結果、ようやく昭和40年の初めに、6,500万円余りの予算が計上される見通しがつくに至ったのである。

学生諸君のなかには、文部省案を参考にしているという理由から、学寮規程の制定を目して大学自治の放棄と説く者もあるが、今日の大学の自治は、研究および教育の自由を外部から侵犯されることがないようにするための制度的保障と考えられるのであり、その本質は、研究および教育の内容や主要人事が教員もしくは教員の組織たる教授会・評議会によって自主的に決定されるところにある。この意味の大学自治は今後の学寮規程の制定によって少しも侵されることはない。

要するに、現に進行しつつある学寮規程の制定は、昭和29年8月に大学が決定したことの実施にほかならない。

### 2. 規程案の内容について

草案の内容について学生諸君が問題視している主要な点に説明を加えたい。

#### (1) 学寮委員会について

学寮の管理運営に関する終局の責任者は学長であるが、草案は当面の責任者として各学部長を挙げている。この点は実質的に従来と全く同様である。ただ草案は、各学部長による管理運営を、全学的に総括、統一された基本方針の下におくために、学寮に関する基本的事項を審議するものとして学寮委員会を置くこととしている。

学生諸君のなかには、この機関を通じて学寮の自治が侵されることを心配する者があるが、その構成メンバーは、両学部長、学生部長、両学部教官各3名であり、その心配はない。構成メンバーに寮生代表を参加せしめよという学生諸君の要求は、この委員会が大学側の管理運営の責任を果たすためのものであるのに鑑み、容れることはできない。寮生代表は、この委員会とは別に、各学部の寮ごとに設けられる筈の

学寮協議会の構成メンバーとされるであろう。

学寮委員会の審議事項として考え得る若干の例を挙げれば、入寮選考の基準、火災・盗難・伝染病等の事故防止対策、施設・設備に関する計画などがある。

学生諸君のなかには、この委員会を別に設ける必要はなく、既存の補導協議会で十分であると主張する者もあるが、補導協議会は両学部長をそのメンバー中に加えておらず、かつ学生部長の諮問機関たる性格をもつため、学寮の基本的事項を審議する機関としては不適當であると考えられる。

#### (d) 入寮の選考および許可について

管理運営の責任者たる学部長が入寮の許可権をもつことについては、概ね異論がないが、学生諸君は入寮の選考権を全面的に寮生に与えよと主張する。しかし、入寮の許可と同様に、入寮を許可せらるべき者を選考することも、管理運営の責任者の職務とせられねばならない。

もっとも、本学においては、入寮の選考について古くからの慣行がある。この慣行は、新学寮規程の実際の運用にあたっては、十分に尊重されなければならない。

#### (e) 入寮許可の期間について

草案は、入寮許可の期間を当該年度限りとする。学生諸君はこの条項の廃止を主張するが、これは現行寄宿舍規程にもあるもので、本学の特殊な事情に基づく。即ち学寮の収容定員がきわめて少く、また適当な下宿を見つけにくい状況の下において、事情不案内な新入生に学寮の利用をゆずるといふ麗わしい気風が長い伝統として存続しており、これにより遠隔地から来る新入生の大部分が温かく学寮に迎えられ、顕著な成果をあげているのである。

将来、学寮の収容定員を増すことができるようになれば、また新たに考えられることになるろう。

#### (f) 自治規約について

草案は、寮生が、学寮生活を自主的に規律するため、自治規約を制定するものとし、その制定および改正については、管理運営の責任者たる学部長の承認を要するものとしている。学生諸君はこの制度によって学部長が寮の自治を侵犯するおそれがあると主張する。

しかし、本来、学寮の自治は、大学が寮を設置した教育目的に合致するとしてこれを認めたものである。従って自治規約の内容に不適當なものがあれば、管理運営の責任上、大学側としてこれを放置することは出来ない。自治規約の制定および改正についての学部長の承認の制度は、このような趣旨のものである。

学寮の自治について、学生諸君の一部には「完全自治」を主張するものがある。その意味は必ずしも明白ではないが、大学側の規律を全面的に排除した上での自治というのであれば、公の営造物たる学寮について、そういうものが成立しないことは明らかである。例えば学寮内において静かに学問の研究にいそしむことが出来ない状況があるとすれば、大学側としては、その原因をつきとめ、改善の方策を講じなければならないのである。

本学は、教育的見地から、寮生諸君の自治による共同生活の意義を高く評価し、大いにこれを尊重するものであって、自治規約の承認の制度も、決して自治を圧迫する趣旨に在るものではない。

#### (g) 光熱水料等経費の負担について

草案は、私生活に必要な光熱水料等の経費を寮生の負担とするが、学生諸君はこれに反対の意向を示している。寮生諸君の経済的負担が、可能な限り軽減されるよう配慮することは、大学としても当然なすべ

きことであるが、しかし学生諸君が自宅・下宿・学寮のいずれにあるを問わず、私生活に要した光熱水料等が個人負担であるべきことは当然の事理であろう。

#### (4) 寄宿料について

草案では、鉄筋コンクリートの寮については寄宿料を月額 300 円としている。学生諸君の一部にはこれに反対の意見もあるが、これは全国立大学一律であって、本学だけが値下げできるわけのものではない。

### 3. む す び

以上で意見の不一致な点についての大学側の見解を説明した。学生諸君は、意見の不一致を理由に、学寮規程の制定を 4 月以降に延期することを要求している。

しかし学芸学部の学寮の竣工は 3 月末と予定されており、4 月早々には、使用を開始し、新入生を収容しなければならない。それ故に、本学としては、学寮の管理運営の責任体制の確立を急がざるをえない。

大学当局としては、本学評議会が新学寮規程を制定する最後の段階まで、学生諸君に説明をつづけ、意見の一致をみる望みを捨てない心構えであり、この文書もその趣旨にいでるものであるが、早急に制定する必要がある事情をも十分諒解してほしいと切望する次第である。

昭和41年2月8日

滋賀大学長 三輪 健 司

## 7. 学寮規則制定反対闘争について

鳥 取 大 学  
(40. 12. 10)

### 問題の概要と経過

本学においては、昭和40年度に湖山の統合地区に収容定員 200 人の男子寮が建設されることとなった。この学寮は、従来の学部寮を廃止し、そのかわりに統合地に建設する全学部学生対象の統合寮であった。そのため大学において学寮規則の制定について着々と検討を重ねた。

4月21日、大学は学生代表に対して学寮規則(案)を提示した。主として寮生により構成されていた学生代表達は激しい語調で抵抗を示した。「学寮規則などは見なくても判っている、どうせ文部省の示した参考案のひき写しに違いない。」というのが学生の意見であった。しかし説得の結果、学生側は、ようやくこの(案)を持ち帰ることを了承した。

5月に入り学生側は各自治会、学寮、新聞部等を包含して「学生団体連絡会議」を結成し、学寮規則問題をはじめ統合移転に伴い発生する諸問題に取り組む姿勢を明確にした。

一方大学としても補導協議会の中に学寮、会館、部室の3つの専門部会を設置し本格的にこれらの諸問題を検討する態勢をととのえた。

5月中旬頃から掲示による学生側の情宣活動が急に活発となり、6月15日には「統合移転に伴う諸問題」

についての全学集会在計画された。この日、鳥取地区全学生の半数を越す700人～800人の学生が集会に加わった。集会に対しては、他大学、各サークル等から激励文が寄せられ、一応この集会は成功したもののようであった。集会終了後、約200人近くの学生が、本部前に集合して、大学当局に対する要求事項のシュプレヒコールがなされ、いわゆる「団交団」なるものが学生部に面会を求めて来た。

中心問題は「学寮規則問題」であったが、その他運動場、部室、会館等の建設見通しについての質問が集中された。大学としては、この集会の際に提示された要求書についてどのような回答をするかを検討した結果、7月7日に学長自らが説明会を開催した。この席で約80人程度の学生に対し、統合移転に臨む大学の態度を説明し、学生の要求事項を十分に検討し、善処する態度を明確にしたのである。このような学長自身による説明は、一般学生の理解と協力を得るという面において成功をおさめたものと思われる。しかし、学寮規則制定の問題は依然として残っていた。6月以降、学生側は、学生部との話し合いを避けて、教官である補導委員のみとの会合を持ち、なんとか規則を骨抜きにしようとする動きが見られるようになってきた。7月、8月の夏休み期間中、補導協議会は専門部会を数回にわたり開催し、学寮、会館の規則を練り直した。一方統合地は7月16日に工事の地鎮祭が行なわれ、41年8月には移転完了することが決定されていたのである。

9月始めに、補導協議会は、学寮、会館の両規則案を各キャンパスごとの学生に対して説明をし、少なくとも学寮規則は、10月初旬には決定するという方針をたてた。その方針に沿って各学部において規則の説明会が開かれた。特に米子地区の医学部は次年度学寮建設が予定されていた関係もあって、補導協議会委員長がのりこんで説明会を開いた。どの会場でも、時間の90%は学寮規則問題に集中した。その間、学生側の主張する問題点は次第に明瞭となってきた。それは次の4項目に集約された。

- (1) 学寮規則は文部省の参考案の引き写しで大学の自治に反するものである。
- (2) 学寮の目的に寮生の経済的負担を軽減する趣旨のことを明記せよ。
- (3) 管理運営の責任者が学生部長であるというのはけしからん、運営権は寮生にある。
- (4) 入寮選考は寮生が行なうことを明記すべきである。これに対し、大学は、次のような説明を行なった。
  - (1) 従来の学部寮に代って、全学一本の学寮を新設するのであるから、規則も全面的に改正されなければならない。この際文部省の参考案は文字通り参考にしたが、本学の自主性は十分に折りこまれている。
  - (2) 学寮の目的は、大学の目的である教育の場として把えることが当然であり、経済的負担軽減は付随的に生ずる効果にすぎない。
  - (3) 学寮の管理運営は、これが国有財産である以上、大学のしかるべき役職員が責任を持つのは当然であり、運営を管理から切り離すことは出来ない相談である。
  - (4) 入寮選考についても、大学施設の使用者決定は当然大学が行なうべきである。

以上の点について議論は平行線をたどっていたが、焦点はだんだんと煮つまり、学寮の管理運営の方針を審議する補導協議会と学生との間の信頼関係にしばられてきた。

10月1日補導協議会は、ほぼ原案どおり学寮規則(案)を承認し、この旨を学長に答申した。

10月中旬、学生の学寮規則に反対する動きは急に活発になった。13日、学長と学生代表の会見が行なわれ、その翌日学長との再度の会見が行なわれたが、その間においてストライキ決行予定という情報も入っ

た。各新聞社はこぞってこの問題を地方版のトップ記事にした。

15日の定例評議会は、諸般の情勢を考慮して、学寮規則を継続審議とした。

10月20日に各学部の学生はそれぞれ大会を開き、スト権を確立し、スト実行の際には全学生による投票を実施することが決議された。

大学当局もこの間、学長、各学部長、評議員、補導委員、学生部等で連日のように会合を開いた。その結果「できることならば処分者は出したくない、そのためには教官全員がこの問題について理解を深め、学生の疑問に対して説明ができるよう努力しよう。」ということが結論となった。

以後各学部とも改めて教授会、懇談会等を開き学寮規則についての理解を深めていった。一方学生代表も学生集会の他に、各学部毎に評議員との会合をもち、あるいは手分けをして教官宅を訪問するなど、種々な手段により学寮規則を撤回させるよう働きかけた。これらの行動は10月末から11月初旬にかけて、根づよく続けられた。

定例評議会は11月19日と決定されていた。学生は、評議会の前々日から当日までの3日間を全学ストライキ実施日とし、その前にストライキの可否について、全学投票を行なうことを表明していた。

大学は各学部が中心となり、いかにストライキが大学の目的に反するかを学生代表に対して説得した。しかし、学生代表はこの説得には応じそうもなかった。

各学部長、補導委員は協議の結果「ストライキは大学における研究、教育の目的に反するものであり許しがたい行為である」旨の告示を各学部毎に掲示した。しかしながら、告示をよそに13日から「ストライキ」に関する投票が始まった。

11月16日、「ストライキ」の全学投票の結果が公表された。投票は投票者の67%が賛成票（在籍者に対しては60%）を投じていた。この日、評議員と学生代表とで学寮規則に関して会合をもち、約1時間30分にわたり話し合いをしたが、平行線をたどり、結局ものわかれとなった。その日の夕刻、ストライキの可否をめぐる学生集会が、約300人の学生が集まり行なわれた。その集会において、「ストライキ」の延期を決めたのは午後7時すぎであった。翌日のビラによれば、「学生の主体的力量の不足のため」と記されていた。一部の学生は、既にバリケードを用意していたようであったが、それは日の目を見なかった。

投票の結果、賛成数が多数を占めたものの結局は延期の線を出ざるを得なかったことについては、いろいろの面が考えられるが、結論的にいえば学寮規則問題を学生の権利闘争と規定した執行部の論調に一般学生がついて行けなかったものと解されると同時に、補導協議会の作った学寮規則案を一致して支持する大学の態度に、学生がつけこむすきがなかったためと考えられる。

11月19日、評議会において学寮規則をおおむね原案のとおり決定したが、学寮管理運営細則案については継続審議とした。なお関係者以外の者に対しては、「継続審議」となったこと以外は一切発表をしないこととした。

12月10日、再度評議会を開催し、継続審議中であった学寮管理運営細則案をほぼ原案どおり承認した。同時に全学生に対し、「学寮規則の制定について」という大学の自治と学生の自治に関する大学の見解と学寮規則の問題点を説明した冊子（資料）を配布することに決定した。この冊子は、全学生に対して配布された。

その後、この闘争活動は、次第にかげをひそめ、新寮しゅん工後の入寮選考等も無事行なわれ今日にいたっている。

要は各学部の教官会議において問題点の十分な理解と討議とを重ねて一致した見解のもとで、学生に対処して説得したことが一般学生の輿論を喚起したことにあると思う。すべての教官が同じ歩調で強く学生に対処することが肝要であり、教官の一部に個人的意見などと称して種々と学生に伝えるところがあり、時には学生に同情迎合するような言辞のあることは敢えて使そうすることに到らぬものとしても、困乱を生ずる大きな原因となっている。

教官が民主主義のなにものかを真に理解することがまず学生の補導上の要諦と信ずるものである。

(資 料)

### 学寮規則の制定について

本学はこのたび学寮規則を制定した。その理由はほかでもない。本学の統合移転方針に関連して、現在の寮にかわり、新たに4学部に通ずる学寮の建設に着手した以上、本学の教育方針にふさわしい管理運営の精神を、規則の上で明らかにすることが、本学としてとらなければならない必要の措置であったからである。

この規則の作成にあたっては、慎重の上にも慎重を期して約10か月を費やした。この間本学は、学生代表の諸君と回を重ねて会合して、規則案の趣旨をくり返し説明した。そしてその希望意見を聞き、本学としてとり入れ得る限りにおいて、これをとり入れるようつとめた。

学生諸君との会合を通じて問題となった個々の事項については、あとで一括して述べることとし、まず、大学の使命である研究と教育とはどのようにして行われるべきであるか、学生の自治とはどのような性質のものであるかという本質的な問題をとり上げて、学生諸君全員の理解に資したい。

学生諸君はしばしば、「学問研究の自由」とか、「真理の探求」とか、「人類の幸福、社会の発展」というようなことばを使う。このことはまさに学生諸君が、大学人の立場に立って物を考えていることを示唆するものである。

そもそも学問研究にあたっては、他の学説や意見に対して謙虚に耳を傾ける必要のあることは、いうまでもないことであるが、しかし基本的には、それぞれの研究において、自己の研究態度を堅持し、その定めた研究方法をためらうことなく駆使していかなければならない。いいかえれば、外部からの干渉や制約を排除する毅然たる態度を必要とする。このような、何ものにもとられることのない心境・立場をさして、研究の自由という。

次に、あらゆる事象の根元に存する理法の正体をつかむための学問上の努力をさして、真理の探求という。その探求も、とられることのない自由な心境・立場からする研究を通じて見きわめられるものである。そして、この把握された真理の応用が適切に行われてはじめて、学問研究は、人類の幸福、社会の発展に寄与することができるのである。

以上、学問研究の自由、真理の探求、人類の幸福と社会の発展という、学生諸君の好んで使うことばの意義をたどって見たが、かくみて来ると、研究の自由の確保が、大学の使命達成の要件であることは自明であろう。そしてこの研究の自由の確保こそが、大学の自治の根幹である。この大学の自治の特色は、研究と教育に関する方針・方途を大学が自ら立てて、これを実施するところにある。

この場合、大学という共同体においては、その方針を明確にするための規則の制定が、何をにおいても必要となってくる。そしてこれを制定するのが、教授会・評議会の責任であり、権限なのである。従って、学寮規則にしても、会館規則にしても、大学が自主的に制定するものである以上、この規則が大学の自治を侵すなどということは、あり得ないことである。

ひるがえって考えるに、このような規則の制定は、大学自らのためであるとともに、国家社会に対する大学の責任を明らかにするゆえんでもある。国家社会は大学の使命の重要性を知るが故に、精神・物質の両面にわたって大学を援助し、また大学の自治を尊重する。従って、大学が自ら行なう研究・教育の大綱を明確にしておくことは、国家社会の負託にこたえる大学の義務でもある。

次に、学生の自治の問題を考えてみたい。

学生諸君も学問研究を志し、これに従うものである以上、各人が研究・受業の自由を主張するのは当然である。ただ、同時に忘れてはならないことは、学生諸君は大学においては、学ぶ立場にあるということである。すなわち、学生諸君は、学問においても人間としても、さらに成熟完成することを目的として、大学に入学したに相違なく、従って教官は、学術研究とともに、このような立場にある学生諸君に、学問上の知識・技術を授け、研究の態度・方法を伝え、かつ、

学生諸君の人格形成を助けることをもって、その責務とするものである。

ここにいう学生の自治も、教官の行なう教育方針の外にあるものではない。いいかえれば、大学は教育上の立場から学生の自治を認めるものである。このことは、いわゆる寮自治についてもいえることである。

それならば大学は、どのような教育的配慮から学生の自治を認めるのであるか。

学問研究は、前にいったように自主自立のとらわれない心境・立場に立って、これを続けることが、不可欠の要件である。その意味において、大学においては、学生諸君は生徒・児童と異なり、授けられる知識・技術を単に受動的に受けるのみでなく、これを自ら学び取ろうとする自主的な精神・態度が要求される。それとともに、学生諸君は将来自治社会の一員として、その先頭に立つことを期待される人たちでもある。従って大学が学生の自治を認めるのは、このような教育的要求に根拠をおくものであって、大学の行なう教育の効果をよりあげるための教育的措置にほかならない。

以上の理由から、学生の自治が、大学の定める方針の範囲で行なわれるべきものであることは明らかである。天賦の人權と同一のものとは考えられない。従って学生自治の名のもとに、大学の方針・規則に反するような行動を企てて、学内を混乱に導くようなことがあってはならない。大学の構内では、その使命とする研究活動・教育活動が、大学の責任において不断に行なわれているのである。従って学園の環境が、これらの活動にふさわしい状態に、絶えず維持されていることを必要とする。その意味から学内の秩序をみだし、ひいては大学の自治を内部からこわすような行為に対して、大学がこれを黙視するわけはあり得ない。このことにつき、本学は学生諸君の大学人としての良識に信をおくものである。

もちろん学生諸君が、本学の立てた方針について、これを批判し意見を述べるのは当然である。本学はそれらの意見を聞くにやぶさかではない。ただ学生諸君に望むことは、本学の行なう研究・教育活動に対しての学生自治の立場からする建設的な発言と協力である。

以上、大学のもつ本質的な問題点の若干をとりあげてみた。これらの問題点は、それぞれ学寮規則制定の趣旨・精神につながるものがあると考ええる。

おわりに、制定された学寮規則の中で、特に学生諸君の理解に資したい諸事項につき、本学の見解を述べることにする。

#### 1. 学寮の目的について

学寮設置について本学の意図するところは、学寮が本学の教育目的にそい得るものでなければならないという点にある。そのためには、勉学に適する環境がつくられ、その環境において、学生個人の社会性の発達、人格の向上が期待せられなければならない。しかし、学生諸君の希望する経済援助という要素も、現在においては考慮を払う必要がある。補導協議会の学寮に関する審議事項にとりあげている。(学寮規則第2条、同管理運営細則第3条参照)

#### 2. 学寮の管理運営について

学生諸君の要望では、学寮の管理運営は、最大限に寮生にまかせられるべきであり、少なくとも運営は寮生が自ら行なうことが必要であるとしている。しかし、学寮においては、管理運営ということは、ここまでする管理、ここまでする運営というように区別できるものではなく、一体のものとしてとらえられねばならない性質のものである。

従って、大学の施設である限り、学寮の管理運営の責任は大学自身が負わなければならない。ただし、このことは学寮における寮生の諸活動を制約することを意味するものではない。本規則において、「学寮における生活は寮生の自治」とすると、明確に条文化しているのは、そのあらわれである。(学寮規則第3条、第8条参照)

#### 3. 学寮の審議機関について

本規則においては、学寮の管理運営に関する方針・方策は、各学部選出の教官によって構成される補導協議会が審議するものとしている。従って、この機関に、寮生が教官と対等の立場で参加することは認められないことである。ただし、寮生の希望意見は、これを十分に聞く用意がある。この趣旨に基づいて、そのような機会を設けることを、条文の上に明示した。(学寮規則第5条、同管理運営細則第3条参照)

#### 4. 入寮選考について

学生諸君は、入寮に際しての選考および許可を、寮生の手で行なうことを主張する。少なくとも選考は寮生の権利であるという。しかし、学寮が大学の施設であり、学寮の管理運営を大学が行なうものである以上、入寮の選考・許可は大学の責任と権限に属する。しかし、選考にあたって寮生の意見を聞くことは、大学と学生との信頼関係に基づく教育的措置である。この選考についての考え方は、現在の学部寮における学部の考え方と、何ら異なるものではない。本規則においては、入寮に際しての選考・許可に関する管理者の責任を、条文の上で明確に表現したにすぎない。従って本規則の制定により、現在の学部寮の入寮選考と全くかわったものになると考えるのは、誤解である。(学寮規則第6条、同管理運営細則第5条参照)

## 5. 退寮処置について

退寮処置は、特定の寮生を対象とするためのものではないかという疑念を抱く者がある。しかし、これは思いすごしである。すなわち、たまたま学寮の管理運営に支障をきたす行為があったとしても、その処置については、補導協議会において、教育的立場から慎重に審議されることを理解すれば、この種の不安は解消するはずである。いわばこの条項は、管理者として最悪の事態に備えてのものであって、この種の規則には不可欠のものである。このことは、現行の学部寮規則を見てもわかることであろう。（学寮規則第12条、同管理運営細則第13条参照）

## 6. 自治規約の承認について

寮生の自治規約は、届出制にすべきであるという声がある。しかし、考えなければならないことは、大学の施設である学寮を長期間にわたって使用する上の規定が、この自治規約の中にもりこまれるはずのものであるということである。すなわち、本来ならば、学寮内における寮生の日常の諸活動でも、大学の施設使用等に関する諸規則の適用をうけ、届出あるいは承認の手続が義務づけられるべきものであるが、自治規約によって、その手続を省略することができるのである。このことを考えれば、自治規約に大学の承認を必要とする根拠が理解されよう。（学寮規則第8条参照）

## 7. 寮生以外の者の宿泊について

この程度のことは、管理者の許可を要せず、寮生の自治にまかせるべきであるという意見がある。しかし、寮生にしても、入寮を許可され、寄宿料を納入して、はじめて学寮施設の使用が認められるのである。従って管理者の許可を得ない寮生以外の者の宿泊は、考えられないことである。（学寮規則第7条、同管理運営細則第9条参照）

## 8. 寄宿料その他の経費について

寄宿料の月額300円は、鉄筋コンクリート建の学寮について、昭和38年4月に文部省令で定められ、以後全国の国立大学において実施されているものである。また光熱水料等、私生活に要する経費の寮生負担に関する条項は、現在学部寮において実施されているものを、そのまま明文化したにすぎない。（学寮規則第10条、同管理運営細則第10条、第11条参照）

昭和40年12月10日

以上

鳥取大学

## 8. 新寮建設と学寮規程改正について 一全学学生に告ぐ一

お茶の水女子大学

(40. 12)

去る9月21日における授業放棄の決議に端を発した学園の不幸なる事件について学長の見解を明らかにし、学生諸君と共通の理解に立って今後学園に再びかかる事件の起る事なきよう、過去の反省と将来への戒慎を望んで、ここに所信を述べたいと思う。

### 1. 新寮建設と学寮規程の改正

今回の事件は戦後工具寮を譲り受けた本学学寮の甚だしい老朽化と危険をさえ孕んだ事態に終止符をうつべく近代的設備を具えた新寮を建設する事に絡んで、戦後制定され現時点に必ずしもふさわしくない不備の点をもつ学寮規程を改正する事によって大学の国有財産管理の責任を明確化しようとする事が、学寮の自治を奪うかの如き誤解を生んだ事から起こったものといえる。

学寮の改築は多年の懸案であって早急にこれを実現すべきである事については（たとえ危険度についてはこれ以上のものもあるなどの意見もあったにしても）何人にも異議のない所であった。



就任以来教授諸君と共に現状を視察した結果は、学寮は一刻もこの儘に放置出来ないとの結論に達した。事実この点について時機を失して風害火災等の不慮の事故が起こった時は、寮生の安全を保証し難く、万一にも人命の毀損等の事があった場合、それは形式的な責任問題を越えた人道上の問題である事を痛感させられたのである。ただ本学学寮の建設は敷地が借地であったために行き悩んでいたが、本年になって当時はたゆまざる努力が実を結びこれを国有財産とする事に成功し、ここにはじめて新寮建設が実施出来るはこびになったのである。

学寮規程については既に前学長以来その改訂が進められていたが、学寮新設に際して管理体制の整ったものから予算化されるという現状に鑑みて、これを急速に進行させて本年度から新寮建設を実行にうつす必要のある事が教授会、評議會を通じて確認された。この事が屢々予算と引換えに規程を改訂してこれによって自治制を侵害する意図があるかの如き疑いを招いたようであるが、それには従来次のような事情のあった事を忘れてはならない。戦後全国国立大学の学寮新設の予算は特に学寮の整備を通じて勉学環境の改善のために設けられたものであるが、かくして新設された寮に寮費の値上り等を理由として数ヵ月入寮を拒むような事態が発生した。現在実施されている僅少な寄宿料をもって新寮を利用出来るということは多大の特典が与えられていると考えられるにも拘らず入寮拒否という非常識な事を敢えてするならば、国民の税金からなる建物の性質上社会からの非難を被ることもあるべく、従って国民に対する責任上そのような事態の起らないような処置が要請された事は、むしろ理の当然であろう。但しその事が寮規程を改正する事によってのみ可能となるとは必ずしも考えられない訳であるが、然し又少くともその点で学寮管理の責任者を明確にする事は当然の処置であるという事も良識あるものの首肯する所であろう。本学の寮が管理上学生部長の下にある事については従来共何人も疑わなかった所であるが、ただそれが当然の事として規程に載せられていなかった事は明らかに規程の不備であって、これを明確にする事は大学の学生補導の責任者は学生部長であるという実状をそのまま成文化する点でも、又大学の責任分担に混乱をふせぐ点からもこれまた少しも疑義のない事であった。もしこの点を不当であるというならば、それは大学の機構構成の根本をわきまえざるものであって、それは現在の大学制度の否定に通じ、良識ある学生のなすべき事ではない。

以上の意味で規程の不備を改め学寮の管理責任者を明らかにする事が、学寮の新設につけて要求されるのは、予算配分の国民に対する責任上なされた事であって、それをただ予算をたてに規程改正を強要するということのみとする事は事態の一面にとらわれて全貌を弁まざる事であると思われる。

## 2. 学寮規程と学寮の自治

規程の改正が学寮の自治を破壊する等の危惧については、規程そのものが明確に自治制を以てする運営を認めている限り、何等根拠のないものである。但し自治を以て寮を運営する事が認められるのは、決してそれが当然の権利として学生に与えられ、学生は寮の運営権をもつという如きものではなくて、あくまでも成人として自己の生活は自らこれを律して行くという将来の為めの準備段階として、学寮の共同生活においてそれが試みらるべく、又これ迄の実績上本学学生は充分自治に堪え得る能力と資格をもつと考えて委ねられたものであり、従ってあくまでも教育的見地においてである。もしこれを運営権をもつというように、厳密にとればそれは大学の中に学寮という治外法権的な部分の存在を認める事であって、これまた現在の大学の機構上あり得べき事ではない。学寮の管理運営はあくまでも大学の行使すべきものであ

て、法的にも社会的にも学生は管理運営の責任者となる地位を認められているものではないのである。例えば学寮に疫病火災等の発生した時、それは学生個人の不衛生不注意に責任があるばかりでなく、又自治寮の委員長の運営にも責任がある場合もあろうが、それは個人の道義上の責任か、自治を以て運営する事を委ねられた上で生ずる責任であって、法的社会的責任はあくまで当面の管理責任者たる学生部長、最終的には学長の外はない。従って寮の完全自治というような事が寮の学生による治外法権的管理運営という意味ならば、それは道理上成り立たない事と言って憚らない。然しながら自治を委ね得るという事はそれだけの能力も実績もあるからであって、従ってその限り理由なくして自治制の廃止等のある筈もなく、又従来の自治の慣行を尊重する事も当然の事である。それは従来もそうであったし、今後もそうなのであり、それが授業放棄によって始めて守られたというようなものでなく、新規程の制定の時からそう考えられていたのである。但しその事は現在の寮の自治的運営が何等の欠点なく理想的なものであるという意味ではないのであって、寮の運営の見状で改善すべきものも多々あるべく、その方向に向って大学も勧告を行なうべく、又寮生も自ら進んで鋭意努力すべきである。

学寮規程の細部については既に学生部長の談話でも明らかにしたところであるからそれを更めて参照されたいが、全体として本学の規程が本学の従来の特色を十分に生かしたものである事は、それを全国の他の大学の規程と対照すれば一目瞭然であると思われる。例えば全体として協議の精神を以て貫ぬかれている事などがそれで、学寮協議会の如きものは他大学の規程に見出し得ないものである。

さて以上の意味で学寮規程の改訂が従来の規程の不備なる点を改める以外に自治制についてこれを阻害する意図がないにも拘らず、その理由を以てその白紙撤回を主張して授業放棄を決議するに到った事は、誠に遺憾といわねばならない。そこに到る事情としては学寮協議会における協議のあり方が問題であると思われる。新規程の原案の作成は寮務委員会に諮問されたのであり、寮務委員会は純粹に寮規程として能う限り理想的なものとしようとして検討し、成案を得たので学生の委員との協議に入り、3月以来20数回の機会をもったのである。然し全体として言える事は、学生の委員は規程の内容の検討にはいる事なくただ改正の手續の是非の論議に終止し、どの点に問題がありどの点に不審があるかを明らかにせず、ただ一方的に規程を拒否するだけであったと思われる事は最も遺憾であった。これでは折角協議会という特色ある制度を持ちながら、その効果を十二分に発揮する事がなかった事で、特に学生の委員の反省を求めたい。その上このように内容的審議を拒否した上で規程の成立は大学の一方的な決定によるものであると非難する如きは、事実を枉げたものと言わざるを得ない。

### 3. 授業放棄と学園の自治

授業放棄の決議については、学生大会開催を承認する際、毎回厳に戒しめている条項に背いた点で甚だ遺憾である。本来議案に対する賛否の決定の手續は、その重大なものについては常に挙手等による事なく無記名投票によるべき事は、民主的な議事手續として当然の事であり、諸君の先輩達はこれを堅持していたにも拘らず、近年の例を見るに殆んど用いられる事がないのは、学生諸君の民主的自治意識の低い事を意味する外なく、もし又意図してそのようにしているならば、それは全く非民主的な議事運営と言わざるを得ない。そのような手續で民主的な決定の行なわれる筈はなく、従って決定そのものに手續上から来る疑義があると言わねばならない。更に授業放棄を厳に戒しめている事も毎回の取交わし文書に明瞭であるが、その重大性について深い認識が欠けているように思われる。そもそも大学の本来の使命は言う迄もな

く学問の研究と教育とにあつて、教授と学生の任務もその推進以外にない。この大学本来の使命の一環である授業は、大学が研究と教育の場である限り、いかなる時も放棄されてはならない。大学の危急存亡の時はそれさえ許されるような説をなすものがあるが、万一そのような特殊な場合を想定するとすれば、それは大学全体が研究と教育という大学本来の使命を守るために一時それを中止せざるを得ないというような場合をいうのであろうが、その場合にもそれは学生の一方的な授業放棄というようなものではあり得ない。もし又授業放棄は大学の処置に対する抗議の手段であるというならば、学園はあくまでも協議の場であつて、集団による力の誘示によって事を決すべき場ではない事を認識する必要がある。その上協議は授業を放棄する事なくして行なわれ得るのみでなく、学生が授業を放棄する事は本来学生として堅示すべき権利と義務とを自ら放棄し、学園の運営を不能に陥れようとするもので学園の秩序を破る最大のものと言わざるを得ない。そのような決議を安易に行ない、決議に基づいてこれを強行しようとして憚らないのは、協議によって事を解決する事を避けて力を以て事を決しようとする事で、学園においてとるべき事ではない。

又その間において一部の学生が集団によって教授会の開催を阻止しようとし、学長に集団を以て面会を強要し、代表に会おうとしても「団交」を強行せんとし、数日後に面会を約しても即刻を主張して譲らず、集団の力で出入を阻止するような事は、同様の力によって事を決しようとする事で、これ又学園においてあるべき事ではない。ただそのいずれもが説得によって解散した事は、そのような事を許容しない一般学生諸君の良識に抗し得なかつたものである。もしあくまでも力を以て事を行なうとなれば、帰する所は又力を以てこれを排する事に終り、それは本来意志の自由な発表と相互の納得という精神的な交流によって成り立つ学園の秩序と平和を破壊し、ひいては大学の本質を失ひ大学の自治そのものをみづから危くするものといえる。更にこの事は学生相互の関係についても言える事で、特に学寮は私生活の行なわれる憩いの場であるのに、個人の生活の自由を圧迫し、自由なる意見を各自が自由に開陳する事を妨げ、これを一方的に行動するよう強制する如き事がもし万一にもあるならば、それも又暴力という外なく、暴力のあるところ各自の自由に基づく自由の気にあふれた然も責任ある学寮は生まれないのである。

更に学生の自治と大学の自治とについては、学生の自治はさきに言う通りあくまでも教育的意味で委ねられたものであつて、大学の自治はそれと同意義でもなければ、それに帰着するものでもない。大学の自治は学問的真理の研究が別の外力によって阻害される事のないようにという大学の自由を守るために認められたものであつて、その他の点では大学も国家社会の一部として国家機構の中にも含まれ国法によって規制されるのは言う迄もない。そして学生の自治はこのような大学の機構の中においてはじめて意味をもつのであつて、その逆ではない。今回の学生の行動によって学生の自治が守られ、それによって大学の自治も守られるとする如きは、両者の自治の本質を弁まえず、両者を混同するものという外はない。然しながら学生が自由に自発的に大学の一員として自己の見解を述べる事は何等支障のないばかりか、徹底すべき事であつて、それが又大学の本来の使命の達成に協力し、大学の自治に寄与するならば、大学にとってこれ以上に悦ばしい事はないといわねばならない。

#### 4. 結 語

これを要するに学生諸君は自治の破壊というような標語によって多分に動かされたようなきらいはないであらうか。そして自治とは何か、真に自治が犯されるのか否か等を充分周到に検討する点に欠けるところのあつたやに見受けられるのは遺憾である。諸君はあくまでも正確な事実を確認し、正確な事実に基づいて

て判断し、単なる危惧や憶測や一方的情報によって行動しないように常に冷静な精神を堅持されるよう今後のために反省されたい。わけても自分のみが真実を知り自分のみが真実を守るもので、自分と異なる意見を抱くものはすべて誤りであり真実を失ったものであるとし、更に国家の施策や方針と一致するものはすべて不当に権威に屈したものであり、これに抗議し反撥する事のみ正義と自由を認めようとする前に、それが単に自分の恣意や思い上りに基づく事がないか、真実を探求し検討しこれを間違いなく把握するに自ら欠ける所がありはしなかったか、他人の意見に真に心をひらき耳をかたむけるのを怠る事がなかったか。良識に従うより気分や感情に左右される事はなかったか、単に権威なるが故に阿諛する事が誤りであると同様、単に権威なるが故に反撥する事も誤りではないか等について深い反省をめぐらす事を切に期待したい。

然しながら大学自体も善意と努力を尽したにも拘らず、なお事態の真実を学生諸君に徹底させる点に欠ける所があったばかりでなく、又全体として大学及び学生の自治の本質や大学の管理運営と自治寮制度等の関係についての教育において必ずしも充分とはいえなかった事は、これ又遺憾であって、そのような点で大学と学生との間に一層意志の疎通すべきインフォメーションの場をひらき、全学の間に何等の心の隔たりもなく、大学本来の使命たる真理の追求と人格の形成の道において信頼と協力を以て推進する事を期したい。そして信頼は相互理解と不可分であるが、相互理解はあくまでも真理の前では謙虚である事を必要不可欠とする事を銘記すべきであり、又協力は協議の場における一致に基づくであろうが、協議の場における一致をもたらすものは良識という事に尽きる事をも銘記すべきである。9月以来の事は学園にとっては不祥な事であったが、然し又それがこのように急速に収拾されて、新寮の設計図についても実施計画についても学生諸君との間に充分の諒解と一致が得られ、着々と工事の実施に向って進みつつある事は、根本において全学の学生諸君が信頼と良識とを失わず、協議の精神を生かそうとした事によるものであるとして欣びに堪えない。ここに学園にかような不幸な事柄の二度と起らないように学園全体が反省と戒慎とを深めて、大学の使命達成のための積極的生産的な努力に一致協力する事を相互に誓いたいと思う。

昭和40年12月

お茶の水女子大学長 藤田健治

## 9. 学寮増築と学寮規則制定問題について

高知大学  
(42. 3. 28)

収容定員60名の女子学生収容能力は、本学の女子学生総数に対し僅少であり、41年度女子学生の入寮希望願出状況を参考までに見ても108名の希望者の内10名の入寮を許可したのが実状である。また女子寮の立地条件から将来付近が住宅となることが予想されるので施工するとしても大型工事は不可能と考えられる。このような事情であるので大学はもとより、女子寮生一同も増築による定員増の必要性を痛感増築計

画について学生部と寮生の間で積極的話し合いを行なった。

しかし、終局的課題として、寮管理運営規則が残り、寮生に対する指導の段階において男子寮新寮建設促進の動きが寮生側に高まり、それとも関連して寮管理運営規則を巡って、県寮連の動きが活発化して来た。そうした中で県寮連の意向が女子寮に浸透するようになり大学側との話し合いに警戒の色を見せ、最終的には「学生部との話し合いの席に県寮連をオブザーバーとして出席させる。」意向を持ち出して来た。学生部としては、「県寮連と大学は関係ない。県寮連を含む話し合いには応じない。」方針を通告した。こうした事情のもとに折角の増築計画がいまだ実現に至らない状態となっている。

## 10. 学寮管理人制度反対闘争について

九州大学  
(41. 6. 27)

### 学寮管理人制度反対闘争の経緯

本学には学部学生のための男子寮が4寮と、女子寮が1寮あるが、いずれも老朽木造建物であるため、まず男子寮を新築することになり、その設計については、大学の原案を寮生に示し、相当長期間にわたって寮生の意見をきいてきた。当初は、寮生側に殆んど反応がなく、大学に一任の形であったが、設計の決定段階になって寮生側から、学寮に管理人を置くことに反対する空気が強くなり、日を追って反対闘争が盛り上って大学と学生との間に数々のトラブルを生じたが、その経緯の概要は、おおむね次のとおりである。

昭和41年5月30日 寮連合自治会から設計案が学生部に提出されたが、それによると大学案にあった玄関横の管理人室はじめ、管理部門が一切抹消されその代りに集会室のスペースが掘げられていた。当然意見が対立し、当日と翌日と2日間にわたり話合ったが原則論のやりとりに終わった。

寮生側の主張は、「管理人は、中教審答申、学寮答申、負担区分通達等に見られる人造り文教政策のあらわれとしての舎監、補導教官、寮母と同性質のもので、建物管理は人間管理につながり、寮自治を侵す恐れがある。学寮は寮生の完全自治により管理運営されるべきであり、大学は必要経費を負担すればよい。」というものである。

大学側の見解は、「建物管理上、職員を配置しなければならない。国有財産の管理責任を学生に負わせることはできない。管理人は建物管理をするもので、寮自治を制約するものではなくむしろ寮生へのサービスにもなる。学生部は正常な寮自治はこれを助成する。」というものである。

6月5日 両者の意見が対立したまま形勢は次第に不穏となり、新寮建設実行委員会、学友会中執、各学部自治会などが管理人制度反対の抗議集会やデモの呼びかけをはじめた。

6月8日 学生部長以下学生部職員が寮に赴き、午後5時半から9時半まで寮生と話合った。寮に事務員

を配し、夜間は宿直を配する方式は寮生の反対が強いので作業員を住込ませて、清掃と建物管理をやらせる方向で話を進めようとしたが寮生側は、「作業員という名目の管理人は一切いらぬ。寮内業務は寮生が人を雇って自治でやる。しかし、その人件費は国費で負担すべきである。」と主張し結局物別れとなった。

6月9日 「学生部の、ひいては文部官僚による新寮における人間管理絶対反対！」というスローガンのもとに、寮生約80名が12時半頃から約1時間、正門内で抗議集会を開きそのあと学内をデモ行進し、学生部職員の制止もきかず本部建物内にマイク、プラカード等を持ったまま突入、学生部長に代表8名が面会して抗議し、その間学生は廊下を占拠して放歌、シュプレヒコールで示威行動をしたあげく午後3時頃引上げた。

6月10日 昨日同様、寮生が正門内の抗議集会にひきつづいてデモに移り、学生部職員のピケを破って本部に侵入したので、学生部長は研究室から急ぎ本部に戻り、学生部長室で学生代表と会おうとしたが、全員が代表と称して職員の制止を押しきって約30名が部屋に乱入した。

6月11日 寮生の要望により寮務委員会を開く前に一応その意見をきき、寮生代表が退席後開かれた寮務委員会では、最終設計決定までには今暫く時間をかけ寮務委員と学生代表ほぼ同数で話し合う機会をもつことになり、又設計決定期限の延期については学生部長が関係方面に接衝することになった。

6月12日 寮務委員と寮生代表とが話し合うという提案は寮生に拒否され、「寮生に寮務委員と話し合いをさせようとするのは学生部の責任転嫁で、学生部は寮務委員の背後にかくれ学生と教官との問題にすりかえようとしている。我々の闘争はあくまで学生部＝文部省との闘いで、この学生部の欺瞞性を弾劾し、これを契機に闘争体制を再編成する」旨の掲示が出された。

学生部長は公務出張し、解決のメドもつかず寮生の運動は次第にもり上りをみせてきた。

6月21日 各寮ごとに学生大会が開かれ、管理人反対闘争の手段として、寮費不払い、座り込み闘争を実施することが決定されその宣言掲示が出された。

6月24日 この日早朝より正門内に天幕を張り、各寮代表約10名が交替で座り込みを始めた。また午後2時頃代表10名が学生部長不在のため次に、座り込み突入宣言書を手交して引上げた。学生部としては、寮自治会の闘争戦術が、掲示、署名、座り込みという一連の経過をたどっていることを考え予想される次の段階（ハンスト）までは、できるだけ刺激をさける方針をとりこの旨学長に報告し、暫時の猶予を願いハンストに入れば入院させることとして経過を静観することとした。

6月25日 帰学した学生部長から寮生代表に対し、「闘争宣言書は受取らない。寮費不払い、座り込み闘争は不穏当で大学の品位を落すものであるから即刻中止してほしい」と勧告した。

6月26日 午前中寮務委員会が開かれ次のような決定がなされた。

- (1) 学生側が話し合いに応じない場合は学生部案で建設計画を進める。
- (2) 管理人の業務内容については寮生と話し合いを続ける。
- (3) 不払い、座り込み闘争については学生部長から再度中止を勧告する。

ところが、ここに厄介な出来事が生じて事態を一層混乱に導いた。それは当日午前11時半頃、女子寮にもよりの派出所の巡査が戸口調査に訪れ、居住管理人の同意を得て寮内に立入り、防犯、痴漢対策の資料として、寮生から帰寮時間、アルバイト先など質問調査をしたことである。これを知った寮連合自

治会、学友会中執等は、警官の不当干渉として派出所へ抗議デモを行なった。

その後、教養部寮生もこれに合流し午後2時頃約60名が学生部長室になだれ込み「女子寮の管理人が警官を寮内に導入したことは、管理人が大学のいう単なる建物管理人ではないことを自ら暴露したものである」と激しく抗議し、午後2時に評議会に出席予定の学生部長は約2時間軟禁状態となった。

午後4時頃やっと評議会に出席して経過報告したあと、午後6時半から学生部長は再び学生との話合いに応じたが約2時間後、過度の疲労から倒れ、かつがれるようにして退席した。その後午後10時半まで話合いは続けられたが相変わらず原則論に終始し、話は進展しなかった。

6月27日 学生部長が病気のため次長が学生約30名と会って話合いを継続したが、学生側は管理人制度反対の学内署名1,467名分を提示し、基本的態度を変えようとしなことが判ったので、次長は「過去数ヵ月を費して新寮建設について諸君と話し合ってきた中で諸君の納得を得られなかったことは極めて残念であるが、もはやこれ以上工期の延長は不可能なのでこの上は大学の方針に基づき学生部の責任において建設計画を進める。

なお、諸君が現在行なっている座り込みは、私達としては寮の第二期計画を申請中であり、その影響するところを考慮して善処されるよう期待する。」と説明した。

これに対して学生側は、「納得したわけではなく、管理人反対運動はあくまで続けるが学生部に押し切られたということを確認した上で、今からでも設計の具体的内容について我々の要望を入れてもらえるか。」と答えたので「それこそ今まで常に期待したところであるから今晚徹夜してでも諸君の希望をできるだけ入れたい。」と答え一旦散会し午後6時半から寮で再開することにした。夜の話合いの結論は次のとおりであった。

- (1) 管理人の居室は玄関横から外側へ移し、隔壁により独立させ、出入口を庭の方へ向けなるべく寮生と隔離させる。
- (2) 管理人の業務内容についてはあらためて話合う。

その他については学生側に異存はなく学生部原案の修正で一応事態は收拾の方向へ大きく転回し、座り込み争いは本日限りで中止するとの回答があった。

以上のような経過をたどって、学寮管理人制度反対闘争も一段落したわけであるが、この運動が表面化して以来、終始学生部がとった基本的態度はあくまで学生との話合いによって問題を解決していこうという姿勢である。例えば学生側からは幾多の揭示、ビラが配布されたがそれに対応する大学側の声明、公示の類は一切用意しなかった。いわゆる文書合戦になることを意識して避けたのである。その代り学生部は毎日のように寮生と話合い、夜も寮へ出かけて行って話し合いの機会をしばしばもった。学生部長はその過労から倒れるまで学生の説得を続けた。

しかし一面、説得期間が長すぎたに反して闘争を長びかせたのではないかとも考えられる。しかし、それはタイミングの問題で学生が寮務委員との話合いを拒否したことは、寮務委員即ち教官を相手に廻すことの不利をさと、むしろ、どうせ要求が通せないのなら、教官に説得されて引下るより当面の敵学生部に押し切られた形をとりたがっているという情勢判断にもとづいてのことである。その意味において、最終決定の申渡しが教官である学生部長からではなく、いわゆる文部官僚である次長によってなされたことは、学生側にとってむしろ、おあつらい向きであったともいえる。しかし、同様のことがもっと早い時

点で強行されておれば学生運動はより激化したかも知れず、やはりこの程度の時間はかける必要があったようである。

しかし、この管理人制度反対闘争は表面的には収まったが、本質的には学生運動の自治権拡大の方針の中で基本的に解決したものでなく、長く尾を引いて今日に至っている。

## 11. 学寮問題（新寮入寮拒否）の経緯とその問題点について

宇都宮大学  
(42. 1. 28)

### 1. 紛争の経過

本学において寮問題が発生する直前には、次の各寮があった。

自律寮 大正10年竣工（木造2階建）

姿川寮 昭和23年購入（木造2階建）

清和寮 昭和25年竣工・女子寮として使用（木造2階建）

志峰寮 第1棟 昭和36年竣工（木造2階建）

第2棟 } 昭和37年竣工（木造2階建）  
第3棟 }

昭和39年、学寮統合整備計画に基づき老朽した姿川寮を廃して志峰寮敷地内に鉄筋建第4棟を建設したが、寮問題はこの時に始まった。鉄筋寮竣工にともない入寮に関して寮生と合議した際、寮生は

- ① 寄宿料 300 円反対
- ② 経費の負担区分反対
- ③ 机・椅子の整備要求

を問題として入寮に難色を示し、これが寮問題の発端となったのである。

この第3点の要求には次の事情があった。

当時本学工学部に昇格されるはずの宇都宮工業短期大学に鉄筋寮があり工学部昇格を予想して工学部寮と仮称され、そこには机・椅子が整備されていたのである。

机・椅子整備の問題はやがて解決したのであるが、続いて起こった第5棟建設ということで第4棟への入寮問題は全く暗礁に乗りあげた。

昭和38年度の第4棟建設事業に引き続き、39年度事業として第5棟の建築が予定されていたのであるが、その設計に関し学生の意見を取り入れることを大学側が諒承していたにもかかわらず、厚生課長の長期入院等のこともあって、結果的には学生側の意見を徴することなしに着工のはこびになり、このことが、いたく学生側を刺激したのである。そして、第4棟への入寮はもちろん第5棟の着工さえ不可能な状態にな



った。

昭和39年11月、学長の交代があり、新学長が全寮生に会って、前学長と学生との間に交された約束を守って将来使用上に不便があれば改修すること。紛争はあくまで話し合いで解決することなどを言明することによって工事着手が可能になった。

ところが、その後に及んで、第5棟建設のために取りこわす必要のある無人の老朽木造寮に一部活動的寮生が、大学側の制止を聞かず、学生を入居せしめ、この建物を拠点として取りこわしの工事を実力をもって妨害するといった事態が生じた。その間にあって、大学側は寮生側との折衝を重ねたが、何等結論を得ず、一部の活動的寮生にはいささかの反省の色もみられなかった。やむをえず、学部教授会、評議会の議を経て、40年3月、6名の寮生を懲戒処分（譴責）に付するとともに、全寮委員の改選と被処分者の退寮を命じた。

この処分を契機として寮生側は処分撤回運動を全学的に展開したが、この運動は発展せず、5月下旬になって第5棟建設問題に端を発した一連の紛争は一応の終息をみた。

この第1次紛争を通じてみると、その様相は全国的に多数の大学に発生した寮または学生会館紛争と軌を一にし条件闘争の形をとっているが、本学独特の事情が介在して、そのことによって学生の闘争意欲がかきたてられ、紛争を深刻化したといえることができるであろう。また、そのような事情があったために、大学側に対する信頼の回復によって、少数の活動的寮生はともかくとして一般寮生は過激な行動に出なかったものと思われる。

第5棟の竣工を待って、大学側は、第4棟、第5棟への入寮を学生側に慫慂したが、それを契機として第2次の紛争が発生した。41年5月23日までの経緯は（資料1および2）に記されているとおりである。第2次紛争の特徴は全国運動として展開されている寮問題に関する紛争の典型的のものといえることができる。

41年5月7日の学生処分は、その厳しさの故に、学生活動家に口実を与え、全学生の心を動揺させ、事態は全学的のものとなって紛争の拡大が懸念されたので、紛争の真相と大学の見解を周知させるために（資料2）の「学寮問題の経緯と大学の見解」なる小冊子を全学生に配布した。

しかし、寮生活動家の抵抗は止まず、6月9日、自律寮寮生大会の決議によってハンガーストライキが決行された。それに対して、即日学生部長からスト中止を呼びかけるとともに前記小冊子を全寮生の父兄に送付した。そして、6月14日、全学講義という名目のもとに、学長自ら全学生に対して呼びかけを行った。その要旨は（資料3）である。当日は評議員、学生部委員、各学部教官の大多数が同席した。

このことに引き続いて学生の中央委員会において処分撤回の要望を主体として、授業放棄の議がおこり、一度は大学側の誠意を認めて、これに関する全学投票を延期したものの結果的に、6月27、28日にスト決行の可否を求める投票が行なわれた。

このことを認めた臨時代議員大会の議決によれば、投票が全学生数の4分の3以上で3分の2以上の得票があるとき提案が採択されることになっていたが、

全学投票の結果は、

学生総数 2,242

投票総数 1,772 (79.0%)

賛成総数 632 (35.7%)

反対総数 1,107 (62.4%)

で、ストは回避された。それと同時に、既述のハンストも中止された。

全学投票の結果の発表された翌日学生部委員会は近日中に学長、全教官出席のもとに学寮問題について説明会を開催する旨を公示し、4日後に説明会が持たれた。第2次紛争は全学投票をピークとして、解決の方向にむかったものといえることができる。

その後紆余曲折を経たが、12月4日自律寮閉鎖、42年1月28日寮問題解決という運びになった。

## 2. 今回の学生運動の特徴

イ 主導権が終始、一部の過激な学生に握られていたこと。

全寮委員会、新聞会等もこれらの学生に主導権を奪われ、中央委員会も漸次その勢力下におかれたといった情勢は、問題を尖鋭化し、深刻化し、普遍化する結果となった。

学生運動の主な分野がこれら学生に壟断されたこと、ことに新聞会がその占有物になったことは、全学の学生に対して少なからぬ影響を与えたものと考えざるを得ない。これに対する大学側の啓蒙活動の活発化は、一般学生に、徐々にではあるが、批判的精神を培い、これら学生に反対するグループに活力を与えた。

ロ 過激学生による一方的、独善的宣伝が、これに同調する学生の期待に反して、一般学生に彼等に対する不信の念を培養したこと。

この一方的独善的性格に対する批判的精神の培養は、大学側の、気長い説得と学生に対する信頼によってのみ可能であった。

## 3. 問題解決の要因

今回の問題解決に当って次の事が有効であったと考えられる。

イ 大学の見解が統一され、大学の姿勢が終始変らなかつたこと。

今回の問題発生以来、多少の曲折はあったが、究極において、学生部委員会、学部教授会、評議会、学長が同一見解のもとに歩調をととのえ、しかも、いささかもその態度をくずさなかつた。たとえば、第2次紛争の際の処分に関して、学生はその撤回に奔命したが、学生部委員会を始めとして前記諸機関はこれを拒否した。

こうしたことは、学生に大学が信念をもって行動していることを会得させ、彼等に反省の端緒を与えたのである。

今回の紛争を通じて、意見調整の上で、評議会および学生部委員会の果たした役割は大きかった。

既存の補導協議会の性格と構成を改めて学生部委員会としたことも全学教官の意見調整に大きな寄与をした。そればかりでなく、学生の指導に積極性と機動性をもち、結果において、大学と学生の意志疎通に少なからぬ貢献をした。

従来補導協議会は各学部設置された学部補導委員会の中から選出された委員と学生部長をもって構成され、その任務は学生の厚生、補導に関する事項と学長の諮問する事項を協議するだけであった。ところが新たに発足した学生部委員会は既存の学部補導委員会に相当する学生指導委員会の全員と学生部長をもって構成され、任務は全学的な学生に関する事項を審議するとともに学生の厚生、指導にあつた

ると改められたのである。

構成の変更によって、従来ややもすればおこりがちであった補導協議会と学部補導委員会、ひいては補導協議会と学部教授会との意見の齟齬を少なからず排除することができた。また任務の変更によって、学生部委員会の活動と責任の範囲が拡大され、委員会の行動と結論が教授会、評議会において高く評価されるようになった。従って、委員と学生との交渉は名実ともに大学対学生のものとなった。

ロ 大学と学生との間の相互信頼をいささかも傷つけないように配慮し、話し合いの姿勢を終始崩さなかったこと。

一部活動的寮生によって「話し合い」が悪用され、大学側の呼びかけに対して、準備未了を口実に交渉の時をいたずらに遷延させられたこともあり、また、大学の話し合いは口先だけと歪曲されたこともあるが、結果的には、一般学生に信頼感と安心感を与え、問題の解決を容易ならしめたものと考えられる。

ハ 学生に対する説得と父兄に対するアピールを忍耐強く、しかも、できるだけ頻繁に行なったこと。

学生に対する説得は、別添資料によっても窺われるように、できるだけ頻繁に行なった。学生部委員はもちろん学長、評議員、教官が、単独に、また、合同して説得にあたった。学長を中心として教官のほとんど全員が全学生に会ったことは、一般学生に問題の核心を理解させるうえに大きく寄与したものと考えられる。学生に対する説得には、直接の話し合いのほかにも告示、公示などを利用したことは別添資料の示すとおりである。

父兄に対するアピールも、できるだけのこととした。(資料2)の「学寮問題の経緯と大学の見解」は広く全学生に配布したばかりでなく、全学生の父兄の許にも送付した。学長の書簡も送付した。

また、処分された学生については、自宅が他県に散在していたが、指導教官が直接訪問して父兄と懇談した。

父兄に対するアピールによって、父兄は問題の実態を認識した。そのあらわれとして積極的に大学に協力した人も少なくない。学生の中には、父兄に対して書簡を出すといったことは、大学の教育者として自己の教育能力の否定であると主張するものもいたが、かかる行為の動機が父兄からの要望であったことを知って、その主張をひるがえし、一般学生も大学の行為に対して不平を申し述べることはなかった。

#### 4. 学生問題に対する反省

今日の学生問題はきわめて根の深いものである。学生として常人をもってしては信じられないような行動に走る要因は広く現代の社会に内蔵されている。

大学人として、その社会にメスを入れ、学生をあるべき姿にもどす、といったことは、木によって魚を求めるのたぐい、といっちは言いすぎかもしれないが、至難のことである。

今回の本学の紛争とその解決にかんがみ言えることは、幼稚園から高等学校までの現代教育をうけ、入試準備に追われて精神的成長の充分でない学生を受け入れた大学として、彼等を正常な大学生に成長させるためには、限りない忍耐と愛情が必要であるということである。

#### 5. 関係資料

(1) 学寮問題の経緯(昭40.3)……………(資料1)

- ② 学寮問題の経緯と大学の見解 (昭41. 5) ..... (資料 2)
- ③ 大学の将来について (昭41. 6) ..... (資料 3)
- ④ 学生諸君につげる (昭41. 6)..... (資料 4)
- ⑤ 父兄宛学長書簡 (昭41. 7) ..... (資料 5)
- ⑥ 全学生に告ぐ (入寮募集) (昭42. 1) ..... (資料 6 および 7)

(資 料 1)

学 寮 問 題 の 経 緯 (昭和40. 3)

(宇都宮大学学生部)

本学は、学寮の統合整備に基き老朽な姿川寮を廃寮し、昭和38年度の事業として、はじめて鉄筋寮を建設した。それは、志峰寮敷内に建てられたもので、従来の木造寮が第1棟から第3棟までであるところから、第4棟(定員76名)と通称されるようになった。

一方、宇都宮工業短期大学においても38年度の事業として鉄筋寮(定員72名(仮称工学部寮)が建てられ、39年4月より寮生を収容したのであるが、この寮には、寮生の勉強用の机・椅子が整備されており、第4棟には整備されていないという整備上の相違があった。

短大寮は、40年度から本学に管理換される見込が大きく、このため管理換された後のアンバランスを重視、第4棟にも早急に机・椅子を整備する必要があると考え、文部省に予算要求を行ったところ、7月初旬に至り予算の示達をみたので、9月初めに整備したのである。

これよりさき、鉄筋寮入寮に関し寮生と話し合いをはじめたのである。この際寮生側で問題とした点は、

1. 寄宿料 300 円
2. 経費負担区分
3. 机・椅子整備

等の事項であった。

机・椅子の整備される9月に、学生を促して入寮を実現させようと考えたのであるが、39年初旬に「第5棟建設問題」が起きた。この問題は、38年度鉄筋寮に引き続き建築される39年度事業にかかる鉄筋寮(第5棟定員104名)の建築にあたり、事前に寮生と協議しなかったことは、寮の自治を侵害するものであるという寮生の意識に基く妨害事件である。

この紛争は次第に全学的に発展したために、鉄筋寮入寮問題は遠のいた形になり、これが解決をみたのは同年11月20日であった。この紛争の過程においても寄宿料300円、経費負担区分等が活発に論議され、条件闘争的色彩が濃厚となったが、この時点における大学の態度は経費負担区分に関しては、あらためて全学的に検討するということであった。

しかしながら、第5棟問題が解決をみる前月の10月に「ゼロ棟取りこわし問題」が起きたのである。

この問題は、第5棟の附帯工事を行なうに当り、障害の旧青年師範学校校舎(通称ゼロ棟)の取りこわしを寮生が大学の制止をきかず、不法に学生を入寮させ実力をもって妨害した事件であった。

この問題も第5棟問題が解決すると同時に活発化し、第5棟問題と同じく次第に全学的に発展し、遂に大学は40年3月11日付で6名の学生に対し懲戒処分(随資)と全寮委員会の改選および退寮命令を公示した。

この処分を契機として、寮生側は全学的に処分撤回運動を展開したが、5月下旬に至り第5棟建設問題に端を発した一連の紛争は一応終息をみたのである。

第5棟建設問題の際、大学としては寮における経費負担区分について再検討する態度を決定した。

この問題はゼロ棟取りこわしのため具体的な展開がおくれていたのであるが、39年2月17日に至り、経費負担区分の事項も含め、寮の問題を全学的に検討する委員会が発足した。(名称: 学生の自治、特に寮問題検討委員会、委員長 T) この委員会の結論は各教授会、評議会でも了承されるとともに、厚生補導の問題は学生部だけに委せることなく全学的に協力しなければならないという態度も了承された。

その後、大学は新たな全寮委員会の発足をみて、鉄筋寮開設について話し合いを呼びかけたが、夏期休業のため寮生は、これに応じない実情にあつた。大学は、鉄筋寮開設について、早急に話し合いをもつべく夏休み終了をまって、9月上旬全寮委員会に対し、具体的な話し合いを求めたが全寮委員会は前期試験終了までは、これに応じない旨回答があ

って、結局、初回の話し合がもたれたのは10月1日になった。

その後も度々話し合いの回を重ねることを要望したが、11月16日までは話し合いに応ぜず当日になつて鉄筋寮開設の問題を暖房費の問題に振替え、この問題の解決をみたのは41年1月27日であった。

鉄筋寮開設については、同年2月1日より3月22日の間、全寮委員会または全寮生と度々話し合いをもつたが、結局使用について円満解決のうえ入寮することを願ひ、特に学長を始め評議員、学生部委員、事務局長その他各学部の教官が多数出席して、全寮生と話し合いをもつたのである。

しかし、当日の話し合いにおいても大学の意志は理解されず、遺憾ながら寮問題は益々発展し41年4月1日以降の「学寮問題の経緯と大学の見解」等小冊子で述べた結果になつたのである。

#### 参 照 (1)

##### 寄宿舎設立及び廃寮年月日

|        |              |       |
|--------|--------------|-------|
| 自律寮    | 大正11年3月6日竣工  | 木造二階建 |
| 清和寮    | 昭和25年3月30日竣工 | 木造二階建 |
| 志峰寮第1棟 | 昭和36年3月14日竣工 | 木造二階建 |
| 第2, 3棟 | 昭和37年3月19日竣工 | 木造二階建 |
| 第4棟    | 昭和39年3月20日竣工 | 鉄筋三階建 |
| 工学部寮   | 昭和39年3月31日竣工 | 鉄筋三階建 |
| 志峰寮第5棟 | 昭和40年3月29日竣工 | 鉄筋三階建 |
| 姿川寮    | 昭和39年9月24日廃寮 | 木造二階建 |

#### 参 照 (2)

宇大厚第14号

昭和40年2月17日

宇都宮大学学生部長

全寮委員長 殿

志峰寮長 殿

##### 志峰寮ゼロ棟より退去について (通告)

志峰寮第5棟建築に伴う渡廊下ならびに附帯工事施行のため志峰寮ゼロ棟の取りこわしを行なわなければならないので、きたる2月28日(日)までに寮生を退去させるよう通告します。

宇大厚第14号

昭和40年2月17日

宇都宮大学学生部長

ゼロ棟居住学生 殿

志峰寮第五棟建築に伴う渡廊下ならびに付帯工事施行のため、志峰寮ゼロ棟の取りこわしを行なわなければならないので、きたる2月28日(日)までに退去するよう通告します。

#### 参 照 (3)

学内公示

宇大学第42号

##### 学生の懲戒について (告)

全寮委員会を中心とする学生が、ゼロ棟取りこわしを阻止し、3月5日学生部長ならびに補導協議員の入棟を妨げ名誉を傷つけた行為は、学則第53条に該当するものであることを認め農学部教授会の議を経て、同条によりそれぞれ次の者を懲戒処分(譴責)にした。

|        |     |
|--------|-----|
| 農業経済学科 | 氏名略 |
| 農業化学科  | "   |

林 学 科            "            "  
 農 業 工 学 科       "            "  
 綜 合 農 学 科       "            "  
 農 学 科            "            "

右公示する。

昭和 40 年 3 月 11 日

宇都宮大学長 大 政 正 隆

参 照 (4)

学 内 公 示

全寮委員会員の改選および退寮命令について (告)

1. このたびの志峰寮ゼロ棟取りこわし妨害行為は、全寮委員会が中心として行動した点にかんがみ、現委員は辞任し新たな委員を選出し、その名簿を提出することを命じた。

|        |     |
|--------|-----|
| 農業経済学科 | 氏名略 |
| 農芸化学科  | "   |
| 林 学 科  | "   |
| 農業工学科  | "   |
| 総合農学科  | "   |
| 農 学 科  | "   |

右公示する。

昭和 40 年 3 月 11 日

宇都宮大学長 大 政 正 隆

参 照 (5)

宇 大 厚 第 30 号

退 寮 命 令

|     |          |        |     |
|-----|----------|--------|-----|
| 各 通 | 農学部 4 年次 | 農業経済学科 | 氏名略 |
| "   | " "      | 農芸化学科  | "   |
| "   | " 3 年次   | 林 学 科  | "   |
| "   | " "      | 農業工学科  | "   |
| "   | " "      | 総合農学科  | "   |
| "   | " 2 年次   | 農 学 科  | "   |

寮内の秩序を乱した科により昭和40年3月31日までに退寮を命ずる。

昭和40年3月11日

宇都宮大学長 大 政 正 隆

参 照 (6)

宇 大 厚 第 30 号

全寮委員会委員の改選について

このたび志峰寮ゼロ棟取りこわし妨害行為は、全寮委員会が中心として行動した点にかんがみ、現委員は辞任し新たに委員を選出し、その名簿の提出を命ずる。

昭和 40 年 3 月 11 日

宇都宮大学長 大 政 正 隆

全寮委員会委員長 殿

## (資料 2)

### 学寮問題の経緯と大学の見解 (昭和41. 5. 30)

宇 都 宮 大 学

#### 1. はじめに

何故にこのようなものを出さねばならないか。寮の問題がこじれている現在、学生側から、さまざまな意見がだされているが、大学側の意志が明らかに理解されていないために思いもかけぬ誤解があったり、不必要な摩擦が起きたりすることをおそれ、あらためて、態度を表明するものである。

#### 2. 大学の自治と学寮の自治について

大学では、その教育の面においては、人類の将来を荷なう人材を育成する自由で創造的な雰囲気を保つために、その研究の面においては、独創的研究培養の目的をもって、あらゆる観点からの追究を可能ならしめるために、既に従来から、自治が認められてきた。このことは洋の東西を問わず、きわめて一般のことであり、広く社会から支持されてきたところである。思うに、学問の自由を守ることは、人類の文化と福祉のために、必要欠くべからざるものであり、それを守るために、大学の自治が認められたと見るべきであろう。

大学の自治を具体的に見れば、その内容において、学部の自治もあり、学生の自治もある。一つの自治体において、その中に、それぞれの分化した自治体のあることは人間の集団においては、かなり一般のことで何ら奇とするに足りない。

そこで、大学の自治を考えると、学部の自治、学生の自治などの相互関係はいかにあるべきであろうか。それぞれの集団の自治が、互に摩擦せず調和がとれたときにははじめて、大学としての全体の自治が完全に守られるものであるということができよう。

自治体の調和はいかにして可能か。それは、相互理解による意志の疎通にある。二つ以上の団体が、それぞれの自治を守るとき、たとえ緊密な関係にあっても、団体相互間に常に完全な思考と行動の一致があるとは、必ずしも考えられない。その各々が調和し共存することは、相互理解による意志の疎通によってのみ、はじめて可能なのである。

別途考えられることは、全体の自治なくして、個の自治なく、個の自治なくして、全体の自治がないということである。そのわけは、自治とは、自らの良識と規律に従って、その集団が行動するというにほかならないからである。

かかる観点にたつて、今日の宇都宮大学の寮問題を見ると、遺憾の点が少なからずある。

寮問題をとりあげるとき、寮の自治とは何か、と、まずそれを反問せずにはいられない。

「学生の自治特に寮問題について」の検討委員会は、昭和40年5月1日、寮の自治について、「この言葉はかなり古くから謳われており、現在大幅の自治の認められているのも事実である。これは寮生の身分、年齢の上から考えて当然のことである。

しかし、自治といっても、国の施設を使用し、国の予算のもとに経営されている今日のような状況下において、寮生側が主張する“完全自治”というようなことはありえない。現に問題となっている入退寮の許可、建築物の造営、管理のごときは、当然、大学当局の行使すべきところである。」という旨の答申をしている。

この委員会の答申は、各教授会において承認されたもので、現在も、なお生きている。

寮の自治といっても、特別な自治があるわけではなく、大学における学生の自治の一環として捉えられるべきものである。サークル活動の自治、自治会等と同質のものである。

寮の自治は寮生の自治であり、寮生の自治は、いうまでもなく、寮生が自らの規律によって生活し行動することである。従って寮の自治は寮生の生活する場においてのみ可能なのである。

新築された別棟への入寮希望者を、一方的に無下に拒否するようなことは、寮の自治の域を逸脱するものである。

大学は、一部寮生諸君のかかる行動が、寮の自治、学生の自治、ひいては大学の自治を内部から破壊することを深く憂慮し、これらの諸君と意志の疎通をはかるべく、話し合いの場を設けて懸命に努力した。しかるに、これらの諸君は、大学側に権力統制の意図があるという一方的見解にたつて、常に話し合いの焦点をはずし、話し合いの時間を徒らに遷延して今日にいたつた。そのために、第4棟は2年、第5棟は1年、空屋としておかれたのである。2年といえば学生諸君の大学在学期間の半ばである。短い期間というわけにはいかない。その間にあって、学費に乏しく入寮を希望する一般の学生諸君は入寮することができず、苦しい生活の中に勉学を続けたのである。

なお、周知のとをり、4月には、新入学生中の入寮希望者を新寮に入寮させるために、最後の話し合いに出向いた学生部委員会の教官諸氏の志峰寮地区立ち入りを再度にわたり実力で阻止するとか、また5月に入っては、新寮の居住を強く希望する新入寮生を強制的に移寮させ、「封鎖」を宣言するなどのことが行なわれた。

これらの行為は、同輩に強権を発動し、その生活に脅威を加えたということで、自らの手で寮の自治を破壊したばかりでなく、学生共通の厚生施設である寮を、私有物化することによって、学生の自治を破壊したものとわがざるを得ない。

宇都宮大学の寮問題は、広く日本全国に知れ、全国の識者の輿論的となっている。このように外からの侮りを受けるとは、学生ばかりでなく、大学の自治能力の軽重を問われていることにほかならない。

一部寮生諸君の無分別な行動が、寮の自治はもちろん、広く、学生の自治、大学の自治を脅かす結果になったことは、まことに遺憾である。

寮生諸君として、大学側の意見の齟齬があれば、それは話し合いによって解決できる。入寮希望者が入寮することとは全く別問題である。寮が寮生で満たされても、話し合いには何ら支障がないはずである。一部寮生の行動は、話し合いを物理的行動におきかえる意図としか思えないのである。

大学は学問の府である。燃える情熱を理性の底に沈め、静かに、しかも、不断に研究し陶冶するところである。

そして、大学人の自治は、話し合いによって、健全に、かつ、強固に育つものである。物理的行動は知性の外である。少なくとも大学の自治に関して行使すべきものではない。

寮生諸君は、このことに深く思いをいたし、自重してもらいたいものである。大学は——諸君の教官は——諸君をあくまで信じている。この変動する社会情勢のさ中において、将来の世界を荷なう青年としての自覚をもって、深く反省することを期待してやまない。

### 3. 寄宿料について

昭和36年4月1日文部省令第9号「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令」（および昭和38年4月1日改正文部省令第13号）「第9条寄宿料の額は、月額100円、昭和34年4月1日以降に新築された寄宿舎で、鉄筋コンクリート造り、またはコンクリートブロック造りのものにあつては、月額300円とする……以下略」と規定されており、本学においても学則（別表）により、寄宿料、鉄筋コンクリート造り、月額300円、木造100円と規定されている。

従って、大学は入寮を許可した者に対し、前記の寄宿料を徴収しなければならないし、また寮生は納入することを、義務づけられているのである。

### 4. 鉄筋寮の経費負担について

鉄筋寮開設にあたっては、寮生の負担をできる限り軽減することを前提として、慎重に検討を重ねた結果、昭和40年10月1日全寮委員会と話し合いをもち、大学の基本的な考え方と、その経費負担の大綱を示した。

その後、この問題に関し大学は再三話し合いをよびかけたが、全寮委員会はそれに応ぜず、第2回の話し合いがもたれたのは11月16日であった。しかし、折角の話し合いも一方的に暖房費の問題に切り替えられてしまった。その後、幾度か話し合いがもたれたので経費負担についても並行して話し合いたいことを要望して来たが、遂に暖房費の問題で終始してしまった。

かくしては新入学生の入寮を目前にして、何ら問題の解決が得られないので、学生部委員会は「鉄筋寮開設に当っての方針」（附録(2)参照）を2月26日、全寮委員会に示したのである。この方針はその後各学部教授会、評議会においてそれぞれ承認された。その中で経費の不足額246,000円は、寮生一人当たり月額志峰寮は110円、工学部寮の90円であり、この不足額を寮生に負担して貰うこととし、電水料金の一部と、食器関係費の一部に、充当する考えを明らかにした。

しかし、その後の話し合いにおいて、寮生の強い要望もあったので、自律寮廃止後の電気料金135,000円を暫定的に従来どおり、大学において負担することを提示し話し合いを続けたのである。

更に大学としては、新寮使用について、円満な解決をはかるためため、4月1日、学長はじめ、評議員、学生部委員、事務局長、その他各学部の教官が多数出席し、全寮生との話し合いをもち、負担区分等について話し合ったが、残念ながら、寮生は大学の誠意に答えなかったのである。

4月28日、新入寮生の要望により、新入寮生を交えた全寮委員会との話し合いをもった際、大学は現状の混乱を収めるため、寮生の負担について、最大限に考慮した額を示す用意をもって臨んだが、大学の要望は全く聞き入れられずに終ってしまった。

そのため、大学の方針を文書によって提示することを約束し、4月30日次記のとおり全寮委員会に通知した。



昭和41年4月30日

学 生 部 長

## 全寮委員長殿

学生部委員会は、新入寮生の要請により、4月28日、全寮委員会との間に行なわれた「話し合い」の結果、次のような結論を得ました。

全寮委員会は「話し合い」の名のもとに、ただ自分達の意志のみを貫こうとし、自分達の論理のみが、唯一絶対であると信じて、他の意見に対して耳を傾ける態度はみられない。

よって、現状の混乱を収めるため大学の方針を次のとおり提示します。

1. 新入寮生の鉄筋寮使用を認めること。
2. 鉄筋寮の寄宿料は300円である。
3. 鉄筋寮開設にあたっての、寮生の負担額は、食器関係費を大学で考慮すれば、一人当月額75円である。ただし、自律寮廃止後の大学負担分（電気料）を暫定的に考慮すれば、一人当月額20円である。
4. 入退寮許可権については、昭和37年6月30日の取扱いどおり行なう。

しかし、全寮委員会は、大学の誠意には、答えるどころか、開封もせず返却してきたのである。

以上の経過からみても大学は寮生の経費負担について、考慮される最大限の努力を重ねてきたのであるから、今後、この方針をかえることはできない。

## 5. 入寮希望者の選考並びに許可について

宇都宮大学寄宿寮に入寮する資格は、宇都宮大学の学生だけである。しかも学生すべてにある。

今日は国民大部分の生活は苦しい。まして子弟に大学教育を受けさせる父兄の負担は容易ではない。従って、生活費の少しでも安からんことを願って入寮を希望するものが多いのも、また当然といわなければならない。そういう状況下において、入寮希望者を選考する場合、きわめて慎重を要するので、本来ならば大学が行なうべきであるが、本学においては、近年選考を寮委員が行ない、許可を大学が行なうのは、正に選考の重要性を認識し、同じ立場にある学生の意見を反映させたいからに外ならない。その選考から入寮許可に至るまでの手続きのうへで、不明瞭な点が出て来たので、昭和37年になり、大学側と寮生との間で話し合い、6月30日双方了解のうへ、次のとおり取りきめを行なった。

○宇宮大学寄宿舎規程第3条の取扱いを次の通り行なう。

1. 入退寮に関しては寮委員が選考し、学生部長に届出て、学生部長はこれを許可する。その手続は次のとおりとする。
2. 公募に関しては、学生部長の名で行ない、入寮願、調書を添えて全寮委員会に提出し、選考基準を明記した書類、入寮願、入寮承認書を学生部長に提出し、学生部長はこれを許可する。

それ以来今日まで色々の経緯があったが、入寮の許可権を、寮委員が持つというようなことはありよう筈もないし、事実なかったのである。

今回入寮選考を大学自ら行なったのは、新入生が入学式に間に合うためには、入寮通知をおそくとも、4月4日までに発送しなくてはならないのにもかかわらず、寮委員が話し合い未了を口実に選考を怠ったのでやむなくとった処置である。

なお、新入生の入寮までの間に、面接選考について再三話し合いをすべく申し入れたのであるが、全寮委員会はそれを拒否した。更に4月11日新入寮生の名簿を全寮委員長及び志峰、清和の各寮長に届け、面接選考について、検討することを申し入れたが、拒否されたのであった。

しかし大学は、正常な状態においては、前述の取扱いどおりに実施して行くことにはかわりはない。

ところが、寮委員会その他の言分によれば、公募権、面接権、選考権といういかめしい権が、寮生側にありというが、○○○権が許可権に対立するものとして、存在するというのが不可解である。勿論、寮生の募集は、学生部長の名において大学側が行なう。

寮自治の運営が軌道にのるならば、現在、多数の学生が入寮を希望している。その時には寮委員の労をわずらわすことになる。しかし最終的決定は大学側にあるのである。それが許可なので、許可とは、めくら印を押すことではない。

何故、そうしなければならないか。寮もまた大学の施設であり、公共建造物としての国有財産管理の責任は、公務員でなくてはならない。学生の身分には、その資格が与えられていないからである。

## 6. おわりに

以上、大学の自治と学寮の自治、寄宿料、鉄筋寮の経費負担、および入寮希望者の選考並びに許可等4項目にわたり、大学の方針と見解を述べた。

大学は危険な老朽建物を取りこわすとともに、校舎の統合整備計画と併せ考慮し、一人でも多くの学生が、快適な学園生活をすごすことを念願して、不燃性の鉄筋寮3棟(250名収容)を建設したのである。

しかるに、学長告示(附録(4)参照)にもあるように、新寮はその快適な設備と環境にもかかわらず、今日に至るまで、2年有余にわたり、何人も入寮できず、空虚な建物として、徒に放置されてきたことは、なんとしても残念なことである。

これを速やかに使用し得るように処置することは、大学として急を要する。

学生部長告示(附録(5)参照)で全寮生に望んだように、新しい寮委員が選ばれ、その寮代表と正常な話し合いをもち、一日も早く危険な老朽寮を廃止し、新寮に入寮を希望している多くの学生諸君の要望にこたえる責務を果たさなければならない。

学生諸君は

世論に静かに耳をかたむけ、冷静に現実をみつめる必要がある。

諸君は、ごく一部の学生にこの現実をまかせてはならない。

大学の立場と方針を、十分理解して、協力されることを切望する。

### 附 録 (I)

### 学 寮 問 題 の 概 要 (4月1日—5月23日)

新寮の問題はかなり以前から継続した問題であり、話し合いをくりかえしくりかえし続けてきたのであるが、ここで昭和41年4月からの概要を記することにした。

4月1日 学長、評議員、学生部委員と全寮生との話し合いが行なわれた。大学側としては、本日の話し合いにより新寮使用について、円満解決のうえ、入寮することを願い、特に学長を初め評議員、学生部委員、事務局長、その他各学部の教授が多数出席した。

話し合いに先だち学長より次のように要望された。

“国の予算で立派な寮が建築されたが、まだ入寮しないので、一般市民からも種々の批判を受け、大学の自治能力をうたがわれている。また、このままで経過すれば、宇都宮大学の自治能力に対し社会から酷しい批判をうけることになる。”

寮は国有財産である。国有財産は国民の税金で建てられたものである。これを1年、2年という長期にわたり空寮にして置く場合は、行政管理庁から注意をうけ、用途変更を必要とすることになるならば、それこそ大学の恥である。私としては折角学生のために建てた寮であるから、是非学生が入寮するようにして貰いたい。そのため、学生部長をして、円満に解決するよう話し合いを実施して来たのである。学生諸君もこの際大学の立場を理解して円満に話し合いをすすめて欲しい。”

席上、負担区分、その他についてさまざまな話し合いがすすめられたが、寮生側は従来の主張を繰り返えずにとどまり、何ら解決への誠意を示さなかったので、大学は寮生の冷静な判断を待つこととし、一旦休憩し、次のことを全寮委員会に申し渡し、本日の話し合いを中止した。

大学側の方針を、一晩考えたうえで明4月2日10時までに学生部長に提出することにした。

- ① 新入寮生の鉄筋寮への入寮をみとめること。
- ② 負担区分については今後なお話し合いをつづける。
- ③ 本日の話し合いの結果については、明4月2日10時までに学生部長のところへ回答すること。

4月2日 全寮委員長外4名が学生部長と会う。

その際、全寮委員会は、学生部長あてに「これからも十分話し合って新寮開設の話し合いがたいうえで、新寮に入寮させる。」という趣旨の見解を示して来た。この見解は、大学としては受け入れることのできる回答ではなかったため、学生部長より4月12日に新入寮生92名を入寮させるが、大学の行為に対し妨害しないことを強く要望した。

4月4日 学生部委員会開催。

4月2日の全寮委員会の回答について検討したが、大学としては受け入れることができないので、新入

生が入学式に間に合うためには、本日入寮許可を発送しなければならないので、止む得ない処置として、新入寮生92名に対し入寮許可書を発送することとした。

- 4月7日 学生部長、厚生課長が就任の挨拶をかねて、志峰寮、清和寮におもむき、寮役員と会って、4月2日の全寮委員の回答は、大学としては認めるわけには行かないので、大学の立場において、4月12日新入寮生を入寮させるから、その際入寮に協力して欲しい。また面接等についても話し合いたいので全寮委員長に伝えて貰いたい旨、申し入れたところ、全寮委員長に伝えるということであった。なお、大学側は新入寮生の名簿をとどけることを約束した。
- 4月9日 全寮委員長外7名、厚生課に沖縄学生のことについて来室したので、学生部長から4月12日の新入寮生の入寮について話し合いを持ちたい旨申し入れたが、拒否された。
- 4月11日 全寮委員長、志峰寮長、清和寮長に電話連絡のうえ、新入寮生92名の名簿をもって厚生係長がおもむいたが、全寮委員長、志峰寮長不在を理由に受領せず、清和寮は一応受領したが、翌日返却してきた。  
全寮委員長より新入生の入寮について次のとおり回答があった。  
“新入生の入寮を撤回しなければ話し合いに応じられない。”
- 4月12日 午後1時入寮を許可した新入寮生92名及び付添いの父兄約20名第四番教室に集合。学生部長より今回大学でとった入寮措置の概要を説明のうえ、各寮に案内しようとしたところ、志峰寮、清和寮正門に全寮委員会を中心とする寮生がビケヤバリケードを張り入寮を妨害する行為がある旨連絡があったので、ただちに学生部委員がそれぞれの寮に行き新入寮生を入寮させるよう説得したが応じなかった。  
その際全寮委員長は文書を学生部長に手渡し、この文書に押印すれば木造寮に仮宿泊させるということであった。（文書の形式は学生部長から全寮委員会あてのもので、その内容は学生部長が大学側の行動の非をみとめ謝罪する云々というものであった。）  
学生部長は、一応その文書を受取って大学に帰り、学長、評議会、学生部委員会の合同会議に出席し報告したが、再度説得すべきであるとのことであったので、再び学生部委員がおもむき説得をこころみだが、これにも応じなかった。なおこのときさきの文書は全寮委員長にかえした。  
大学は、これ以上の混乱をさけるため、止むを得ず市内に知人があるもの以外は、男子新入寮生及び付添いの父兄を間々田の天理教会に、女子学生は工学部のクラブハウスに宿泊させた。
- 4月13日 入学式に参加する新入寮生に対し、全寮委員会は、大学の意志に反し、全寮委員会独自の入寮受付を開始したので、学長の命により学生部長が中止を申し入れた。  
入学式終了後、新入寮生を四番教室に集合させ、厚生課長より事情を説明、午後2時に再び集合するよう指示して退室したのち、全寮委員会と新入寮生および父兄が会合をもち、午後2時30分学生部委員会に対し、全寮委員会、新入寮生を含めた父兄と学生部委員会の三者の話し合いを要求してきた。学生部委員会としては、新入寮生および父兄とのみ話し合いを行なう方針で、四番教室におもむき、全寮委員の退室を求めたが、応じなかったので止むを得ず三者の話し合いとなったが、父兄新入寮生は新寮をみたくて入寮することを了解し、男子学生76名を志峰寮第5棟に入寮させた。引続き学生部委員と、父兄の懇談が行われ、父兄の納得が得られた。一方女子学生は、全寮委員会の面接を受け清和寮に入寮した。
- 4月15日 農学部教授会は、現状の混乱を收拾するため、夜半12時頃まで審議された。その後殆ど連日教授会がもたれた。
- 4月18日 農学部教授会構成メンバーと寮生との話し合いが行なわれた。
- 4月23日 志峰寮在寮生（木造）の一部が自律寮に移寮するので翌24日大学のトラックを配車するよう申し入れがあったが、大学は自律寮は廃止の方針であることを申し渡した。
- 4月26日 農学部幹事会（各学科代表各1名で構成）は全寮委員会と4月27、28日の両日中都合のよい日に話し合いをもちたいことを申し入れた。
- 4月27日 前日の申し入れに対し全寮委員会は「根本的な問題を解決し得る大学の正式の機関と話し合いたいので幹事会との話し合いは保留する。」旨回答してきたので、事実上話し合いは拒否された形となった。
- 4月28日 新入寮生の要望により、学生部委員および各学部教官有志は、新入寮生を交えた全寮委員会との話し合いをもった。その際、大学は現状の混乱を収めるため寮生の経費負担について、最大限に考慮した額と大学の方針を示す用意をもって臨んだが、全寮委員会は具体的な話し合いを拒否し、問題の解決を計る意志を全くみ

- せず、かえって一方的な見解を大学側に押しつけようとした。そのため大学は今晚の話し合いの状態に対する大学の態度と現状打開の方針を文書により提示することを約束して、話し合いを打切った。
- 4月29日 鉄筋寮第5棟より新入寮生を強制的に木造寮へ移寮させ、そのうえ個室備え付けの机、椅子等を大学の許可なく木造寮に移していることを知ったので厚生課長、厚生係長が寮におもむきそのことに対し話し合いを求めたが全寮委員会は拒否した。
- 4月30日 大学は現状の混乱を収めるため、大学としての最低基本方針を4月28日の全寮委員会との話し合いの際の約束どおり、文書により、全寮委員長に手渡すべく、予め全寮委員長と直接電話連絡のうえ厚生係長が持参した。しかし、他の役員が全寮委員長不在を理由に、受領を拒否したので、全寮委員長あて速達郵便にて通知した。
- なお、新入寮生には、同文のものを全員に渡すよう代表に依頼した。
- 5月4日 4月30日付速達郵便による文書を開封することなく、全寮委員長自ら厚生課長に返却してきた。大学は処分を決定し、処分学生の父兄の来学と本人の出頭を求めたうえ、関係学部長において処分の通告を行なうことをきめた。
- 5月7日 大学は本日付で処分を公示することを決定した。
- (退学1名、停学(無期)5名)
- 関係学部長は、本人及び父兄に対し処分を通告しようとしたが、寮生5・60名が学部長室につめかけ処分が納得できないとし、農学部長、学生部長を深夜に至るまで質問責めにした。
- さらに学長との会見を求めた。寮生側は学長の私宅まで代表団を送ることを決定し、両部長に同行を強要した。寮生と処分学生の父兄代表が深夜、学長の私宅に行くことについて種々考慮した結果、寮生と父兄代表があえて行かならば、仕方がないが、両部長心配のあまり同行した。
- 5月8日 午前6時、学長宅着、学長は父兄、寮生の代表と会い、今回大学でとった新入寮措置ならびに処分について懇切に説明した結果、父兄側は大学側でとった措置を納得し、処分学生を引きとることになった。
- 「学生の徴戒について」公示した。(附録(3)参照)
- 「学生諸君に告ぐ」を告示した。(附録(4)参照)
- 「全寮生に対し、新しい委員の選出されることを期待する」旨を公示した。(附録(5)参照)
- 5月16日 5月15日夜半から16日の早朝にかけて、全寮生大会を開き、全寮生大会の名において新寮封鎖と称し、新寮に居住する新入寮生の強制移寮が行なわれた。鉄筋寮に残っていた一部の新入寮生は寮外に出ることを余儀なくされた。
- 5月17日 大学は、寮生大会の名において、退寮を余儀なくされた一部新入寮生のため、工学部寮を使用することを決定し、入寮させた。
- 5月18日 全寮生大会の名において、新寮封鎖の行為を行なった寮生の反省を求めるため告示した。(附録(6)参照)
- 5月23日 中央委員会主催の学寮問題に関する学内討論集会が開催された。
- 学生部委員会は中央委員会の要請により出席したが、処分学生が壇上立って発言したため退場した。
- 本学の寮問題が新聞紙上その他において報道され、父兄から種々問い合わせがあるので実情を全寮生の父兄に知らせた。(附録(7)参照)

## 附 録 ② 鉄筋寮開設に当たっての方針

鉄筋寮(志峰第4棟、第5棟ならびに工学部寮)開設に当たっての大学の方針は次のとおりである。

1. 寄宿料300円は納入して貰う。  
寄宿料は、文部省令で決められており、それを承けて学則で決められているものである。
2. 入退寮許可権は学生部長にある。  
入退寮許可権は大学の管理権に基くもので、大学にある。大学はこれを学生部長に委せている。  
ただし、入寮に当たっての最初の選考は、寮生に行なわせる。
3. 管理運営に要する経費の不足分は、寮生に負担して貰わねばならない。  
不足金額は、年間246,000円となる。これは寮生一人当りに換算すると、志峰寮にあっては月110円、工学部寮にあっては月90円である。

学生部としては、この不足金額を電水料金の一部と、食事関係費の一部に充当する考えである。

4. 前項の経費とは別に、炊事人の給与も寮生に負担して貰わねばならない、不足人数は4人と計算した。  
これについてはなお話し合せて決めたい。
5. 第3項の経費とは別に、冬期間のスチーム料金は、一部大学でも負担するが、寮生に負担して貰わねばならない。  
その金額は、志峰寮にあっては一冬2,500円、工学部寮にあっては4,400円である。
6. 鉄筋寮は、昭和41年3月1日より開設する。
7. 旧宇都宮工業短大より移管された寮は、工学部寮という名称で発足させる。  
これは、大学としては仮称の気持である。正式名称については入寮後寮生に考えさせたい。
8. 自律寮は、昭和41年3月31日限り廃止する。  
卒業生以外の寮生は、木造寮舎を選んでもよいし鉄筋寮舎を選んでもよい。  
転寮希望は、自律寮寮長がとりまとめ学生部長あて提出するものとする。
9. 鉄筋寮の内部改造については、なるべく早く行なう。
10. 舎監を設置する考えはない。

### 附 録 (3) 学生の懲戒について (告)

新寮4棟、5棟を建設してから、今日にいたるまで、これが使用について学校当局は、たびたび、寮生との間に話し合いをもち協力を求めてきた。

学校側はせめて新入学生の寮希望者を入寮させることだけは妨害しないで欲しいと要望し、4月12日これを実行する際、全寮委員会を中心とする学生は、寮正門にビケやバリケード等を張りこれを説得しようとした教官を実力をもって阻止した。

この行為は、学則第53条に該当するものであることを認め、教授会の議を経て、同条により、それぞれ次のとおり懲戒処分にした。

| 農 学 部  | 農 学 科           | 氏 名 略 |
|--------|-----------------|-------|
| 退学に処す。 |                 |       |
| 教育学部   | 中学校教員<br>養成課程理科 | 氏 名 略 |
| 農 学 部  | 農 学 科           | 〃     |
| 農 学 部  | 農業経済学科          | 〃     |
| 農 学 部  | 農業経済学科          | 〃     |
| 農 学 部  | 農業経済学科          | 〃     |

停学(無期)に処す。

右公示する。

昭和41年5月7日

宇都宮大学長 大 政 正 隆

### 附 録 (4)

昭和41年5月7日

### 学 生 諸 君 に 告 ぐ

宇都宮大学長 大 政 正 隆

学生諸君。私は、このような形式において諸君にあいまえることを深く悲しむ。かかる事態になることをいささかも予期せず、すべては話し合いで解決できるという信念にたつて就任以来今日まで努力してきたのであるが、一部の学生諸君には、私の真意は形式上のものとしてしか受けとられず、根本的には、話し合いの精神が拒否されたのである。のみならず私の誠意と努力は、暴力的行為によって答えられたのである。そして、大学と学生の自治は危殆に瀕するにいたった。

今回、私が、教育学、工学、農学の三学部における教授会の議を経て、教人の在寮学生を処分したのは、正に以上のような事情による止むを得ない措置だったのである。

宇都宮大学の寮問題は、古く萩原学長の時代から続いている。その間にあって、寮建設を阻止するという運動もあり、新寮は、その快適な設備と環境にもかかわらず、今日まで、古いものは2年間にわたって、何人も入寮できず、空虚な建物として、徒に放置されていたのである。

このことは、広く全国に報道され、宇都宮市民はもちろん、全国民の批判的となっている。このこと自体、宇都宮大学の自治の軽重が問われていることなのである。

このような結果になったのは、寮委員が話し合いと称して自己主張に終始し、大学側の申しいでいささかも耳をかさず、話し合い未了を口実に入寮使用を拒否していたからである。

この4月13日の入学式を迎え、多くの新入生は当面の生活の問題として入寮を希望した。大学は、これら新入生諸君の苦境を察し、話し合いの促進を希望したのでもるが、寮委員と一部寮生は、徒に自己主張に固執し、入学の日の切迫にもかかわらず、遷延これ努め、入学式の前日、既に寝具その他身の回り品を送付して待機する新入生を新寮に入寮させるよう要請する学生部委員会の教官を実力をもって阻止した。

その後、新入生とその父兄の行動によって、入寮を希望する新入生はひとまず新寮に収容されたが、その後も、一部寮生の強制的言動は後を絶たず、新入生の一部は退寮を希望し、一部は旧寮への移転を余儀なくされた。

その間にあって、教授会有志は問題解決に懸命の努力を払ったが、既述の一部寮生は新入生に対する圧力をすこしもゆるめず、そのため新入生は不安の極に立つにいたった。

寮生のかかる行為は、自ら学生の身分を放棄するとともに、他学生の、学生として当然享受すべき権利を蹂躪し、学生ひいては大学の自治を破壊するものといわざるをえない。

以上の理由により、前述のように、私は、各学部教授会の議を経て、評議会に諮り、不当な行動に終始した寮生の責任者を処罰したのである。

大学における処罰は、いうまでもなく、あくまで教育的見地に立つものである。被処罰者も、全学生も、深くそのことに思いをいたし、処罰された学生諸君が、一日も早く、真の学生としての覚悟に目覚めることを望んでやまない。

#### 附 録 ⑤

全 寮 生 各 位

#### 公 示

寮の問題は早急に進展させる必要があるので、新たなる委員会が速やかに成立することを期待する。

昭和41年5月7日

学 生 部 長

#### 附 録 ⑥

全 寮 生 各 位

#### 公 示

5月16日、全寮生大会の名によって新寮封鎖と称し、新寮に居住する新入寮生の強制移寮が行なわれたことは、大学として、はなはだ遺憾である。

かかる行為は、学生ひいては大学の自治を学生自らの手をもって破壊することであり、また、寮の管理をろう断することである。全く学生の身分と自覚を忘却した行為といわざるをえない。

大学は、かかる行為にでた学生諸君に、この際深い反省を求めるものである。

昭和41年5月18日

宇 都 宮 大 学

#### 附 録 ⑦

拝啓 新録の候御父兄の皆様には益々御清栄のことと存じおよろこび申し上げます。

この度、本学の寮問題について、このようなことを御父兄の皆様にお伝えし、御力をお願い申し上げますことは誠に不本意でございますが、現在寮問題がいかようにあるかは既に新聞紙上において種々報道されておりますので、御承知の方もあるかと存じますが、実情を卒直に申し上げ、本学でとった措置をご理解いただき併せて御子弟の御指導をお願い

い申し上げる次第でございます。

さて、大学では危険な木造寮を鉄筋寮に替えて学生諸君に快適な生活を送って貰う方針のもとに鉄筋寮3棟を建設し、その開設について全寮委員会と話し合いを重ねて参りましたが、寮委員は話し合い未了を口実に鉄筋寮使用を拒否してまいりました。

しかし、大学は御子弟からの入寮希望を受けておりますので、なお話し合いをもち協力を求め、せめて新入学生の寮希望者を入寮させることだけは妨害しないで欲しいことを強く要望したのでありますが、4月12日新入学生の入寮を実行する際、全寮委員会を中心とする学生は寮正門にビケやバリケード等を張り、これを説得しようとした教官を実力をもって阻止しました。

翌4月13日新入寮生と父兄の行動によって入寮を希望する新入生はひとまず鉄筋寮に収容されましたが、その後も一部の寮生の強制的言動は後を絶たず、新入生の一部はやむなく退寮を希望し、一部は木造寮への移寮を余儀なくされました。

大学は、4月12日以降連日各機関において、この問題について審議し、円満な解決の糸口をみいだべく努力すると共に、4月28日寮生と話し合いを実施いたしました。全寮委員会は「話し合い」の名のもとに、ただ自分達の意志のみを貫こうとし、自分達のみが唯一絶対であると信じ、他の意見に対し、耳を傾ける態度は全くみられなかったのであります。そこで、大学は最低基本方針を文書により提示することを約束し送付しましたところそのまま返却してきております。

ここに至っては、大学は止むなく指導的役割を果たした学生の懲戒処分を決し、5月7日付をもって退学1名、無期停学5名の告示を行なったのであります。

このような処分は、本学設置以来はじめてのことであり誠に遺憾のことと思っております。このことについては、別紙「学生諸君に告ぐ」という学長告示を行ない深い反省を求めました。全寮委員会の強制移寮にもかかわらず十数名の新入寮生が鉄筋寮になお留まっておりますが、遂に本月15日夜半から翌16日の早朝にかけて再度全寮生大会の名において新寮閉鎖と称し、鉄筋寮に居住する新入寮生の強制移寮を行なったのであります。

この行為にでた学生諸君に対し、5月18日付にて別紙の告示を行ない深い反省を求めました。

以上、本学の寮問題の概要を申し述べましたが、多額の国費をついやして設置し、250名も収容できる鉄筋寮3棟が全く使用されないでいることは何としても残念なことであります。

大学としまして、この問題を善処すべく努力を重ねておりますので、どうか大学がおかれております実情をお理解ください。御子弟のいやくも学生の本分と自覚を忘却しないよう特にご指導をお願い申し上げます。

最後に御父兄の皆様のお健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

昭和41年5月23日

宇都宮大学学生部長

寮生御父兄殿

### (資料 3)

#### 大学の将来について(昭和41. 6. 14)

##### まえがき

本学においては、毎年、全学講義ととして、他から講師を招き、全学生を対象とした講演を行なってきたが、本年は、学内に寮問題が起きていたので、特に、本学学長大政正隆先生にお願いして、6月14日(火)「大学の将来について」と題して、本学の在り方等について講演していただいた。この小文は、その時の講演内容の要旨である。

(宇都宮大学学生部)

##### 大学の将来について(宇都宮大学長 大政正隆)

最近しきりに「大学の危機」ということがいわれています。現に某紙などでは、5月と6月に、ともに数回にわたって、同名の題目のもとに、現在の大学が内蔵する問題点を指摘しています。

大学が危機に瀕しているかどうか、それはともかくとして、大学の性格が変貌しつつあることは事実であります。それはひとりわが国だけの現象でなく、広く世界の現象ということができましよう。この時に際し、皆さんと一語に大学の将来を展望し、具体的には、宇都宮大学の将来の姿を心に書き、現在を反省し、新しい大学の建設に眼を向けること

も、あながち、無意義ではないと思います。

戦後、わが国では、広い階層の人々に高い職業教育と市民的教養を与えるという観点から、大学は、増設、増募の道をたどってきました。その結果、一方では大学の数が600を越え、他方では、いわゆるマンモス大学が出現する仕儀になりました。大学の性格も、旧来のエリート養成という立場から、職業人や教養のある市民の養成という立場に変わり、「象牙の塔」と呼ばれる閉鎖的存在から「社会制度としての大学」として人類の福祉・社会の進歩のための存在として認識されるようになりました。

しかし、このことをただ形式的に捉えるならば、大きな陥穽が大学の将来に横たわるものと覚悟しなければなりません。職業人養成といっても、それは深く広い知識をもち、高潔な人格と独創性に富む頭脳をもった職業人の養成であり、市民的教養といっても、これも、深く広い知識と人間的愛情に裏づけられたものでなければなりません。つまり「社会制度としての大学」が社会的要求に応えるのは、人類の永遠の福祉までも見通した、いわゆる「歴史の要求」に応えるものでなければなりません。

最近の学問の発展と専門の分化は、学内組織のうえて、ややもすれば閉鎖的存在になりがちであった学部、学科、講座などについて再検討を要求しています。

例を学部にとってみますと、組織と内容においてもっとも安定した専門上の分野と従来誰も疑わなかったこの部門が、学問発展上必ずしも常に最適のものでなく、時には却って阻害となることがありうるということがわかってきました。最近の物理学の実験装置は時に工場規模になり、物理学と工学の密接な協力が必要になったのなどは、その一例といえることができるでしょう。工学と経済学を同時に大学で学ぶ必要性は、夙に識者の唱えるところであります。もっと卑近な例をあげれば、農学部で教えられる醱酵化学は工学部で教えられる化学工業と極めて密接な関係があるのであります。これは大学ではありませんが、IBMの中央研究所には物理学者、工学者のほか天文学者、遺伝学者など諸君の想像を絶するような専門家が働いています。それほど現在の学問の専門分野は錯綜し、従来の学部の構成や運営では、教育、研究の面から、学問の発展に十分に沿い難くなってきたのであります。

こうした欠陥を補うために、総合大学が増設され、附属研究所が設置されるなどの措置がとられてきましたが、未だ多くの問題が残されています。学科や講座にしても、現代の学問の進展に応じるために、多くの改革すべき問題を孕んでいます。大学院、教養課程、附属研究所などの、大学全体としての有機的活動の中での位置づけにも多くの重大な問題が介在しています。

このような大学における教育と研究の具体的在り方について、将来の大学の姿を画きながら、私は教官の皆さんとともに積極的にとり組むつもりでおりますし、すでに一部検討に着手しておりますが、学生諸君も、教育を受ける立場から、大いに意見をだしていただきたい。

以上述べたところは、将来につながる問題であり、そしてこれらの問題は逐次解決して行く覚悟でありますが、さしあたり、われわれは、どういう方向に進んだら良いでしょうか。大学人としての現在の覚悟と行動はどうあつたらよいか。それを考えてみましょう。

先日、テレビで、日本とアメリカの大学の学長の対談を見ましたが、そのときに、日本の学長が、日本では、大学の在り方についての統一した理念がまだ確立していない、といった意味の見解を述べたところ、アメリカの学長は、アメリカでは各大学はそれぞれ特徴があって、大学とはどういったものかという統一見解はない。学生は自らの好みに従って大学を選ぶ、その方が理想的ではなかろうか、といった意味の返事をしました。この両者の話しには、通訳の関係もあつてか、多少意志の疎通を欠くところがあつたように思いますが、それはともかくとして、アメリカの学長の言葉には多くの示唆に富むものを含んでいたように思われました。

私は、日本においては、大学間の格差をなくし、それぞれを特徴あるものにするのが先決条件であると考えています。そうした考え方から施設の拡充とか特殊施設の新設等に事務職員とともに懸命の努力をつづけていますが、学生諸君も教官の諸先生と協力して学問の内容を充実し、宇都宮大学を真に個性のある偉大なる大学として育てあげるように努力して下さい。

宇都宮大学を真に個性ある偉大な存在とするためには、本学の大学人は先ず自主的でなければならない、と私は考えます。ここでいう自主的ということは、独善ということではありません。いわんや頑迷固陋ということではありません。自らの良識と公正な判断に立ち、本学を立派な学問の府にするという覚悟に徹し努力することであります。もしいう如く日本の大学に危機があるとすれば、本学こそ、率先してそれを打開すべきであります。

私は宇都宮大学を学問の府とすべきだ、と申しましたが、大学を真に学問の府とするためには、「大学の自治」とい



うことが必要になります。

「大学の自治」は教官と職員と学生の三者が連帯意識を持ち、互に協力することによってはじめて可能なのであります。その間にいささかの争闘があっても、自治は内部から崩壊します。意見の相違は話しあいでも解決すべきであり、また、それは必ず成功するものであります。

学問は静謐な環境においてのみ育ち発展するということを理解し、その線に沿って自治を完成することは、大学において、絶対の必要事であることを学生諸君は銘記して下さい。

「大学の自治」が、今日なにゆえに公認されているか、また、その尊重と確保とが、なにゆえ要求されなければならないかについて、国立大学協会は昭和37年9月「大学の管理運営に関する中間報告」で次のように述べています。

『憲法に「学問の自由」を保障しているのは、学問とその進歩が人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にとって、重大な使命を果すものであるからである。学問の進歩のためには、その研究が、外部の政治的、経済的、社会的、宗教的な勢力によって干渉されることなく、自由に行なわれるように保障されなければならない。「大学の自治」は、この意味での「学問の自由」の当然の帰結であり、その具体的表現として認められるべきである。長い歴史の発展の過程において「学問の自由」特に「大学の自治」が学問の進歩発達をもたらし、人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にいかにか大きく貢献をしたかについては、今更ここに述べるまでもない。

かような意味での「学問の自由」を守り、「大学の自治」を確保するためには、大学の学長、教授その他の教員の任免等の人事権をはじめとして、研究と教育を中心とする大学の管理権が大学に確保されることが不可欠の要件といわなければならない。この要件がととのえられて、はじめて大学がその本来の使命を適切に果すことを期待しうるのである。』

また、中間報告は、「大学の自治」は、もともとこのような意味でわが国でも社会的に認められ、かつ、尊重されてきたものであるから、それが限定された内容のもので、大学には、そういう自治が認められるだけに、反面それに伴う重大な責務があるとして次のように述べています。

『「大学の自治」は、あくまでも尊重され、確保されなければならないが、その反面において、大学はその管理運営についての責任の重大を自覚し、大学を設置した社会・国家の信頼と期待にこたえて、その使命をじゅうぶんに果すように努めなければならない。「大学の自治」は絶対無限のものであるかのごとく誤解されてはならない。「大学の自治」は、元来、学問の研究、教育の自由を保障することによって、学問の進歩発達に貢献させることを究極の目的とするものであり、その関連において、人事権等の自主性が保障されたものであって、そこに自治とともに、また、その限界の有することを銘記しなければならない。大学自治の原則の実施にあたり、大学の判断と活動が、広く社会から、その権威を認められ、信頼を受けるためには、大学自治の名をかりて、これを濫用することのないよう自戒することが必要である。』

自治とはいうまでもなく、自治体構成メンバーが各自の良識とその所産であるところの規律によって行動することです。いやしくも一部人士の専断にまかすべきではありません。自治体の総意はあくまで構成メンバーの実質的総意であって、それを形式的に利用し、一部の幹部がその意志を強制し、それを総意というようなことがあってはいけません。

大学には、いろいろな自治が認められています。さきに述べた大学全体の自治もあれば学部の自治もあり、また、学生の自治もあります。学生の自治には、自治会、サークル、寮等の自治があります。そのいかなる自治体に破綻があっても、また、自治体相互間に相剋があっても、全体の自治、つまり大学の自治は危殆に瀕するのであります。大学の自治が内部から崩壊するとき、外部からの干渉をどうして防ぐことができましょう。さきにも述べたように、今日しきりに大学の危機が叫ばれていますが、それは外部干渉による危機ではなく内部崩壊による危機なのであります。学生諸君、そのことを十分に考えて下さい。そして良識をもって事に当って下さい。

再び申し上げますが、大学は学問の府であります。学問とその進歩が人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にとって、重大な使命を果すものであればこそ憲法は「学問の自由」を保障し、社会は「大学の自治」を認めているのであります。大学人として何よりも大切なのは学問の研究と教育であります。これなくして、何の自治がありましようか。諸君は何よりも学問を大切にして下さい。真の学問を身につけるために身心の鍛錬をして下さい。

諸君の先生たちが最大の努力を払って大学院の設置、アイソトープセンターの設立を実現されたのも、学問の府としての宇都宮大学を充実する意図にほかならなかったのです。

変貌する大学において、先ず覚悟することは、学問を大切にすることです。諸君の1年の仕事量は、私たち老

人の2年分、3年分にも匹敵します。その精力を学問に傾倒して、社会人として出発する準備をして下さい。

要するに宇都宮大学の大学人が現在覚悟することは、学問を尊重してこれに献身し、本学を個性のある偉大なる大学にするということにつきるであります。

学問の環境を育てるためには、「大学の自治」を守ることの必要なことはいまでもありません。しかしながら「大学の自治」を守るうえで最も戒心すべきは内部崩壊であります。内部崩壊を防ぎ得ずしてどうして外部の干渉を排除できましょう。

学生諸君よ。私の述べたところを深く心にとどめ、宇都宮大学ひいては日本の大学の発展のために、覚悟を新たにしてください。

#### (資料 4)

##### (1) 学生諸君につげる

学長 大 政 正 隆

全学の学生諸君。

私があらゆる機会に諸君に訴えたように、大学は学問の府であります。

学問は、社会の福祉ひいては国家の繁栄、ひろくは人類の幸福の基盤となるものですが、それ故にこそ、社会は大学を信頼し、その自治を尊重しているのです。

私は、学問の意義を解するが故に、こよなく大学を愛しています。大学のために全人生をささげても悔いない、と言うのが私の心境です。

ところが、最近の本学の様相には深く私の心をいためるものがあります。と言うのは、現在大学において、大学の本質とその自治が将に損われようとしているからであります。

一種の圧力が横行し、そのために、学問尊重の環境が破壊され、大学の使命である学問の研究と教育が中絶されようとしているからであります。

学問の府は、静かで温かくなごやかでなくてははいけません。

学問には、熱情が必要ですが、その熱情は騒然たるふん囲気では絶対に育ちません。何よりも必要なのは静謐な環境です。

勿論、多数の生活する場において個々の意見に相違のあることは避けられないでしょう。それを争いの形で現わせば、学問の環境、更には大学の自治は、根底から破壊されます。

私が、話し合いを強調するのは、大学を愛し、その自治を尊重するからであります。

諸君、大学に対する意見があれば申し出なさい。じっくりと話し合ひましょう。私は絶対に話し合いの態度をくずしません。大学の秩序を乱さないという学生としての節度が保たれるならば、いつでも学生諸君と話すというのが、私の態度です。

諸君よ、私の真意を体し、協力して下さい。

そして本学の自治を守りぬくために努力して下さい。

昭和41年6月25日

##### (2) 公 示

宇都宮大学学生部委員会

全学生諸君に訴える。

去る6月18日行なわれた代議員大会の決議により、中央委員会委員長代行Yより要請文(別紙(1)参照)が6月21日付でだされたので、大学としては、学生部委員会・各学部教授会・評議会等各機関にはかり、24日に授業振替えのうえ、学長・全教官が全学生に対し話し合いをもつこと、その話し合いの運営について、事前の打合せを23日に行なうことを返答した。しかるに中央委員会側は、ただちに具体的内容を示せと迫ったので学生部長は止むを得ず午後10時より中央委員会の学生諸君と会って大学の方針を伝えた。

この席上大学としては、学生諸君と話し合うためにはどうしても一定のルールによることが必要であると考え、6項目にわたる実施上の条件を提示し、明23日正午までに返答するよう要望した。(別紙(2)参照)翌23日午前9時中央委員会

より再要請文が提出された。(別紙(3)参照)

この中央委員会再要請文の見解は、大学の真意が十分理解されておらず、このままの条件で話し合いを実施することは不可能であるため、学生部委員会・評議会をもち検討したうえ、大学の方針について補足説明し、大学の誠意を受けて、全学生との話し合いが行なわれるよう要望する旨の文書を手渡した。(別紙(4)参照)

この文書について説明を求めて一部学生は深夜(午前2時)より学生部長の私宅に押しかけ面談を強要した。そのため学生部長は午前6時になるのを待って大学に学生を同行し、話し合いを行なった。

中央委員会は一応大学の誠意をうけて授業放棄の全学投票を延期した。しかるに、25日に至り27・28日の両日全学投票を実施しようとしている。

大学としては、授業放棄という手段で目的をつらぬこうとする行動は絶対放置できない。大学は学生諸君と何時でも話し合いの用意のあることを再三繰り返してきた。

従って、中央委員会が話し合いの条件について諒承しない場合でも、大学側は独自の立場で諸君と話し合いをもつことを予定している。諸君は大学側のこの誠意をうけ授業放棄という非常手段をさげ、自ら学園の秩序を維持されるよう良心的に行動されることを切望する。

昭和41年6月25日

別 紙(1)

#### 代 議 員 大 会 決 議

#### 要 請 文

処分問題、新寮問題について学校当局(学長・評議会)は、24日(金)学生との話し合いに応じるよう代議員大会の名をもって強く要請します。

22日午後11時までに回答して下さい。

学長並びに評議会 殿

学 友 会 中 央 委 員 会  
中 央 委 員 長 代 行 執 行 委 員

別 紙(2)

中 央 委 員 会 殿

学 生 部 長

貴委員会の要請に対し、大学側は評議会の議に基き左記の条件によって話し合いすることを答えます。

記

1. 司会は学校側とする。
2. 時間は厳守する。(午後1時～4時)
3. 処分された学生はその場に入らぬこと。
4. 中央委員会の名簿を提出すること。
5. 学長の健康を十分考慮すること。
6. 今度の処分の是非について話し合いはしない。

以 上

昭和41年6月22日午後11時30分

補足 1. 今度の話し合いは、処分を認めたらうで新寮問題について行なう。

2. 上記の各項の1点でも欠ける場合は話し合いは出来ない。

明日12時までに回答すること。

別 紙(3)

#### 要 請 文

臨時代議員会の決議内容に即して、貴当局に、処分並びに新寮使用条件についての話し合いを要求した。それについての回答を学生部長から受け取りましたが、我々中央委員会執行部は、8条項について、はなはだ疑問をいただき、

各条項について、我々の見解を述べ、貴当局に再度話し合いを要請する次第です。

以下8条項について我々の見解を述べます。

- ①について、この事は、話し合いの基本的精神からはなほだしく逸脱するものであり、話し合いの精神に乗っ取るならば、双方から平等に司会を選出する事が妥当と考へます。具体的に双方から2名づつの司会を選出する。2名(合計4名)の選出基準は、議事のスムーズなる進行を図る事と個人の体力的な面から。
- ②時間の厳守について、我々は当然の事と考へる。但し、双方とも納得できなかった場合、継続的に話し合いを行なう事としたいと考へます。具体的に、翌日、午前11時から午後5時まで話し合いを行ないたいと考へる。
- ③について、この事は、処分を既成事実化し、その上で話し合う事を意味するものであり、我々としては処分のできた根拠が非常にあいまいなるが故に処分を認める事ができない。それ故に、処分についての話し合いを臨時代議員大会の決議に依つて要求したのであつて、処分を認めた上での話し合いではない。よつて処分者の入場拒否は我々としては納得できない。
- ④について、中央委員会名簿の提出理由が不明確であるので提出する事はできない。
- ⑤について、我々としても異議を申したるものではなく充分考へる。
- ⑥について、この事は、代議員会の決定を拒否するものであり、我々としては納得できない。  
補足について、⑥と同様に、代議員会の決定を拒否するものであるし、処分を抜きにして新寮問題の根本的解決はあり得ない。よつて、我々は納得できかねる。

以上の内容をふまえて、我々中央委員会は再度処分並びに新寮使用条件についての話し合いを要求する。

昭和41年6月23日

大政学長殿

宇都宮大学学友会中央委員会 ㊟

別紙(4)

昭和41年6月23日

学 生 部 長

中央委員会殿

6月23日付で出された中央委員会の要請文に、次のように答へます。

記

1. 司会は学校側とする。  
全学生を対象とする話し合いであり、しかも教育の一環として行なうものであるから、教官が司会するのが適当である。
1. 話し合いの時間は厳守する。(午後1時～4時)  
話し合いの時間が不十分であると双方で認めた場合は、改めて検討する。
1. 大学が処分した学生を話し合いの相手として認めることが出来ないのは当然のことである。
1. 今後、中央委員会委員諸君とは、たびたび接触する機会があると思われるが、そうした時に相互に名簿の提出なり、自己紹介なりをし、十分に知りあつてから話し合いを進めるのが民主主義のきわめて当然なルールであらう。
1. 新寮問題の話し合いの過程で、処分の理由について質問があれば、説明することはやぶさかでない。  
以上の点を十分理解され学校側に協力されるよう切望します。

(資料 5)

父兄宛学長書簡

拝啓 今年の梅雨は全く異例で、寒暑交錯するかと思へば、一部に豪雨をもたらすといった不順の日々が続きましたが、いよいよ本格的夏になりました。ご一家ご一同様お変わりございませんか、お伺い申し上げます。皆さまの中には豪雨の災禍を蒙られた方もあるかと思ひますので、そのような方々には、心からお見舞い申し上げます。

霧にみる不順の天候でお心を悩まされた直後に、このようなお手紙をさしあげることは、まことに心苦しい次第です

が、今春以来の本学での寮問題について一応のご報告を申し上げます。

この寮問題は、実は、多年にわたる懸案で、私が学長として赴任したときは、事件は既に可なり進行していて、文部省から寮建設の予算が配布されながら、一部の学生によって、新寮建設が峻拒されていたのでございます。着任直後その問題だけは解決しましたものの、今日まで、多数の入寮希望者があるにもかかわらず、一部学生の暴力的強制によって、いまだに新寮には入寮ができない状態におかれています。これもひとえに私の不徳の致すところと慚愧に耐えないものがありますが、本学で起りました不祥事は、実は本学だけのものではなく、すでに皆さまもご承知のように、一部の学生団体によって計画的に日本全国で行われているもので、根は極めて深く、一大学で処理することをはるかに越えた問題なのであります。それに、私には、大学の混乱を未然に防ぎたいという念願もあって、皆さまからご覧になれば、まことにはがゆいと思召すかも知りませんが、全学生の自覚を待つといった態度を持ってきたために事が遷延しているのであります。この私の心持ちをおくみとり下さい。

事を起す学生諸君の考え方は、寄宿寮の管理と運営を学生的手中に収める、それが学生の自治、寮生の自治であるという認識に出発しているのであります。

この考え方に対して大学は、運営の一部はともかくとして、管理権の移譲に対しては、絶対に同調することはできません。なぜならば学寮は国民の血税によって建てられた国有財産で、従って、その管理には国家から委任された公務員、即ち、私たち大学の教職員が当らなければならないからであります。

本学においては、寮の管理と入退寮の許可と、入寮希望者の募集は大学で行ない、入寮者の選考は主旨として学生にゆだねています。管理と入退寮の許可を大学で行なうのは、さきに述べましたように、国立学寮としては当然のことで、そこには、皆さま方のどなたもおそらく疑義をさしはさまれることはないと思います。募集を大学が行ないますことは、広く公平に周知せしめることが目的ですが、それと同時に入寮学生の家族、保証人に関する資料が必要だからであります。入寮者が確認できなければ、費用の積算ができないために、文部省に対し寮の運営管理に対する費用を請求することができません。

また、もしも、入寮者の名簿がなければ、急病人が出たり、学生の家庭に不祥事が起ったときに、大学は、適切迅速な措置をとることができません。もっと卑近な例をとれば、家族の方が訪問されたときに、学生に連絡することもできません。そこで募集と入退寮の許可を大学が行うべきだという態度を大学は堅持していますが、現在の寮は、従来への慣習によって、不幸にも、どの寮のどの室に誰れが居住しているのか、全く不明であります。寮生名簿と関係書類を大学側に手渡すことさえ、私が赴任するずっと以前から、寮委員の名によって拒否しつづけられてきたのであります。

私は寮の運営の一部を学生に任せると申しましたが、本心では運営のほとんど全部を学生の自治にまかせ、財政その他で学生の力におよばぬところを、できるだけ大学で面倒をみようと思っているのです。

ところが、悲しいことに、その自治が現在ではほとんど行なわれていないのが実情であります。寮費——そのうちには寮委員の活動費も含まれていますが——の滞納者が多く、寮委員はそれを徴収する能力がなく、そのために、厚生課の職員が徴収しているのが現状であります。しかも、寮委員に滞納者がきわめて多いのが実情であります。このことは学生の自治に関する認識と能力の欠陥として寒心にたえないところであります。私をしていわしめれば、このような基本的な事務から学生に真の自治精神を教えることこそ、民主主義体制の社会に最も必要なことなのです。

一部寮生の諸君は、寮費を全部大学負担にせよと主張しています。しかし、大学の予算には限りがあります。しかもその予算は全部国民の血税であります。その中には研究目的のために特に配布されたものがありますが、本学では、教官の善意で、教官研究費の一部が寮費にあてがわれているのであります。それを知ってのうえでの学生の全額負担の要求を皆さまはどうお考えになりますか。

なるほど、私たちの学生時代には全額負担の学校がありました。それは陸海軍の学校や師範学校で、これらの学校は、国家の直接目的のために経営されていたのでありまして、私たち旧制高等学校から大学へ進学するものは寮費は自己負担でありました。そのことは当時の国家財政としては止むをえなかったことと考えられます。現在でも、たとえ経済成長に限ぎまいとはいえ国家財政にそれほど余裕があるとは考えられません。完全な福祉国家でない現在の日本で、国立大学だけが寮費全額国庫負担ということが考えられましょか。

現在の寮費は民間の下宿費に比しては格段に低いものであります。宇都宮市内では、六疊一間が月額 3,500 円乃至 5,000 円といわれています。現在のの新寮のように快適な環境の中に建てられた近代的コンクリート建造物で、六疊に二人とはいえ、ベッド、机、椅子、衣服入れが完備し、娯楽室まで整備され、月額 300 円と些少の経費をこれに加えれば事足りるといった借間がどこにありましょか。

本学の事務職員の大部分は、家貧しきが故に大学への進学をあきらめ、高等学校を卒業して直ちに大学に奉職した人です。彼等は市内で高い下宿料を払い、勉学用の小遣いにも事欠く状態にあります。

しかも、あこがれの大学の過程を修めたいと乏しい俸給をさいて通信教育を受け、公務員として許された年休の20日の一部を利用して実地教育に参加しているのです。これらの若い人たちは、学生諸君の思いあがった、しかも、無反省な自己主張に終始した行動に対して、限らない憤りを感じています。

これらの事務職員も、学生も、また、学生問題に身心をすりへらしている教官も、すべては、私の責任の対象です。父兄の皆さま、どうか私の苦衷を察して下さい。

世人は前学長の時から今日まで2年以上にわたって、理由なき理由をもって、多くの入寮希望者、つまり、貧しい学生諸君の入寮を拒みつづけた寮委員の一部の学生生活動家に対して厳しい批判を加えています。もちろん、今日までそのままだ状態においた私にも同じような厳しい批判を加えています。

その厳しい批判に耐えて今日にいたった私の心境は一つに親心です。青年期を迎えた二人の男の子を持つ父親として、若い人達の自発的反省と自覚を待つ、その気持ち、今日までの私を支配したのです。再度申しあげますが、私の苦衷をお察し下さい。

眼にあまる不当な行動をした学生6名に対して、大学は処罰しました。もちろん、かかる処置をとるまでには、大学は慎重な上にも慎重を期したのであります。学生部委員会、学部教授会、評議会で十分に検討し、その結果に基づいて、私はその案を採用したのであります。

学生の一部に処罰の理由を説明してほしいという希望がありますが、それは「学長告辞」「学寮問題の経緯と大学の見解」等に詳細に述べてあります。

処罰は、前にも申しあげましたように、学生部委員会、学部教授会、評議会で各教官が考へて考へたうえで行なったものでありますから絶対に撤回は致しません。そのために、もしも一部の学生が不穏な行動にでることがあっても、大学は一步も譲ることは致しません。

父兄の皆さま、試みに考えて下さい。もしも皆さまのご子弟が不心得をしたとき、それを叱って、後で取り消したということがありましたでしょうか。すくなくとも、私は、私の子供に対して、それをしたことはありません。しかも、今回は、個人の感情で処分したのではなく、学生に最も親しい指導教官をはじめ多数の教官各位が熟慮した結果、その良識によって行なわれたものなのであります。

父兄の皆さまは、子弟の教育に際して「叱る」ということを避けられたことがありますでしょうか。叱ることは愛情の一つの現われです。大学における処罰は、まさに、その叱ることなのです。教育上の処罰であって、刑事上の処罰とはおおよそちがうものです。本人に反省の実があれば、退学者といえども復学ができるのです。その点を充分にお含み下さい。

短い手紙で意を尽しかねますが、どうか皆さま、心行くまでご子弟とお話しあい下さい。もしも、ご子弟が勉学一途で寮問題に関心を持っておられなかったら、民主主義の社会を健やかに育てるためには、一部学生の不穏な行動に対して、自主的な批判精神、しかも、建設的な精神をもって接するようお話し下さい。

また、もしご子弟が学生生活動家であったならば、大学生の責任として何が一番重大であるか、自覚なき盲信は、結果としては、認識と信念の欠如に通じることをお話し下さい。そして、何よりも大切なのは、社会と人類に対する責任であるということをおさとして下さい。

大学の使命は学問の追究であります。広く深い知識をもち円満高潔な人格をきざぎあげるのが大学です。つまり、学問と人生に対する愛を教えるのが大学です。さらにそれを言いかえれば大学はそれ自体、学問によって人類、社会に奉仕すると同時に、立派な人材で人類、社会に対する責任を痛感しこれに貢献する意欲に燃えた人たちを世に送ることを義務としています。そのことを充分に理解して、ご子弟と心ゆくまでお話しあい下さい。

拙文意を尽せず、ご理解を欠く点も多くあったかとも存じますが、何卒私の意のあるところをお汲みとり下され善処されるようお願い申し上げます。

これからは猛暑が続くことと存じますが、ご一家ご一同様のご健勝を心から祈りあげます。敬 白

昭和41年7月25日

宇都宮大学長 大政正隆

ご父兄殿

(資料 6)

宇大厚第3号

全学生に告ぐ

宇都宮大学学生部長

大学は昨年9月以降たびたび全寮委員会と話し合いをもち、速やかに新寮を使用するよう努力を重ねてきた。しかし、全寮委員会は終始これに反対し、最近に至っては入寮希望者の受付事務(窓口)は、寮の自治活動にとって必須の条件であると主張している。

受付事務は寮自治の本質となんら係わりないことであり、寮に関する事務は厚生課の所管事項である。

大学は、寮の自治を尊重する。しかしながらその自治には、自ら限界があると共に、大きな責任が附随するのである。

寮は学生共通の厚生施設として、大学が設置したものであり、寮を使用する資格は、本学に籍をおくすべての学生に共通するものである。現に多数の学生が新寮に入寮することを切に希望している。

大学と学生間の問題解決を話し合いをもってするという大学の姿勢は今後もかわりはない。しかし、納得しない者が——納得しようとしめない者が——人でもいる限り、話し合いが成立せぬものとして、無期限に新寮を使用しないという立場をとるものではない。

大学は一部の学生の不当な発言に何時までも耳を傾けることはできない。入寮を希望している多くの学生の切実な願いを充たさなければならない。

以上の理由によって、大学はこの際、入寮希望者の募集を行なうものである。

昭和42年1月11日

(資料 7)

昭和42年1月11日

宇都宮大学学生部長

学 生 各 位

入寮希望者の募集について

入寮を希望する者は、左記により出願してください。

記

1. 出願者の受付

1月13日(金)より19日(木)まで

入寮願及び調書を厚生課に提出のこと。

(用紙は当課で受領のこと)

2. 募集人員

志 峰 寮(木造) 20名(予定)

志 峰 寮(鉄筋) 76名(予定)

清 和 寮(木造) 20名(予定)

工 学 部 寮(鉄筋) 70名(予定)

注 1. 工学部2, 3年次生は主として工学部寮を出願のこと。

2. 在寮生も鉄筋寮に移寮できる。

備 考 面接選考等については追って連絡する。

## 12. 猪丘寮寮生の新寮（稲毛寮）移転問題について

千葉大学  
(41. 4. 7)

### 1. 問題の概要と経過

1. 千葉大学教育学部は、千葉市市場町地区において旧制千葉師範学校男子部の校舎を用いて発足（昭24.6）したが、大学の統合整備計画の実施に伴い、現在の西千葉地区に移転した（昭37.4）。しかし同学部所管の学生寮たる猪丘寮は旧校地内に残された。
2. この猪丘寮の建物はすでに老朽で、早晚、廃止すべき状態にあった。
3. たまたま、千葉県はこの旧校地を含む一円の地帯に文化会館を中心とする「文化の森」建設の計画の実現を急ぎ、猪丘寮生の移転先たるべき新寮を県費により稲毛地区に建設することに決した（昭和40.7.19）。
4. この新寮は、上記敷地内に既設の工学部寮に隣接して建設されることとなった。なお、この新寮には、猪丘寮生のほか文学部所属北寮の寮生ならびに薬学部学生をも収容し、完成の暁は、上記工学部寮と新寮とをあわせて学生部管理の統合寮とすることが予定された。（この統合寮は稲毛寮と命名された。）
5. 大学は予定された新寮の設計、完成後の管理運営等を検討し評議会（昭40. 8. 17）において、新寮は猪丘寮のそもそも代替として考えられたものであるから、ここに猪丘寮在来の収容定員を確保し、その寮生を優先入寮させることを定め、同時に学寮の整備目標、管理運営の基本方針等を定めた。
6. 一方、県は早々に文化会館建設の準備工事を開始（昭40.9）、旧教育学部校舎を取りこわし、ボーリング、測量等を行なった。これにより猪丘寮生の生活は少なからず影響された。  
しかし当時の寮生の関心は、むしろ新寮の施設に向けられており、施設全般について寮生が納得するまでは新寮工事の入札を延期せよ等の要求を掲げていた。教育学部は寮生を呼び説得したが、承服させるには至らなかった。入札は予定より若干遅れて行なわれた（昭40.10）。
7. 文化会館に関して県当局と大学との間には「猪丘寮構内台地上では作業しない」との了解があったのだが、実際には構内で種々の付帯作業が行なわれた。寮生は寮生大会（昭40. 12. 6）を開き、「（県が）約束を破り次々に猪丘寮構内での工事を実施するのは遺憾である。新寮に移るまで工事を全面的に延期してほしい」旨を訴えた。学部は「県への工事全面的中止申し入れは不可、寮生は良識をもって判断行動すべし」と説いたが寮生は「猪丘寮構内に通真基準、看板、バラ線等を設けることは認めることにはできない」との抗議文を提出（昭40.12.21）した。
8. 学長は、学部長、学生部長等と協議の結果、県に対して猪丘寮構内での付帯工事中止方を要請し（昭40.12.24）、県は翌年始め（昭41.1.7）「大学の要請了承」の旨の回答をした。
9. 年改って早々（昭41.1.1）、猪丘寮生、北寮生、「千葉大学学寮協議会」と称する非公認団体（学寮協と略称）、学生自治会等が結集して、移転問題に関し、主として学生部学寮専門部会、厚生補導委員会等に強く働きかけた。  
学寮協の要求は次のとおり（原文のまま）であった。



- 「1. 猪丘寮生，北寮生を無条件で新寮に入れよ
  2. 学寮規程を白紙にもどせ
    - (1) 寮自治に干渉する管理人，宿泊禁止反対
    - (2) 施設の許可制度反対
    - (3) 委員会室，集会室を作れ
    - (4) 経費の負担区分，これ以上の値上げはいやだ
    - (5) 入退寮を我々の手に
  3. 希望者全員が入れる民主的新寮を作れ」
10. 一方，猪丘寮生は「教育学部厚生委員会に寮生を出席させよ，オブザヴァーでもよい，またすでに寮に入っている者すべて（寮生が学部の承認を経ずして入寮させた者を含む）の入寮を認めよ」と要求し，「もし認められなければ残留も辞せず」との態度を示した。教授会（昭41.2.17）はこれらの要求を認めないことに決定した。
  11. 県知事から（昭41.2.10）「新寮は3月20日ごろ完成するから，3月末までに移転してほしい」との申し入れがあった。
  12. 学生部は，学寮専門部会，厚生補導委員会等に諮り，県知事の要請に対する態度を決した。すなわち，要請された時期は学年末であるから移転は困難である旨を説明し，若干の余裕（4月中旬ごろまで）をとることにつき了解を求めた。県はこれを了承した。
  13. 教育学部においては，学部内と猪丘寮に掲示して早急の移転を寮生に要望し，また寮生の父兄にあてて学部長名により移転への協力要望の文書を郵送した。文理学部においては学寮専門委員が北寮生と会って熱心な説得をつづけた。
  14. 教育学部厚生委員会は，厚生補導委員会決定による学寮移転の日取り等の取り扱い方法等を協議（昭41.3.28）の上，移転期限を4月7日と定め，実際の日取りを寮生に決定さすべきことを確認した（昭41.4.5 教授会承認）。
  15. 教育学部は寮生全員を説得すべく，3月31日に集合を命じたが，寮生3名のみ学部きたり教官との会談を録音して帰寮した。
  16. ついで教育学部は，猪丘寮生全員との集会（昭41.4.3）を開き，教育学部長，同学部委員，学生部長，次長が出席して早急移転を寮生に要望し，移転後の寮生の経費負担区分について説明した。
  17. 猪丘寮生は，連日（昭41.3.31～4.6）寮生大会を開き，その間教官も説明に努力し，結果として寮生は大学の指示通り4月7日に移転することに決定した。
  18. 当日（昭41.4.7）は，厚生委員立会いのもとに大学差し向けのトラックを用いて移転を完了（午後）した。教育学部は，寮委員に寮室の鍵を渡した。

## 2. 問 題 点

以上が経過の概要であるが，問題点を要約すれば次のとおりである。

- 1 新寮建設基本方針の策定が遅れ，一方統合寮管理要員を確保できぬまま，管理方式に関する決定に一時的動揺を見たこと。
- 2 尚早の時期における県の工事強行が寮生を刺激し態度を硬化させたこと。

3 寮生は移転の不成功は、県との関係において大学を苦境におとし入れることを察知し、学内の学寮協とあるいはおそらく学外団体とも連携しつつ、大学に対して最大限の要求（寮生による寮の管理権かく得）を行なったと考えられる。

### 3. 大学のとった措置

これらの問題に対して要約すれば、大学は次のように処した。

1 教育学部においては、事態の推移に応じて学部長を先頭に厚生委員（6名）、新寮建設委員等が随時集合、協議するとともに「寮生との直接の接触を計り、教授会は、これら委員会の方針をうけて全教官一致の態勢を固く持した。さらに個々の教官は上記委員会とは別に、それぞれ担当の寮生に対して個別の助言、指導を行なった。同様のことは、文理学部においても行なわれた、要するに学部教官全員一致協力のもとに寮生と膝を交えての話し合いを続ける等の努力を重ねたため、移転の成功に導くことができたものとする。

2 大学は関係機関を総動員して事態の收拾に当たった。必要に応じて厚生補導委員会を開いて学生の助言指導につとめ、かつ説得に当り、また、学生の動向、反応については、機会あるごとに評議会、学部長会議等に報告し関係各方面の意見を徹しつつ関係学部の厚生委員との連絡を密に保った。また学生部は数回にわたって学生代表ならびに多数の学生集団と会談した。

要するに、大学本部ならびに関係学部、諸委員会等が一体となってことに当り、関係規程、規則等については、これを厳守する方針を堅持して学生に対する結果、前記1の努力と相まって意外に急速な解決をみたのであった。なお、事務局の決断により新寮に移転後の寮生の経費負担額の限度を明示し得たことも寮生を説得するに当って大いに有効であった。

## 13. 入寮選考、経費負担区分及び学寮規程改正問題について

金 沢 大 学  
(39. 6~41. 1)

学寮問題は、これを (1) 入寮選考権、経費負担区分等に関する要件闘争と (2) 学寮規程改正反対闘争の二つに分けることができる。

### 1. 入寮選考権、経費負担区分等に関する要求闘争

これらの問題は、昭和38年11月ごろから発生し、昭和39年6月上旬にいたって、一応の解決をみたのであるが、そのあらましを次に述べる。

まず、入寮選考権の問題についてであるが、昭和38年11月30日4寮実行委員会（民青系寮生で組織されている。）の名で、学生部長あてに次のことを要求してきた。

- ① 入退寮選考権並びにその最終決定権は寮生にある。
- ② 寮の運営は寮生の完全な自治の下に行なわれ、学校当局は一切干渉しない。

昭和39年に入り、2月22日、4寮実行委員会は学生部長に対し声明書を提出し、その中で入退寮選考権は寮生にあることを重ねて主張し、また、入寮選考に要する経費を寮生に交付するよう要求してきた。

大学は、寮委員会において、この問題について慎重に審議し、寮生に対してこれらの要求が全く間違っており、不当であることを説得したが、4寮実行委員会は、これに耳をかたむけようとしなかった。

3月3日の入学試験当日になって、学内において寮生（本学学生）が受験生に対して、大学の認可をうることなく入寮案内（1部50円）を販売する事件が発生した。この入寮案内には、各寮の紹介のほか入寮願書が入れてあり、金沢大学の学寮に入寮を希望する者は、この入寮願書により各寮あてに申しこむこと、入寮選考は寮生の手で行なうことが明記されていた。

よって、大学はただちに現場においてその行為を制止すると同時に、各寮の寮務主任を通じてその販売を中止するよう各寮自治委員に申し入れた。また、学生部長名の文書により、4寮実行委員会、各寮自治会に対しその販売中止を命じた。この文書に対して寮生側から文書により拒否の回答をしてきた。

3月5日の入試最終日、大学は一般受験生に対して、学生の販売している入寮案内は大学の承認したものではないことを掲示、さらに各学力検査場において、受験生に対してその徹底をはかるための説明を行った。

さらに大学は、この問題の処理について、学寮委員会、全学補導委員会において慎重に協議した結果、学寮委員の教官が各寮をまわり、その行為が不当であることを寮生に説得した。3月11日になって、学寮委員と寮生との話し合いが行なわれ、その席上、寮生側がこの問題について陳謝し、その後話し合った結果次のことを確認した。

- イ 3月5日の入寮案内販売ははなはだ遺憾であり、今後、再びこのようなことはしないこと。
- ロ 代金50円は本人に返付すること。
- ハ 入寮選考は従来どおり大学側が行なうこと。
- ニ 新入寮生には寮生側から陳謝すること。

なお、この事件に関して評議会は次のとおりの決定を下した。

- イ 寮生側に入寮願を出し、大学側に出さないものは無効とする。
- ロ 代金50円を受験生に返付するよう極力説得すること。
- ハ 不当行為を行なった学生の処分について補導委員会が検討すること。

さらに、大学は、合格通知書発送の際、入寮希望者はすべて大学の指示により正規の手続きをとるようにとの注意書を同封した。

3月31日、正式に大学側に提出された入寮願書にもとづいて入寮選考が行なわれた。

なお、本件の責任者として法文学部の学生1名を戒告処分にした。

次に、経費負担区分の問題であるが、これについても、昭和38年11月ごろから4寮実行委員会の名で盛んに要求書を提出し、大学側と話し合いを行なった。

11月30日には、4寮実行委員会の名で、入退寮選考、寮の運営等の問題とともに次のことを要求してきた。

- ① 寄宿料は100円とする。
- ② 電気料は従来とおり折半とする。
- ③ スチーム暖房費は全額を学校側が負担する。水道料の内、水洗便所、風呂、スチーム用の水は全額を学校側の負担とし、他の分は従来のとおり折半とする。
- ④ 寮に必要な従業員はすべて国家公務員とする。

12月11日には、大学は寮委員会を開催し、この寮生からの要求について審議した結果、光熱水料、寮勤務者の人件費の負担区分については、文部省会計課長通達によることを原則とするが、その具体的適用にあたっては、寮生の経済生活に急激な変動を与えることのないように、弾力的に措置することになった。また、全学補導委員会、評議会においてもこの問題について審議し、この方針を承認した。

大学は、この方針にもとづき具体案を作成して、寮生代表と交渉を行なったが、寮生側の納得がえられず、対立したまま年を越すことになった。

昭和39年2月18日、学寮における経費の負担区分に関する文部省通達があり、2月28日、評議会はこの通達により処置することを了承した。

4月25日、寮生側は、負担区分については、新寮（白梅寮）入寮後に交渉することを提案したが、大学はこれを拒否した。その後、数回にわたり、大学と寮生側との間に交渉が行なわれたが、容易に妥結点に達せず、新寮への移転が2月ほど遅延した。

6月9日になって、この問題についてようやく大学と寮生側との間に意見の一致をみるにいたった。すなわち、① 寮費は300円とし、② 寮生雇いの炊事使用人は昭和42年3月までは3名以上には増さない、③ 旧寮から新寮に移るため寮生の負担が増す場合にはその分だけ大学側が設備の充実などに努めることなどを相互に確認し合ったので、この問題はようやく解決するはこびとなった。

なお、この際の経費負担区分に関する申し合せの結果にもとづき、経費負担区分の基準が作成され、6月12日の評議会において正式に決定されるにいたった。（資料3）

## 2. 学寮規程改正反対闘争

本学では、昭和40年7月15日に学寮規程の改正を行なったが、これは次のような理由にもとづくものである。

- イ 本学には、学寮の管理・運営に関する寄宿舎規程があったが、その内容が現状に即せず、また条文の編成、配置が不統一であること。
- ロ 旧規程の内容が不備であるので、さらに整備する必要があること。
- ハ 学寮規程のほか、学寮委員会規程、経費負担区分の基準などが別々にあるが、これを統一する必要があること。
- ニ 北浜寮新営のための昭和41年度の概算要求書に新しく整備された学寮規程を添付する必要が生じたこと。

以上のような理由によって学寮規程を改正することとなり、学寮委員会、全学補導委員会において慎重に審議の結果、改正原案を作成し、7月15日の評議会において正式に金沢大学学寮規程が制定された。

（旧規程、新規程の内容比較については資料1および2）

なお、この改正は主として条文の整備、統一を目的とするものであって、従来の寮生の自治、その他の

慣行を変えるものではないので、各学部での審議は行なわれなかった。

この規程改正に反対して、9月ごろから、一部寮生が中心となり、学寮新規程の白紙撤回を要求する抗議運動を行なった。しかしながら、寮生以外の一般学生はこの問題には無関心であり、大学側も寮生の開催する抗議集会には、学寮委員、学生部職員ができるだけ出席して説得にあたった。また、新規程と旧規程との比較対照表を作成して全寮生に配布し、新規程は寮生の従来の自治生活をすこしも変えるものではなく、むしろ向上させるものであることを力説した。

かくして、この反対運動も9月ごろから年末までは、いろいろの形で行なわれたが、昭和41年に入ってから、あまりみられなくなった。

以上学寮問題について要旨を述べたが、これらの問題は決して完全に消え去るということはない。機会があればいつでも燃え出してくるだけの秘めた力を内蔵している。大学としては、あらゆる機会をとらえてできるだけ寮生と接触し、人間的な信頼関係をたかめるように努める必要がある。

(資料 1)

金沢大学学寮規程（新旧対照）

| 学 寮 規 程<br>昭和40. 7. 15 制定                                                                           | 旧 寄 宿 舎 規 程<br>昭和26. 8. 25 制定<br>〔特にことわらない場合は旧寄宿舍規程〕<br>の条文を意味する。                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (趣 旨)<br>第1条 この規程は、金沢大学における学寮の管理運営について必要な事項を定める。                                                    | (新規条文)                                                                                 |
| (学寮の目的、性格)<br>第2条 学寮は、大学教育の一環として、健全な自治精神に基づく規律ある共同生活を通して、崇高な人格の育成と社会性の陶冶に資することを目的とする                | 第1条 寄宿舍は大学教育の一環として、自治精神に基づき、崇高な人格を養ない、健康な団体生活を営むことを目的とする。                              |
| (学寮の管理運営の責任者)<br>第3条 学寮の管理運営の責任者は学生部長とする。                                                           | 第2条 寄宿舍は学生部の所管とする。                                                                     |
| (学寮委員会)<br>第4条 学寮の施設、管理、運営等について審議し、その円滑な運用を図るため学寮委員会をおく。<br>2 学寮委員会に関する規程は別に定める。                    | 「金沢大学学寮委員会規程」(規程第142号)<br>第2条 委員会は、金沢大学学寮の施設、管理、運営等につき審議するものとする。(旧「金沢大学学寮委員会規程」第2条 同文) |
| (入寮願)<br>第5条 入寮を希望する学生は、入寮願に大学の指定する書類を添えて、学生部長に願い出なければならぬ。<br>(入寮選考)<br>第6条 入寮を許可すべき者の選考は、学生部長が行なう。 | 第4条 寄宿舍に入舎を希望する学生は学生部に申し出、学生部長は選考の上入舎を許可する。                                            |

|                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 前項の選考を行なうにあたり、学生部長は寮生の意見を徴することができる。<br/>(入寮の許可)<br/>第7条 入寮の許可は、前条の選考の結果に基づいて学生部長が行なう。</p>                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(入寮手続)<br/>第8条 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に、保証人連署の誓約書を学生部長に提出して入寮しなければならない。</p>                                                                                                                                     | <p>第5条 入舎を許可された者は、保障人連署の誓約書を提出しなければならない。</p>                                                                                                                                                                |
| <p>2 前項の手続を所定の期限内に完了しないとき、または入寮の選考にあたり虚偽の申し立てをしたときは、学生部長はその者の入寮許可を取り消すものとする。</p>                                                                                                                                | <p>(実施事項)</p>                                                                                                                                                                                               |
| <p>(入寮の時期)<br/>第9条 入寮の時期は、原則として4月および10月とする。ただし、欠員が生じたことによって入寮を許可した場合はこの限りでない。</p>                                                                                                                               | <p>第4条<br/>2 入舎は原則として、4月および10月に行なう。</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>(寄宿料)<br/>第10条 寮生は、寄宿料月額金300円(木造の寮の場合は月額金100円)を毎月20日までに収入官吏に納入しなければならない。<br/>2 入退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は、1ヵ月分を納入しなければならない。<br/>3 休業期間中に係る寄宿料は、第1項の規定にかかわらず当該期間の開始する月の前月の納入日までに納入するものとする。<br/>4 既納の寄宿料は、還付しない。</p> | <p>第6条 寄宿料は、月額100円(昭和34年4月1日以降に新築された寄宿舎で鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造のものにあっては月額300円)とし、毎月20日までに納入しなければならない。<br/>2 寄宿料は入舎当月から退舎当月までの分を納入しなければならない。<br/>3 冬期または夏期休暇中の分は、その休暇開始前に納入しなければならない。<br/>5 既納の寄宿料は返付しない。</p> |
| <p>(光熱水料等の経費の負担)<br/>第11条 寮生の食費その他私生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。<br/>2 経費負担の細部については、別に定める。<br/>3 寮生は、前2項の光熱水料等について大学の定める額を、毎月所定の日までに学生部長の指定する者に納めなければならない。</p>                                                      | <p>「学寮の管理運営に要する経費の負担区分に関する基準」<br/>(昭和39年6月12日評議会決定)全文</p>                                                                                                                                                   |
| <p>(施設の保全等)<br/>第12条 寮生は、居室、共用施設、その他の学寮の施設を保全し、保健衛生、防火、災害防止に意を用いなければならない。</p>                                                                                                                                   | <p>(実施事項)</p>                                                                                                                                                                                               |
| <p>2 故意または重大な過失により施設、設備、備品を滅失、毀損または汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。</p>                                                                                                                                        | <p>○「学寮の管理運営に要する経費の負担区分に関する基準」別表第2欄、故意または重大な過失にもとづき施設設備を破損した場合の賠償金。<br/>○金沢大学所属国有財産臨時使用規程(規程134号)<br/>第8条 使用者が故意または過失によって、建物および器具、施設等を滅失き損したときは、本学の指示に従ってすみやかに原状に復さなければならない。</p>                            |
| <p>(自主的規律)</p>                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                             |

|                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第13条 寮生は、学寮生活を自主的に規律するため規約を作ることができる。この場合、学生部長の承認を得なければならない。</p>                                                                                                                                                             | <p>第3条 第1条の目的を達成するために、各寄宿舎にそれぞれ寮規約を設ける。</p>                                                                                                                                                                                          |
| <p>(退寮手続)<br/>第14条 退寮を希望する者は、事前に学生部長に退寮願を提出して、その承認を受けなければならない。</p>                                                                                                                                                             | <p>第4条<br/>3 退舎は学生の申し出により、随時許可する。</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p>(退寮処置)<br/>第15条 寮生がつぎの各号の一つに該当するときは、学生部長は退寮を命ずるものとする。<br/>(1) 本学の学籍を失ったとき。<br/>(2) 3ヵ月以上寄宿料または光熱水料等、第11条に定める経費の納入を怠ったとき。<br/>(3) 学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。</p>                                                             | <p>第7条 寄宿料を滞納する者があるときは、金沢大学通則第35条を準用する。<br/>第8条 本学学籍を離れた者は、遅滞なく退舎しなければならない。<br/>第9条 寄宿舎の管理上不適当と認められた者には、退舎を命ずる。<br/>○金沢大学通則（規程第1号）<br/>第35条（滞納の制裁）所定の期日までに授業料を納付せず、催告をうけても、納付しない者があるときは、学部長または教養部長はその登学を停止し、なお滞納するときは、学長これを除籍する。</p> |
| <p>(寮生以外の者の宿泊等)<br/>第16条 寮生以外の者の宿泊、学寮施設等の利用は認めない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、願い出により学生部長はこれを許可することがある。</p>                                                                                                                              | <p>第11条 寄宿生は、外来者を自室に宿泊させてはならない。ただし、止むを得ない事由によって宿泊させるときは、学生部長に申し出、許可を受けることを要する。</p>                                                                                                                                                   |
| <p>(寄宿料の免除)<br/>第17条 死亡または行方不明のため退寮した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。<br/>2 寮生または当該寮生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難であると認められる場合は、災害当月の翌月から当該年度末までの期間の範囲内において、寄宿料の全額を免除することがある。<br/>3 前2項により免除を受けようとする者は、学生部長を経て学長に願い出るものとする。</p> | <p>第8条<br/>2 前事項において、死亡または行方不明のため退寮した場合は未納の寄宿料の全額を免除することができる。<br/>第10条 学生または当該学生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合は、災害当月の翌月から当該年度末までの期間の範囲内において、寄宿料の全額を免除することができる。<br/>2 前項により免除を受けようとする者は、学生部長を経て学長に願い出るものとする。</p>            |

付 則

1. この規程は、昭和40年7月15日から施行する。
2. 金沢大学寄宿舎規程（昭和26年8月25日制定金沢大学規程第29号）は、廃止する。

(資料 2)

金沢大学学寮委員会規程 (新旧対照)

| (新)学寮委員会規程<br>昭和40. 7. 15 制定                                                                                                             | (旧)学寮委員会規程<br>昭和28. 4. 17 制定                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (名称)<br>第1条 この委員会は、金沢大学学寮委員会（以下「委員会」という。）と称する。                                                                                           | (名称)<br>第1条 本会は、金沢大学寮委員会と称し、金沢大学寄宿舎に関する事項を審議する学生部における専門委員会とする。                                                   |
| (任務)<br>第2条 委員会は、金沢大学学寮の施設、管理、運営等につき審議するものとする。                                                                                           | (任務)<br>第2条 本委員会は、金沢大学寄宿舎の施設、管理、運営等につき審議するものとする。                                                                 |
| (構成)<br>第3条 委員会は、次の職員を委員として組織する。<br>(1) 学生部長<br>(2) 各学部および教養部から選出された教官各1人<br>(3) 女子教官2人<br>(4) 事務局長<br>(5) 学生部次長<br>(6) 学生課長<br>(7) 厚生課長 | (構成)<br>第3条 本委員会は、次の職員を委員として組織する<br>1 学生部長<br>2 各学部および教養部から選出された教官各1名<br>3 女子教官2名<br>4 学生部次長<br>5 学生課長<br>6 厚生課長 |
| (任命)<br>第4条 前条第2号、第3号の委員は、各学部長並びに教養部長から推せんされたものについて学長が命ずる。                                                                               | (任命)<br>第4条 前条第2号、第3号の委員は、各学部長並びに教養部長から推せんされたものについて学長が命ずる。                                                       |
| (任期)<br>第5条 教官である委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>2 委員は再任を妨げない。                                                                 | (任期)<br>第5条 教官である委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>2 委員は、再任を妨げない。                                        |
| (会議)<br>第6条 委員会は、学生部長が招集し、議長となる。<br>2 学生部長に事故があるときは、学生部次長が代理する。<br>3 委員は、学生部長に委員会の招集を求めることができる。                                          | (会議)<br>第6条 本委員会は、学生部長が招集し、議長となる<br>2 学生部長に事故があるときは、学生部次長が代理する。<br>3 委員は、学生部長に委員会の招集を求めることができる。                  |

付 則

1. この規程は、昭和40年7月15日から施行する。
2. 金沢大学寮委員会規程（昭和28年4月17日制定金沢大学規程第33号）は、廃止する。



(資料 3)

学寮の管理運営に要する経費の負担区分に関する基準

昭和39年6月12日 評議会決定

1. 大学が負担する経費は学寮の施設設備を新営し、補修するための経費の外、第1欄に掲げるものとする。
  2. 寮生が負担する経費は施設、設備の使用料（いわゆる寄宿料）の外、第2欄に掲げるものとする。
- 付 則
- コンクリート造り寄宿舎につき昭和39年4月1日以降入寮するものに適用する。

(別 表)

| 欄<br>項目       | 第 一 欄 (国費負担)                                                                                          | 第 二 欄 (寮生負担)                                                |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 人 件 費         | (1) 施設の管理上学校が必要と認めて事務員掃除人、火夫等を配置する場合にはそれらの給与。<br>(2) 保健衛生、栄養管理上学校が必要と認めて保健婦、栄養士、調理士等を配置する場合には、それらの給与。 | 寮生の炊事のための炊事人の給与。                                            |
| 電 気 料         | (1) 居室以外の施設において使用する電気（私生活のためのものを除く。）の料金。<br>(2) 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金。                                | (1) 居室で使用する電気その他寮生の私生活のために使用する電気の料金。<br>(2) 寮生の炊事のための電気の料金。 |
| 水 道 料         | (1) 施設の管理のために使用する水道料金。<br>(2) 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金。                                                  | (1) 洗面所、洗濯場、浴室において使用する水道の料金。<br>(2) 寮生の炊事のために使用する水道料金。      |
| 燃 料 費         | (1) 学寮の管理のために使用する燃料費。<br>(2) 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金。                                                   | (1) 居室の暖房のための燃料費。<br>(2) 寮生の入浴および炊事のために使用する燃料費。             |
| 消 耗 品 等 の 費 用 | (1) 居室以外の施設の清掃のために必要な掃除用品の購入費。<br>(2) 学寮の管理上必要な事務用品、文具類、消耗品等の購入費。<br>(3) 寮生のために備える救急医療品の購入費           | (1) 寮生の私生活のために必要な食器類、居室の清掃用品、その他消耗品の購入費。<br>(2) 食事材料費。      |
| そ の 他         | 保健衛生上必要な清掃汲取などの費用。                                                                                    | 故意又は重大な過失にもとづき施設設備を破損した場合の賠償金。                              |

## 14. 学寮の入寮選考、暖房及び炊夫の問題について

大阪外国語大学  
(38. 5～42. 5)

### 問題の概要

本学の学寮は昭和38年4月から発足したが、その後間もなく学寮規程と学寮委員会規則に対し、学生側から不満の声がおこり、この両規程に対する寮生の反対運動は概ね1年近くも続いた。

この反対運動において問題の中心になったのは、入寮者の選考を学生が行って、入寮者に許可を与えるというのであったが、学生側と屢次に及ぶ会談の結果、大学は管理者であるという立場から、学生側の申出は行き過ぎであるとして、学生の自主性は尊重するが、学生部長に届出て許可を求めよう説得したので学生側も遂にこれに同意した。これを契機として学生の入退寮とも学生部長の許可を得なければならぬという慣行が確立し、今日に及んでいる。

入寮許可問題は一応片附いたが、その後39年2月末より現在に至るまで、2.18通達にある寮生の経費負担区分をめぐり、学生側は暖房の国費負担、炊夫の国費雇い上げ等に関し大学側に要求し、これが解決をせまっている。石油暖房の国庫負担については、大学としては学生の申出は実施不可能として拒否しているが、臨時的措置として後援会より一部分の補助を与えている。

炊夫の国費雇い上げについても、寮生はこれが実施方を一日も早く実現するよう要望してきているが、本学においては寮の炊夫は全員学生が雇いあげているという実情に鑑み、大学側としては何等かの方法で寮生の生活費を軽減できるよう考究中である。ことに炊夫問題は、寮の衛生管理にも関係があり、万一の事故発生への危惧も懸念されるので、何らかの前向きに解決したいものと苦慮しているのが実状である。

これら二つの問題は本学においては目下(昭和42.5.10)のところ学生側は話し合いの姿勢をもっているもので、大きい紛争にいたることはないものと推測するが、大学側としてもこの問題の処理について積極的に取り組む必要があるものと考えている。

## 15. 学寮の経費負担区分等に関する紛争について

山形大学  
(40, 9. 6)

### 総括

山形大学においては昭和40年5月、学寮の経費負担区分問題に端を発して、一部学生による教育学部教授会に対する妨害行為および学長軟禁等の不祥事件が発生し、その結果退学6名、停学3名、戒告3名の処分者を出すにいたった。これに対し学生は、その処置を不当であるとして処分の白紙撤回、負担区分の

撤回等を要求し、無期限ストライキを決議して以来、連日授業放棄、無届集会、さらには教室封鎖、教職員に対する面会強要、軟禁などの不法行為を繰り返し、7月上旬以降夏季休業をはさんで9月5日にいたるまで、2カ月にわたって正味20日間の紛争を続けたが、大学の確固たる態度と自治会執行部等に対する一般学生の強い批判のためにストライキの続行は困難となり、9月6日にいたって学園は漸く正常な状態に復した。その経過は大要次のとおりである。

## 1. 山形大学における学寮問題の傾向について

山形大学における学寮は、4学部にわたり7寮を有し、定員884名の寮生を収容しているが、これらの寮は、いずれも旧制高校・高専時代に建設されたもので著しく老朽化し、また、学部学科の整備拡充に伴い移転改築を要するなど、学寮全体にわたって整備改善する必要に迫られていた。

大学は、このような実情にかんがみ、昭和39年8月、学寮の具体的な改善方策について検討を始めるとともに、学寮経費の負担区分の改善ならびに学寮規則の一部改正に着手し、補導協議会等において審議を重ねてきたのである。

これに対し学生は、文理学部自治会（非公認）および教育学部学友会執行部が中心となり、さらに各学寮の代表者が加わって、当初から負担区分反対、学寮管理運営規則撤廃等の運動を行ってきたが、これらは全国的な統一闘争の一環として掲示、ピラ等によりアピールするに止まり直接的な反対運動にはいたらなかった。

## 2. 寮生雇い炊婦の公務員化に対する学生の要求について

紛争の直接のきっかけとなったのは、寮生雇い炊婦の公務員化に対する学生の要求である。すなわち、教育学部所管の女子寮である紫苑寮（定員114名）において、去る3月寮生雇い炊婦1名が一身上の理由で退職したのであるが、新学期にはいって寮生代表者は、これを補充する後任炊婦の給与を国費負担に切り換えるよう要望してきた。教育学部においては、寮生代表と話し合いを行なった結果、炊婦の給与は従前どおり寮生負担とするが、その人選については学部において適任者を探すことを約し、職業安定所その他縁故をたどるなどの努力を重ね、漸く適任者を得て採用決定の段階になった。

ところが、寮生代表はにわかには前言をひるがえし、そのような約束をした覚えはないとして、再び炊婦の公務員化を強く主張してきたのである。

寮生代表が、このように急激に態度をかえた理由は、去る5月、明治大学において第7回全寮連定期大会が開かれ、この大会において学寮の管理運営規則を粉砕し、文部省通達の具体化に反対する等の行動方針を決定したのであるが、本学からもこれに数名が参加し、その意を体して強硬態度に出たものと思われる。

それと同時に、これまで学寮問題に関して大学との話し合いは、主として寮生代表との間に行なわれてきたのであるが、寮生だけの孤立した闘いから脱し大衆闘争によるべきであるとして、自治会、学友会執行部の介入を求め、両者の統一戦線を組織して日韓会談、ヴェトナム問題等の政治課題と学寮問題を結びつけ、多数の学生を動員し、さらに学外の労働団体等の支援を得て闘争を盛りあげ、集会、宣伝、デモ行進、あるいは学生のいう団交等により圧力を加えて、その主張を通そうと図ったため、問題の解決は、一層複雑かつ困難となった。

### 3. 教育学部教授会に対する学生の妨害について

5月20日午後4時30分教育学部教授会は、中央図書館3階会議室において開催されたが、会議進行中文理・教育両学部の学生約50名は、会議室前の廊下および出入口に座り込み、そのうち数名がドアを押しかけて室内にちん入し、何等の了解を求めることもなしに、学生の要求と称するものを話し始めた。教授会は直ちに学生の退去を命じたがこれに従わず、他方100余名の学生は、会議室窓下付近に集まり、携帯マイクをもって大声で叫び、労働歌を高唱するなどけん騒を極めた。そのため数回にわたって教授会は中断せざるを得なかった。

教授会は、午後8時頃閉会されたが、会議が終わると見るや、一部学生は再び室内にちん入するとともに、座り込みを続けていた学生は扉を外から固く閉ざし、教官の退出を阻止し、約1時間にわたって、軟禁状態とした。そのため、室外に出ようとした教官が押し戻される等のことがあり、数名の教官は傷害をうけるにいたった。

執行部学生等がこのような行動をとったのは、教授会において学寮問題が審議されるものと推測し、炊婦の公務員化について直接教授会に要求すべく計画し、この挙に出たものと考えられる。

### 4. 学長に対する話し合い要求と学生の不法行為について

学生は、学寮問題に対する要求を通すには、単に一学部を対象として交渉を行なっても限界があり、全学の問題として学長との話し合いにより解決点を見い出すべきであるとの判断のもとにいわゆる団交と称して、学長との面会を要求してきた。

学長は、学生の強い要望にこたえ、6月18日学長室において、50分間を限って学生代表10名と、炊婦の公務員化問題を中心として話し合いに応じたのであるが、話し合い開始後間もなく文理・教育両学部学生約150名は、学長室に通ずる廊下、階段およびその周辺に座り込み、教職員の通行を遮断し、学長室の出入口をふさいだ。学長室における話し合いは、学生側の一方的な要求に終始し、その場で受諾するよう迫ったが、学長は不当な要求であるとしてこれを拒否した。学生代表は約束の時間を経過するも、話し合いの打ち切りに応ぜず、退出しようとする学長を追いかけてこれを取囲み、出入口にピケを張り、1時間にわたって軟禁状態におき、回答を強要する等の不法行為を行なった。

### 5. 学生の懲戒処分について

文理学部および教育学部教授会は、5月20日の教育学部教授会ちん入事件について、多数の教官を不法にかん禁し、傷害および恐怖感を与えて学園の平和と秩序を著しく乱した理由によりその指導的役割を果たした学生12名に対し、次のとおり懲戒処分を行なうことを決議し、学長に申請した。

退 学     6名（文理学部4名，教育学部2名）

停 学     3名（教育学部3名）

戒 告     3名（文理学部2名，教育学部1名）

学長は、正式文書を受理すると同時に学部長会議を招集してこれを諮り、7月1日決議し公表したが、文理・教育両学部長は、同時に告示を発し、一般学生に対して、学生の本分を誤ることなく自重し、良識に従って行動するよう要望した。

### 6. 処分発表後の学生の行動について

(1) 処分の発表は7月1日午後7時に行なわれたが、これを知った文理学部自治会、教育学部学友会執行

部および寮生代表等は直ちに活動を開始し、2日一般学生の登校を待って学生大会を開き、約800名の学生を集めて夕刻まで集会を続け、処分撤回、負担区分撤回および学寮の管理運営規則廃止等を含む14の項目について、大会決議と称し学長の回答を要求する書類を提出すると共に、学長および学部長に対し、全学生との団体交渉に応じるよう要求してきた。14項目の要求事項は次のとおりである。

1. 不当処分を撤回せよ。
2. 負担区分を撤回せよ。
3. 炊夫を学校雇用とせよ。
4. 文理改組を公開せよ。
5. 教員養成制度を明らかにせよ。
6. ○管規程を撤廃せよ。
7. 部室を増設せよ。
8. 部室使用要項を撤廃せよ。
9. 自治会を公認せよ。
10. 学館の運営を学生の手に渡せよ。
11. 検印制を廃止せよ。
12. 図書館を夜9時まで開館せよ。
13. 講義単位を保証せよ。
14. 学生部案を撤廃せよ。

注 ① 第11は、学生が掲示あるいは印刷物を頒布する場合は、届け出ることにしているが、これを廃止せよということである。

② 第13は、闘争による授業の欠席に対しても、補講を行ない、単位を与えよとの意味である。

③ 第14は、学寮の経費負担区分の改善および学寮規則改正に関する学生部案のことである。

④ 処分発表後も一般学生は、平常どおり授業をうけようとする者が少なくなかったが、執行部学生らは授業放棄をよびかけ、さらにその後は各教室入口に4名～5名の学生を立てて教室に入るのを妨害し、教官に対しても講義を行なわないよう要求した。

このような不法行為は日を追って激しくなり、連日授業放棄、無届集会、アジビラ撒布、シュプレヒコール、労働歌高唱などにより、学園内はけん騒を極め、到底正常な授業を行ないうる環境にはなかった。また、処分発表後、一部政党、労働団体等は、大学に対して処分理由の説明を求め、あるいは抗議を行なうなどの動きが見られた。なお、東北地区の数大学およびその他の大学から30名内外の学生が来学し、直接闘争の支援に参加したものと推定される。

学生は7月5日に至ってハンストを含む無期限ストライキを決議し、教室前にバリケードを築いて授業妨害を行なうと共に、大学正門および教室入口その他各所に要員を配置し、教職員の動静にも監視の目を向けるようになったが、7月6日には教育学部長を室内に閉じ込め、さらに屋外に出たところを多数をもって包囲し、数時間にわたって話し合いを強要し、また学生部長を前後9時間にわたって身体を拘束し、そのため疲労甚だしく医師の診断を受け、午後11時すぎに漸く帰宅する等のことがあった。

このような混乱状態は、夏季休業にいたる7月14日まで続いたが、一般学生の動員数は時日の経過と

共に次第に少なくなり、休暇直前においては、常時集会等に参加する者は200名～300名程度となり、また活動の指導的役割を果たした者は、被処分者を含め20名程度であった。

③ 学長および学部長等との話し合い要求については、大学はこれに応じることとし、7月12日、14日、16日の3回にわたって学生代表20名と、毎回3時間程度行なったが、話し合いは専ら処分問題に集中された。学生は処分理由が明確でなく、事実認定に誤りがあるとして教授会において再審議のうえ全面的に撤回することを強く要求したが、大学は、学生に対する処分は教育的な配慮のもとに行なわれるもので、刑事罰とは本質的に異なり、従って刑事裁判類似の手段によるべきでなく、また教授会においては審議をつくり、最終的には教授会の構成員全員により、絶対多数をもって決定したものであることを説明し、処分撤回の意志のないことを明らかにした。しかし、学生代表等は納得せず、教授会の審議内容の公開を迫るなど不法な要求を繰り返した。特に第2回および第3回の話し合いにおいては、明らかに相互理解を目的とする話し合いの限界を越え、非礼な態度と言辞をもって大学側を攻撃し、学長、文理、教育両学部長の辞職を要求すると共に、この会談は、単なる話し合いではなく、学長、学部長を裁判するものであり、これ以上の話し合いは無用であると極言し、今後は社会党を通じ、国会において責任を追求する等と脅迫がましい態度に出た。

④ 執行部学生等は、7月15日からの夏季休業に入るに際して、休暇あけの9月1日以後も、他大学および学外の革新団体等の応援を得て、拠点闘争を続ける方針を定め、授業放棄、定期試験ボイコットをもって大学に対抗し、あくまで処分撤回を貫くことを決議していた。その具体的な行動として、8月30日夜において、寮生を中心として50名～60名の学生は、文理学部および教育学部教室入口7～8個所に机、いすをうず高く積みあげて、バリケードを築き、さらに各扉、窓わくに5寸釘を深く打ち込み、入室を不可能ならしめると共に、アジビラ数百枚を校舎内外、教室の黒板いたるところにはりつけた。

これらの妨害物は、翌朝にいたって事務系職員により撤去されたが、夜半において再びバリケードを築く等の不法行為が3回にわたって繰り返され、その結果施設、設備の損壊するものが少なくなかった。

## 7. 学生の行動に対する大学の処置について

### (1) 学生の質問に対する回答について

さきに学生大会の決議と称する14項目の質問については、その内容に妥当性を欠き回答を要しないものも含まれているが、単に執行部学生を対象とするのみでなく、一般学生に対しても真実を理解させ、大学の意図を正しく伝え、問題の本質を明らかにするため、各項目について回答を与えることとし、7月5日、文書をもって学生部長から手交した。

その後さらに学生は、7月16日第3回の大学との話し合いに際し、最終的要求なるものを提出し、4項目について回答を求めてきたが、これに対しては、7月22日次のとおり回答した。

#### 1. 処分の撤回について

処分は、撤回しない。処分学生の今後の更生については、充分配慮する。

#### 2. 負担区分の撤回について

負担区分の撤回は、できない。ただし、既設の寮の負担区分の実施の時期等については、学生の意見も聞き、今後充分検討する。

#### 3. ○管規定の廃止について

国有財産である学寮の管理運営は、大学の責任において行なわれなければならないことは、明確である。したがって、学寮の管理運営規則改正案は、廃止できない。しかしながら、学寮における日常的な事項については、寮生の自主的な運営に委ねる。

#### 4. 大学予算の公開について

大学の予算は、公開しない。

#### ② 学長の記者会見について

学寮の負担区分問題に端を発した学生の処分等について、その経緯と大学の立場を明確にし、一般学生ならびに市民の理解を深めるため、7月8日在市11の報道機関の参集を求め、学長の記者会見を行なった。

#### ③ 学生の父兄との連けいについて

文理学部および教育学部は、紛争発生後それぞれの父兄会、役員会あるいは総会をしばしば開催し、学生を処分するにいたった経過ならびに大学の処置について説明し、父兄の理解と協力を求めると共に、全学生の父兄に対して学部長および父兄会長の名をもってそれぞれ詳細な報告を行なった。

夏季休業中においても、絶えず密接な連けいを保ち、特に学生の帰郷中、家庭において充分な話し合いを行ない、9月以後学園が正常に復帰するよう協力を依頼した。

#### ④ 被処分学生の補導について

被処分学生は、処分発表後も引き続き学寮内に居住し、あるいは大学構内にあって不法活動を続けているので、これら学生の父兄に対し、直ちに子弟を帰郷せしめたいやうえ、家庭においても、充分補導するよう依頼すると共に、各学部補導委員およびクラス担任教官は、被処分学生ならびにその父兄と話し合いを行ない、将来の更生のため、今後の行動については充分自重し反省するよう助言と指導を行なった。

#### ⑤ 学長声明について

学長は、7月31日学長声明を発し、学生の処分問題を頂点として起った不祥事件について大学の見解を明らかにし、学園の正常化のため大学および学生のとるべき態度について所信を表明し、これを印刷して全学生のもとに送付した。(資料)

#### ⑥ 授業開始日におけるクラス担任教官と学生の話し合いについて

文理学部および教育学部教授会は、休暇明け第1日の9月1日には、教官は全員8時30分前に出勤して、起りうべき事態に対処し必要に応じて学生の補導を行なうなど、あらゆる障害を排除して、正常に授業を実施することを決定した。また、教育学部は、授業実施に先だち各クラスごとに担任教官と学生との話し合いを行ない、相互の理解を深めることをきめた。

それと同時に文理学部長および教育学部長は、9月1日学生の登校と同時に告示を発し、授業の完全実施について教授会の態度を明らかにし、学園の平和と秩序を守るよう強く要望した。

#### ⑦ バリケード撤去について

8月30日夜、執行部を中心とする一部学生によって築かれたバリケードは、9月1日授業開始前、山形キャンパス内の事務職員全員(110名)により撤去されたが、学生はあくまでも授業を妨害すべく、同日夜半にいたり、再び一段と強固にこれを築いた。しかし、9月2日も前日と同様の手段によりこれを撤去した。この措置は、評議会および学部教授会の、学園の正常化に対する確固たる方針に基づき、

教官と事務系職員の協力のもとに実施されたものである。

バリケード撤去に際しては、急進学生20余名による激しい抵抗と一部暴力的行為も見られたが、これを排除して教室封鎖の解除を行なった。一般学生は、撤去作業中周囲にいて、傍観する態度をとったが、教室の整備が終ると同時に入室して授業をうけた。

## 8. ストライキの解除について

紛争発生後は、集会あるいはデモ行進等において800名以上の学生を動員していたが、その後過激な実力行使が続けられるに伴って、学生の動員数は逆に低下し、休暇あけの9月1日においては、執行部学生等は、大学の計画による各クラス担任教官と学生との話し合いを拒否し、授業および試験ボイコット再確認のため、抗議集会に参加するよう呼びかけたが、大部分の学生は、これを無視して授業をうけたため、抗議集会は不成功に終わった。

執行部学生等は、一般学生が次第に離反していくのにあせりを感じてか、理性を逸した過激な行動に出たが、このことは、かえって多くの学生から行き過ぎとの批判を浴びる結果となり、一部学生による「学生は教室に帰ろう」の運動も行なわれるようになり、学生自身の手により学園の正常化を図ろうとする気運は、急速に高まってきた。また、紛争に際して、常に積極的な役割を果たしてきた寮生の間にも、執行部の闘争方針に対して批判的な空気が強まり、闘争体制の基盤が動揺しつつあった。

9月3日、山形大学全学闘争委員会主催のもとに計画されていた全国学生総決起大会は、全国十数大学から約60名の代表を集めて学内で集会を行なったが、主催者側である山形大学の参加学生は、百数十名程度にすぎず而もその中に批判的學生もあり、大会は盛り上がりの乏しいものであった。

このような情勢の変化のもとに、執行部は9月4日、学生大会を開いて、「今後の闘争方針」について討議した。参加学生は、当初200名内外であったが、その後、次第に減少し、大会の終るころには、60名～70名程度となった。しかも、参加学生の中から、これまでの過激な直接行動による授業妨害に対して不満の声が強く、多数の支持を得られないまま、執行部自身により、ストライキ解除およびバリケード撤去を提案せざるを得なくなり、ここに、2か月にわたる紛争は終息し、9月6日から、学園は正常な状態に復したのである。

## 考 察

1. 貴本学においては数年前から、学友会を自治会に改組しようとする動きがあり、昭和37年4月、文理学部の学友会の総会において、昭和38年4月から大学の指導を排除して自治会に改組することを決議した。これに対して文理学部はこれを認めないという態度をとり、一応経過を見守ることとし、特別な対策を講じなかった。学生は38年4月から自治会として活動を始め、他学部の学友会執行部もこれを支援した。大学はあくまでもこれを認めず、これが大学側と学生との対立のもととなり、学内のあらゆる学生運動の底流となって今日に至っている。

昨年の大学会館使用ボイコット問題、教育学部紫苑寮の炊婦問題に端を発した今回の騒じょう等は、すべて非公認である文理学部自治会執行部の尖鋭分子によって行なわれている。

今回の騒じょうが、前述の背景のもとに急速に拡大されたのは、

- (1) 数名のプロ的な尖鋭分子が学外団体の支援連絡のもとに、巧妙に一般学生を煽動したこと。
- (2) 特に入学後間もない1年次の学生に対し、学寮を拠点としていわゆる洗脳を行ない、これらの学生



が一方的な宣伝に乗じて動いたこと。

- ③ これまでたびたび無届の集会やピラその他の不法行為に対して何らの処置も講じなかったこと。
- ④ いろいろな問題について、一般学生に対して大学の態度、方針を正しく理解させる努力が足りなかったため、一般学生は一方的な誤った宣伝のみによって動いたこと。
- ⑤ 教官が問題（学寮の負担区分、その他）に対する理解に乏しく、学生に対する説得力、指導力にやや欠けるところがあったこと。

などが大きな原因であると思われる。

2. 7月1日処分発表以来、夏季休暇をはさんで2か月にわたって続けられてきた紛争が、9月にいって中止された理由は、直接的には執行部の闘争方針に対し、一般学生がこれに同調しなくなり、動員力の著しい低下を来たし、執行部の孤立を招いたことにあるが、このように急速に転換するにいたった事情については次のことが考えられる。

- (1) 大学は一貫して基本方針を変えなかったこと。

学生は、大学に対してあらゆる手段を用い、時には学外勢力の応援を得て自己の要求を通そうと図ったが、大学は基本方針については一貫して変えることがなかった。例えば、処分問題について、教授会の再審議を執ように要求し、処分の無条件撤廃を迫ったが、大学は一步も譲ることなくその処置の妥当性について信念をまげなかった。

- (2) 全学一致の態勢が、維持されたこと。

処分問題を直接審議した文理・教育両学部教授会が、密接な連携を保ったことはいうまでもなく、その他の学部との意志の疎通にもじゅうぶん考慮が払われた。そのためには、しばしば教授会、学部長会議あるいは評議会を開催し、大学全体の意志統一と協力関係が維持された。

- (3) 父兄との連絡を密にしたこと。

文理・教育両学部は、紛争発生直後から学生の父兄に対し、学園内の事態の推移について絶えず連絡し、その理解と協力を求めたが、父兄もまた積極的に大学を支援した。

- (4) 一般学生に対し、紛争発生の経緯について周知を図った。

一般学生は、紛争の発生するにいたった経緯について十分な認識をもたず、一部学生の宣伝により大学に対する不信感ないしは疑惑を感じていた。大学は補導委員、クラス担任教官等を中心として学生との接触を図り、真実を周知させると共に、大学の態度を明らかにした。

- (5) 学園の正常化に対する大学の決意が、明確に示されていたこと。

9月1日および2日の両日にわたり、執行部学生の築いたバリケードを事務系職員全員が一団となってこれを撤去したことは、学生の予想もしなかったことであり、学園の正常化に対する大学の決意のあらわれとして大きなショックを与えたことは明らかである。それと同時に、教官もまた全員出勤し、あくまで授業を行なう態度をとったことも、学生に対し少なからぬ影響を与えたものと思われる。

- (6) 執行部学生の授業妨害と暴力行為が、強く批判されたこと。

バリケード構築による建物・器物の損壊、職員のバリケード撤去作業に対する暴力的反抗、さらにはヘルメットに棍棒をもって教室入口にビケをはるなど、理性と良識を越えた行動に対して批判の声が高まり、一般学生をして執行部から離反させる結果となった。

⑦ 授業放棄が、単位修得に支障を来すこと。

7月中の授業放棄により学生は既に10日以上欠席となり、9月にいたって欠席を続けることは、単位修得ひいては専門課程進学に支障を来すことは明瞭であり、一般学生にとって無関心ではあり得なかった。

⑧ 夏季休暇が、冷却期間として作用したこと。

紛争の渦中にあつては、ややもすれば自己を失い、他からの指令に従って盲動する傾向は免れないが、40日におよぶ休暇は冷却期間として作用し、事態を客観的に観察し、また自己の行動について反省の機会を得たものとする。

(資料)

### 学生諸君に告ぐ

今回、学生の処分問題を頂点として起った学園の不祥事件について、大学の見解を明らかにし、大学と学生諸君とが共通の理解にたつて、このたびの学園の問題をお互いに平和裡に解決するために資したいと思ひ学生諸君に所信を表明する。

5月はじめに、教育学部の女子寮である紫苑寮の寮生負担の炊事婦を、国費負担に切り替えよという要求に端を発し、学部のも最も重要な機関である教育学部教授会に対する学生の集团的力による5月20日の妨害事件、その後行なわれた学則違反の無届け抗議集会、マイクによる騒音、学園のいたるところに貼られたビラ、物理的な力を用いた無秩序な節度のない行動が、頻々として見られた事は、秩序と平和のもとに学問研究の行なわれるべき学園にとって、極めて遺憾である。特に、教育学部教授会に対する妨害の具体的行動にもとづく7月1日付での学生の処分発表以後は、学生大会、全学闘争委員会の名において、授業放棄、教室閉鎖、教官研究室の閉鎖、ハンストなどを含む無期限ストライキを宣言して、学園を闘争騒擾の場に追いこみ、加えて、一部学生によるビケット・ラインによって、連日、全学生および教職員の登学の自由さえ拘束されるという事態を生ぜしめたことは、大学の研究と教育という本来の使命の達成を、明らかに、学生諸君が自らの行動によってこれを阻害したわけで、このことは、大学自治の本質に対する侵害であるばかりでなく、学生諸君が、自らの責任において、学生としての身分を放棄した事にもなるのであつて、学生諸君は、その不当かつ不法な行動に対して、深く反省すべきである。

先日大学は管理上の立場から、教室閉鎖のための机をとり除き、学園内のあらゆる場所にはられた無数のビラを撤去し、環境を整備して、9月から平穏かつ正常な授業が行なわれるように措置した。

もし、9月以降も授業放棄、教室閉鎖等の事態を繰り返すならば、大学は、大学の使命達成のためにそのような行動を黙認する事はできない。また、単位修得のための基礎条件がみだされないうちに、一般教育から専門教育への移行が不可能になり、卒業や就職にも支障をきたすことにもなる。いうまでもなく、大学の使命は、学問的真理の探求とそれにもとづく学生の教育とにあることは明らかである。従つて、すべての政治的権力の介入を許すことなく、学問および思想の自由を確保することは、大学の使命を果すためには不可欠の条件であり、学園内の平和と秩序とを維持することは、大学の使命達成のための最低の必要条件でもあり、また、学生の責務でもある。ここにこそ、大学の自治の確立が存在する。

学生諸君は、学生の自治とは、大学が研究と教育の機関としての使命を達成するために必要な条件が充足される範囲内においてのみ存在することを自覚すべきである。

また、大学側はこれまでも学生諸君の要望をきき、幾度も話し合いに応じてきたが、今回の問題に因しても、学生諸君の強い要望に応じて、7月12日、7月14日、7月16日と三回にわたつて学生代表の諸君と話し合いを持ち、事態の円満解決のために努力したのであるが、学生代表の諸君の態度は、話し合いではなくて、大学に対する抗議であり、闘争であつて、大学側の説明に対しては耳をかさないばかりか、すべての事からの白紙全面撤回を要求してゆずらなかつた。

更に最後には、学生代表諸君は、われわれの態度は話し合いではなくて、大学側を裁判するのだとさ言明し、学長、文理学部長、教育学部長の辞職を要求してきた。このような考え方と態度は、学生として取るべきことではない。

従つて、学生がかかる態度をつづけるかぎり今後の話し合いは全く無意味である。

大学は、7月16日の学生代表との話し合いのさいの回答要求に対して、次のような文書回答を7月21日に公示した。  
すなわち

1. 処分の撤回について  
処分の撤回はしない。  
処分学生の今後の更生については十分配慮する。
2. 負担区分の撤回について  
負担区分の撤回はできない。  
ただし、既設の寮の負担区分の実施の時期等については、学生の意見も聞き、今後十分検討する。
3. ○管規則の廃止について  
国有財産である学寮の管理運営は、大学の責任において行なわれなければならない事は明確である。  
したがって、学寮の管理運営規則案は廃止できない。しかしながら、学寮の日常的な事項については、寮生の自主的運営に委ねる。
4. 大学予算の公開について  
予算は公開しない。

という文書である。

学生諸君が冷静に考えかつ判断するならば、管理の権利と責任を持つ大学としては、たとえ、諸君の善意からでた要求であっても、なし得ないことと、また、大学の良識によって学生諸君の厚生補導上なし得ることがあることは、理解できることと信ずる。

大学は、諸君の個人としての思想、行動、生活上の自由を規制する考えは持っていないし、また、規制した事実もない。また、本学の学生という身分においての自治活動も、学則にもとらない限り、規制する考えは持っていないし、いままで規制した事実もない。むしろ大学は、学園内における正常な自治活動を育成助長していくために今後も努力していく。

ここに、問題の円満なる解決を見ないまま、夏季休業に入ったことを、学生諸君と共に、深く遺憾に思うものであるが、諸君が、大学の使命と学生の本分とをさらに深く自覚し、良識と強い意志とを持って、わが学園が9月以降平静にもどり正常な授業が行なわれるよう最大の努力を傾けることを切望するとともに、諸君の透徹せる理性と若き情熱とが、幾多先輩各位の努力によって築かれたわが学園再建のために、おしみなく注がれることを期待する。

昭和40年7月31日

山形大学長

## 16. 学寮の経費負担区分の問題について

神戸大学  
(40.10~42.1)

### 問題の概要

神戸大学の新寮は姫路分校の移転にともない、教育学部の敷地内の旧寮のとりこわしと同時に、3年計画で男子540名、女子156名の収容を目標として、昭和38年度より着工し、昭和41年10月をもって、一応の完成をみた。

まず、昭和39年3月の第一期工事の完了とともに、4月以降、早速問題となったのは、学寮規則と寄宿

料の支払で、学寮規則については、39年4月以降学生部と寮生代表との間に話し合いが進められたが、入退寮権についても比較的スムーズに合意に達し、その結果にもとづいて、規則原案を作成し、9月の評議会において、決定され、今日に至っている。又寄宿料については旧寮（木造）が100円であったのに対し、300円となったため当初は一部学生の間には不払の動きもみられたが、これも説得を重ねた結果、7月始めには全納をみた。

40年に入ってから、全国の動きが反映して、炊婦の公務員化や光熱水料について、寮生側から学生の負担をできる限り緩和して欲しいという要望が断続的に行なわれたが、2.18通達の趣旨の説明を繰返すことによって、負担区分について、寮生側も一応の了解に達し、電気水料等は今日まで、その区分の原則によって学生が納入している。

しかるに、40年秋より、2.18通達を廃止せよという動きが再燃し、炊婦の公務員化と併せて、光熱水料の全額国庫負担を要望してきたが、2.18通達がある限り、それに応ずる事はできず、基本的問題については、平行線のまま会談を繰返した。40年末の寮生の学生部交渉は、暖房器具とその燃料費に集中的に向けられた。

この新寮（住吉寮）は第3期工事が完成するとき、全部にスチーム暖房を設置する計画になっているので、それまで我慢するよう説得したが、学生はそれまでの1年間でも、談話室、食堂、居室等に石油ストーブをおき、燃料費も国で持てと主張して譲らなかった。

そのため学生部内で、種々研究した上、器具はラウンジ等共同室におくが、燃料費は予算上からも負担できぬ、と回答し、その後燃料費の一部を共同室についてのみ負担すると提案した。寮生側はあくまで居室に器具を入れ、燃料の国庫負担を譲らなかったため、結局暖房器具も未購入のまま見送られた。

さらに41年10月、第3期工事が完成するとともに、10月中旬より、あるときは学生部に対し、あるときは補導協議会に対して、栄養士の設置、炊婦の公務員化、光熱水料の国庫負担、浴室、炊事場の拡充、食器の購入等、施設の整備等を要求してきたが、学生の意図が、2.18通達の撤廃にあることは言うまでもなく、しばしば大学がその通達に対して反対の声明を出せと迫った。

これに対して学生部は補導協議会を中心として、対策を練るとともに、補導協議会より選出された3名の寮問題小委員とともに交渉にあたり、会談は約20回に及んだ。時には夜遅くなり、長時間にわたる事もあり、激しい言葉のやりとりもなくはなかったが、大体においては平穏で、学生としての態度を崩さず、交渉の結果は別として、相互信頼関係は保たれた。

まず、要望のうち、栄養士については、11月から男子寮、女子寮にそれぞれ1名をおくこととしたが、炊婦の公務員化については、どうしても応じられないとつばね、寮生もこれについては今後の闘争に持ち越すことにし、当面問題は、11月以降は専ら、スチーム燃料の国庫負担にしばられた。

大学としては通達の範囲内で、できる限り学生の負担を軽くするという基本方針をとったのであるが、学生はあるときは、経済的理由から、あるときは他大学の例を参考にして、負担区分の実質的変更を迫った。このため寮問題について、緊急に補導協議会を開いて、意見交換と調整をつづけ、大学評議会や部局長会議にも報告して、その意見を聞き、大学としての基本的態勢を固めた。その結果12月の交渉段階において、スチームを焚く条件として、負担区分案を提示したが、寮生の間には冬期を迎え、特に学年末の試験をひかえてスチームに対する要望は、きわめて強く、寮生委員も通達撤廃という原則よりも焚く時間や

公室、私室のとり扱いなどの操作によって、実質的に負担を零にしたいという方針のもとに、国庫負担分の油代を寮生に渡して、寮生が自主的にそれでもってスチームを焚き、さらに必要な場合は寮生が負担するという案を出したが、通達の原則に反するという理由で、大学はこれに応じなかった。

しかし、スチームの施設ができていにもかかわらず、実際にはスチームがとまらないというのは、極めて不自然であり、寮委員以外の寮生の希望もあって、試験的にスチームを焚く以外に、12月から4ヶ月間、育友会より月2万円を補助する妥協案を示したが、1月下旬の男子寮生大会はこれを否決し、女子寮だけが、これに応諾したため、3月まで女子寮にのみスチームを通した。

以上、寮問題については、本学も例外ではなく、一時は50人乃至100人も押しかけて、いわゆる大衆団交という形を呈したこともあったが、寮生を越えて、全学生に反対闘争として波及することなく、教官の身体を拘束したり、ストライキという非常手段に訴えるようなこともなかった。

これは2.18通達をはさんで絶えず交渉がつづけられており、基本的な一致をみることの困難が予想されるとはいえ、寮生と大学側との間にコミュニケーションのルールが確立しており、信頼関係が保たれていることの結果と思われる。

## 17. 学寮の暖房問題について

東京教育大学  
(42. 2)

### 問題の概要と経過

昭和39年、桐花寮（寮生320人収容）において従来使用されていた暖房器具（火鉢）が破損し危険な状態であったのでこれをすべて回収し、新たに暖房器具を購入する計画が考えられはじめた。

そして、昭和41年度はこのために予算要求をしたが配分上の制約もあり見送りとなった。しかし、この問題に関しては寮生の関心と要求が強く、11月1日及び10日の2回にわたり、学生部長と桐花寮、若花寮（女子寮、寮生28名）との話合いが持たれた、席上学生部長から努力はしたが本年は困難である旨説明があった。しかし寮生は了承せず、他の3寮（駒場、幡ヶ谷、保谷）も糾合してなお強く要求を続けた。その結果寄宿舎委員会（寄宿舎生活全般の改善を図り、補導上必要な事項につき助言する機関で各学部2名の委員をもって組織されている）においても特にこの問題を審議し、保安上の理由から大学で購入貸与することは妥当であるとの結論が出された。（この間12月14日12時頃寮生（桐花寮）数十名が鉢巻姿で厚生課へ押しかけるという事態もあった。）

その予算化については12月17日学部長懇談会に、委員長、学生部長、厚生課長等が出席説明し、学部長も次の条件で了解するところとなった。

「本年は現在暖房器具を所有していない室（70室）を対象として購入する。その予算額は約70万円とし、

各学部よりの供出および本部経理部供出として、極力事務費を節約して捻出する。但し、次の2点を守る約束の上で実行する。

- ① 保安上火気取扱規則を制定し、これを守ること。
- ② このための燃料は自己負担とすること。

を文書にすること。』

この条件つき各寮代表と寄宿舎委員会において50日間、6回にわたって公式の話合いが行なわれ、①については了解点に達したが、②に関しては意見が一致しなかった。

②は燃料は自己負担とするものであって、昭和39年2月18日文部省通達による学寮における経費の負担区分にかかわる内容が焦点であった。本学評議会においてはこの通達を一応受諾する結論に達しているが、寮生側はこれに全面的に反対する態度を表明している。したがって寮生が②を了解する事は、従来反対して来た。この負担区分の原則を認める事になるので困るが、しかし暖房器具の貸与は受けたいという微妙な形勢になって来た。

昭和42年2月13日にいたり寄宿委員会と寮生代表とは最終的に話合いをした結果、「現状においては大学は燃料費について配慮しない」という条項を盛った確認書（校費により購入された暖房器具貸与借用に関する確認書）をとりかわす段階に進んだ。

しかし、その後一部の寮において反対が再燃し、遂に本年度（41年度）は暖房問題を見送るに至った。

即ち学寮の教育的意義を考え、学生の自治権を尊重して学寮の管理運営について基本的態度で本問題を解決するよう臨んできたが、いかなながら負担区分の原則について大学側と寮生側との共通理解に達する事が出来ず、問題を解決することができなかった。

## 18. 学寮の光熱水料不払運動について

佐賀大学  
(39.12~41.4)

佐賀大学では旧制佐賀高等学校から受け継いだ不知火寮および旧制佐賀師範学校から受け継いだ筑紫野寮があり、後者の筑紫野寮について昭和39年2月18日付通達により光熱水料費を負担させるための寮規程の改正を行なったことがきっかけとなり問題を起している。その経過の概略を報告すれば次のとおりである。

### 1. 光熱水料不払い運動の経過

- ① 文理学部不知火寮については、光熱水料を昭和34年から寮生が一部負担することを大学側・学生側両者が話し合いのうえ決定していた。昭和39年12月までそのままこれを実施してきた。
- ② 教育学部筑紫野寮については、当初より全額国庫負担のままにしてきたが、昭和39年2月18日付文部

省通達にもとづき約6ヶ月間にわたり寮生と話し合いを続け、了解がついたので、昭和39年12月1日寄宿舎規程の改正を行なった。(資料)

- ③ しかるに教育学部筑紫野寮生は、この規程の改正を大学側の一方的措置として不払い運動を行ない、またこれに文理学部不知火寮も同調するにいたった。

## 2. 大学側の措置

これらの二つの寮は、文理学部および教育学部の所管であるのでそれぞれの学部で学生の説得に当たってきたが、昭和41年4月各学部より委員を選出し全学的に「新寮委員会」をつくり、この問題に対する大学側の全学的統一見解を確認し、学生側と話し合いを行ない、目下解決に努力中である。

なお、現在までこの不払い運動により大学の教育、研究に支障をきたすようなことはなかった。

(資料)

### 佐賀大学寄宿舎規程

第1条 本学に文理学部学生寮、教育学部学生寮および女子学生寮を設ける。

第2条 学生寮は、学生が自治精神を養い規律ある協同生活を営むことを目的とする施設である。

第3条 学部長は、それぞれの学部に設置せられた学生寮を管理する。

女子学生寮は、教育学部長が管理する。

第4条 学部長は、各学生寮に関する必要な事項について連絡を図り助言を与える。

第5条 各学部に寮補導委員を置く。

寮補導委員の任期は、1ケ年とする。ただし、重任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 寮補導委員は、次の事項につき寮生を補導する。

- 一 在寮学生の生活および学習に関する事項
- 二 在寮学生の保健衛生に関する事項
- 三 学生寮の自治運営に関する事項
- 四 その他必要な事項

第7条 学生寮に入寮を希望するものは、所定の入寮願を学部長を経て学長に提出し許可を受けなければならない。退寮しようとするものもまた同じ手続きを経なければならない。

第8条 寮生活に不相当と認められる者には、学長が退寮を命ずることがある。

第9条 学生寮に設置してある物件を毀損または紛失した者には、その費用の弁償を命ずることがある。

第10条 学生が学生寮の設備を利用して集会しようとするときは、予め管理者の承認を受けなければならない。

第11条 寄宿料は月額100円とし、毎月これを徴収する。ただし、風水害等特別の事情により納付困難と認められる者に対しては、願い出により審査の上災害当月の翌月から当該年度までの期間の範囲内において、寄宿料の全額を免除することができる。

寄宿料は入寮当月までの分を徴収する。

なお、休暇中といえどもこれを徴収し、休暇中のみの退寮を認めない。ただし、休暇前2ヶ月以内の退寮届出は、その休暇終了後6ヶ月以内に入寮しないことを条件とする場合にのみこれを許可することができる。

寄宿料は、2ヶ月以上1ケ年分まで前納することができる。

第12条 既納の寄宿料は、如何なる理由があっても還付しない。

寄宿料を正当な事由なく納付しない者は、学長が退寮を命ずることができる。退寮を命ぜられた場合は未納の寄宿料を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる未納の寄宿料を免除することができる。

- 一 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の寄宿料の全額
- 二 死亡または行方不明のため除籍した場合 未納の寄宿料の全額

第13条 食費その他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

第14条 学生寮の運営に関する細則は、各学部でこれを定め、学長の承認を受けなければならない。

附 則

1. この規程は、昭和26年5月15日から適用する。
2. この規程のうち、第11条の規定は、昭和27年4月15日から適用する。

附 則

この規程は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和36年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、昭和39年12月1日から施行する。

## 19. 文理学部学寮（炊婦）問題の性格と背景について

静 岡 大 学  
(40. 1. 28)

### 1. 文理学部学生運動の実態

#### A 学生運動の系列とその勢力

当時、本学における学生運動の主導権は、すでに民青系に移行しつつあったが、文理学部においては、社学同系が優位を占め、これにマル学同系も続いていた。

しかし、この社学・マル学系も結局四面楚歌のうちで全国学生運動の主導権争いを意識せねばならず、力の誇示にのみふけていた。

#### B 学生自治会の動き

以上のような情勢の中で、自治会三役（委員長1，副委員長2）も2名は民青系に奪われることとなり、社学・マル学系からの提案も、そのままでは可決されなくなったばかりか、しばしば否決されるようになってしまった。

追い詰められた彼等は、その勢力を顕在化しようとして、その運動を一層激化させ、自治会の名を行使できないときは、〇〇闘争実行委員会の名のもとに行動するようになった。

一方、民青系は、主として学内問題を取り上げ、政治運動に関心の薄い一般学生を引きつけつつ大衆運動の名のもとに次第にその勢力を拡大していった。

これをみた社学・マル学系も漸く学内問題に関心を示し始め、時に両派相携えての運動もみられるようになったが、これは実を結ぶことなく、むしろ両派の性格の相違を分明化することとなった。

### 2. 学生運動に対する文理学部の態度

もともと政治運動に対して慎重な態度でのぞみ、その運動の結果が学内秩序の維持を妨げるものである



かどうかによって、この問題と対処してきた。

学生側もその点は心得ており、「授業放棄」と「ストライキ」とを明確に区別していた。

従って、これまでも授業放棄で処分を受けた者はなかったし、ストライキについても、それを決議したというだけでは、教授会の議題となっても処分されるようなことはなかった。

### 3. 学生の補導体制

語学のクラスを単位とする学級指導教官制と、学生が自ら選ぶ指導教官制とを補導体制の末端とし、一方、教授会のもとに各科2名ずつ計6名の教官からなる学生委員会を設けている。

学部全般にわたる厚生補導・自治会の問題などは学生委員の担当するところで、この学寮問題も、はじめはこの学生委員会が学生側代表との話し合いに応じていた。

### 4. 40.1.28 ストライキ問題発生の際の経緯

寮代表から、仰秀寮の学生雇いの炊婦の後任を国費で雇って欲しいという要求があったのは昭和39年10月初旬のことで、当初は寮内部の問題として、学生委員会がこれを担当し、寮生代表との話し合いに応じていた。しかし、これを問題としてとりあげた学生の大部分が、社会学系に属していたため、学内問題としては定着せず、結局「2.18通達反対」というかたちの、しかもまったくの政治運動に終始するはめになってしまった。

ちなみに、学生側の学部側に対する要求を列記すると

- (1) これまで学生雇いであった炊婦を国費雇いにすること。
- (2) できなければ学内配置換えで処置すること。
- (3) 教授会において閣議決定の「欠員不補充」に反対すること。
- (4) 教授会において2.18通達反対の決議をすること。

等で、学部側としては初めから受け入れるわけにはいかないものばかりであった。

ともあれこのような情勢の中で、十数回にわたる折衝が続けられたのであるが、その過程において学生側は、これを自治会の問題として激化させ、その行動には暴走への傾向がみられたので学部側はとりあえず40年1月26日下記のような告示を出すこととした。

#### 告 示

1月20日仰秀寮の炊婦の件について寮生から教授会に対し要請があったので、教授会は誠意をもって善処するために1月25日夕刻寮生に対して多数教官と寮生とが懇談することを申し入れた。

しかし、寮委員は教授会の意志を体した多数教官との会談に応ぜず午後9時に及んで会談はついにできなかった。

教授会は、この寮問題を解決するためなお検討と努力を重ねる考えである。

学生諸君が慎重な行動をとることを望む。

1月26日

文理学部長

しかし、学生側は学部側との話し合いに背をむけたまま1月26日学生大会においてストライキを決議し、そのスケジュールを学部側に提出した。

学部側は、大事を引き起さないためにとの配慮から、臨時教授会を開き、一部学生に対してだけでなく全学生を講堂に集めて教授会の意向を説明することとし、1月27日12時40分下記のような告示を出した。

告 示

本日、午後1時10分から3時まで、寮の問題について、教授会の態度を説明するから、全学生は、講堂に集合されたい。

午後1時10分から3時までの全授業は休講とする。

1月27日

文 理 学 部

説明会は予定どおり進められるかにみえたが、寮委員等の妨害により、講堂内はたちまち混乱し、ついに閉会のやむなきに至った。

なお、このあと民青系の自治会委員長と副委員長は辞表を提出した。

告 示

本、27日、午後教授会は、寮の問題について教授会の考え方を説明し、お互いに意志の疎通を計りたいと考え講堂に全学生の集合を求めたが、一部学生の非常識な妨害によってその目的が果せなかったことはまことに遺憾である。

しかし、教授会は、今後も寮の問題を誠意をもって検討し、解決につとめたいと考えているので、学生諸君は、ストライキなどの不法行為にでぬよう強く要望する。1月28日の授業は平常どおり行なう。当日万一学生がバリケード、ピケットその他の方法によって授業を妨害するならば、事態はきわめて重大となろう。この点特に警告する。

1月27日

文理学部教授会

### 5. 1月28日のストライキに対して文理学部のとった態度

文理学部は、度々にわたる掲示、学生代表の説得など、可能な限りの手をつくしてストライキの回避に努力したが、不幸にしてこれは実行され、校門・教室・研究室等が机・椅子などで嚴重に封鎖された。

学生委員をはじめとする教官は、手わけをしてピケ中の学生の説得にあたったが、学生側はこれを拒絶し、結局授業・研究活動をマヒさせるにいたった。研究室が封鎖されたことは前代未聞のこととして、教授会としてはその点を重視した。

教授会は、これら一連の行為を学部の運営に重大な支障を与えたものと判断し、妨害行為を行なった学生の調査を始めた。

すなわち、疑わしきは除き、少なくとも複数の確認をえた学生のみを対象としてこれを検討し、処分案の作成にかかった。

この案が教授会において決定されたのは2月8日である。

なお、この対象となった者は、結果として社会学系・マル学系の学生のみであった。

### 6. 2月15日以後の撤回闘争およびその戦術

文理学部では、丁度期末試験の実施中であり、これが平静に行なわれるよう考慮して、その処分案については、試験終了後に評議会へ提案することとした。

しかし、どのような事情からか、この処分案の教授会決定を知った学生側は、2月15日「退学4名、名停学5名、その他計38名の大量処分が決定した」という掲示を出し、同時に教授会に対する処分撤回闘争を開始した。

学生側は、処分案作成にあたった教官を追求し、教授会で審議された際の資料公開を要求しつづけた。事態の悪化を憂慮した教授会（定足数に達せず教官会議となる）は2月16日下記の告示をもって学生へ

の警告とした。

告 示

現在の事態において、学生の理性ある行動を要望する。学生諸君は流言にまどわされたり、学業放棄試験放棄または試験妨害をしたりしないように特に要望する。右のようなことで事態が悪化すれば厳重な措置をとるであろう。また一切の暴力行為を禁ずる。この警告を無視した場合は極めて重大な事態となるから特に留意するよう厳重に注意する。

2月16日

教官会議

しかし、学生側は、処分の撤回を叫び、その要求が受け入れないことから、学生側は学部側に誠意がないと即断、つるしあげ、すわりこみを繰り返した。

一方、この闘争を全国的な規模による拠点闘争とするため、全国大学の同系団体に情報を流し支援を依頼し、また社会的な同情と支援とを目標に2月21日（～3月12日）学部正面玄関前でハンガー・ストライキに入った。

なお、学生側は各新聞支社の記者をまねき数次にわたって学生側の情報を流し、教授会の「不当処分」を訴えた。

また、集団的な暴力がはなはだしく、緊迫した状態になると学外にピケを出し、警察当局の様子などをさぐらせたりした。

抗議電文を送ってきた大学

東大教養自治会、京大同学会、三重学芸大自治会、東京学生会館自治委員会、東大駒場寮委員会、東工大、大阪市大、京大自治会、法大一文自治会、明大自治会、東大医自治会、法大経済自治会、早大一致自治会、都学連再建準備委員会、九大学友会、山口大松原寮、佐賀大文理自治会、大阪学芸大五月寮等。

なお、横浜国立大富士見寮委員会、滋賀大自治会からは激文がきている。

7. 処分撤回闘争に対する文理学部の態度

教授会としては、処分の審議は客観的な資料に基づいて厳正中立の場で行なったものであるから、撤回ということは考えないという態度をとった。

一方、学生側も処分についての学部側の態度が固いことを認め、次第に事態の収拾を考えるようになり、一部学生代表は教官と個々に話し合うようになってきた。

学部側も諸情勢とにらみ合わせ、処分変更や撤回は絶対に不可能であるが、特に学生達はその非をさとれば教育的な見地から退学者・停学者の復学・処分解除などを考えることにし、このことから、ようやく解決の糸口をみつけ、3月13日下記の告示を出すに至った。

告 示

今回の事態は、まことに不幸なできごとであった。しかし、学寮の問題については話し合いを通して解決の努力を続けることになり、また、これに伴う被処分者については、その行動に対する反省を前提とし、可及的すみやかに解除の方向をとることになった。かくして、学園の平静を取り戻す見込みに達したことは、将来への一布石として重要な意義を持つものであると信ずる。

われわれは、慎重に事態を検討し、今回の教訓を生かして、平和で民主的な学園の秩序の確立を期するものである。

昭和40年3月13日

静岡大学文理学部長

## V 学生会館等の問題

### 1. 学生会館管理運営規則制定問題について

室蘭工業大学  
(40. 4. 1)

#### 問題の実態と解決にいたるまでの経過

昭和37年度に学生会館新設の予算が本学に配賦され、同会館の建築が始まるとともに、学生会館の管理運営についての規則の制定および学生会館の運営方針をたてる目的で、教職員および学生それぞれの代表から成る学生会館準備委員会を設けることが教授会で決定され、同38年9月発足した。

同準備委員会成立までかなりの時間を要したのは次の理由による。すなわち、本学の学生自治会内に文化、体育両方面の課外活動の部が含まれているという特殊事情のため学生会館を主として使用する学生の代表としての交渉相手が、学生会実行委員会のみであること、学寮の電気料問題の解決に学生部の勢力がかなりそがれたこと、および学生会実行委員全員が寮生であったことによるものである。

学生会館準備委員会においては、まず学生会館規則原案作成から始め、学生側と意見の一致しない点は、学生会館運営委員会規則、同使用細則に盛り込むということで学生側と意見が折合い、同原案を作成し、同年10月31日に教授会で承認を得、学生会館規則が制定された。

ついで学生会館運営委員会規則原案の草案を作るため、準備委員会の中に学生を含めた小委員会を設け、5回にわたって小委員会を開き、学生側小委員は教職員側小委員の説明を大部分諒承し、委員の構成、審議事項についての話し合いを残すのみになったが、同39年1月の第6回小委員会の時に到り、学生側はこのまま小委員会を続けると学生会館の民主的運営はできないからこれまでの諒承事項を白紙還元して公聴会を開くことを要求した。教職員側小委員はこれ以上小委員会を続行することは無意味であると判断し、これまでの経過を準備委員会に報告し、(この時の準備委員会には学生側委員1名より出席せず、報告を聞いて退席)教職員側小委員作成の運営委員会規則原案を承認、昭和39年4月1日教授会において同規則を承認し、制定された。

同年4月17日学生会館の開館式を行ない、同月20日の入学式に学生会館を使用した。これに対し学生会実行委員会から、学生会館規則、同運営委員会規則を認めないこと、および学生会館の民主的運営が行なわれるまでその使用を拒否することが、学生大会で決議された旨を通告してきた。

このような状況下で、学生部は同年5月以降学生会実行委員会と話し合いを重ね、学生会館規則同運営委員会規則を変更する意志はないが、両規則に申合せ事項を作り、学生の誤解を解消することを提案し(この間7月に学生部長が交代)、学生実行委員会の申合せ事項原案(資料1)と、これに対する学生部の見解(資料2)をそれぞれ示し、さらに両者の意見、見解の一致点相違点を整理していたが、なかなか相違点の解消ができなかった。

しかし、このような状況下においても使用願の届出なしで利用できる談話室、娯楽室、音楽休息室はかなりの学生が利用していることが明らかであったので、一般学生は学生会実行委員のいう、使用拒否とは

別の意志をもっているものと判断された。たまたま学生会館内に生活協同組合経営の食堂を設置することが計画されていたこともあって、生活協同組合理事有志（教官3名と学生6名）が、学生会実行委員会と学生部との仲介役となり、同有志と相互に数回話し合いをもち、一方同40年2月3日付の学生部長の見解として「学生会館問題について」及び「学生会館管理運営の問題点について」（資料3及び4）を学生に配布してさらに一般学生の誤解を解くよう努力した。

以上のような経過で学生会実行委員会も、一般学生の生活協同組合食堂の学生会館内移転を望む声が高まりゼミナールに指導教官が学生会館集会室を使用して、その施設、設備がよいことを学生が経験したこと等から、ついに今後の問題は使用していくうちに話し合うという所まで軟化してきた。この機をとらえ、再び学生会実行委員会と学生部は話し合いを再開し、学生会館運営委員会規則に附則を設けることが諒承され、教授会で審議決定された。

一方同年3月中旬、臨時学生大会で学生会館使用拒否を撤回し、同年4月1日から学生側も使用するようになった。

以上が学生会館問題解決までの概略であるが、開館式から学生が使用に踏み切るまで1か年を要したのは、一部の特別意識をもつ学生が、学生会実行委員となり、彼等のみを学生の代表として取扱わざるをえないという、本学の特殊事情が大いに原因となっているものと考えられる。

この点に関しては、今後の学生問題解決に大いに考慮しなければならない。

## （資料 1）

### 学生側より提出された申合せ事項 ——学生会館規則についての申合せ事項——

1. この事項は会館規則の解釈に当り、不用の混乱をさけるために問題点を具体化したものであり、会館の運営に当たっては、これを尊重しなければならない。
2. 学生会館の目的
  - イ 学生の様々な自主的活動を発展させる場である。
  - ロ 学生相互ならびに学生教職員間の人間関係を緊密にする。
  - ハ 教育環境の充実をはかり、厚生福祉に寄与する。
3. 館長について  
館長は運営委員会の議を尊重し、会館を管理し、これを運営する。
4. 会館運営委員会について
  - 1) 運営委員会は次の事項を審議する
    - イ 会館の施設、設備、備品の維持管理に関する事項
    - ロ 学生会館の予算に関する事項
    - ハ 学生会館規則、運営委員会規則、運営常任委員会規則、使用細則の改廃制定に関する事項
    - ニ 学生会館の事務に関する事項
    - ホ その他学生会館の管理運営に関する重要な事項
  - 2) 運営委員会は次の委員をもって構成する
    - イ 教官代表 8名
    - ロ 学生代表 12名
  - 3) 日常的な諸問題の円滑な運営を計るために運営委員会の中に学生会館運営常任委員会をおく
5. 運営常任委員会について。
  - 1) 常任委員会は運営委員の学生代表5名をもって構成する

- 2) 常任委員会は次の事項を審議し執行にあたる
- イ 学生会館設立の目的を生かす種々の文化的諸活動を企画し円滑な運営を計る。
  - ロ 使用申込書の受理許可
  - ハ 掲示板、文書の管理
  - ニ 施設、設備、備品の整備計画
  - ホ その他運営委員会の決定事項
6. 会館の管理および運営に関する重要な規則の制定ならびに改廃は運営委員会の議を経て教授会にて決定する。

(資料 2)

学生部が述べた見解—学生側の申合せ事項に対し—

1. 学生会館規則ならびに同運営委員会規則についての申合せ事項作成にあたり第1段階として学生会より出された別記事項について学生部の見解を述べる。
2. 会館規則第1条の設置目的と学生会案のイ、ロ、ハは字句の表現が多少違うが、その根本精神は同じ考え方に基づくものと解する。しかしイについてはあらゆる学生活動は自主的自治的といっても大学の規則の上に立って行われるべきものである。言葉をいい変えると学生活動の自由は規則に則つての自由であるという基本方針は会館内においても変わらない。従つてそのルールのなかで学生の様々な自主的活動、課外活動を発展させるといふように理解すべきである。
3. 会館規則第3条には「運営委員会の議を尊重し」という表現はないが、館長の唯一の助言機関である以上館長の責任と判断により、その審議内容を尊重して円滑なる運営を行うことは当然である。
4. 1) 運営委員会規則の審議事項
  - 2 会館運営上の具体的問題に関する事項の内容として必要があれば申合せ事項の中に次のことを入れる。
    - 1 会館の施設および設備の利用、保全に関する事項（学生案イ）
    - 2 会館の実行予算に関する事項（学生案ロ）
    - 3 会館の運営に関する諸規則案（学生案ハ）
  - 3 その他館長において必要と認める事項  
に学生会案のニ、ホが含まれるが管理の責任が持てる範囲内において運営委員会にはかつてやらせたい。
- 2) 運営委員会の組織については規則通りの教職員11名、学生12名で当分変更しない。
- 3) 運営委員会規則第8条に「委員会の職務の遂行を円滑ならしめるため委員会のもとに運営小委員会をおく」
- 4) 「運営小委員会の規程は別に定める」とあるが、この小委員会は学生のみで組織する学生委員会とか専門委員（必要に応じて作るが、例えば、行事計画委員会、施設委員会等）の設置という構想であつて、運営委員会の決定方針に基き会館職員と協力して日常の具体的事項を処理するのが目的である。従つて学生会案の運営常任委員会とその考え方において同一とおもわれる。
5. 1) 同じ見解である。
- 2) 運営委員会の方針に基いて種々の事項を実施するのであるが、ロとハの内容は具体的に不明であるが、管理の責任と学則に基く諸規程に抵触するものであれば委任はできない。  
その他については問題はない。
6. 会館規則第5条に「会館の管理および運営に関する重要な規則の制定ならびに改廃は教授会の議を経て学長が行なう」とあるが、これは最終的決定機関を明確にしたものであつて、それ以前の過程においては4.について述べたような案について必ず運営委員会で審議する。

(資料 3)

学生会館問題について

学生大会で学生会館の使用ボイコットが決議されてから、かなり時日がたっている。この間学生部と学生会実行委員とが話し合いをもつた経過と、それに対する私の見解を明らかにするため、以下具体的設問の形式で述べて学生諸君の理解と反省の資に供したい。

一 学生会館規則、同運営委員会規則について部分的に修正できるか、

(1) 会館規則については、いまのところ修正しない。その理由は

(Ⅰ) 会館規則は学生会館の管理に関する規則である。こういう規則は教授会で審議決定するものであって、特に学生の承認を得なければ制定できないという性質のものではない。この規則は教授会において既に決定されている。変更の必要が生ずれば、教授会において教育的配慮の下に審議変更すべきである。

(Ⅱ) しかも会館規則制定までの経過において準備委員会、小委員会を設けて学生の意見を聞き、それを考慮して教授会で審議決定されたものである。すなわち、民主的手続をへて制定されたもので、審議の過程で学生の意見が十分に考慮されたものである。

(Ⅲ) 会館規則に学生の意見がとり入れられていないから、この規則が非民主的であるというのは当をえていない。非民主的というは学生全体に対してうけがよいが、学生会実行委員会はその意見と一致するもののみが民主的で相反する意見はすべて非民主的であるという考え方に立っているともいえる。この点については切に反省を求めらるべきである。

(2) 運営委員会規則についての見解を述べる前に、学生会館の運営について一言ふれたい。

学生会館は室蘭工業大学という国立大学の施設の一つである。決して別の施設ではない。学生会館という名称にとらわれてはいけない。国立大学という施設(営造物)は、校舎等の物的要素と教職員等の人的要素とが、学生の教育と学問の研究という目的によって統合されたもので、学生は施設の構成要素ではなくてその利用者である。国立大学の全体的管理責任者はいうまでもなく学長であるが、学長は単に営造物の管理の責任を有するだけでなく、営造物が国立大学の目的に合致するよう運営し、また効率的に運営する責任をも負っている。つまり運営は管理者の責任であり、学生のいう「運営権」もその中に含まれてくるものである。従って学生はその責任を負って施設の管理運営に当たっている大学に、学生という立場において協力するという態度をとるべきである。学生が施設の管理運営について大学と対立的立場をとるべきではない。

以上の観点に立脚して学生会館をみると、会館管理の権限を学長から委任されている学生部長が会館運営の責任をも有するわけである。学生部長が館長とならねばならぬ理由もまたこのことから生ずる。

会館の管理運営責任者たる館長が会館内の行事においても、また会館使用上の配慮についても、つとめて学生の自主的活動ができるよう運営委員会を活用するものである。

このような性格をもった運営委員会の規則については、研究会を設けて検討することを考慮している。しかし運営といっても管理と切り離せないような点については、国の営造物の運営に対する以上の観点からいって修正できない。

二 申合せ事項は学生会館規則、同運営委員会規則を基本として決めるのか、または暫定的措置として決めるのか。

学生部と学生会実行委員会が会館問題について最初に話し合いをもった際、学生部から会館規則を変更する考えはないが、その解釈や適用について、学校と学生との間に誤解や無用の混乱の生ずるのを避けるため、会館規則に申合せ事項を作りたいと提案した。前期実行委員会は会館規則および運営委員会規則の申合せ事項に入れるべき原案を提示し、それに対する学生部の見解を文書で示した。後期実行委員会成立後、12月初旬に初めて話し合いをもったが、その席上、前期実行委員の提示した申合せ事項に不明確な点があるという、申合せ事項原案を修正するとともに、申合せ事項が会館規則に優先するという考え方を示した。この考え方は、前期実行委員との間で諒解し合っていた申合せ事項の性格を越えたものである。そこで12月15日に前後期両実行委員会で学生部と話し合いをもち、申合せ事項を作らうと提案した時の、学生部の考え方を説明した。この時、実行委員は会館規則より申合せ事項が優先すると主張しなかった。この事から学生部の申合せ事項に対する考え方が実行委員によって諒承されたものと考えるのが当然である。

以後この考え方に基づいて、学生部と実行委員との間で申合せ事項についてさらに話し合いが続けられ、本年1月9日に今までの話し合いの結果をまとめ、学生部と実行委員との意見の一致点と、今後さらに話し合うべき点を確認し合った。しかるに1月12日に到り、申合せ事項の性格として再びこれが会館規則より優先するといひ出した。これは明らかに、12月15日の諒解に反するものである。そこで学生部はこのように諒承したことを再び繰返すような態度をとるのでは、話し合いに進展がみられないから、会館問題については、話し合いを続けるわけにはいかないと実行委員の考えの誤りを指摘し、再考をうながした。

以上がこれまでの話し合いの経過であるが、前期実行委員との話し合いの時に申合せ事項を教授会で審議決定した上、

学生要覧に載せてほしいとの要望が実行委員から出され、学生部もこれに同意した。今まで一度も申合せ事項が暫定的であるということが、話し合いで持出されたことはなかった。ここに急に暫定的処置ということを持出したのは全く一方的に実行委員が解釈したものであると考えられる。申合せ事項が、会館規則、あるいは、運営委員会規則の解釈や適用について、学校と学生との間の一致した見解を示すものであることは、話し合いの経過から見て明らかであり、暫定的処置ではありえない。

### 三 なぜ運営委員会を決議機関としないで助言機関としたか。

学生は学校の管理に関与することはできない。このことは明らかであろう。ところで運営には管理と切り離せない部分がある。例えば会館の運営に関する諸規則の制定などがそれである。規則の制定は当然教授会の審議をへて学長が行うべきである。

運営委員会は会館規則第4条に示されているように、会館の円滑な運営を行うために設けられる機関である。従って学生を含めた運営委員会で運営に関係ある事項を審議して妥当な結論を出すことは当然である。管理と切り離せない運営事項であっても、学生の意見のうちで取り入れられるものは、会館運営上取り入れるべきである。それゆえ会館の運営を円滑ならしめるため、運営委員会で審議しその議を館長が尊長して会館を運営するのが当然である。しかし運営委員会についての見解で述べたように、運営委員会は大学の意志を決定するという議決機関ではありえない。運営委員会を議決機関とすることは、大学管理上許されない。

運営委員会を決議機関とすることができないが、助言機関としているのは、次のような理由による。すなわち諮問機関の場合には、館長の諮問がなければ発動できないが、助言機関は諮問機関よりも積極的性格をもっている。すなわち、運営委員会規則第5条に示されているように、委員の1/3以上の要求で委員会が招集される。

運営委員会は上に述べたように助言機関であるが、学生の意見が良識によるものであれば、教官の賛成をえられるのが当然で運営委員会で投票という手段を用いなくても、その結果はおのずから明らかである。その審議内容を館長が尊重して会館の運営を行うのは、運営委員会の性格上当然であって、このような場合には議決機関と実質上の差はない。

### 四 運営委員会の構成員に事務系職員を入れた理由は

運営委員会の構成員に事務系職員を入れた理由は次の通りである。

- (1) 主事は学生部の課長が当ることが、会館規則第2条に示されている。これは学生部の事務機構上、学生会館所管の学生課長がなるのは当然である。主事の職務内容は会館規則第3条項2に示された通りで、運営委員会の目的からいって当然主事がその構成員となるべきである。このことは学生会館のみに限ったことではなく、学内の各委員会にも職務上から所管の課長が委員の1人になっている。それが課長の職責上当然である。館長たる学生部長が、運営委員会の構成員となるのが当然であると同様である。
- (2) 事務局長、会計課長が構成員となっているのは、会館運営をスムーズに行わせるだけの目的である。会館で行事を行ったり、行事計画を立てたりする際には必ず予算措置を伴う。学生部、教官および学生で構成される運営委員会であれば、上のような場合には事務局の意見も聞かなければならず、場合によっては同一議題で、二度も三度も運営委員会を開かなければならないことも起りうる。それを避けるためである。

これらの人を委員としてではなく委員会に出席させることの可否は、今の段階では何ともいえない。運営委員会規則を研究会で検討する時に、考えてよい問題と思う。事務局長、会計課長を文部官僚といって、教官と別視しようとする学生が多いが、教官と同様に大学の構成メンバーである。教官と同様に大学の発展を考えている。決して区別して考えるべきではない。

### 五 学生会館内の掲示をどのように考えるか。

学生会館も大学の施設の一つである。それゆえ、大学の諸規則は当然学生会館においても適用される。従って、会館内においても掲示規程は適用される。掲示を会館内だけに限定して論ずるのは、筋が通らない。問題は掲示規程の中にある「届出」に許可を含むか否かのことに尽きると考えられる。

掲示規程に「教務課に届出……」と書かれているが、この規程を教授会で審議した際、教務課の許可をうけて掲示できるというようにすれば、許可するかしないかのいずれかになって教育的配慮が欠ける恐れがある。届出とすれば掲示が政治的あるいは宗教的中立を犯かす場合、虚偽の事実を述べている場合、特定の個人をひぼうする場合、あるいは著しく美的観念をそこなうような場合等は、教育的配慮からアドバイスして修正させることができるので、届出となったのである。



大学は学生に対して講義、実験実習をとおしのみを教育する所ではない。もっと広い意味の教育の場である。それゆえ、特に学内で学生が行うことに対して、教育的見地からアドバイスすることが大学に課せられた責任である。これがいわゆる補導である。従って掲示規程に届出となっても、その中に許可が含まれるのが当然である。

なお“会館内では掲示を許可制とするのか、届出制とするのか”という議論をしばしば耳にするが、これは掲示に対しては許可制と届出制の二つの取扱いが本学で行われていて、会館内ではその何れを行うのかというようにも解釈される。そのような事のありえないのは上述のことで明かであろう。

#### 六 運営委員会の審議範囲と館長の関係はどうなのか。

運営委員会はその目的から明らかなように、会館の運営を円滑にするために設けられた機関である。従って審議事項は会館の運営に関することである。すなわち、会館の行事計画に関する事項、会館運営上の具体的問題（これには行事などの実行予算、会館の施設および設備の利用、保全に関すること、会館の運営に関する諸規則案などが含まれる）その他館長が会館運営上必要と認めた事項である。しかし運営には管理と切り離せない部分があり、その場合は運営委員会で審議できないが、このようなものでも、大学で管理の責任が持てる範囲内において、学生が運営することが教育的によい事項があれば、運営委員会で審議する。具体的には研究会などで検討して決めたい。

運営委員会の審議の結果を尊重して、館長が会館を運営していくのは当然である。館長が運営委員会で審議せずに勝手に会館を運営する恐れがあるという学生の心配は、会館規則第4条からいって全くないといってよい。単に「会館を運営するため」に運営委員会を設けるのであれば、あるいはそのような心配が生じてくるかも知れないが——このような心配は常識的にいってありえないが——「円滑な運営を期するため」に運営委員会を設けるのであるから、委員会を無視すれば円滑な会館の運営は行われなくなり、運営委員会設置の目的に反することになる。

#### 七 学生会館内の集会の許可し得る範囲は、

具体的なことは運営委員会が開かれて、使用細則を作るときに考えるべき問題で、委員会が成立していない現在答えられない。しかしこういう問題に対する根本的な考え方は、講義室で集会する場合でも、会館で集会する場合でも全く同じであり、学生会館だけが特別であるということはあるまい。あくまで教育基本法にうたわれている政治的、宗教的中立は守られねばならない。

なお学生の公開質問の中にも、使用細則で定めるべきことを早急に決定するようという要求があるが、これも運営委員会で定めることであり、現在の段階ではまだ話し合いを行っていない。このことを附言しておく。

#### 八 今までの交渉経過を顧み、学生会に対する希望

- (1) 今まで実行委員と交渉している時に話し合いの最中には意見を述べず、次の交渉で諒解したと考えられた点を取消したり、繰返して主張するということがみられた。具体的な近い例としては、12月15日と1月12日の話し合いがあげられる。このようなことは、交渉に進展がみられないからやめてほしい。実行委員は学生の代表であるから責任ある態度がほしいものである。
- (2) 大学管理上、法的に許されないことは論を重ねてもどうにもならないことである。このような問題については理解ないしは諒解するという態度が望ましい。自分達の主張以外は、少しも耳をかそうとしないと考えられる態度は変えてほしい。
- (3) 1月12日の話し合いにおいては、決して実行委員に交渉の道を閉ざしたわけではない。ただ諒解し合ったことを取消すのであれば、話し合いに進展がみられない。それゆえ会館に対する話し合いには応じないと、話し合いに臨む心構えに反省を求めたのである。この点をよく理解すべきである。
- (4) 会館問題は2月中に解決して4年目が安心して会館を使えるようにしたい。また生協の食堂移転ができるようにしたいと切望している。実行委員諸君の協力を望んでやまない。

昭和40年2月3日

学 生 部 長

#### (資料 4)

##### 学生会館管理運営の問題点について

学生会館の管理運営について問題となる点に対する私の見解を次のように表明する。

#### 1. 学生会館の設置目的と性格

学生会館は新制大学の目的とする教養ある人間形成に関して、正課としての一般教育とともに、その効果を十分發揮しうるための正課外教育施設の一つとして設けられたものである。この目的を達成するためには学生と教職員の人間関係を緊密にするよう利用されなければならないし、また学生の教養を高め、豊かな人間性、社会性を涵養するための課外活動を盛んにするよう利用されなければならないと思う。さらにこの会館には学生の厚生福祉施設を整える必要がある。(注 本学学生会館規則第1条の目的)そして学生会館を講義室、実験室外の学生の多面的な教養の場として、また集団的な体験の場として、さらに個別的な指導の場として活用されるよう運営されなければならない。また同時に学生の厚生福祉を増進し、学生生活を豊かにするところでもあるよう配慮されなければならないと思う。

## 2. 学生会館の法的性格

国立大学は公共の利用に供するために設けられた施設(営造物)の一つであり、校舎等の物的要素と教職員等の人的要素とが、学生の教育と学問の研究という目的によって統合されたものである。しかも国有財産法、国立学校設置法等の法律により、施設の管理体制が定められている。

ここで学生の法的性格を明らかにしておきたい。学生は大学という施設の利用者(法律用語では行政客体)であり、またこの施設の目的を達成する大事なお客であり、教養豊かな職業人として立派に育てる必要のある目的物である。従って学生は大学という営造物の要素ではないのである。

大学と学生との関係は、例をあげて説明すれば、汽船と船客の関係である。すなわち、大学は船長たる学長の統率の下に運行している客船大学丸であつて、学生は大学丸の船客ということにならう。

(注)「汽船と大学の目的の比較」汽船の目的は人間を運んで目的地におろすことであり、大学の目的は学生を教育して社会に送り出すことである。

学生会館運営への学生参加の問題、これは第一には、学生がこの施設を利用する場合の利用者としての希望を述べる機会をうることであろう。大学においては常に学生の意向を聴取するための配慮(懇談会とか話合いの形など)をしており、学生会館については、運営委員会という館長の助言機関を設けて、そのメンバーに半数以上の学生代表を加え、この機関を通じて学生の希望意見を聴取できるようにし、その運営についての改善資料とするものである。第二には、学生が国および大学の法規内という限られた範囲での、直接運営への参加を考えている。例えば、大学で決定した学生会館の管理運営方針に基づく個々の部分的運営について、大学として管理の責任の持てる範囲内で、学生だけで自主的に運営させることである。このような学生会館運営への学生の参加は、一般学生の希望と大学の方針との調和を図る上に、また大学と学生との協力態勢の確立の上にも非常に役立つことになるであろう。

『学生会館の運営は学生の手』でやりたいという行き過ぎた考え方は、絶対に容認できない。公の組織体としての法的な、教育的な責任と権限は大学(総括責任者は学長)が負うもので、学生の手すべて委任されるものではない。大学丸の船内施設の運営を、船客だけの手で行うようなことはありえないことである。船長はこれらすべてについて責任をもっている。また館長の助言機関である運営委員会を、運営上の議決機関としなければ承知しないという学生の主張は、大学という営造物の管理機関(教授会等)にするということ、もしくは同等の権限を有するものにするということと、同じである。学生は、大学の管理機関の構成員たる要素でないことを、重ねて知るべきである。

昭和41年2月3日

学生部長

## 2. 学生会館規程等制定問題について

神戸大学  
(41. 11. 24)

### 問題の概要

神戸大学の学生会館は、昭和40年度の予算で正式にその設置が決定され、同年9月から着工されたが、予算決定後学生側の意見を徴しながら最終の実施計画案をつくった。

ところが全国の国公立を問わず、学生会館の管理運営をめぐる激しい紛争が展開されつつあったときであり、本学においても学生側は学生会館の着工前後から先に概算要求に添付した規則案の根本的再検討を大学に要望してきた。学生部としては、補導協議会にはかり、学生補導の立場から再検討に応ずることを決め補導委員3名を小委員として選出し、自治会、体育会、文化総部、応援団、新聞会等から成る学館対策委員と協議を開始した。

先ず9月から2月末日まで20回近く会合をもったが論議の内容は、理念論争であり、法律論争であって具体的進展は少しもみられず、時には激しい言葉のやりとりもあったが主として現行法体系の説明と説得に終始した。

その主な内容としては、まず学生側は学生会館は学生のための施設であるから、学生にその管理運営が全面的に委ねられるべきであるという要求から始まった。大学側も全国の国立大学学生会館規則集をつかって充分の検討を加えており、又補導委員中に法律専門家もいたので管理権は国有財産法に明示されている如く、学生側にも、又学生と教官から成る委員会にも委ねることはできない旨繰返し強調するとともに法の許すかぎり利用者としての学生の協力とその意見の反映を拒否するものでないことを述べこの点についてはようやく学生側も納得した

又学生の意向を全然無視して、一方的に規則を制定しないこと、学生会館の運営費はできるかぎり国費で賄うことの要望もあり補導協議会においてもこれを原則として確認した。

当初の予定としては40年度末竣工となっていたため、規則制定も年度内の目標で審議を行ったが合意をみるに到らず規則制定も4月以降に延ばされ、4月から6月にかけて会合を多くし精力的に交渉をもった。

管理権が学長にあることが確認されたので論議は運営を審議する学生会館委員会の性格と権限に移り、委員会が教官と学生の同数から構成されることと、委員会が決議機関でなくあくまでも運営上の問題を審議する機関であることは、それまでの何回かの交渉で次第に意見の一致をみたが、平行線を画いた点は法的には審議機関であっても実質的には決議機関にし、そこで決定されたことは自動的に行われるようにせよと強く学生側は要求し、審議の結果を尊重とか、遵守という表現が問題となったが大学側委員は管理の基本線を崩さず合意を見ずに日を経過した。

ところが6月下旬になって会館の内部設備も整い開館が可能な状態になった。本学においてはこれまで学生のための施設が乏しく、しかも会館は教養部に近く、一般学生の利用に便宜の場所にあり、また教養部の7月のジュニア祭も迫っており、規則制定の準備も相当進行しているにもかかわらずその使用を許さないということは、却って学生対策上不適当と認められること、他方一部の学生の間からは入館を強行しようという動きすら見受けられたことにも鑑み、学部長会議にはかり、開館式を挙行し、その利用にふみ

きった。

他方、規則についての話し合いは夏休は見送られ9月も試験期であるため数度行われただけで10月中旬からは11月下旬の評議会には必ずかけると相互の確認の上で急ピッチに会合をもった。

結局、会館委員会の性格とともに学生会館の目的・理念が終始問題となったが、教育基本法や憲法に掲げているような民主主義の精神とか真理と平和を希求する云々という文言を入れることで大学側が学生に一步譲ったのみで管理権その他大学側の基本線は悉く学生の諒解するところとなり、11月中旬最終規則案（学生会館規則と学生会館委員会規則）を制定し、補導協議会の議を経て11月24日の評議会にかけて通過し、12月には規則にもとづく委員会を正式に発足させ使用細則を定め、3月には使用心得もつくって今日に至っている。

現在、学生会館は教職員、学生ひとしく使用しており利用率は高く、内部も清潔が保たれ、物品管理も行きとどいており学生側の委員も全面的に協力している。思うに学生会館という施設の関係上、単なる規則だけでは保全是充分でなく、利用者としての学生の協力なくしては良好な状況を得ることはできない。会館規則は大学が自ら作成するものである以上学生の諒解を得なくても強行せよという意見もあったが、教育上及び補導上の見地から数十回と時間をかけて、徹底的に話し合いを行ったことが結果的には良かったと確信しており、今後の学生問題の処理においてこの経験が生かされるとともに、学生とのコミュニケーションと信頼関係が如何に大切であるかを痛感した。

### 3. 大学会館規則制定問題の真相について（和泉長崎大学評議会議長談話）

長崎大学  
(40. 6. 14)

長大会館の管理運営を定める会館規則審議に端を発し、5月14日深更に至るまで学長を含む多数の評議員を軟禁し、5月19日再び学長を軟禁し、5月15日以降1週間におたる授業放棄事件により処分者を出しましたことは、すでにご承知のとおりであります。学生はその後も引続き授業放棄、ハンストなどで処分の撤回を要求し、社会を騒がせましたことは、私の最も遺憾とするところであり、ここに謹んでお詫びを申し上げます。

大学はこれが事態の收拾のため6人の学部長、教養部長と、14人の各学部代表の学生と話をすすめた結果、ようやく6月14日ピケをとぎ、6月15日から授業に復帰いたしました。ここにその経過を詳しくご説明申し上げ、より多くの方々にご理解をいただきたいと存じます。

内輪の紛争の実相を公にすることなどは、大学として極めて本意のことでありますが、巷間に伝えられる不完全な報道による批判も多数あるやに見受けられますので、敢えてその真相を公にし公正な批判を仰ぎたいとお願いいたしておる次第であります。

## 長大会館規則制定の経過

学生会館（昭和40年5月14日「長大会館」と名称決定）は、34年3月文部省の示した国立大学学生会館設置要項にのっとり作られたものであります。会館は、学生や教職員が相互に話し合い触れ合うことによって人間を形成するための場であり、また憩いの場であります。会館建設には7千万円近くの国民の税金からなる国家予算を必要としました。このような予算の配分をうけるためには会館建設に対する長崎大学の熱意と意欲が前提となり、さらに会館の趣旨、管理運営の方針骨子、設計などについて文部当局の了解が得られねばならないのであります。本学では38年6月会館の管理運営の方針骨子を定めた長大会館規則案の検討を行なうに当り、学生一般の協力を得るために、「会館設立準備委員会」を設け、広く学生の声を聞くことにしたのであります。元来、大学の諸規則は大学当局において、制定すべきものであります。他大学の例を見ると折角建設された会館が規則の制定等について学生の反対を受け完成しても長い間使用できなかったという事例が数多くありました。そこで、かかる施設が、このような不都合なことにならないようにと、大学当局としては、学生代表の意見を聴取したのであります。

かくて38年6月に開かれた会館設立準備委員会で、学生代表は会館規則に改正手続の条項を加えること、学生の経費負担を明確にすることの2点を除いて原案を全面的に了承し、（「長崎大学新聞」（学生新聞）38年7月6日付第52号参照）その2点を追加して会館規則第2次案ができ上り、これが文部省で検討された結果、前記の改正手続の条項を削除され、会館規則第3次案ができ上りこれが承認されて、翌39年4月会館予算配賦を受けたのであります。

ところが、すでに学生代表は、学生会館管理運営権の獲得は、学生の当然の要求と主張し、（「長崎大学新聞」39年5月28日付第57号参照）39年11月の会館規則に学生が参画することを内容としたものであります。国費による施設であるこの会館の管理運営権は、文部大臣より大学長に委任されたものであり、大学長はこれを他にゆずることは法的に不可能であります。即ち会館の管理運営権とは建物の管理権とか、予算審議権とか、人事権等がその内容であり、法的に学生は関与できないことになっております。大学当局としてはその旨を伝え、前記第3次大学案について、38年6月より40年4月30日までに学生部をして学生代表と8回に亘り話し合いを続けさせてきましたが、学生代表は依然として学生の管理権への関与を主張し続けました。4月30日の設立委員会に第3次大学案を提示し、学長が議長となり学生の意見を調整しつつ審議しようとしたのですが、学生代表はあくまで学生案との同時審議を要求するので議事は進まず、散会するのやむなきにいたしました。この間4月下旬に各学部教授会の供閲に付し、一方事態收拾のため学生委員6名と学生部職員とよりなる小委員会を設けて翌5月1日、5月4日に設立委員会の議事運営について話し合いがもたれ、妥結につとめましたが決裂しました。そこで40年5月7日厚生補導協議会で審議した結果、大学としては、1. 会館委員会（管理機構）にオブザーバーとして学生の出席。2. 学生の経費負担は通常使用の場合は不要。3. 学生の運営協議会委員の自主的選出の3点について、大幅に学生の希望を取り入れた第4次大学案を作成の上、同日直ちに学生代表に示し、最後の妥結につとめその回答を待ったが5月13日に至るも遂に学生代表の同意を得られなかったのであります。ここに至って大学案が5月14日の学部長会議を経て、同日午後の評議会の審議決定となった次第であります。

大学当局としては、このように学生の希望を考慮し審議を重ねましたが、この評議会の決定を不満とする一部学生は、廊下に坐り込んで、評議員を長時間にわたり会議室に拘束し、ついに警官導入一授業放棄

—学長軟禁—学生の処分—という不祥事態へと発展した訳であります。

#### 評議員軟禁事件および警官導入について

5月13日に、次のような集会とデモの承認願いが提出された。

- |       |                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 集会の名称 | 学館問題全学総けっ起集会および学内デモ                                                          |
| 参加人員  | 約1,000名の見込み（学芸学部の学生を除く。）                                                     |
| 時間    | 5月14日、12時20分から13時まで                                                          |
| 確約条件  | 1. 時間は絶対に厳守すること<br>2. 屋内に立入らないこと<br>3. 会館の屋上には1,000名もが一時に上ると、防水等にひびくので上らないこと |

14日、午前10時から学部長会議が本部会議室で開かれ、引続いて13時から評議会が行なわれた。この評議会で、会館規則が審議されることを知った多数の学生は、本部前にデモを行ない、13時10分学生代表は、デモは解散するが、代表が要請文を学長に手交するので、その場の学生に残るように呼びかけ事実上集会を継続しけん騒をきわめた。

学生代表7、8名を含む数10名の学生は、本部1階廊下に入り階段昇り口で要請文を直接学長に手交したい旨申し出た。学生部長は学長は会議中であるのでそれはできない。学生部長が受取って学長に渡すからと条理をつくして説明し、要請文を受取ろうとしたが、学生はあくまで学生部長は信用できないとして、直接学長に手交することを主張して譲らなかつた。その後再三学生部長が交渉するうちに、学生は威力行為を背景にあくまで直接学長に会って手交することを強要してきた。そこで学生部長は「1—2名の学部長を立合いの上で受取って学長に手交することにしたい」と申し入れたが、これもまた、学生側から拒否された。

玄関前でデモ行為を行っていた学生約200名も、学生代表を支援すべく、事務局建物内に乱入し2階評議会場に押しかけようとした。これを阻止しようとする大学本部職員と階段において激しいもみ合いが起り、遂に押し上り、会議室に向いマイクで呼びかけ、議事の進行を妨害するとともに廊下で座り込み騒擾をきわめた。

事務局内の機能はここに完全に麻痺してしまった。それから再三にわたり大学当局は、座り込みを解き屋外に退去するよう説得したにもかかわらず学生はこれを無視し「アジ、シプレヒコール、労働歌」等で気勢をあげ応じなかつた。そのけん騒の中で余議はようやく午後5時15分に終わったので、評議員の退出のため道を開けるようくり返しくり返し、要求したが、これにも応じなかつた。

この間、用便にいくにも監視がつき、その評議員に対しヤニ的暴言をとばすなどしばしばあり、翌日の午前4時、警官導入まで自由に用便にも行かれない状態であった。評議員の中には午前10時から引続いて会議室にいた教授も多く、零時を過ぎる頃には心身ともに疲労甚だしくなつた。

学長は午前1時、評議会再会を宣言し「この状態を続けることは、評議員各位の健康が極めて憂慮されるとともに、大学の力では打開の道は全くないと思われる。全く望ましくないことであるが、警察力によって通路を開けてもらう以外に方法はないと思うが警官を導入してよいか」と諮問した。評議員全員も止むを得ないこととして同意し、1時15分、警察本部長、浦上警察署長に電話で出動を要請した。

その後も大学当局は説得を諦めず全力をつくして打開をはかったが、学生は応ぜず全く座り込みを解除

する気配はなかった。

2時55分、警官約150名出動、表門においてピケを張っていた学生達に対し「門を開けなさい。評議員の退出に協力して下さい」と約20分くり返し呼びかけたのち門のピケを排除した。そして事務局玄関でも警官隊は「学長さんが帰ります。評議員の退出に協力して下さい。学生さん代表を出して下さい話し合いましょう」とくり返しマイクで約30分呼びかけた。

これに対し学生は「我々は皆個人の意志で集ったのだ、代表はいない」といって応じない。

3時40分、警官隊は、あと5分で実力行使をすると通告しながら説得を続けた。

3時45分、実力行使を宣言。評議員退出の通路を確保するためのみの目的で事務局建物内にいる一部学生を排除した。かくして4時10分から学長、評議員は退出することができた。

評議員は軟禁状態から11時間ぶりに解放された。

#### 授業放棄について

15日朝、警官導入に激怒した学生約80名がロータリー近くに集合し授業放棄を決議した。

各門を数十名の学生が不法占拠の上閉鎖しロータリー近くに各学部毎に集合し授業放棄と今後の戦術について討議、全体討議にはかりこれを決定した。

その後一部学生は、連日各門を不法占拠の上閉鎖し一般学生への授業放棄と登校を阻止、統一行動への参加を強要、無届集会、デモ等をくり返し授業ができない状態になった。

#### 学長軟禁事件

5月17日(月)の厚生補導協議会委員と学生代表との話し合いの席上、学生代表から評議員と話し合いを持ちたいと要求があったので、5月18日の臨時評議会で学生代表と評議会メンバーとの話し合いについて審議された結果、事態收拾のため異例ではあるが、全員了承されたので、学生部は同18日、14時30分から16時30分の間、2回に亘り、各自治会代表、生協、学館および闘争の各委員を集めこの会議の持ち方について協議し、次の条件を約した。

1. 評議員全員と学生の各組織を代表するもの9名(学、経、医、薬、水、教の各学部代表、学館委員、生協委員、闘争委員の各1名)の話し合いとする。
2. 会談は10時から11時まで1時間とする。
3. 会談の妨害をするような威力行為は一切しない。

なお、話し合い解散後においても、この話し合いに参加された評議員個々に対しても一切の威力行為をしない。

注 学生は平和公圏での学生大会で19日13時に学生全員の前で学長に対し警官導入について説明を求めるところを決議していたが、前記学生部と学生代表との話し合いの際には一言もふれていない。

19日(水)10時から11時までと時間を決めて評議会メンバーと学生代表7名との話し合いが行われた。この席で「長大会館」の管理運営権を獲得しようという学生代表の要求に、事務局長は、建物、人事、予算等の管理は文部大臣の権限を学長が委任されて行なうもので、これに学生が関与することは、不可能であることを説明し、管理権については学生代表も理解したようである。(学生の要求にその後、国有財産の管理権に関与しようとする表現が見られなくなった。)この話し合いの場で、学長は前日学生代表から渡された「全学生の前で警官導入の説明を求める。」という通告文に対し、現在の状況下ではできないと

学生代表に斯わり、警官導入については、「そもそも大学の自治とは、学術の研究と教育を主体とするもので、あの場合は評議員の帰る道を開けるだけのものであったので、大学の自治を侵害するものではない」と答えた。

会談終了後、学生は学長との会談を強硬に申し入れ、大学当局の説得にもかかわらず、各門のピケを強化すると共に、乗用車には全部監視をつけ、捜査班を編成して学長の所在を探し始めると共に約300名の学生が事務局付近で氣勢をあげた。

14時30分頃、学長が施設課で休養しているのを学生が知り、約500名が施設課をとり巻き、労働歌、シプレヒコール等で氣勢をあげながら面会を強要した。この間一部学生は屋根に登って明りとり窓から学長の動静を窺ったりしていた。

15時40分には学生は約800名に増え、大学側の力の限りを尽した説得にも応ぜず坐りこみを決議し、集まっていた学生の中から出た非難の声にも耳をかすことなく21時まで続けられた。

学長の身体に異常が起り、横内助教授の診断の結果、附属病院に入院することになった。学生は担架の搬入を実力で阻止したが、大学当局の懸命の説得で22時ようやく救急車で入院することができた。—入院に除しての談話—(資料1)

#### 学生の処分と1週間の休業を決める

このような学生としてあるまじき行為について、これを放置するときは、大学の秩序は学生の手によって破壊されるに至るものと判断し、5月22日(土)緊急学部長会議を開催し、教育的立場から処分を行なうことについて協議し、引続き緊急評議会を開き、評議員軟禁、授業放棄ならびに校門を不法占拠し暴力による授業妨害、学長軟禁の事実を照らし指導的役割を果たしたと認められた懲戒対象学生1人1人について慎重審議した結果、8名の学生の処分が決定した。

5月23日(日)処分学生の公示および24日から29日までを臨時休業(医学部を除く)とする旨の公示を行なうと共に学長は一般学生に対しては、速かに正常の授業に復帰するよう告示した。(資料2及び3)

臨時休業の理由は教職員、学生が一体となり冷静に反省する期間としてとられた措置であった。

しかるに処分を知った学生約800名は、中部講堂に不法侵入して、処分学生を激励すると共に、処分が撤回されるまで闘いと決議した。

#### 授業再開と学生の動向

6月1日(火)から文教地区の授業は再開された。これに対し学生約100名(佐賀大、九大等の応援隊を含む)は本部地区の各門を閉鎖し、ピケをはって学生の登校を阻止した。

大学はその秩序の回復と、授業の再開を期し、各学部教官が学生に対する説得に当たったが、その努力も空しく、受講のため登校した学生の一部は、やむなく帰宅したものが少なくなかった。

一部の学生はその後数教室から机、椅子を持出し連日、本部地区の各門を占拠しピケを張り、一般学生の登校を実質的に阻止し、あえて入ろうとする者に対しては数人が取り囲み、強引に授業放棄を呼びかけ、また教室に入って授業を受けている学生も連れ出す等、暴挙を重ね、また一部学生は中部講堂ロビーでハンストに入った。

#### 学長談話と学部長の説得

このような憂慮すべき事態を、1日も早く収拾しようと大学は連日にわたり努力を重ねた。学長は5月



23日、病床から「学長談話」を発表し、「真に多数の意向を代表する新たな学生と誠意をもって胸襟を開いて語る機会を持つ用意がある」ことを表明した。

この呼び掛けに応じた学生代表は7人委（学生部長と厚生補導協議員6名からなる）と折衝を重ねた結果、正式に各学部から選出された新しい学生代表14名と、学部長及び教養部長からなる評議会を代表した小委員会と、事態収拾について話し合う懇談会を持つにいたったため、ここによりやく明るい見通しが見え始めた。

かくて小委員会と学生代表は6月7日から連日5回にわたり熱心に事態収拾のための話し合いの努力を積み重ね、その結果、次のような収拾策がまとまった。

1. 処分を撤回することはできないが、再入学については考える余裕もっている。もし処分を受けた学生が将来学生としての本分にもとる行為がないと判断されれば、教授会の議を経て評議会で審議し、学長が許可する。
2. 5月23日以降、6月13日までの学生の行為については、これを罰する考えはない。
3. 「長大会館」の規則は決定しているが運営の面で学生の意向を十分にいれる。
4. 学生と教官との意思交流の円滑をはかるため、いわゆる補導体制を改革する。

この4点を学生代表は6月14日の学生大会にはかることにし、14日（月）臨時休講にすることが決められた。

#### 授業復帰決まる

6月14日の学生大会で、この収拾策がかけられ検討された。その結果賛成多数で可決され、ここに1ヶ月にわたる校門のピケはとかれ、授業放棄は中止されたのである。（資料4及び5）

#### （資 料 1）

談 話 — 5月20日入院に際して—

長崎大学長 和 泉 成 之

長崎大学教職員ならびに学外の皆さん。

長崎大学が工費ならびに設備費計6,800万円を投じて3月末完成した長大会館の運営をめぐる、大学当局と学生との間に紛争を続けておることは、学長として私の最も遺憾に思っておるところであります。

私は昨19日10時より学生代表7名と評議会との会談に、議長として出席致しましたが、会談終了後、更に午後1時より学長単独で多数の学生との会見を求められ、これを拒絶したことを不満とする多数の学生に面会を強要せられ、学内の一室に拘束されて疲労困憊の末、午後9時半医師の診断により、長崎大学病院に入院するの已むなきに至りました。

私はこの機会に学内学外に対し事件の原因と経過について、真相と所感の一端を述べ、大方の認識を深めていただくことが、学長としての責務であることを不幸な病床にあって痛感しております。

第一に私の感ずることは一般の学生が、今回の不祥事について、その源をなす学生の要求の当否、会館規則の決定手続、その後の交渉に関する経過等について極めて認識不足であるということでもあります。

先ず事件の発端をなす学生の要求は長大会館の管理運営権を獲得しようというのであります。しかし管理権とは国有財産たる建物、人事、予算等の管理を内容としますが、何れも国立大学に於ては、文部大臣の権限に属するものを学長が委任されて行なうものであり、これを学生に与える等のことが法的に絶対不可能であることは言うまでもありません。

又学生教職員はその利用者であり、建物を使用し、会館職員のサービスを受け、会館予算執行の結果を享受する立場にあるものであり、敢えて学生が管理する必要もないことも言を俟たないところであります。ただその利用については利用者たる教職員学生の種々の希望もあることは当然でありますので、会館規則により教職員、学生同数の委員を以て構成される運営協議会で話し合い、学生の希望を可能な限度に於て十分考慮し、以て快適な学生生活を営ましめよ

うというのが大学の意向であります。

しかるに現に争議に参加している多数の学生が、その争議の根源たる要求の当否についてどの程度の認識を持っているか極めて疑わしいものがあるのであります。

勿論これらの点に関しては所管たる学生部が学生代表に縷々説明の上折衝を重ねたところであり、これが一般学生に徹底しておらないことも不可解のことでもあります。

第二に私の感ずることは今回の争議行為が極めて学生らしくないということでもあります。大学の諸規則制定その他大学運営に関する重要事項を審議する大学の意思形成の最高機関たる評議会（学長、各学部長、教養部長、各学部教養部より選出された教授2名宛、附属図書館長、附置研究所長、附属病院長、短期大学部主事を以て構成の法的機関）が長大会館規則を慎重審議の上決定したことを不当とし、会議室を集団の威力を以て包囲し、21名（定員22名中、当日1名欠席）の評議員、事務局長、学生部長等を延々10時間に亘って軟禁して翌早晩に至らしめ、遂に警官導入により実力を行使してこれを排除せざるの已むなきに至らしめ、あまつさえこれを大学自治の破壊行為であるとして更に争議を煽動するなどは貴重な租税を財源として多額の予算を費消する国立大学学生にあるまじき行為であると申さざるを得ません。

由来大学の自治とは、憲法第23条の「学問の自由は、これを保障する。」という条文により、学問研究の高等機関たる大学には自治を認めるべきであると解釈されておることであって、学問の研究、教授が国家権力、宗教その他の勢力により干渉されるべきでないという歴史的必要性より来る思想であります。さればその自治は本来大学の研究授業に関することが主体であることは申すまでもありません。大学内部の治安が乱れ人命に危険ある等の状態に於て、警察権が介入して実力を以てその危害を排除することありとしても、大学が治外法権を持つものでもなく、又大学自らが治安維持の実力を保持するものでもない限り、当然のことであって大学の自治と何の関係がありません。

それとも大学の教職員のみは学内に於ては学生の集団暴力を甘受しなければならぬということでしょうか。

更には神聖なるべき校舎のいたるところに貼紙し、甚だしきは建物に直接墨汁を以て太々と煽動文句を記し大学敷地のあらゆる門を閉鎖し、何等関係なき通行人を誰何を等如何なる権利によるものであるか了解に苦しむところがあります。19日の学生代表と評議会との会見に於てこの点に関する大学側の詰問に対し、ピケは労働法によって認められた権利であると豪語する等に至っては、私どもは学生の常識と自覚に対し絶望せざるを得ませんでした。私は労働法を云々し長崎大学学則には従わぬというが如きこれらの学生を、最早長崎大学学生とは認め難い心境に立至りました。その結果これらの学生に、然も昨日の如き状況下で会うことは断然拒否した訳であります。とは言え平穩裡に学生と大学自治を語ることは私の敢えて好まざるところでなく、寧ろ事態の沈静後学則を尊重する長崎大学学生と胸襟を開いて、これらの問題を語る機会を持ち得ることは、私の最も希望するところでもあります。

私は現状の如き不法不穏の状況の下に於ては学生の要求は容れられざるものであるということ、学生をして十分認識せしめることも一つの大きな教育であると深く信ずるところであります。

私が健康を回復するまでの、暫しの間は各学部長におかれて、それぞれの学部内を統制して学則を尊重する学生を対象に正規の授業を継続するよう各学部長に依頼してあります。

願わくば教職員に於かれては事態に冷静に対処せられ争議中の学生諸君は一刻も早く正規の授業に復帰せられることを希望して私の談話といたします。（5月20日記）

## （資 料 2）

### 告 示

去る5月14日評議会開催中一部学生が「学館問題全学総けつ起集会」を指導し、会議室を包囲のうえ議事を妨害し、評議会終了後引続き全評議員を延々11時間に亘り軟禁し、遂に警官導入の最悪の事態に立ち至らせた行為は、その後引続き強行した授業放棄の行為と共に、学内の秩序をはなはだしく乱したものであり、大学の威信を失墜させたものであることは既に「学生に告ぐ」において発表したとおりである。

このことについては、責任者に再三注意を促し、授業への復帰と学生の自覚を求めてきたのであるが、現在なお反省の実を認めることができない。

このような状態を放置するときは、大学の秩序は一部学生の手によって破壊されるに至るものと判断せざるを得ない。ここに別記公示の学生に対して、教育的立場より敢えて処分を行なうことを決定した。

そもそも、大学における学生の自治活動は、大学の諸規則の範囲内においてのみその存在が認められるものであり、

これを逸脱した活動を行なうことが許されないことは当然である。

全学生諸君の良識ある行動を重ねて要望するものである。

昭和40年5月23日

長崎大学長

(資料 3)

昭和40年5月25日

学生部長

学生一般

本日学部長、厚生補導協議会の合議の結果さきに発表された学長談話の「真に多数の学生の意向を代表する新たなる学生と誠意をもって胸襟を開いて語る……」という基本線に副い学生部長、各学部・教養部の厚生補導協議会委員1名をもって小委員会を構成し事態収拾のために学生諸君との会談に応ずる態勢を整えた。

これを機会に学生諸君は進んで良識ある要望等を本委員会に申し出て連絡を密にし共に協議することを希望する。

(資料 4)

すでに御承知のことと思いますが、6月1日から授業を再開しております。

教官各位も時間割に従って授業を行なうべく準備し、諸君の登校を待っております。

貴方は自己の信ずるところに従い、良識をもって行動し、直ちに授業を受けられるよう強く要望します。

昭和40年6月1日

学生部長

(資料 5)

さる5月14日「長大会館」の規則審議に端を発した本学の紛争は、ここに解決をみるにいたりしました。

長い間ご迷惑をおかけした父兄の方々ならびに県市民の皆さまに深くお詫び申し上げますと共に、大学当局もこのたびの事件を深く反省し、全学あげて明るい学園をつくるよう努力するつもりであります。

昭和40年6月15日

長崎大学長 和泉成之

#### 4. 東京商船大学85周年記念会館規則等の実施拒否問題について

東京商船大学  
(42. 3. 13)

1. 東京商船大学85周年記念会および一部国費による会館が、昭和40年11月25日竣工完成し、昭和41年3月31日付をもって国有財産に移管された。
2. 規則・規程の制定について
  - (1) 会館完成と同時に学生部長、学生課長および各科、各教室より選出された特別委員6名、計8名により規則、規程案が作製された。

- ② 昭和41年2月18日、右の案を学生に示して説明されたが、「学年末試験、続いて春季休暇に入るので、規則等の検討と制定は暫く待って欲しい。4月中には結論を出すよう努力する」との申出があり、交渉は一時中断された。
- ③ 休暇あけの4月9日以後、数回にわたって規則等の検討の促進を学生代表に対して行なったが、規則制定および管理運営については東大駒馬方式、開館については、お茶の水大学方式(臨時開館)を困執して具体的検討に入らず、4月30日に至って学生側の対案を提出してきた。
- ④ 大学側は、規則の制定権は教授会にあり。とするに対し、学生側代表は、この種の施設については学生にも規則制定権の一部がある。として、殆んど連日の話し合いにも拘らず合意に達せず、具体的な問題には入れなかった。
- ⑤ 国有財産移管に伴い、遅くも4月末口までには規則が制定されねばならないという事情もあって、昭和41年5月12日の教授会において

東京商船大学85周年記念会館規則(資料1)

同 運営委員会規程(資料2)

同 使用規程(資料3)

(註) 同使用心得(資料4)

が審議決定され、同日付をもって実施された。

### 3. その後の経過

- ① 昭和41年5月16日、約1時間にわたって、学長から全学生に対し、記念会館建設の経緯および規則、規程の制定についての公式説明が行なわれ、続いて夜、学生部長、特別委員による説明会がもたれた。
- ② 昭和41年5月26日、臨時学生大会において「記念会館ボイコット」が宣言された。
- ③ 他方5月1日以後、相次いで会館係長、館員が発令され、大学側運営委員も選出され、使用心得等も検討されたが、学生側運営委員は選出されず、ボイコットが続いた。
- ④ 其の後も9回にわたり学生側代表と話し合いを続け、10月5日より学生、教職員、卒業生に対して現実に開館、使用状態に入った。
- ⑤ 11月下旬“これまでの無期限ボイコットを解き実際に使用しながら、規則、規程の空文化をはかる。”との運動方針変更案が学生投票により可決されたが、実際にはそれ以前と変わらなかった。
- ⑥ 大学側は、学生側運営委員の選出と、運営の正常化をたえず呼びかけているが、未解決のまま現在に至っている。(42.3.13)

#### (資料 1)

##### 東京商船大学85周年記念会館規則

第1条 本学に東京商船大学85周年記念会館(以下「記念会館」という)をおく。

第2条 記念会館は、学生相互ならびに学生、教職員、卒業生等の間の人間関係を緊密にし、課外活動を盛んにして学生の人間性と社会性を涵養するとともに、学生、教職員の厚生福祉に寄与することを目的とする。

第3条 記念会館に次の職員を置く。

- (1) 会館長 1名 学生部長をもって充てる  
 (2) 会館主事 1名 学生課長をもって充てる

(3) 会館員 若干名

第4条 会館長は諸規則に則り記念会館の管理運営に関する事務を統轄する。

2 会館主事は会館長の命をうけ記念会館の事務を処理する。

3 会館員は会館主事の命をうけ記念会館の事務に従事する。

第5条 記念会館の円滑な運営をはかるため記念会館運営委員会をおく。

2 記念会館運営委員会に関する規程は別に定める。

第6条 記念会館の管理運営に関する諸規則の改廃は教授会の議を経て行なう。

付 則

この規則は昭和41年5月12日から施行する。

(資料 2)

東京商船大学記念会館運営委員会規程

第1条 東京商船大学85周年記念会館規則第5条に基づいてこの規程を定める。

第2条 東京商船大学記念会館運営委員会（以下「委員会」という。）は、学長の委嘱する次の各号の委員をもって組織する。

(1) 会館長および会館主事

(2) 事務局長

(3) 教授会で選出された教官 3名

(4) 学生代表 5名

2 前項第3号および第4号の任期は1年とし、いずれも再任を妨げない。

3 学生代表の選出方法は別に定める。

第3条 委員会は次の事項を審議する。

(1) 記念会館運営上の具体的問題に関する事項

(2) 記念会館の実行予算に関する事項

(3) 記念会館の年間行事計画に関する事項

(4) その他会館長において必要と認める事項

第4条 委員会に委員長をおき、会館長をもってこれに充てる。

2 委員長は委員会を招集してその議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の要請があった場合これを招集する。

第6条 委員会は委員の過半数の出席がなければ成立しない。

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員外の教職員または学生の出席を求めて意見を聞くことができる。

第8条 会館長は記念会館の日常業務運営のため記念会館運営委員会のもとに記念会館実行委員を委嘱することができる。

付 則

この規程は昭和41年5月12日から施行する。

(資料 3)

東京商船大学85周年記念会館使用規程

第1条 東京商船大学周年記念会館（以下「記念会館」という。）の使用についてはこの規程の定めるところによる。

第2条 記念会館は次の用途に使用する。

(1) 大学の行事。

(2) 学生の課外活動に関すること。

(3) 本学学生および教職員の集会、研究会等。

(4) その他記念会館規則第2条の目的達成に必要な行事等。

第3条 記念会館を使用できるものは、本学の学生および教職員とする。ただし、特に許可された場合はこの限りでない。

第4条 開館時間および休館日は当分の間次のとおりとする。ただし、会館長が必要と認めた場合はこの限りでない。

開館時間 11時から21時まで

休館日 学期第5条に定める定期休業日および月曜日。

ただし、日曜日、国民の祝日および大学記念日を除く。

第5条 記念会館施設のうち、大集会室および集会室(1)(2)(3)(4)を指定室とし、その他は開館時間中随時使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、談話室、休養室、娯楽室および音楽室の一部または全部を指定室に指定することがある。

第6条 指定室の使用については会館長の使用許可を受けなければならない。

2 前項の使用許可を受けようとする場合は所定の使用許可願を会館長に提出しなければならない。

第7条 使用者は、施設または備品等を破損し、もしくは滅失した場合は、原則としてその損害を賠償しなければならない。

第8条 記念会館および館内各室の安全を確保するため鍵は会館事務室においてこれを保管する。

付 則

この規程は昭和41年5月12日から施行する。

#### (資料 4)

#### 東京商船大学85周年記念会館使用心得

1. 使用許可願は使用の前日までに別紙様式の使用願を館長に提出し、許可を受けなければならない。
2. 同一団体が1日4時間以上の使用、および2日以上引続き使用する場合は館長の特別の許可を必要とする。
3. 使用者は次の注意事項を遵守すること。
  - イ 使用目的以外のことに使用しないこと。
  - ロ 使用時間を遵守すること。
  - ハ 館長の許可なくして備品を移動したり、施設を改廃、新設してはならない。
  - ニ 集会の場合、室の準備はすべて使用者が行ない必要な物品については事前に(事務室執務時間中)借用を申込むこと。
  - ホ 会館に入るときは服装を整え、下駄ばきやスパイクのまま入ってはならない。
  - ヘ 会館内では火の元に注意、所定の場所以外の喫煙を禁じる。
  - ト 使用者は常に清潔、整頓、美化に心がけること。
  - チ 館内での放歌高吟は遠慮すると共に、不必要な騒音を発しないこと。
  - リ その他、他の者の使用を妨げたり不快を感じさせるような行為をしないこと。
  - ヌ 所定の場所以外に掲示をしないこと。
  - ル 使用後は清掃、整理を行ない、会館職員または当直者の点検を受けること。
4. その他、会館の使用については係員の指示を受けること。
5. 以上に反した者(団体)は使用を中止させるか、取り消すこともある。

以 上

## 5. 学生会館規程拒否及び会館占拠等の問題について

金 沢 大 学  
(41. 5. 30)

### 1. 学生運動の概観

金沢大学は、北陸における学生運動の拠点校ともなっており、かなり活発な動きをみせている。学生自治権の拡大と大学行政への参加という彼らの運動目標は、全国の大学に共通するところであるが、その運動形態には多分に金沢という風土の影響もあるように思われる。

本学における学生運動従事者の数は、その実数を適確に把握することは困難であるが、中心となって活動している学生数は全学生の約4パーセント約200人ぐらいではないかと推定される。さらにその内訳についてみると、民青系学生が約150人、革マル系学生が約50人と思われる。この分布が示すように、本学では、民青系が強く、革マル系が弱い。昭和42年2月現在では、7学部のうち5学部自治会が民青派の勢力下にあり工学部と法文学部文科自治会の二つが革マル派であるにすぎない。

両派の間には、人数の点では、上のような差違があるが、その行動形態の点では、他の大学におけると同様に、革マル派は行動的であり、民青派は柔軟である。また、従来の色々の事情からして、その活動担当分野がかなりはっきり分れている。すなわち、革マル派は学生会館、民青派は学寮というように、はっきりと活動分野が区別されている。しかも両者の対立は激しく、決して協調しようとしなない。しかしながら、最近の傾向として、特に後述する“確認事項問題”に関連して、民青派が学生会館問題に運動の比重をかけるようになってきた。

以上、本学における学生運動の系統と傾向の概要について述べたが、次に最近4年間に起こった学生問題の個々の事例について、その実態と具体的な解決方法などの要旨を述べることにする。

### 2. 学生会館問題について

学生会館問題は、①学生会館占拠事件、②学生処分反対闘争、③確認事項闘争の三つに分けることができる。

#### (1) 学生会館占拠事件

これは、昭和41年5月11日から同月30日にいたる20日間にわたり、革マル系学生の集団約30名が竣工したばかりの学生会館に不法に侵入・占拠した事件である。事件の詳細については、「学生会館問題についての経過概要」(資料1)に記載してあるので、ここでは省略する。大学としては昭和41年4月に学生会館が竣工したのにともない、その管理・運営の根幹をなすところの学生会館規程、学生会館運営協議会規程、学生会館使用細則(資料2)を同年5月6日、正式に制定したのであるが、それを不満とする一部学生が実力をもって会館を占拠したものである。大学側は、昭和40年12月から昭和41年4月にいたるまで、前後6回にわたり、学生に対する規程案の説明と話し合いの会を開催したのであるが、一部学生の妨害により開催を阻止され、やむなく規程案作成の趣旨を印刷して各学生代表に配布して意見を求めるなどの手段を講じたのであるが、ついに一部学生(革マル派)は話し合いに応じなかった。よって、大学は、それまでに出示された教官側の意見と学生側の意向を十分に検討考慮し、学生会館建設専門委員会、全学補導委員会、各学部教授会、学部長会議等における慎重な審議を経て、5月6日の評議会において正式に決定するに

たったのである。

一部学生は、この規程の制定は、学生の意見の全面的無視であり、押しつけであるとして、その白紙撤回を要求して会館占拠に出たものである。

この事件が発生するや、大学はただちに、全学補導委員会、学部長会議、評議会を開催し、事態の収拾について協議し、再三にわたり占拠学生に対し退去命令、勧告文(資料3、5)を手交するとともに、全学生に対するPR資料として“学生諸君に告ぐ”を作成配布した。(資料4)

5月15日、運動部委員会委員長が事態収拾のための調停に入ったが、これは不調に終わった。

5月19日、大学は評議会を開催し、①5月21日(土)から会館を閉鎖する。②日宿直をとりやめ、事務職員を引きあげる。③会館の電気、水道、ガスの供給を取り止める。④事態収拾について大学は積極的に動かず、しばらく静観することを決定した。

5月20日23日の両日、サークル顧問教官有志と学生代表との話し合いが行なわれ、その結果をもとにして、会館規程の各条項の趣旨を説明するための資料として「会館の規程の趣旨と運営などについて」を作成し、5月25日学生部長名をもって告示した。(資料6)

5月26日にいたり、教養部自治会などで学生投票が行なわれ、その結果、バリケードを解き、前掲の学生部長告示を了承することとなり、かくて5月30日、占拠学生は完全に会館から退去するにいたったのである。

#### (今回の事件の教訓と反省)

今回の事件は、大学という学園の中で発生した一部学生の不法行為事件であるが、それが20日間という比較的短期間に、しかも全面的な解決をみたということについて、われわれ厚生補導の担当者はいろいろの教訓と反省を得たのであるが、ここにその要点を記し、今後の参考としたい。

- ① 規程の制定、不法占拠学生の取扱い等について、大学の態度が終始一貫、厳正にして不動であったこと。
- ② 規程制定の過程において、全学の教職員がその審議に参画し、慎重にして十分な討議を行なったので、評議会において制定した規程に関しては全学の支持があったこと。
- ③ 不法占拠学生を退去させるために全教官が熱意をもって説得にあったこと。特に研究室ゼミ、クラス担任、各課外活動サークル顧問などの教官が誠意を尽して説得したこと。
- ④ 不法占拠学生の反省を促がすと同時に他の一般学生全員に対し、事件の真相と規程の内容、大学の方針などを明記したパンフレット等を作成配布し、一般学生の自重と理解を求めた結果、不法占拠学生が完全に孤立化し、これ以上の占拠は自分たちにとってきわめて不利であると痛感するにいたったこと。
- ⑤ 一般学生特に運動部、文化部関係学生の間で早期開館要望がたかまってきたこと。
- ⑥ 不法占拠学生を排除するために、職員や警察などの力を使用せずあくまで自発的退去の方針に終始したこと。
- ⑦ 一部学生が闘争を盛り上げるために他の学内問題を取り上げようとしても、そのような問題が全くなく、また他の外部団体等からの支援もなかったこと。

今後大学の取るべき措置としては、教官と学生との緊密な接触と理解をいままでより以上に深めるため



の組織上制度上の改善方法を講ずるとともに、厚生補導に関する施設、設備を充実、改善し、学生の修学環境の整備と生活の援護に一層の努力をはらい、もって一般学生の大学に対する信頼感をたかめるようにすることである。

### ② 学生処分反対闘争

このような会館占拠を行なった学生の懲戒については、学長が欧州出張中であったため、その取り扱いがかなりおくれたが、学長帰学後、全学補導委員会、各学部教授会において慎重に審議され、11月18日の評議会において、3月停学4名、2週間停学7名、戒告8名、計19名の懲戒処分を決定した。

11月21日、各学部長、教養部長から懲戒指令書を処分学生に交付し、これに関する学長告示および処分の公示を発表した。(資料7, 8)

この日午後3時から、革マル系学生約150名が、学生会館大集会室において処分反対抗議集会を開催、午後4時30分それらの学生のうちの一部約60名が学長との会見を強要し、職員の制止をきかず学長室に押し入り、約2時間にわたり学長室の出入口を封鎖して学長の自由を拘束し、その間学生たちは処分撤回を要求し紛糾したが、学長は処分撤回を拒否した。

大学は急拠、各学部長、一部の評議員、全学補導委員等の参集を求め、学生の説得にあたった結果、25日開催予定の評議会終了後、学長、評議員が、学生代表と会見することを大学側が約したので、乱入学生は退去した。この会見は、評議会において協議の結果、それに応ずべきでないとの結論となり実現されなかった。なお、これに関して学生部長名で掲示を行なった。(資料9)

11月25日の評議会終了後、学生会館集会室において、M学生部長が午後4時半から約4時間、約100名の革マル系学生と会見したが、その席上で学生部長は処分については再審の余地は全くないことが言明した。

11月29日、12月1日、2日、学生の抗議集会が開かれ、教養部、法文学部での授業放棄を決議したが、教養部では全教官の説得により授業放棄は行なわれず、法文学部文科自治会だけが授業放棄の説得ピケを行ない、一部授業の実施に支障をきたした。

その後、12月6日、8日にも抗議集会が行なわれたが別に異常なく、12月16日、教養部、法文学部文科自治会が再度授業放棄を宣言したが、授業は平穏に行なわれた。

かくして冬期休業に入り、その後処分反対闘争は全くかげをひそめた。

### ③ 確認事項闘争

ここにいう確認事項とは、昭和41年7月1日に、学生会館長名で公布された「学生会館の規程および運営についての確認事項」を意味する。この確認事項は、その名が示すように、学生会館の規程および運営に関して確認した事項をあげたものである。

この確認事項が、大きな問題となり、大学はついにみずからの権限においてこれを取り消す結果となったのであるが、その経緯とこれに関する一部学生の反対闘争のあらましを次に述べる。

昨年5月30日に、学生会館占拠学生が退去したことについては(1)のところで述べたが、会館を早期にかつ円満に開館するため、運営協議会発足の前段階的性格を持つ打合せ会を開催し、そこにおいて学生代表と会館の規程、運営についてさらに話し合うこととなり、6月15日、20日、23日の3回にわたりこの打合せ会が行なわれ、協議の結果、確認事項の原案が作成され、6月28日の第1回会館運営協議会において承

認された。かくして、学生会館は、7月1日、正式に開館された。

ところが、この確認事項が7月中旬ごろから大学の評議会、全学補導委員会等において問題となり、運営協議会の教職員側委員において善処することになった。そのころ、このことが一部の新聞紙上に掲載されたためもあって、一部学生が処分問題とともに確認事項取り消し反対の運動を展開しはじめた。

10月下旬から、12月中旬まで行なわれた革マル系学生の処分反対運動には、いつもこの確認事項の問題が同時に取り上げられていた。民青系の学生は、処分問題よりも主としてこの確認事項の問題を取り上げ、しばしば抗議集会を開くと同時に、学長、学生部長との団交を要求してきたが大学はこれを拒否した。学生側は、その他公開質問状、各種要請文などの提出を行なっているが、詳細については「学生会館問題についての経過概要」(資料1)を参照されたい。

このような学生の反対運動が行なわれている一方、大学は、運営協議会教職員側委員、全学補導委員会、各学部教授会においてこの確認事項の取扱いについて慎重に検討した結果、その内容、手続きのうえにおいて、大学はこれを認めることはできない。よって正式の運営協議会を開催して、その席において否認の獲得を行なうことになった。かくして、1月25日31日の両日、第3回運営協議会を開催したのであるが、25日は革マル系学生約30名の妨害により流会となり、31日は学生側が確認事項の存在を前提とする協議会の開催を要求したので、開催不能となった。しかし、31日は学生部長の判断により、その時集合していた学生と話し合いを行なったが、物別れとなった。その席上、学生部長は確認事項は認められないものであることを言明した。

このような事態に立ちいたったので、大学としても運営協議会における否認説得の方法をあきらめざるをえなくなり、関係機関において慎重に協議の結果、2月13日無効の公示を出すと同時にその理由を説明するパンフレット「学生会館の規程をめぐる問題について」を作成し、全教官、全学生に配布した。(資料10, 11)

この大学のとった処置に対して、一般の学生は殆ど関心を示さず一部学生は兩派とも、現在までのところほとんど組織だった動きをみせていない。これは、大学が期末試験、卒業試験に入り、そのあと春期休業となるので時期的にも反対闘争が行なえず、一般学生の関心もすでにそこにはないことによるものであろう。更に4月中旬後においてもこのことによる闘争を計画しうるかどうかは疑わしい。

確認事項の内容がなぜ不適正であり、その取扱いがなぜ運営協議会の権限を逸脱しているかについては、前掲のパンフレット「学生会館の規程をめぐる問題について」(資料11)に詳細に記されているのでそれを参照されたい。

## (資料 1)

### 学生会館問題についての経過報告

昭和41. 5.11~7. 1  
41. 7. 4~12.13  
41.12.15~42. 2.14

## ま え が き

金沢大学学生会館は、昭和40年度文部省予算にその新営工事が認められ、昭和40年8月着工、昭和41年4月竣工、4月30日に竣工式が行なわれた。

一方学生会館の管理運営については、その根幹をなす諸規程の制定にあたって昭和39年12月、学生会館建設専門委員

会を設置し、慎重に審議を重ね、原案を作成した。

その際専門委員会としては、一昨年（38年7月）学生会館新営工事予算要求当時、学生代表と全学補導委員とが話し合った時の案、概算要求書に添付した案、更に国立大学において既に制定され実施している規程案を参考に検討考慮し、全学補導委員会においても慎重に検討がなされ、また各学部、教養部の教官会議においても十分に検討された。

かくして金沢大学にとって妥当と考えられる原案ができあがったのは、40年11月末である。

これについて、学生の意見を聴取するため各学部、教養部学生代表各2名、文化部、運動部学生代表各2名を招集してその趣旨を説明し、話し合う会合を開催した。ところが一部学生代表は、39年7月の概算要求書提出前の全学補導委員と学生代表との話しあいとは違い、大学側の規程案を一方的に説明し、押しつける会合であって、教官と学生代表とが話し合って規程案を作成していく会ではないと主張してその開催に反対した。

昨年12月初めから本年4月末に至るまで前後6回に亘りこの会合を開催したが、そのうち4回は、一部学生の妨害により開催を阻止され、2回は開催したもののこの会合のもちかたについての論議に終始して内容の話し合いにはあまり入れない状態であった。しかしながら2回の話し合いの会合において規程案の概要について説明を行なうことができた。また規程案作成の趣旨を印刷して各学生代表に配布し、意見を求めたが、何等正式の回答はなく、終始話し合いのルールの確立を主張し規程案に対して反対をつづけた。一方大学側は建設専門委員の教官を通じて各学部、教養部においてそれぞれ個別に学生代表と話し合い規程案についての意見を求めた。

かくて学生会館建設専門委員会は、教官側の意見と学生側の意向を十分に検討考慮して、5月4日会館諸規程案の最終原案を決定した。そして同日全学補導委員会を開催して承認を求め、5月6日の大学評議会上に上程し審議可決した。かくして学生会館規程、学生会館運営協議会規程、学生会館使用細則が、正式に制定され、5月11日から学生会館が開館されることになった。

ところが一部学生代表（法文学部文科自治会、理学部自治会、教養部自治会、文化部委員会代表等で構成され、中心として活動する約30数名）は、この評議会決定を不満として評議会決定の白紙撤回、5月11日からの開館の取り止めを唱え、5月7日午後4時30分頃から約2時間にわたり、学長と会見したが、学長はこれらの要求を拒否した。

そこで大学は、方針通り5月11日から開館することを学生一般に公示し、準備をととのえたのであるが、一部学生が開館阻止の掲示をしたり、ビラを散布するなどして何らかの行動にでることが予測されたので、学生部職員が10日夜会館に集り、対策を協議した。そして学生部の職員6名が宿直して警戒にあたることにした。

## （1）占拠事件の内容

10日の夜は、12時過ぎまで学生部長以下全職員が学生の動向をみながら警戒にあたったが、一部学生が教養部D8番教室で会合をもっていた程度で、別段異常はみられなかった。11日午前2時頃、H、K両事務官が、和室に入って電灯をつけた時、厨房付近（外側）から人声が聞え窓から下を見ると、数名の人影が会館の西側の入口の方へ駆けていくのを見た。その時学生の侵入を予感し、直ちにK事務官は、事務室のM次長に報告した。

K、H事務官が、直ちに厨房付近を見廻ると、数名の学生が既に厨房南側の倉庫（ドライエリヤ側）の窓から侵入したあとであり、厨房に入ろうとしたが入ることができなかった。そこで事務室へ引返そうとして、集会室廊下へ出ると、3—4名の学生がロビーへ駆け込もうとするところだった。事務官3名は学生の侵入を止めようとしたができなかった。その時正面玄関入口および食堂からの階段から30数名の学生が、喚声をあげて事務室前になだれ込んできた。事務室前で、事務室に侵入しようとする学生を職員が全力をあげて制止したが不可能であった。

侵入学生は、事務室の窓のかぎをかけるなり、電話器をセロテープで封鎖するなど外部との連絡を遮断した。

侵入学生の指導者の一人とみなされるAは、職員の制止に対し、“大学側は卑怯にも一方的に規程を決定し、開館に踏切ったので、学生側は止むを得ずこうせざるを得なかったのだ”学生側と話し合いしようとした。そして会館は、正面玄関のみを明け、学生側はその前で説得ピケを張るからそのようにしてほしいと提案し、押問答がつづいた。

会館の鍵は、学生側に奪いとられ、職員は外部へ出ることもできず、便所へ行くにも監視付きで軟禁状態におかれた。

このような状態が3時過ぎまで続き、その間学生達は、用意して来たベンチ、針金、板材等を使って館内の机、椅子等で各入口に内側からバリケードを構築し、外部との連絡を遮断封鎖を行なった。バリケードを構築した場所は、正面玄関内側、両側入口内側、地下2階玄関の内側の3ヶ所であった。また事務室前にも机をならべて出入を阻止した。3時過ぎ7名程度の監視の学生を事務室に残して、他の学生は、バリケードの補強工事を行なった。

軟禁状態におかれた大学職員は、外部との連絡をとろうとしても止められて無駄であった。

K事務官が館内を見廻ることはさまたげられなかったが、それも監視付きで、設備備品を損傷しないように注意する程度であった。

午前8時頃になって、K事務官が食堂入口から外部へ出ることがみとめられた。同時刻頃厚生課長が、1階便所の窓から脱出し、K事務官と打合せ急を学生部長に報告し、事務局部課長並びに全学補導委員会委員の教官に事件の発生を報告した。そして他の4名の職員も午前8時30分頃ようやく館外へ出ることができた。

この不法占拠で、会館の設備、備品の損害は、鍵が奪取されたこと、事務室のフロントのガラスが一枚破損した程度で、学生と職員の間にはかなりはげしいもみ合いがあったが、双方に負傷者が出なかったのは、不幸中の幸いであった。

なお11日の学生の不法占拠以来、大学側は、会館の管理の責任上、会館職員の会館への出入りと宿直を続けていたが、5月19日の大学評議会の決定により、5月21日から職員の出入りと、宿直を取止め、電気、水道、ガスの供給を停止した。

また学生は5月11日の占拠以来、日中は5～6名程度の監視人を残し、夜は、第1・第2中集会室、第1・第2小集会室および和室を使用して30名程度が宿泊していた。

そして大学側の再三にわたる退去勧告も聞き入れず、頑強に不法占拠を続けていたが5月28日にMが占拠学生代表として大津学長事務代理に会見し、28日、29日の両日、会館内の清掃を行ない、30日午前中に会館より退去することを申し出で、30日午前9時全学生会館から退去した。

## (2) 事件に対し大学のとった措置

- 5月11日(水) 午前11時から全学補導委員会を招集し、事件の経過を報告し、対策を協議した。協議の結果占拠学生(5月2日「全学補導委員会への公開状」の代表者であったKあて)に対し、即刻退去の命令を出したが、Mが開館を延期すべきだといって拒否の回答をして来た。また一般学生に冷静な行動を求める学生部長告示を出した。
- 5月12日(木) 午前11時から全学補導委員会を開催、対策を協議した。午後1時から学部長会議、3時から大学評議会を開催し事態の收拾について協議した。その結果、13日から学生会館を当分の間休館すること、一般学生に対するPR資料を作成すること、占拠学生に対し退去勧告をすること等が決定された。
- 5月13日(金) 全学の教職員、学生に対し学生会館の休館を公示した。占拠学生(Mあて)に対し、文書をもって退去勧告を出したが、これを拒否した。  
(規程の白紙撤回、規程案作成のルール確立が条件ならば退去してもよい。)  
午後3時全学補導委員会を開催して対策を協議した。
- 5月14日(土) 学生部長からMあてに文書をもって重ねて退去するよう勧告した。  
一般学生に対するPR資料作成した。
- 5月15日(日) 運動部委員会委員長が事態收拾について調停に入る。  
調停案：パリケードは解くこと。学生による自主管理は中止する。大学側と学生側の話し合いの場をつくる。
- 5月16日(月) 一般学生に対するPRとして、学生部長の「学生諸君に告ぐ」を各学部、教養部を通じて全学生に配布する。  
午後1時学部長会議を開催して事態の收拾について協議する。  
運動部委員長の提案について検討した結果、両者の話し合いの場をもつことを了承した。
- 5月17日(火) 午後3時から全学補導委員会を開催し、運動部委員長の調停について検討し、「申し合わせ、了解事項」を決定した。  
運動部委員長が占拠学生にこの決定を伝えたが、学生側は、この提案を拒否した。  
なお運動部、文化部の各サークル顧問教官に対し、各部長が冷静に行動するよう注意を依頼する。また「不法占拠学生に告ぐ」との学生部長警告文を出すこと。さらに占拠学生に対し、各学部長、教養部長から個別に説得して頂くことなどを決定した。
- 5月18日(水) 運動部委員長は、前日に引続き「申し合わせ」案について占拠学生と話し合ったが、修正追加を要求して物別れとなった。  
「不法占拠学生に告ぐ」を占拠学生に渡した。

- 5月19日(木) 顧問教官宛依頼文を発送した。  
午前10時大学評議会開催, 協議の結果つぎのことを決定した。
1. 5月21日(土)から当分の間会館を閉鎖する。
  2. 日宿直はとりやめ, 事務職員は引きあげる。
  3. 会館の電気, 水道, ガスの供給は止める。
  4. 事態収拾について大学は積極的に動かず, 暫く静観する。
- 5月20日(金) 19日の大学評議会の決定を占拠学生に伝え, すみやかに退去するよう勧告する。全学部に会館閉鎖の公示をする。  
午後4時から顧問教官有志らと学生代表との話し合いが行なわれた。  
一般学生に「不法占拠学生に告ぐ」警告文を出した旨知らせるとともに自重を要望する告示を掲示する。
- 5月21日(土) 正午学生会館の電気, 水道, ガスの供給を止める。また日宿直も取止める。
- 5月23日(月) 午後1時から法文学部会議室において顧問教官有志らと学生代表と話し合いが行なわれた。
- 5月24日(火) 全学補導委員会を開催し, その後の経過報告があり, 対策について協議の結果, 一般学生に対し「会館の規程の趣旨と運営などについて」の学生部長名の告示を掲示することを決定した。
- 5月25日(水) 午前10時一般学生に対するPRとして「規程の趣旨と運営などについて」の告示を掲示する。  
なお全学部教官にも同様な告示の写を参考として送付する。
- 5月26日(木) 教養部自治会などで学生投票が行なわれる。  
内容(○×式)
1. バリケードを解き, 学生部長告示(24日)を了承し, 今後運動を進める。
  2. バリケードを継続し, 白紙撤回要求。
  3. 保留
- 5月27日(金) 占拠学生Mが学生部に出頭し, 学生課長を通じ, 学生部長に会見を申し入れる。  
学生部長これを拒否する。  
(要望内容)  
全学生投票の結果は①に決ると思われる。よって運営協議会発足の前段階的な準備会的性格をもった三者による話し合いの会合を開催してほしい。
- 5月28日(土) M学生部に出頭し, 次のことを要望した。  
「5月28日, 29日会館を清掃し, 30日(月)午前中にバリケードを解き, 退館するから, 28, 29日の両日会館の電気, 水道の供給をしてほしい。」  
学生部長は学生課長からの連絡により, 学生課長にMに対して次のように伝えるように指示した。  
“電気, 水道を止めることは評議会決定で学生部で決めることはできない。この要望は学長事務代理に申し出るべきである。それで学生部長が立会うから代表者が法文学部長室に午後3時に来るがよい。午後3時占拠学生Mが法文学部長室に出頭し, 大津学長事務代理と学生部長立会いで会見し, 前記のことを申し入れ, 大津学長事務代理の承諾をえた。  
その後Mは, 準備会の開催について学生部長に要望したが, 部長は大学側は独自の立場で検討し結論を出したいと返答した。  
大津学長事務代理の承認を得て電気, 水道を供給したことについては, 各学部長, 全学補導委員に連絡した。  
午後4時30分電気, 水道を供給する。
- 5月30日(月) 午前9時30分学生課長立会のもと, 占拠学生は, 完全に会館から退去する。  
5月11日から30日まで20日間に亘り, 一部学生によって占拠されていた会館も学生の退去によって, 一応正常な状態にもどり, 会館職員も直ちに復帰した。
- 5月31日(土) 学生会館から占拠学生が, 完全に退去した旨文部省学生課長に電話で報告した。なお学生の占拠は終わったが, 当分会館は閉館する旨学生会館長名をもって全学生に掲示する。

- 6月7日(火) 午前3時全学補導委員会を開催し、占拠学生の会館退去の経過を報告し、さらに会館の円満な早期開館には、運営協議会発足の前段階的性格をもった学生代表との打合わせ会の開催が必要であることについて検討協議の結果、早急に打合わせ会をもつことを決定した。
- 6月8日(水) 午後3時會館運営協議会(教官、職員)委員の打合わせ会を開催、第1回打合わせ会を6月15日午後5時30分から開くことを決定した。
- 6月10日(金) 午後2時大学評議会開催、学生会館問題の経過について学生部長から報告した。
- 6月15日(水) 第1回学生代表との打合わせ会開催、5月24日の9項目からなる学生部長告示について協議したが、学生側はその趣旨を規程の付則とせよと主張し、合意に達せず、6月20日の第2回打合わせ会までに学生部長が運営協議会において確認しうる事項の原案を作成し、それを協議することとして散会した。
- 6月17日(金) 運営協議会教職員委員の参集を求め学生部長の作成した確認事項案について検討した。
- 6月20日(月) 午後5時30分第2回学生代表との打合わせ会開催確認事項案について話し合いするも、なお合意に達しない点があり6月23日再度開催して話し合いすることを申し合わせた。なおその際早期開館に意見の一致をみた。
- 6月23日(木) 午後5時30分第3回学生代表との打合わせ会開催。確認事項案について協議の結果、一部訂正追加して合意に達した。  
なお6月28日第1回学生会館運営協議会を開催し、確認事項並びに開館の期日等を決めることを確認した。
- 6月24日(金) 午後3時全学補導委員会を開催、学生会館問題についてその後の経過を説明報告し、確認事項案について説明。なお運営協議会への学生委員の選出を依頼した。
- 6月28日(火) 午後5時30分第1回會館運営協議会開催、確認事項並びに7月1日開館および委員長事故あるときの代行者の件等を決定した。  
学生部長は、この決定を学長事務代理および全学補導委員に連絡した。
- 6月29日(木) 7月1日学生会館を開館する旨、教職員並びに学生に公示する。
- 7月1日(金) 午前9時から学生会館を開館した。

### 学生会館問題の経過概要

(昭和41年7月4日～昭和41年12月13日)

- 7月4日(月) 文部省大学学術局学生課長宛、7月1日から正式に学生会館を開館した旨、文書をもって報告した。
- 7月11日(月) 第2回学生会館運営協議会を開催し、次のことについて協議した。  
(1) 昭和41年度の年間主要行事について  
(2) 学生会館の設備、備品の整備について  
(3) 和室集会室等の使用について
- 7月15日(金) 大学評議会開催、学生部長から学生会館問題のその後の経過について説明報告した。しかし、6月28日の運営協議会において取決めた確認事項については、次回評議会において検討することとなった。
- 7月18日(月) 学生部長から、各評議員宛、学生会館問題について(特に確認事項取決めの経過)の追加報告書を送付した。
- 7月25日(月) 大学評議会開催、学生部長から確認事項について補足説明があり、参考資料として配布した確認事項は、撤回することとなりこれを了承した。  
なお、学生の処分については、全学補導委員会で十分各学部間の連絡調整をとり、処理していくことを確認した。
- 8月10日(水) 全学補導委員会開催、学生会館問題の経過概要について学生部長から説明報告があり、確認事項については、本委員会としては了承できないということになった。  
なお、学生の懲戒について検討された。
- 9月8日(木) 学生会館運営協議会教職員側委員の打合わせ会開催、確認事項について、全学補導委員会において、内容並びに今後の措置等について審議願うことを要望することとなった。

- 9月9日(金) 会館占拠学生の懲戒について、各学部、教養部の意向が述べられ、占拠学生は、懲戒すべきであるとの結論になった。  
 なお、運営協議会教職員側委員から確認事項についての要望の取扱いについては、次回において協議することとなった。  
 (9月16日付けで、鈴木学生部長病気辞任、学長が学生部長事務取扱いとなる。)
- 9月20日(土) 全学補導委員会開催、占拠学生の面接確認について協議した。  
 なお、確認事項について協議した結果、本委員会としては認められないこととなり、学生会館運営協議会の教職員側委員において、善処してほしいということに決定した。
- 10月1日(土) 午後3時学生会館大集会室において、学生側抗議集会開催、午後3時半頃学生約40名、学生部次長と会見、処分問題並びに確認事項について質問した。
- 10月3日(月) 学生会館運営協議会教職員側委員の打合わせ会開催確、認事項について協議した。
- 10月4日(火) 全学補導委員会開催、学生の懲戒について協議した。なお、10月3日の運営協議会教職員側委員の打合わせ会の協議内容について報告があった。
- 10月5日(水) 学生会館運営協議会教職員側委員の打合わせ会開催、確認事項についての統一見解(案)を作成することとなった。
- 10月18日(火) 全学補導委員会開催、学生の懲戒については、確認事項とは別個に処分をおこさうべきであるということになった。
- 10月20日(木) 自治会連合準備会(民青)確認事項並びに処分問題についての公開質問状を提出する。(10月24日学生課長から学生代表Tに説明する。)
- 10月21日(金) 午後4.30抗議集会開催(革マル)約30名集合。
- 10月29日(土) 午後1.30抗議集会(革マル)20数名集合。
- 11月4日(金) 全学補導委員会開催、占拠学生の懲戒について協議した。10月20日付けの個人別資料について説明。
- 11月7日(月) 全学補導委員会と前学生会館建設専門委員との懇談会開催。
- 11月14日(月) 全学補導委員会開催、学生の懲戒について、各学部、教養部の意向が述べられ、協議の結果、本委員会としての懲戒原案を作成した。
- 11月18日(金) 大学評議会開催、占拠学生の懲戒について審議の結果、19名の懲戒処分を決定した。
- 11月19日(土) 午後1時、緊急抗議集会開催、学生代表から学生部長と学長との会見の申入れがあったが、これを断る。
- 11月21日(月) 各学部長、教養部長から懲戒指令書を処分学生に交付する。学長告示ならびに懲戒に関する公示を掲示する。  
 午後3時、学生会館大集会室において学生の抗議集会開催、約150名集合。  
 午後4時30分、一部学生約60名、学長との会見を強要し、学長室に押し入り、2時間にわたり紛糾した。  
 その際、O部長等のあっせんで、25日評議会の終了後、学長と評議員が、学生代表と会見することを確約して引揚げた。
- 11月22日(火) 全学補導委員会開催、18日の評議会決定について報告。なお、21日の一部学生の学長との話し合いの状況について報告があった。
- 11月25日(金) 大学評議会開催、学長、評議員と一部学生代表との話し合いについて、審議の結果、正常な話し合いが行なわれる見込みがないので取止めることを決定した。  
 なお、評議会終了後、午後4時30分～8時10分まで学生部長、約100名の学生と会館大集会室で話し合いを行なった。
- 11月28日(月) 全学補導委員会開催、25日の学長評議員と学生との話し合いを取止めたことについて報告。なお、学生部長から、学生会館において学生と話し合った結果について報告があった。  
 教養部自治会、医学部自治会代表、11月30日の学生の抗議集会に学生部長、学長の出席を要望するもこれを断る。
- 11月29日(火) 全学抗議集会 11.00～18.00(革マル)

- 12月1日(木) 教養部学生大会開催 13.00~18.30 於学生会館  
法文学部学生大会開催 15.00~17.00 (授業放棄を決議する)
- 12月2日(金) 抗議集会開催 15.00~15.30 於学生会館  
13.30 学生約40名学生部長へ押しかける(部長留守)  
法文文科自治会説得ピケを行なう。
- 12月3日(土) 法文文科自治会説得ピケを行なう。
- 12月5日(月) 学生会館運営協議会教職員側委員の打ち合わせ会開催, 確認事項について協議する。
- 12月6日(火) 抗議集会開催 15.00~17.00 約20名 於学生会館
- 12月8日(木) 抗議集会開催 15.00~17.00 約80名 於学生会館
- 12月13日(火) 全学補導委員会開催, 学生会館問題の経過について報告。  
法文文科自治会代表約10名, 学長との面接要求するもこれを拒否する。医学部(専)2年代表4名, 学長と会見する。
- 12月15日(木) 午後3時から民青系自治会, 学生会館大ホールにおいて「学生自治発展のため」の集会開催。
- 12月16日(金) 教養部, 法文文科自治会授業放棄を宣言するも平穩に授業行なわれる。  
全学抗議集会 17.00 (革マル) 教養D8
- 12月17日(土) 教育, 理, 医, 薬, 工自治会, 学長との話し合い要求の申し入れ書提出。(申し合わせ事項破棄並びに処分問題について学長の見解を22日頃学生大衆の前に述べてほしい。)
- 12月20日(火) 午前10時30分から12月17日の自治会からの申し入れについて, 学長と全学補導委員, 運営協議会教職員側委員と協議の結果, 応じないことに決定した。
- 12月21日(水) 午後5時学生部長から教育, 理, 医, 薬, 工自治会代表(T)に, 学長会談はしない旨伝える。
- 12月22日(木) 午後1時30分学生会館運営協議会教職員側委員の打ち合わせ会開催, 確認事項の取扱いについては, 運営協議会の中で処理すべきことを確認。  
民青系自治会, 12月24日(土)午後1時から学生会館大集会室において学長との会見を開催することを掲示したが, これは誤りである旨学生部長から各教官に連絡する。
- 12月23日(金) 評議会開催, 学生部長から学生会館問題についての経過概要の説明を行なった。
- 12月24日(土) 抗議集会開催 13.00 (民青系) 於会館大ホール
- 12月26日(月) 午後2時全学補導委員会と運営協議会教職員側委員の合同会議開催。確認事項の今後の措置について協議の結果, 次回合同会議において取扱いの基本方針を決定。このことについて各学部, 教養部の了承を得るようにすることになった。  
午後2時教育, 医, 薬, 理, 教養部自治会代表約10名学生部長室において学生部長と会見, 十項目の確認事項を守るよう要請文を提出する。
- 42年1月9日(月) 午前11時30分, 民青系学生約10名, 学生部長室において, 学生部長, 次長, 課長と会見, 確認事項について, 大学側の意向を質す。
- 1月12日(木) 午後3時学生会館運営協議会教職員委員の打ち合わせ会開催, 確認事項の取り扱いについて協議。
- 1月14日(土) 午後1時30分全学補導委員会と学生会館運営協議会教職員側委員との合同会議開催。  
確認事項の今後の取扱い措置のスケジュールを決定。また, 「確認事項否認の見解」について検討。
- 1月21日(土) 午後1時30分全学補導委員会と学生会館運営協議会教職員側委員との合同会議開催。  
1月25日(水)午後5時30分から第3回運営協議会を開催することなどを決定した。
- 1月25日(水) 抗議集会開催 午後3.00~4.30 (革マル) 会館大ホール  
午後5時30分第3回会館運営協議会開催 於教養部会議室  
革マル系学生約30名の学生の妨害により会議は流会となる。
- 1月26日(木) 午後5時30分学生会館運営協議会教職員側委員の打ち合わせ会開催。  
前日の流会について検討のうえ, 今後の対策を協議した。
- 1月27日(金) 午後3時30分全学補導委員会と学生会館運営協議会教職員側委員との合同会議開催。  
1月25日の流会の状況報告ならびに運営協議会開催の日程, 議題について協議する。
- 1月31日(火) 午後5時30分事務局集会室において, 第3回運営協議会開催。学生側は, 確認事項破棄を前提とする



協議会は、認めないと強く抗議し、開催不可能となる。続いて運営協議会の学生委員を含め、約60名の学生と話し合いを行なったが、学生側は、運営協議会において確認事項の審議について、結論のまで効力があることを認めよと主張し、物別れとなる。なお、この話し合いの席上、学生部長は、確認事項は認められないものであることを言明する。

- 2月1日(水) 午後3時30分全学補導委員会と学生会館運営協議会教職員側委員の合同会議開催。  
前日の運営協議会開催の不能、話し合いの状況について報告あり、続いて今後運営協議会は開催しないことを決定。  
なお、公示の時期については、協議したがさらに検討することとなった。
- 2月8日(水) 午後5時学生会館運営協議会教職員側委員の打ち合わせ会開催。  
公示文ならびに一般学生へのパンフレットの原案について協議。なお時期は、2月13日とすることを了承。
- 2月9日(木) 午前11時学部長会議開催。公示文、パンフレットの原案について協議。  
午後4時、全学補導委員会開催。公示文(案)を了承。パンフレットの原案について、学生部長から説明があり了承。なお2月13日公示と同時にパンフレットを配布することを決定した。
- 2月10日(金) 午後4時、全学補導委員会開催。公示文(案)について検討のうえ了承。  
なお、パンフレット(案)について審議の結果、これを決定。
- 2月13日(月) 午前10時「公示」文ならびに教官および一般学生に配布する「学生会館の規程をめぐる問題について」のパンフレットを各学部教養部長あて送付する。
- 2月14日(火) 午後3時～ 抗議集会開催(革マル)約30名 於会館ホール  
午後4時30分学生約30名本部へ押しかけ、学長学生部長に面会を要求するも、不在のため、午後6時頃帰る。  
以 上

## (資料 2)

### (1) 金沢大学学生会館規程

(昭和41年5月6日)  
金沢大学規程第176号

#### (設 置)

第1条 本学に、金沢大学学生会館(以下「会館」という。)を置く。

#### (目 的)

第2条 会館は、学生相互および学生、教職員の間的人間的接触を深め、学生の自治的課外活動の発展を助けるとともに厚生福祉を進め、学園生活を豊かにすることを目的とする。

#### (職 員)

第3条 会館に次の職員を置く。

館長 学生部長をもってあてる。

館員 学生部の職員をもってあてる。

#### (職員の任務)

第4条 館長は、会館の管理運営について責任を負う。

2 館員は、館長の命をうけて会館の事務に従事する。

#### (運営協議会)

第5条 会館の円滑な運営をはかるため、金沢大学学生会館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会に関する規程は、別に定める。

#### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に必要なことについては、細則により別に定める。

#### 付 則

この規程は、昭和41年5月6日から施行する。

## ㉔ 金沢大学学生会館運営協議会規程

(昭和41年5月6日)  
金沢大学規程第177号

金沢大学学生会館規程第5条第2項の規定にもとづき、金沢大学学生会館運営協議会（以下「運営協議会」という。）の規程を次のように定める。

（任 務）

第1条 運営協議会は、会館における年間主要行事、設備の充実等、運営上の具体的な事項について協議する。

（組 織）

第2条 運営協議会は、次の委員をもって組織する。

一 館 長

二 各学部および教養部の教官各1人

三 学生部次長および学生部の課長

四 各学部の学生代表各1人および教養部の学生代表2人

五 文化部および運動部の学生代表各2人

2 前項第2号、第4号および第5号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第3条 運営協議会に委員長を置く。

2 委員長は、館長をもってあてる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（運営協議会の招集）

第4条 運営協議会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 運営協議会は、委員長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の要請があった場合に招集する。

（会 議）

第5条 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員・学生または金沢大学生生活協同組合代表等の出席を求めて意見を聞くことができる。

（幹 事）

第7条 運営協議会に幹事を置く。

2 幹事は、館員をもってあてる。

3 幹事は、運営協議会の事務に従事する。

付 則

この規程は、昭和41年5月6日から施行する。

## ㉕ 金沢大学学生会館使用細則

(昭和41年5月6日)  
金沢大学規程第178号

金沢大学学生会館規程第6条の規定にもとづき使用細則を次のように定める。

（使用者）

第1条 会館を使用できる者は本学の学生および教職員その他館長が認めた者とする。

（開館時間）

第2条 会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

一 4月1日から9月30日までは午前9時から午後8時まで。

二 10月1日から翌年3月31日までは午前9時から午後7時まで。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、開館することがある。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで

(集会室等の使用手続)

第4条 会館における各種集会室、音楽室または和室を使用しようとする者は、所定の手続を経て館長の許可を得なければならない。

(使用上の注意事項)

第5条 前条により使用する場合は、次の各号を厳守しなければならない。

- 一 使用後は、室内の清掃を行ない備品を原状に復すること。
  - 二 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
  - 三 室内の諸施設を無断で改廃しないこと。
  - 四 掲示その他、これに類するものは、所定の場所以外にはしないこと。
- 2 前項の注意事項を守らない場合は、使用許可を取り消すことがある。

(損害賠償)

第6条 会館を使用するものが施設、備品等を滅失または破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その額を減免することがある。

(学外者の使用)

第7条 学外者が会館施設を使用しようとするときは、国有財産法上の手続により許可を得なければならない。

付 則

この細則は、昭和41年5月6日から施行する。

(資 料 3 の 1)

昭和41年5月11日

学生会館占拠学生代表宛

学 生 部 長

諸君が学生会館に不法に侵入し、一般学生の利用を阻止していることは、大学自治の破壊であって、大学として許し難いことである。

評議会の決定は大学自治の根幹であり、諸君の暴力的な阻止によって、にわかに変更されるものではない。諸君が冷静に考え、すみやかにかかることをやめられたい。

(資 料 3 の 2)

昭和41年5月13日

学生会館占拠学生代表宛

学 生 部 長

諸君の行動によって、学生会館が正常に開館できなくなったので、評議会の了承をえて、今日から当分の間休館することにした。

それで諸君が移動した器具を原状に返し、本日午後4時までに学生会館を出られたい。

国有の建築物に侵入し占拠することは、法的にも許されないことを十分承知してもらいたい。

諸君の冷静な判断と秩序ある行動とを望んでやまない。

(資 料 4)

学 生 諸 君 に 告 ぐ

金沢大学学生部長

去る5月11日早朝に一部の学生が学生会館に不法に侵入し、学生部長の勧告にも拘らず、学生一般の利用を阻止して

いる。このことは、大学の自治を自ら破壊するものであり、まことに遺憾である。

学生会館の利用を阻止しているそれらの学生は、去る5月6日に評議会において制定された学生会館規程に反対しているのであるが、またほかにも一部の学生が、この評議会決定の撤回を求めている。これらの学生は、大学の自治と、その自治にともなう責任と権限とを理解していないものである。

### 1. 評議会と規程の趣旨

大学において学生の厚生補導についての重要事項を審議決定するのは、全学補導委員会であるが、最終的に決定する責任と権限をもつのは評議会である。評議会は学長・各学部長・教養部長、各学部・教養部から選出された教授2名、各附置研究所長によって構成され、大学の意志を決定する最高議決機関である。この決定に違反する学生の自治は許されない。

学生の一部には、この評議会決定の規程は、学生の自主的な活動を特に規制しようとする意図のものであると宣伝しているものがあるが、これは甚しい誤解である。

大学は研究と教育の場であって、それ故にこそ大学の自治が不可欠なのである。学生もまた受動的に教育を受けるべきではなく、その学習の上において、自主的に真理を探究してゆく精神を養成してゆかなければならないことはもちろん、その課外における諸活動においても当然自主的でなければならぬものである。

学生会館は、学生相互の間に、また学生と教職員の間に話しあいの場を与え、学生の福祉を進めるとともに、この学生の課外における自主的な諸活動に大きな便宜を与えようとするのが、その主たる目的であって、この規程の趣旨を誤解してはならない。

### 2. 学生会館規程制定の経過

また、学生の一部には、この規程の作成のしかたについて不満をもっているものがあるが、この規程は、次のような経過で作成されたものである。

最初、去る昭和39年に学生会館建設について、文部省に概算要求を提出するにあたって、大学としての設計図の案とともに規程案を添えて提出することが必要になり、その年度の全学補導委員が一時的に学生会館建設準備委員としてその規程案の審議にあたることになった。その際、あらかじめ学生代表の意見をも聞いて、よく話しあっておこうということから、評議会の了承をえて、その準備会に学生代表の出席を求めた。

その際、全学補導委員である各学部・教養部の補導委員長からそれぞれその学生代表が出席するように求めたのであるが、教育学部・薬学部・工学部からは、再三の要望にも拘らず、学生代表の出席をみなかった。やむなく、まずそれらの学生代表と、6月中旬から7月中旬にかけて、数回にわたり話しあいの会をもち、部分的には合意を見たものもあった。しかし、管理運営について審議決定のしかた等、主要な事項については合意がえられなかったため、その点は保留として話しあいをつづけたのであるが、概算要求を提出する期限が切迫しても、成案をうることができなかった。

やむなく、学生部において試案を作成し、全学補導委員会の了承をえて、概算要求をそえて文部省に提出し、8月に文部省省議において概算要求が認められた。ここにおいて、全学補導委員会は、この委員会は学生の厚生補導についての重要事項を審議決定する責任のあるものであることからして、今後正式に規程の原案を作成してゆくには、まずそのための専門委員会がその任に当るのがよいということになり、評議会において審議の結果、39年12月に学生会館建設専門委員会が設けられることになった。

この建設専門委員会は、まず、学生会館建設予定地の再検討から着手し、更にその設計図面について詳細に審議を重ね、その結果、40年8月起工式を行なうに至った。かくて、40年9月くらいよいよ規程の原案の作成に取りかかることになった。

建設専門委員会は、この原案を作成するにあたって、まず最初に、前年度準備会において学生代表と話し合った結果の記録によって、その年度の学生代表の意見をも十分に考え、概算要求に提出した試案を参考にし、また広く全国の大学における規程をも参考にし、金沢大学にふさわしいと考えられる原案を作成し、その原案について、各学部・教養部の教官の意見を求めるとともに、学生代表の意見をも求め、それらの意見を取りまとめて原案を修正して専門委員会としての案を作成することにした。

この基本方針のもとに審議を重ね、11月中旬に至って、ほぼ原案ができあがったので、11月下旬から各学部・教養部の教官会議に報告してその意見を求めるとともに、各学部・教養部および文化部・運動部から、それぞれ学生代表2名の推せんを求めるとし、各学部・教養部については、学生部長から、全学補導委員を通じて、それぞれの学生自治会に代表の推せんを依頼した。

かくて、学生代表全部の推せんを見たので、12月1日に、第1回の会合をもち、学生部長から、まず規程案作成の趣旨を説明し、学生代表の意見を求めようとした。その際の学生代表の多くは、まずこの趣旨の説明を聞こうとする態度であったが、前年度の準備会に出席していた学生代表の中から、その会合のもちかたについて意見が提出され、そのことについての論議だけで終わってしまった。

ついで、12月13日、第2回の会合をもち、その際には、教養部自治会推せんの学生代表の交替があったが、この会合もまた前回と同様の結果に終わった。その後、今年4月に至るまで、前後6回にわたって会合をもち、学生代表の意見を聞いて話しあおうとした。しかし、一部の学生代表が主となってその会合を阻止したり、ほとんど全部の学生代表が出席しなかったり、また、一部の学生代表が主となって、ほかの学生代表の出席しにくい状態で会合をもとうとして、学生代表全部と建設専門委員とが一堂に会して、ともに意見を述べ、十分に話しあうことができなかったことは遺憾であった。

しかし、また同時に、建設専門委員は、各学部・教養部において、それぞれ学生代表と各個に話しあって、その意見を求めることに努め、それらの意見を取り入れて原案を修正し、それらの修正案をまた各学部・教養部の教官会議に報告してその意見を求めた。このようにして、できるだけ全学の意見を聴取し、それらを調整して建設専門委員会としての最終案を作成した。

もちろん、その間に全学補導委員会にも、その都度中間報告をして、その意見を求めていたのであるが、この最終案が去る5月4日の全学補導委員会において審議承認され、更に5月6日の評議会において審議の結果、全員一致で金沢大学の学生会館規程として制定されたのである。

学生代表の中で、一昨年度の準備会にも出席していた学生は、建設専門委員会のこのような規程案の作りかたに不満をもち、まずそれらの学生と合意に達するまで話しあって原案を作成すべきであり、原案はそのようにして作るということが一昨年度において確認されていたはずだといっている。一昨年度において、できるだけ合意に達しようとして努力したことは事実であるが、その際、将来も合意に達するまで原案を作らないという確約をした事実はない。

また、概算要求提出の期限までに間に合うようにと急ぎ、規程案を作る場合とは異なって、正式に大学としての規程を作成しようとする場合、まず大学にとってふさわしいと考えられる原案をそのために命ぜられた建設専門委員会が作成し、それについて教官会議の意見を求めるとともに、全学的に広く学生代表の意見を求め、それらを調整して原案を修正し、よりよいものにまとめてゆくということは、当然なことである。

### 3. 学生会館の管理運営

次に、学生会館の管理運営のことについて述べよう。

学生の一部には、この規程によれば、学生の意見や希望を無視した運営が強行されるようになると宣伝して、学生が管理運営権を持つべきであり、学生が自主管理をすべきであると、一般の学生に呼びかけているものがある。管理運営の責任は、学長から委託された館長であることは当然であり、国有の建造物である学生会館を学生が自主管理をするなどということは、法的にも許されていない。

しかしながら、その運営にあたっては、館長が委員長となり、教職員10名、学生代表12名の委員によって構成される運営協議会において協議されることになっており、学生代表の希望や意見が無視されることは決してありえない。

また、この協議会の任務のことを記した条文の中に、「審議決定」という字句のないことに疑問をいだき、これは単なる諮問機関であって、館長が独裁的に運営することになるものではないかと危惧しているものもいるようである。

しかし、この「審議決定」という字句のないことは、学生部関係の各種委員会においても、全学補導委員会を除いては、ほとんど共通していることである。しかし、委員長である学生部長は、それらの委員の協調に信頼し、委員会全体としての意向に従って議をとりまとめ事務を行ってゆくの、大学としての慣例であって、この協議会も、この大学の慣例に従うものである。

### 4. 結 語

大学は研究と教育を使命とするものであり、そのためには教職員と学生との強い信頼感と良識にもとづく秩序とが必須のものである。現在、一部の学生諸君との間に、この信頼感が失われ、大学の秩序が乱れていることは、まことに憂慮にたえない。それらの学生諸君も、この大学の真意を誤解することなく、すみやかに過激な行動を中止するよう望んでやまない。また、一般の学生諸君もよく冷静に事態を判断し良識ある行動をされるように期待する。

昭和41年5月14日

(資料 5)

学生会館に不法に侵入している学生諸君に告ぐ

1. 去る5月15日以来の諸君の行動は刑法にふれる違法な行動である。まず第一に刑法第130条の「住居等侵入罪」に該当するものである。また学生会館係の職員から会館の鍵を取りあげ、職員の会館管理をさまたげていることは、刑法第95条の「公務執行妨害罪」に該当する。諸君はこのように刑法にふれる重大な違法行為をしているのである。

2. 諸君の現在の違法行為を放置しておくことは大学の自治の破壊を招く。

学生会館の管理の責任は大学当局にある。このような事態がつづくことは、この管理の責任が問われ、大学の自治に対する外部から重大な干渉を引きおこすことになる。

大学は学問の自由を確保するためにこそ、その自治が不可欠なのである。この大学の自治には、それにとまらざる責任のあるものであることを諸君はよく反省しなければならない。

3. 諸君は、まずすみやかに現在の違法な行動をやめなければならない。

諸君は、評議会決定の学生会館規程に反対している。諸君が反対の意見を発表することは自由である。しかし、諸君の意見が認められないからといって、違法なことをしてもよいということはない。違法なことをしながら意見を述べてもそれを取りあげることはいできない。

諸君は、まずすみやかに現在の違法な行動をやめるべきであり、意見を述べるのも、話しあうのもそれからのことである。

諸君がすみやかに学生会館から出て行くように重ねて警告する。

昭和41年5月18日

学生部長

(資料 6)

学生部長告示 (附 確認事項比較対照)

| 学生部長告示 (41.5.24)                                                                                                                                               | 確認事項 (41.6.28)                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>学生会館の規程および運営などについて</p> <p>学生会館の趣旨については、過般学生諸君に告示したのであるが、なお個々の条項について、大学の真意を誤解し、また今後の運営等について危惧しているものもいるようである。それで重ねて次の諸点について明らかにし、すみやかに誤解や危惧をとりのぞかれることを望む。</p> | <p>学生会館の規程および運営についての確認事項</p>                                                                                                                                            |
| <p>(1) 学生会館規程第2条(目的)の「自治的課外活動」は学生の自主性にもとづく文化部・運動部のサークル活動および自治会の活動などをいうものである。</p>                                                                               | <p>(1) 学生会館規程第2条(目的)の「自治的課外活動」は学生の自主性にもとづく文化部・運動部のサークル活動および自治会の活動などをいうものである。</p> <p>(2) 学生会館規程第2条(目的)に教職員の利用のことが記されていないのは、主たる利用者が学生であることによるもので、教職員もこの施設を利用することができる。</p> |
| <p>(2) 学生会館規程第4条(職員の任務)にあるように館長は、会館の管理運営について責任を負うものであるが、その場合館長は、運営協議会の意志を尊重することは当然である。</p>                                                                     | <p>(3) 学生会館規程第4条(職員の任務)にあるように館長は、会館の管理運営について責任を負うものであり、<u>運営協議会の議にしたがって、その任務を遂行するものである。</u></p>                                                                         |

|                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 学生会館運営協議会規程第1条(任務)に「審議決定」という字句のないことは、学生部関係の各種委員会の規程にならったものである。この協議会全体としての意向に従って議がまとめられ、それによって会館の運営および使用が行なわれるのである。これが、大学の慣例である。</p>                                                                                        | <p>(4) 学生会館運営協議会規程第1条(任務)に「審議決定」という字句のないことは、学生部関係の各種委員会の規程に準じたものであり本学の慣例にならない、この協議会における議決にしたがって会館の運営および使用が行なわれる。</p>                             |
| <p>(4) 学生会館運営協議会規程第1条(任務)にあるように運営協議会においては、年間を通じての会館使用の大綱などが、決められることになるのであるが、その具体化およびその他緊急を要する会館における行事の調整などについては、この協議会内において、更に小委員会(仮称)方式を採用することも当然考えられる。</p>                                                                       | <p>(5) 学生会館運営協議会規程第1条(任務)にあるように運営協議会においては、年間を通じての会館使用の大綱などが決められるが、なお会館の円滑な運営を推進するために協議会内に小委員会をおく。</p>                                            |
| <p>(5) 前項の小委員会(仮称)のことも含めて、学生会館の運営をはかるために、付則を設けたり、申し合わせを作ることなどは、当然この運営協議会においてははかれる。</p>                                                                                                                                            | <p>(6) 前項の小委員会のことも含めて学生会館の円滑な運営をはかるために、付則を設けたり、申し合わせを作ることなどは、運営協議会においてははかれる。</p>                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                   | <p>(7) 学生会館運営協議会規程第6条(委員以外の者の出席)による運営協議会への出席者として、<u>会議の都度、金沢大学生生活協同組合代表者1人の出席を求める。また法文学部からは、当分の間委員以外の者として学生代表2人の出席を求める。</u></p>                  |
| <p>(6) 使用細則第2条(開館時間)に開館時間が定められているが、生活協同組合関係部門の開閉の時間は生活協同組合と別途協議して決めることになる。</p>                                                                                                                                                    | <p>(8) 使用細則第2条(開館時間)に開館時間が定められているが、生活協同組合関係部門の開閉の時間は生活協同組合と別途協議して決める。</p>                                                                        |
| <p>(7) 使用細則第4条(集会室等の使用手続)に集会室等の使用に館長の許可を要することになっているが従来学内で行なわれたような行事が、学生会館内においても行なわれることは当然である。</p>                                                                                                                                 | <p>(9) 使用細則第4条(集会室等の使用手続)の使用手続は従来の方式と同様であり、したがって従来学内で行なわれていたような行事は、学生会館内においても行なうことができる。</p>                                                      |
| <p>(8) 学生会館諸規程および使用細則につき、その改廃のことが条文に入っていないことは、学生部関係の各種委員会の規程にならったものである。改廃の際には、大学の慣例に従い、まず運営協議会において協議し、全学補導委員会の議を経て、評議会において決定される。</p>                                                                                              | <p>(10) 学生会館諸規程および使用細則に改廃条項がないことは、学生部関係の各種委員会の規程に準じたものである。<u>これら諸規程および細則の改廃は、本学の慣例にならない。まず運営協議会において決められ評議会において成立する。</u></p>                      |
| <p>(9) 学生会館内には、文化部・運動部の部室は、設けられていないが、学生団体連絡室(32坪)があり、各サークルが自由に使用できることになっている。<br/>なおこの団体連絡室の他に、文化部27団体・運動部29団体計56団体に対し、現在文化部20室・運動部27室の部室が、確保されており、今後とも充実する方針である。現在の部室は、木造建物であるが、将来は永久建築に改築する計画である。<br/>昭和41年5月24日<br/>学 生 部 長</p> | <p><u>以上の10項目の確認事項は、学生会館諸規程および細則と同等の性格をもつものである。</u><br/><u>また、諸規程および細則については、学生の自治活動を制限・規制する趣旨に解してはならない。</u><br/>昭和41年6月28日<br/>金沢大学学生会館運営協議会</p> |

(資料 7)

告 示

さる5月中旬、本学の一部学生が、新営の学生会館に侵入し、二旬にわたって、これを占拠し、その運営を阻止した。これは平静なるべき大学の空気を乱し、その秩序を破壊したものであり、ここに学則にてらして懲戒の処分をとらざるを得なくなったことは、誠に遺憾とするところである。

今回の処分を受けた学生諸君にあっては、その目的の何たるを問わず、大学において、かかる行為が許されないことを深く反省し、また一般学生諸君にあっては、大学本来の使命とそのもつべき良識とを、特にこの際深く認識して和協一致、一層修学に精励するよう切望してやまない。

いかなる場合にも、私は常に全金沢大学の良識を確信し、師弟一如、生々発展してやまない学府たることを念願するものである。

昭和41年11月21日

金沢大学長 石橋 雅 義

(資料 8)

公 示

昭和41年5月11日より同月30日までにおこった一部学生による学生会館占拠について、関係学生に対し、本学通則第29条にもとづき下記のとおり懲戒する。(下記懲戒氏名省略)

昭和41年11月21日

金沢大学長 石橋 雅 義

(資料 9)

掲 示

去る11月21日、学長は、一部学生の全く約束を無視した状況下であるにもかかわらず、話し合いに応じた。その際、一部学生はさらに25日評議会終了後、学長・評議員との会見を持つことを申し入れた。

しかしこの会見は、評議会において協議の結果、下記の理由により、それに応ずべきではないとの結論に達したのでこれを取止めることを、学長の命により伝える。

記

立看板、ビラ等によれば、この会見を団交の場、弾劾闘争の場とすると明記しているが、これは約束に全く相違するものであり、正常な話し合いの場とは考えられないこと。

昭和41年11月25日

金沢大学学生部長

(資料 10)

公 示

学 生 一 般

昭和41年7月1日付けの学生会館長名による学生会館運営協議会の確認事項に関する公示は、その取り扱いが運営協議会の権限を逸脱しているだけでなく、内容も不適正であると認められるので、無効であることをここにあらためて公示する。

昭和42年2月13日

金沢大学学生部長



## (資料 11)

### 学生会館の規程をめぐる問題について

金沢大学学生部長

本日、「学生会館の規程および運営についての確認事項」の無効の公示をするにあたり、ここに問題の所在を明らかにして、学生諸君の良識ある判断の資としたい。

#### I. 問題の経緯

昨今、全国各地の大学において学生会館・学生寮をめぐる種々の紛争が相ついでおこっている。これら一連の激しい学生運動の底流に、一部の学生による誤った自治権の拡大を主眼とした大学行政への参加という根強い要求のあることを看過することはできない。

本学においてもその例にもれず、大学の正規の手続きにより制定された学生会館諸規程を一方的に曲解し、これこそ文部省による権力的な統制の強化であり、大学による自治活動の弾圧であるとして、旬余にわたり学生会館を占拠した。さらにその後「学生会館の規程および運営についての確認事項」の成文化をしつように迫り、数回の打ち合わせ会の後、ついに昭和41年6月28日第1回運営協議会においてその成文化をみた。さらにこの確認10項目ならびに後文は、十分な検討を経ることなく、7月1日付けで前学生会館長名をもって学生一般に公示された。

学生会館規程の趣旨については前学生部長の「学生諸君に告ぐ」中にも詳細に説明されており、さらに再度5月24日付けで表明された学生部長告示にも見られるように、学生の本来の自主的な活動を制限するような意図は少しも含まれていないのである。

#### II. 内容上の問題

「確認事項」が作成された打ち合わせ会の目的は、諸規程のなかで、とくに自治会代表が問題視した条項について、その趣旨を明らかにすることであって、規程と抵触するような内容のものを決定するのは、許されえないものであることは、十分確認されていたはずである。

しかしながら、成文化された「確認事項」を客観的にみると、遺憾ながら以下に述べるような規程と抵触する部分を指摘しうるのである。

1. 「確認事項」第3項には、「館長は、会館の管理運営について責任を負うものであり、運営協議会の議にしたがって、その任務を遂行するものである。」とあり、また、第4項では「この協議会における議決にしたがって会館の運営および使用が行なわれる。」とうたわれている。こうした文言からすると、会館の管理運営の責任を負う館長は、運営協議会の議に拘束され、その議を経なくては任務が遂行しえないことになる。かくては運営協議会は、館長の諮問機関ではなくして、議決機関たる性格をもつことになる。これは明らかに、規程を逸脱した一種の立法行為であるとみざるをえないのである。
2. 「確認事項」第10項は、規程改廃の際の手続きを例示したものとはいえ、その文言からすると、規程の改廃にあたって実質的な権限をもつものは運営協議会であるように規定されている。このことは規程の趣旨を明らかにすることを目的とした確認事項の表現としては不当であるといわざるをえない。
3. 「確認事項」の後文には、「学生会館諸規程および細則と同等の性格をもつものである。」とうたっているが、この宣言は明らかに「確認事項」に規程と同等の法的効力をもたせ、形式こそ違っても、付則と同等の力を与えようとしているものである。「確認事項」にこのような法的性格を付与することは、運営協議会の権限の限界を超えたものであり、大学としてこれを容認しえないことはいうまでもない。

以上、「確認事項」の内容についての主な問題の所在を指摘したが、その他、細部においても規程と抵触する文言が用いられており、結論的にいって、「確認事項」は決定すべからざることを決定したものと判断せざるをえない。

#### III. 手続上の問題

「確認事項」は、運営協議会において決定されたものとはいえ、その内容は前述のように、規程の実質的改訂であり、規程と同等の性格をもたせているのであるから、大学の慣例にしたがい、正規の手続きをふんで決定されるべきものであった。

しかしながら、そうした正規の手続きを経なかったばかりでなく、運営協議会において決定した後、館長名で公示したことは、大学の慣例を無視したものであり、その取り扱いにおいて軽率であったことを認めて大学としても反省せざるをえない。

一部の学生諸君は、運営協議会の決定と、館長名による公示を理由に、「確認事項」は有効に成立したものととして、その法的効力を主張している。

以上のような手続き上の問題に眼を伏せて、「確認事項」を一方的に正当化し、問題の所在を理論的に明らかにしようとしするのは大学の場にふさわしからざる態度である。

「確認事項」に対する可否の判断基準は、内容と同時にその手続きが大学の諸規程ならびに慣例に合致したものであるか否かに求められるべきものであって、それを無視するような手続きにもとづく決定は、その対象がなんであろうとも大学として許容しえないのである。

#### IV. 運営協議会の経過

「確認事項」の成文化に参加した教官委員は、上に述べたような内容ならびに手続き上の誤りを卒直に認め、この誤りを運営協議会の場において、あらためるよう謙虚な態度をもって学生委員に呼びかけることがみづからのとるべき態度であると考えた。

過日2回にわたり招集された運営協議会においては、こうした観点に立って、教官委員がその道義的責任を明らかにしながら、問題の所在を解明しようとしたのである。しかし1回目は、一部学生の開催阻止によって流会のやむなきにいたった。つづいて2回目は、開催を阻止されたばかりでなく、大衆団交を強要され、不本意ながらあえてそれに応じたのである。

そのような状況下にもかかわらず、教官委員は誠意ある態度をもって、それぞれの見解の表明に努力したのであるが、一部の学生諸君が、これに耳を傾けないばかりか、学生にあるまじき言動をもって応酬し、理性的な話し合いを拒否する態度をとったことは、まことに遺憾であった。

大学の自治は、学問の自由を保障するために、研究と教育を政治権力その他の社会的勢力の干渉や制約から守り、それを大学の自主的な判断や努力にゆだねるところに本質がある。それだけに、大学は、自治に伴う責務を自覚し、社会の信頼を受けるようにその管理運営に努力する義務がある。

学生の自治の範囲は、こうした大学という研究・教育のための機関に本質的に欠くことのできない秩序の維持を前提として、はじめて肯定しうるものであり、一部の学生が主張するような誤った自治は許されない。

学生諸君は、自治に伴う責任と規律を自覚し、大学の自治、ひいては学生の自治を内部から破壊するような行為は、厳につつまれたい。なお、学生会館の運営については、教職員と学生との間の信頼にもとづき、会館諸規程を前提として、大学にふさわしい慣行を樹立していくよう協力されんことを希望する。

昭和42年2月13日

## 6. 学生会館管理運営の問題について

電気通信大学  
(40. 12. 1)

### 問題の概要

本学学生会館は、昭和40年1月に建設完了したが、学生の代表はそれ以前から管理運営問題に（学生管理を主張）からみ同年12月まで紛争を続け学生部と学生側代表と協議を繰り返してきた。なお、これには、寮生代表、生協学生理事などがこれに応援した。この間に一般学生の入館希望が高まり、あわせて総学生数の約3分の1を占める体育会が入館決定をするなどあり、一方、学生会館維持費予算がこのまま入館拒

否を継続すると相当の減額あるいは取り消しになるおそれなど、入館反対の学生グループに順次不利な条件が揃い始めた結果などからして、急遽軟化し解決、同年12月1日（諸規則に基づき施行することとし既に制定した）開館した。

## 7. 大学会館建設に伴う管理運営の問題について

広島大学  
(39. 6. 23)

### 要 旨

広島大学会館の課外活動関係諸施設の学生による自主運営権要求を主な問題点とする学生問題は、建設段階の昭和38年9月頃から表面化し、以来約9ヵ月間にわたって展開された。

当初、この運動は本学教養部学友会各期執行部を中心とする一部の学生によって進められていたが、昭和39年5月に至って、学生は「大学会館問題全学対策委員会」（無届団体、学生約30名）を結成し、大学会館の管理・運営面への学生の大幅な参画要求を骨子とする統一要望書の提示を行ない、しばしばこの内容認方をもっぱら学生部長に強要する運動に発展させた。

これに対し大学は、一貫して学生の要求するいずれもが国有財産管理の原則に係わる問題であるとして、到底認め難いことを説明するかたわら、この問題に対する大学の総合的見解を明らかにするため、別紙大学会館報臨時号（資料）を発行、広く全学に配布し、学生一般に周知徹底させた。

これがひとつの契機となり、また上記委員会内部の派閥的抗争の表面化等にもよって昭和39年6月23日、大学会館運営諸規程の評議会決定をみたところで、本学におけるいわゆる大学会館問題は落ち着いた。

（資 料）

### 大 学 会 館 報 （臨時号）

（1964年6月15日発行）

#### 大学会館の開館を前に

待望久しかった大学会館は、いよいよその偉容をわれわれの前に現わし、開館近きを思わせる。開館とともに、“大学会館報”が年数回発行されることになり、第一号は夏休暇後に予定されているが、それに先立って、今回は特に臨時号を編集して、一般学生諸君の会館のあり方や利用のしかたについての理解に資することとした。

当然ながら、学生が大学会館に関心を持ち種々の質問や要望を大学当局に提出するのに対して、学生部は口答を以って、教養部は「広大教養」誌において説明して来たのであるが、それらの説明は、学生一般に必ずしも正しくは伝えられていないうらみがある。そこで、この度は、学生——それは、各学部・教養

部および分校の自治会や学友会などの代表たちであったが——の質問したおもな問題を中心として述べる  
こととする。

### 会館建設の経緯

わが大学会館が建設されるまでには、いろいろ紆余曲折を経ているが、まずそのいきさつを簡単にのべておこう。

昭和34年4月の評議会において、本学創立10周年記念行事の一環として、大学会館建設の議が、森戸前学長により提案された。直ちに会館建設準備のための委員が選ばれ、10数回の委員会が開かれて募金方法や会館計画が練られている。その間準備委員会は会館建設幹事会となり、更に発起人会をつくって、昭和37年7月には大学会館建設期成会を発足させて、本格的に建設資金の募金運動を展開するとともに、会館建設の趣旨・目的を明確にし、設計も発端当時のアイデアを貫いて確立されていった。

文部省は、その熱意に動かされて38年度予算に8,900万円の国費を計上し、一方募金も促進されて学内職員はもとより、同窓会や各会社などの好意ある援助によって現在では目標額4,000万円の九合目あたりまで来ている。文部省から国庫予算の配分を受けるためには、広島大学の意欲と熱意が前提となることはもちろんであるが、大学会館の趣旨・管理運営の骨子および設計などについて細密周到な企画立案をして、当局の了解を得なければならぬ。現在完成した大学会館は、当初企画し申請した設計通りであり別に示す管理運営の三規程案もまた申請の当初に提出して骨子を踏まえたものであって、建設の事にかかってから急いで起案されたものではないのである。

### 三つの規程案

会館関係の規程は、別に掲げる案のとおり、広島大学会館規程・同運営協議会規程・同使用規程の三者が定められるはずであるが、これらの規程はすべて補導協議会の小委員会で、前に述べた最初からの骨子をもとに検討を重ね、練りに練られたものである。慎重に審議を重ねるうちに年を越え、去る5月15日に至って、一応の案としてまとまったので、翌16日には、早速学生にこれを示したわけである。その後、学生の代表たちはこれに対する要望を提出して来たので、さらに大学会館小委員会で検討し、補導協議会にかけて審議をつくし、学生の要望の中から採り入れられるものは採り入れ、修正を加えて来た。それが第二面に示す三つの規定案である。

広島大学会館規程は、管理運営上必要最小限度のことから、すなわち目的・職員・委員会等にわたることがらを規定し、これに基づいて広島大学会館運営協議会規程が生まれる。運営協議会規程は協議会の構成・任務・招集等を規程している。使用規程もやはり会館規程に基づいており、会館使用上の一般的なことがらを定めている（この使用規程は十条以下がかなりきびしい表現になっているが、これは国有財産管理上の法に準拠しなければならない関係上、それを踏まえているからであって、国有財産である限りはこのように規定せざるを得ないのである）。これらの諸規程は最終的には評議会において審議され決定されることになっている。

### 学生の質問の第一

代表の学生たちが第一に提出したのは、本学では大学会館となっていて他大学のように学生会館となっていない理由に関することである。諸君も学友会なり自治会なりの代表者たる学生その他からこれが問題点だと聞いたことがあるであろう。そもその初めから、会館設立の理念は、利用対象を職員・学生・同窓生の三者においてあり、これは管理運営の骨子と同じく、わが広島大学独自の構想に基づくものである。代表の学生たちは、寄附金以外の予算は国の文教施設の学生会館の枠から出ているから、名称はどうであるにもせよ学生の会館であると言うけれども、わが大学会館は学生会館の要素をも含めつつ、本学独自の構想によって、その機能を十全に発揮するように管理運営されるものであり、予算の出所が必然的に管理方式を制約し決定づけるものではない。

会館規程案の第1条は利用対象が上に述べた三者であることを明記しており、第2条には当初からの趣旨が会館の目的として簡潔に要約されている。そして職員・学生・同窓生の親密な接触・交流の場として、それぞれの立場において大学のために協力してゆく大学共同体の一つの地盤としてのヴィジョンが描かれていると言ってよい。

会館を利用する者の数や頻度は、職員や同窓生などに比べて学生の方が多くなるであろうことは想像に難くない。事実そのとおりになるであろうけれども、原理はあくまでも三者に平等に利用されるものであり、また三者の交流を願うものなのである。特に学生に期待されることは、第2条に記されているとおり（一般に厚生福祉の向上を意図するのは勿論）、「学生の課外活動を盛んにして、その教養を高め社会性の発達を助長する」ところにある。なお、課外活動についても質問があったが、これについては後に述べることにしよう。

## 管理運営権

代表の学生たちは、最初管理権は学生にありと主張していた。このことについては「広大教養」の第13号誌上に説明してあるとおりである。その後学生の主張は、運営権乃至運営を学生の手へ渡せという主張に変わってきた。この点については代表以外の学生諸君も知っているであろう。しかし、国有財産法における管理の概念の中にも維持保管と同時に運営をも含んでいるのである。国の建造物は、当然ある目的をもっているものであって、管理責任者の責任は建造物の管理だけにとどまるものではなく、その建物が特定の目的に合致するように、そしてまた効率的に運営されねばならないという点についても等しく責任を負っているものである。つまり運営は管理者の責任であり、学生の言う「運営権」もその中に含まれて来るものなのである。すなわち、管理といい、運営といい、そのすべてが公務員たる者に課せられた職務であり責任であって、公務員でない学生に委ねられる性質のものではないのである。仮りに学生が運営にあたるとしても、責任は大学当局を負わなければならない。従って学生は、その責任を負って管理運営にあたる大学当局に、学生という立場において協力するというでなければならない。協力のしかたは、学生の行なう行事においても、あるいは使用上の細かい配慮についてもいろいろあるであろうが、運営協議会規程案には、協議会の構成メンバーの中に学生の代表者が加えられることになっている。学生はそこで自分たちの要望なり意見なりを十分に述べる事ができるし、その要望・意見が妥当で正しいものであれば採択されることになる。これも大きな協力である。

ここで学生たちは、質問を重ねて、妥当で正しいと判断するのはだれかと尋ねる、それは、当然大学が判断するのである。大学は教育の責任の主体なのだから。

それでは運営は学生がやるから、その結果の責任は大学で負えばいいと学生は言うであろう。なるほどそれも一つの行き方ではあろう。ただしそれはむしろ特殊な場合であり、いろいろな条件がそろう、その方が適当だと認められる場合に限られるとするのが穏当である。我々の学生会館の場合は、次に示すように妥当でないばかりか、学生がその運営を戦いとろうとか、かちとろうとかいう表現にあらわに見てとられる如く、大学との協力関係においてではなくして、敵対関係において戦術的に要求するのであれば到底受け入れることはできない。

## 学生の自主運営

代表学生たちは、学生の手による会館の自主運営ということを要求するので、その具体的な内容をよくたずねてみると、学生は、団体連絡室・集合室など、主として学生が使う部屋をきめておいて、職員・同窓生の使う部屋と区別せよ。そして学生の主として使う部屋の自主的運営を学生にまかせよと言うのである。しかし、たとえば、本学で何か学会が行なわれるとする。何百名もの参加者がある。沢山の分科会に分かれる。こんな時には全部の集会室をあててもなお足りないこともあるに違いない。大学祭などの場合を考えれば、学生側にとっても同じことが起こりうるであろう。集会室も和室も、娯楽室も音楽鑑賞室も、学生職員有無相融通して利用し合うのがこれまで考えられて来た利用上の基本的構想であり、それゆえにこそ規程の上には使用区分が設けられていないのである。

主として学生の使う部屋と言っても、主としてである以上、職員も同窓生も使うことを暗黙の間に肯定し認容しているわけである。この場合、職員や同窓生の使用申込みまで学生の手で、すなわち言うところの自主的運営で処理されるのは妥当でない。いや、自分たちだけで処理しようというのではない、教職員と話し合っで行なおうというのであるとも言ふ。しかし、そのような場合にあって、利用希望者間の調整は、会館の係職員が中に立って、その都度学生・教職員と話し合えばよいのであり、館長の指揮のもとに会館の事に専念する公務員たる職員が責任ある調整に当たるのが妥当である。もちろん委員会で定められた方針に基づき、運営協議会で協議された方法に従って調整に当たるのは申すまでもない。ただ団体連絡室等の運営の詳細についてはまだ充分には学生との話し合いが行なわれていないけれども、いずれ運営協議会が発足すれば協議会で話し合っ調整の方法なども落ちつくべきところに落ちつけることができよう。

なお「学生委員室」は、あらゆる部室を会館に収容することの不可能なことは、だれの目にも明らかであろう（13号「広大教養」参照）、これは、元来文化・体育の全学的な学生組織の頂点としての事務部のために予定された部屋であるが、体育については広島大学体育会として実現している、文化関係は実現していないので、当分の間は集会室にあつてことに補導協議会で申し合わせられている。

## 課外活動とは

会館規程の第2条を見て、そこに言う課外活動とは何かと質問し、さらにこれには自治活動が含まれるものであるかと学生は尋ねた。その時学生部長は、設問のしかたが間違っているのではないかと答えている。文化・体育のいわゆる課外活動は、自治的に行なわれるべきであるし、現に自治的に行なわれてもいる。（あらゆる学活動は、自治的といっても大学の規則の上に立って行なわれるべきもので現在の学友会の執行部の活動もその例外ではあり得ない）。むしろ、学

生が言いたいのは、課外活動と対比して政治活動ではないか。しかし課外活動という概念の中には、諸君も知っているように、政治活動は含まれていないのが一般の通念である。政治・社会の生々しい問題についてまじめに研究することは大学の奨励するところである。反対意見にヤジを浴びせかけたり、悪口雑言を吐いたりして、他人の口を封ずることのない討論、そのような秩序のある会合はさかんに持たるべきである。しかるに政党と結び、あるいは学外の政治的団体の指令下において、論議をまたずにすでに与えられている結論のもとに行動しようとする政治的活動は、権力闘争を学内に導くことにほかならず、学問の自由を保障するための大学の政治的中立を危うくすることはここでくどくどと論ずるまでもない。現に目のあたり、教養部学生会の一部幹部学生を中心とする最近の状況は、学外団体の派閥的な主導権争いが学内まで及んだものと断じて差支ないものであって、その結果は、ついに言論に代わって力が現われ、いまわしい暴力沙汰もあったと聞く。悲しむべきことである。これは自らが強く主張する言論の自由が、自らの行なう権力闘争によって圧迫せられた姿でなくて何であろう。課外活動の概念の中には、前にも言うごとく、政治、社会のアカデミックな研究は含まれるけれども、右のような政治活動は含まれていない。

### 大学会館規程案

代表の学生たちは、会館の規程案について、次のことがらを要望している。まず、委員会を審議決定機関とせよと言うのである。法的には、評議会さえも学長の諮問機関である。しかし評議会は、事実上審議決定機関と同じように運営されている。会館委員会もまた法的に調子を合わせながら、事実上は審議決定機関と同じようになるであろう。

第二に、その構成員の中に学生を加えよと言うが、これは評議会に、あるいは図書館運営委員会に学生を入れると言うに等しく、その無理なことは自明であろう。大学の管理機構の中に学生を入れるなどということは、そもそも出来得るはずのものでない。

また、会館規程第10条に大学会館の管理運営に関する必要な事項は、学長が定めるということがあるが、これに疑義をさしはさむ質問もあった10条によって学長が定めるについても、それは委員会や、あるいは運営協議会にはかった上で定められるのは当然であるが、窮極の規程制定権は学長にあることを示したのがこの第10条なのである。

もう一つの質問である規程の改廃についても、第5条の基本方針の審議という委員会の仕事に含まれるのは改めて言うまでもない。

学生部長が副館長となっていることも疑問の対象になっているらしいが、すでにきまっている大学の事務分掌規程で、大学会館に関する仕事の責任は学生部に課せられているのである。大学会館の利用は、量的に学生の方が多くであろうし（課外活動の指導援助もまた学生部の仕事の分野である）、最初予算要求の際に文部省に提出した会館企画案の骨子においても、学生部長が副館長になることになっているので、その当初案にそうようにした方が妥当であろうとされて来た。もとより学生部長は、副館長として学生だけを念頭におくのではなくて、職員や同窓生の便宜のためにも配慮する心構えが要求されるのは当然であろう。

### 運営協議会規程(案)

この規程案について、学生の要望するところの一つは、協議員の半数を学生代表が占めるようにしてほしいということであるが、団体連絡室の代表をも加えてほしいとの要望とともにこれを容れて、案について見られるように改められた。その学生代表には、自治会の代表を以てあてよと言うが、学部によっては自治会のないところもあるので、だれが代表となるかは、学生諸君がその所属する学部の部長や教養部長・分校主事・工業教員養成所長に相談して、それぞれの長が認定したものでよい。

また、この会の定足数・議決数を定めることをも要求しているが、運営協議会は、大学会館委員会とはその性格を異にしていて、大学の管理機関であるとは言えない。職員や学生・同窓生が、それぞれの立場から自由な意見交換をすることのできる場であり、学生にとっては、実際の使用運営の上に自らの意見を反映せしめる場所であって、多数決により大学の意志を決定するというような機関ではない。良識によって協力し合って、よりよい運営方法を生み出して行く場所であって、ヴェートの数によって争うところではない。多数決の方法を用いて意見の集まる場所を見ることは、規程の表面にはなくても可能であるし、良識と互譲の精神を以て協議すれば、十指の指さすところ、十目の見るところ、おのずから正しい結論が生まれるに相違ない。いずれにしても、妥当な意見を取り上げて決定するのは学長である。それでもどうしても意見がまとまらない時とか学長が重要な基本問題だと判断した時とかは、大学会館委員会にかけていづれかに決定されることになるのである。

そのほか、学生の要望として、音楽鑑賞室を専用室として規定した方がよくはないかなど、検討してみると、なるほどと思われる妥当な意見であったので、早速採り入れることになった。学生代表の中には、三つの規程案とも「全学生

の利益とは相容れないと考えられるほど、これまで我々が要求してきたこととはかけはなれたものである」と言うものもいるが、これは余りにも小児病的ではあるまいか。要求の核心は大学の管理運営に学生がヴォートの権限をもって参加しようとするにあるらしいが、公務員でもない学生にそのような権限が付与されることはあり得ない。学生の注文や意見が会館の運営に反映されるようにすることは規程の示す通りであるから、この点を学生はよく理解すべきである。

### 学生準則に関連して

ここで一言つけ加えておきたいのは、学生準則に関することである。これまで代表の学生たちは、大学会館がサークル活動や自治活動を圧迫するとなし、それが動かせない事実でもあるかのように宣伝にこれつとめて来たが課外活動を盛んにし、豊かにすることは、大学会館の重要な目的の一つに掲げられているところであって、そのための施設が拡充されていることは、少し注意して見れば明白なことである。学生の諸活動を規制するものは、大学の諸規則、なかんずく、学生準則であって、大学会館があろうとなかろうとそれにかかわることなくこの規則は厳存する。学生運動はその規則の上に立ってなされるべきであり、大学会館の存否とは別個の問題である。大学会館が学生活動を圧迫するなどと言う議論は、木に竹をついだような筋の通らない論であるといわざるを得ないましてや、一部少数の者に限るとはいえ、大学の学生準則は課外活動を圧迫するものであるから、これを守る必要はないのだなどと放言してはばからない者があるに至っては全く論外というより言いようがない。

学生活動の自由は規則に則っての自由である。そもそも一般に自由なるものの形もこれであるといえる。

### 残された問題

美しい殿堂を仰いで早く利用したいのはだれしも同じである。開館は近いが、残された問題はまだまだある。食堂や、主として同窓生来客用の宿泊施設の経営の問題などである。大学は目下真剣にこれらの問題と取り組む一方建物完成のあとの内部の備品調達に大童である。すでに購入されたものもあるが、六月末を以ては全部の必要品を取り揃えることは困難のようである。一応取り揃えても不足の品や必要の品がまだ沢山あるので予算と見合わせて毎年充実してゆくほかはあるまい。しかし、せめて部分的な開館を七月上旬にしたいものと大学は考えている。

職員・同窓生や一般社会からの寄附金を除いては、建物も備品も全部国費であり、光熱水料等の維持費さえも国費を以て賄おうとしている。他大学の場合、会館維持費は学生の負担で支弁しているところもあるけれども、本学では全部を国費で賄うことにしている。

大学会館はその趣旨実現のため国民の税金と人々の善意によって実現したのである。学生諸君はその期待と善意とにこたえて、教官・職員・卒業生と協力しつつ大学会館本来の目的を実現するよう努力していただきたい。これが今に残された問題の最大のものであろう。

## 広島大学会館規程（案）

第1条 本学に職員、学生および同窓生等のための施設として、広島大学会館（以下「大学会館」という）をおく。

第2条 大学会館は、職員・学生・同窓生相互の人間関係を緊密にし、かつ学生の課外活動を盛んにしてその教養を高め、社会性の発達を助長するとともに、職員・学生・同窓生等の厚生福祉に寄与し、あわせて地域社会における学術文化の発展に貢献することを目的とする。

第3条 大学会館に次の職員をおく。

館長、副館長、館員

第4条 館長は、学長をもってあてる。

2 館長は、大学会館を管理運営する。

3 副館長は、学生部長をもってあてる。

4 副館長は、館長の職務を助ける。

5 館員は、学長の命ずる本学職員をもってあてる。

6 館員は、上司の命をうけて大学会館の事務に従事する。

第5条 学長の諮問に応じて大学会館運営の基本方針を審議するため、本学に大学会館委員会（以下「委員会」という。）をおく。

第6条 委員会は、学長および学長が委嘱する次の委員をもって組織する。

各部署長

各分校主事

工業教員養成所長  
学生部長  
事務局長

2 委員会は、学長が招集し議長となる。

第7条 委員会は委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。

第8条 委員会に幹事をおく。

2 幹事は、学生部次長および学生課長をもってこれにあて、委員会の事務を処理する。

第9条 大学会館運営の基本方針に基づき、その円滑な運営を図るため、大学会館に大学会館運営協議会を設ける。ただし大学会館宿泊施設については、宿泊施設運営協議会を設ける。

2 大学会館運営協議会および宿泊施設運営協議会に関する規程は別に定める。

第10条 大学会館の管理運営に関する必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年 月 日から施行する。

#### 広島大学会館運営協議会規程（案）

第1条 この規程は、広島大学会館規程第9条の規定に基づき、大学会館運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議会は、学長が委嘱する次の協議員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部の補導協議員4名
- (3) 庶務部長、経理部長および施設課長
- (4) 学部、教養部、分校、研究所、病院および工業教員養成所の教官1各
- (5) 事務長の中から選出された者2名
- (6) 同窓生代表2名
- (7) 職員代表1名
- (8) 大学院研究科学生各1名

学部、教養部、分校学生各2名（ただし福山分校、水畜産学部および政経学部第二部は各1名）工業教員養成所学生1名、大学会館内学生団体連絡室代表1名、体育会学生1名。

2 前項の第4号から第8号までの協議員の任期は一年とし、重任を妨げない。

第3条 協議会は、大学会館の事業または、各施設の使用等運営上の具体的事項を協議する。

第4条 協議会は、学生部長が招集し、議長となる。

2 協議会は、毎年2回以上開くものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年 月 日から施行する。

#### 広島大学会館使用規程（案）

第1条 この規程は、広島大学会館規程第10条の規程に基づき大学会館の使用について、必要な事項を定める。ただし、食堂および宿泊施設の使用については、別に定める。

第2条 大学会館を使用することのできる者は、本学の職員、学生、同窓生および館長が特に認めた者とする。

第3条 開館時間および休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 開館時間、午前9時から午後8時まで。
- (2) 休館日
  - (イ) 日曜日および国民の祝日
  - (ロ) 8月1日から8月20日まで



い) 12月26日から翌年1月3日まで

第4条 次の各室は、館長の許可を得て使用するものとする。集会室、大集会室、和室、音楽鑑賞室、学生団体連絡室、学生委員室。

第5条 前条の各室を使用しようとする者は、別紙様式の使用許可願を、次に定める期日までに館長に提出し許可をうけなければならない。

- (1) 集会室、大集会室、和室、音楽鑑賞室、使用日の3日以前
- (2) 学生団体連絡室、学生委員室、年度当初

第6条 共同談話室、娯楽室、ラウンジ、ロビー、ホールおよび屋上は、専用してはならない。ただし、館長が必要と認めるときは前条に準じて取扱うことができる。

第7条 大学会館の諸施設を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 火気の使用については館員の指示をうけること。
- (2) 使用後は部屋の整とんをし、館員に連絡すること。
- (3) 館長の許可をうけた目的以外に大学会館の施設を使用しないこと。また他にその一部または全部を転貸しないこと。
- (4) 施設の改廃、新設または備品の移動は、無断で行なわないこと。
- (5) 掲示、その他これに類するものは、館長の検印をうけて、所定の場所にすること。
- (6) その他館長が必要と認めめた事項。

第8条 各室のかぎは、館員が保管する。

第9条 備品類の使用は、所定の手続きにより、館員に願い出なければならない。

第10条 使用者が、施設および備品などを破損または紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情によっては、その額を減免することができる。

第11条 本学において緊急の必要を生じた場合は、使用条件の変更、または使用許可の取消しをすることがある。

第12条 本学の職員・学生以外の者が大学会館の施設を使用するときは、別に定める料金を前納しなければならない。

第13条 この使用規程に違反した者については、大学会館の使用を停止することがある。

#### 附 則

この規程は、昭和39年 月 日から施行する。

## 8. 学生会館と生協設立について

茨城大学  
(41. 12. 1)

### 問題の概要と経過

本学では数年来学生、教職員の間に生協設立の動きがあったが、昭和40年4月学生会館の厚生施設開設に伴い、その機運が一層助長され、大学としても生協設立が可能である場合の一応の基準を設定する必要を認め40年12月に学長の諮問機関として「生協問題検討委員会」が発足し、41年2月に「多数の学生、教職員の支持があり、経済生活の向上をはかる健全な団体であること」が必要であるむねの答申が行なわれた。

この答申は評議会で正式に認められ、昭和41年3月文理、教育両学部24名の教官発起人が両学部教授会および教官会議の了解を得て生協設立運動を開始した。

一方学生間の動きとして賛成派、反対派の意見が激しく対立し昨年5月14日創立総会が計画されたが、反対派学生の阻止行動によって中止され、再度6月1日に総会が計画されたが、再び集会が不可能となり、為に賛成派学生は6月1日深夜、学外において総会を開き定款、事業計画等を決定した。

大学としては設立運動、反対運動の激しい対立のもとに問題の処理について「生協問題処理委員会」を組織し、慎重審議を行なった。

その結果 (1) 現在の業者委託の売店はそのまま存続さす。

(2) 現時点に於ては茨苑会館（学生会館）に生協は入れない。

(3) 会計法規に従うこと。

以上の結論が得られ評議会に於ても了承された。

(41.12.1) 従って本学としては、この答申の趣旨に沿って具体的問題の処理に当たっている。

この生協問題展開中支持派、反対派の学生団体間に激しい対立行為があり、反対派学生による総会に対する阻止行為、賛成派学生による不許可の販売活動並に施設の不当使用がなされたので、それぞれ学長より訓告処分がなされることになった。

以上が最近本学に発生した学生問題の実態である。

## 9. 学生食堂の建設をめぐるの紛糾について

群馬大学  
(40. 9. 5)

### I 学部の機構と「学生会館」(通称)

#### 1. 学芸学部と教養部

##### (1) 学芸学部と教養部

本学では、従来学芸学部がその専門教育のほかに学、医（2ヵ年の医学進学課程）、工3学部の一般教育をも担当していたが、昭和40年4月教養部が新設され、3学部の一般教育はすべてその管理下に移された。学芸学部と教養部とは同じ構内にあるが、制度上は別箇の機構である。

##### (2) 学芸学部教授会と教養部教授会

学芸学部は学芸学部専任の教官により、また教養部は教養部専任の教官により、それぞれ教授会を構成している。学芸学部に関することは学芸学部の教授会が自主的に決定し、教養部に関することは教養部教授会が自主的に決定することになっている。

##### (3) 暫定措置

本年度は、暫定措置として、学芸学部と教養部との間に、つぎのような取り決めがある。

イ. 教養部に所属する学生は、下記のとおりである。

(イ) 学芸学部の1年生

(ロ) 工学部の1年生、工学部へ進学できなかった学生

(ハ) 医学進学課程の1年生、2年生、医学進学できなかった学生

これらの学生の授業及び身分上の管理・補導・懲戒等は、教養部で行なう。

ロ. 学芸学部の2年、3年、4年の学生の授業及び身分上の管理・補導・懲戒等は、学芸学部で行なう。

#### (4) 合同補導委員会

この委員会は、学芸学部補導委員会、教養部補導委員会及び学生部（学生部長、学生課長）によって構成され、学生食堂建設の問題についても、学生の補導に当たってきた。

#### (5) 学芸学部自治会

現在、学芸学部の学生と教養部の学生とでひとつの自治会を構成していて、従来どおり、学芸学部自治会と称している。しかし、学芸学部から教養部が分離した以上、既述のとおり、学芸学部所属の学生の身分上の管理及び補導等の責任は学芸学部にあり、教養部所属の学生の身分上の管理及び補導等の責任は教養部にある。

## 2. 「学生会館」

(1) 昨年焼失した建物は、「学生会館」と呼ばれていたが、正規の学生会館ではなかった。こんど再建される予定の建物（プレハブ）は、学生食堂として予算が組まれている。（この建物がいつから着工されるかは、まだ決まっていない。）

(2) 本年度、学生食堂の再建のめどのついたのは、「学生会館」が焼失して学生は食事をとるところがなくなっている現状を文部省に訴え、強く要望した結果である。

(3) 学生食堂の管理は、大学長から学芸学部長が委任されている。学生食堂は、同じ構内にある以上、学芸学部学生、教養部学生の区別なく、利用できることはいままでのま。

## II 紛糾の経緯

昭和39年9月18日（金） 「学生会館」焼失。

昭和40年4月17日（土） 教室（教養部）と学生食堂と合わせて403坪（プレハブ）の建築が許可された。

5月25日（火） 一部の学生が「学館再建審議会」をつくった。

5月27日（木） 自治会は、この組織を自治会厚生部の下に所属させた。

6月10日（木） 学生代表（以下、学生食堂の建設等について、大学側に面会を求めてきたりする学生を、このように呼ぶ。）は、学芸学部事務長に面会し、学生食堂の坪数及び設計図等について説明を聞いた。

昭和40年6月12日（土） 「学館再建審議会」を「学館再建準備会」と改称した。

6月17日（木） 学生代表は、学芸学部補導委員長と学芸学部事務長に面会し、学生食堂の部屋割等についての希望を述べた。

6月24日（木） 学生代表は、学芸学部補導委員長及び群馬大学学生部長（教養部補導委員長兼

任)に面会し、学生食堂の管理運営権、光熱・水料等の国庫負担等の要望事項を述べた。これに対して、大学側から、要望事項は文書をもって提出するように求めたが、学生代表はこれを提出しなかった。

昭和40年6月25日(金)

(1) 「学館再建準備会」を「学館闘争委員会」と改称した。

(2) 午後0時30分ごろから、学生集会(大学としては、授業に支障のない学生が集合するのを学生集会と称し、のちに述べる学生大会とは区別している。)が開かれ、つぎの件が決議された。

「1. 学館の運営を学生の手に入れよ!

2. 水道光熱費を大学当局に負担せよ!

3. 現生協の売店、理髪所を部室、更衣室に開放せよ。

以上の要求が通らない場合はストをもって闘いぬく。」

(学生のチラシの原文のまま)

6月26日(土)

午後2時すぎ学生代表は学芸学部長に面会を求めた。学芸学部長は、学芸学部補導委員長のたちあいの中で、学生約80名と会い、上記の三要素を初めて聞いた。その際、学生は学館問題について緊急教授会を開くように要望した。これに対して学芸学部長は、つぎのように答えた。

イ. どんなに早く開くとしても、7月2日以前に開くことは困難である。

ロ. 7月2日に臨時教授会を開くようにできるだけ努力する。緊急教授会を開くようにというが、建物もまだ着工さえされていないではないか。(学生は7月2日に臨時教授会を開くことを「確約した」といっているのは誤りである。)

ハ. 臨時教授会の開催は、容易でない。

また、学生たちは、学生部長が前に、「学生側が自主的に運営するのはあたりまえだ。」といっているのに、(注1)学芸学部長がこれを認めるといわないのは不可解である、と強い不満をもらした。(注2)

注1 その後、学生部長の発言は、学生食堂全体についての発言でなかったことがわかった。

注2 このことから、学生食堂の管理権が学生部にあるのか、それとも学芸学部にあるのかを明確にしておくことが必要になったので、どこに管理権があるかを大学本部事務局に問い合わせたところ、

(イ) 6月28日、一応、管理権は学芸学部にあるとのことであった。

(ロ) さらに、管理権の所在を明確にしてもらうため、学芸学部長から要望して、7月3日会議がもたれた。この会議には、教養部長、事務局長、学生部長、庶務部長、経理部長、学芸学部長及び学芸学部補導委員長が出席した。協議の結果、再建される予定の学生食堂は、旧「学生会館」(通称)の復元であるから、従前どおり、学芸学部長の管理下にあるということが確認された。

- 昭和40年6月28日（月） 学芸学部補導委員長は、学芸学部長に対し、7月2日臨時教授会を開くよう要望した。
- 6月29日（火） (1) 学芸学部長は、公務出張のため不在。  
 (2) 合同補導委員会を開催。学芸学部事務長から、これまでの経過についての報告を聞いた。  
 その後、合同補導委員会は学生代表と会い、要望事項を聴取した。その際、教授会で審議するためには、要望事項を文書をもって提出する必要があることを、重ねて学生代表に伝えた。これに対しても、学生代表は要望事項を提出しなかった。
- 6月30日（水） (1) 学芸学部常置委員長会議（学部長のほか、人事、教務、補導及び予算各委員会の委員長の会議）を開いて、臨時教授会を7月2日に開催できるかどうかについて検討したが、下記の事情からみて、早期に臨時教授会を開催するとしても、7月5日（月）ごろが妥当であろう、との見解に到達した。  
 イ. 教授会を開くには、合同補導委員会の共通見解がでていることが必要である。  
 ロ. 学部長が7月2日に公務のため出張で不在となる。（7月1日に出張の予定であったが、会議が2日に変更になった。）  
 (2) 学生自治会執行委員会は「7：0」で、代議員会は「11：1」で、7月1日の学生大会にストライキ決行を提案することに決定。  
 なお、学生発行のチラシ（発行者名、反戦会）はつぎのとおりである。  
 「7.3 全日ストでわれわれの要求を断固勝ちとれ！  
 大学の帝国主義支配反対！  
 自治権ハク奪粉碎！」
- 7月1日（木） (1) 学生は午後2時40分からの学生集會を臨時学生大会に切り換えて、つぎの決議をした。  
 7月2日に開かれるはずの教授会において、  
 「3つの要求が1つでも貫徹されない場合、明確なる回答を出さなかった場合、7.3朝から全面ストに突入する。」  
 (2) 合同補導委員会開催。学生食堂の管理及び学生の補導について合同補導委員会としての共通見解を出す。
- 7月2日（金） 学生は、この日教授会の開かれないのは、補導委員会の不誠意によるものとして、午後、校庭において抗議集會を開いた。補導委員長は、参集した学生に対して、臨時教授会の開かれない理由と、学生食堂の管理についての合同補導委員会の見解を説明。また、大学の正式の見解は教授会の決定にまたねばならないこと、行動にはくれぐれも行き過ぎのないようにと要望した。
- 7月3日（土） (1) 教授会の正式の回答をまたずに、早朝から4つの校門に嚴重なピケをはっ

て、ストライキを決行。参加学生数約200~300名。

- ② 学芸学部長、教養部長連名の告示を出して、学生の自重を促した。
- ③ 学芸学部長及び教養部長等が、公務（学生食堂の管理権に関する問題）で外出しようとしたが、正門にピケをはっていた学生たちは、自動車の前にすわりこんでこれをはばんだ。補導委員及びその他の教官の説得により、約30分後によりやく外出することができた。
- ④ 合同補導委員会は、午後3時30分ごろから、校庭において学生と話し合った。その際、重ねて自重を促した。

7月5日（月） ① 一部の学生は授業放棄を行ない、校庭に約150名集まって、学生集会を開いた。

② 学芸学部全体教授会開催。学芸学部補導委員会からこれまでの経過に関する報告を行ない、教授会で審議の結果、合同補導委員会の補導方針に沿って補導に当ることが承認された。（教授会決定の補導の基本方針は別記3のとおり。）

③ ②の会議の終りごろに、7月1日と7月5日の臨時学生大会の決議文（2通）を同時に補導委員長に提出し、教授会への伝達かたを申しでた。

学生は、大学側から再三の要求があったにもかかわらず、要望書はついに提出しなかった。

④ 学芸学部全体教授会終了後、学芸学部補導委員会は学生代表と会い、教授会で承認されたことを伝えるとともに、今後の行動について行き過ぎたことのないように、重ねて要望した。

7月6日（火） ① 早朝から、再び4つの校門にピケをはってストライキを実施。終日学生集会を開いた。

② 学芸学部長、教養部長連名で、「速かにストライキ体制を解いて、平常の授業に復帰するように」と重ねて告示を出した。

また、自治会副委員長、書記長（自治会委員長は病欠とのこと）を招き、両部長から厳重な訓戒を与えた。

7月7日（水） ① 一部の学生は授業放棄。

② 合同補導委員会開催。

③ 学芸学部全体教授会を開催して、事態の收拾について審議。

7月8日（木） ① 合同補導委員会開催。

② 学芸学部全体教授会を開催し、7月3日及び7月6日のストライキを中心とした紛糾の責任者に対する懲戒を決定。（この日、教養部教授会も責任者に対する懲戒を決定。）

③ 学芸学部長は、学芸学部全体教授会の決定に基づき、教授会終了後ただちに、懲戒処分の手続きをすすめさせた。

④ 学生数十名は、教授会終了後、学芸学部長に教授会決定の発表をせまり、学芸学部長室前の廊下にすわりこみ、そのため学芸学部長は午後6時ごろから11時45分まで室外に出ることができなかった。この間、補導委員及びその他の教官の熱心な説得にもかかわらず、学生は依然としてすわりこみを続けた。学芸学部長は、疲労のため不快を訴えたので、校医の来診を求めた。学部長の健康上からは、このまま放置することは不可である、との医師の所見に基づき、学芸学部長は午後11時30分ごろ、短時間学生代表と会い、7月9日午前10時から20分間学生代表5人と会って、教授会決定を発表することを約して、(注)ようやく帰宅することができた。

注 懲戒は、学部の教授会の議に基づいて、学長がこれを決するもので、学長の決裁がない限り、処分について学部長は発表することはできない。

- 昭和40年7月9日(金)
- ① 午前8時、出頭してきた被懲戒学生(学芸学部)に対して、学芸学部長から懲戒を通告。8時20分懲戒処分を学内に告示。(教養部も同じ。)
  - ② 懲戒された学生の父兄の来学を求め、懲戒の処分事情を伝えた。
  - ③ 紛糾をさけるためやむを得ず、「本日休講」の措置をとった。(教養部も同じ。)
  - ④ 学芸学部長、教養部長連名の「学生諸君に告ぐ」(資料1)を学生に配布するとともに、全学生の家庭へも発送。
- 7月10日(土)
- ① 前日に引き続いて、「本日休講」の措置をとった。(教養部も同じ。)
  - ② 学部長、評議員(学芸学部から選出されている。)及び常置委員長とで協議の結果、明11日は日曜日であるが、全体教授会を開催することに決定。
- 7月11日(日)
- ① 学芸学部全体教授会を開催し、事態の收拾について審議。  
7月12日(月)朝の学生の状況をみたらうえて、午前10時ごろから、学芸学部学生を講堂に集めて、学芸学部長から学生に話をすることに決定。
  - ② 懲戒された学生の父兄が来学し、補導委員と懇談した。
- 7月12日(月)
- ① 学芸学部学生は講堂で学芸学部長から、教養部学生は十番教室で教養部長から別々に話を聞くように伝えたが、学生は別々に集合することを拒否し、両部の学生はすべて講堂に入り、学生大会を開き、両部合同で話を聞くことを、大学側に強く要求した。そのため両部長の訓話は行なわれなかった。
  - ② 学生は午後市内デモ、署名運動を行なった。
  - ③ 学生は小グループをつくって、教官訪問を行なった。
  - ④ 学芸学部全体教授会から、7月11日の教授会の決定に基づき委任されていた学部長、評議員及び常置委員長の合同会議で、事態を慎重に分析・検討した結果、明7月13日(火)から、夏期休業に入ることに決定して、ただちに学内に発表。(教養部も同じ日に夏期休業に入る。)
- 7月13日(火)
- 学生は同盟登校、署名運動、教官訪問を行なった。

昭和40年7月14日（水） 前日と同じ。同盟登校は本日をもって終了。

7月17日（土） 学芸学部全体教授会開催。これまでの経緯について再確認し、今後の措置について協議。

### III 学生補導の基本方針（教授会承認）

#### 1. 現在、生活協同組合の売店として使われている建物の利用について

学芸学部補導委員会は、学生の要望がある以前から、学生食堂建設後は、これを女子学生の更衣室及び学生の部室に利用したいということ本部事務局にもくりかえし要望してきている。教養部補導委員会も、この点については同意見であり、今後、関係部局とも協議して、この方向に沿ってその実現を図ることになっている。

#### 2. 光熱・水料等について

(1) 学生食堂が再建されれば、生活協同組合の理事長は学芸部長を経由して大学長に国有財産（この場合、学生食堂のうち、調理室、売店及び理髪室）使用許可の申請を行ない、大学長から許可された上で、生活協同組合はこれを使用することができる。生活協同組合が借用する部分の光熱・水料等の問題は、大学長の国有財産使用許可書の内容に関する問題である。それは、生活協同組合の理事長を通じて、大学長に要望すべき性質のものである。

(2) 光熱・水料等は、受益者である生活協同組合が負担するたてまえとなっている。国のこの種の取り扱いの基準には、庁舎等の使用を許可した場合、「相手方の使用した電気料、水道料、ガス料等は、必ず徴収しなければならない。」となっている。ただし、設備等は国庫で負担できることになっている。焼失した「学生会館」の調理室に、生協のため電気冷蔵庫を備えた事実等は、その一例である。学部としては、生活協同組合に対して能う限りの援助を与える方針に変わりはない。

(3) 群馬大学のなかでも、生活協同組合等に対し光熱・水料等を支払っている学部もあると学生は知っている。これについては、事実を調査し、大学全体として共通の取り扱いがなされるように、本部事務局に要求してある。

#### 3. 学生食堂（和室及び食堂）の利用について（その1）

(1) 和室及び食堂は、特定の団体が継続的に利用するものではなく、不特定の多数者が随時使用するものであるから、管理の基本原則に即して、利用者が最も利用しやすい方法や利用手続き等について、今後とも補導委員会と学生自治会とで検討していく。集会届は管理の必要上、従前どおり提出するものとする。

(2) 焼失した「学生会館」についても、学生会館食堂運営委員会が設置されていたが、そのような運営のあり方を検討することも、一案であろう。

#### 4. 学生食堂（生協が借用する部分）の利用について（その2）

生活協同組合の理事長と大学長との間で必要な手続きを終了した上で、従来どおり使用することになるであろう。

#### 5. 学生食堂（自治会書記局室及びクラブ部室）の利用について（その3）

それぞれの責任者が学芸学部長に対して、使用許可願等を提出し、許可を受けた後、責任をもって自治的に利用できることは、従来と何等かわるところがない。



要するに、学芸学部全体教授会は、従来どおりの運用ですこしも支障がないから、基本的にはこれに何等の変更を加える必要がないことを確認した。

#### IV 学生の要求と大学側の見解

学生側の要求には、当初とかわってきているところもみられる。また、あらたな要求もつけ加えられてきている。これらに対する大学側の見解は、つぎのとおりである。

| 学生の要求 (チラシから)             | 大 学 側 の 見 解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 「学生会館の管理・運営を学生のものとしよ。」 | 1. 国有財産法上の管理とは、「国有財産の取得、維持・保存及び運用」をふくめていうのである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 「学生会館の運営権、自治権を学生の手へ」      | 国有財産の管理者（学生食堂の場合、分任管理者である学芸学部長は、管理の責任を負わせられており、過失があれば、たとえそれが管理者個人による直接の過失でなくても、行政上処罰をまぬがれない。こうした仕組みで、国有財産（国民の税金で取得し、維持・保存し、運用している財産）の保全がなされている。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2. 学事の許可制反対               | したがって、国有財産の使い方については、管理者の立場が当然考慮されなければならない。大学は常に学生の利益を中心にして考えている。学生もまた大学の立場を理解し、使用上の具体的な問題を個々にとりあげ、大学側と話合って、妥当な線を見出すべく努力しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3. 部室借用書反対                | 2. 学芸学部の学事係の窓口で、許可願や集会届等を提出する制度は、従来行なわれてきている。<br>許可についてであるが、たとえば、学生は学生大会を開きたいとってきたとする。学生大会は全学生の出席が建前であるから、当然、全学部が休講することになる。全学部の休講ということは、学部の重大な問題であって、教授会で審議・決定することになっている。したがって、学生の要求にいつでも応じられるというわけにはいかない。この例でも理解できるであろうように、許可制や届出制を廃止することはない。                                                                                                                                                                                        |
| 4. 掲示を自由にせよ。              | なお、教授会の決定に基づき、年2回の定期学生大会は承認されている。<br>3. 国有財産の管理という観点からも、使用許可願（通称、借用書）の提出に反対することは無理である。<br>なお、クラブ活動の目的以外に部室を勝手に使うようなことは、もとより認めがたい。大学は自治の場であるが故に、このことは、とくに大事なことである。<br>さらにつけ加えておきたいことがある。集会届等を提出してもらって、どういうことで、何時から何時まで、何人ぐらいの者が、どこを使っているかが、大学側にはっきりつかまれていると、管理の万全を期することができない。そうしたことがわかっておれば、守衛、日直、宿直へ連絡され、これらの者は、必要があると認めれば、使用された部屋の中にまでもはいつて点検し、異常の有無をたしかめるのである。守衛のごときは、不寝で警備に当たっている。<br>4. 掲示の無制限の自由の認めがたいことは、すでに述べたところから推察されうるであろう。 |

|                   |                                                                                                                                   |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 水道光熱費を国庫負担にせよ。 | 5. 前述のとおり。                                                                                                                        |
| 6. 不当処分 of 白紙撤回   | 6. 処分撤回運動によって、処分が撤回されることはありえない。懲戒された学生の自己反省が明らかになれば、教授会で審議の上、懲戒の解除が行なわれるのは当然のことであり、大学はそのことを心から願っている。懲戒された学生が撤回運動に参加するようなことは論外である。 |

**V 学生食堂問題に関する特別委員会報告**

(1) 学生食堂問題をめぐる学生の動きについて (その1)

(昭和40年9月2日学部長より教官宛)

このことについて、9月1日の情况及び特別委員会がとった処置について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 午前10時ごろ、学生約90名が、突如、不法にも1番教室を占拠して、学生集会を開こうとした。  
 (なお、8月31日午後4時ごろ、闘争委員会の責任者(学生)から、学生集会を開きたいから、講堂を使用させてほしい旨補導委員会に申し出があつたので、学芸学部補導委員長と教養部補導委員長が合議の上、集会の目的等からみて、講堂の使用を許可しなかつた。)
2. 上記の事態に対して、大学がとった処置
  - ① 学芸学部補導委員長は、1番教室において、学生の説得に当つた。
  - ② さらに、学芸学部の特別委員会委員、処分された学生の補導教官、教養部長及び教養部補導委員全員が、1番教室におもむき、事態の收拾に努力したが、学生は大学側の要求をがんとし聞き入れなかつたので学生に30分間の考える余裕を与え、大学側の要求に応ずるよう学生に求めた。
  - ③ その後、集会の代表者(学生)と学芸学部補導委員長と話し合つたが、集会の趣旨等を考え、集会を許可しないことを申し渡した。
  - ④ 学芸学部の特別委員会委員、処分された学生の補導教官、教養部長及び教養部関係教官で、本日の学生のチラシ等による情勢分析に基づいて慎重に協議した結果両部長から学生につきのように申し渡すことに決定。
    - イ. この集会は不法の集会であるから、速かに解散するよう命ずる。  
 万が一、これに応じない場合は、集会の責任者に責任をとってもらふ。
    - ロ. 闘争委員会は不法の委員会であるから、解散を命ずる。  
 今後、大学側は闘争委員会をとうしては話合わない。  
 話し合いは、自治会執行委員長及び書記長の線を通じて(副委員長は無期停学に処せられている。)行なう。
    - ハ. 事態を紛糾させるたて看板等は撤去すること。
 以上のことを、両学部長は、実質的に1時間の余裕を与えた後、学生に申し渡した。
3. 学生は、12時30分ごろ解散した。

## (2) 学生食堂問題をめぐる学生の動きについて(その2)

(昭和40年9月3日学部長より教官宛)

このことについて、9月2日の情況、特別委員会がとった処置及び9月6日の補導体制に関してきまつた事項について、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 情况及び情報

特別委員会は、午前9時30分に集合して、情報の交換等を行なった。

- (1) 9月1日午後7時のNHKテレビ・ニュースは、この日の学生集会において、9月6日、7日の両日にわたって、授業放棄を行なうことが決定された、と報道した。
- (2) 学生の学内における集団行動はみられなかった。
- (3) 別紙「1,500学友に訴える」及び「生協から組合員の皆さんへ」のチラシが出された。
- (4) 闘争委員を中核とする学生たちの態度は強硬である。停学処分を受けた学生及びその父兄のうちには、「この処分は、根拠がないから、撤回することができる。」ということ信じ込まされているものがある。こうした考えが、学生の処分撤回運動を激しいものになっている原因の一つと考えられる。

#### 2. 処 置

- (1) 学生は、朝、正門の内と外に、4枚の大看板を出した。  
学生にこれらのたて看板を撤去するよう注意したが、そのまま放置してあったので、特別委員及び教養部補導教官が事務職員をして撤去させた。
- (2) 停学処分を受けた学生について  
イ. 登校している学生の父兄に、補導教官から連絡して、注意を喚起した。  
ロ. 9月3日午前7時から8時30分ごろまで、特別委員5名、教養部教官2名が正門において、構内にはいろいろとする学生に自重を促し、構内にはいらないよう説得することに決定。

#### 3. 9月6日の補導体制

8月25日(水)全体教授会の決定に基づき、特別委員会は、授業が開始される9月6日の補導体制について、つぎのように審議決定したので、ご協力をお願いする。

- (1) 全教官に出勤・登校をお願いする。  
出勤時間 午前7時10分～8時
- (2) 全教官に補導の分担をお願いする。  
別紙「補導の分担」参照のこと。

#### (3) 控 室

イ. 本部及び移動班

第2会議室、学部長室

ロ. その他の教官

第1会議室

なお、報道関係の控室には、図書館長室を借用する。

- (4) 各分担の補導内容

イ. 補導の基本目標

授業が平常どおり行なわれるように努力する。

ロ. 本 部

連絡等に当る。

ハ. ピケがはられた場合

(イ) 各門の分担

一部の学生がピケをはり、授業を受けようとする学生が構内にはいるのを妨害する場合、妨害する学生を説得し、授業を受けようとする学生を勇気づけて、授業が受けられるように努力する。

(ロ) 授業のある教官は、平常どおり授業を行なう。

この際、始業時間を厳守し、学生が教室にこなくても、30分位は教室にとどまること。

(ハ) 移 動 班

各門及び授業の行なわれている教室の様子をみて必要に応じ、また連絡があった場合、応援・説得に当る。

ニ. 学生が許可なしに屋外で集会をもった場合

(イ) 集会が不法であること及び9月1日学生が集会をもとうとした際に学生に伝えた大学側の方針を全学生に知らせる。

「学生食堂問題をめぐる学生の動きについて」(その1)の(4)参照のこと。

(ロ) 教官全員が屋外に出て、集会の様子を観察する。

(ハ) 授業のある教官については、ピケがはられた場合と同じ。

ホ. クラブ等小グループの学生と話し合う機会があれば、この機会をとらえて、学生と話し合う。

(3) 学生食堂問題をめぐる学生の動きについて(その3)

(昭和40年9月5日学部長より教官宛)

このことについて、9月3日4日の情况及び特別委員会がとった処置等について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 9月3日の情況等について

(1) 特別委員会委員及び教養部関係教官は、停学の学生の登校をやめさせるために、午前7時ごろから10時ごろまで、正門守衛室に待機した。

これは、停学の学生が学内を紛糾させる活動に参加して、再度、懲戒されることのないように、学生を保護するためであり、また事態を收拾して、9月6日から、平常どおり授業が行なえるようにするためである。

(2) 自治会執行委員長は、「1日も早く大学生活と学生自治会の機能を正常化し、『学生会館』設立の要求を正しく具体的に解決しよう!」との声明書を発表した。

(3) 午後1時半ごろ、執行委員長及び書記長と闘争委員等とが、生協売店隣接の部屋において対立の気配をみせたので、至急、特別委員会委員及び補導教官が参集して、事態に対処するため待機した。

(4) 特別委員会(補導教官同席)は、このような事態に対処するための方法について検討した。

⑤ この日も特別委員会委員等は、停学の学生の説得に当たった。

⑥ 学部長会議

午後3時より開催 学生の動き等について、意見の交換が行なわれた。

(備考) 夜、教養部長から、停学の学生の取扱いについて電話連絡があった。

## 2. 9月4日の情况等について

(1) 特別委員会

9時30分より開催し、情報の交換及び分析を行なった。

② 自治会代議員会が開かれる予定になっているので、補導委員長は、代議員会議長に対して、会の運営等について注意を与えた。

③ 代議員会終了後(午後2時30分ごろ)、執行委員長と代議員会議長は、補導委員長につきのように要望してきた。

イ. 9月6日(月), 7日(火)

(イ) 平常どおり授業を受ける。

(ロ) 放課後等を使って、クラブ等で学館問題等について討議を行ないたい。

ロ. 9月8日(水)

学生大会を開きたいので、午後の授業をこれにあててほしい。

(4) 特別委員会(教養部補導委員及び学芸学部の補導教官同席)で、学生の要望を検討した結果、つぎのような結論に達した。

イ. この時点においては、自治会の正規の手続きによる学生大会であれば、これを開かせてもよい。

ロ. ただし、6日7日両日の学生の動き等によっては、いったん開催を認めても、これを取り消すことがある。

以上の趣旨で、学生大会の件を、6日の教授会に提案する。

(付)

### 特別委員会について

昭和40年8月25日全体教授会で設置することにきまってから9月4日までの特別委員会の活動の概略について、報告いたします。(詳細は、「学生食堂問題をめぐる学生の動きについて」その1, 2, 3を参照のこと。)この間、補導教官のご協力を得たことを申し添えます。

なお、8月25日以前の補導委員を中心とする活動については、8月25日の全体教授会で報告のとおりです。

### 記

#### 1. 昭和40年8月25日

(1) 情勢の分析

(2) 懲戒処分を受けた学生の説得

(3) 自治会執行委員長及び書記長に対して、自治会を正常の姿にたてなおすことを要望。

#### 2. 昭和40年8月26日

- (1) 情報の交換と情勢の分析
  - (2) 特別委員会内部での分担の決定
  - (3) 9月1日の同盟登校、総決起大会に対する補導方針についての検討
  - (4) 学部の管理についての検討
  - (5) 停学の学生の補導
3. 昭和40年8月31日
- (1) 学部長会議
  - (2) 情報の交換と情勢の分析
  - (3) 停学の学生の補導について検討
4. 昭和40年9月1日
- (1) 総決起大会（学生集会）に対する処置
  - (2) 屋外集会等起りうると考えられる学生の行動とその補導について検討
  - (3) 停学の学生の補導
5. 昭和40年9月2日
- (1) 情報の交換と情勢の分析
  - (2) 今後の補導について検討
  - (3) 停学の学生の補導
  - (4) 授業開始の9月6日の補導体制について検討・決定
6. 昭和40年9月3日
- (1) 情勢の分析
  - (2) 学生の対立激化の事態に対処する方法について検討
  - (3) 停学の学生の補導
  - (4) 学部長会議
7. 昭和40年9月4日
- (1) 学部長会議
  - (2) 情勢分析
  - (3) 自治会代議員会の決定について検討

## VI 関係告示その他

- (1) 学生諸君に告ぐ—学芸学部長・教養部長—（資料1）
- (2) 再び学生諸君に告ぐ—学芸学部長—（資料2）
- (3) 学生に与うる書—教養部長—（資料3）

（資料1）

### 学生諸君に告ぐ

今回、再三の補導勧告にもかかわらず、諸君がストを行ない学園の秩序を乱したことは甚だ遺憾である。理由の如何を問わずストライキのごとき行動に出るのは、諸君自らの手で大学の自治を破壊するものというべきで、大学としては断じて許すことのできぬものである。また、教授会の正式な回答を俟たず、ストライキに入るときは、あたかもスト

ライキを目途としているかの観さえある。

いうまでもなく、大学は学問の教授・研究の場であって、これを犯すことは、学問の研究並びに教授の自由を破壊し、大学の機能を停止するもので断じて許されない。大学に対して諸君が何らかの要求を持ち、その実現を求める場合にも、大学本来の使命を逸脱する過激な手段をとってはならないことは、学生諸君も十分承知していることと思う。

大学としても、諸君の要求を妥当と認めた場合は、法規と常識の許す限りにおいて、これが実現に誠意をもって努力するものである。学生諸君の中には、この教授会の真意を理解せず、あたかも不誠意であるかのごとく曲解し動揺する者もあるが、諸君は徒に不信の眼をもって見るがごとき言動を避け、相互信頼の上に立つ正常な話し合いの場が持てるよう努力すべきである。これをなくしては大学は大学本来の機能を喪失し、大学によせる国民の信頼と期待を裏切り、ひいては大学の自治を危くすることにもなりかねない。

学生諸君はこの点を十分理解し、目的のためには手段を選ばずといった、諸君自らの理性を否定するかのごとき言動のないよう切望してやまない。

大学はあくまでも諸君の大学生としての誇りと良識を信ずる。諸君の自重をかさねて要望する。

昭和40年7月8日

学 芸 学 部 長  
教 養 部 長

学 生 各 位

## (資 料 2)

### 再 び 学 生 諸 君 に 告 ぐ

今回、開学以来もっとも無謀かつ激烈なストライキによって、われわれの学園が攪乱されたことは、一大痛恨事である。しかも紛糾の事態は、いまだ必ずしも完全に消滅したとはいえない。

ここに、再び学生諸君の知性に訴え、諸君が良識をもって自らの行動を決定するよう切望してやまない。

#### ○大学の「生命」は何か

他からの干渉を受けることなく、自主的に研究し教授する自由こそ、まさしく大学の「生命」である。この自由がなければ、大学は形骸に化し、その存在理由を失うからである。

先人が幾多の困難を克服して守り育ててきた大学の「生命」を、われわれは、いま、ここで、教師といわず、学生といわず、一致団結して守り抜かななくてはならない。たとえ一時的にもせよ、大学の研究・教授の自由を奪うストライキのごとき行為は、大学の「生命」への挑戦である。

良識ある学生諸君。大学の「生命」を破滅に導こうとした一部学生の言動を、冷静に観察し、批判し、勇を鼓して、大学の「生命」を守るよう努力してもらいたい。

#### ○学生大会におけるストライキ決定は無効である

学生のなかには、学生大会はどんなことでも決議できると考え、またストライキは当然の権利であると思っているものがある。これは、学生の自治についての錯覚である。

いうまでもなく、自治とは、外部からの拘束によってではなく、自らが責任の主体となり、自らの意志によって計画し、行動することである。大学の自治は、究極的には、大学における研究と教授の自由を守るためのものである。大学の学則や諸規程や教授会の決定等は、すべて大学の自治行為の現われに他ならない。

大学は教育の場である。大学内で学生に自治活動を営ませるのは、学生諸君がそうした自治活動をとおして、自主的で、権利と義務とを兼ねわきまえた民主的な人間になることを期待しているからである。大学における学生の自治は、あくまで学則や諸規程等の範囲内における自治である。この域外に出た、しかも、大学の「生命」をそこなうごとき行動は、たとえそれが学生大会の決定に基づくとはいえ、自治の行動の名の下に、許容されるものではない。

もちろん、大学は、ことさらに、学生の自治活動を弾圧したり、これに掣肘を加えたりするものではない。

重ねて、学生諸君がその本分を自覚し、勇気をもって行動するよう切に望むものである。

#### ○大学は、処分撤回運動によって、学生の処分を撤回するであろうか

今回の悲しい、まことに不本意な処分は、大学の自由と自治を犯したのものに対するやむをえざる最少限の処置であった。

大学は、教授会において決定した学生の処分を、学生の撤回運動等によって撤回することは、絶対にありえない。大学が他からの圧力に屈して、教授会の決定をくつがえすようなことがあれば、それは、明らかに、大学の自治の自壊である。この際、事態の本質を冷静に認識して、事の本末を誤るようなことがあってはならない。万が一、無責任な扇動に乗って、重ねて大学の自由と自治とを侵害するようなことがあれば、再び反省を促さなければならなくなる。このようなことは、大学として痛恨この上もないことである。

学内に、「東学大、静大、長崎大は今年の闘争において、2週間～1カ月の長期ストライキ、同盟登校、ハンガースト等、又市民・父兄の支持で、処分撤回がなった。」と書いたチラシがまかされている。これは事実無根であり、そのような流言は善良な学生を惑わすばかりでなく、これらの大学にとって、まことに迷惑なことである。

#### ○知性を自由に働かせて、問題の解決を図るべきではないか

ストライキ等の力をもってではなく、知性の自由な働きによって、問題の解決を図ることこそ、大学に学ぶものの正しい態度というべきである。知性への信頼が失われるようなことは、大学においてはかりそめにも許されるべきことではない。あくまでも、冷静に話し合って、問題の解決を図らなくてはならない。

たとえば、一部の学生は、届出制は学生の自治権の侵害である等ときめつけ、この制度を力をもって破壊しようとしているが、この場合、大事なことは、まず届出制の真義がどこにあるかを認識することであり、つぎにこれまでの届出制に支障があり、難点があるとすれば、これらの支障の事実を、大学自治の原則に立って解明し、克服していくことである。

#### ○学部の特異性を考慮しなくてもよいか

学生にとって身近な学生寮や学生会館などの問題をめぐって、何等かのトラブルの起った大学の数は、国立大学で18にのぼっている。(朝日ジャーナル、諸新聞)今回の紛糾は、あながち、群馬大学だけに突発したものであるとはいえない。

われわれの大学においては、学生食堂建築の予算は措置されたが、いつ着工されるか目安さえたっていない現状において、しかも教授会の見解もまたずに、学生がストライキに突入した。このことは、全く無謀であり不可解である。他とのかかわりにおいてのみ問題を取り上げ、行動したとのそしりを免れないであろう。

この際、惹起された紛糾は、われわれの学部の特異性に即しても、合理的に処理することが大切である。学部の特殊状況において、行動を、それがもたらすであろうあらゆる可能性を考慮した上で、決定するだけの慎重さを欠くことがあってはならない。このような慎重さを欠く行動は、盲動であり、真に勇気のある行動ではない。

手近かなことで、教養部と比較して、まず気づくわれわれの学部の特異性として、教育実習をあげることができる。9月9日から11日までの間に教生手続きを終了する。11日にオリエンテーション。9月27日から10月9日まで第2次教育実習。この実習期間の変更は、絶対に不可能であるといつてよい。もしも、本年度の実習が行なわれず、その分を来年度分と一緒に実施するとすれば、解決の至難な問題に当面する。実習の前に、期末試験やその繰上試験が日程に組まれている。実に行事が立て込んでいるのである。この間において、万が一、紛糾が行事の進行をはばむようなことがあれば、その影響するところは極めて大きい。紛糾がもたらす破局的ともいえる事態は、教官と学生とが一致協力して絶対に回避しなくてはならない。

#### ○声なき声に耳を傾けよ

今日の大学は、学問研究の場であり、真理探求の場であるとともに、専門家的職業人の教育の場でもある。大学あっては、専門家的職業人の教育は学問研究の基礎から行なわれるべきはいうまでもない。

したがって、社会への消極的で安易な適応は、大学教育の意図するところではないが、他面、専門家的職業人を志すものは、独善に落ち入ることなく、謙虚に社会の声なき声に耳を傾け、自主的に自ら規律することが必要である。

今回のストライキについては、新聞やテレビで広く報道された。学生食堂の建築が学内紛糾の原因となるということであれば、建築の予算が取り上げられ、建築が不可能になる恐れはないとはいえない。学生の福利厚生上好ましくない結果を招くことは、恐らく、大多数の学生諸君の望むところではないであろう。

わたくしは、われわれの学園の危機に際し、学生諸君の知性と良識と勇気とに信頼し、かつ、諸君の自重を心から期待している。

昭和40年8月10日

群馬大学学芸学部長



### (資料 3)

## 学生に与える書

教養部長

### 数々の誤解について

コミュニケーションの不足から個人と個人の間、個人と集団、集団と集団との間に多くの誤解と疑いが起り、その誤解と疑いから色々の不幸と不祥事が生れる。これは、人生と社会生活の避けがたい宿命であろうか。私はその宿命を悲しむ。今回の事件の経過においても多くの誤解が学生側にあったようである。その連続する誤解が事件をいよいよ大きくしたとも考えられるので、主として「学生会館再建審議会」が出したピラをもとにしてその誤解を積いでいきたい。(以下 No. はそのピラの番号である。)

No. 3 「学校当局、いや文部省の方針は、学生の自治権を全く剥奪し、学問の自由をふみにじり、教授のいや資本家の言うなりになる、いわば優等生的な人間を造るというような反動的な方向に走っているのである」とあるが、これほど事実と反する言葉はあるまい。

学校当局や文部省が学生の自治権をすべて剥奪したり、学問の自由をふみにじるような方向に走ったことが一度でもあったらどうか。現代の大学生は生活と学問の完全な自由を享受している。それどころか余りにも自由がありすぎるために反対を求める人間の心理から弾圧されたり、自治権を剥奪されるように妄想したくなるのかもしれない。学校当局は権力者としてではなく、教育者として親心をもって学生に臨んでいるのだから、弾圧するとか、自由や自治権を剥奪しようとか夢にも考えたことはない。学生は学校当局の愛情を知らない。昨年、学生の熱望を受け入れて生協の設立を認めたのも学校当局の親心の現われである。さらにその生協に貸した旧学生会館が焼失したので、学生達の不便を思い、ホール再建のために尽力したのも学校当局の親心の現われではないか。しかしそのホールが出来もしないうちから、ストライキ騒ぎまでやりだすというのでは、親の心子知らずの甚しきもので言語道断というほかはない。

その後出されたピラにも「学校側のわれわれの自治活動への弾圧」とか自治権の剥奪ということがくり返し言われているが、これも学校側の親心を知らず事実を甚しくゆがめる者の言葉であることに変わりはない。また No. 23 にはストライキの翌日「学校側は学校閉鎖により一層の攻撃を加えて来た」とあるが、これも大変な誤解である。学生があのように興奮している雰囲気では授業を続ければ学生はまたストライキをやるかもしれないし、そうすればまた犠牲者がふえることを心配する親心から止むなく休講の措置をとったのである。夏休みを13日に繰り上げたのも同じ趣旨からである。処分を発表してから両学部長はそれぞれの学部の学生を別々の教室に集めて訓戒することを学生代表に告げたが学生は分れることを承知せず、逆に「分裂作戦反対」を叫びながらデモを行なったが、両学部長は「学生の分裂」などは全く考えていなかった。他学部の学生に訓戒するのは越権行為だから自分の管理する学生だけを集めなければならなかったのである。それも団交や話し合いではなく教えるということであった。学部長は資本家や権力者ではなく教えることを職分とする教育者であるからである。

また処分された学生の父兄に電報を打ったのもピラでいう「父兄の切崩し」ではない。処分された学生が自宅に謹慎しないで相変らず多くの学生達の指導を続けるならば、更にその学生の処罰が重くなってゆゆしき事態になることを深く憂える教師の親心から父兄の親心に慰めるために打たれた電報であった。

### 数々のデマと虚報について

1. ピラに合同教授会が開かれるようなことが書いてあるが、この度の事件について合同教授会が開かれたことは一度もない。それぞれの教授会はそのそれぞれの教授会規程によって成立しているので、合同教授会を開く規程はどの教授会にもないからである。教授会は常に規程に従って運営されている。

処分のことは教授会規程と学則によって審議され、全員一致をもって決定されたのであって、学生のデマに伝えるような票決したとか、10票差で決まったとかいうことは絶対にない。

1. ピラに東京学芸大学で処分が撤回されたと言い、また静岡大学でも撤回されたというデマが飛んでいるが、直接その2大学に問合せた所これも事実無根であることが分った。

1. 7月9日のピラに「学友代表100名が教養部長と団交を行った」とあるが、私が会ったのは最初10数名か20名、後で10名位の学生であった。100名というのは著しく誇張されて事実と全く違っている。そしてそれも団交というので

はなく話し合いであった。ビラには学生数その他について誇大記事と思われるものが散見された。

1. 学生が唱えた最大のデマは「不当処分」ということである。2回にわたってストライキを行い、大学の秩序を極悪な方法で乱した者が処分されるのは当然であり、処分されなければそれこそ不当というのが常識ではないか。しかもそのストライキには理由というべきものは一向に見当たらない。まだ設計すらも出来ていないホールについて3項目の要求を掲げ、その1項でも認められなければストライキをもって闘うことを7月1日の学生大会で決議し、学校当局の正式の回答を待たずしてストライキをしたのである。ストライキをするほどの理由はどこにもない、これは全く名分の立たないストだというのが世人の批評である。

#### 学生自治会幹部の重大なる誤謬について

1. 大学は教育と学術研究の府である。然るに自治会の幹部諸君は大学を政治闘争と労働運動の場と考えているかに見える。大学当局は常に親心をもって学生に対してにもかかわらず、幹部諸君は弾圧とか自治権の剝奪とか称して「闘争」を呼び、「団交」、「ストライキ権の確立」などと言うのは見当違いも甚だしいといわなければならない。彼らは学校側を敵視し、大学当局が権力をもって学生を支配するものと考えているが、これは事実を完全に歪めているばかりでなく、大学と教育の本質を無視するも甚だしい言動と断ぜざるを得ない。学校側を圧迫する者、又は支配者、学生側を被圧迫者又は被支配者と見るのは国家権力対人民、資本家対労働者の対立抗争を妄想する共産主義者の人間観、社会観と全く同じで、自分達の勉学と修業の場である大学をこのように考える人々は素直でないというか、ひねくれているというか、私はそういう学生の心事を心から悲しむ。学園とは師弟間の敬愛の情と学問研究への熱情にみちみちている所であって、政治闘争や労働運動の場ではない。しかしどうしても政治闘争や労働運動がしたかったら学園の外に出てやってもらいたい。大学は労働運動やストライキは一切認めない。弾圧、闘争、団交、ストライキ等は大学では通用しない言葉である。
1. 大学の教育と研究の自由を守るために大学の自治と秩序を保つことが必要になる。然るに自治会の執行委員会と学生会館闘争委員会とは一部の学生を指導して2回にわたってストライキを行ない、みずから大学の自治と自由をふみにじり、極悪の方法によって大学の秩序を乱したのである。全教官と大多数の学生の教育と研究への自由意志を、校門を閉鎖することによって踏みにじり、甚だしきは講義の行なわれている教室に20名近い学生が乱入して聴講している学生を無理矢理に連れ出すという暴力行為によって完全に妨害したのである。これは学園における一種の暴力革命的な行為で、正に前代未聞大学の歴史に拭うべからざる汚点を残した。このような暴挙を敢えて実行しかつ指導した自治会執行部と学生会館闘争委員会の責任は重大にしてその罪は最も深い。この理由によって彼らが処分されたのは当然すぎるほど当然であって、断じて「不当処分」ではない。
1. 教育と研究を自由に行なうには大学内の秩序と安静が必要となる。それにもかかわらず自治会の幹部は傍若無人、連日マイクで絶叫しつづけて学園を喧噪の巷と化して憚らない。他人の蒙る迷惑などは全く考えないのか、その無神経ぶりには驚く外はない。しかも彼らは普通の人間の美感と道徳感情を著しく害するような立看板を何枚も校庭に立て、ポスター、ビラを校舎に貼りめぐらすのである。健全なるべき学生の感覚と感情はかくも麻痺したのかと心ある人は嘆いている。学園の秩序と美化の見地から深く反省して、この三つの事は今後是非とも改めてもらいたい。
1. 本当の学生会館は移転した暁に出来ることになっているので、この度予定された施設は教職員と学生の福利厚生のためのホールのようなものであった。それを自治会の活動家諸君は「学生会館」と称し、その自称「学生会館」についての「闘争委員会」を作り、3項目の要望を掲げ、「それを闘い取ることを宣言し、もしその1項目でも認められなければストライキに入ることを学生大会で決議した。その間両学部合同の補導委員会は法規の許す範囲内で出来るだけ学生の要望を入れようとしていたが、学芸学部の教授会の開催がおくれたのは学校側に誠意がないからだと言いつつ7月3日突如としてストライキに入ったのである。学芸学部当局の3項目についての正式な見解を聞く前にストライキに入ったのは自治会幹部の第一の重大なる誤りであった。教授会の開催がおくれたということは、ストライキの理由にはならない。つまり理由なきストライキをあえて行なった。これは第二の重大なる誤りである。忌憚なくいえばストライキは、自治会幹部の予定の行動、彼らのいわゆる「スケジュール闘争」の一環であった。7月1日の学生大会で予め決定されていたのである。しかもこれがまだ出来てもない「学生会館」についての騒ぎだから「学生がストライキをやった理由が分からない」という世論が多いのは当然である。

## 大学の方針

1. 目的と理由の如何を問わずストライキは認めない。これに違反してストライキをくり返した続ける者は断乎処分する。
1. 従って処分は撤回しない。そもそも学生の懲戒は軽々しく行なわれるものではなく、学生が著しくその本分を逸脱した場合に、教授会で慎重審議して全員一致で決定されたのであるから処分を撤回すれば、教授会は自らその機能を否認することになる。
1. 国法に遡うことは国民の最大の義務である。従って国民としての自由と基本的人権とは国法の範囲内にあるのであって、無制限の自由や人権は存在しない。それと同じように群馬大学の教官と学生は群馬大学の学則に遡うことによってそれぞれの職分と本分を守っているのであって、どういふことをしてもよいとか、無制限の自由とかいふことは勿論ない。諸君は入学式の日学則に遡うことを宣誓して入学を許されたはずである。諸君は誓約を守る義務がある。違法の精神こそは学生々活の基本原則といえよう。

## 学生運動家の実態

本学で起ったと同じような事件は相前後して全国国公立約30の大学で起っているという。従ってわれわれはこの労働運動風の学生運動が似たような背景をもって全国的な規模で行なわれていることを確認している。更に昭和45年（日米安保条約改訂の年）を目ざして日本と極東の政治情勢を一挙に転換しようと狙っている政治的勢力と結んだ一つの準備行動と見る人さえある。

その政治的野望の故に彼らは学生会館の管理権、運営権の獲得を目ざし、先ず「運営を完全に学生の手へ委ねよ」と強要する。然るに「学生会館」も国の施設であるから、その管理運営は国有財産法により文部大臣が大蔵大臣の委任を受け、更に学長が文部大臣の委任を受けて代行することに定められている。そして管理権は必然的に運営権を含むのであるから、「運営を完全に学生の手へ委ねる」ことは第一に違法であり、第二に実質に管理権をも学生に与えることにもなるのである。運営については学校側は学生とほぼ同数の委員を出して運営委員会を作ろうという所まで譲歩している。全国どこの国立大学でも学生会館の管理と運営はすべて大学側にあることは周知の通りである。この事実を知っているが学生はそれには応じない。甘やかされた駄馬ッ子が興奮して無理難題をがむしゃらに押し通そうというのが自治会幹部のやり方である。

活動家といえどもわれわれの教える学生だから純真な青年と信じたいのであるが、彼らはその期待を裏切るように見える。彼らは連日連夜戦術会議を開いて、そのスケジュール闘争を練りに練る。戦術と謀略と宣伝こそは彼らの生命である。彼らは学問研究に情熱を燃やす学生というよりはむしろ一かどの政治家の風貌を見せる。時代の流れ、人間の傾向の違いとはいいながら教育と学問研究の府にこのような学生の集団が連綿として相次ぎ学生自治会を支配している実状を私は大学のために、また全学生のために心から嘆き悲しむものである。

彼らは立看板とポスターとビラを毎日出し、また長時間マイクで入れ代りアゲ演説をぶち、誇大な、時に事実を曲げて宣伝（実にやかましい）して学校への非難攻撃を執拗にくり返す。そして少数の補導委員の先生と話し合いをするときは多数の代表を出し、更に室内外を多数の学生が包囲して、実に暴慢無礼な態度で先生を難詰する。またストライキの日には、多数の学生（正門は100名を越すこともある）が手を組み合って3つの門に強硬なピケを張り、学園を占領して、授業を受けたくて出て来た善良な学生を追い返し、教職員を僅に傍門から入れる。そして少数の者が教室を見て回って、1、2名の学生相手にでも授業が行なわれていると、何十名という学生が教室に乱入闖入して、1人の善良な学生を包囲し、詰問し、無理矢理に引張り出す。学生大会でもクラブ集会でも、反対する学生は多数の力でもって押さえつけて、グウの音も出なくする。これは自由を重んじ、教えをうけ、学問を研究するという学生の態度ではなく、いわゆる「実力行使」と称して、多数の暴力を揮う所の労働組合や、反対党のやり方、或いは周到に組織されたモップの暴力とでもいいたいようなものである。このような学生によってこの度の事件は連日起きられ、且つ進められたのである。その暴状暴動については、これでもまだその輪郭を描いた程度にとどまる。

このような学生が自治会の名において行動し、自治会を支配している。しかしこのような学生の存在を許すか否かは群馬大学の全教官と全学生の責任において考えなければならない。

外の大学の話しを聞いても全く同じような要望事項を掲げ、同じような戦術と方法と態度をもってストライキが行なわれているようである。従ってこれは1つの勢力の中心から出る政治的意志によって、全国的な組織と連帯において行なわれていること、更にこの動きの空間と時間と人間集団への拡がりとは波及を考えれば誠にゆゆしきことといわねばな

らぬ。

## 学生への要望

### 1. 自主性を持つ

この度の事件の中心となって活動した学生でも個人的に会って話すとやはり彼も人の子、いかにも人間的な面を見せるものである。だから我々も教え子としては彼らを憎めない。親や友人としてはなおさらそうであろう。父兄の方は「あの子がそんなに間違っただけを言ったりしたりすることはないはずだ」とわが子を信頼しておられるかもしれない。しかしこの愛すべき学生が集団の中へ入るとガラリと人間が変わって暴慢無礼になり、多数の暴力を行使しつづける。ここに私は現代学生の二重人格性と無道徳、そして自主性のなさを見る。青年は自己中心的主観的で、まだ学問と人生の経験に乏しい。「人生と学問は思いやりだ」とは私の最も尊敬する大学者の言葉であるが青年学生にその「思いやり」が足りない。自分がこういえば、相手に又多数の第三者にどのような迷惑をかけるか、他人の善意好意に報いるに暴をもってする結果にならないかどうかを常に即座に判断して行動すべきである。

みだりに他人に附和雷同することなく、また外からの力や意志に動かされ、屈伏するのではなく、事の是非善悪を自主的に判断し、自らの責任において行動せよ。そして自分の行動の結果についてはその成敗の如何に拘らず、深く責任をとるべきである。自分の行動と精神生活における自主性の確立こそは諸君の人生修業と学問研究の眼目でなければならない。

#### 1. 現在の自治会のあり方と動きを反省検討する必要がある

右にせよ左にせよ政治的な力や意志を大学に入れてはならない。大学の命とする教育と学問研究の自由を確保するためにこそ大学の自治は必要とされる。その大学の自治は一たび政治的意志が介入するとき大きく侵害されるのである。しかるに自治会の幹部諸君は従来一貫して政治的に偏向した政治闘争、労働運動を続けて来ている。これが大学の自由と自治を甚だしく害することはこの度の事件が大きく示したところである。このような行き方をする自治会の幹部を一般の学生諸君は支持し信頼するのであるか。今や学生自治会は全体として反省する必要がある。

名は自治会と称しながら実は他治会になっているのである。外部の政治的意志に動かされて過激な行動をとる集団には自治も自主性もない。自治会は自治の実を回復するために大きく転回しなければならない。

#### 1. 言葉を正すことが必要である

「言語は君子の枢機なり」とは前賢の至言である。言葉は心の、思想精神の表現であるから心即ち言葉である。従って他人の用語を借用すれば自分の心、思想精神が他に同化される。自治会の活動家諸君はマイクによる演説と立看板とピラの文章に弾圧、闘争、団交、ストライキ権その他労働組合の使う言葉を盛んに使っているが、このような言葉を大学内で使うのは誤っている。大学は資本家と労働者のような対立関係にはなく、教職員学生一丸となつての教育と学問研究を本質とするからである。教官は親心をもって学生を教え導くことを使命とし、学生は師父に対する敬愛の念をもって教をうける立場にある。そこに教える者と教えられる者との親愛関係が成り立つ。これによつてはじめて大学の秩序が生まれる。このような師弟の親愛関係、大学の秩序にかなった正しい言葉を遣うことを念すべきである。自主性なしに他人の言葉を乱用してはならない。教える者も教えられる者も等しく労働者でなく君子であるからである。君子とは国において重い使命を担った人間を意味する。

#### 1. 大学当局教官は親心をもって学生に臨んでいる

大学当局と教官は権力者としてではなく親心をもって学生に対しての。教育者にもし教権ありとするならばそれは、教える者としての権威、精神の尊厳なることを知る者によつてのみ認められる精神的な権威である。しかしこの権威は人生と社会の物質的な幸福のみを考える唯物史観の信者には認められないであろう。

くりかえしいう。学校当局は学生を弾圧しようとか、学生の自治権を剥奪しようとは夢にも考えたことはない。それどころか学生が学生らしく勉強し、旺盛な知識慾を燃やして學術の蘊奥に迫ってゆくことを望んでいる。しかしこの愛情は甘い愛情ではなく諸君を徹底的に鍛えようという厳しい愛情、即ち厳愛である。従つてこの度の事件のように学生の或る者が重大な過ちを犯した場合は厳重に処分する。しかし処分はあくまでその学生の反省を促して過ちを悔い改めさせようとの親心から行なわれた処分である。要するに学校当局、教官側と学生側との相互の思いやりと愛情の交流によつて学園の教育的学究的な雰囲気生まれる。このような親心、愛情をもって学生に臨んでいる学校当局、教授会を、自治会の幹部諸君のように誹謗し、敵視することがいかに不当であり、いかに誤っているかはいうまでもない。

## 1. 道義の確立

この度の事件では参加した学生の人間的な欠陥、弱点だけが目立った。教室で相対しているときは物わりのよい好學生であるのに、ストライキ學生の集団の中にあると、物の道理も礼儀も弁まえない衆愚と化してしまうのである。この度の事件の間じゅう私は、こんな學生がわれわれの教え子か、こんな學生をわれわれは教えなくてはならないのかと、秘々情なくなり、世間に対して心から恥かしく思った。労働組合のように街頭デモや宣伝までやって大学と自分の恥を天下に曝して得意になっているのだから始末におえない。指導されてもされなくても二度とああいふ醜態をくりかえしてはならない。今後もしあれをくりかえすならば諸君はいよいよ物笑の種になり、世の人々の輕侮を招くであろう。

恥を知ることは人間生活の始終である。恥を知ることは自己の行為に責任をとり、自尊心をもつということである。諸君は君子としての、群馬大學生としての、自尊心をもたなくてはならない。自尊心のある學生ならば先生に対して失礼な態度をとったり、物の道理の分らぬ要求をしたり、ストライキやデモをやって世の笑物の種となるようなことはしない。天上天下唯我独尊の自覚が聖人の宗教的・道徳的生活の第一歩であった。聖人とは最高の人間像である。そしてこの自尊心のゆえに釈迦は最大の他尊心をもつ人となったのである。恥を知って自分を尊重する人間だけが人に尊重される。そして自尊心を持つ人間は他人をも尊重するのである。諸君は礼儀を弁まえ、正しい言葉を遣う品格高き學生でなければならぬ。

### 1. 教養部は人間形成の場である

教養部の第1回の入學生として諸君は特に期待をかけられていた。その諸君がこの度の事件で教養部の歴史の第1頁を汚したのだから遺憾とも残念ともいいようがない。独自の敷地も校舎もなく、学芸学部のそれを借りてやっているという現状がこの度の事件の誘因の一つといえないこともないと思うと、私は諸君に対して申訳ない気持ち一杯である。

全国72の国立大学の中教養部のある大学は約20、その中で3学部の大学で教養部が出来たのは群馬大学をもって嚆矢とする。教養部の設立によって群馬大学の格が一段と上り、群馬大学は4学部の大学となったのである。近くまた色々の学部、学科が増設されて、北関東随一の大学、地方大学のモデルスクールの名と実を持つようになるであろう。群馬大学にも教養部にも洋々たる未来がある。

現在の社会が大学に求めているのは、専門知識をもつスペシャリストだけではなく、広く深い学識と独自の信念と見識と、そして豊かな人間性をもつ人間、理想的にいえば、学術と芸術と宗教と道徳の四事を一身に總持する人格、いわばゼネラリストの養成である。勿論このような人間は一朝一夕に出来るものではなく、生涯を貫いて変ることなき自己形成への熱意によってのみ作られる。自己の人間像の形成はかくて芸術となる。「自分の存在のピラミットを雲表高く聳え立たせたいという一念は私は片時も忘れることができない。……………自分を鍛えに鍛えて純金のように純粋な人間になろう。」という若きゲーテの手紙の一節をここに引用する。教養部とは諸君のそのような自己形成、人間修業への一念を發起させる場所である。この精神をもって諸君は群馬大学教養部の伝統と学風の創始者と成る。諸君の使命は重い。そして使命感をもって生きる者はその言行を慎むものである。（「自治会を分断して弱体化するために、学内の反動勢力が教養部を作った」などといえ、その不見識と偏狹を人に笑われるだけである。）（昭和40.8.19）

## 10. 東山地区中央食堂の生協退去について

名古屋大学  
(37. 4. 13)

### 1. 時 期

昭和37年1月～4月中旬

### 2. 問題の概要

- (1) 当時の東山地区の集結状況  
法，経，理，工学部，教養部の一部（文科系）……………学生約3,500名  
環境医学研究所，プラズマ研究所
- (2) 昭和37年3月までの東山地区学生食堂の状況  
（注 以下「生協」は名古屋大学消費生活協同組合を指し，法人化は36年3月17日）  
第1食堂（業者 浅野経営）—木造  
第2 # （生協 # ）—バラック，老朽，不衛生  
中央 # （生協 # ）—比較的新しい木造
- (3) 昭和37年4月1日からの大学の東山地区食堂計画決定（37.2.20）  
第1食堂—そのまま存続  
第2 # —廃止  
中央 # —経営者を業者ユニオンへ  
学生会館 # —第2と中央の生協をうつして経営させる
- (4) 生協はこの大学の決定を承知せず，組合員である学生の反対運動（反対署名，学生大会等），生協ニュース（中央，会館食堂）配布，職組の抗議運動を起こして中央食堂を退去せず，学生会館食堂の経営は行なうと主張，3月31日を過ぎても頑張っていた。

### 3. 問題解決までの経過

- (1) 食堂経営者を決定する原案作成を担当した厚生施設小委員会（本部学生生活委員会の専門委員会）から本部学生生活委員会へ問題解決の場をうつし，3月中旬から4月中旬までの1月間に4回（3.15，3.27，4.6，4.16）にわたって随時委員会を開催，学生，生協の要望を検討して大学の最終的方針をうち出した。
- (2) 学部長会も4月9日，4月13日の2回にわたって長時間真剣に討議を重ね，本部学生生活委員会の方針を支持した。
- (3) 当時の生協の教官理事は大学の方針をよく理解し，学生理事の説得につとめ，学生部長，学長と再三協議し，大学全体の大局的立場にたって問題解決に努力した。
- (4) 全国生協連の専務理事が来名，学生部から大学の方針をきき，名大生協の学生理事をむしろ説得して解決へ近づけた。
- (5) 学長の退去命令を出すことと，万一生協がその命令に従わない場合は責任者を処分する意志をかためたこと，全学生へ向けて大学の真意を伝える文書（「東山地区食堂の諸問題」37.4.1 学生部）の配布等

によって、4月13日の夜12時にいたる生協理事会の結論は「大学の方針に従う」ことになって、問題は解決した。

#### 4. 大学配布の文書

学生自治会、生協側からひんばんに配布された、歪曲宣伝文書に対して、大学から配布した文書は、慎重な検討を重ねてあくまでも客観的な事実にもとづく経過を知らせて学生の冷静な判断をうながすようにしたものであった。(資料)

この文書については3月末より数回にわたり、学生部内、本部学生生活委員会、学部長会の検討を経て完成し、4月11日に印刷した5,000部を各学部、教養部の学生と一部の教職員へ配布した。

(資料)

### 東山地区食堂の諸問題

(中央食堂をめぐる)

昭和37.4.1 学生部

#### I 昭和35年9月、中央食堂の経営者が生協に決定した経過概要

当時工学部構内に新設中であった中央食堂の経営者の決定については、昭和35年4月19日の本部生活委員会において初めて論議されたが、ついで同年6月21日の本部生活委員会では中央食堂利用について最も関係の深い東山地区4学部教授会の意向にもとづいて決定することに決った。その関係4学部から出された意見は次のとおりであった。

1. 管理組織を確立した上で、今回は生協、……………が1学部
2. 「きれいで、うまくて安い」ならば、特別に指定しない、ただし生協は従来の実績から期待が困難、オリエンタル中村という考えもある……………が1学部
3. 監督を厳重にし、独占化させないという条件で、生協……………が1学部
4. 特に建物を提供した工学部教授会の意向は次のとおりであった。
  - イ. 開設後5カ年以内で閉鎖すること。
  - ロ. 建物転用により工学部に不便を与えないこと。
  - ハ. 大学が管理し、気品高い雰囲気を保つこと。
  - ニ. 臭気、汚物の処理を充分にすること。
  - ホ. その他工学部が管理上必要と認め申し入れる事項を厳守すること。

以上の報告にもとづき、本部生活委員会の専門委員会である厚生施設小委員会は、具体的な検討をし、本部生活委員会に報告したがその結果同年9月13日の本部生活委員会において、中央食堂の経営については、関係4学部の意見は積極的であったとはいえないが、よく注意してやらせるということで、生協経営が承認された。その際特に厳守するように決議された使用条件は別に示すとおりである。

生協からは同年9月16日総長宛中央食堂使用許可申請書が提出されたが、その申請書に付記された主なる事項は次のとおりであった。

- ① 中央食堂の管理運営については、大学の指示命令に従う。
- ② 利用者の運営参加を通じて、その希望意見を日常的に反映させる。
- ③ 事業の実状の定期公開

なお以上の申請書に生協が添付して提出した「中央食堂事業計画案」という文書には、生協経営に対する信頼の基礎として、実践すべき基本的な方向として次のことが記されていた。

- ① 従来から批判のあった従業員の接客態度の悪さに見られる悪習慣の克服、指導。
- ② 従業員の衛生思想の徹底衛生管理の充実。
- ③ 定期、随時利用者懇談会を開き、運営の方向を的確にする。
- ④ 経営の実状公開。

更に以上のことについて「充分努力することができなければ、業者と同一視される傾向をうみ、それを生協への無理

解という言葉によって断定することは許されない」と記されていた。

昭和35年10月5日付総長から生協に対し中央食堂の建物使用許可書が交付されたが、同時に学生部長名をもって、同年9月13日の本部生活委員会の決定にもとづく下記使用条件および管理内規を交付した。

#### 中央食堂の使用条件

- (1) 食堂の管理は、国有財産法の決定にもとづくもののほか、食堂管理委員会の管理監督をうける。
- (2) 食堂は防火防災については、協会にもとづく国有財産監守者の指示に従い、取締責任者を定め常時監守を怠らないものとする。
- (3) 食品衛生については、関係法令（注、食品衛生法等）を遵守し、特に防疫に注意する。
- (4) 食堂の内外は常に清潔にし、美化につとめる。
- (5) 食堂の管理委員会が食堂運営上必要と認めたもののほか、食堂の内外において掲示、張紙などをすること、宣伝ビラ等の配布をすること、喧騒な行為をすること、および集会に使用し、又は使用させることは固く禁止する。
- (6) 食堂の使用者は従業員の異動の都度、その氏名、履歴事項、健康診断等を文書により学生部厚生課まで報告する。
- (7) 食堂の使用者は、その従業員の過失、その他の一般行為について全責任を負うものとする。
- (8) 食堂の設備、経営内容、食品の価格、食品の品質、栄養、味覚等については、別に定める食堂運営委員会の議に従うものとする。

#### 10月5日付生協に交付された中央食堂の建物等使用許可書の概要

- (1) 使用物件 不老町所在の建物24号99.5坪のうち21.56坪（注、ホールを除く部分）を使用させる。
- (2) 指定用途 (1)の物件を食堂調理室および喫茶調理場の用に供する。
- (3) 使用期間 昭和35年10月1日から昭和36年3月31日まで、ただし大学より別段の意志表示のない限り更新することができる。
- (4) 経費の負担 使用物件の維持保存のため、通常必要とする経費、電話料、暖房、電気、ガスおよび水道の諸設備の使用料を使用者が負担する。
- (5) 使用上の制限 指定用途以外に使用しない。
- (6) 転貸等の禁止。
- (7) 使用許可の取消変更 ①許可条件に違反したとき ②大学が使用物件を必要とするとき。
- (8) 損害賠償 使用物件の滅失、き損、許可書の義務不履行による場合、損害賠償をさせることがある。
- (9) 有益費等の請求権の放棄 使用許可の取消の場合使用物件に投じた有益費、修繕費、その他の費用は請求できない。
- (10) 使用物件について 総長は随時実地調査、所要の報告指示ができる。
- (11) 疑義の決定 使用物件についての疑義はすべて総長が決定する。
- (12) この諸条件以外の本学の指示、食堂管理委員会の決定を遵守する。  
（注、管理内規は省略）

#### Ⅱ 現在問題になっている学生会館食堂開設に伴う中央食堂経営者の決定経過概要

昭和36年6月22日の本部生活委員会において初めて学生会館食堂の経営者について検討されたがつづいて同年9月26日の本部生活委員会ではその検討を厚生施設小委員会に付託することが決まった。厚生施設小委員会は同年10月10日（第1回）同月19日（第2回）と続いて開かれたが、同小委員会では従来から取沙汰されてきたいわゆる東山地区食堂3カ所案、現状および将来にわたる東山地区の学生数、職員数、その給食数、その他現有施設等の状況を仔細に検討したが、当面する問題として学生会館食堂および既設食堂について審議した結果次の結論に達した。

- (1) 東山地区の食堂は最終的には一つの経営者に独占させないこと。（注、昭和35年度の決定）
- (2) 差し当って学生会館食堂の経営については、多数意見として「第2食堂と中央食堂を併せて学生会館食堂に移転させる、第2食堂は用途廃止、中央食堂は工学部からの借用期間が短いので、しかるべき業者に経営させる。（以上A案）」が出されたが、そのほかA、B、C、Dの少数意見もあった。

以上のA、B、C、Dの小委員会等をめぐって各学部の意見に従いながら10月31日、11月21日と2回にわたって本部生活委員会において審議したが、その結果D案を除き検討する案を次の3案に整理し、各学部で更に検討を加えることになった。

A案 会館食堂は生協 中央食堂は業者（第2食堂は廃止）



B案 会館食堂は生協 中央食堂も生協（上に同じ）

C案 会館食堂は業者 中央食堂は生協（上に同じ）

（注、除外したD案は会館も中央も業者経営とする内容であった）

同年12月19日の本部生活委員会に報告された各学部の意見は次のとおりとなった。

①A案賛成——6学部 ②独占は好ましくない又は不可——3学部（このうち1学部からは第2食堂を存続させるという補足意見があった）

以上の結果厚生施設小委員会がA案をもって生協代表者と話し合うことをきめた。

本部生活委員会の決定により、同年12月27日厚生施設小委員会（学生部からは次長外2名）は生協理事長（生協からはS専務理事のほか、T、H常任理事（以上学生））と会見し、委員長から生協理事長にA案を説明したところ、生協理事長からは ①会館食堂は引き受けることができること ②中央食堂をしかるべき業者に経営させることについては、その候補者の一つとして生協も考えてほしい（いわゆる白紙還元）旨の意見が出されたので、委員長は②については生活委員会にお願いすると述べ、会見を終えた。

翌37年1月9日にいって生協理事長から生活委員会に次のような概要の文書が出された。

- ① 会館食堂はいつからでも責任をもって引き受ける用意がある。
  - ② 中央食堂の経営の白紙還元ということについては、それがもし全学の食堂施設の再検討という立場からであるならば全く異論がない。
  - ③ しかし生協が「まずい」とか「能力がない」という理由で、その経営を云々することは全く納得できない。
- 同日開かれた生活委員会で以上の生協からの文書を検討したが、その結果次の方針を決定した。
- ① 会館食堂は生協経営に決定する。
  - ② 中央食堂は他大学の実状調査をし業者経営の方針を推進する。
  - ③ 業者経営が困難な場合は白紙還元して改めて検討する。

つづいて開かれた1月23日の本部生活委員会では、他大学の実状調査等により候補者としてあげたオリエンタル中村、名鉄、森永、ミカド食堂のほかに候補者として生協と浅野（第1食堂経営者）を加えることが決定し、2月6日の生活委員会では、生協、浅野を除く4つの業者からそれぞれ、中央食堂の規模の狭小さ、従業員難から引き受けられない事情の報告があったので、改めて生協、浅野にユニオンを加えて選考することになった。厚生施設小委員会（第3回）は以上の決定にもとづき3候補についてアンケートによる調査、最近3カ月の給食状況などの調査を参考として考慮した上で、2月19日小委員会を開催し、慎重に検討した結果、特定の業者に食堂を独占させないという従来の方針を前提として、①生協については、35年度使用許可をうけた際の使用条件を守らなかったこと（前記中央食堂使用条件のうち、(3)の食品衛生に関すること（参考資料1参照）(4)の清潔美化について、(5)の張紙、掲示、ビラ、集会に関する違反、(6)従業員の異動報告のこと）から、②浅野については、衛生面と経営規模の点からそれぞれ不相当とし、③ユニオンについては学内食堂の経験はないが、市内千種区で食品衛生法にもとづく営業をしていること学内への配置給食等も相当行なっていること、給食能力も充分あること等から、この際適当であるとの結論に達し、厳重な条件をつけてさしあたり1カ年間経営させることにきめ生活委員会に答申することとなった。

昭和37年2月20日本部生活委員会は以上の厚生施設小委員会の報告にもとづき慎重に審議した結果中央食堂の経営をユニオンにすることに決定、同月24日学生部長名により生協理事長宛、「学生会館は中央食堂と第2食堂を併せて移転させる形で、生協に経営させる」ことを承認した旨文書により通告し、同日生協、浅野、ユニオンの3者に対し同文により中央食堂の経営はユニオンに決定した旨通告した。なおユニオンに対しては特に4月1日開設可能の旨付記した。続いて3月14日生協に対し、中央食堂と第2食堂の使用終了届と学生会館食堂使用許可申請書を提出するよう学生部から通告、同時にユニオンに対しても許可申請書の提出を求めたところ、ユニオンからは同月15日許可申請書が提出された。

以上、中央食堂経営者問題については厚生施設小委員会が3回、本部生活委員会が9回開かれて決定にいたったものである。なお、以上の審議経過の間昭和37年2月23日には生協理事長から生活委員会宛、次の概要からなる質問書が出された。①現在の経営状態が必ずしもよくないという点について、②保健衛生についてかんばしくないという点について、③検便をやっていないという点について、以上の点について生活委員会が事実を正しく把握したかどうか、また経営者選定の条件として「厚生施設を全学的見地から検討し、学生会館の経営と引きかえることなく選定する」ということはどう考えているか、又ユニオンを決定した理由の明確な回答を望む。（注、横線のところは昭和37年1月9日の回

答文書と違っている)

これに対して同年3月1日学生部長は生協理事長および常任理事と会見し、質問書をめぐって話し合ったが、学生部長から ④2月23日付の質問書の内容については生協側に多くの誤解があったことの説明、②ユニオン決定の理由の説明がされたが生協側は納得するまでにいたらなかった。

また、2月26日には厚生施設全学協議会から3月6日に開催される本部学生生活委員会との懇談会を申し入れてきたが、同月15日開かれた生活委員会と学生との懇談会は生協従業員多数の介入により流会に終わった。

### Ⅲ ユニオン決定に関する風説についての見解

#### 1. のみやユニオン云々の風説について

法務局登録の許可営業種目には、喫茶、レストランの種目も登録されており、かつ食品衛生法上の「営業者」であるので、大学の食堂を経営するに不適合な点はない。

2. ユニオンの株主が大学内にいるという風説について法務局の株主名簿により調査したところ、ユニオンの経営に参加している者に大学の関係者は一人もなく、全く事実無根であった。

3. ユニオンがルーズな経営をするという風説については、使用条件は極めて厳しく、献立を豊富にし、味、価格、衛生についても十分な指導監督をすることになっている。

### Ⅳ 生協に対する大学当局の態度について

(1) 大学当局は従来生協に対し建物使用について特別な便宜を与えるほか、備品の貸与等でこれを援助して来たり、特に中央食堂の開設にあたっては建物備品等に合計330万円余を投じ、また衛生管理その他の点について助言を与え、生協の健全な育成方針を採って来た。この方針は生協が一昨年法人化された以後も変りがない。建物、設備の完備している学生会館の食堂、売店を生協経営に決定したことにもこの方針は明らかに示されている。従って今回の決定をもって反生協的意図によるものであるかのように考えるのは全くいわれなきことである。

(2) 大学は生協に対して建物の使用を認めているが、これは国有財産法にもとづく使用許可であって使用者との間の単なる契約ではない。大学は国有財産管理の責任を有するし、だからこそ一定の条件の下に使用を許可しているのである。使用者もまたこの条件を忠実に守るべき義務と責任を有することは当然であって、大学の正規の機関が行なった決定を無視することは許されないとある。

(3) 生協は一昨年生協法にもとづいて法人化された。従って一方においては知事、厚生大臣の監督を受けると同時に、他方その管理運営は生協法および定款の定めに従い正規の機関によって行なわれる。従っても生協の一般組合員が生協の管理運営に対して関心を有するならば、それは生協組織の枠内においてその意思を表明すべきものである。いわんや大学の正式の決定に反するような態度をいわゆる大衆的な学生運動によって打ち出すことは独立の法人となった生協のあり方と全く相容れないところであるといわなければならない。

#### (参考資料1)

昭和36年8月1日から8日まで学内食堂の衛生実地調査をしたが、そのうち中央食堂に関する部分の報告は次のとおりであった。

食品加工、配膳の段階では通常であるが、厨房内で蝇の付着がみとめられる、食器は熱湯消毒をしている、ねずみはいたるところばっこしているが、適切な駆除方法はしていない。スプーン等の取り扱いがよくない、はだかのまま蓋のないお盆に並べられている。せめて布巾、紙ナフキンなどで包む必要がある。残飯は約10米離れたところにドラム缶を置き、処理している。従業員の着装はほぼ良好である。換便は36年1月から6月までの間に1回のみであった。調理のカロリー計算はされていない。献立はよく工夫されている。

### あ と が き

最近急速な東山総合計画の進展に伴い、東山地区の厚生施設の建設整備は鋭意進められています。4月1日開設を予定している学生会館食堂もこの一環であります。現在この会館食堂に移転する中央食堂の経営者決定をめぐって学生間にとかくの論議があり、現在なお開設の運びにいたっていません。このことは従来の中央食堂が生協経営になった経緯およびこの度これが業者に決定した経過についてその事実が明らかにされていないために生じた誤解によることが多いと考えられるので、この際これを記録にもとづいて明らかにし、正しい判断の資料に供しました。これにより大学の真意が正しく伝えられ一日も早く正常な食堂運営がされることを希望します。

## 11. 学生食堂の生協移行について

高知大学  
(40. 3～41. 4)

### 概要と経過

本学の学生食堂は、昭和40年3月学生会館完成と共に、学校当局が主体となった互助会組織で発足した。当時学生は、生協方式を主張したのであるが、大学会館運営の基本的方針を通すべく、とにかく、学生を説得し得て、互助会により食堂の経営は、4月1日を期して発足したのであった。

これに対して、学生は、生協による食堂の管理に対するしゅう念を捨てず、食堂従業員との結たくもあつたと予想されるような、従業員の労働組合を40年6月に結成し、同年10月以降総評県支部の支援のもとに、賃上要求を繰り返して続け、互助会の正常な運営を危たにおとし入れるに至った。その背景には、職員組合の動きもあつたようで、このまま事態の推移を許せないため、当局としては、会館食堂の基本的な管理運営の主体は当局であることを認識させ、これを確認し得たので、41年4月以降生活協同組合の経営に切替え今日に至っている。

## 12. サークル部室問題について

高知大学  
(40. 5～41. 12)

### 概要

昭和40年5月学内整備計画によりサークル部室の移転に端を発し、学生自治会が中心となって「部室対策委員会」なるものを作り、当局の施設整備計画に対してことごとくに反対してきた。この問題解決には当初学生部が学生との話し合いの窓口となっていたのであるが、問題は意外に大きく、自治会は、各サークルに深く根を下ろして計画的運動を展開するに至った。そこで当局としては、問題の発展的拡大も予想されたので、これを学生又は輔導協議会のみのもちては、あまりにも大きな問題であると判断し、全学的な組織をもって、学生に説明すべきであるとし、各学部の教授4人(計12人)をもって、部室対策懇談会を編成し、この機関によって問題を根本的に検討し、学生主張の是非を区別整理しつつ学生との窓口はもっぱらこの機関が当ることとし、爾来しばしばこの機関の名において全学学生にパンフレット(資料1～3)を配布し、当局の方針とその真相を全学学生に正しく理解させることに力を注ぎ予期以上の成果を挙げている。

(資料 1)

昭和41年5月9日

高知大学部室問題懇談会

部室問題について

部室問題についてその概要を伝えます。部室問題をより円満に解決するために、各学部教授会選出による教官12名で組織した部室問題懇談会(世話人 A教授)をつくり、学生側(部室対策委員)と4月11日以後数回に亘って話し合った。その主なことは、

1. 4月16日(第1回)部室問題を全学的見地から、学生と学部代表教官との話し合い、それにもとづく相互理解を効果的にするため「部室問題懇談会」として今後お互い問題解決のために努力することを話し合った。なお、鍵の問題(旧文理食堂)についても話し合ったが双方了解点に達するには至らなかった。
2. 4月20日(第2回)「サークル」部室の要求に対して、どの程度の建物坪数が必要か明確でないが、ともかく懇談会としては可能な限り坪数をふやすことを前提として検討した。また、演劇・音楽関係サークルについては部室というよりは練習室が必要であり、これ等についてはサークル部室とは別に配慮する必要があるという意見が強かった。
3. 4月30日(第3回)前回の懇談会以後教官側で種々物色し検討した結果新しく計60坪の建物をサークル部室として改築移転することを考え次のとおり提供する案を示した。この案によると40年7月23日評議会了承案(204坪)に比較して実質的には30坪の増となる。

|        |      |      |     |      |     |
|--------|------|------|-----|------|-----|
| 改築部室   | 105坪 | プレハブ | 12坪 | 旧喫茶室 | 25坪 |
| 学内建物改築 | 16坪  |      |     |      |     |
| 〃      | 16坪  |      |     |      |     |
| 〃      | 28坪  |      | 計   | 202坪 |     |

- (4) (1) 評議会了承案(204坪)のうちから卓球場の32坪は体育館内に移ることになっている。  
(2) 学内建物改築移転の3棟はグラウンドの西南隅に建てる予定。  
(3) 右のほか、会館内に団体連絡室24坪(2室)がある。

4月30日の話し合いにおいてはこの案を示して演劇・音楽関係の「練習室」は別途に考えることとし移改築等により202坪(ただし、卓球場は除く。)のサークル部室を懇談会としてあっ旋し、カギの問題については、今後も誠意をもって解決に努めることを確約するから教育学部3号棟の部室から移転してもらいたいと強く要望した。これに対し学生側(部室対策委員会)は「我々の一存では回答できない。5月6日の学生集会まで待ってもらいたい。なお、当日は懇談会教官も出席願いたい」と希望し、教官側もこれを了承し、これについて教官と学生が集まるならば、授業をとりやめなければならないので、学生側の要望により、世話人より文理・教育両学部に対して当日午後の授業を休講とするよう申し入れることとし、当日の会合を終った。然るところ、5月4日午後6時30分頃学生側から5月6日の学生集会には、懇談会教官ではなく、学長・局長・学生部長・世話人(A教授)の出席を希望して来たので、6日午前10時A教授から「先般の懇談会での申し合わせとは出席者の内容が違ひ、また、当日は学長・局長・学生部長は評議会、教授会があるので、学生集会には到底出席できない。必要があれば懇談会教官が4月30日の約束に従ひ出席する」と答えたところ「本日(6日)12時から我々の委員会があるので済った上連絡する」とのことであったが、学生集会終了までなんら教官側の出席の要否についての連絡はなされなかった。そこで懇談会世話人(A教授)は担当職員をつかわし、4月30日の話し合いの際約束した回答は如何にするかと学生側の意向をただしたところ、明日(5月7日)早々に回答する旨連絡があった。そこで、5月7日午前中に回答のあることを期待したが、学生側からの連絡もなく、正午すぎに決議文を記載した印刷物を受け取って事の次第を承知した。

## (資料 2)

### 部室問題について全学生諸君に訴える

昭和 41 年 5 月 18 日

高知大学部室問題懇談会

わたしたちは、去る 5 月 9 日、それまで部室問題について、学生の部室対策委員と話し合った経過を発表しましたが、ここにふたたび、全学生諸君に、この内容を報告し、諸君の判断の資としたいと思います。この事情をよく理解することが、問題解決に必要なだと考えるからです。

#### 1. 部室問題懇談会の成立と経過

部室問題懇談会は、1年つづいた部室問題を円満に解決する策を見出すため、評議会の議によって設けられたもので、3学部それぞれの教授会で選出された各4名、計12名の委員で構成されています(世話人 A)。そして、学生からも同数の委員を選出し、全24名で、部室問題を検討協議し、学生の要望を十分に考慮し、具体的な実現可能な案を見出し、学長にその実現を要請する方針でありました。しかし、学生代表は、学生委員を選出することをことわったので、現在、懇談会委員は教官だけです。

学生側は委員を選出しませんが、学生の部室対策委員は、わたしたちと数回の話し合いをしました。その話し合いにおいて、わたしたちは、学生の要求を十分に聞き、実現可能と思われる案を考え、その線で学生が了承することを期待しました。

#### 2. 学生の部室対策委員会の要求

学生の部室対策委員会から出されている要求は、次の2点であります。

- (1) 1サークルに1部室を与えよ。
- (2) 部室の管理運営を全面的に学生に移譲せよ。

そして、この2つの要求について、納得する回答が得られなければ、教育学部P3号館にある自治会室・部室は立ちのかないというのであります。

#### 3. わたしたちの案と意見

上の2つの要求とP3号館の問題について、わたしたちは、学生の意見を聞き、諸種の客観的条件を考慮して、次のような案を見出し、学生の部室対策委員との話し合いの席において示しました。

##### (1) 「1サークル1部室」について

それは理想的ではありますが、(a)サークル数の限度がない(現在、学生の対策委員会は72サークルといっている)、(b)予算その他に制約がある、ので、ただちに実現することは不可能であります。「ただちに実現できなくてもよい、将来計画として確認すればよい」とも言いますが、年ごとの予算要求が通るかどうかは予想できませんから、具体的な将来計画の約束は、何びとにも不可能なはずであります。その不可能を承知しながら、それをあえてするのは、むしろ、もっとも誠意のないことではないでしょうか。

現実的には、現在できる限りの努力をした上に、今後も順次充実してゆくという方針の確認に止らざるをえません。

わたしたちは、今後もその努力をつづけてゆくことを期しています。

さて、わたしたちが努力した結果、現在実現可能な限界として作製した案は、次のようなものであります。

|                      |      |
|----------------------|------|
| (ア) 旧文学部食堂を改造したもの    | 105坪 |
| (イ) 本年度早期に移築するもの     | 60坪  |
| (ウ) プレハブ(建設済み)       | 12坪  |
| (エ) 旧教育学部喫茶室改造(改造済み) | 25坪  |
| (オ) 大学会館連絡室(2室)      | 24坪  |
| 計                    | 226坪 |

練習室(音楽・演劇等)は別途に考える。

(ウ)は、わたしたちが努力して物色し、従来の大学局案に加えたものであります。

(参考) 香川大学(学生約1,700名)の部室は97坪(木造、廃材で建築)で、この中には、合宿室等を含んでいます。

(2) 部室の管理運営について

- a 建物は国有財産ですから、「国有財産法」によって管理しなければならず、管理権を移譲することはできないと考えます。もし、ぜひとも管理権の移譲を求めるなら、国会に働きかけ、法律の改正を要求すべきでしょう。ですが、それを世論が支持するでしょうか。
- b しかし、実際の運営については、学生の自主的運営にゆだねる方針です。
- c 「管理運営権の問題も教育的見地に立って考えよ」ということばを聞きますが、むしろ、「教育的見地」からも、管理と運営というケジメをはっきりつけるべきだと考えます。

(3) P3号館の問題について

- a P3号館を取りこわし、あとに教育学部実験棟を建てます。この新館の建築については、学生の部室対策委員会も賛成しています。ところで、学生の部室対策委員会の要求には、新館の建築と部室問題とをだき合わせて解決せよとありますが、新館の建築と部室問題とどういふ必然的関係があるのか、その解答を求めても、だれも、条理の立った解答のできる人がありませんでした。わたしたちは、新館建築と部室問題とは切り離して考えるべきだと思います。
- b P3号館にある自治会室・部室については、移転できる部室を、教育学部4号館北側に6室(37坪、プレハブと旧喫茶)作っており、それに移転することを大学当局は求めております。わたしたちも、移転すべきだと考えます。
- c わたしたちは、P3号館の問題が解決した後も、部室問題について話し合うことを、くりかえし学生の部室対策委員に話してきました。
- d 今、3学部で、整備は、教育学部がいちばんおこなっていることは周知のとおりです。70年をへた旧兵舎の改造棟が今もなお使用されているのは、3学部で教育学部だけです。さし当たり、本年建築の新館とそのつづきの棟ができれば、はじめて、3学部とも、新館で授業・研究ができるわけです。この新館の建築がおこなわれれば、本年7月提出する昭和42年度の文部省への予算要求にただちに影響し、教育学部のつづきの建築はもちろん、文理学部の改組・農学部の増築も順次おこなわれてゆくことになります。これは、本学の充実発展のために、まことに残念なことです。必然的な関係のない部室問題のために、この建築をおくらせることが、果して賢明な策でしょうか。

わたしたちは、有志の任意団体ではありません。わたしたちは、部室についての学生の要求を十分に聞くとともに、現実の条件をも考えて、年余にわたる問題を解決する方策を生み出すために、各学部教授会から選出されたものです。わたしたちは、学生のサークル活動がほんとうに盛んになることをこそ祈れ、これを抑制する考えはまったくありません。

わたしたちは、できないことをできるように言うことはできませんが、できる限りの努力はしてきたし、今後もつづけるつもりです。

すでに、学長から、P3号館にある自治室・部室に対し立ちのくよう命令が出ています。

学 生 諸 君 ！

以上のことをとくに考え合わせ、冷静に判断することを切に望みます。

(資 料 3)

サークル部室について

昭和41年12月15日

高知大学部室問題懇談会

わたしたちが先ず全学生諸君によく知ってもらいたいことは、わたしたちは部室問題を一つ一つ解決してゆくために、大学の発展的整備計画との間にあって、学生諸君の声を十分聞き、最大限可能な範囲においてより良くするために努力してきましたし、また今後もその努力を続けてゆくことを学生諸君に確約しております。こうしてわたしたちは本年4月11日以来学生諸君による部室対策委員と再々の話し合いを重ね、円満な解決を終始願ってきました。こうした中で、昭和41年5月18日に「部室について全学生諸君に訴える」を発表し、わたしたちが努力した結果本年度において実現可能な部室坪数として、

- (1) 旧文理学部食堂 105坪
- (2) 41年度において移築整備するもの 60坪

|                     |      |
|---------------------|------|
| (3) プレハブおよび旧教育学部喫茶室 | 37坪  |
| (4) 学生会館団体連絡室       | 24坪  |
| 合 計                 | 226坪 |

を示し、以上の他に音楽・演劇サークル等の練習室を別に考えることを伝えました。この約束のうち、未設で残っている(2)の60坪については、去る7月4日、部室対策委員は懇談会世話人に対し、早くたててもらいたい、との意見を表明しました。世話人はそのとき建物の部屋割りの案を提出するよう求め、他方、早速学長および事務局長に対し、60坪分の移築とその予算を要求し、承諾を得ました。

しかし、部室対策委員は9月中には部屋割りの案をもってきませんでした。大学のもっている予算は法規上、翌年度にくりこすことはできず、3月までに使わなければなりません。移築の場合には設計、請負入札、施行という順序で、完成までに普通4か月はかかります。部屋割りの案についての検討の期間を考えると、おそくとも10月中旬に提出してもらいたかったのですが、再三にわたる催促にもかかわらず、10月になっても提出されませんでした。わたしたちは更に催促を続けました。部室対策委員会が部屋割りの案をもってきたのは11月28日でした。

もはや年度末までには4か月しかありません。おくれれば、折角獲得した数百万円の予算も返上しなければならぬ時期にさしかかっています。ただちに施設課に検討してもらい、柱の位置の関係などで少しばかりの変更を加えることになりました。こうして12月5日に懇談会との会合をもつよう、部室対策委員会に申し入れましたが、当日に至り、「委員会内の意見がまとまらないので、7日に会合の日取りを通知する」といってきました。しかしその7日に至って対策委員会は「まだ意見がまとまらないからか、1か月会合を延期してくれ」といってきました。施設課の係長から移築には4か月必要であること、今よりおくれれば予算を返上しなければならぬ、という説明があり、対策委員会側もこれを了承し、12月9日に会合をもつことになりました。

12月9日の会合では、部屋割りの点では合意に達しましたが、建物の位置については意見がわかれました。わたしたちは400メートル、トラックの東外側から南へ延長した線から西へたててもらいたいのです。わたしたちは、本学の発展の整備計画を忘れて結論をだすことはできません。

部室対策委員会は旧文理学部食堂の西隣を指定しましたが、この位置は43年度に予定されている文理学部改組に伴う建物がたてられるかもしれない区域でもあり、さらに運動場整備拡充計画にもくりいられるかもしれない区域で、将来どのようなか未確定の区域なのです。こうした区域に今たてることは、近い将来、また移築しなければならない事態が生じないとも限りませんし、その場合には予算の濫費として会計検査院から追究され、事務当局が責任をとらされることになります。わたしたちはそのような無茶なことはできません。だからといって、こうした事情の中でわたしたちは部室問題を後退させる考えは全くありません。わたしたちは次のようにいいました。

- (1) 旧文理学部食堂周辺については、1、2年のうちにこの区域の整備計画が具体化するのを、それまで空地でしてもらいたい。
- (2) 将来旧文理学部食堂がとりこわされることになっても、その坪数と建物は移改築等によって、サークル部室として確保する。
- (3) 部室の拡張計画については今後もひき続き努力し、敷地については大学の整備計画と見合わせ、必ず確保する。
- (4) 旧文理学部食堂周辺区域は今後可能な範囲でサークル部室建設予定地とするよう努力する。

以上のことをのべて、トラックの南側にたてるよう希望しました。これに対し部室対策委員会側は意見とりまとめのため、2、3日待つてほしい、というので施設課に問合わせたところ、電線、排水溝関係があるが、12日までなら待てる、とのことで、その旨を伝え、12日に再び会合をもつことになりました。しかし12日の会合で部室対策委員会がしめた回答は、依然として、旧文理学部食堂の西隣にたてよ、というものでした。

わたしたちのしめた位置と旧文理学部食堂西側との距離は僅か29メートルです。この距離をあるいて、一体何分かかるでしょう。わたしたちは折角予算を獲得し、60坪の新しい部室がつくれる段階にこぎつながら、部室対策委員会の反対で、この予算が使えなくなりました。建つべきものも建たなくなりました。わたしたちとしては何としても残念です。今年度分の建物を建てるべき期限は、すでにこの日でおわりです。わたしたちとしては全力をあげて努力したのですが、事ここに至り今年度60坪をたてることはあきらめざるをえなくなりました。

以上、学生側部室対策委員会とわたしたちとの間におこなわれた交渉の経過をのししました。本学学生諸君の良識ある判断と批判をお願いいたします。

最後に、

以上のように、60坪のサークル部室の建築は、今年度は不可能になりましたが、この他にわたしたちは練習室の新築計画についても部室対策委員会に伝え、その大体の設計図を提出するよう、求めてあります。練習室とは音楽関係、演劇関係等のサークルのための練習室で、文部省に対し建築の予算を要求できるものです。予算が通れば鉄筋コンクリートの練習室がたつこととなります。しかし、これについても数か月になるのに部室対策委員会はまだ設計図をもってきておりません。わたしたちは全学生諸君のバックアップをえて、この新築を是非実現させたいと考えています。



## Ⅵ 教育等の問題

### 1. 外国人留学生問題について

千葉大学  
(39. 9. 1~40. 4. 19)

#### 留学生チュア スイ リン問題の概要

チュア スイ リンは、昭和37年度国費外国人留学生としてシンガポール（当時はマレーシア連邦成立以前であり、38年9月同連邦成立に伴ない英国籍からマレーシア国籍に変更となった。）から来日し将来、造船工学を専攻すべく本学留学生部に入学したものである。

当人は来日以来、マラヤ留日学生連合会員であり、同会の副会長や会長をつとめたことがある。マレーシア政府は当人の活動をもって反マレーシア活動と判断し、チュア スイ リンの日本政府国費外国人留学生の身分を打ち切ることを決定、日本政府に当人に対する処置への協力方を要請してきた。

文部省ではこの要請に基づき、昭和39年9月、チュア スイ リンの国費外国人留学生としての身分を打ち切る旨を千葉大学と本人に通知した。

千葉大学では、この国費打ち切りに伴いチュア スイ リンを除籍したが、その後種々の経緯を経て、本人の申し出により私費外国人留学生として再入学の処置をとることになった。

その経緯は2の「チュア スイ リン問題経過」に記載してあるとおりであるが、次にこの問題をめぐる学生運動を中心に述べることにする。

#### 1. チュア スイ リンをめぐる学生運動について

この問題をめぐる学生運動は、昭和40年4月、新入生を迎えたころから漸次活発となってきた。すなわち、本学一般教養課程および文理学部、教育学部の自治会の学生が中心となり、その他の学内諸団体の学生がチュア スイ リンの行動が反マレーシア活動と目され、日本政府がその要請に応じて、国費外国人留学生としての身分を打ち切る処置をとったことは、学問の自由と、大学の自治に反する処置であるとなし、本件を議題として連続的に集会（合法、非合法を含めて）を開いた。その結果チュア スイ リンを再入学させよとの要請、及び彼の身元引受人に学長になってほしい（在留資格取得のため）との要望を盛った決議文を学長あるいは評議会に提出するなどの活発な活動を行なった。特に同月15日から17日（この間に定例の評議会や学部長会議、臨時評議会等が開かれた）にかけて学生運動は頂点に達した。4月17日から18日の早朝にかけ開かれた臨時評議会の際には約1,000名の学生が大学本部（評議会議場）をとりまき夜を徹して要求貫徹のため、学長の説明を求め、あるいはこの説を不服として、学長が本部内に閉じ込められたような事態が起った。しかし、2の「経過」の4月17日の記事にもあるように、チュア スイ リンの再入学（私費外国人留学生として3年次に入学）が同評議会でも認められるや、18日早朝には本部前の集会は解散した。これを契機に一般学生の動きは急速に鎮静の道をたどり、一部過激な自治会幹部の学生を除き、学内は平静な状況をとりもどすに至った。かくして当のチュア スイ リンは私費外国人留学生として、その後真面目に勉学にいそしむようになった。

事件の経過の概略は以上のとおりであるが、学部長会議や評議会の当日など学長と学生代表、さらに学長と一般学生（学生集会の）、各学部長、学生部長と学生代表（これは徹夜となった）との会談をはじめ、学生部と学生代表との話し合いなど、学生に対する指導と説得に大きな努力が払われたこともまた見のがすことのできない事実であった。

いずれにせよ本件をめぐる学生運動を通じて、学生の行動には遺憾な点が全くなかったとはいえないが、たとえばストライキや実力行使、大学本部への学生大衆の乱入、占拠といったような、学内秩序を大きく乱す行為等はないと認められ、処分学生が出なかったことはまことに幸いであったといえよう。

## 2. チュア スイ リン問題の経過

昭和39. 9. 1 マレーシア大使館より本人に出頭の通知があった。

〃 3 文部省調査局留学生課より本学留学生部に対し、9月3日ないし4日にチュア スイ リンを文部省へ出頭させるようにとの電話連絡があったが、3日は本人の所在不明のため、4日にこのことを本人に伝えた。

〃 4 文部省より昭和39年9月4日付で、同人の国費留学生の身分を打ち切った旨、千葉大学あての通知があった。（文調留第5号、9月3日付）

〃 8 本学留学生部補導委員長および事務長が立ち会いの上、シンガポール政府公務委員会の書簡を本人に手交した。その間、本人は大使館に出頭していなかった。

〃 9 留学生部において事務長より同人に対して退学届を提出するよう勧奨するとともに、私費留学生としての手続きをとる意向をきいたが拒否された。

〃 22 学長より留学生部長に対し、国費留学生の身分打ち切りを通知したい。

〃 25 留学生部にマレーシア大使館より REF:MET41452をもって、本人を本国送還する旨の決定につき通知があった。

〃 10初旬 文部省留学生課より留学生部に対し、国費打ち切りに関しての仮処分の申請中でもあるので、千葉大学としてはチュア スイ リンの国費身分打ち切りに伴う事務上の処理は暫時待つのがよからうとの連絡があった。

〃 11. 25 留学生部第一教授会の際にチュア スイ リンの除籍について留学生部長が発言したが、格別の意見はなかった趣である。

〃 30 文部省留学生課より留学生部へ諸般の事情を勘案するに除籍の手続きを進めても支障なかろうという意向が伝えられた。

留学生部規程の制定（昭39. 11. 12付、学大第5の212号）に関し、国費留学生としての身分をそう失した場合の取扱いにつき、学長より留学生部に対し検討するよう通知した。

留学生部長より学長に対し、9月4日付で除籍の上申がなされた。

〃 12. 14 学長より留学生部長あてに除籍する旨の通知がなされた。

〃 23 留学生部長室において本人に対し補導委員長、寮務主事、事務長立会いの上、留学生部長より除籍通知書を手交しようとしたが拒否されたので、除籍通知書のコピーを手交した。除籍通知書交付につき文部省留学生課に連絡の上、除籍通知書をマラヤ留日学生連合会内（東京都文京区富士前町42の2、アジア学生文化会館内）の本人あてに配達証明で郵送した。

昭和39.12.29 同上除籍通知書が返送されてきた。

昭和40.1.27 留学生部第一教授会において教務委員長は、チュア スイ リンの国費留学生としての身分打ち切りと除籍について説明を行なった。

〃 2.3 留学生部第一教授会において11月25日第一教授会のチュア スイ リン除籍についての報告が追認された。

〃 3.2 留学生部長にチュア スイ リンより私費留学生として入学したき旨の書簡が提出された。

〃 22 チュア スイ リンは、弁護士と同行で学長に面会を求め、千葉大学に私費留学生として再入学したき旨を申入れた。

〃 24 留学生部第一教授会でチュア スイ リンより正式の入学願書並びに添付書類をそろえて提出された場合は受理することに決定した。

〃 30 留学生部長へチュア スイ リンより入学願書および添付書類が提出された。

〃 31 留学生部第一教授会においてチュア スイ リンより提出された入学願書を教授会として認め、書類を受理することに決定した。即ち、私費留学生として第3年次に入学許可予定者とするようになった。

〃 4.7 留学生部第一教授会を開催し、チュア スイ リンを私費留学生としての入学許可について留学生部教授会の経過報告書を添付の上、学長に上申することに決定した。

〃 15 評議会の常会が開かれ、午後2時より6時まで「チュア スイ リンの問題について」フリートーキングの形で協議が行なわれたが、結論を得るにいたらなかった。しかし大勢は「チュア スイ リンの復学はきわめて困難である。」という意向のようであり、また私学への入学を考慮してやるべきではないかとのことであり、善処方について学長に一任された。

〃 16 緊急学部長会議を開催し、本件を問題視して西千葉地区の各学生自治会が中心となり、その他学内学生諸団体等が前日より引き続き活発に集会を催し、学長に対し早急に問題の解決を計るよう強く要請している事態に対する措置、ならびに臨時評議会を開催することについての各学部長の意見の交換が行なわれた。

なお、この間、前日の評議会の意向に基づき留学生部長は法政大学総長と交渉の結果、チュア スイ リンの同大学への私費外国人学生としての入学に関し許可の内諾を得た。

〃 17 臨時評議会が開催され（午後2時30分から18日午前1時30分まで）チュア スイ リンの問題について、慎重に審議した結果、国費留学生としての身分が打ち切られたときは、留学生としての籍はなくなるという基本的取扱いを確認するとともに、今回に限る特別の取り扱いとして留学生部に3年次私費留学生として再入学させることを認めることに決定した。

〃 19 学長は留学生部に対し、18日の臨時評議会の決定に基づき、4月19日付でチュア スイ リンの再入学を許可する旨通知した。チュア スイ リンは留学生部に出頭の上、一切の入学手続を完了した。

なお、チュア スイ リンは入学許可をうけてから真面目に授業を受け、昭和41年3月に千葉大学留学生部を修了、同年4月、大阪大学工学部に入学した。

## 2. 医学部における研修生・学生問題について

東京医科歯科大学  
(42. 6. 22)

昭和41年12月1日、青年医師連合所属研修生ならびに学生自治会代表は本学部附属病院長に対し、6項目要望書(資料1)を提出し、速かな回答をもとめてきた。これに対し、病院長はきわめて重大な問題を含んでおり、慎重な審議を要するとの見解のもとに、「早急な回答を出し得ない」旨代表に伝えたところ、研修生ならびに学生代表はこれを不満として、突如ストライキに突入した。このため、本問題は単に病院に止まらず医学部全般の問題として教授会が対処することとし、12月9日回答書(資料2)を手交した。

ところが研修生・学生側はこれを拒否し、依然としてさきの6項目を要求し、膠着状態がつづいた。その後、12月27日に至り、研修生・学生側は軟化し、①回答書を受諾する。②ストライキ終結に際し、共同で声明書を発表するの2項案を申し出た。これに対し教授会側は①項は了承するが、②項については各々別個に声明書を出す旨回答した。学生側も大会を開いてこの条件を承認12月28日夕刻、学部長と研修生代表とが会見してストライキを終結することを確認した。

事件解決後その処分として学長告示(資料3)により、学生代表2名に対し、学則第51条に基く譴責を行ない、また病院長告示(資料4)により研修生代表2名に今後かかる不祥事が生じた場合は敢重な処置をもって臨む旨通告した。

しかるにその後、3月の医師国家試験受験拒否という全国青医連の統一活動を機として、再び昭和40年度卒業生は入局問題に関し、昭和41年度卒業生は研修委員会の設置に関し、合同して9項目なる要望書を提出し、4月以降は自ら研修放棄と称し、5月23日にはハンストを行なうという事態までも招来した。この間教授会は研修生・学生委員会、卒後カリキュラム委員会等の交渉機関を設け、あくまでも昨年12月22日付け回答書の趣旨に沿って折衝を行なってきた。その結果、6月1日昭和40年度卒業生(即ち昭和41年度研修生)は全面的におれ、一切の条件をつけず入局することになり、医学部長告示(資料5)を行ない、一応の決着をみた。さらにその後、昭和42年度研修生委員とも話し合った結果、無条件で研修を行なうことになり本問題はここに終結をみた。

### (資料 1)

#### 青医連第1回要望書

私達、41年度青年医師連合医歯大支部及び42年度、同支部結成準備会(M4クラス会)の全員は来年度よりの研修体制を確立し、以って本学附属病院(含研究施設)における充実した研修活動を築きあげる為に、次の諸事項を病院長に要望致します。

1. 来年度医科歯科大学附属病院(含 研究施設)に於ては、国家試験ボイコットを、決議し、これを実行するところの41年度80数名の研修医及び42年度67名、総数150数名の研修医を自校、他校等の区別を一切つけず認め受け入れること。尚、国ボ研修医による自主調整の手続きを踏まない者については、これの研修を認めないこと。
1. カリキュラムについては全研修医によって調整されたものを6ヶ月毎に青年医師連合医歯大支部と病院長との間に契約をとり結びこれを行なうこと。
1. アルバイト週2回、休暇についてはこれを認めること。
1. 研修医総数の研修活動を円滑に行なうために、十分な研修医ルーム(現研修医ルーム、並びにこれと同規模の1室、その他)及びその内部設備を与えること。

1. インターン制度は、これを完全に廃止することを確認し、卒業後の一切の義務的修練制度に反対すること。
1. 研修活動に関する厚生省、文部省その他の事務関係事項はすべて、青年医師連合医歯大支部を通じて検討のうえ、これを処理すること。

現在の日本の医学研究及び医療体制は大きな危機に直面しており、これを打開し、改革する力は私達青年医師の団結の力と、創造の意欲を除いては、実現されえないと思います。

病院長におかれましては、私達のこの運動の主旨を理解して下さい、以上6項目に関し、すみやかに承認され、実施下さるよう要望致します。この要望書を提出するにあたり、万一不幸にして、快諾を頂けない場合には、不本意ながら、青年医師連合医歯大支部研修医の研修放棄、医学部四年の卒業試験放棄を行なうとともに、全医学部学生の授業受講放棄までの決意をもって、お願いする次第です。

昭和41年12月1日

青年医師連合医歯大支部  
青年医師連合結成準備会医歯大支部

### 承 諾 書

上記の各項目に関し、東京医科歯科大学医学部附属病院長の名に於て、これを承諾する。

昭和41年12月1日

## (資料 2)

### 教授会第1回回答書

1. 昭和41年度研修生は、昭和42年度以降は教室員として待遇する。ただし人員については受け入れ側の態勢を考慮する必要があるため、各科教授と充分話し合いが要る。又、昭和42年度研修生については67名を収容できる見込みである。  
国ボ研修生による自主調整の手続きをふまない者に、この研修を認めないと云う要望の主旨については、本大学の望む開放的精神の立場からみて考え直してもらいたいと思う。
2. 昭和42年度研修生のカリキュラムは受講者側の希望を充分考慮して病院側で決定する。
3. 昭和42年度研修生の週2日のアルバイト及び適当な期間の休暇を認める。昭和41年度研修生、即ち昭和42年度以降教室員としてのアルバイトは、各教室の実情に応じ、本人と各科責任者との話し合いによる。
4. 1に述べたとおり、昭和41年度研修生は、昭和42年度以降教室員として待遇するので、教室の施設を利用されたい。
5. 本項目に関しては全く同意する。
6. 研修活動に関する対厚生省、文部省その他の事務関係事項は、本学附属病院長において処理すべき事柄である。

付

わが国の大学、殊に医学系の大学においては、現在すでに旧弊となり、科学研究及び教育のために、むしろ阻害因子となっている。体制が残存しその弊害がいちじるしくみえるものがあることは諸氏の指摘する通りである。

本学においては、この弊害を改め、現代科学の推進に適應する民主的運営をすすめるよう医学部教授会は一致して努力を払う決意である。

例をあげれば、学部及び卒業後の臨床研修カリキュラム、大学院制度、博士制度の改廃、その他大学内部の構造と機能にも改善をはかるべき多くの問題があり、これらを解決するために、本学の知恵と力をつくしたい。

昭和41年12月9日

東京医科歯科大学 医学部附属病院長  
医学部教授会

### (資料 3)

#### 学 長 告 示

大学の使命が教育と研究にあることは言を俟たないが、大学に於ける教育とは教官と学生とが相共に学び、相共に研究するところであるとわたくしは解している。

而して大学に於ける教育と研究が充分の成果を挙げるためには何を措いても教職員と学生相互の信頼と好意がなくてはならない。極めて狭隘な本学が幾多の困難を克服して今日の姿に到達出来たのは教職員も学生も忍び難き不便を忍んで本学の発展に協力した結果であることは諸君の熟知する所であり、教職員及び学生の数多くの要求や不満も相互の信頼と好意によって談笑裡にその解決をみて来たことは、本学の誇るべき慣行であり、光輝ある伝統であった。

然るに今回医学部学生が突如としてストライキを敢行し、27日間の永きに亘ってこれを継続したことは、学則を破り本学の慣行を無視した行為であって、まことに遺憾に堪えない。その動機については今なお理解し難いものがあるが、その事は暫く措き、事実、学内到的所に不穏な字句を連ねたビラを貼り、或いは拡声機を使用したデモによって学園の静けさを破り加うるに大挙して教授会或いは科長会議附近に坐り込み、また学部長・病院長・学生部長を学生大会の席上において詰問するなどのことがあったと聞く。

これ等は本学学生としては考え難い数々の行為であって、学長はこれに対し厳罰を以て臨むべきであるが、今回は本学におけるこの種の最初の事件でもあり、出来る限り寛大な処置を望むという医学部教授会の要請もあり、今回は下記の通り懲戒を行なうに止めた。

ただし今後かかる不祥事が発生した場合は、事態に相当した厳重な処罰を以て臨むことをここに申し添える。

#### 懲 戒 書

医学部第四学年（氏名省略）

医学部第一学年（氏名省略）

右者今回の事態において代表的立場をとった事に対し学則第51条により隨責に処する。

昭和42年2月23日

東京医科歯科大学長

### (資料 4)

#### 病 院 長 公 示

本院における医学研修生に対する実地医学研修は、昨年3月の教授会の申し合せにより、本病院の教職員一同の厚意と犠牲の下に行なわれてきた。研修生の所謂自主的研修に、病院教職員あげて便宜を計ってきたのは、一同がやがて現実を認識して、正規の医師となることを期待したからであった。

然るに、今回ストライキと称し医学部学生ストライキと呼応して突如として研修を放棄し、長期間に亘って一方的に研修を打ち切り、本院教職員の厚意と期待を裏切った上、病院内に数々の混乱をひき起したことは、きわめて遺憾である。

これら医学研修生としては考え難い様々の行為に対して、病院長は当然厳罰を以て臨むべきであるが、今回は教育的見地より、E、Iほかストライキ参加者一同に対して猛省をうながすとともに、もし今後かかる不祥事が発生した場合に事態に相当して厳重な処置をもって臨むことを付け加える。

昭和42年2月23日

東京医科歯科大学医学部附属病院長

### (資料 5)

#### 告 示

昭和40年度卒業生各位

昭和42年6月1日 昭和40年度卒業生から、昭和41年12月22日付け医学部教授会回答書を遵守して入局したい旨の意思表示があったので、教授会は審議の結果昭和40年度卒業生を教室員として各教室に受け入れることに決定した。

したがって各人はすみやかに希望教室教授の了解を得て入局されたい。

昭和42年6月1日

医 学 部 長

### 3. 学部名称変更をめぐる紛争について

横浜国立大学  
(41. 7. 5)

#### 1. 原 因

この紛争は、学芸学部名称変更の件が、冬期休暇中の学芸学部臨時教授会において採決されたことに端を発している。

昭和40年来、学芸学部学生の一部に小学校教員養成課程の学生定員増加の問題、カリキュラム改訂問題等に対する反対運動があり、学生自治会が中心にこれらの研究会を重ねるとともに、学芸学部を教育学部と名称変更する理由は、教育職員免許法改訂、教員養成学部設置基準要項制定と関連した反動文教政策の推進であり旧師範学校の復活を目指したものであって、必然的には学術専攻コース（学芸学士）の廃止、教養部の分離を招くものであるとして、一般学生の関心を盛り上げていった。

本学では開学当初より、学芸学部内には、同学部の目的・性格について、「文理学部的、教育学部的、教養部的な三つの要素を総合的に運営するところに特色があり、学部の発展はこれらの要素を等しく充実強化させるべきである。」という意見と、それに対して「教員養成と教養課程の二つの目標を有する学部で、その発展はそれぞれの機能を十分に発揮するような方向にこれを推進強化すべきである。」という意見が並存して、今日に至っていた。

一方、学生の中には、漸次前者の意見を支持する方向を明瞭化し、後者に対しては、教育技術者養成機関化を目指すものだと反対してきた。

このような学部内の情勢のため、教授会は学生の妨害によってしばしば開催不能となったので、冬期休暇中の1月6日に臨時教授会を開催して、学部名称変更の審議決定を行なった。

#### 2. 経 過

##### (1) 授 業 放 棄

昭和41年1月8日授業再開後、教授会の決定を知った学生自治会は、学芸学部長に対してその説明を求めてきたので、学部長は、同年1月11日学生代表約40名と会い約5時間半にわたって説明説得を行なった。その後各教官が各教室ごとに学芸学部名称変更について説明し、1月19日には、教官約40名と学生約400名が8時間にわたって話しあったが、その効果はほとんど認められなかった。

学芸学部学生は前記説明では納得せずまた休暇中に審議決定したことは不満だとして1月24日、25日の学生投票において、所謂スト権の確立を決議し、27日から無期限ストを開始することを決定し、ついで同学部横浜分校（各学部第1年次の教養課程）でも3日間の期限ストを決議した。

学部当局は緊急教室代表者会議を招集して直ちに「対策委員会」を組織した。

1月27日、学生が構内にバリケードを築き、ピケを張ったため授業は完全に停止された。

学芸学部長、分校主事は、それぞれストを中止し、正常に復するよう勧告する旨の告示（資料1）をなすとともに、バリケードの撤去、集会のための教室の無断使用厳禁などを指示し、また話し合いによる早期解決の方策を協議した。

1月29日、対策委員等の教官36名と学生自治会執行部との話し合いを行なったが、席上学生は全教官と

全学生との話し合いを強く要望し、それ以外の方法は拒否する態度に出たため、あらためて2月2日にその話し合いをもつこととした。

さきに期限付ストを決議した横浜分校学生自治会は、結局学芸学部学生自治会と終始行動を共にすることとなった。

2月2日午後1時から教官約60名が学生約500名と話し合ったが、学生は席上教授会を成立させて、そこで一挙に名称変更を「白紙撤回」させようとの意図であったのに対し、教官は個々の見解を表明するのみで、議論が平行状態となり夜を徹した。翌3日早朝、学生は論議の焦点を今後の話し合い（交渉）方式にうつし、話し合いの段階で必要に応じ随時教授会と学生大会を個別に開催し、両者それぞれの代表者が寄り合って交渉することを提案、同日午後8時にいたり双方とも疲労が甚だしいため、学生から2月9日の再会要望が出され、教官側はこれを配慮するというで問題は未解決のまま閉会となった。

2月7日、教授会を開催し、「2月9日に学生の希望した団体交渉のような方式による話し合い」を行なうべきか否かを審議し、教授会はこれを否決した。このことが学生に話し合い自体を全面的に拒否したとの誤解を与え、自治会は一層硬化した。

## （2）自主管理、学園閉鎖

2月7日、自治会執行部は教授会に対し、教官の学内立入を拒否する「自主管理」に入ることを宣言した。2月9日から正門にまで机をもちだしバリケードを築き、経済学部教職員、学芸学部事務職員と補導委員数人を除き学芸学部の全教官の学内立入を阻止した。そのため、学内での教授会開催が不可能になり、また教官の研究室に入ることすら拒否されるにいたった。（資料2）（その後、卒業単位認定等で多少のこじり合いがあったが3月21日までこれが継続された。）

## （3）スト中止までの経緯

学生の自主管理宣言以来、学部当局はしばしば学生自治会執行部に会見を申し入れていたところ、2月17日にいたり教官代表と自治会執行部とが会談することになり、その席上、学生は2月19日に教授会を開催して「話し合いの方式をどうするかを審議する」ことを要望した。また、前述の話し合い方式については今回限りの特例で、教授会は最終決定権を有し、自由な意志決定について物理的、精神的拘束は加えないことを約した。

2月19日、学芸学部は学内で教授会を開催し、上記話し合い方式について審議したところ、自主管理の解除を条件にこれに応ずることも止むを得ないという結論に達し、22日にこの方式による話し合いを行なうこととした。

この間の事情については、「学生諸君に告げる—2月7日以降の経過について—」と題する（資料3）を参照。

2月26日、学長は学芸学部の元学部長、分校主事、評議員および他学部補導委員長らの参集を求め、結束して紛争解決に当るよう要請し、その対策を協議した。（資料4）

3月1日、特に卒業年次の学生からの要請もあって、卒業の取扱いについての教授会が開催され、

- 1) 全教官が研究・教授のため自由に研究室に出入すること。
- 2) 事務執行を一切妨げないこと。
- 3) 4年次生は、教務委員の指示するスケジュールに従って行動すること。



を条件として、卒業認定に関して尽力するよう学生に呼びかけることを決定し、その旨公示した。

3月8日、正門前に天幕を張りハンストと称し、学生4名が座り込みを始めた。

3月11日、午後からの交渉が夜を徹して行なわれている際教官内部の意見不統一が表面化した。そのため交渉を中断して緊急教授会を別室で開き、協議した結果名称変更については今まで充分審議を尽したものととして取扱ってきた学部長としての責任上から学芸学部長は辞意を表明し、また、従来学生代表との交渉の任に当たっていた教授会代表団も学生の不信を受け学部長と同時に辞任し、新たに9名の教官代表団が交替した。

3月14日、学芸学部は「卒業認定教授会」を開いたが成績の提出が揃わず、認定は延期され、所定の卒業式には全員卒業が不可能となった。

3月15日、話し合い（交渉）は再開され16日、17日と継続徹夜の話し合いが行なわれ、そこにおいて教授会は「名称変更の白紙撤回はできないこと。」「1月6日の教授会の審議は充分ではなかったが、その後の審議を加えても結論は誤りでなかったこと。」を主張した。これに対して学生は、あくまで教科内容において「現状を存続し今後改変しないこと。」「今後協議機関を設置すること。」その他の要求を提示した。

3月18日、大学は学芸学部生を除く、異例の卒業式を挙行了した。一方学芸学部は当日午後の教授会で255名の卒業認定を行なうとともに3月22日付で卒業のことを承認した。

また、入学願書の受付と3月23日、24日に行なわれる入学試験の円滑な実施を確保するため、経済学部の入学試験場となっている校舎からの立退き要求を中心として事態の収拾に総力を挙げて努力した結果、自治会執行部は、教室を返還し、入試妨害は行なわない旨回答した。

3月20日、学芸学部教授会代表団は学生代表と会見し、学生から提出されていた要求項目について検討し、その内容については今後さらに検討は要するものの、大要次の方向を了解した。

- 1) 1月6日の教授会決定は審議不充分等の点を含め今回の紛争の事情を学生の父兄に書面で説明する。
- 2) 免許法、設置基準要項等を、教官側も学生と共に今後研究する。
- 3) 学芸学士の称号存続について研究する。
- 4) 現在教職課程は全学生に必修となっていない。今後このままでよいかを研究する。
- 5) 学生自治会と教授会との二者による協議会を作る。そこで合意に達した事項については教授会は尊重する。
- 6) 某教官の警官問題（私宅に学生が押しかけたところ警官が警備に出向いた件）について調査し、善処する。
- 7) 学生の処分は友好協力の精神で考えたい。

これらの事項のうち1)を除く他の事項については、すべて今後の問題として残された形となった。

3月21日、教授会代表団は自治会代表団と会見し、ストライキの解除がなければ卒業の承認は考慮されないことを強調し、前述の要求項目についての了解の進展とも関連して、夜半にいたり自治会執行部は「スト体制」を解除することを宣言することになった。

### 3. 関係学生の処置について

関係学生の処置については、その後教育学部を中心として検討の結果、5月18日教育学部教授会は、主導的立場にあった学生に対し、学則による3名の訓告および12名に対する学部長戒告を行なう方針を議決

した。然し本学に於ては懲戒は各学部教授会の議に基づき、学長が行なうことになっているため紛争当時学芸学部横浜分校（一般教育）に所属していた経済学部および工学部の学生に対しては、当該学部にもそれぞれ連絡して、当該学部教授会で慎重検討が行なわれ調整の結果、7月5日学則第23条によって教育学部3名、工学部2名の訓告を決定し、併せて教育学部長は同学部学生6名の戒告を行なうこととした。

上記処分者に対しては即日学部長より本人に対しその決定を通達し、同時に学生に対する告示を行なった。（資料5及び6）

以上が紛争の経緯ならびに顛末であります。

### （資料 1）

#### 告 示

今回の学部名称変更についての教授会の決定に対し、学生諸君が授業を放棄するに至ったことは極めて遺憾である。速やかに正常に復するよう勧告する。

1月27日

学 芸 学 部 長

（横浜分校主事も同文）

### （資料 2）

#### 学 生 諸 君 に 告 ぐ

今回の学部名称変更に伴って行なわれている学生による（自主管理）は不法であり、大学自治の原則をじゅうりんするものである。学部長はこの事態を絶対に容認することはできない。速やかにかかる不法行為を中止し正常な学園生活に復帰することを勧告する。

なお、前回の教授会は学生と更に話し合いを続けたいとの態度を確認していることを付記する。

2月10日

学 芸 学 部 長

### （資料 3）

#### 学 生 諸 君 に 告 げ る

##### —2月7日以降の経過について—

去る2月19日、教授会はすぐる2月2・3日の徹夜集会の際提示された学生側の原案を出発点として懸案解決のための交渉方式について審議したがそこで到達した結論は同日の学生大会で報告した通りである。ところが昨21日自治会執行部から、教授会提案の中に含まれていたいわゆる「自主管理」解除の要請についてはこれを拒否するとの回答があったので、われわれはこの要請について再度注意を喚起したが、本日執行部からあらためて拒否の回答をえた。

このような状況のもとで行なわれる「交渉」が今後円滑に進展することができるかどうか、われわれとして多大の危惧を感じるものであるが、これを何とかして成功させたいものと念願している。

そこで以下、2月7日以後の経過をできるだけ客観的に報告して、学生諸君の良識ある判断の資料としたいと思う。

(1) まず2月7日の教授会の決定について、これが一切の交渉を否定したものと学生側は解釈しているようであり、また事実若干の議事運営の不手際からそのような印象を与える点のあったことを、われわれとしても認めざるを得ないが、しかしこの時の教授会なんらかの形で交渉の場をもつという基本方針を確認した上で「水曜日（2月9日）の教授会を開くこと」を否決したにすぎないものであり、そのことは2月10日の「告示」にも明示されているところである。

したがって、この日の教授会は、上のような決定を行なったあと、それでは具体的な交渉方式をどうするかという問題をひきつづき審議すべき段取りになっていたのである。

ところが、実際にそれが実現されなかったのは学生諸君が会議室を包囲するという事態になり、すでに自由な審議が行なえない状態におかれていたからであった。

(2) 7日の教授会が以上のような形で閉会したあと、残された議題を審議するため、できるだけ早い機会に教授会を開くことをしつように要望した教官も少なくなかった。

これに対し学部長は独自の判断と自らの責任において、自治会執行部との接触を実現しようとした。すなわち、8日、学部長は国大教職員組合の富士見ヶ丘支部委員長にあっせんを依頼して、自治会執行部との会見を申し入れたのである。

しかし、この申し入れにたいする正式回答が得られないままに、2、3日を経過し、その間に、いわゆる「自主管理」体制がしかれた。

このような事態を迎え、12日には補導委員長名で交渉の場をもつための予備会談開催を申し入れたが、これまた全面的に拒否された。

そして15日、われわれは交渉方式審議のための教授会を開く糸口を得るための教官総会開催を申し入れた。

この申し入れに対しては、自治会執行部は「教官総会」ではなく「教授会」を開くよう要求してきた。そこでわれわれは、17日、この要求をうけて教授会を開く方針をきめ、双方の代表でそのための予備会談をもつことを学生側に申し入れたところ、自治会執行部からようやく同意を得たので、18日の予備会談、19日の教授会となったのである。

(3) さて、以上概略を説明した経過にてらして、問題解決のための教官側の努力はかならずしも充分なものとはいえないとしても、何とかして学生側との徹底的な話し合いを行ないたいという熱意に貫ぬかれていたことは了解してもらえらえると思う。

その間に若干の理解の食い違いや摩擦はあったにしろ、現在の段階は学部名称変更について教官と学生との交渉の場を持ちたいという当初の要望が、教官と学生共通のものとして確認され、ようやくその本来の軌道に乗ろうとしているときである。

ここで、双方の間に生じた不信感を克服して、新しい学園の建設のために真剣な努力を重ねるべきではないだろうか。過去1カ月の間の苦しい経験がそのような方向で生かされるなら、それはけっして空しいものではなかったと、われわれは考えている。

2月22日

学芸学部教授会

#### (資料 4)

### 告 示

学芸学部学生自治会は現在校門の通行をしばしば妨害し、教室、教官控室、会議室等国有財産を不法に使用している。また、物品(机、椅子、衝立等)も許可なく使用し露天に放置している。速かにこの行為を中止し平常の状態にもどすよう指示する。

昭和41年2月28日

学芸学部長

#### (資料 5)

### 告 示

今回の学部名称変更問題に関して、学園の正常な機能が長期にわたって、いちじるしく阻害されたことは周知の通りである。このたびの問題については、教授会としても反省すべき点のあったことを認めているところであるが、学生自治会の行動にも少なからず行き過ぎのあったことも事実である。とくに研究室への出入の妨害、施設・設備の不法使用、事務機能の妨害などは絶対に容認できないところであり、すでにわれわれはその都度このような行為をすみやかに中止するよう諸君に要求してきたのであるが、長期にわたって事態の解決をみななかったことは甚だ遺憾である。

もとより今回の学生諸君の行動には、その動機において了解できる点もないではなかったが、しかしそのことがただちに諸君の一切の行動を正当化することにはならない。

そもそも研究と教育の自由は大学の本質的機能であって、これを物理的な力によって阻止するがごときは、いやしくも大学に学ぶものとして断じてあるまじき行為である。

教授会は、いたずらに再び学園を混乱におとしいれるような事態を避け、友好協力の精神をもって学部再建のために学生諸君とともに努力する決意であり、したがってまた責任者の処置についても、そのような立場から慎重に検討してきたが、上に述べたような理由から、事件の主導的立場にあった諸君には別記のような責任をとってもらふことにした。

教授会は今回の事態について改めて深く反省するとともに、今後における学部運営に関してじゅうぶん慎重な考慮を払うつもりであるが学生諸君においても、自らの行動を謙虚に反省し、再び今回のごとき事態が惹起されるようなことがあれば、それが学閥を崩壊にみちびくものであることを認識して強く自戒してもらいたい。

昭和41年7月5日

教育学部長

(資料 6)

## 告 示

先般学芸学部名称変更に伴う紛争に際し一部の学生が大学教官の研究と教育の自由を物理的な力によって著しく妨害した。

この不法行為に対して本学部としては更に厳しい処分を妥当とするものであるが諸般の事情に鑑み今回は2名に対して訓告にとどめられた。万一再びこのようなことが行なわれる場合には厳しく処分されるべきことを知る必要がある。今回の事件は本学部にとって誠に遺憾なことであり強く反省を要望するものである。

学生自治活動の健全な発展のためにも良識にのっとった行動をもって進むことを強く希望する。

昭和41年7月5日

工学部長

### 4. 県立教員養成所設置反対運動について

埼玉大学

注 「B大学移転・統合の問題」の項の2に掲記(97頁)

### 5. 能研テスト採用反対の紛争について

東京芸術大学  
(40. 11. 6)

#### 1. 概 要

本学が昭和41年度入学者選抜の試験の一部(学科試験)として、財団法人能力開発研究所が行なう「学力テスト」を採用することを決定し、これを公表した。これに対し一部学生が「芸大能研テスト反対連絡会」を結成して、本学が入試に「能研テスト」を採用することに強く反対し、その撤回を大学側に要求した。

## 2. 期 間

自 昭和40年 7 月

至 昭和41年 6 月

昭和40年11月 6 日 半日ピケ

## 3. 紛争に対する大学側の対策

1. 学長，両学部長，教官による対学生説明会の開催
2. 教官による受持学生の啓蒙
3. 対外的（受験生，全高等学校，予備校等）なアピール
4. 関係官庁等への連絡

## 4. ピケ 当 日

昭和40年11月 6 日（土）主として美術学部の一部学生によるピケが美術学部正門に張られ，スト態勢をしいたが一部学生の動きに止まり，全学的な統一ストに至るまでの発展はなかった。これに対し美術学部長の説得が行なわれ，土曜日であったためもあり，半日でピケは解かれた。

## 5. 後 記

以上紛争中，大学側として特に告示，あるいは学長談話等の発表は行っていない。

## 6. 就職差別撤回運動について

愛知教育大学  
(41. 11. 12)

### 概 要 と 措 置

例年実施される愛知県公立学校教員採用試験において不合格者と判定された者のうち，特に一般学生から遊離したごく少数の者が中心となって展開する学生運動として，「就職不当差別撤回運動」がある。この運動を画策する一部学生は，“教員採用試験の不合格者となる者は，すべて学生運動の活動家ばかりである”と，まず想定し，この事態は“我々活動家に対する愛知県教委の思想弾圧である”と決めつけて，平常時には学内にアジビラを散乱させ，学生の諸行事，集会時にはマイクを使って喧噪し，また，学外団体とも積極的に連繫・合流しては街頭に立ち署名運動を行ない県教委に対し抗議闘争をおこすところまで事態を推進せしめた。こうした事実は他の多数学生の就職業務を遂行するうえに重大な障害となった。この一部学生の行動は，一般学生の就職にも波及し影響するものであるという事実を公開すると共に，大学側の就職に関する見解を表明し，学生は相互に自戒するよう次のとおり掲示により通達をした。

### 告

昭和41年度実施の愛知県公立学校教員採用試験結果は，愛知県教育委員会より受験者個人に11月 4 日最

最終的に発送された。大学は全卒業予定者の就職に全力を傾注してきたが、遺憾ながら受験者 691 名中、十数名の不合格者をみるの止むなきに至った。不合格者は今後の就職方針についてそれぞれ教室指導教官と十分相談のうえ、学生課と連絡をとられたい。学生課は今後の就職について十分善処したいと考える。

なお、県教育委員会あてに「岡崎分校を守る会」「4年生決起大会」「国語科、社会科、数学科の各平和を守る会」等の名において発せられた就職差別反対の抗議電報は大学の就職業務遂行上、迷惑な事実であった。このような一部学生の行動は一般学生の就職にも波及し影響するものであるから厳に慎しまれたい。一般学生もこの事実には深く関心をよせ今後このような事態を誘起しないよう相互に自戒することを強く要望する。

昭和 41 年 11 月 12 日

学 生 部 長

#### 今後の措置

この通達後の一部学生の行動は、一枚のアジビラ配布をみたのみで、現在はその影響を見受けられないが、今後ともこれら一部学生の行動に注意し、一般学生に波及するような行為がなされるならば、必要に応じその都度全学生に事実を公開し善処していく方針である。

## Ⅶ そ の 他 の 問 題

### 1. 学生への広報機関紙について—学生が自ら考えるための資料として—

静岡大学  
(40. 7. 1)

#### 学生広報機関紙「静大だより」創刊の言葉（渡辺学長）

本学は昭和37年度の開学記念日をトして広報機関紙としての「学報」を創刊し、現在で第23号に及んでいる。その内容は政令、通達、学内の規則、人事異動、諸会議の簡単な報告などであり、その発行部数は僅かに毎号500部程度であるから、教職員の全部にも、いわんや学生諸君にも行き渡るほどの広報性を持っていなかったのである。

それで、昨年中頃から主として学生への広報機関紙をつくるべきではないかとの議が、学生部を中心として取り上げられていた。当時、本学では文理学部の改組、教育学部の統合、教養部の設置、さらに新校地の確保など大きな諸問題を抱いており、連日とも言いたい程の多忙裡に諸会議が開かれていた。

ところで、これらの問題のうちには教職員は申す迄もなく、さらに学生諸君にとっても深い関心をいただくものもあったのは当然であった。教職員には評議会、教授会或は教室会などのルートで、夫々の問題の審議乃至処理の様子は知らされていた。しかし、大半といわんよりは全学生諸君は、われわれのこの静大が将来どんな変貌をもたらすであろうかと、将来発展への期待はあるにせよ、一片の憂慮の念も持たれたであろう。剩え地方新聞には屢々ビッグ・ニュースとして取材されたり、その中には誤報もないわけではなかった。

たまたま、人文・理の両学部と教養部の設置の申請書を作成する頃、文理学部の学生を主とした百数十名の学生から学長の所信を糺したいとの会見申込みを受けたことがあった。成人の日であったが夕暮れまで約1時間半ほど、いろいろと質疑応答を続けたのであった。緊迫した空気の中であったが、会見中私は努めて冷静に私見を述べたと思っている。この際気付いたことの第一は、教授会から評議会へと大学管理の常道を踏まえているつもりでも、何かしら学長の暴走だとの疑念がもたれていないかとの事であった。

学長は管理者であって、もちろん大学の将来発展については常に新構想を持ちつづけなければならないが、学内にあっての調停者であり、かつ重要な任務は学園の平和であると私は考えている。

さらに第二の点は、この学長との会見に出席した学生は全学生の数パーセントにもみたないのであったが、全学生のすべてに広く、学内の実情、将来の計画、たまには個人としての学長の構想、夢の如きものを伝えて、全学生が自ら考えるための資料を提供することが必要であると痛感したのである。

そんなわけで学生に向っての広報機関紙の発刊の企画がさらに進められた。私がこれに寄せる期待は、知らざるがために、無関心であるがために、学内において管理機関、または教官と学生との間に対立が惹起される不幸がないようにとの希望なのである。

本年度の第16回静大開学祭における文理・教育・法短自治会の掲げたスローガンは「友よ！ 作ろう友情の輪を、友よ！ 創ろう大学の未来を」であった。

学園に培かれる友情の団結，学園をあげての本学の未来誕生への精進のために，茲に発刊される「静大だより」を現在・未来を通じて役立たせたいのである。

(渡米の日の朝誌す)

(資 料)

「静大だより」各号の内容

第1号(昭和40. 7. 1 発行)

創刊にあたって……………渡 辺 寧  
あすの静大……………守 屋 数 男  
新しい学部・人文学部に帰って……………田 中 敬 一  
理学部だより・理学部の現状とその将来……………桐 谷 文 雄  
テレビ発祥の地に電子工学研究所……………地 田 義 明  
そ の 他

第2号(昭和40. 9. 10 発行)

教養部長に就任して……………宇 野 慶三郎  
あすの静大(その2)……………守 屋 数 男  
帰 朝 談……………渡 辺 寧  
新寮の一日……………鴨 川 寿  
仙人の群れ……………生 田 利 治  
サマーキャンプの思い出……………上 野 実 朗  
学生部だより・漫談「保健衛生」

第3号(昭和40. 11. 10 発行)

山 歩 き……………河 内 清  
厚生施設などについて……………望 月 誼 三  
課外活動セミナーに参加して……………鈴 木 盛 夫  
秋 の 詩 歌……………南 信 一  
雑 居 家 族……………田 中 勝 雄  
明 治 村(旅のメモ)……………太 田 芳三郎  
社会見学同行記(外国人留学生とともに)……………かむろ・みつ

第4号(昭和41. 2. 10 発行)

三十年の歳月……………遠 藤 庄 三  
体育施設について……………青 木 賢 一  
花と鳥と共に……………上 野 実 朗  
静大ランゲージ・ラボラトリー……………宇 山 直 亮  
百年後の叡智……………加 茂 巖  
史学研究室から……………市 原 寿 文  
学生部だより(健康相談所開所のお知らせ)……………田 辺 秀 雄  
就職状況一覧  
編集後記……………阿 田 英 雄



## 2. 学園紛争の回避について

鹿児島大学  
(42. 1. 20)

### 1. 学生運動の状況について

- (1) 本学に於ては開学以来今日まで、昭和35年の安保改正阻止運動は例外として、所謂学園紛争というべき事件は1回も起きていない。次長制反対運動はあったが、抗議集会がもたれ、学長と代表学生との間で数時間の論議が行なわれ、街頭デモが行なわれた程度であった。
- (2) 学内に於ける抗議集会は、年に何回ずつかはもたれたが、いずれも大学当局に正式に届出があったものであり、混乱を起こしたり学園の秩序を乱したりしたことはない。それは殆どすべてが全国的な統一行動であり他の大学に追随する程度のものであって、本学独自のものは殆どなかったからであろう。
- (3) 街頭デモも何回かはもたれたが、逮捕された学生は今までに2名に過ぎず、いずれも即日釈放された程度のものであった。また書類送検された学生は3名あったが、すべて執行猶予の程度であった。
- (4) 他の国立大学に於て学園紛争の原因となっている寄宿料値上げ反対運動あるいは学生会館管理運営権獲得運動などについては、本学に於てもある程度の運動が展開されたが、大学当局と学生代表による数回の話し合いによって略ぼ了解点に達し、紛争は回避できたのである。
- (5) 本学で制定した新寮規則については、全寮生の納得を全面的に得るには至っていないため目下話し合いを継続中であるが、これに関連した不穏な行動はみられない。また過去に於ても入寮拒否あるいは閉鎖は行なわれたことがない。

### 2. 学園紛争が回避できている理由について

- (1) 本学には教養部に限って学生自治会が組織されているが、他の学部にはなく勿論全学的な組織はない。教養部学生自治会にはイデオロギーを異にする2つの派があって、つねに相剋があり、執行部においては統制をとり得ない状態にあるようである。そのためにエネルギーの盛上がりは見られない。しかも両派とも中核とみられる学生は僅か数名に過ぎず、それを取りまく周辺学生もせいぜい20名あるいは30名程度であって、一般学生は殆ど無関心のものであり、学生運動としての盛上がりはあまり見られない。その要因としては、本学の多くの学生が質実剛健の気風を今なお多く存している鹿児島およびその他の九州各県の出身者であることも考えられるが、外部からの煽動があってもこれに応じて動く傾向があまりないことにもよるものようである。
- (2) 校友会(課外活動の文化・体育両部門)は全学一本の組織であって、学長・学生部長がそれぞれ会長・副会長であり、学生部幹部職員と数名の教官が学生とともに代議員会を構成しているばかりでなく、各部には教官の部長がいて、校友会は教官と学生との連繫の場となっている。
- (3) 生活協同組合の理事長は教官であり、理事会は学生の他に数名の教職員をもって構成されている。大学当局との人間関係は比較的良好であって、大学当局との接衝は必ず理事長を交えて行なわれ、乱暴な発言はあまり聞かれない。なお生活協同組合と教養部学生自治会とは目下のところイデオロギーを異にするため両者間の摩擦は相当激しく、相互に牽制しあっている状態である。
- (4) これらの学内団体あるいは学生集団の代表者等との話し合いは、主として学生部の幹部職員が携わっ

ているが、学生の発言に傾聴し条理を尽して説明し、理解につとめ労を厭わず話し合いを継続することになっているが、窓口を受持つ職員に本学の卒業生を当てていることは、効果を挙げている一つの理由と考えられる。また、ときには学長が学生代表との話し合いに応じることもあり、更には学生部の職員がつねに学生との人間関係形成に意を注いでいることもあずかって効果を挙げているものと考えられる。

- ⑤ 更に、事務局長が学生問題に深い理解をもち、事務局の幹部職員が学長・事務局長の意を受けて学生のために便宜を考慮しているが、このことも学園紛争の回避に寄与しているものと考えられる。

### 3. 学生ゼミ・大学名称変更等に際し紛争回避について

愛知教育大学  
(41. 11. 14)

#### 1. 東海ブロック教育系学生ゼミナール開催について

昭和41年10月3日付けで、本学における第12回東海ブロック教育系学生ゼミナール（12月3日～5日）開催の願い出があったので、検討の結果次の条件をつけて許可した。

許可条件（下記告示の条件と同じ）

なお一般学生へ周知徹底させるために、下記の告示を行ない、ゼミナール終了後まで大学掲示板に掲示した。

#### 告 示

10月3日付けで願い出のあった、第12回東海ブロック教育系学生ゼミナール開催については、さる11月10日の教授会で次の事項を遵守することを条件で許可された。

- (1) 許可されたスケジュールをなるべく変更しない。
- (2) 政治運動でなく教育活動であるから、教育系学生のゼミナールとする。従って外郭団体の参加を認めない。
- (3) 施設の保全に注意する。（火災の防止、整理、整頓）
- (4) 実施細目、組織、責任者名、助言者、講師名等を逐次提出すること。
- (5) ビラ、掲示等についても、責任の所在を明確にし、許可された範囲で行ない、終了後撤去する。

実行委員会はもとより、全学生は上記の諸条件を厳守し、自主的にゼミナールを成功させたい。

なお上記の諸条件を厳守しない場合は、学外学生を含む如何なる集会をも許可しない方針であるから周知されたい。

昭和41年11月14日

学 生 部 長

なお上記内容の誓約書を常任委員長に提出を求めて開催を許可した。その結果、従来のゼミナールに比

較して成功裡に終了することができた。

## 2. 大学の名称変更、統合問題等について

全国的に問題となった大学の名称変更、統合問題等は、本学においては、いずれも学長が全学生を講堂に集め、事前にその趣旨を説明し学生の協力方を要請したため反対運動等はおきなかった。

## 4. 農大ワンダーフォーゲル部事件に際しての注意 (学内通知)

埼玉大学  
(40. 5. 28)

昭和40年5月東京農大ワンダーフォーゲル部の事件に関連して、学長から各学部長、運動部系サークル顧問教官に通知を發したことがあるので参考までに掲記します。(資料)

### (資料)

拝 啓

諸賢におかれては、学生の補導と厚生に日夜心をお砕きのことと、敬意を表し且つ感謝いたしております。

さて近頃新聞で見る東京農業大学のワンダーフォーゲル部の学生集団暴行事件は、教育界全般からみて、まことに襟を正すべき事件と考えます。大学のことでありますから、学生の自治を尊重すべきはもちろんでありますが、しかし指導教官はやはり適当に学生に接触して、その指導に努めるべきであると思います。そのような意味で、今度の事件に対しては、学校側にも当然責任があるものであり、われわれとしてもこのような不幸な機会に、自らを顧みなければならぬと思います。

本学においては、教官諸賢のご努力により、学生生活も円満に行なわれているように感じますのは、ご同慶にたえないところであります。今後も折にふれて学生との接触の機会を多くされ、その指導にお努め下さるよう、くれぐれもお願いいたします。

ご健勝を祈ります。

昭和40年5月28日

以 上

藤 岡 由 夫

各学部長・部長 殿  
各サークル顧問 殿

非 売 品